

令和 5 年度

国の施策及び予算に対する
東京都の提案要求

令和 4 年 6 月



東京都

このたび、令和5年度の国の施策及び予算に対し、東京都が現在抱える課題の早急な解決と、施策の確実な実現のため、提案要求をとりまとめました。

大臣及び各府省庁におかれましては、都の提案要求の実現に向けて的確な措置をとられるよう、お願いいたします。

令和4年6月

東京都

目 次

事 項 名	頁
令和5年度 国の施策及び予算に対する東京都の提案要求（概要）	1
「国と都の実務者協議会」に係る協議事項	3
1 地方分権改革	8
1 真の分権型社会の実現（最重点《一部》）	9
2 国境離島の維持保全	17
1 海洋国家としての我が国の地位を堅持するための国境離島の維持・保全	18
3 行財政改革	22
1 法人実効税率の引下げに係る国の責任による対応及び代替財源の確保	23
2 都区財政調整の財源に係る過誤納還付金の取扱いの見直し	24
3 社会保障の充実など制度創設及び見直しに伴う国の責任による確実な財源の確保等	26
4 財政上の不合理な措置の是正	28
5 地方税収納金整理資金制度の創設	30
6 地方法人課税の分割基準の適正化	31
7 新たな国際課税ルール策定に係る税収の適切な帰属【新規】	33
8 社会保障・税番号制度の拡充等	34
9 「ふるさと納税」制度の見直し	36
10 自治体情報セキュリティクラウドの推進	38
11 公務員の働き方改革に向けた勤務条件の弾力化（最重点）	39
12 公務員の育児短時間勤務及び部分休業の対象となる子の年齢の拡大【新規】	41
13 LGWAN（総合行政ネットワーク）環境のセキュリティ確保	43
14 新型コロナウイルス感染症に伴う地方の財政運営に対する確実な支援（最重点）	44
15 ベース・レジストリの整備・オープンデータの利活用の推進	46
16 パブリッククラウドの利用ガイドラインの提示	47
17 行政手続などのデジタル化に向けた財政措置等	48
18 税務行政におけるデジタル化推進	51
19 指定給水装置工事事業者の指定等に係るDXの推進	62
4 災害対策	63
1 首都直下地震等への備え（最重点）	64
2 帰宅困難者対策の推進（最重点）	67
3 緊急地震速報の改善	69
4 災害医療体制の充実	72
5 災害時における安定的な燃料供給体制の確立	74
6 大規模災害時における被災者の生活再建支援制度の在り方	77
7 災害情報等の多言語発信	78
8 消防関係講習のオンライン化等の推進	79
5 都市整備	80
（1）都市づくり・防災	
1 建築物の耐震化の推進（最重点）	81
2 木造住宅密集地域の整備促進（最重点）	88
3 総合的な治水対策の推進（最重点《一部》）	95
4 東京港の地震・津波・高潮対策の推進（最重点）	116
5 大規模水害対策の推進（最重点）	117
6 土砂災害防止に向けた盛土等の安全対策の推進（最重点）	129
7 ライフライン施設の耐震化などの推進	131
8 羽田空港の液状化対策の推進	133
9 長周期地震動対策の推進	134
10 利水・治水対策の推進等	135
11 下水道事業に対する交付制度の拡充（最重点《一部》）	137
12 水の有効利用の促進	146
13 不法係留船対策の推進（最重点）	148
14 国際競争力強化に資するまちづくりの推進（最重点）	150
15 市街地の開発に係る諸事業の推進（最重点）	151
16 大都市圏における地籍調査の推進	158

事 項 名	頁
17 マンションの適正な管理と円滑な再生による良質なストックの形成促進 (最重点)	159
18 空き家対策の促進と既存住宅ストックの活用 (最重点)	164
19 都営住宅ストックの有効活用	169
20 大都市補正の適用地区拡大	171
21 公共用地取得に係る登記関連法の改正	172
22 公共事業推進のための行政代執行法の改正	175
23 公共事業と農地保全を両立するための制度改正	176
24 東京における一体的な都市づくり推進のための仕組みづくり	178
25 首都移転の白紙撤回	180
26 鉄道施設の耐震化の推進	181
27 病院等の耐震化対策に係る補助制度の拡充	182
28 私立学校の耐震化対策に係る助成の拡充	183
29 住宅セーフティネット制度の改善	186
30 宅地建物取引業法・住宅瑕疵担保履行法に基づく手続に係る電子申請システムの構築	190
31 建築行政等の手続のデジタル化の推進	192
(2)道路・鉄道	
32 東京外かく環状道路の整備促進 (最重点)	195
33 高速道路網の整備推進及び有効活用等 (最重点)	198
34 国道等の整備推進 (最重点)	205
35 道路・橋梁事業の推進 (最重点《一部》)	207
36 鉄道駅のバリアフリー化の推進 (最重点)	226
37 都市鉄道ネットワーク等の強化 (最重点)	230
38 B R T整備推進のための制度の創設・拡充 (最重点)	234
39 都市高速鉄道整備の充実・強化	236
40 連続立体交差事業の推進 (最重点)	240
41 踏切対策推進のための制度の創設・拡充	242
42 無電柱化事業の推進 (最重点)	243
43 バス事業の環境整備の促進	247
(3)基地対策・空港・港湾	
44 羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進 (最重点)	249
45 首都圏新空港の調査検討の推進	255
46 米軍基地対策の推進 (最重点《一部》)	257
47 小笠原航空路の整備促進 (最重点)	265
48 物流機能の強化に向けた東京港の整備推進 (最重点)	267
49 魅力的な水辺空間の創造に対する支援の拡大	270
50 民有港湾施設の適切な維持管理の推進	271
51 島しょ港湾等の整備促進	272
52 東京港の新海面処分場の財源確保	273
53 島しょ港湾等の防災対策の推進 (最重点)	274
6 環境・エネルギー	275
1 電力需給ひっ迫への対応【新規】 (最重点)	276
2 気候変動対策の推進 (最重点)	279
3 自動車等のゼロエミッション化の推進 (最重点)	294
4 再生可能エネルギーの本格的な普及拡大 (最重点)	299
5 水素社会の実現に向けた取組の加速 (最重点)	305
6 緑の保全と創出に係る税財政措置の拡充	313
7 公園整備事業等の推進 (最重点)	315
8 都市再生推進のための国有財産の活用	319
9 小笠原諸島世界自然遺産保全管理の推進	322
10 自動車排出ガスに係る大気汚染対策の強化	323
11 道路環境対策の推進 (最重点)	325
12 微小粒子状物質 (PM _{2.5})・光化学オキシダント (O ₃) 対策の推進	327
13 市街地土壌汚染対策の推進	330
14 P C B廃棄物処理の促進	332
15 森林循環促進に向けた施策の拡充 (最重点)	333
16 東京湾の水質改善対策の促進	335
17 食品ロス削減施策の推進 (最重点)	336

事 項 名		頁
18	ヒアリ等の侵入、定着防止措置の実施	338
19	プラスチック対策の推進 (最重点)	340
20	学校給食におけるプラスチック製品削減等の推進【新規】	342
21	国立公園の活用 (最重点)	344
22	廃棄物・リサイクル対策の拡充 (最重点《一部》)	346
23	産業廃棄物処理業の許可申請手続等の電子化	348
24	狩猟免許更新等における柔軟な対応	350
7 福祉・保健・医療		351
1	少子社会対策の推進 (最重点《一部》)	352
2	特別な支援を要する子供と家庭に係る施策の充実 (最重点《一部》)	364
3	新型コロナウイルス感染症に係る母子保健事業の充実 (最重点)	375
4	高齢社会対策の推進 (最重点《一部》)	377
5	医療保険制度の改革等	391
6	障害者施策の推進	399
7	生活・雇用に関するセーフティネットの強化 (最重点《一部》)	419
8	保健医療施策の推進	426
9	ウイルス肝炎対策の強化	469
10	新興・再興感染症対策の充実 (最重点《一部》)	471
11	健康危機管理体制の充実	477
12	緊急被ばく医療体制の整備	483
8 生活・産業		484
1	国際金融・経済都市の実現 (最重点)	485
2	「スマート東京」実現に向けた高速モバイルインターネット網の早期構築等 (最重点)	487
3	地方消費生活行政の財源確保	490
4	原油価格・物価高騰対策による都民生活の安定確保【新規】	491
5	原油価格・物価高騰等の影響を受ける農林漁業者に対する支援の充実【新規】 (最重点)	493
6	文化政策の推進	494
7	M I C E推進施策の強化 (最重点)	496
8	観光産業の早期回復に向けた取組の充実 (最重点)	498
9	中小・小規模事業者のキャッシュレス化の推進 (最重点)	500
10	多文化共生社会の実現に向けた外国人受入環境整備促進	501
11	ベンチャー企業の支援の拡充	504
12	都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善 (最重点)	505
13	ライフ・ワーク・バランスの推進 (最重点)	507
14	就職氷河期世代等の非正規労働者に対する支援の強化	512
15	非正規労働者の待遇改善に向けた支援の強化	514
16	障害者の就業支援策の一層の充実 (最重点)	516
17	ウクライナ情勢に伴う避難民受入れを踏まえた外国人避難民等への就労支援の充実【新規】	519
18	情報通信網の維持管理及び再整備に対する支援	520
19	伊豆・小笠原諸島周辺海域における中国漁船の領海侵犯及び違法操業への対応	522
20	職場における女性の活躍を推進する雇用就業施策の充実 (最重点)	523
21	中小企業のビジネスチャンスの拡大を図る取組の推進 (最重点)	524
22	脱炭素社会の実現に向けた中小企業への支援強化【新規】 (最重点)	527
23	中小企業の人材確保・定着への支援	528
24	中小企業のデジタル化の推進【新規】	530
25	高齢者の就業を推進するための支援の充実	531
26	ソーシャルファームの普及	532
27	ハラスメント防止対策の総合的な推進	534
28	感染症やウクライナ情勢等の影響を受ける中小企業者への資金繰り支援 (最重点)	535
29	P I O - N E Tのモバイル化・クラウド化	537
30	家庭における高速インターネット回線の整備	538
31	豚熱及びアフリカ豚熱対策の強化	540
32	漁業収入安定対策事業の拡充	542
33	公共職業訓練施設の入校申請に必要なハローワークにおける手続の電子化	543
9 スポーツ・青少年・教育		544
1	東京2020大会レガシーを生かしたスポーツ振興事業の推進	545
2	若者の社会的自立を支援する施策の拡充	556

事 項 名		頁
	3 子ども・子育て支援新制度施行後における幼児教育の質の確保	557
	4 私立学校助成の拡充	559
	5 高等学校等就学支援金制度の必要経費の確保等	561
	6 公立学校の教職員定数の充実	563
	7 特別支援学校の養護教諭等の定数改善	566
	8 いじめ問題等に対する取組の充実	567
	9 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の運用等【新規】	570
	10 教育支援センターの機能強化、不登校特例校の拡充等	572
	11 学校における働き方改革の実現 (最重点)	574
	12 児童ポルノの自撮り被害をはじめSNSの利用に起因する性被害等から青少年を守る施策の充実	576
	13 学校施設の空調設備整備に対する支援 (最重点)	578
	14 外国につながるのある子供に対する教育の充実	580
	15 教育のデジタル化の推進に向けた支援 (最重点)	583
	16 教科書事務における効率化	587
	17 教育職員免許状の最新情報の入手可能な仕組みの構築	588
	18 著作権法改正に伴う図書館資料の公衆送信への支援【新規】	590
10	治安対策	591
	1 首都東京を守るテロ等対応力の強化 (最重点《一部》)	592
	2 重要インフラ等に対するサイバー攻撃対策の強化 (最重点)	597
	3 総合的な治安対策の充実・強化 (最重点《一部》)	599
	4 鉄道におけるセキュリティ確保の取組の推進【新規】	612
	5 再犯防止施策の充実	613
	6 国民保護事案に関する対策の推進 (最重点)	615
参 考	1 府省庁別提案要求事項一覧	618
	2 所管局別提案要求事項一覧	624
	3 東京2020大会のレガシーに関する要望事項	629
	4 DX推進に関する要望事項	631

※1 【新規】は、重点事項に新たに追加されたもののことである。

※2 最重点《一部》は、内容の一部を最重点事項とするもののことである。

令和5年度 国の施策及び予算に対する東京都の提案要求（概要）

最 重 点 事 項

1	新型コロナウイルス感染症への対応 ○ 新興・再興感染症対策の充実 感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた戦略の検討・明示、水際対策・サーベイランスの強化 保健所の機能強化、確実な検査・医療提供のための取組、国産ワクチン・治療薬の開発・供給 ○ 新型コロナウイルス感染症に伴う地方の財政運営に対する確実な支援 感染拡大の防止や地域経済の回復・活性化へ向けた、自由度の高い十分な財政支援の確実な実施 ○ 生活・雇用に関するセーフティネットの強化 感染拡大の影響の長期化や原油価格の高騰等を踏まえた生活困窮者への効果的な支援策の提示 ○ 感染症やウクライナ情勢等の影響を受ける中小企業者への資金繰り支援 政府系金融機関の実質無利子融資の再延長などの支援を経済が回復基調に至るまで継続 ○ 米軍基地における新型コロナウイルス感染症に関する取組の推進 水際対策・感染拡大防止策の徹底、自治体への情報提供についての米側に対する申し入れ ○ 観光産業の早期回復に向けた取組の充実 インバウンド需要の回復に向けた戦略の提示、必要な取組の段階的な推進 ○ 新型コロナウイルス感染症に係る母子保健事業の充実 集団健診の実施回数増に伴う追加的経費への財政措置、感染症対策経費への財政支援 ○ 廃棄物・リサイクル対策の拡充 各処理段階における新型コロナウイルスの性状に係る調査及び自治体等への情報提供
2	エネルギーの安定確保（脱炭素）への対応 ○ 電力需給ひっ迫への対応 需給状況に関する具体的かつ詳細な情報公開、省エネ・節電の取組促進に向けた情報提供及び支援 電力需給ひっ迫等に係る情報の確実かつ広範な周知、需給ひっ迫時の具体的な節電行動の周知・徹底 デマンドレスポンスへの支援、電力需給の安定的運用及び電気料金の高騰抑制対策 計画停電の準備状況等の速やかな情報提供、都が推進しているH T Tの取組に対する普及啓発や広報などの具体的な支援 ○ 気候変動対策の推進 IPCC「1. 5℃レポート」の内容を踏まえ、地球温暖化対策計画等で掲げた取組の、2030年までの開始時期を明確化し、気候危機に向けた行動を速やかに開始 住宅・建築物の脱炭素化の促進 ○ 再生可能エネルギーの本格的な普及拡大 エネルギー基本計画では、2030年の電源構成に占める再生可能エネルギー割合を38%以上の高みを目指すとしており、この方針に沿って取組を最大限加速 再生可能エネルギーの利用拡大に向けた電力系統の運用改善・強化整備 再生可能エネルギーの継続的な利用・導入拡大に必要な制度等を整備 ○ 水素社会の実現に向けた取組の加速 グリーン水素の普及に向けた技術開発の推進
3	人が輝く東京 ○ 少子社会対策・高齢社会対策の推進 子供・子育て支援のための一層の財源確保、小学校就学後も利用できる育児短時間勤務制度等の導入支援 東京の実態に合わせた人件費・物件費などの地域差の介護報酬への反映 ○ ライフ・ワーク・バランスの推進、障害者の就業支援策の一層の充実 非正規雇用へのテレワーク導入支援、障害者雇用促進に向けた企業への周知・事業者への支援 ○ 職場における女性の活躍を推進する雇用就業施策の充実 女性の活躍推進に向けた取組を行う企業への支援策の充実、女性の再就職に向けた施策の強化 ○ 教育のデジタル化の推進に向けた支援 等 高端末更新費用等への継続的かつ十分な財政支援、GIGAスクール運営支援センターへの補助充実 教育内容の充実と教員負担軽減のための小学校における外部人材任用への経費支援

4	安全安心な東京 ○ 首都直下地震等への備え 国による防災力強化のための施策の着実な実施 都が新たな被害想定を踏まえて実施する対策等に対する具体的な財政上の措置 ○ 大規模水害対策の推進 広域避難手段の確保や誘導など大規模水害対策の推進、荒川第二・第三調節池の整備推進 高台まちづくりを促進するための必要な措置 ○ 無電柱化事業の推進、島しょ港湾等の防災対策の推進 単独地中化方式など多様な事業手法が活用できる制度設計、島しょ地域における無電柱化推進支援 ○ 土砂災害防止に向けた盛土等の安全対策の推進 地方公共団体が適切に危険な盛土等に対応するための財政支援等を含む総合的な施策の充実 土地所有者等が適切に盛土造成地の保全を図るための制度等の構築 ○ 道路・橋梁事業の推進 (『臨港道路の橋梁・トンネルの長寿命化』を新たに追加) ○ 都市鉄道ネットワーク等の強化 交通政策審議会答申で「事業化に向けて検討などを進めるべき」とされた路線※の整備促進 ※羽田空港アクセス線、新空港線（蒲蒲線）、臨海地下鉄、東京8号線（有楽町線）、品川地下鉄 東京12号線（大江戸線）、多摩都市モノレール（箱根ヶ崎方面・町田方面） ○ 高速道路網の整備推進及び有効活用等 管理主体や経路によらない最短距離を基本とした一体的で利用しやすい料金体系の実現 高速道路網の整備・老朽化対策に必要な財源の確保、本線料金所撤廃などにつながるETCの普及促進
5	世界をリードする東京 ○ 国際金融・経済都市の実現 つみたてNISAへのESG指数の追加等、個人投資家のESG投資を後押しする税制措置 幅広い都民の資産形成を含めた金融リテラシー向上に向けた一層の取組の推進 世界で活躍する人材を育てるとともに、多くの留学生を引きつけるため、秋季入学を含む柔軟で多様な学びのあり方の検討 ○ 「スマート東京」実現に向けた高速モバイルインターネット網の早期構築等 国が掲げる5Gの整備目標の早期かつ着実な達成及び都道府県別整備状況の開示 携帯電話等エリア整備事業の対象地域の拡大、基地局設置後の継続的な財政支援
6	美しい東京・楽しい東京 ○ 自動車等のゼロエミッション化の推進 ZEVの高速道路等の利用に対するインセンティブ付与などの実効性ある取組 高速道路の急速充電設備の更なる充実、電動バイクの普及に向けたバッテリーの共通化の促進 ○ 水素社会の実現に向けた取組の加速【再掲】 水素ステーションの整備促進に向けた規制の緩和及び検査の簡素化
7	オールジャパンで進む東京 ○ 中小企業のビジネスチャンスの拡大を図る取組の推進 全国の事業者に対する「ビジネスチャンス・ナビ」への登録・利用の促進 ○ 森林循環促進に向けた施策の拡充 森林循環に資する国産材の利用促進施策の拡充、林道等の基盤整備や低コスト化のための施策の強化
8	地方分権改革の推進 ○ 真の分権型社会の実現 国・地方の税財源の不合理な配分の見直しなど、地方分権に資する地方税財政制度の抜本的改革 23区内の大学に対する定員増抑制について、規制の早期撤回 「AIやデータサイエンス等に関する分野」の大学定員を直ちに規制の対象から例外化

「国と東京都の実務者協議会」に係る協議事項について

1 首都東京の重要施策に係る実務者による国と東京都の協議について

東京の活力の増進により、我が国全体の発展を促進する観点から、国と連携が必要な東京都の重要な施策について、実務者による国と東京都の協議を行うため、平成31年1月に国と東京都の実務者協議会を設置し、8項目20施策について都と関係省庁との間で具体的な協議を進めている。

8項目20施策について、国と東京都が協議を行い、首都東京が抱える様々な課題を解決しながら、首都として「稼ぐ力」を高めていくとともに、東京が首都としての役割をしっかりと果たし、我が国の活力の増進に貢献していくために取り組んでいく。

2 8項目20施策と国への提案要求内容対応一覧表

以下の表は、国と東京都の実務者協議会における協議事項の8項目20施策に対応する、都の提案要求内容を取りまとめたものである。

項目 番号	施策 番号	8項目 / 20施策 / 提案要求内容	対応頁
1 首都圏空港・港湾機能の充実			
1	羽田国際空港の機能強化	・羽田空港の更なる機能強化と国際化を推進するため、空港容量の拡大について可能な限りの方策を総合的に検討すること。 2020年の新飛行経路の運用開始後も、引き続き地元への丁寧な情報提供と、騒音・安全対策等を着実に進めること。	249
		・都心に近く、24時間利用可能な空港である羽田空港の機能を最大限に発揮するため、広域交通ネットワークの整備を推進すること。 ・今後の羽田空港の更なる機能強化に的確に対応するため、空港アクセスの強化等を検討すること。	252
2	横田基地の民間航空利用	・横田基地の軍民共用化に関する日米協議を進め、早期実現を図ること。	261
3	小笠原航空路の整備促進	・都が進める調査・検討に対し、指導・助言等の支援・協力を行うこと。 ・航空路開設に関する諸課題の解決に支援を行うとともに、財政措置も含め、特段の配慮を講じること。	265
4	東京港の国際競争力強化	・中央防波堤外側コンテナふ頭（Y3バース）の早期完成に向けて、必要な財源を確保するとともに、整備の着実な推進を図ること。 ・青海コンテナふ頭の再編や内貿ユニットロードふ頭の整備など、物流機能の強化に資する施設整備に必要な財源を確保すること。	267
		・震災時においても、首都圏の物流機能を確保するため、中央防波堤外側コンテナふ頭（Y3バース）の耐震強化岸壁について、整備を推進すること。 ・震災時の被災者避難や緊急物資の輸送に対応する品川ふ頭（S3バース）、10号地その2ふ頭（VA2バース）の耐震強化岸壁の整備に必要な財源を確保すること。	269
2 幹線道路の整備促進による道路ネットワークの早期完成等			
5	東京外かく環状道路(東名高速～湾岸道路間)の整備促進	・外環（東名高速～湾岸道路）については、関越道～東名高速間に引き続き整備していくため、「東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）計画検討協議会」における議論も踏まえ、羽田空港へのアクセス性を確保しつつ、まずは東名高速～湾岸道路間の全区間の計画を早期に具体化すること。	195

項目 番号	施策 番号	8項目 / 20施策 / 提案要求内容	対応頁
	6	高速道路網の整備推進等	
		・交通が集中する江戸橋 J C T の渋滞緩和に寄与する新京橋連結路（地下）を早期に事業化すること。また、新京橋連結路（地下）と連続したネットワークを形成する首都高速晴海線の延伸部は、江戸橋・箱崎 J C T などの渋滞ポイントを避けて、都心と首都高速湾岸線の相互アクセスを可能にするなど、高い整備効果が見込まれることから、事業者を早期に決定し事業化すること。 ・首都圏の高速道路網の整備に必要な財源を確保すること。新規路線の事業化に当たっては、地方公共団体の負担が過大とならないよう、料金徴収期間の延長などにより有料道路事業の財源を確保すること。	198
		・日本橋周辺のまちづくりと連携し、首都高速道路の地下化工事を推進すること。 ・築地川区間のうち、新京橋連結路（地下）との接続部については、早期に工事着手すること。残る区間については、晴海線との接続を見据え、更新計画を速やかに具体化し、晴海線の接続工事と一体的に事業を実施すること。	203
	7	国道等の整備推進	
		・国道 3 5 7 号のうち、多摩川トンネルについては、羽田空港周辺と京浜臨海部の連携強化に向けて、実施工程を示しつつ整備を推進し、早期開通を図ること。 ・国道 1 5 号については、「品川の顔」となる品川駅西口駅前広場の再編整備に不可欠な都市基盤である。このため、品川駅周辺の関連する事業等との連携を図った上で、本線と西口駅前広場の整備推進を図ること。	205
3		首都圏鉄道網の拡充	
	8	鉄道ネットワーク等の強化促進	
		・交通政策審議会答申第 1 9 8 号及び第 3 7 1 号において「事業化に向けて検討などを進めるべき」とされた路線等の整備を促進すること。 (羽田空港アクセス線、新空港線、臨海地下鉄、東京 8 号線の延伸、品川地下鉄、東京 1 2 号線の延伸、多摩都市モノレールの延伸（箱根ヶ崎方面、町田方面）など) ・答申第 3 7 1 号に位置付けられた東京 8 号線の延伸及び品川地下鉄については財源の確保、臨海地下鉄については事業計画策定に向けた協力など、必要な措置を講じること。 ・J R 中央線複々線化などの事業化に向けて、新しい整備の仕組みづくりを検討するなど、早期に必要な措置を講じること。	230
4		大都市防災対策の強化、首都機能の維持、国土強靱化の推進	
	9	豪雨・高潮対策の推進	
		・都市型水害対策を推進するために必要な財源を安定的・継続的に確保し、東京に必要な額を確実に配分すること。 ・護岸整備に加え、調節池や分水路等の大規模事業に必要な財源を確保し、確実に配分すること。 ・環状七号線地下広域調節池（石神井川区間） ・下高井戸調節池（神田川） 等	97
		・都民の生命と財産を守り、首都東京の中核機能を確保するため、東京港における地震・津波・高潮対策を早急に講じられるよう、必要な財源を確保すること。	116
		・低地部において、土地区画整理事業等と高規格堤防整備事業の一体実施など、高台まちづくり（高台・建物群）を促進するために必要な措置を講じること。	125
		・都県境を越える百万人単位の広域避難は、地方自治体だけでは十分な対応が困難な課題であり、令和元年東日本台風で顕在化した事象も踏まえ、大規模水害時の広域避難手段の確保や誘導等、国は強いリーダーシップを持って対策を推進すること。	117
		・東部低地帯の河川における地震・津波・高潮対策の推進に必要な財源を確保し、東京に必要な額を確実に配分すること。	101
		・首都圏の洪水被害の防止・軽減を図る、荒川第二・第三調節池の整備を積極的に推進すること。	120
		・東部低地帯における高潮や荒川の洪水等による大規模水害時において、迅速な救助、早期復旧・復興に向けた排水対策を、都と連携して推進すること。	127

項目 番号	施策 番号	8項目 / 20施策 / 提案要求内容	対応頁
	10	首都直下地震への備え	
		・緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に重点的に取り組む地方公共団体を支援するため、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業の耐震診断・耐震改修等の費用助成について、必要な財源を確保するとともに、国の交付率を引き上げるなど拡充を図ること。	81
		・住宅の耐震化を促進するため、住宅・建築物安全ストック形成事業について必要な財源を確保するとともに、国の交付率を引き上げる等拡充を図ること。	83
		・延焼遮断帯の整備を推進するため、必要な財源を確保するとともに補助要件を見直すこと。	88
		・木密地域の早期かつ着実な防災性向上を図るため、必要な財源を確保するとともに、既存事業の要件緩和等に取り組むこと。 特に、延焼遮断帯に囲まれた内側の市街地において、防災上重要な生活道路の整備やその沿道の不燃化を促進するため、必要な財源を確保するとともに、既存事業の要件緩和等を行うこと。	90
		・首都直下地震の切迫性を踏まえ、特定整備路線を重点配分対象事業に位置付けるなど、整備に必要な財源を確保し、確実に配分すること。	207
		・都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出を図るために、無電柱化の実施に必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。	243
		・自治体が民間事業者の協力を得ることの障害を取り除くため、法改正を行い、首都圏だけでなく全国共通の「発災時の損害賠償責任が事業者に及ばない制度」の創設を国として早期に実現すること。	67
		・首都直下地震等の災害から住民の生命と財産を守るとともに、首都機能への打撃を最小限にとどめるため、財政上の措置を講じるなど、首都直下地震対策を具体的に推進すること。	64
		・「帰宅支援」について、要配慮者の特別搬送に関するマニュアルの策定や鉄道運行の早期復旧を図れる体制づくりなどオペレーションに係る検討を進めること。	67
	11	都市インフラ機能の維持・保全	
		・橋梁やトンネル等の予防保全計画を策定し、これに基づく対策を着実に実施することにより、既設施設を将来世代に良好な状態で継承していくために必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。	211
		・下水道事業を継続的かつ計画的に遂行するため、下水道施設の老朽化対策に係る財源を確保し必要額を確実に配分すること。 ・管きよの老朽化対策を支援する恒久的な制度として、老朽化対策に係る新たな交付制度を創設すること。	137
5		国際金融都市・東京の実現、外国人受入環境の改善	
	12	金融系企業参入促進に係る各種支援・規制緩和	
		・金融系外国人材等が安心して活躍できる生活環境を整備するため、②高度金融人材等のニーズにかなった家事使用人利用の促進を図るため、特区による高度人材の家事使用人や親の帯同要件の更なる規制緩和を実現すること。④外国人の都内生活の利便性向上等の観点から、ペイロールカード口座への貸金支払を可能とする労働基準法上の措置を実現すること。 ・ビジネス環境が充実したポテンシャルの高い都心の国有地など、産業の活性化に資する拠点等となる場を確保すること。	485

項目 番号	施策 番号	8項目 / 20施策 / 提案要求内容	対応頁
	13 外国人の受入環境の整備促進、バリアフリー化の推進		
		・キャッシュレス化の中小・小規模事業者への更なる普及促進に向けた環境整備を図ること。	500
		・地下鉄運転の時間延長など外国人の受入環境整備の推進策について検討すること。	230
		・ホームドア等の整備を更に加速させるために必要な財源を確保すること。 ・ホームドア等の整備を促進するため、コスト削減を図るための技術開発の支援等を行うこと。	227
		・鉄道駅におけるエレベーター等のバリアフリー施設の整備を更に加速させるために必要な財源を確保すること。	228
	14 国立公園の活用		
		・東京にある3つの国立公園について、ナショナルパークとしてのブランド化を進め、世界の旅行者が長期滞在したいと望む地とすべく、アクセス改善を含む積極的な観光振興を図ること。 ・国立公園事業等、本来国が実施すべき事業については、国が着実に実施するとともに、対象を拡大すること。やむを得ず都が行う場合には、それに見合う財源を措置すること。 ・東京にある3つの国立公園について、ナショナルパークとしてのブランド化を進めるため、「国立公園満喫プロジェクト」等により計画的・集中的な投資を行うこと。 また、国立公園内のアクセスや回遊性を向上させる歩道整備、エコツーリズム推進のための人材育成等、地域の観光振興のために都や地元自治体が行うハード・ソフト対策について支援策を講じること。 その際、国立公園の豊かな自然環境の次世代への確実な継承を念頭におき、保護と利用のバランスを十分に図ること。	344
6 戦略的な特区制度の活用			
	15 経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会の実現		
		・安全・安心にデータが利活用される社会を、個人情報保護とデータ活用を両立しつつ実現することを目的とした、官民連携データプラットフォームの構築及び関連するスマートサービスの推進を図る都の取組を支援すること。	487
7 女性・障害者の活躍推進			
	16 働きながら子育て、介護しやすい環境の整備推進		
		・中小企業の従業員等が、育児・介護休業法に基づく育児休業期間の延長を活用できるよう、企業の自主的な取組を推進するとともに、助成金の拡充や普及啓発の強化、小学校就学後も利用できる所定労働時間の短縮措置等が図られるようにするなど両立支援制度の導入と定着に向けた施策を充実すること。	361
		・働きながら子育てしやすい環境づくりを進めるため、育児休業制度について、期間延長の条件撤廃や給付金の給付率引き上げ、事業主による制度実施の徹底など制度改革を行うこと。	353
		・中小企業が働き方改革関連法を踏まえ、実情に応じた対応を図ることができるよう、働き方改革推進支援センターでの支援や助成金の拡充など具体的な施策を充実すること。また、「働き方改革」に取り組む企業に対して、生産性向上に関する支援策を併せて実施すること。	507
		・デジタルトランスフォーメーションによる社会構造変革を見据え、テレワークの促進と定着に向けて、テレワークを社会に根付かせるためのルールづくりを進めるとともに、企業への導入支援や民間企業・自治体等が行うサテライトオフィス整備に対する支援を行うこと。	510
	17 障害者の法定雇用率引上げに伴う企業への支援		
		・民間企業の法定雇用率2.3パーセントへの引上げを踏まえて、企業に対する周知徹底や事業主に対する一層の支援策を講ずること。	516

項目 番号	施策 番号	8項目 / 20施策 / 提案要求内容	対応頁
8 少子・高齢社会への備え			
	18	大都市特有の保育ニーズへの対応に向けた取組の推進	
		・ 3歳未満の低年齢児を中心に受け入れ、育児休業明けなど年度途中の入所ニーズにも柔軟に対応している都の認証保育所の実績を認め、認証保育所を国の制度に位置付け、十分な財政措置を講じること。	352
	19	福祉人材定着のための仕組みづくり	
		・ 介護報酬改定に向けて実施する介護事業経営実態調査等について更なる精緻化を進め、人件費割合や物件費・土地建物の取得費等の実態の把握・分析を適切に行った上で、東京の実態に合わせ、介護報酬へ適切に反映すること。	378
		・ 保育士宿舍借り上げ支援事業について、待機児童数や有効求人倍率にかかわらず補助対象となる採用後の年数を同一とすること。また、採用年数の縮小を見直すことや保育士以外の職員も補助対象とするよう制度の充実を図ること。さらに、交付額が4分の3に縮小された区市町村について従前の算出方法に見直すこと。加えて、区市町村別に補助基準額を設定する場合、現基準より減額され、周辺自治体と比較して低い額となる自治体の保育士確保が困難とならないよう配慮すること。	357
	20	認知症施策の総合的な推進	
		・ 認知症疾患医療センター運営事業に対する補助金について、事業内容や地域特性に見合った十分なものとすること。	385

1. 地方分権改革

1 真の分権型社会の実現

1 地方分権改革の推進

(提案要求先 内閣府・総務省・財務省)
(都所管局 政策企画局・総務局・財務局・主税局)

- (1) 「未来の東京」の実現に向けて改革を推し進めることができるよう、都の権限・責任を拡大すること。
- (2) 地方分権改革の更なる推進のために、「提案募集方式」の制度の見直しを行うこと。
- (3) 権限とそれに見合う税財源とを一体として移譲すること。

<現状・課題>

地方分権改革は、地域の実情に応じ、地方自治体が自らの判断と責任において、自主的・自立的な行財政運営を行い、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現することにより、都民生活の向上を図るものである。

これまで二次にわたる地方分権改革において、事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直しが行われ、平成26年度から導入されている「提案募集方式」においても、地方からの提案に対する国の対応方針が示され、累次の地方分権一括法等が施行されるなど、地方分権改革は一定の進展を見せている。

しかし、依然として、地方自治体が条例で定める基準の内容を国が法令で拘束する「従うべき基準」が存在していることに加え、「提案募集方式」についての問題点も明らかになってきている。

また、権限に見合った財源が不可欠であるにもかかわらず、国と地方の税収比率が歳出比率に見合ったものになっていないといった問題もある。

<具体的要求内容>

- (1) 「成長」と「成熟」が両立し、「人」が輝く明るい「未来の東京」の実現に向けて、従来の延長線上の発想ではなく、時代の先を見据えた取組を、自らの判断と責任により主体的に推進できるよう、国からの権限移譲や義務付け・枠付けの見直しを行うこと。

また、「従うべき基準」については、三次にわたる一括法の附則の規定を踏まえ、真に必要なものに限定し、新たな設定は原則行わないこと。

- (2) 「提案募集方式」については、第四次地方分権一括法の附帯決議も踏まえ、地方からの提案を尊重し、政府全体でその実現に向けた取組を強力に推進すること。

提案の検討に当たっては、支障事例の有無にかかわらず、課題発生 of 未然防止効果、国と地方の役割分担等の観点も重視し、地方がより活用しやすいものとなるよう、継続的に制度の見直しを図っていくこと。

また、法改正に伴う政省令の整備に当たっては、条例制定等に必要な期間を確実に確保できるよう、法の成立後、速やかに行うこと。

(3) 権限とそれに見合う税財源とを一体として移譲すること。

法律に基づく基礎自治体への権限移譲に当たっては、国は地方交付税の不交付団体や特別区を含め、全ての区市町村に対し、必要な財源を確実に措置すること。

参 考

○三次にわたる一括法の附則の規定における記述（抜粋）

国の行政機関の長が定める基準の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○第四次地方分権一括法の附帯決議（抜粋）

今後における改革の推進の手法として「提案募集方式」を導入するに当たっては、地方公共団体からの積極的な提案が行われるよう体制を整えるとともに、地方公共団体からの提案を尊重し、その実現に向けた取組を強力に推進すること。

また、個々の地方公共団体の発意に応じた選択的な移譲を希望する提案等であっても、地方公共団体の間で制度が異なることにより住民に不利益が生じないよう留意しつつ、その実現に努めること。

2 地方分権に資する地方税財政制度の抜本的改革の推進【最重点】

(提案要求先 内閣府・総務省・財務省)
(都所管局 財務局・政策企画局・主税局)

- (1) 都市の財源を狙い撃ちするのではなく、地方税財政制度の抜本的改革を、地方分権に資するよう、早急に実現すること。
- (2) 消費税込の国と地方の配分割合の見直しなど地方税源の拡充を図るとともに、地方の自立につながる、安定的な地方税体系を早急に構築すること。
- (3) 地方の実態を踏まえ、必要な地方交付税総額を確保すること。

<現状・課題>

真の地方自治は、地方自治体が自らの権限と財源に基づき、主体的に行財政運営を行うことで初めて実現できるものである。

しかし、我が国の財政は、国民が負担する租税収入の配分が、国税と地方税で6対4であるのに対して、国の歳出と地方の歳出の配分は4対6と、歳入と歳出における国と地方の比率が逆転している。

こうした中、令和元年10月に、地域間の財政力格差の拡大を理由に、再び法人事業税の一部が国税化され、これまで以上の規模で都道府県に配分する新たな措置が講じられた。こうした仕組みは、地方自治体が自らの権限と財源で地域の活性化を目指す地方分権の理念に逆行するものである。

日本全体の持続的な成長を実現するためには、地方自治体が、自主的・自立的な行財政運営を行い、各々の個性や強みを発揮することが重要であり、地方自らが地域の課題解決に率先して取り組んでいくため、国から地方への権限移譲を進めるとともに、果たすべき役割と権限に見合った財源を一体として確保する必要がある。

そのためには、国・地方間の税財源の配分の見直しなど、地方税財政制度の抜本的な見直しに本腰を入れて取り組むべきである。

また、地方税収の安定的な確保という視点から、消費税込の国と地方の配分割合の見直しについて検討するなど、地方の将来にわたる安定的な自治体運営を可能とするため、本質的な議論を進めていくことが必要である。

さらに、これらと合わせ、財源保障機能と財源調整機能を持つ地方交付税制度について、法定率の更なる引上げなどにより、その機能が十分に発揮され得る程度の交付税総額を確保し、制度改善に取り組むことが不可欠である。

<具体的要求内容>

- (1) 地方法人課税における税源の偏在是正措置のような都市の財源を狙い撃ちする制度は、地方分権に反する不合理なものである。地方の真の自立を確立するため、地方が果たすべき役割と権限に見合うよう、日本の持続的発展に

資する地方税財政制度の抜本的な改革に取り組み、国・地方間の税財源の配分の見直しを行うこと。

- (2) 消費税込の国と地方の配分割合の見直しなど地方税源の拡充を図るとともに、地方分権に資する安定的な地方税体系を早急に構築すること。その際、税制の見直しに関しては、地方税の応益原則や地方法人課税の税源涵養インセンティブを最大限尊重するとともに、受益と負担という地方税の原則を無視した地方間の水平調整は行わないこと。
- (3) 財源保障機能と財源調整機能を持つ地方交付税制度について、地方交付税の法定率の更なる引上げなどにより、その機能が十分に発揮され得る程度の交付税総額を確保し、制度改善に取り組むこと。

3 地方分権に資する国庫補助負担金改革の実現

(提案要求先 内閣府・総務省・財務省)

(都所管局 財務局・政策企画局)

- (1) 国庫補助負担金は、国と地方の役割を見直した上で、国の関与をなくすべき事務に係るものについては、原則として廃止し、権限の移譲と併せて、必要な財源を確実に措置すること。
- (2) 国庫補助負担金改革を地方分権に資する地方税財源の拡充につながるものとするため、地方と本質的な議論を行うこと。

<現状・課題>

地方分権改革の推進に当たっては、地方の自由裁量を拡大し、国庫補助金など国からの依存財源ではなく、最終的には自主財源である地方税を拡充する方向で検討をすべきである。このためには、まず、国と地方の役割を見直した上で、国の関与の必要のない事務に係る国庫補助負担金については原則として廃止し、権限の移譲と併せて必要な財源が確実に措置されなければならない。

国庫補助負担金改革を真の地方分権に資するものとするため、地方の取組をその実情を踏まえないまま一律に評価すべきではなく、制度設計等に当たっては、国は地方と十分に議論を尽くすべきである。

<具体的要求内容>

- (1) 国庫補助負担金は、国と地方の役割を見直した上で、国の関与をなくすべき事務に係るものについては、原則として廃止し、権限の移譲と併せて、必要な財源を確実に措置すること。
- (2) 国庫補助負担金改革を真の地方分権に資する地方税財源の拡充につながるものとするため、地方と本質的な議論を行うこと。

4 国直轄事業負担金の更なる改革

(提案要求先 総務省・財務省・国土交通省)
(都所管局 政策企画局・財務局・建設局・港湾局)

- (1) 計画段階から地方自治体の意見を十分反映できる事前協議を法制化すること。
- (2) 地方分権の観点から、国直轄事業の範囲について見直しを行い、地方が担うことができる事業は財源とともに地方へ移管すること。
- (3) 地方自治体に負担金を返還する仕組みの構築を検討すること。

<現状・課題>

都は建設に関する負担金については、適切なものは負担していく用意がある。しかし、直轄事業負担金制度については、国と地方の役割分担に応じた国直轄事業の範囲の見直しや事前協議の法制化、返還の仕組みの検討などが実現していない状況である。

<具体的要求内容>

- (1) 事業の検討に当たっては、計画段階から地方自治体の意見を十分反映できるよう協議を行う仕組みを担保するために、事前協議の法制化を行うこと。
- (2) 地方が地域の課題に主体的に対応できるよう、国の直轄事業の範囲を国が責任を負うべきものに限定し、地方が担うことができる事業については財源とともに地方へ移管すること。
- (3) 国庫補助金においては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づき国に返還する仕組みがある。こうした仕組みを参考に、直轄事業負担金を財源とする国の直轄事業においても国に不適切な支出等があった場合には、負担した地方自治体に返還する仕組みを検討すること。

5 大学の定員増抑制の見直しなど地方創生に資する施策の推進

【最重点】

(提案要求先 内閣官房・デジタル庁・文部科学省・経済産業省)
(都所管局 政策企画局)

- (1) 真の地方創生の実現のため、地方自治体が自主性をもって実効性のある施策を展開できるよう、権限と財源の拡充を図ること。
- (2) 「東京23区の大学における定員増の抑制」を早期に撤回すること。
- (3) デジタル人材の育成を早急に進めることは、我が国の国際競争力を高める上での喫緊の課題である。とりわけ育成が急務である「AIやデータサイエンス等に関する分野」での取組を加速するため、同分野の大学定員を直ちに「東京23区の大学における定員増の抑制」の例外とすること。

<現状・課題>

国は、地方創生を名目として、東京23区の大学における定員増を抑制する規制（以下「本規制」という。）を含む「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」を平成30年5月に制定し、同年10月に本規制を施行した。

地方創生の重要性に異論はないが、真の地方創生を実現するためには、地方への人の流れを無理に推し進めることなく、各地方がそれぞれの個性や強みを発揮して魅力ある環境を作ることが重要である。そのためには、東京都を含む全ての地方自治体が自主性をもって実効性のある施策を展開できるよう、国から地方への権限とそれに見合った税財源の移譲を進め、地方の権限等の拡充を図るべきである。

こうした中、本規制は、場所だけを理由に、次代を担う人材の育成やイノベーションの創出に極めて重要な役割を担う大学に対して制限を課し、学生の選択や大学経営の自由を縛るものであり、学生の学びと成長の機会を奪うのみならず、大学の教育・研究体制の改革を滞らせ、大学の国際競争力を低下させることにつながりかねない。日本全体の持続的な発展のためにも、本規制の早期撤回が必要である。

また、新型コロナウイルスの感染拡大を契機に都市のデジタル化が急速に進む中、AIなどの最先端技術を活用し、社会課題の解決や新たな価値の創出を実現することが、国や都市の競争力を左右する大きな鍵となっている。

その担い手として不可欠なのが、デジタル人材、特にＡＩやデータサイエンスに関する実践的な知見やスキルを有する人材である。国としても「ＡＩ戦略２０２１」において、令和７年の実現を念頭に、年間約２５万人の大学生等が数理・データサイエンス・ＡＩの応用基礎力を習得することなどを目標に掲げている。一方、国の「ＩＴ人材需給に関する調査（令和元年３月）」では、ＡＩ分野に限っても深刻な人材不足（令和１２年１４．５万人）が見込まれており、ＡＩやデータサイエンスに精通した人材の確保・育成に向けて対策を講じることは、我が国の喫緊の課題となっている。

多くの大学が集積する東京２３区において、ＡＩやデータサイエンス等の先端分野の人材育成を進めることは、国の目標を早期に達成する上で欠かせないものであるため、「ＡＩやデータサイエンス等に関する分野」の大学定員を直ちに本規制の例外とし、２３区の大学を含む日本全体が総力を挙げてデジタル人材の育成を加速していく必要がある。

< 具体的要求内容 >

- （１）真の地方創生の実現のため、東京都を含む全ての地方自治体が自主性をもって実効性のある施策を展開できるよう、権限と財源の拡充を図ること。
- （２）日本全体の持続的な発展の妨げとなり得る本規制を、早期に撤回すること。
- （３）デジタル人材の育成を早急に進めることは、我が国の国際競争力を高める上での喫緊の課題である。とりわけ育成が急務である「ＡＩやデータサイエンス等に関する分野」での取組を加速するため、本規制の例外事項（法第１３条）に、「ＡＩやデータサイエンス等に関する分野の定員を増員する場合」を直ちに追加すること。

2. 国境離島の維持保全

1 海洋国家としての我が国の地位を堅持するための 国境離島の維持・保全

(提案要求先 内閣官房・内閣府・外務省・文部科学省・農林水産省・
経済産業省・国土交通省・環境省)
(都所管局 総務局)

南鳥島近海におけるレアアース泥を含む海洋鉱物資源の調査・開発の推進や、尖閣諸島の戦略的な活用など、我が国の排他的経済水域等の根拠となる沖ノ鳥島や南鳥島をはじめとする国境離島の維持・保全により、海洋国家としての我が国の地位を堅持すること。

<現状・課題>

我が国は世界第6位となる広大な領海・排他的経済水域や大陸棚を有する。豊富な水産資源や多様なエネルギー・鉱物資源を有する海洋は、我が国の活力や富の源であり、生じる利益は、都民はもとより、全ての国民に及ぶ。国は、平成27年6月に「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」を改正したが、排他的経済水域等の權益を確保し、海洋国家としての我が国の地位を堅持するためには、いわゆる国境離島が極めて重要な役割を担っており、その重要性について、今後も普及・啓発を行い、理解を深めるとともに、周辺海域の警備体制強化も含めて、島々を適切に維持・保全していくことが必要である。

伊豆諸島や小笠原諸島を所管する都は、沖ノ鳥島等の国境離島の利活用を図るなどにより、我が国のおよそ4割を占める排他的経済水域や大陸棚の保全に資する取組を推し進めてきた。

こうした中、平成24年に南鳥島近海において確認された高濃度のレアアースを含む泥には、ハイテク産業に不可欠ながら世界的生産量の少ない重レアアースが多く含有されることから、産業など東京が持つ都市力や都民生活の維持発展にとって重要である。国は、平成25年度から、第2期海洋基本計画に基づき資源量調査及び技術分野の調査・研究に取り組み、平成28年7月に資源ポテンシャル評価としてとりまとめたところであるが、引き続き南鳥島近海のレアアース泥を含む海洋鉱物資源の調査を効率的かつ効果的に実施し、開発に向けた取組を進めていくことが必要である。

また、沖ノ鳥島については、国として老朽化した観測拠点施設の更新や観測所基盤の船着き場の災害復旧を令和2年度に完了させるなど、島の適切な保全に取り組んでいるところであるが、沖ノ鳥島周辺の排他的経済水域内において、中国海洋調査船が我が国の事前の同意なく活動を行っており、引き続き、監視警戒の徹底が必要である。

尖閣諸島も、排他的経済水域等の權益確保を図る上で極めて重要な国境離島である。平成24年、都はこの島々を公有化して所有を安定させた上で、その活用

を図ろうとした。都がこの基本方針を打ち出した後、これに賛同する約10万4千の方々から14億円を超える寄附金が寄せられた。

同年9月、都は洋上から現地調査を行い、自然環境の保全や地元自治体が強く要望する漁業者のための施設等の設置などの必要性を確認した。

その後、島々は国の所有となった。その活用は国において行われるべきものであることから、都は、寄せられた志を国による島々の活用に資する取組のための資金として託せるように、平成25年3月、尖閣諸島活用基金を設置した。

平成24年以降、現在に至るまで中国公船は頻繁に接続水域への入域や、領海侵入を繰り返しており、特に、令和2年4月から8月にかけては、尖閣諸島の国有化以降最長となる111日連続で接続水域での中国公船の航行が確認されるなど、その動きは活発化してきている。国は、多くの方々の貴重な志を受け止め、尖閣諸島の早期活用を図る必要がある。

さらには、その他の国境離島についてもその維持・保全に万全の備えを講じることが必要である。

<具体的要求内容>

(1) 国境離島に関する維持・保全策の推進

- ① 国境離島の維持・保全の観点から、国と都において、沖ノ鳥島・南鳥島等に関する緊密な情報共有を行うとともに、ネットワークを構築するなどの連携・協力を行うこと。
- ② 排他的経済水域等の権益確保の実効性を高めるために、沖ノ鳥島や南鳥島をはじめとする国境離島について、低潮線の保全のほか、社会経済活動の基礎となる公共施設を整備し自然保護や漁業振興を図るなど、あらゆる維持・保全策を推進すること。
- ③ 国境離島に関する普及・啓発を行うこと。
- ④ 国境離島の保全・管理・振興を図るため、必要な法整備を進めること。
特に、有人国境離島地域については、伊豆諸島の一体的な維持・振興を図れるよう、伊豆諸島北部地域を特定有人国境離島地域に加えること。

(2) 南鳥島近海のレアアース泥を含む海洋鉱物資源の開発等の推進

- ① 南鳥島近海のレアアース泥等の資源量等調査を、内閣府、経済産業省及び文部科学省等の関係府省庁が一体となり、効率的かつ効果的に実施し、引き続き有望海域の特定を進めること。
- ② レアアース等の開発・生産に当たっての揚泥、製錬、残渣処理等に関する技術的検討・調査及びこれらの環境影響評価等を今後も進めること。
- ③ 南鳥島の利活用の推進のために、効率的な物資輸送を可能とし、かつ、海洋資源開発の拠点等となる港湾施設等の建設整備を着実に推進するとともに、航空機を活用してより迅速な対応ができるよう滑走路の延伸等の整備を行うこと。

(3) 尖閣諸島の戦略的活用の実施

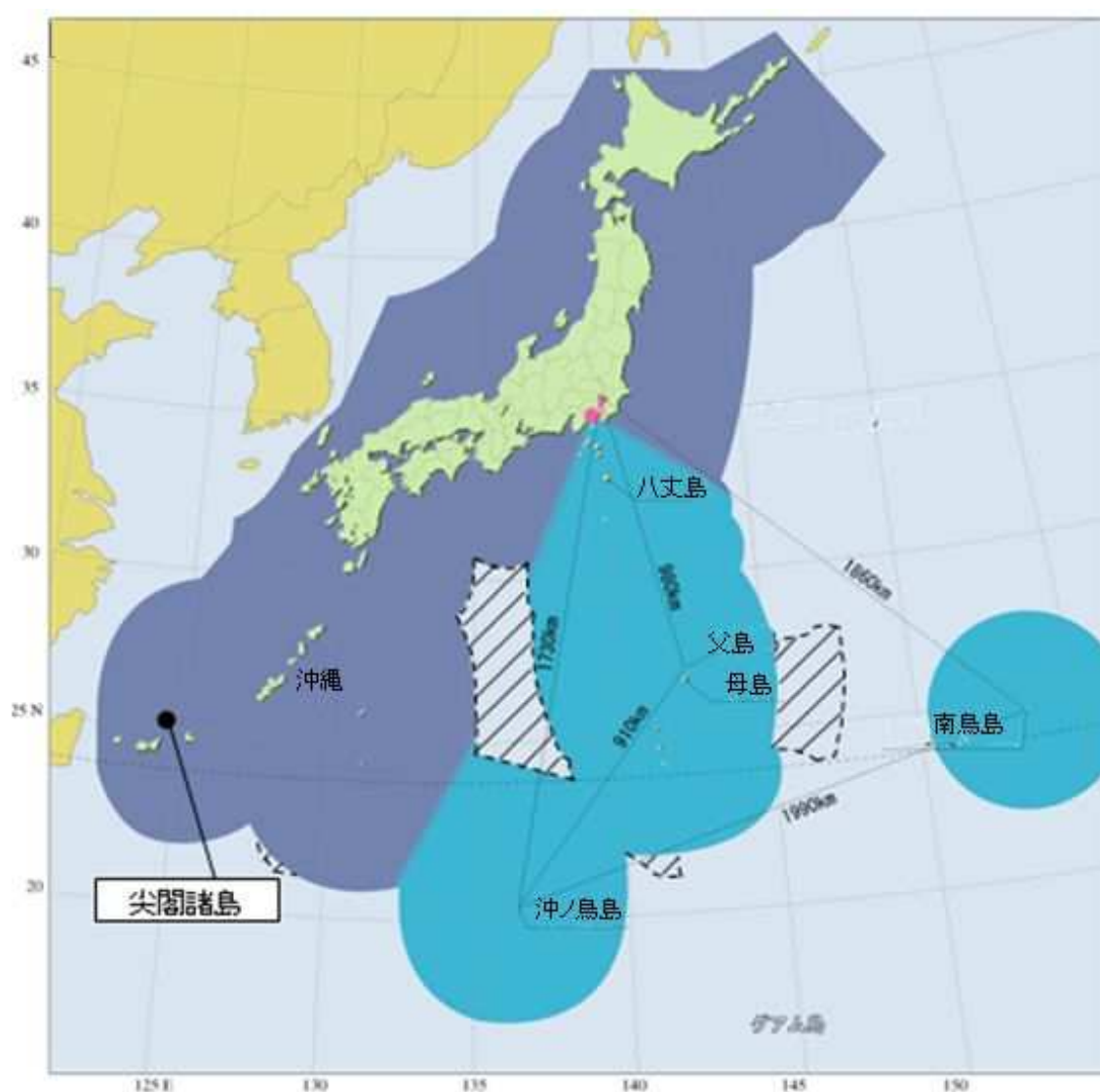
- ① 国の所有となった尖閣諸島について、ヤギの被害から貴重な動植物を守ることや、海岸漂着物の処理などにより自然環境を保全し、また、地元漁業者のための船溜りや無線中継基地、さらには有人の気象観測施設といっ

た地元自治体が強く要望する施設を設置するなど、有効活用を早急に図ること。

- ② 尖閣諸島周辺海域における経済活動の継続の観点から、日台漁業協定で定められた法令適用除外水域等においても地元漁業者が確実に操業できるよう、地元自治体等の意見・要望を踏まえて支援策を講じるなど、地元漁業の振興に向けた取組を推進すること。
- ③ 尖閣諸島の史実や自然環境保全の重要性等について、国内外へ効果的に情報を発信し、国際社会への一層の理解促進を図ること。

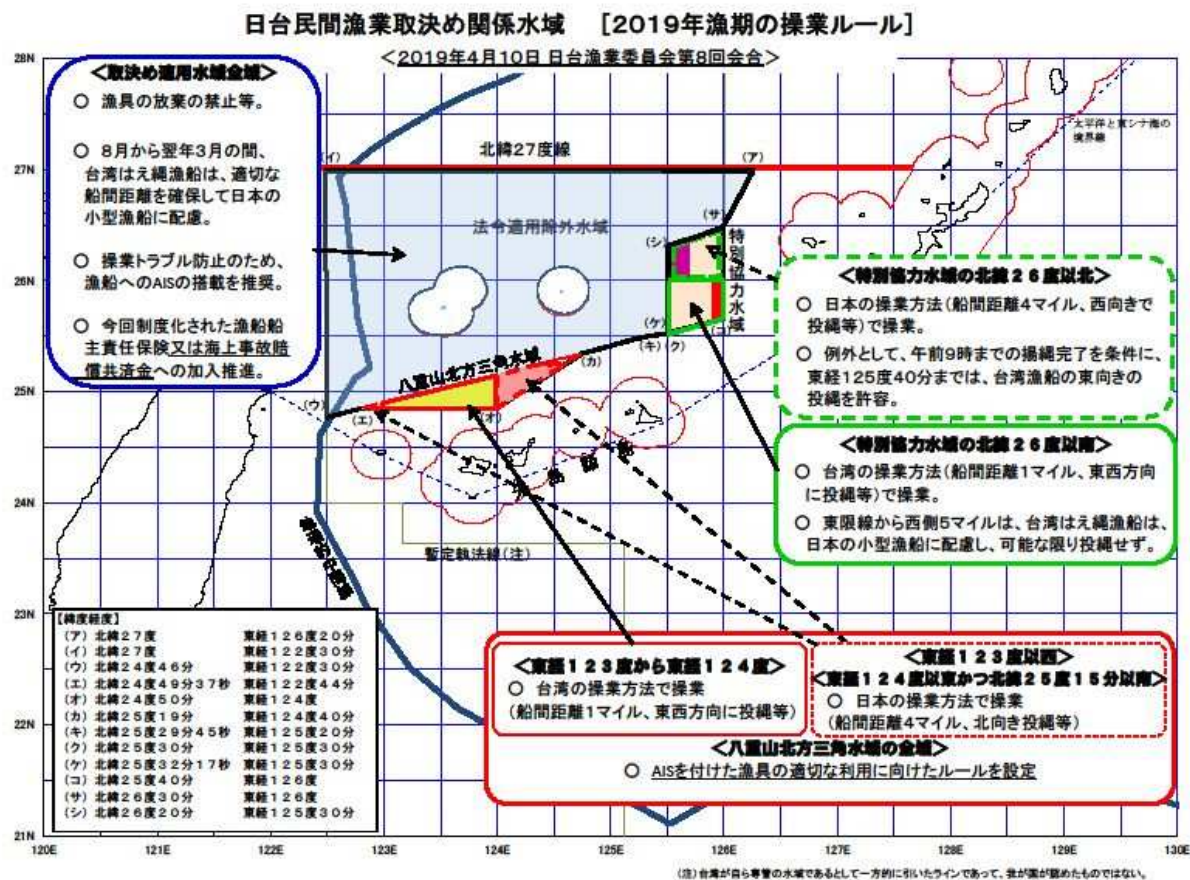
参 考

【日本の排他的経済水域（EEZ）及び延長大陸棚】



- 東京都に接する排他的経済水域
- 上記以外の日本の排他的経済水域
- ◇ 日本の延長大陸棚（平成24年4月大陸棚限界委員会勧告分）

【日台民間漁業取決め関係水域】



※ 法令適用除外水域
 日台双方が自らの漁業に関する関連法令を相手側に適用しない水域

※ 特別協力水域
 法令適用除外は行わないとしたものの、日台双方の操業を尊重しつつ、操業秩序の確立のため最大限の努力が払われる水域

3. 行 財 政 改 革

1 法人実効税率の引下げに係る国の責任による対応及び代替財源の確保

(提案要求先 総務省・財務省)
(都所管局 財務局・総務局・主税局)

今後、更に法人実効税率を引き下げる場合には、国の責任において行うこととし、全ての地方自治体の歳入に影響を与えることのないようにすること。

<現状・課題>

地方法人課税は、産業振興、雇用対策、警察・消防のほか社会資本の整備など、企業の生産活動を支える公共サービスに必要な財源を賄うため、法人に応分の負担を求めるものであり、地方の重要な基幹税として不可欠なものである。

特に、税収に占める法人二税の割合が高く、地方交付税による財源保障を受けることができない都は、代替財源を伴わない税率引下げにより大きな影響を受けることとなりかねない。

平成28年度税制改正においては、成長志向の法人税改革の一環として、平成30年4月1日から、法人実効税率が29.74パーセントまで引き下げられたが、引下げと併せて課税ベースの拡大などが行われ、代替財源の確保が図られた。

これらを踏まえれば、今後、更なる実効税率の引下げを行う場合には、その対応は国の責任において行われるべきであり、全ての地方自治体の歳入に影響を与えることのないよう、確実に代替財源を確保すべきである。

<具体的要求内容>

今後、更に法人実効税率を引き下げる場合には、国の責任において行うこととし、税率引下げによる地方自治体の減収については、代替財源を確実に確保し、全ての地方自治体の歳入に影響を与えることのないようにすること。

2 都区財政調整の財源に係る過誤納還付金の取扱いの見直し

(提案要求先 総務省)
(都所管局 総務局・財務局)

都区財政調整制度における特別区財政調整交付金について、調整税の収入額から過誤納還付金を控除した額を交付金の原資とするよう、法令の規定を整備すること。

<現状・課題>

都区財政調整制度において、都が特別区に交付する特別区財政調整交付金の原資は、地方自治法・同法施行令により、調整税（都が徴収する市町村民税法人分、固定資産税、特別土地保有税）等の収入額の一定割合とされている。

一方、調整税に係る過誤納還付金は、都の歳出予算として経理されるため、その影響額が交付金の算定上反映されていない。

また、還付金額が多額に上っており、都財政に深刻な影響を与えているものである。

<具体的要求内容>

特別区財政調整交付金の原資については、実態に見合ったものとなるよう、調整税の収入額から過誤納還付金を控除した額を交付金の原資とするように規定の整備を行うこと。

参 考

【調整税に係る過誤納還付金の推移】

年度	過誤納還付額	うち特別区の配分割合 に相当する額
17年度	231億円	120億円
18年度	175億円	91億円
19年度	219億円	120億円
20年度	356億円	196億円
21年度	759億円	418億円
22年度	228億円	125億円
23年度	211億円	116億円
24年度	216億円	119億円
25年度	163億円	90億円
26年度	162億円	89億円
27年度	184億円	101億円
28年度	122億円	67億円
29年度	227億円	125億円
30年度	151億円	83億円
元年度	164億円	90億円
2年度	245億円	135億円
3年度見込み	165億円	91億円

※ 特別区の配分割合：12～18年度…52％、19～元年度…55％
令和2年度以降…55.1％

3 社会保障の充実など制度創設及び見直しに伴う 国の責任による確実な財源の確保等

(提案要求先 総務省・財務省)
(都所管局 財務局)

- (1) 社会保障の充実に要する経費については、地方交付税による措置ではなく、国の責任において全ての自治体に対し確実に財源を確保すること。
- (2) 国策による制度の創設や見直しにより、費用や減収が生じる場合には、国の責任において確実に財源を確保すること。
- (3) 具体的な制度設計等に当たっては、地方の意見を十分に踏まえたものにするため、国から地方に対して協議を行うこと。
- (4) 地方に対して、既存事業との関係等を明確に示すとともに、早期の情報提供を行うこと。

<現状・課題>

社会保障・税一体改革により、消費税率及び地方消費税率の引上げによる増分は、子ども・子育て支援や医療・介護の充実に向けた施策の実施など、社会保障の充実・安定化に充てることとされている。

同改革による社会保障の充実に要する地方自治体の財源については、税率引上げによる増収分に加えて、地方交付税による財源保障が行われているが、交付税不交付団体では、社会保障の充実に必要な財源を、自主財源から捻出しなければならない。その結果、社会保障の充実に係る財源は消費税の引上げと社会保障給付の重点化・効率化によって確保するという一体改革の意義が希薄化している。

さらに、引上げと同時に導入された軽減税率制度による減収分については、代替財源が確保されておらず、地方の社会保障財源に影響を与えている。

本来、社会保障のようにあまねく国民が受けるべき施策において、国が新たな制度を創設し施策を実施していく際に生じる地方の財政負担については、国の責任で財源を確保すべきであり、財源保障の対象とならない自治体が存在する制度設計は問題がある。

今後も、高齢者人口の増加に伴う社会保障需要の増加が見込まれるほか、人口構造の変化に対応した、よりきめ細かな行政サービスの提供も重要となっている。このような状況を踏まえ、今後の社会保障に係る費用負担の増加や更なる充実に要する財源については、地方へ負担を転嫁することなく、国の責任において、全ての自治体に対し確実に財源を確保すべきである。

その他の施策についても、国策による制度創設や見直しを行う場合は、国は、早期にその在り方を示すとともに、確実に財源を確保すべきである。

＜具体的要求内容＞

- (1) 社会保障の充実に要する地方財源については、将来の負担増を見据え、地方交付税による措置ではなく、国の責任において、全ての自治体に対し確実に財源を確保すること。
- (2) 国策による制度の創設や見直しにより、費用や減収が生じる場合には、国の責任において確実に財源を確保すること。
自治体に対する財源措置に当たっては、全ての自治体へ確実に財源を補填する必要があることから、地方交付税による措置ではなく、実際の必要額に応じた税源移譲や交付金等の創設により財源を措置すること。
- (3) 具体的な制度設計等に当たっては、地方の意見を十分に踏まえたものにするため、国から地方に対して協議を行うこと。
- (4) 地方に対して、既存事業との関係等を明確に示すとともに、早期の情報提供を行うこと。

4 財政上の不合理な措置の是正

(提案要求先 総務省・財務省)
(都所管局 財務局・主税局)

現在都が受けている、極めて不合理な措置について、地方税財政制度の抜本的見直しを待つまでもなく、速やかに是正すること。

<現状・課題>

- (1) 地方揮発油譲与税の譲与制限等、地方交付税の不交付を理由とする財源調整等の措置を受けている。
- (2) 大公使館、領事館の用に供する固定資産等で派遣国の所有に係るものについては、固定資産税及び都市計画税が非課税とされ、地方自治体はその分の税収減を余儀なくされている。

<具体的要求内容>

- (1) 地方交付税の不交付を理由とする財源調整等を廃止すること。
 - ① 地方揮発油譲与税の譲与制限
 - ② 特別法人事業譲与税の譲与制限
 - ③ 国庫補助金における財政力に応じた調整措置
- (2) 大公使館、領事館等に対する非課税措置により減収となっている固定資産税、都市計画税相当分を補填すること。

参 考

(1) 財源調整

① 財源調整の内容

地方揮発油譲与税 (地方道路譲与税)	不交付団体に対しては、①前年度交付税算定上の財源超過額の2/10、又は②交付団体方式で算定した額の2/3、のいずれか少ない方の額が控除されている。 現在、都は②による譲与制限を受けている。
特別法人事業譲与税	不交付団体に対しては、基準特別法人事業譲与税額(特別法人事業譲与税の総額に相当する額を各都道府県の人口で按分した額)の75/100(財源超過額を上限)が控除されている。
国有提供施設等所在 市町村助成交付金	不交付団体に対しては、交付団体方式で算定した額の7/10が控除されている。
そ の 他	都が不交付団体であること等を理由として、補助率に財政力指数の逆数を乗じるなど、補助率の割り落とし等が行われている。

※ 平成21年度から、地方道路税は地方揮発油税に、地方道路譲与税は地方揮発油譲与税に名称が変更された。ただし、平成21年度以降も地方道路税として収入された額は、地方道路譲与税として譲与される。

② 財源調整額の推移

(単位：億円)

区 分	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
地方揮発油譲与税	42	37	36	36	35
地方道路譲与税	—	0	0	0	0
特別法人事業譲与税	—	—	1,324	1,245	1,372
国有提供施設等所在 市町村助成交付金	0.6	0.7	0.7	0.8	0.8
そ の 他	12	9	7	10	11
合 計	55	47	1,368	1,292	1,420

※ 本表の数値は、地方交付税不交付団体であること等を理由として講じられている財源調整額である。

※ 令和2年度までは決算ベース、令和3年度及び令和4年度は当初予算ベース。

5 地方税収納金整理資金制度の創設

(提案要求先 総務省)
(都所管局 財務局・総務局・主税局)

地方税収納金整理資金制度を創設すること。

<現状・課題>

現行制度では、地方税収入は、還付金控除前の、いわばグロスの収入額が一般会計に編入されているが、これには次のような問題がある。

- ① 過誤納金等の収入を一般経費の財源としていること。
- ② 還付金を一般会計予算に計上して支出するときは、予算上の制約から迅速な還付に支障が生ずること。

一方、国では、①・②の問題に対処するため、昭和29年度に国税収納金整理資金制度を創設した。それ以降、国税収入等はいったん歳入歳出外として同整理資金に受け入れ、そこから還付金等を控除した額を一般会計又は特別会計に組み入れている。これによって、国税の還付金は、その財源が同整理資金に留保され、そこから支払われるので、歳出予算に制約されずに支払うことができるようになっている。

そこで、地方税についても、各地方団体の実状に合わせ、国税と同様の扱いができるように、地方税収納金整理資金制度を創設すべきである。

<具体的要求内容>

地方税収入の経理の合理化と、過誤納金の還付金等の支払に関する事務処理の円滑化を図るため、国税における国税収納金整理資金制度と同様の制度を創設すること。

6 地方法人課税の分割基準の適正化

(提案要求先 総務省)
(都所管局 主税局)

- (1) 大都市にとって不利益となっている分割基準の適正化を図ること。
- (2) 地方法人課税の分割基準の不合理な見直しを行わないこと。

<現状・課題>

分割基準は、複数の地方自治体に事務所等を持つ法人について、課税標準である所得等を関係自治体間で配分するための基準である。法人が自治体から受ける行政サービスの対価として税を負担するという応益原則に基づき、法人の事業活動が行われている地域に税収が正しく帰属するよう、各自治体における事業活動の規模を適切に反映したものでなければならない。

一方で国は、法人事業税の分割基準について、これまで幾度にもわたり、社会経済情勢の変化等を名目としつつも、実質的には財政調整を目的とする都市部に不利益な改正を行っており、現在の基準は法人の事業活動の規模を適切に反映したものとなっていない。

分割基準を財政調整の手段として用いることは、行政サービスの受益と事業活動との対応関係を歪め、基準そのものに対する信頼を失わせるものであり、こうした不合理な改正を行うべきではない。

<具体的要求内容>

- (1) 法人事業税の分割基準を、従業者数など法人の都道府県ごとの事業活動の規模を適切に反映したものとする。
- (2) 地方自治体間の財政調整の手段として、地方法人課税の分割基準の見直しを行うなど、税制の姿を歪める不合理な改正は行わないこと。

参 考

【不合理な法人事業税分割基準改正の推移】

区 分	昭和37年度 改正前	昭和37年度	昭和45年度	平成元年度	平成17年度	現行
製造業	従業者数	資本金 1 億円 以上の法人 本社従業者数 は1/2	→	資本金 1 億円 以上の法人 工場従業者数 は1.5倍	本社従業者数の 1/2措置を廃止	従業者数 資本金 1 億円 以上の法人 工場従業者数 は1.5倍
銀行業 保険業	1/2を事務所数、 1/2を従業者数	→	資本金 1 億円 以上の法人 本社従業者数は 1/2	→	同上	1/2を事務所数、 1/2を従業者数
証券業	従業者数	→	同上	1/2を事務所数、 1/2を従業者数	同上	1/2を事務所数、 1/2を従業者数
サービス 産業等 ※	従業者数	→	同上	→	1/2を事務所数、 1/2を従業者数 本社従業者数の 1/2措置を廃止	1/2を事務所数、 1/2を従業者数

※電気・ガス供給業、倉庫業、鉄道業・軌道業を除く。

【不合理な法人事業税分割基準の改正による都の減収額の推移】

(単位：億円)

年 度	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4
減収額	1,297	1,405	1,779	1,859	1,731	1,856	2,022	1,826	1,787	2,039

(注)令和3年度は補正後予算ベース、4年度は当初予算ベース。

7 新たな国際課税ルールの方策に係る税金の適切な帰属

(提案要求先 総務省・財務省)
(都所管局 主税局・財務局)

国際課税制度の見直しに伴う税金については、全ての地方自治体に対して適切に帰属させること。

<現状・課題>

経済のデジタル化の下、事業を行う上で必ずしも物理的拠点を必要としないデジタル企業等に対して、市場国において十分に課税ができないという状況が生じている。また、多国籍企業グループ内の無形資産の移転が容易になる中で、低い法人税率や優遇税制を有する軽課税国へのBEP S (Base Erosion and Profit Shifting : 税源浸食と利益移転) リスクが増大していることも課題となっている。

こうした問題の解決に向けて、OECDは新たな国際課税のルールを策定し、令和3年10月、136か国・地域による最終合意に至ったところである。この合意は、200億ユーロ超の売上高と10%超の利益率を確保する多国籍企業を対象に、グローバルな事業利益から通常利益を除いた利益の25%を市場国に配分するという第1の柱と、売上高7.5億ユーロ以上の多国籍企業に対し世界共通の最低法人税率15%を導入するという第2の柱からなり、令和5年からの実施を目指すこととされている。

国際課税制度の見直しに伴う税金については、以下の理由から、地方分が含まれると考えるべきである。

- ・第1の柱において、配分基準とされる「売上」は、国及び地方自治体が整備する社会インフラを基盤として成り立っていること
- ・現在法人二税を課されている法人が、第1の柱の適用を受けることとなった場合、利益の一部が市場国に配分され、個々の地方自治体の減収が見込まれることから、一方的な減収とならないよう、我が国における増収分について適切に取り扱うべきこと
- ・第2の柱は、軽課税国における地方税分を含む法人実効税率と最低法人税率15%との差分が課税対象となること

<具体的要求内容>

国際課税制度の見直しに伴う税金については、全ての地方自治体に対して適切に帰属させること。

8 社会保障・税番号制度の拡充等

(提案要求先 デジタル庁・文部科学省)
(都所管局 デジタルサービス局・生活文化スポーツ局)

- (1) マイナンバー制度については、国民の認知や理解が深まるよう、引き続き分かりやすい周知・広報を行うこと。
- (2) 制度の安全かつ適切な運用に当たり、対象事務の見直しや、システム及びネットワークの改修等や維持管理に要する経費については原則として国が負担し、地方に新たな経費負担が生じることのないよう財政措置を講じること。
- (3) 行政運営の効率化等を図るため、制度の運用に当たり、地域の実情や個別課題に応じた必要な措置を講じること。

<現状・課題>

社会保障・税番号制度（以下「マイナンバー制度」という。）を定める行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）等の番号関連4法案が平成25年5月31日に公布され、平成28年1月からマイナンバーの利用が開始された。また、平成29年7月からの情報連携の試行運用期間を経て、同年11月からは本格運用が実施されている。

マイナンバー制度については、国民の認知や理解が深まらなければ、普及・定着が進まない。国民が適切に「マイナンバー」及び「マイナンバーカード」を取り扱えるよう、制度の概要、メリット等に加え、注意すべき事項等についても、引き続き、分かりやすい周知・広報を行う必要がある。

また、都及び都内区市町村においては、マイナンバー制度の安全かつ適切な運用のための準備を進めてきたが、セキュリティ対策の実施や、対象事務の見直しに伴う仕様変更等、大きな費用負担が生じてきた。今後も、制度の運用を進めていく中で、状況に応じたセキュリティの強化、連携する情報の見直しや制度拡大に伴う事務の追加等が継続的に生じるものと考えられる。これらに伴い、システムにおける対応作業及び改修が必要となることから、費用負担が継続的に生じる見込みである。

さらに、マイナンバー制度の導入準備を進める中で、行政の効率化等を図るために事務を移譲した法人においてマイナンバー制度を利用できない等の個別課題が生じている。

マイナンバー制度の円滑な導入や広範な普及を促進し、制度の基本理念である国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るためには、地域の実情や個別課題に応じた措置を講じる必要がある。

具体的には、授業料等の保護者負担軽減事務において、法の直接適用を受ける就学支援金はマイナンバー制度を利用することができるが、都の補助を受けて公益財団法人東京都私学財団が実施する奨学給付金及び特別奨学金は利用対象外となっており、提出書類の簡素化につながらない。

<具体的要求内容>

- (1) 国民が適切に「マイナンバー」及び「マイナンバーカード」を取り扱えるよう、その概要、メリット、安全性や信頼性等に加え、注意すべき事項等についても、引き続き、分かりやすい周知・広報を行うこと。
- (2) 制度の安全かつ適切な運用に当たり、対象事務の見直しや、システム及びネットワークの改修等や維持管理に要する経費については原則として国が負担し、地方に新たな経費負担が生じることのないよう財政措置を講じること。
- (3) 都における行政運営の効率化や行政サービスの向上を図るため、都の補助を受けて公益財団法人が実施する事務についてもマイナンバー制度を利用可能とするなど、制度の運用に当たり、地域の実情や個別課題に応じた必要な措置を講じること。

9 「ふるさと納税」制度の見直し

(提案要求先 総務省・財務省)
(都所管局 主税局・総務局・財務局)

- (1) 「ふるさと納税」について、寄附本来の趣旨等を踏まえた見直しを行うこと。
- (2) 「ワンストップ特例」制度に伴う地方自治体の税収減分については、全ての地方自治体に財源を措置すること。

<現状・課題>

「ふるさと納税」は、個人がふるさとやお世話になった地方自治体を応援する仕組みとして平成20年度に創設され、都道府県や市区町村に寄附をした場合、2千円を超える部分について、一定の上限まで、所得税及び住民税から全額が控除される制度となっている。

「ふるさと納税」は、地域の活性化に資する面もある一方で、より多くの寄附金を集めるために返礼品競争が続いているなど、寄附本来の趣旨を促す制度となっていない。

また、居住地ではない地方自治体への寄附により、自らが居住する地方自治体の住民税から控除を受ける「ふるさと納税」は、受益と負担という地方税の原則に照らしても適当ではない。加えて、所得に応じて控除額の上限も高くなる仕組みとなっているため、返礼品と相まって、高所得者ほど「ふるさと納税」を事実上の節税対策として活用することが可能であり、公平性の観点からも問題がある。

さらに、平成27年度税制改正で創設された「ワンストップ特例」は、国税である所得税から控除すべき税額について、居住地の地方自治体の住民税から控除する制度であり、税収減については地方交付税により補填されるが、地方交付税による減収補填を受けられない不交付団体は、本来、国が負担すべき税収減が転嫁されている問題もある。

こうした中、国は、令和元年度税制改正において、返礼品について、返礼割合3割以下の地場産品に限るなど一定の見直しを行ったが、様々な問題点は解消されていない。

<具体的要求内容>

- (1) 「ふるさと納税」について、寄附本来の趣旨等を踏まえた見直しを行うこと。
- (2) 「ワンストップ特例」制度に伴う地方自治体の税収減分については、全ての地方自治体に財源を措置すること。

参 考

【東京都におけるふるさと納税の影響額】

(単位：人、百万円)

年度	適用者数	控除額		
			うち都民税分	うち区市町村民税分
平成28年度	270,273	26,315	10,522	15,792
平成29年度	489,131	47,580	19,021	28,559
平成30年度	641,164	64,948	25,973	38,975
令和元年度	843,968	87,288	34,906	52,382
令和2年度	864,509	88,936	35,565	53,371
令和3年度	1,116,147	107,915	43,172	64,743

(総務省「ふるさと納税(寄附)に係る寄附金税額控除の適用状況について」より)

※令和3年度は総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果」より作成

(注) 寄附金控除の申告があった寄附金の集計。

(注) 控除額については、表示単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合がある。

10 自治体情報セキュリティクラウドの推進

(提案要求先 総務省)

(都所管局 デジタルサービス局)

都道府県と区市町村が協力して高度なセキュリティ対策を講じる自治体情報セキュリティクラウドの後年度負担に対し、必要な財源を確実に措置すること。

<現状・課題>

国では平成27年6月に発生した日本年金機構における個人情報流出事案を受け、同年12月に、都道府県に対し、自らの情報セキュリティ対策の充実とともに、自治体情報セキュリティクラウドの構築をはじめ、都道府県内区市町村における必要な情報セキュリティ水準の確保のための支援について要請している。

都及び区市町村はそれぞれのセキュリティポリシーに基づき対策を講じており、現状では、都が一律にセキュリティ対策を実施する権限を有していない。このような状況の中、国の要請を受け、自治体情報セキュリティクラウドを構築し、平成29年度から運用を行っている。

国は、この自治体情報セキュリティクラウドについて、更新の時期を迎えること、また、社会情勢やIT技術の進歩等に伴う新たな脅威に対応する必要があることから、令和2年8月18日に「次期自治体情報セキュリティクラウドの標準要件について」を示した。

しかしながら、国が示した標準要件は、現行システムとは異なる部分（原則クラウドサービスからの調達、新たな脅威や現行課題への対応による機能要件の追加等）が多く、更新のために必要となる経費に加え、後年度経費についても、大きな負担が発生するものである。

それに対し、国は、更新の一部について財政措置を行うことを示したが、対象は、次期自治体情報セキュリティクラウドへの移行に対する経費に限定されている。後年度負担に対しても、地方交付税の不交付団体や特別区を含め、全団体に必要な財源を措置することが不可欠である。また、自治体情報セキュリティクラウドを適切に運用していくためには、国、都道府県及び区市町村の役割分担や権限を明確にすることが必要である。

<具体的要求内容>

都道府県と区市町村が協力して高度なセキュリティ対策を講じる自治体情報セキュリティクラウドの後年度負担に対し、国は地方交付税の不交付団体や特別区を含め、都道府県及び区市町村の実情に合わせた必要な財源を確実に措置するとともに、国、都道府県、区市町村の役割分担及び権限を明確に規定すること。

1 1 公務員の働き方改革に向けた勤務条件の弾力化【最重点】

(提案要求先 総務省)
(都所管局 総務局)

多様な公務の現場において、その特質を踏まえた働き方改革を加速するため、民間企業に導入可能な「1年単位の変形労働時間制」を地方公務員にも活用できるよう、地方公務員法の改正等を行うこと。

<現状・課題>

「働き方改革」は、国全体の最重要課題の一つであり、女性、男性、高齢者、障害や難病のある方など、誰もが活躍できる、一人ひとりのライフスタイルに応じた働き方を実現することが急務である。

そのためには、「働き方改革」の旗振り役である行政組織自体の働き方改革に率先して取り組み、民間企業も巻き込んだ大きなムーブメントにつなげていく必要がある。

一方、地方公務員の勤務条件は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）等を踏まえて条例で定めることとされているが、公務職場では、民間企業に比べて柔軟かつ多様な働き方が法令上制約されている状況にある。労働基準法（昭和22年法律第49号）では、「1年単位の変形労働時間制」が規定されているが、地方公務員には適用除外とされており、公務員の柔軟な働き方を検討する上での制約となっている。

都はこれまで、現行の法令の枠内で可能な限り、柔軟で多様な勤務時間制度について試行を重ね、平成30年4月からは「フレックスタイム制」も本格導入したが、多岐に及ぶ公務の実態や職員の働き方のニーズに応えるには、働き方の選択肢を更に拡大する必要がある、法令の枠内の手法では不十分であると認識している。

今後、「働き方改革」を更に加速していくため、地方公務員自らが、生活と仕事の両方を大切にする「ライフ・ワーク・バランス」を実現し、職員一人ひとりの力を100パーセント引き出すことが出来る仕組みを整備していく必要がある。

<具体的要求内容>

公務員の柔軟かつ多様な働き方を実現するため、民間企業に導入可能な「1年単位の変形労働時間制」について、公務職場においても、公務運営を確保しつつ活用が可能となるよう、地方公務員法の改正等を行うこと。

参 考

○ 「1年単位の変形労働時間制」等の導入 関係法令

① 労働基準法

(労働時間)

第三十二条の四 (抜粋)

使用者は、…(略)…第三十二条の規定にかかわらず、その協定で第二号の対象期間として定められた期間を平均し一週間当たりの労働時間が四十時間を超えない範囲内において、…(略)…労働させることができる。

二 対象期間 (その期間を平均し一週間当たりの労働時間が四十時間を超えない範囲内において労働させる期間をいい、一箇月を超え一年以内の期間に限るものとする。(略))

② 地方公務員法

(他の法律の適用除外等)

第五十八条 (抜粋)

3 労働基準法第二条、…(略)…第三十二条の三から第三十二条の五まで…(略)…の規定は、職員に関して適用しない。

○ 「1年単位の変形労働時間制」及び「フレックスタイム制」の制度概要

① 「1年単位の変形労働時間制」

1年単位の変形労働時間制は休日の増加による労働者のゆとりの創造、時間外・休日労働の減少による総労働時間の短縮を実現するため、1か月を超え、1年以内の期間を平均して1週間当たりの労働時間が40時間を超えないことを条件として業務の繁閑に応じ労働時間を配分することを認める制度

② 「フレックスタイム制」

職員の正規の勤務時間を、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とした上で、公務の運営に支障がないと認められる範囲で、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることができる制度

1 2 公務員の育児短時間勤務及び部分休業の対象となる子の年齢の拡大

(提案要求先 総務省)
(都所管局 総務局)

子育てと仕事の両立支援を、切れ目なく、より一層充実していくため、地方公務員の育児短時間勤務及び部分休業について、対象となる子の年齢を拡大するよう、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正等を行うこと。

<現状・課題>

少子高齢化の進行により、我が国の生産年齢人口は、1995年をピークに減少に転じており、労働力の確保や経済活動の減退が懸念されている中、誰もが安心して働き続けられるような有効な対策を講じなければならない。そのためには、自らの意思に基づいて働き方や生き方を選択できる社会をつくり、高い生産性とライフ・ワーク・バランスを両立した働き方を実現させる必要がある。

こうした中、小学生の子どもを育てる親にとって、学童クラブの開所時間が保育所より短くなるといった、いわゆる「小一の壁」の解消が課題となっており、保護者に多様な選択肢を提供し、切れ目なく子育てと仕事との両立を支援していくことが求められている。

一方、地方公務員が利用可能な育児短時間勤務及び部分休業は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）において、対象となる子の年齢が「小学校就学前までの子」と定められているため、小学生の子を育てる親は利用できない。

都はこれまで、子育て中の職員が利用できる休暇等制度の見直しやテレワークの活用、時差勤務の拡大、フレックスタイム制の導入など、ライフステージに応じた柔軟な働き方の推進に取り組んできたところであるが、職員の多様なニーズに応えるためには、現行法令の枠内の手法では不十分であると認識している。

今後、子育てと仕事の両立支援を、切れ目なく、より一層充実していくため、働き方の選択肢を拡充し、全ての地方公務員が高い意欲を持ちながら、自らの能力を最大限発揮できる職場環境を整備していく必要がある。

<具体的要求内容>

公務員の柔軟かつ多様な働き方を実現し、子の小学校就学以降も切れ目なく、子育てと仕事との両立を支援する観点から、育児短時間勤務及び部分休業について、対象となる子の年齢を拡大するよう、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正等を行うこと。

参 考

○ 地方公務員の育児休業等に関する法律（抄）

（育児短時間勤務の承認）

第十条 職員（略）は、任命権者の承認を受けて、当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、当該子がその始期に達するまで、常時勤務を要する職を占めたまま、次の各号に掲げるいずれかの勤務の形態（略）により、当該職員が希望する日及び時間帯において勤務すること（略）ができる。（略）

（部分休業）

第十九条 任命権者（略）は、職員（略）が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、条例の定めるところにより、当該職員がその小学校就学の始期（略）に達するまでの子を養育するため一日の勤務時間の一部（二時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないこと（略）を承認することができる。

○ 「育児短時間勤務」及び「部分休業」の制度概要

① 「育児短時間勤務」

- ・ 小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、常勤職員のまま、複数の勤務の形態のうち職員が希望する日及び時間帯において、短時間勤務をすることができる制度
- ・ 勤務の形態は次のいずれかの形態
 - ア 官庁執務型勤務職員と同様の勤務形態（少なくとも土日が週休日）
 - (ア) 1日3時間55分×5日（週19時間35分）
 - (イ) 1日4時間55分×5日（週24時間35分）
 - (ウ) 1日7時間45分×3日（週23時間15分）
 - (エ) 1日7時間45分×2日＋1日3時間55分×1日（週19時間25分）

イ ア以外の形態（職務の性質により、特別の勤務形態によって勤務する必要がある職員）

原則として、4週間で8日以上を週休日とし、週当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務

② 「部分休業」

小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲の時間）を勤務しないことができる制度

1 3 L G W A N（総合行政ネットワーク）環境のセキュリティ確保

（提案要求先 総務省）
（都所管局 デジタルサービス局）

L G W A N（総合行政ネットワーク）接続系とインターネット接続系の分割について、必要な財源を措置すること。

<現状・課題>

国は平成27年6月に発生した日本年金機構における個人情報流失事案の発生及び社会保障・税番号制度（以下「マイナンバー制度」という。）の本格運用を踏まえ、同年12月に都道府県に対し「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化」を要請しており、その中で、マイナンバー制度による情報連携に活用されるL G W A N環境のセキュリティ確保のため、L G W A N接続系とインターネット接続系を分割することを求めているが、その実施に必要な経費について、補助対象は区市町村のみとなっている。

このような状況の中で、国の要請を踏まえ、都においても、庁内ネットワークの、L G W A N接続系とインターネット接続系の分割を実施しているが、本措置に係る庁内ネットワークシステムの構築及び本システムの維持管理には従来以上に多大な負担が発生している。

については、国が求めるL G W A N接続系とインターネット接続系の分割に係る経費について、必要な財源を措置することが不可欠である。

<具体的要求内容>

国が求めるL G W A N接続系とインターネット接続系の分割に係る経費について、都道府県に対して必要な財源の措置を講じること。

1 4 新型コロナウイルス感染症に伴う地方の財政運営に対する確実な支援【最重点】

(提案要求先 内閣府・総務省・財務省・厚生労働省)
(都所管局 財務局・総務局・福祉保健局)

- (1) 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の継続・拡充をはじめとして、全ての自治体が自由度高く活用できるよう、確実かつ十分な規模の財政支援を講じること。
- (2) 財政支援に当たっては、財政力指数等を用いることなく、各自治体の行政需要を適切に反映した支援とすること。
- (3) 全ての自治体が安定的に必要な資金を確保できるよう、必要な対策を講じること。

<現状・課題>

新型コロナウイルス感染症の感染状況は改善傾向にあるものの、感染の再拡大には引き続き最大限の警戒が必要であり、医療提供体制の確保や感染拡大防止策の徹底に取り組んでいくことが重要である。

また、現下では、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、ウクライナ危機を発端とする原油・原材料価格等の高騰や円安の進行に伴う物価高騰等により、幅広い業種の事業者や住民が厳しい状況に置かれており、自治体は、地域の実情に応じて、地域経済や住民生活を支援しつつ、経済の再生・回復に向けた取組を行っていく必要がある。

こうした状況の中、今後とも、自治体が地域の実情に即した実効性の高い取組を迅速かつ継続的に実施できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の継続・拡充が必要である。また、国は新型コロナウイルス感染症から国民の生命及び健康を守るため、国全体として万全の態勢を整備する責務を有することから、引き続き自治体が新型コロナウイルス感染症対策を的確かつ迅速に実施できるよう、責任をもって「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の確保・充実を図ることが重要である。これらの交付金をはじめとして、全ての自治体に対して十分かつ確実な財政支援を講じるとともに、資金確保に必要な対策を講じること、地方の持続可能な財政運営を支援することが不可欠である。

特に東京は、全国で累計感染者数が最も多く、現下の状況においては、医療機関に対する空床確保料の補助など、引き続き医療提供体制の確保への支援が必要である。また、高齢者施設や入院医療機関など、重症化リスクや集団感染のリス

クが高い方が多数いる施設等における検査需要が増えている。さらに、新型コロナウイルス感染症に加え、原油価格や物価高騰等の影響を受ける事業者数が多く、そうした事業者を金融・経営の両面から支援するための対策など、引き続き都に求められる財政需要は大きい。

東京は世界から人が集まり、日本各地と世界とをつなぐ結節点として、我が国の経済活動の中心も担っており、日本経済全体の復活への道筋を確かなものとするためには、首都東京での感染再拡大を確実に食い止め、東京の経済をしっかりと下支えすることが極めて重要である。そのため、財政力指数等による割落としなどを用いない、東京の実情を踏まえた支援が不可欠である。

<具体的要求内容>

- (1) 医療提供体制の確保や感染拡大防止策の徹底、長期にわたる行動制限に加えて物価高騰等の影響を受けている地域経済の回復・活性化を促す取組には、息の長い施策を講じる必要があるため、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の継続・拡充をはじめとして、全ての自治体に対し、確実かつ十分な規模の財政支援を講じること。

とりわけ、感染再拡大への備えとして検査体制の強化が求められていることや、物価高騰等が長期化する可能性などを踏まえ、地域の実情に応じて自治体を実施する事業に幅広く交付金を活用できるよう、国において財政措置を行うこと。

また、今後、感染が再拡大した際に自治体が地域の感染状況を踏まえて営業時間の短縮要請等を行う場合においては、即時対応特定経費交付金を確実に措置するなど、国として自治体の財政負担が生じないよう必要な財政措置を講じること。

- (2) 財政支援に当たっては、財政力指数等による割落としなどを用いることなく、各自治体の感染状況や地域経済への影響などに伴う行政需要を適切に反映した支援とすること。
- (3) 全ての自治体が安定的に必要な資金を確保し、持続可能な財政運営が行えるよう、各種財政制度における所要の措置も含め、必要な対策を講じること。

1 5 ベース・レジストリの整備・オープンデータの利活用の推進

(提案要求先 デジタル庁)
(都所管局 デジタルサービス局)

ベース・レジストリの整備を推進するとともに、ユーザー視点に立ち、地方公共団体や民間事業者等にとって使いやすいオープンデータとなるよう、データの標準化と利活用の推進に努めること。

<現状・課題>

行政手続のデジタル化によるワンスオンリーやスマートシティの実現に向けては、人・法人・土地・建物・資格等、社会の基本データとなるベース・レジストリの整備が必須である。また、正確性・最新性を備えたそうした基本データが整備されなければ、データ収集やシステム間連携にコストと時間がかかり、行政手続のオンライン化のみならず新たなビジネスの立ち上げのスピードなどに大きく影響する。激化する国際競争・都市間競争に打ち勝つためにも、国による強力な整備の推進が極めて重要である。

また、国では、地方公共団体によるオープンデータの公開とその利活用を促進するため、地方公共団体が最低限公開することが望ましい（推奨）データセット及びフォーマット標準例を公開し、地方公共団体オープンデータ推進ガイドラインなどにより、地方公共団体に通知するとともに、「官民データ活用推進基本法」により、地方公共団体だけではなく民間事業者に対しても、国又は地方公共団体の官民データ活用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとした。しかしながら、各地方公共団体等において公開しているオープンデータでは、住所情報等の表記が異なるもの（本来「一丁目1番地」と表記すべきものが「1丁目1番地」や「1-1」となっているものなど）があるなど、フォーマット標準等に従っていないものも多くある。このため、収集したデータを加工する必要があるなど、オープンデータの活用が十分に進んでいない。

<具体的要求内容>

- (1) 国や地方公共団体のみならず、民間を含めたシステム間連携が円滑に進むよう、国が中心となり、行政が保有する社会基盤データ（ベース・レジストリ）の整備を強力に進めていくとともに、その普及に向けた取組を推進すること。
- (2) 行政のデジタル化のみならず、社会全体のデジタルシフトを推進していくため、オープンデータが、ユーザー視点に立ち利用しやすいものとなるよう、引き続き、(推奨) データセット及びフォーマットの標準化を推進するとともに、地方公共団体や民間事業者等による利活用の推進に努めること。

あわせて、オープンデータ化の取組がより一層推進されるよう、地方公共団体オープンデータ推進ガイドラインに関する研修会等を開催するなど、引き続き、地方公共団体職員に対する啓発支援を行うこと。

1 6 パブリッククラウドの利用ガイドラインの提示

(提案要求先 デジタル庁・総務省)

(都所管局 デジタルサービス局)

地方公共団体の情報基盤において、パブリッククラウドを効率的かつ安全に利用できるように具体的な利用ガイドライン等を提示すること。

<現状・課題>

国は「デジタル・ガバメント実行計画」（平成30年1月策定）において、情報システムを整備する際には、クラウドの利用を第一候補とする「クラウド・バイ・デフォルト」の原則を掲げており、政府の情報システムにおいて、パブリッククラウドの利用に取り組んでいるが、地方公共団体に対して、具体的な利用のガイドライン等は示されていない。地方公共団体がパブリッククラウドを利用するに当たり、調達時に安全な事業者を見分ける評価手法や利用形態に合わせた柔軟な契約方法、安全な利用の在り方などが課題となっている。

<具体的要求内容>

地方公共団体のSaaS利用等を含めパブリッククラウドの利用促進の観点から、地方公共団体の情報基盤において、パブリッククラウドを効率的かつ安全に利用できるように、利用に当たっての課題を解決する具体的なガイドライン等を提示すること。

1 7 行政手続などのデジタル化に向けた財政措置等

(提案要求先 デジタル庁・総務省)
(都所管局 デジタルサービス局・総務局・財務局・主税局)

- (1) 全国統一的なシステムの構築に当たっては、ガバメントクラウド先行事業の検証も踏まえ、各地方公共団体の意見を十分集約し、利用しやすいシステムとすること。
- (2) 「デジタル基盤改革支援基金」による地方公共団体への財政支援に当たっては、地方公共団体ごとの取組に差が生じることがないように、必要な財源を措置すること。
- (3) 行政手続でGビズIDを一層活用できるよう、企業・団体等の事業所に付番する仕組みを国の責任で構築すること。また、個人を対象とした補助金においては、補助金申請システム（Jグランツ）を活用できる仕組みを新たに構築すること。
- (4) 行政手続法で定める公示送達について、各地方公共団体が手続のデジタル化に取り組めるよう速やかに必要な措置を講ずること。
- (5) 「デジタル田園都市国家構想推進交付金」をはじめとする国庫補助金について、地域の実情に応じて柔軟に活用できる制度とすること。

<現状・課題>

行政手続のデジタル化に当たっては、個々の手続をオンライン化するだけではなく、一度出した情報は二度提出することを不要とする「ワンスオンリー」や、複数の手続・サービスを一つにまとめる「ワンストップ」の取組を同時に進めていく必要があり、そのためには、地方公共団体間のデータ連携の円滑化などシステム連携の強化やシステムの共同利用の推進が求められる。こうした取組は、住民サービスの向上のみならず、業務の効率化や行政保有情報の統一的なオープンデータ化にもつながるものである。

地方公共団体が共同で利用できるシステムとしては、デジタル庁が提供する「補助金申請システム（Ｊグランツ）」などがあり、今後、国においてこのような共通基盤システムを構築する場合、設計段階から地方公共団体の意見を十分に聞く機会を設けるとともに、構築後も各地方公共団体が必要に応じて追加機能を利用できるように、国費により随時システムのアップデートを行うべきである。

また、国は、２０２０年１２月に策定した「自治体ＤＸ推進計画」をうけて、地方公共団体の業務プロセス・情報システムの標準化に向け、住民記録、地方税、福祉など基幹系２０システムに関する標準仕様を策定し、２０２５年度までに、原則全ての地方公共団体がガバメントクラウド上に構築された基幹業務システムへ移行する統一・標準化を目指すとしている。

さらに、この標準仕様に基づく情報システムの利用を地方公共団体に義務づける「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」を２０２１年９月に施行し、２０２１年１１月からは、先行事業として、８市町の基幹業務等システムについて、ガバメントクラウド利用の検証をはじめている。

この基幹業務等システムの標準化は、情報システムの迅速な構築と柔軟な拡張、データ移行や連携の容易性の向上、セキュリティ対策、情報システムに係るコスト削減等、住民サービスの向上と行政の効率化が期待されている一方で、令和４年５月に東京都が開催した「第３回東京都・区市町村ＣＩＯフォーラム」に参加した区市町村からは、自治体規模によって業務の複雑さは全く異なるため、こうした標準化に係る取組について、国が示す２０２５年までの対応に懸念を示す声も挙がっている。国は各地方公共団体の意見を十分に集約し、検討に活かすことで地方自治体の懸念を払しょくすべきである。

あわせて、国は、国が整備する共通的な基盤を提供する複数のクラウドサービスの利用環境へのシステム移行経費等について、地方公共団体情報システム機構に「デジタル基盤改革支援基金」を設け、当該基金を通じて地方公共団体に対し、財政支援を行っているが、令和４年４月に実施した区市町村に対するアンケートによると、依然として多くの自治体から財政的な支援を求める意見があった。財政支援は自治体の規模に応じて上限を設定することとされているが、地方公共団体ごとの取組に差が生じることがないように、必要な財源を確実に措置される仕組みとするべきである。

法人に付番するＩＤとしては、ＧビズＩＤが設けられているが、法人の事業所ごとに付番するＩＤがないため、事業所単位で申請・交付等が必要な行政手続においても、法人ＩＤを利用する必要があるため、利用者にとっては手続に手間がかかり使いにくいものとなっている。また、国の「補助金申請システム（Ｊグランツ）」はシステムの仕様上ＧビズＩＤを取得することで本人認証を行うものとなっていることから、個人を対象とした補助金申請については、本システムを活用して申請・交付手続を行うことができない。

加えて、行政手続法第１５条第３項では、不利益処分の名あて人となるべき者の聴聞の通知に当たり、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合」の公示送達の方法として、公示事項を事務所の掲示板に掲示することを規定している。公示送達の手続においてもデジタル化を進めたいところであるが、現行法で対応可能なデジタル化の方法やインターネット上に公開する場合のプライバシー配慮の観点等を踏まえた公示事項の範囲等について具体的な方針を示すなど速やかに必要な措置を講ずるべきである。

さらに、行政手続のデジタル化以外にも、地方公共団体と民間事業者等との協働により、地域の実情に応じてデジタル技術を活用したスマートサービスの実装を進める取組も始まっている。こうした先進的なデジタル化の取組が各地域で活発に進むよう、各団体の自主性を尊重した上で、国が積極的に後押しするべきである。

令和３年度補正予算において「デジタル田園都市国家構想推進交付金」が創設されたものの、申請時点でサービスの詳細を実施計画に記載する必要があり、民間事業者からの提案を踏まえて実施する事業への活用が想定しづらいものとなっていることから、地域の実情に応じて柔軟に活用できる制度とするべきである。

< 具体的要望内容 >

- (１) 全国統一的なシステムの構築に当たっては、ガバメントクラウド先行事業の検証も踏まえ、各地方公共団体の意見を十分集約した上で、各地方公共団体が利用しやすいシステムとするとともに、国費において随時機能の改善を行うこと。
- (２) 「デジタル基盤改革支援基金」による地方公共団体への財政支援に当たっては、地方公共団体ごとの取組に差が生じることがないように、必要な財源を確実に措置すること。
- (３) 国は、行政手続でＧビズＩＤを一層活用できるよう、企業・団体等の事業所に付番する仕組みを構築するとともに、個人を対象とした補助金においては、補助金申請システム（Ｊグランツ）を活用できる仕組みを新たに構築すること。
- (４) 行政手続法で定める公示送達について、各地方公共団体が手続のデジタル化に取り組めるよう速やかに必要な措置を講ずること。
- (５) 地方独自の先進的なデジタル化の取組が各地で活発に進むよう、「デジタル田園都市国家構想推進交付金」をはじめとする国庫補助金について、地域の実情に応じて柔軟に活用できる制度とするとともに、申請スケジュールを早期に地方公共団体に示すこと。

1 8 税務行政におけるデジタル化推進

1 ICTを活用した国税・地方税間の情報連携の更なる推進

(提案要求先 総務省・国税庁・デジタル庁)
(都所管局 主税局)

ICTを活用した国税・地方税間の情報連携を更に推進するため、各地方自治体の状況や意見を踏まえた上で、環境整備を行うこと。

<現状・課題>

地方自治体における税務事務の現場では、国や他の地方自治体との情報連携を紙媒体で行っている場面が多数あり、閲覧作業や紙媒体から税務事務システムへの入力作業など、様々な事務負担が発生している。また、事業者にとって、地方自治体ごとに異なる書式・様式による税務手続が、大きな負担となっている。この状況を解消するためには、ICTを活用して情報連携を進めていくことが必要である。

こうした認識のもと、都では、バックオフィス連携（国、地方自治体等とのデジタル化されたデータ連携）の実現を含む2030年の税務行政の将来像を示した「主税局ビジョン2030－更新版－」を策定し、検討を進めている。

しかし、例えば、紙媒体での情報連携時に使用している各地方自治体等の様式・帳票については、項目の名称や順番などレイアウトがそれぞれ異なっており、そのままデータ形式に変換した場合、全国的に標準化されていないため、情報連携を円滑に実施することが困難である。

このような課題がある中、総務省が主体となり、地方自治体の税務システムについて標準化の検討が進められており、「税務システム等標準化検討会」では、2021年8月に「税務システム標準仕様書【第1.0版】」が策定された。また、デジタル庁において、他の行政機関等との連携要件について検討が進められており、2022年夏を目途に標準仕様が作成されることとなっている。

今後の円滑な情報連携を推進していくためには、地方自治体の意見を踏まえ、行政運営の効率化に資する連携手法の検討や連携項目の整理等を行うことが必要である。

<具体的要求内容>

ICTを活用した国税・地方税間の情報連携を更に推進するため、各地方自治体の状況や意見を踏まえた上で、法整備をはじめとした環境整備を行うこと。

参 考

地方自治体のデジタル化の推進

【「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和３年１２月２４日閣議決定）より抜粋】

第６ デジタル社会の実現に向けた施策

５．デジタル社会を支えるシステム・技術

（２）地方の情報システムの刷新

標準化基準における共通事項の策定等に関する具体的な施策

③ データ要件・連携要件の策定

各制度所管府省庁における標準仕様書の検討と並行して、デジタル庁は、地方公共団体が基幹業務等のアプリケーションを選択し、旧アプリから新アプリに乗り換える場合等のデータ移行を容易にするため、データ要件を定めるほか、標準準拠システム間や他の行政機関等（公共サービスメッシュ（仮称）等を含む。）とのデータ連携が円滑に行われるようにするため、連携要件を定める。

具体的には、標準仕様書の機能要件や帳票要件を基に、「データ要件・連携要件の標準」を作成することや、基幹業務等におけるマイナポータルびったりサービスの円滑な活用のため、マイナポータルと標準準拠システムとの間の連携要件を新たに定めるなど、関係機関の協力を得ながら検討を進め、令和４年（２０２２年）夏を目途にこれらの標準仕様を作成する。

データ要件・連携要件の内容と各制度所管府省庁が定める各業務の標準仕様の内容との整合性が保たれるよう、デジタル庁と各制度所管府省庁は、相互に連携を図る。

また、アプリケーションのデータ要件・連携要件への適合は、ワンスオンリーの推進やベンダーロックインの排除の観点から、十分に担保される必要がある。したがって、デジタル庁はアプリケーションのデータ要件・連携要件への適合性を地方公共団体が容易に確認するためのツールについて、令和４年度（２０２２年度）中の作成を目指す。

2 地方税の電子申告・電子納税の利用拡大及び利便性向上

(提案要求先 総務省)
(都所管局 主税局)

- (1) 地方税の電子申告等の利用拡大に向けた継続的な普及促進活動を行うこと。
- (2) 賦課税目における納税通知書等の電子化に向け、早期に環境整備を行うこと。また、利便性向上に向けたシステム改修経費について、必要な財源措置を全ての地方自治体に対して講じること。

<現状・課題>

地方自治体は、社会構造の変化に対応していくため、行政のデジタル化を実現することが喫緊の課題となっており、都においても「主税局ビジョン2030ー更新版ー」を策定し、税務手続のデジタル化を推進している。

税務手続のうち、地方税の電子申告・電子納税については、地方税共同機構が運営する「地方税ポータルシステム（e L T A X : エルタックス）」を利用して一元的に行われている。

電子申告は、納税者の利便性を向上させるとともに税務事務の効率化に寄与するものであり、都においても、平成17年8月から、順次利用可能な税目を増やしてきたが、一部の税目ではいまだに利用率が低い状況となっている。

こうした中、法人二税の電子申告については、平成30年度税制改正により、大法人の電子申告が義務化され、中小法人に対しても、規制改革推進会議の「行政手続部会取りまとめ」において電子申告利用率70%以上（将来的には100%）の数値目標が設定されるなど、普及促進活動を推進し利用拡大を図ることが求められている。

また、電子納税については、令和元年10月から、複数の地方公共団体への納税を一度の手続で可能とする地方税共通納税システムが導入され、これまでに法人事業税・法人住民税、個人住民税（給与所得・退職所得に係る特別徴収、利子割、配当割、株式等譲渡所得割）、事業所税のキャッシュレス納税が可能となり、納税者、金融機関及び各地方自治体等の事務負担が軽減されている。

現在、対象税目は申告税目が中心であるが、納税者の利便性を一層高めていくためには、賦課税目にも対象を拡大していくことも重要であり、令和5年4月からは、賦課税目である固定資産税・都市計画税、自動車税種別割、軽自動車税種別割を含め、全税目が追加される予定となっている。

しかし、賦課税目では、地方自治体が税額や納期、納付場所などを記載した納税通知書等を納税者に送る必要があり、納税者の利便性を向上させるためには、通知の受領から納付手続までを一貫して電子的に完結できる仕組みの構築、e L T A X ・マイナポータルなどシステム環境の整備が不可欠である。また、電子化

に伴い地方自治体の税務事務システムは大規模に改修していくこととなるため、全ての地方自治体に対して財源措置が必要となる。

＜具体的要求内容＞

- (1) 地方税の電子申告等の利用拡大に向けた継続的な普及促進活動を行うこと。
- (2) 賦課税目における納税通知書等の電子化に向け、早期に環境整備を行うこと。また、利便性向上に向けたシステム改修経費について、必要な財源措置を全ての地方自治体に対して講じること。

参 考

【地方税分野における「行政手続コスト」削減のための基本計画】（平成31年3月末改定 総務省より抜粋）】

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

- (1) 大法人の法人住民税・法人事業税の申告について、電子申告（e L T A X）の利用率100%

今後は、大法人の法人住民税・法人事業税のe L T A X利用率100%という目標達成に向け、地方団体の協力を得つつ、電子申告が義務化されることに加え、こうした環境整備・利便性向上に関する取組についても引き続き周知を図る。

- (2) 中小法人の法人住民税・法人事業税の申告について、電子申告（e L T A X）の利用率70%以上。なお、将来的に電子申告の義務化が実現されることを前提として、電子申告（e L T A X）の利用率100%

中小法人の法人住民税・法人事業税のe L T A Xの利用率70%以上という目標達成に向け、こうした環境整備・利便性の向上の周知も図りながら、利用勧奨や広報・周知等、e L T A Xの普及に向けた取組を一層進める。

【都における電子申告の利用率の状況（令和2年度）】

法人二税76.4%、固定資産税(償却資産)55.6%、事業所税31.2%

【「行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～」（平成29年3月29日 内閣府 規制改革推進会議行政手続部会）より抜粋】

1 国税の数値目標も踏まえ、次の数値目標を設定する。

- ① 電子申告の義務化が実現されることを前提として、大法人の法人住民税・法人事業税の申告について、電子申告（e L T A X）の利用率100%
- ② 中小法人の法人住民税・法人事業税の申告について、電子申告（e L T A X）の利用率70%以上。なお、将来的に電子申告の義務化が実現されることを前提として、電子申告（e L T A X）の利用率100%

【「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方」（令和元年9月税制調査会）より抜粋】

第二 令和時代の税制のあり方

4. デジタル時代における納税環境の整備と適正・公平な課税の実現

(2) ICTを活用した納税者利便の向上

③ 地方税務手続の電子化の推進

地方税共通納税システムの利用促進に努めるとともに、今後、当該システムの対象税目拡大等のe L T A Xの機能強化や、主として個人向けの収納手段に係るICT環境の変化に対応した更なる多様化など、地方税務手続の電子化の推進について、早期に地方公共団体と情報を共有するなど、計画的な対応が重要であることに留意しながら、引き続き、検討していくべきである。

【「令和4年度税制改正大綱」（令和3年12月24日 閣議決定）より抜粋】

六 納税環境整備

4 地方税務手続のデジタル化

(地方税)

(1) e L T A Xを通じた申告・申請に係る対象手続の拡大

納税者等が地方公共団体に対して行う全ての申告・申請等について、e L T A Xを通じて行うことができるよう所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、令和4年4月1日から施行し、実務的な準備が整ったものから順次対応する。

(2) e L T A X を通じた電子納付の対象税目の拡大

地方公共団体の収納事務を行う地方税共同機構が電子的に処理する特定徴収金の対象税目を拡大し、納税者が全ての税目について、e L T A Xを通じて納付を行うことができるよう所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、令和5年4月1日以後の納付について適用する。

3 評価額情報の活用による利便性向上

(提案要求先 総務省・法務省)
(都所管局 主税局)

不動産の所有権移転登記等を行う際は、地方税法第422条の3の規定により市町村から法務局へ通知している電子データの評価額情報を活用して法務局が登録免許税を算定できるようにするなど、申請者の利便性向上等を図ること。

<現状・課題>

不動産の所有権移転登記等を行う際、申請者は市町村（特別区においては都。以下同じ。）が発行した固定資産課税台帳登録事項証明書等に記載された評価額により登録免許税を算定し、法務局へ納付することとなっている。

これにより、都においては不動産の所有権移転登記等を目的とした固定資産課税台帳登録事項証明書発行が年間約30万件あり、窓口及び郵送請求対応に多大な労力がかかっていると同時に、申請者にとっても負担が生じている。

一方で、地方税法第422条の3の規定により市町村から法務局に対し、電子データによる評価額情報の通知を行っているところであり、法務局が当該データを活用し、登録免許税の算定等を行うこととすれば、固定資産課税台帳登録事項証明書の添付が不要となり、申請者の利便性向上に資する。

<具体的要求内容>

不動産の所有権移転登記等を行う際は、地方税法第422条の3の規定により市町村から法務局へ通知している電子データの評価額情報を活用して法務局が登録免許税を算定できるようにするなど、申請者の利便性向上等を図ること。

参 考

【地方税法（昭和二十五年七月三十一日法律第二百二十六号）】

（土地又は家屋の基準年度の価格又は比準価格の登記所への通知）

第四百二十二条の三 市町村長は、第四百十条第一項、第四百十七条、第四百十九条第二項又は第四百三十五条第二項の規定によつて、土地及び家屋の基準年度の価格又は比準価格を決定し、又は修正した場合においては、その基準年度の価格又は比準価格を、遅滞なく、当該決定又は修正に係る土地又は家屋の所在地を管轄する登記所に通知しなければならない。

4 住民基本台帳ネットワークシステムの情報提供機能の強化

(提案要求先 総務省)
(都所管局 主税局)

本人確認情報に関する情報連携を強化するため、必要な環境整備を行うこと。

<現状・課題>

令和3年にデジタル改革関連法（注1）が成立し、国・地方の情報システムのあるべき姿として、ワンスオンリーの実現により国民負担を軽減し、行政コストを削減する観点から、行政機関間の情報連携の徹底が必要との方向性が示された。

複数の行政機関に対して行う住所変更等の手続きにおいて一度の申請で完了できるワンスオンリーの実現に向けては、申請された本人確認情報（注2）が、必要とされる行政機関に対して常に共有され、最新の情報に保たれる仕組みが必要である。

現在、都道府県の税務事務では、本人確認情報の更新に際して主に住民基本台帳ネットワークシステムが活用されており、都道府県が全国サーバーに照会することにより、必要な本人確認情報の提供を受ける方式となっている。このため都道府県では、全国サーバーから本人確認情報の提供を受けるまで納税者等の最新情報を把握できず、また住所異動等全ての納税者等の情報を最新の内容に更新するためには、納税者等の情報全件を対象として全国サーバーに順次照会しなければならず、こうした事務に膨大な時間が掛かっている。

このように、納税者等の情報を即時に把握できないことによって、証明書交付時の本人確認に時間が掛かることや、同一内容の書類を複数の行政機関に提出する必要が生じていること、納税通知書の返戻など、行政機関及び納税者等の双方にとって負担や不利益が生じている。

このような課題がある中、国の「デジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会」においてプッシュ型通知について検討は行われたものの、利用する行政機関のニーズや費用対効果を踏まえ、引き続き検討を深める必要があるとの結論に留まっている。

<具体的要求内容>

住民基本台帳ネットワークシステムにおけるプッシュ型通知を実現する等、本人確認情報の連携強化に向けて必要な環境整備を行うこと。

（注1）デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）、デジタル庁設置法（令和3年法律第36号）、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和3年法律第39号）、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）

の6本の法律から構成される。

(注2) 住所、氏名、生年月日、性別、マイナンバー、住民票コード及びこれらの変更情報

参 考

【「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日閣議決定）より抜粋】

別添1 マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて
(国・地方デジタル化指針)

Ⅲ 33の課題を解決するための取組方針

2. マイナンバーの利活用の促進

2.2 多様なセーフティネット：児童手当、生活保護等の情報連携等の改善の検討

⑤情報提供ネットワークシステム及び住民基本台帳ネットワークシステムにおけるプッシュ型通知の検討・実施

現在、情報提供ネットワークシステム及び住民基本台帳ネットワークシステムは、制度上・システム上ともに、情報を必要とする行政機関が情報を保有する行政機関に照会し、提供を受ける方式となっている。しかし、この方法だけでは、例えば住所変更があっても、各行政機関は照会するまで把握できず、また、全員分について照会をかける必要があり、迅速性・効率性に欠ける。ワンスオンリーの実現には、情報保有機関が、必要な行政機関に対してプッシュ型で通知することが必要不可欠である。

このため、情報提供ネットワークシステム及び住所、氏名等の本人確認情報を有する住民基本台帳ネットワークシステムにおけるプッシュ型通知について、2021年度（令和3年度）に検討し、2022年（令和4年）の通常国会への法律案提出を視野に、実現を目指す。

【デジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会報告書（令和3年12月28日 デジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会）より抜粋】

2. 住民基本台帳ネットワークシステムのあり方

(1) 住基ネットの意義・仕組み・各主体の役割

③都道府県の役割

都道府県において、住民に関する事務を遂行するに当たっては、その構成員として、また、都道府県に対する各種の権利義務の主体として、域内の住民を正確に把握している必要があり、都道府県自らも事務を担い、域内の住民の本人確認情報を適切に管理するとともに、これを利用することが、行政の効率化・高度化に資するものとされた。

(2) 今後の住基ネットのあり方

②情報提供機能の強化

○ デジタル改革関連法が成立し、国・地方の情報システムのあるべき姿とし

て、ワンスオンリーを実現し、国民の負担を減らし、行政のコスト削減・正確性向上を図る観点から、行政機関間における情報連携の徹底が必要との方向性が示されており、機構からの本人確認情報の提供について、住基ネット利用機関からの照会に対して情報提供を行うこれまでの方式に加え、住基ネット利用機関の求めるタイミングや頻度で、本人確認情報に変更がある都度又は定期的に、プッシュ型で情報提供を行うことが求められている。

- このようなプッシュ型の情報提供を行うには、住基ネット利用機関において、あらかじめプッシュ型の情報提供が必要となる対象者に関する情報（マイナンバー、利用事務等）や求める通知間隔（日次、月次等）を登録する必要があり、登録されている対象者の本人確認情報に変更が生じた場合に、機構から該当者の本人確認情報をプッシュ型で提供することが考えられる。
- 住基ネット利用機関への調査によれば、当該機関が管理している本人確認情報に変更がある都度、情報提供を受けたいという機関もあったが、主要な住基ネット利用機関においては、特定の時点での正確な情報や費用対効果をより重視する意向であった。
- この結果に加え、プッシュ型の情報提供の導入に当たっては、機構においても、住基ネット利用機関においても、システム改修が必要となることから、その導入については、住基ネット利用機関のニーズや費用対効果等を踏まえ、引き続き検討を深める必要がある。

5 税務システムの庁舎外での活用の推進について

(提案要求先 総務省)
(都所管局 主税局)

納税者サービスの向上及び税務行政の効率化を図るため、各自治体が適切なセキュリティ対策を講じた上で、庁舎外における無線LAN等による税務システムのオンライン利用を可能とすること。

<現状・課題>

地方自治体が運用する税務システムは、総務省の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」においてマイナンバー利用事務系に位置付けられ、無線LANの利用が禁止されていることから、税務システム内のデータを庁舎外でリアルタイムに活用できないなど、利用に当たり厳しい制約が課されている。

そのため、現場での実査を伴う税務調査等においては、事前に税務システムから出力して用意した、紙の調査資料を持ち出して対応に当たっている。その結果、納税者からの想定外の問合せや追加の調査事項が生じた場合、即時対応が困難であり、改めて納税者の日程を確保して対応しなければならず、迅速で柔軟な対応による納税者サービスの向上の妨げとなっている。

また、税務職員側においても、調査先等で作成した紙の資料を帰庁後に税務システムに改めて入力するなど、非効率な作業が生じている。

無線LAN等による税務システムのオンライン利用が可能となり、モバイル端末を活用した税務調査等の事務が行えるようになれば、庁舎外から必要な税務情報に随時アクセスし、納税者ニーズや現場で新たに発生した事務に対してきめ細かな対応が可能になるなど、納税者サービスの向上とともに、税務行政の効率化に資することができる。

<具体的要求内容>

納税者サービスの向上及び税務行政の効率化を図るため、各自治体が適切なセキュリティ対策を講じた上で、庁舎外における無線LAN等による税務システムのオンライン利用を可能とすること。

参 考

【「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和2年12月版）」より抜粋】

第3層 地方公共団体における情報セキュリティポリシー（解説）

6. 1 コンピュータ及びネットワークの管理

（解説）

（1 3）無線LAN及びネットワークの盗聴対策

無線LANを利用する場合は、解読が困難な暗号化及び認証技術を使用し、アクセスポイントへの不正な接続を防御する必要がある。特に、LGWAN接続系で無線LANを利用する場合は、盗聴及びなりすましアクセスポイント（AP）などによる情報漏えいや不正アクセスに対して、認証サーバを利用したWPA2/WPA3エンタープライズによる認証（IEEE802.1X認証）を採用する等、セキュリティ対策を実施しなければならない。遵守すべきセキュリティ要件は、「庁内無線LANのセキュリティ要件について」を参照されたい。なお、マイナンバー利用事務系においては、無線LANは利用しないこととしなければならない。

6. 2 アクセス制御

（解説）

（2）職員等による外部からのアクセス等の制限

外部から庁内ネットワークや情報システムに接続を認める場合は、外部から攻撃を受けるリスクが高くなることから、本人確認手段の確保、通信途上の盗聴を防御するために、原則、安全な通信回線サービスを利用しなければならない。その際、通信する情報の機密性に応じて、ファイル暗号化、通信経路の暗号化、専用回線の利用等の必要な措置を実施することが求められる。また、接続に当たっては許可制とし、許可は必要最小限の者に限定しなければならない。

職員等がテレワークにより庁内ネットワークや情報システムに接続を認める場合、情報資産の重要性を踏まえて対象となる資産を明確化し、テレワーク等で扱うことができる情報資産やテレワーク実施時の情報セキュリティ対策について規則を整備するとともに、外部からの不正な通信、マルウェアによる情報漏えいを防ぐためにアクセス制御等の技術的対策を行うことが求められる。また、なりすまし、情報漏えい及び盗難・紛失といったリスク等を踏まえ、取り扱う情報の重要度を勘案しつつ、適切なセキュリティ対策を講じる必要がある。なお、マイナンバー利用事務系は、住民情報等の特に重要な情報資産が大量に配置されており、情報漏えいリスクが高いこと等を踏まえ、テレワークの対象外としなければならない。

19 指定給水装置工事事業者の指定等に係るDX の推進

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 水道局)

指定給水装置工事事業者の指定に関する諸手続について、今後のデジタルトランスフォーメーション（DX）推進に向け、必要な措置を講じること。

<現状・課題>

指定給水装置工事事業者の指定の申請、指定の更新及び一部の変更の届出に当たっては、水道法施行規則第18条第2項第2号並びに第34条第2項第1号及び第2号により、法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票の写しを添えなければならないと規定されており、現行制度下では、申請者が各行政窓口で取得した原本の提出が必要である。

<具体的要求内容>

指定給水装置工事事業者の指定に関する諸手続について、登記事項証明書又は住民票の写しを書面提出によらない方法が可能となるよう、必要な措置を講じること。

4. 災 害 対 策

1 首都直下地震等への備え【最重点】

1 首都直下地震対策の具体的な推進

(提案要求先 内閣官房・内閣府・国土交通省)
(都所管局 総務局・政策企画局)

- (1) 首都直下地震等の災害から住民の生命と財産を守るとともに、首都機能への打撃を最小限にとどめるため、財政上の措置を講じるなど、首都直下地震対策を具体的に推進すること。
- (2) 九都県市の集積を生かした、迅速かつ確実に機能し得る首都機能のバックアップ体制の充実・強化を早急に進めること。

<現状・課題>

平成25年11月、首都直下地震が発生した場合において首都中枢機能の維持を図るとともに、首都直下地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、首都直下地震対策特別措置法(平成25年法律第88号。以下「法」という。)が制定され、同年12月に施行された。平成26年3月には、法に基づく緊急対策区域・首都中枢機能維持基盤整備等地区が指定され、前者には東京都の全区市町村が、後者には東京都千代田区、中央区、港区及び新宿区が含まれることとなった。

また、同月には、法に基づく首都直下地震緊急対策推進基本計画(以下「基本計画」という。)が閣議決定された。平成27年3月には、今後10年間で達成すべき減災目標を設定するとともに、当該目標を達成するための施策について具体目標等を定めることを内容とする基本計画の変更がなされた。この変更に伴い、具体的な目標と、目標達成に係る所管省庁が明確となったが、依然として当該目標達成に向けて事業を具体的に実施する主体が明確になっていない。さらに、法では、緊急対策区域に指定された区市町村を含む都県は地方緊急対策実施計画(以下「地方計画」という。)を作成することができるとされているが、現時点では地方計画等に位置付けられた首都直下地震対策に対する国の具体的な財政上の措置等は図られていない。

平成28年熊本地震、平成30年の大阪府北部を震源とする地震や北海道胆振東部地震といった相次ぐ大地震の発生により、避難所等の防災拠点となる施設の耐震化、円滑な物資輸送、り災証明書の発行など、防災対策の実効性を高める上での課題が改めて明らかになった。また、令和4年5月に、東京都が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」では、発災後の時間軸に応じた被害の様相を明らかにしており、課題の解決に向けた具体的な取組が求められている。

一方、首都機能のバックアップに関しては、基本計画に基づき作成された政府業務継続計画においては、被害想定を上回る事態を想定し、同計画で定められている代替拠点以外の代替拠点への移転に関して、さいたま新都心等の東京圏内の

地区のほか、東京圏外も含め代替拠点となり得る地域を対象に、既存の庁舎、設備及び資機材の活用等に係る具体的なオペレーションについて検討していくこととしている。

しかし、発災時に可能な限り速やかに機能する体制を構築するためには、でき得る限り、物理的・時間的にも近接で確実な立ち上げが可能なさいたま新都心など首都圏内の拠点を活用すべきである。

<具体的要求内容>

- (1) 首都直下地震をはじめとする災害から首都圏3,500万住民の生命と財産を守るとともに、国の政治経済の中核機能への打撃を最小限にとどめるため、基本計画において「政府が講ずべき措置」として掲げられている対策に限らず、国が責任を持って防災力の更なる強化のための施策を着実に実施していくこと。
- (2) 法で定められている地方計画、首都中枢機能維持基盤等整備計画、特定緊急対策事業推進計画などの中に位置付けられた、都をはじめ地方自治体が進める首都直下地震対策に対して、具体的な財政上の措置等を講じること。
- (3) さいたま新都心を緊急災害対策本部の代替拠点として位置付けることをはじめ、首都圏を構成する九都県市の集積を生かした、迅速かつ確実に機能し得る首都機能のバックアップ体制の充実・強化を早急に進めること。

2 国土強^{じん}靱化の推進

(提案要求先 内閣官房)
(都所管局 総務局)

国土強^{じん}靱化地域計画に位置付けられた強^{じん}靱化の取組に対して、具体的な財政措置を講じること。

<現状・課題>

平成25年12月に施行された、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強^{じん}靱化基本法（平成25年法律第95号）において、都道府県又は市町村は、国土強^{じん}靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強^{じん}靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「地域計画」という。）を定めることができるとされている。都は様々な自然災害から都民や首都機能を守るため、東京における防災施策の指針として「東京都国土強^{じん}靱化地域計画」を平成28年1月に策定した。

東京は我が国の人口の約1割が居住する大都市であるだけでなく、政治・行政・経済などの首都機能を有する日本の心臓であり、災害時には応急対策から、復旧・復興まで中枢機能を担わなければならない。

災害時においても、首都機能を維持していくための取組に係る財政需要は膨大であり、東京都は多額の事業費を計上している。その取組は東京だけのためではなく、日本にとって不可欠なものである。

国では、地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の補助金・交付金等の交付に当たって、これまでの「一定程度配慮する」判断や「重点化」に加え、「要件化」も行うこととしている。一方で、首都機能はもちろん、医療機能、交通・物流機能、情報通信機能等様々な重要機能の在り方を強^{じん}靱化の観点から見直し、対策を着実に推進することは、国家的な観点からも大きな意義と責任があり、東京都だけがその責任を負うことは適当ではない。地域計画に位置付けられた取組に対しては普通交付税の交付・不交付にかかわらず、全団体が交付対象となる新たな交付金の創設、新規の予算枠の創設、既存事業の補助率かさ上げ等確実かつ具体的な財政措置を講じることが必要である。

<具体的要求内容>

地域計画に位置付けられた国土強^{じん}靱化の取組に対して、普通交付税の交付・不交付にかかわらず、首都機能の維持・向上という観点からも、新たな交付金の創設、新規の予算枠の創設、既存事業の補助率かさ上げ等、東京都への具体的な財政措置を講じること。

2 帰宅困難者対策の推進【最重点】

(提案要求先 内閣府・総務省・財務省・国土交通省)
(都所管局 総務局)

大震災時に発生する帰宅困難者に対し、一斉帰宅の抑制、一時滞在施設の確保、安否確認や情報提供のための体制整備、帰宅支援など、総合的な帰宅困難者対策を推進すること。

<現状・課題>

東京都防災会議の「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」（令和4年5月）では、帰宅困難者は約453万人発生すると想定している。

首都直下地震帰宅困難者等対策協議会の調査によれば、東日本大震災においても、鉄道の運行停止により都内で約352万人の帰宅困難者が発生し、多数の帰宅困難者が駅前に滞留するなど、課題が顕在化した。首都直下地震等の大規模地震が発生し、多くの人が帰宅を開始した場合、建物倒壊や火災などで、帰宅困難者自身が危険にさらされるだけでなく、発災後に優先して実施していかなければならない救助・救護・消火活動・緊急輸送等を妨げることになりかねない。

このため、企業や学校等における施設内待機や鉄道事業者等の利用者保護などの一斉帰宅の抑制、行政と民間事業者の協力による一時滞在施設の確保、家族との安否確認や正確な情報提供に必要な情報通信基盤の整備、安全が確認された後の代替輸送も含めた帰宅支援などの対策を強化する必要がある。

都ではこうしたことを踏まえ、都と国で、経済団体、鉄道事業者等と横断的な課題について検討する協議会を設置し、官民それぞれが連携して行う対策について、平成24年9月に最終報告を取りまとめた。都は、この協議会での議論を踏まえ、平成25年4月に東京都帰宅困難者対策条例（平成24年東京都条例第17号）を施行しているが、対策はまだ道半ばである。

特に、民間事業者による従業員の一斉帰宅の抑制や利用者保護の徹底とそれに必要な備蓄の推進、民間事業者による帰宅困難者の受入促進、帰宅困難者に対する情報提供など、広域的課題について大きな役割を果たすことは国の責務であり、国をはじめ都や民間事業者を含めた社会全体で取り組む総合的な帰宅困難者対策を推進する必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 「一斉帰宅の抑制」の観点から、従業員の施設内待機とそれに必要な3日分の飲料水や食料等の備蓄を行うことについて、国として、民間事業者に対する働きかけを強化すること。
- (2) 「利用者保護」の観点から、鉄道事業者や集客施設の設置者又は管理者などに対し、利用客の保護を図ることや、必要となる飲料水や毛布、医薬品などを備蓄するよう指導すること。

さらに、利用者を保護するために必要となる、利用者が安全に待機できる

場所や、飲料水や毛布、医薬品などを備蓄する倉庫を設置するよう強く働きかけること。

(3) 「一時滞在施設の確保」の観点から、以下の措置を講じること。

- ① 自治体が民間事業者の協力を得ることの障害を取り除くため、法改正を行い、首都圏だけでなく全国共通の「発災時の損害賠償責任が事業者に及ばない制度」の創設を国として早期に実現すること。
- ② 国の庁舎及び関係機関の所有又は管理する施設について、発災時に、都や区市町村の要請により、帰宅困難者の一時滞在施設として使用できる施設を確保するとともに、飲料水や食料等の備蓄、情報通信体制の整備、非常用電源等の確保など、運営体制の整備を行うこと。
- ③ 今後の民間が担う一時滞在施設において不可欠な帰宅困難者用の3日分の飲料水及び食料等の備蓄が実施できるよう、財政措置を講じること。その際は、民間事業者の負担を可能な限り軽減するとともに、民間事業者が、それぞれ負担した費用について、発災後に災害救助法（昭和22年法律第118号）による支弁を受けられることを明確にすること。
- ④ 一時滞在施設に協力をした民間事業者に対し、法人税の軽減などの税制措置を行うこと。

(4) 「迅速な安否確認と正確な情報提供」の分野では、災害時に強い通信基盤の整備や、帰宅困難者が必要とする情報を迅速かつ的確に提供するための体制づくりについて、早期に実現すること。

(5) 「帰宅支援」について、要配慮者の特別搬送に関するマニュアルの策定や鉄道運行の早期復旧を図れる体制づくりなどオペレーションに係る検討を進めること。

参 考

○ 一時滞在施設確保状況（令和4年1月現在）

【施設数】1,155所

（国等26、都立232、区市町村265、民間632）

【受入人数】約44.3万人※

（国等 約1.0万人、都立9.1万人、区市町村 約10.1万人、民間 約24.1万人）

※66万人の都内需要者数（屋外で被災した行き場のない帰宅困難者。数は令和4年5月に試算。）に対し、約67%

3 緊急地震速報の改善

(提案要求先 気象庁)
(都所管局 総務局)

緊急地震速報について、首都直下地震等に対応できるよう発表の迅速性と予想精度向上のための取組を早急に行うこと。

<現状・課題>

首都直下地震については切迫性が高く、政府の地震調査委員会によれば、マグニチュード7クラスの地震が今後30年以内に発生する確率は70パーセント程度と推定されている。

また、平成25年12月に中央防災会議が発表した首都直下地震の被害想定では、死者最大約2万3千人、経済的被害約95兆円と、甚大な被害をもたらすことが想定されている。

緊急地震速報は、こうした被害の軽減に有効であるが、原理的にP波とS波の到達時間の差を利用していることから、震源に近いところ（おおむね30km以内）では速報が間に合わないといった限界がある。

気象庁では、新しい観測技術の導入や大深度地震計を含む新たな地震観測網の取り込み等の構想を平成26年度に打ち出し、平成28年12月にIPF法導入、平成30年3月にPLUM法の運用開始、令和元年6月に日本海溝海底地震津波観測網（S-net）の観測データの活用開始、令和2年3月にはS-netの全6系統150カ所の観測点を追加した。また、人工知能の活用検討等、技術的・設備的改良を進めているが、時間的猶予が少ない直下型地震に関しては、速報性の更なる改善が必要である。

なお、首都直下地震対策特別措置法においても、首都直下地震に関する観測及び測量のための施設等の整備については、国の努力事項と規定されている。

<具体的要求内容>

気象業務法の規定により、地震動により重大な災害が起こるおそれのある際に発表する、「緊急地震速報（警報）」は気象庁のみが発表できるとされている。

新しい観測技術の導入や新たな観測網データの取り込みなどにより、今後緊急地震速報の精度向上と時間短縮が期待される。しかし、時間的猶予の少ない首都直下地震については、被害軽減に向け都内に対しより迅速で正確な速報発表を行うため、国において下記の施策を強化・推進すること。

- (1) 発生した地震をより迅速・正確に観測できるよう、地震観測点を適切な位置に増設すること。
- (2) 観測された地震の情報を即時に分析し、大きな地震動が予想される地域及び震度をより迅速・正確に推定するなど、予測技術の更なる改善を推進すること。

参 考

(1) 緊急地震速報の種類について

緊急地震速報には、利用者のニーズに合わせて「緊急地震速報（警報）」と「緊急地震速報（予報）」の2種類がある。

・緊急地震速報（警報）

最大震度5弱以上の揺れが予想されたときに、強い揺れ(震度4以上)が予想される地域に対し、地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表する。

・緊急地震速報（予報）

最大震度3以上の揺れが予想されたとき、またはマグニチュード3.5以上と推定されたとき等に発表する。

(2) 緊急地震速報（警報）の発表主体について

気象庁は、平成19年10月1日の一般提供開始当初、緊急地震速報を、気象業務法第11条に基づく観測成果の発表として提供していたが、その後同法を改正し、地震動（地震による揺れ）に関する警報・予報と位置付けた（平成19年12月1日施行）。

その際、発表する名称については、引き続き「緊急地震速報」を用いることとし、警報を「緊急地震速報、あるいは緊急地震速報（警報）」、予報を「緊急地震速報（予報）」と定めている。

これにより、緊急地震速報(警報)は、気象庁以外のものによる発表が禁じられるとともに、NHKに放送の義務がそれぞれ規定された。

(3) 首都直下地震対策特別措置法における記述

（地震観測施設等の整備）

第三十五条 国は、首都直下地震に関する観測及び測量のための施設等の整備に努めなければならない。

(4) I P F 法について

気象庁が平成28年12月14日から運用を開始した、緊急地震速報の技術的な改善手法の一つであり、緊急地震速報の震源決定や地震判定において、より信頼性を向上させた震源の推定手法である。

(5) P L U M 法について

気象庁が平成30年3月22日から運用を開始した、緊急地震速報の技術的な改善手法の一つであり、巨大地震の震源から遠い地域での震度予測において、精度を向上させた震度の推定手法である。

(6) 日本海溝海底地震津波観測網 (S-net) について

国立研究開発法人防災科学研究所（以下「防災科研」という。）が保有する東日本太平洋沖の地震津波観測網であり、気象庁が防災科研と連携し、S-netの観測データを緊急地震速報に活用することで、東日本太平洋沖で発生する地震に対して緊急地震速報発表の迅速化が期待され、令和元年6月27日から運用を開始した。

なお、運用開始当初はS-netの観測点のうち、日本海溝より陸側の観測点のデータを活用していたが、令和2年3月24日から、日本海溝より東側の観測点のデータも活用している。（全6系統150ヵ所）

(7) 人工知能と物理モデルを組み合わせたハイブリッド予測手法について

防災科研が進める「地震・津波予測技術の戦略的高度化」のプロジェクト研究にて、人工知能(AI)と物理モデルに基づく地震動予測式を組み合わせたハイブリッド予測手法を新たに開発した。この成果をもとに研究をさらに進めることにより、将来の地震災害に備えるための地震ハザード評価や地震発生直後の緊急地震速報の精度向上につながることを期待されている。

4 災害医療体制の充実

(提案要求先 内閣府・厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局・病院経営本部)

都道府県が地域の実情を踏まえた災害医療体制を構築できるよう、全国一律の画一的な基準を設定することなく、地方自治体の自主性及び自立性に基づく取組についても、国の責任において必要な財政支援を行うこと。

また、災害時の効果的な広域支援の在り方について具体的に検討し、国の責任と役割を明確にすること。

<現状・課題>

都はこれまで、災害対策基本法に規定する東京都地域防災計画に基づき災害拠点病院として83病院を指定するとともに、救命救急センター等25病院に東京DMATを整備し、1,000人を超える隊員の養成を行い、震災のみならず、都市型災害等の大規模災害に対応できる体制整備を進めてきた。

一方、国においては、「災害医療等のあり方に関する検討会」の報告（平成23年10月31日厚生労働省）により、被災地外から参集したDMATに必要な物資の提供や移動手段の確保、関係機関の連携体制の構築に向けた地域災害医療対策会議の設置支援などが示されたが、災害医療体制の整備における国の役割や責任を明らかにしていない。

特に、DMATについて、都では、東京消防庁連携隊の編成など、災害現場で活動する東京DMAT活動の安全確保策等を講じているところであるが、国が定めるDMAT活動は、十分な安全確保策が図られていない。

さらに、国は、都道府県が航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）を設置することとし、都に対しては都内3か所の候補地にSCUを設置するように求めているが、東京国際空港、基幹的広域防災拠点（有明の丘地区）及び陸上自衛隊立川駐屯地の3か所とも設置運営について関係省庁間で十分な調整が図られていない。広域的な災害対策であることから、国が責任を持って対策を講じるべきである。

このほかにも、災害時における船舶を活用した医療救護活動の検討や、個人情報保護を踏まえた診療記録の保持、共有など広域的な連携について、国が主体となって進める必要がある。

また、国の通知を受け、都は広域災害救急医療情報システム（EMIS）への全病院登録が完了した。災害時に医療機関が被災状況等の入力を行うためには、入力内容や操作等に関する研修を行う必要があるが、国は都道府県担当者に対する研修しか実施していない。

災害拠点病院の指定要件については、燃料の確保や病院の機能を維持するための水、衛星通信回線の確保や食料・飲料水・医薬品等の備蓄を3日間程度とする

ことが示されているが、拠点病院においてこれらの要件を満たすための体制整備を行う際の国からの支援策は講じられていない。

加えて、災害拠点病院は災害時における患者の多数発生時（入院患者については通常時の2倍、外来患者については通常時の5倍程度を想定）に対応可能なスペース等を有することが望ましいとされているため、国土交通省の「災害時拠点強靱化緊急促進事業」を活用し整備をしている。しかし、備蓄倉庫を国の補助金等を活用して整備することなどが事業要件となっているため、補助金を活用できる災害拠点病院は限られており、整備促進を図れない。

地震等の災害時には、災害拠点病院を中心に多くの傷病者を受け入れることになるが、今般の新型コロナウイルス感染症等の新興・再興感染症まん延下における災害時の医療提供体制について、必要な対策等は示されていない。

< 具体的要求内容 >

- (1) 災害医療体制の充実に向け、全国からDMATなどの医療チームが参集した場合に必要な資器材や搬送手段の確保について国の役割と責任を明確化するとともに、地方自治体が地域の実情に応じた取組を行うことができるよう、熱傷をはじめ災害時に想定される重症者の治療に必要な医薬品・資器材等の備蓄、地域災害医療対策会議の設置準備等に対して補助制度の充実を図ること。
- (2) 広域的に被災地支援を行うDMAT活動については、「病院支援及び地域医療搬送」と「現場活動」を明確に区別し、特に災害現場において消防機関等による安全管理を徹底するとともに、広域的に被災地支援を行うDMAT隊員の安全性を十分に確保すること。
- (3) 東京国際空港、基幹的広域防災拠点（有明の丘地区）及び陸上自衛隊立川駐屯地において航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）を設置運営できるように、内閣府等と調整すること。
- (4) 災害時の船舶の活用については、国が主体となって検討を行うこと。また、災害現場等で用いられている緊急時の診療記録について、災害発生時や大規模イベントでの多数傷病者発生時に円滑に使用できるよう、法的な位置付けや運用上の課題等に関する整理を行い、制度を整えること。
- (5) 医療機関などが災害時に迅速で確実な情報の入力ができるよう、EMIS研修に必要な財政支援を行うこと。
- (6) 災害拠点病院における災害時用の燃料や病院の機能を維持するための水の確保、通信回線や食料等の備蓄に要する経費について、財政支援を行うこと。
- (7) 災害医療体制の強化を図れるよう、災害時拠点強靱化緊急促進事業の事業要件を見直すこと。
- (8) 新興・再興感染症まん延下における災害時の医療提供体制について、必要な対策を示すとともに、都道府県が地域の実情に応じて柔軟に体制整備に取り組むことができるようにすること。

5 災害時における安定的な燃料供給体制の確立

1 災害時における安定的な燃料供給体制の確立

(提案要求先 内閣府・資源エネルギー庁)
(都所管局 総務局)

大規模災害が発生した場合でも、都民の生活に直結する重要な施設へ安定的に燃料が供給されるよう、都と連携し、体制を強化・運用すること。

<現状・課題>

東日本大震災では、宮城、茨城、千葉等の6製油所が稼働を停止し、平常時の約3割に相当する処理能力が失われ、石油事業者は、他地域の製油所の稼働率を引き上げるなどにより対応したが、計画停電や道路の通行止め等の影響により、東京都も含め、局地的な燃料不足が生じた。

国は、石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）を平成24年11月に改正し、災害時における国家備蓄の放出や石油元売会社に対する災害時石油供給連携計画の作成・届出を義務付けるなど体制の強化を図った。また、平成28年4月に発生した熊本地震の経験を踏まえて、自家発電機の導入を支援することにより、災害時において地域の石油製品の供給拠点となる「住民拠点SS」の整備を進めてきた。さらに、近年相次いで発生した災害での課題を踏まえ、様々な燃料確保施策を推進している

都は、給油所事業者との契約による燃料備蓄とともに、災害時石油供給連携計画に積極的に関与することで、災害拠点病院等の災害対策上重要な施設の燃料確保を進めることとし、平成27年5月に、資源エネルギー庁、石油連盟等との連携体制を構築するため「大規模災害時における石油燃料の確保に関する連絡協議会」を設置した。

今後、首都直下地震などが発生した場合、燃料供給が確実に確保されないと、都内は大きく混乱し、都民生活に支障を来すとともに、復旧・復興の妨げになることが懸念されることから、体制の一層の充実が必要となる。

<具体的要求内容>

- (1) 大規模災害発生時においては、国は、国家備蓄及び民間備蓄の活用、災害時石油供給連携計画の適切な運用等により、燃料供給体制を確保すること。
- (2) 都民生活への影響を極力抑えるため、都が燃料を備蓄している東京都指定給油所をはじめ、国が整備する住民拠点SS等に対して継続的に燃料供給を行うこと。
- (3) あわせて、都民の生活に直結する重要な施設（災害拠点病院をはじめとする医療施設、上下水道施設、警察・消防施設、交通施設など）へ継続的に燃料が供給されるよう、都との連携を更に強化するなど、体制を整備・運用すること。

2 医療機関の電力と水の確保に対する支援

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局・病院経営本部)

大規模災害発生時に、医療機関が診療機能に支障を来さないよう、電力と水の確保についての具体的支援策を講じること。

<現状・課題>

近年の大規模な自然災害では、医療機関において、停電や地震による揺れ、断水、浸水、暴風等により病院機能に支障を来すなど医療提供体制に大きな影響を受ける災害が相次いで発生している。

様々な検査機器、生命維持装置が稼動している医療機関にとって、電力不足による診療機能の低下は、患者の生命維持そのものを脅かす事態に直結するものである。

また、人工透析や創洗浄、器材洗浄、厨房、便所等多くの水を必要とする医療機関にとって、災害時における断水は、診療の継続を極めて困難にするものである。

都は、大規模災害発生時等の電力不足に対応するため、平成23年度から平成25年度にかけて病院及び診療所を対象とした自家発電機の整備に係る補助を実施した。令和元年度からは、災害拠点病院とそれを補完する役割を担う災害拠点連携病院を対象に、自家発電機の浸水対策及び地震の揺れ対策に係る補助を実施し、さらに令和2年度からは自家発電機等の新設や増設についても補助対象として実施している。

国は、災害時に備え燃料や水等を備蓄するよう求めているが、都内の医療機関は、敷地が狭あいでも地価も高いため、燃料等の備蓄場所の確保等が困難な場合も多い。東京の地域特性を踏まえた、災害時に燃料等が確実に供給される対策が必要である。

また、災害拠点病院や救命救急センター等一部の病院を対象に、自家発電機及び受水槽の整備などの経費を支援しているが、災害時に発生する多くの患者に対応するためには、医療機関が機能を維持しその役割を果たすことが重要であることから、国の責任において災害時に全ての医療機関の診療機能を確保するための具体的かつ実効性のある支援策を講じるべきである。

<具体的要求内容>

- (1) 大規模災害発生時等の電力不足に医療機関が的確に対応できるよう、国は適切・正確な情報を提供すること。
- (2) 近年の豪雨災害などによる浸水や停電等の影響を踏まえ、災害拠点病院のほか、自家発電機の設置や増設、移設などを検討する全ての医療機関に対する支援制度を早急に創設するとともに、地震の揺れ対策についても施策を講じること。
- (3) 全ての医療機関の自家発電機等の燃料や水については、東京の地域特性を踏まえ、国の責任において確保するとともに、確実に供給するための体制を

整備すること。

- (4) 地震や風水害等の自然災害に備え、受水槽の設置や増設、移設などを検討する全ての医療機関に対する支援制度を早急に創設すること。
- (5) 風害や落雷などを含めたあらゆる災害時において傷病者へ確実に医療を提供できるよう、体制確保に必要な整備費補助を創設すること。

6 大規模災害時における被災者の生活再建支援制度の在り方

(提案要求先 内閣府)
(都所管局 福祉保健局)

被災者生活再建支援基金では対応困難な大規模な災害が発生した場合には、国の全額負担による新たな支援制度を構築すること。また、制度の構築に当たっては、被災者の生活再建のニーズに即したものとすること。

<現状・課題>

被災者生活再建支援制度については、平成19年11月の法令改正により、被災者生活再建支援金の支給要件である年齢及び所得制限の撤廃による対象世帯の拡大や、使途を限定した上で実費額を支給する方式から、使途を限定しない定額渡し切り方式への変更など、被災者の生活支援の充実に向けて一定の見直しが図られた。

しかし、その原資は都道府県が相互扶助の観点を踏まえ拠出した被災者生活再建支援基金のみである。支援金の負担割合については、東日本大震災では特例的な措置として国が10分の8、地方が10分の2となったものの、現行制度では、国、地方とも2分の1となっている。政治・経済の中心地である東京を中心とした首都圏に、首都直下地震等大規模災害が発生した場合には、支出は兆単位に上がることが見込まれ、現行制度で対応することは困難である。

大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）においても、「別に法律で定めるところにより、特定大規模災害からの復興のための財政上の措置その他の措置を速やかに講ずるもの」とされている。

また、現行制度では、住宅の全壊被害を受けた世帯が地域内で一定数以上発生したことが要件となっており、同じ災害で被災しても被災者生活再建支援法が適用されない地域が生じるなど、被災者の生活再建のニーズに即した仕組みとなっていない。

<具体的要求内容>

被災者生活再建支援基金では対応困難な大規模な災害が発生した場合には、国の全額負担による新たな支援制度を構築すること。また、制度の構築に当たっては、被災者の生活再建のニーズに即したものとすること。

7 災害情報等の多言語発信

(提案要求先 気象庁)
(都所管局 総務局)

気象庁が発信する防災情報を多言語で発信するなど、災害時における外国人への情報提供体制を充実すること。

<現状・課題>

訪日外国人旅行者は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年には前年度比マイナス87%の412万人となったものの、在留外国人は微減の288万人となっている。こうした中、大阪府北部を震源とする地震や北海道胆振東部地震、都内でも被害が発生した令和元年房総半島台風及び令和元年東日本台風では、観光客を含む多くの外国人が防災情報等を収集できない事態が生じるなど、多言語での防災情報等の発信について課題となっている。

気象庁では、情報配信事業者等が多言語で防災情報を発信する場合に必要な翻訳表現を考案し、多言語辞書として公表しているが、災害時に情報発信を行うには、当該多言語辞書を活用したとしても、発信主体ごとに情報の多言語化を行う必要があり、発信主体ごとに多言語への翻訳の費用が発生する状況にある。

災害時等の緊急事態における災害情報等の多言語での発信に当たっては、外国人が必要とする情報を迅速かつ正確に提供するとともに、全国で均質的な情報提供を確保するためにも、国による情報発信を行う体制を整備することが必要である。

<具体的要求内容>

災害時等の緊急事態においても、迅速かつ正確に国の災害情報を多言語により提供できる体制の更なる整備を図るとともに、災害情報の発信に当たっては、発信主体ごとに多言語への翻訳を行うのではなく、気象庁により一元的に多言語化を図ること。

参 考

気象庁の多言語対応について

気象庁は、緊急地震速報等を情報配信事業者等が多言語で提供する際に必要となる翻訳表現を、緊急地震速報・津波警報の『多言語辞書』として平成27年に公表。平成31年3月には気象警報等の『多言語辞書』を公表。また、令和元年7月からは気象庁ホームページにおいて気象警報等を多言語で配信開始。

(翻訳言語：14カ国語)

英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語・「やさしい日本語」など)

8 消防関係講習のオンライン化等の推進

(提案要求先 消防庁)
(都所管局 東京消防庁)

消防法に定める防火・防災管理講習、危険物取扱者保安講習及び消防設備士講習について、オンラインによる実施環境等を整備すること。

<現状・課題>

1 オンライン講習システムの整備

消防法令に定める防火・防災管理講習、危険物取扱者保安講習及び消防設備士講習については、新型コロナウイルス感染症の影響により、講習会場で各種の感染予防対策を講じて実施しているが、コロナ禍における社会生活の変化、社会全体のデジタル化の中で、令和2年度及び令和3年度に実施した一部の危険物取扱者保安講習でオンライン講習を導入しているものの、より一層のオンラインによる実施が求められている。

講習をオンラインにより実施することは、受講者の感染防止対策として有効であるほか、各受講者の利便性の向上を図ることができる。

しかしながら、各消防本部でオンライン講習システムを整備する人材及び予算を確保することは厳しい状況である。

2 共通データベースの構築

防火・防災管理講習の修了証、危険物取扱者免状及び消防設備士免状の保有者の全国規模のデータベースがないことから、次のような課題もある。

- (1) 防火・防災管理講習については各消防本部間の、危険物取扱者保安講習及び消防設備士講習では都道府県知事間での情報共有が図れていないことから、消防機関が受講状況を迅速に確認することができない。
- (2) 危険物取扱者保安講習をオンラインで受講した時は、ダウンロードをすることで受講証明書が交付される。当該受講者が受講証明書のデータを保存せずに紛失すると、講習の受付をした消防機関以外では、受講状況を速やかに確認することができない。

<具体的要求内容>

- 1 オンライン講習を実施する上で必要なシステムの提供、補助金などの財政的支援又はシステムを整備するための人的支援を行うこと。
- 2 防火・防災管理講習及び消防設備士講習のオンラインによる実施方法を示すこと。
- 3 防火・防災管理講習の修了証、危険物取扱者免状及び消防設備士免状の保有者について、全国の消防機関がアクセスできるデータベースを構築すること。
- 4 危険物取扱者免状及び消防設備士免状について、社会のデジタル化の動向を踏まえた免状のあり方について検討すること。

5. 都 市 整 備

1 建築物の耐震化の推進【最重点】

1 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局)

- (1) 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進するため、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業の適用期限を令和7年度まで延長すること。
- (2) 地域防災拠点建築物整備緊急促進事業の耐震診断・耐震改修等の費用助成について、必要な財源を確保するとともに、国の交付率を引き上げるなど拡充を図ること。特に、緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等の費用助成について、特に倒壊の危険性が高い建築物の場合に限り、交付対象限度額の更なる割増しを行うこと。加えて、段階的改修の際、2回目以降の工事が未定の場合も助成できるよう拡充を図ること。また、占有者が存する建築物の耐震改修等に要する費用に対する助成額の加算について助成対象とするよう拡充を図ること。
- (3) 耐震改修した場合の固定資産税の減額措置について、一定期間延長するとともに対象建築物を拡大して実施すること。

<現状・課題>

東日本大震災では、道路分断などにより、発災後の早急な救命救急活動や物資輸送が滞るなど大きな支障が生じ、緊急輸送道路の機能の確保の重要性が改めて明らかになった。

首都直下地震の切迫性が指摘されている東京においても、大地震が起きた際に都民の生命・財産を守るとともに首都機能を確保するため、防災拠点や他県等と連絡する緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を進め、建物の倒壊による道路閉塞を防止することは喫緊の課題である。緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を早急かつ強力に促進するため、継続して必要な財源を確保・拡充するとともに、以下のとおり施策を充実することが必要である。

< 具体的要求内容 >

- (1) 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を図るため、令和3年度に創設された要安全確認計画記載建築物に対する地域防災拠点建築物整備緊急促進事業について、現在、令和5年度末までに着手したものとされている耐震改修等の適用期限に係る事業要件を、建物所有者や地方公共団体が、耐震化に向けて着実に取り組めるよう、国が、耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物をおおむね解消することを目標としている令和7年度まで延長すること。
- (2) 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に重点的に取り組む地方公共団体を支援するため、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業の耐震診断・耐震改修等の費用助成について、必要な財源を確保するとともに、国の交付率を引き上げるなど拡充を図ること。特に倒壊の危険性が高い建築物の耐震改修工事は、通常の改修工事に比べコストがかかることから、都では独自に補助対象事業費用床面積当たりの限度額について通常の改修工事より割り増して設定し、その全てを対象に最大9割助成となる制度としている。特に倒壊の危険性が高い建築物に係る補助対象費用床面積当たりの限度額について、令和2年度から10%引き上げられたところであるが、さらに、実態に合った限度額に割り増すこと。加えて、緊急輸送道路の通行機能を速やかに高めるため、特に倒壊の危険性が高い建築物については、段階的改修を行う際に2回目以降の工事が未定の場合でも、改修後の I_s 値を0.3以上にすれば助成できるよう改善し、その解消に向けた施策の強化を図ること。また、占有者が存する建築物では、所有者が耐震化工事を実施する際に追加的費用が発生するため、占有者が存する建築物の耐震改修等に要する費用に対する助成額の加算を実施した場合には助成の対象とするよう拡充を図ること。
- (3) 平成26年度の税制改正において、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づき耐震診断が義務化されている建築物について、平成28年度末までに改修工事を実施した場合に翌年度から2年度分の非住宅を含む家屋に係る固定資産税額の2分の1に相当する金額（改修工事費の2.5%を限度とする。）の減額措置が講じられた。
当該措置は、令和2年度の税制改正において3年間延長し、令和4年度末までとしたところであるが、耐震化を今後も進めていくため、その後についても、一定期間延長して実施するとともに、耐震診断が義務化されていない避難路沿道建築物や緊急輸送道路沿道の建築物についても、耐震化を進めることが重要であることから、対象を拡大して実施すること。

2 住宅の耐震化の促進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局)

住宅の耐震化を促進するため、住宅・建築物安全ストック形成事業について必要な財源を確保するとともに、国の交付率を引き上げる等拡充を図ること。また、平成30年度から開始された総合支援メニューについても、交付対象限度額を引き上げ、除却にも使用できるようにする等拡充を図ること。

<現状・課題>

首都直下地震の切迫性が指摘されている中、地震発生時に住宅が倒壊した場合、道路閉塞や出火により避難・救援活動が妨げられ、大規模な市街地火災につながるおそれがある。都民の生命・財産の保護及び地域の被害の軽減を図るため、住宅の耐震化のスピードアップを図り、都が定めた目標である令和7年度までに耐震性が不十分な住宅のおおむね解消を達成するため、重点的に促進する必要がある。しかし、住宅・建築物安全ストック形成事業における耐震改修等への国の交付率は、現在11.5%であり十分ではない。

<具体的要求内容>

住宅の耐震化を促進するため、住宅・建築物安全ストック形成事業について必要な財源を確保するとともに、国の交付率を引き上げる等拡充を図ること。また、平成30年度から開始された総合支援メニューについても効果を検証し、現在の交付対象限度額の100万円を引き上げ、建物所有者の負担を軽減し、現在は対象外とされている建物の除却にも使用可能にするなど、更なる拡充を図ること。

緊急輸送道路沿道建築物の耐震化

○事業概要

- ・災害時に早期復旧を図るため、防災拠点や他県等と連絡する緊急輸送道路の沿道の耐震化を進め、建物の倒壊による道路閉塞を防ぐことが重要
- ・東京都耐震改修促進計画において、「地震発生時に閉塞を防ぐべき道路」を指定し、沿道の建築物の耐震化を促進
- ・促進計画で耐震化を図るべき路線として指定した緊急輸送道路については、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業を活用
- ・平成19年度に、東京都地域防災計画に定める緊急輸送道路全路線を指定し、区市と連携して法に基づく指導・助言を実施するとともに、補助事業を実施。特定緊急輸送道路沿道建築物（耐震改修促進法第七条第一項第二号に規定する要安全確認計画記載建築物）については、令和7年度末までに総合到達率(*1)99%、かつ、区間到達率(*2)95%未満の解消、令和17年度末までに総合到達率100%の達成が目標

(*1) 都県境入口からある区間*に到達できる確率

(*2) 区間到達率の平均値

※交差点等により区分した特定緊急輸送道路の各部分

○地域防災拠点建築物整備緊急促進事業における緊急輸送道路沿道建築物に対する耐震化支援の概要

*令和5年度末までに着手したものが対象。

■ 耐震診断（補助限度額1,050円/㎡～3,670円/㎡）

■ 耐震改修・建替え・除却（補助限度額51,200円/㎡）

○要望する耐震改修等の費用に係る助成制度のイメージ

■ 現行（東京都の場合）

地域防災拠点建築物整備 緊急促進事業 2/5	地方自治体 (都 1/3 及び区市町村 1/6)	自己負担 1/10

■ 提案

地域防災拠点建築物整備緊急促進事業	地方自治体	自己負担

○要望する特に倒壊の危険性の高い建築物の場合の補助対象費用床面積当たりの限度額の例（平成28年度以降、東京都実施）

通常の建築物の場合

⇒建築物：51,200円/㎡、マンション：50,200円/㎡

特に倒壊の危険性の高い建築物の場合（10%引き上げ）

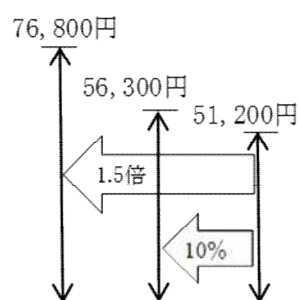
⇒建築物：56,300円/㎡、マンション：55,200円/㎡

特に倒壊の危険性の高い建築物の場合（1.5倍）

⇒建築物：76,800円/㎡、マンション：75,300円/㎡

■ 現行（東京都の場合）

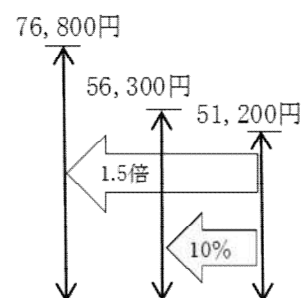
Is値0.3未満の建築物の
助成単価の限度額（㎡当たり）



都 11/15		区市町村 1/6	所有者 1/10	拡充分
国 2/5	都 1/3	区市町村 1/6	所有者 1/10	10%引き上げ分
国 2/5	都 1/3	区市町村 1/6	所有者 1/10	通常分

■ 提案

Is値0.3未満の建築物の
助成単価の限度額（㎡当たり）



国 2/5	都 1/3	区市町村 1/6	所有者 1/10	拡充分
国 2/5	都 1/3	区市町村 1/6	所有者 1/10	10%引き上げ分
国 2/5	都 1/3	区市町村 1/6	所有者 1/10	通常分

○段階的改修の助成拡充

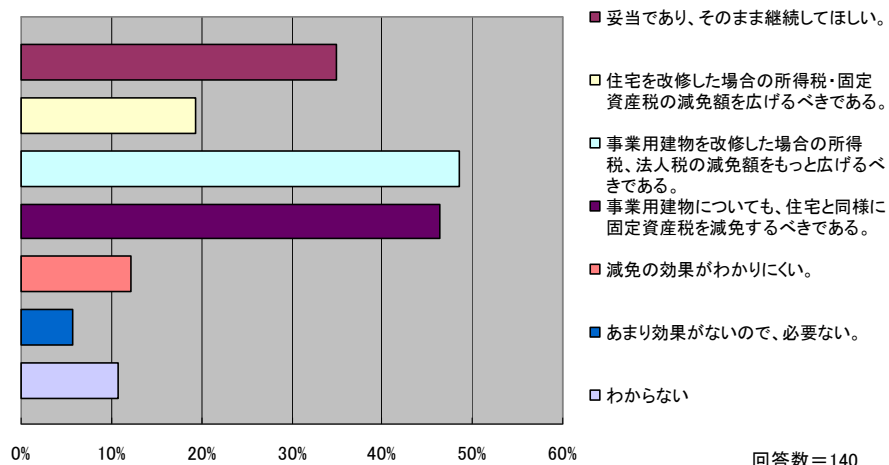
- ・耐震化促進に向けた検討委員会において、建物所有者の取組に対する更なる支援として、段階的改修への対応の必要性の提言
- ・段階的改修は、最終工程の担保への懸念から各自治体は導入を躊躇
- ・令和7年度までの完了や、所有者による2回目の工事計画立案が困難な場合が多く、2回目工事の担保は実務上困難な状況
- ・一方で、特に倒壊の危険性が高いIs値0.3未満の建築物の解消は、地震での倒壊によって道路を閉塞する確率が低減され、震災時における特定緊急輸送道路の機能を確保する観点から有効
- ・このため、2回目以降の工事が未定の場合でも、改修後のIs値0.3以上とすれば助成できるよう、国に対して提案要求

○特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化状況
(2019.1 末時点)

Is 値	棟数
0.3 未満	1,247
0.3 以上 0.6 未満	1,253
0.6 以上、除却済等	2,230
不明（未診断、診断中）	109
合計	4,839

○税制上の優遇措置に係るアンケート結果

「平成19年8月 モデル路線沿道建物所有者アンケート」



住宅の耐震化促進

【住宅・建築物安全ストック形成事業の概要】

	制度概要（主要要件等）
耐震診断	補 助 率：地方公共団体が実施する場合 国 1 / 2 地方公共団体以外が実施する場合 国 1 / 3 + 地方公共団体 1 / 3
耐震改修等	補助対象：耐震改修工事費（建替え含む。） 補 助 率：次の①又は②のどちらかを、地方公共団体ごとに選択できる（物件ごとに変更することはできない。）。 ①耐震改修工事費 × 23.0 %（国 11.5 % + 地方公共団体 11.5 %） 工事費の 23.0 % について、国費で 1 / 2（交付限度額 41.9 万円 / 戸）を補助 ②耐震改修工事費 100 万円未満の場合 20.4 万円 100 万円以上 200 万円未満の場合 30.6 万円 200 万円以上 300 万円未満の場合 50.9 万円 300 万円以上 の場合 71.3 万円 各金額について、国費で 1 / 2 を補助
	住宅の耐震化を総合的に支援するメニュー【平成 30 年度創設】 対象区市町村：戸別訪問等を実施するなど、住宅耐震化に向け積極的な取組を行うとともに、「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」に基づき毎年度 P D C A サイクルを実施する区市町村 交付対象：耐震設計等費及び耐震改修費用を合算した額 交付対象限度額：100 万円 （ただし改修工事費の 8 割を限度とする。） 交付率：1 / 2 対象建築物：マンションを除く住宅 ※マンション：共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が 1,000 ㎡以上であり、地階を除く階数が原則として 3 階以上のもの

【住宅の耐震化を総合的に支援するメニューに関する主な区市町村意見】

- ・区市町村は人員不足であることから、本メニューを利用する場合のアクションプログラム策定や個別訪問などは、事務負担に対して費用対効果が低い。
- ・除却に使用できるようにしてもらいたい。
- ・設計と工事がセットになっていることが使い勝手を悪くしているため、分けて使用できるようにしてもらいたい。

2 木造住宅密集地域の整備促進【最重点】

1 災害に強い都市構造の確保

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局・建設局)

- (1) 延焼遮断帯の整備を推進するため、必要な財源を確保するとともに補助要件を見直すこと。
- (2) 避難場所等として機能する公園整備を推進するため、必要な財源を確保・拡充すること。

<現状・課題>

平成28年12月に新潟県糸魚川市で発生した大規模な市街地火災では、木造住宅等が密集する市街地で火災が発生した場合の危険性が改めて明らかになった。

首都直下地震による東京の被害想定では、建物の全壊・焼失は約19万棟にも及ぶとされている。

また、都内には大規模な市街地火災が発生するおそれのある木造住宅密集地域は、約8,600ha存在する。

大地震から都民の生命と財産を守るとともに、首都機能の確保を図るため、延焼を防止する延焼遮断帯の形成や、それに囲まれた内側の市街地の不燃化、都民の生命を守る避難場所の確保など、災害に強い都市構造を早期に確保することが重要である。

しかし、延焼遮断帯の形成率は約67%、木造住宅密集地域の中で震災時に特に甚大な被害が想定される地域（整備地域）の不燃領域率は約62%にとどまるなど、いまだ不十分な状況にある。

都は、首都直下地震の切迫性や東日本大震災の発生を踏まえ、木造住宅密集地域の改善を加速させるため、平成23年度から、従来より踏み込んだ取組を支援する「不燃化特区制度」や、延焼遮断帯を形成する主要な都市計画道路である「特定整備路線」を事業化し、整備を進めている。

<具体的要求内容>

- (1) 木造住宅密集地域において、道路整備と沿道の不燃化を重層的に推進することにより、震災時の延焼拡大を防止し避難路としても機能する「延焼遮断帯」の整備を図るため、
 - ① 「特定整備路線」をはじめとする街路事業について、必要な財源を確保すること。
 - ② 都市防災総合推進事業について、必要な財源を確保すること。
 - ③ 都市防災総合推進事業の都市防災不燃化促進について、事業の着手を更に促進するため、補助採択要件を不燃化率70%以上の場合と同程度の安

全性の確保と一律にするのではなく、道路幅員に応じた柔軟な採択要件（都の延焼遮断帯形成基準※を参照）にすること。

（例）

・幅員 20 m の場合、不燃化率 60 % で補助採択

※ 都の延焼遮断帯形成基準：都市計画道路等の路線ごとに、市街地火災に対する焼け止まり効果の有無を延焼シミュレーションにより測定し、道路幅員に応じた不燃化率の形成基準を定めたもの。

（2）震災時に、避難場所や救援・復興活動の拠点として機能する公園の整備を短期集中的に進めるため、用地取得について、国費率を 3 分の 1 から 2 分の 1 に引き上げるとともに、必要な財源を確保すること。

参 考

1 延焼遮断帯の整備

・特定整備路線

補助 26 号線、補助 29 号線など

・都の不燃化率の目標値（延焼遮断帯の形成基準）

幅 員	沿道の不燃化率
27 m 以上	—
24 m 以上 27 m 未満	40 %
16 m 以上 24 m 未満	60 %
11 m 以上 16 m 未満	80 %

2 公園の整備

【現行国費率】用地取得 1 / 3、整備 1 / 2

【防災上、整備が必要な公園】都立篠崎公園、都立和田堀公園ほか

2 地域の防災性の向上

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局)

- (1) 木密地域の早期かつ着実な防災性向上を図るため、必要な財源を確保するとともに、既存事業の要件緩和等に取り組むこと。
特に、延焼遮断帯に囲まれた内側の市街地において、防災上重要な生活道路の整備やその沿道の不燃化を促進するため、必要な財源を確保するとともに、既存事業の要件緩和等を行うこと。
- (2) 防災街区整備事業の実施における要件を緩和すること。
- (3) 防災再開発促進地区内における、道路・公園整備等に対する税制上の更なる優遇措置を講じること。
- (4) 新防火規制に係る区域における、不燃化等に対する税制上の優遇措置を講じること。
- (5) 不燃化建替え等を促進するため、独立行政法人住宅金融支援機構が実施しているまちづくり融資の金利を引き下げること。
- (6) 木密地域の改善を加速するため、権利者などの移転を促すことを目的として、公有地等を活用した移転先を整備するなど新たな取組に対し、支援策の更なる拡充を講じること。

<現状・課題>

平成28年12月に新潟県糸魚川市で発生した大規模な市街地火災では、木造住宅等が密集する市街地で火災が発生した場合の危険性が改めて明らかになった。

都内には、震災時に大規模な市街地火災が発生するおそれのある木造住宅密集地域が広範囲に分布しており、約8,600ha存在している。

都は、これまでも、延焼遮断帯の形成とともに建築物の不燃化・耐震化を進めてきたが、木造住宅密集地域の中で震災時に特に甚大な被害が想定される地域(整備地域)の不燃領域率は約62%にとどまるなど、いまだ不十分な状況にあり、延焼遮断帯に囲まれた内側の市街地の不燃化など、地域の防災性の向上を図ることが重要である。

都は、首都直下地震の切迫性や東日本大震災の発生を踏まえ、木造住宅密集地

域の改善を加速させるため、平成23年度から、従来より踏み込んだ取組を支援する「不燃化特区制度」により、市街地の不燃化を強力に進めている。

また、特に、延焼遮断帯に囲まれた内側の市街地の改善を進めるため、防災上重要な生活道路の整備を促進することで、沿道建築物の不燃化・耐震化を促進する取組を平成28年度より開始した。具体的には、地域ごとに、震災時の緊急車両の通行や円滑な消火・救援活動が可能な幅員6m以上の道路や、避難に有効な4m以上の道路（以下「防災生活道路」という。）を計画に位置付けて道路の拡幅整備を計画的に進め、併せて沿道の建替え工事費の一部を助成し、不燃化の更なる加速と道路の整備を進めている。

また、電柱の倒壊による道路閉塞など、防災生活道路の機能に支障が生じないように、無電柱化を促進していく。

こうした取組を着実に実施していくためには、引き続き安定的・継続的に財源を確保することが必要不可欠である。

さらに、老朽化した木造建築物の建替え等による市街地の安全性向上を図るため、延焼防止性能の高い建築物の建蔽率の制限緩和や防火規制の合理化などを盛り込み平成30年度に改正された建築基準法（昭和25年法律第201号）を踏まえ、木造住宅密集地域の改善を進めることが重要である。

加えて、木造住宅密集地域の改善を加速するため、道路の拡幅整備などに伴い移転が必要な権利者や、無接道等により老朽建物の建替えが困難な権利者などの生活や既存コミュニティに配慮した、魅力的な移転先を確保するとともに、移転により生じた種地を防災まちづくりに活用する新たな取組に着手する必要がある。民間建設型都市再生住宅等整備事業については、補助対象となる移転対象地区が限定されていることや、一般住宅等と合築する場合において、設計費の補助割合が面積按分されることから、民間事業者の利用が促進されず、事業の推進が困難となっている。

なお、首都直下地震等による壊滅的な被害の発生を回避できるよう、国と東京都がハード・ソフト両面から連携し、防災まちづくりを強力に推進していくために令和2年1月に設置した「災害に強い首都「東京」の形成に向けた連絡会議」においても、課題や今後の取組について幅広く議論し、同年12月には「災害に強い首都「東京」形成ビジョン」をとりまとめた。今後は、ビジョンを踏まえ、安全で魅力的な街並みとなる市街地の形成に向けた取組が必要である。

<具体的要求内容>

（1）木密地域の不燃化を加速するため、以下のとおり不燃化建替え、防災生活道路をはじめとした細街路の拡幅や沿道の不燃化、延焼遮断帯の形成、無電柱化の促進等、防災都市づくりに資する事業への財源の優先的な確保と既存事業の要件緩和や新たな制度の創設を行うこと。

- ① 住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）については、必要な財源を確保するとともに、早期かつ着実に防災性の向上を図るため、共同住宅等への建替えについては、国費率を従来よりも引き上げることや、共同施設整備の対象範囲を全ての建替え規模に対応できるように、拡充すること。

- ② 住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）の建替促進事業による戸建てから戸建てへの建替えについて、隣地取得や敷地面積などの要件を更に緩和すること。
- ③ 都市防災総合推進事業において、避難経路転換用地の取得について、道路を新設する場合に幅員 4 m 未満の部分の用地費も補助対象化し、対象地域に関しても、重点密集市街地に限らず設定できるよう要件を緩和すること。
- ④ 一時集合場所等への避難経路となる防災生活道路等の沿道の不燃化促進のため、既存制度の要件緩和に取り組むこと。
- ・住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）の延焼遮断帯形成事業における、対象戸数や幅員に関する要件の緩和
 - ・都市防災総合推進事業の都市防災不燃化促進における不燃化促進区域や助成対象建築物に関する要件の緩和
 - ・上記又は防災生活道路沿道の不燃化促進に対する助成制度の創設
- ⑤ また、狭あい道路における無電柱化を促進するため、必要な財源を確保すること。
- (2) 都が防災まちづくりを進めている地域は狭小な宅地が多いため、防災街区整備事業における個別利用区制度の運用に当たっては、耐火建築物等を建築するなど、特定防災機能の確保に資する対策を行う場合は、敷地の最低限度の要件（100㎡）を緩和すること。
- (3) 主要生活道路や公園・広場の整備及び共同建替えを促進するため、防災街区整備方針に位置付けられた防災再開発促進地区内における、防災生活道路をはじめとした細街路の拡幅、公園・広場の整備及び共同建替えなどに対して、土地・建物等の譲渡に関わる所得税などの税制上の更なる優遇措置を講じること。
- (4) 耐火性の高い建物への建替えを促進するため、東京都建築安全条例（昭和 25 年東京都条例第 89 号）に基づいて新たな防火規制を行う区域において、不燃化建替え等に伴う登録免許税や工事費相当額の一部の所得税からの控除などの税制上の優遇措置を講じること。
- (5) 木造住宅密集地域において、高齢者世帯の住居の建替えに伴う資金面の負担を軽減し、不燃化建替え等を促進するため、独立行政法人住宅金融支援機構が実施している高齢者向け返済特例制度の融資金利の引下げを図ること。
- (6) 木密地域の権利者などが移り住みたくなるような魅力的な受け皿づくりのため、民間事業者を活用した移転先の整備等を更に促進するため、民間建設型都市再生住宅等整備事業の助成制度について、対象地域の拡充や、設計費補助の要件緩和を図ること。

参 考

- 1 住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）の国費率
地区公共施設等整備（道路、公園等） 1 / 2
（重点整備地区内において密集住宅市街地整備型により施行する事業）
市街地住宅等整備（共同施設整備等に要する費用） 1 / 3

- 2 防災街区整備事業における個別利用区の敷地の最低限度の規定
 - ・ 防災街区整備事業における個別利用区については、その敷地の最低基準面積を特定防災街区整備地区又は防災街区整備地区計画に関する都市計画において定められた最低限度の数値又は100㎡のうち、いずれか大きい数値とすることと規定
 - ・ 延焼防止上及び避難上有効な特定防災機能の確保、土地の合理的かつ健全な利用の観点から一定規模（100㎡）以上の面積を有する個別利用宅地については、共同化の必要性はない。
 - ・ 個別利用区の設定は、出来るだけ地権者の意向に沿うため土地から土地への権利変換を認めた仕組み

- 3 新たな防火規制
（平成15年3月、「東京都建築安全条例」改正）

規制の内容	・ 原則として、全ての建築物は、準耐火建築物以上の性能とする。 ・ 延べ面積が500㎡を超えるものは、耐火建築物とする。
規制の区域	防災都市づくり推進計画で定める整備地域やその他の特に震災時に発生する火災等による危険性が高い地域で、知事が指定する区域

- 4 独立行政法人住宅金融支援機構のまちづくり融資（高齢者向け返済特例制度）

対象となる住宅	共同建替事業、地区計画等適合事業、マンション建替事業等のまちづくり融資の対象となる事業により建設される住宅（耐震改修、バリアフリー）
対象者	建替事業の対象となる住宅に建替え前から居住している高齢者（借入申込時満60歳以上）
融資限度額	「保証ありコースの場合」 2,000万円、又は、一般財団法人高齢者住宅財団が保証設定する保証限度額のうち、いずれか低い金額 「保証なしコースの場合」 5,000万円、又は、機構による担保評価額（建物及び土地の評価額の合計額×60%）のうち、いずれか低い金額

融資金利	「保証ありコースの場合」 1. 25%（全期間固定金利） 「保証なしコースの場合」 3. 03%（全期間固定金利） ※いずれも令和4年3月1日から適用
返済方法	利息のみ毎月返済。元金は、借入申込者の死亡時に 「相続人が一括返済」又は「担保提供された建物・ 土地を処分」することにより返済

5 魅力的な移転先の整備

- 令和3年度は、足立区江北地区で工事着工するとともに、次期候補地区での事業化に向けた検討を進めた。
- 令和4年度は足立区江北地区において入居開始を予定するとともに、次期候補地区での事業実施方針及び募集要項の公表に向けた検討を進める。

3 総合的な治水対策の推進

1 生命や財産を守る治水事業の推進【最重点】

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局)

国土の保全及び国民の生命や財産を守る治水は国の基本的責務であるため、必要な財源を確保し、東京に必要な額を確実に配分すること。

<現状・課題>

治水事業は一部を除き法定受託事務であり、国の基本的な責務である。

首都東京では、人口が密集する市街地が形成され、政治、経済等の中枢機能が集積していることから、都民の命と暮らしを守るための治水対策の推進と十分な財源確保が必要不可欠である。

<具体的要求内容>

- (1) 国の基本的な責務である治水事業について必要な財源を確保するとともに、首都東京に対して必要額を確実に配分すること。
- (2) 災害が発生した地域における災害対策の予算は別枠とし、災害を未然に防止する予防対策の予算について必要な財源を確保すること。
- (3) 治水事業を強力に推進するため、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策においても、必要な財源を当初予算も含め、通常費とは別枠で安定的に確保し、確実に配分すること。

参 考

国土交通省令和4年度予算の動向（予算概要 令和4年1月19日資料より）

○令和4年度当初の公共事業関係予算は、ほぼ前年並の予算が確保

（単位：億円）

項 目	令和4年度	令和3年度	対前年度比
国土交通省予算（国費）	58,508	58,981	0.99

※このほかに、東日本大震災復興交付金等が、復興庁予算等に計上されている。

※5か年加速化対策の2年度分は、令和3年度の補正予算により10,672億円が措置

○国民の生命や財産を守る治水事業への配分状況

（単位：億円）

項 目	令和4年度	令和3年度	対前年度比
水管理・国土保全局関係予算（国費）	10,021	9,646	1.04

※このほかに、社会資本整備総合交付金等がある。

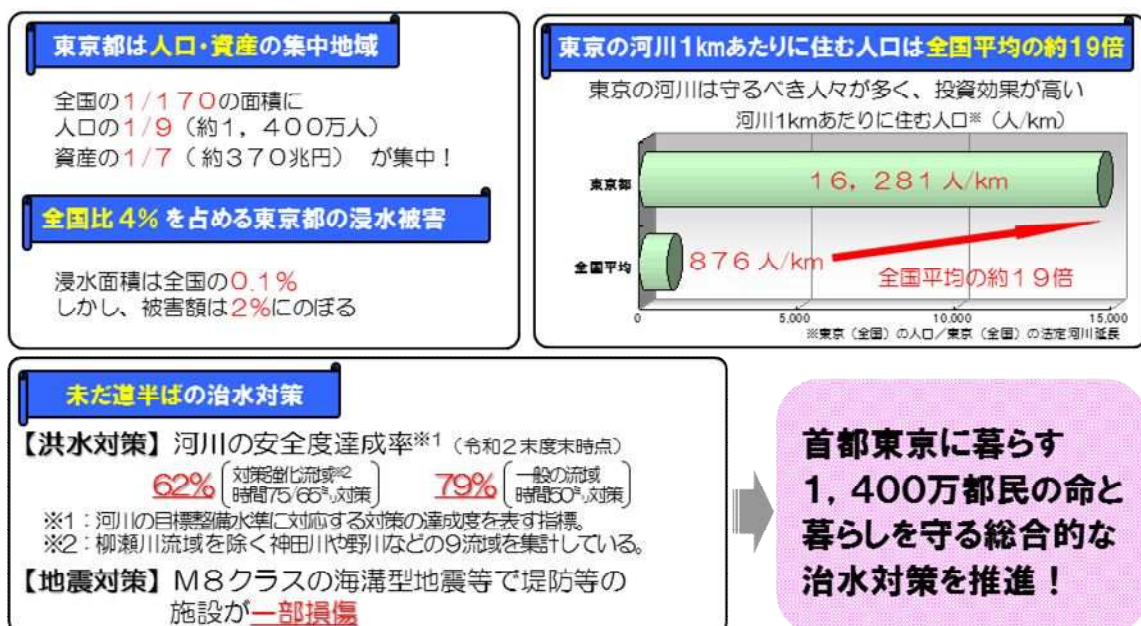
※5か年加速化対策の2年度分は、令和3年度の補正予算により2,865億円が措置

東京都における治水事業の動向について

○「災害の脅威から都民を守る強靱で美しい東京^{※1}」の実現に向けて、都市型水害対策や地震・津波・高潮対策などの取組をより一層推進していく。

※1：「未来の東京」戦略におけるビジョン08 防災より

○東京都における治水対策の必要性



2 都市型水害対策の推進【最重点】

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局・下水道局)

都市型水害対策の推進に必要な財源を確保し、東京に必要な額を確実に配分すること。

<現状・課題>

都はこれまで、時間50ミリ降雨に対応可能な護岸、調節池等の整備を進め、水害の早期軽減に努めてきた。しかし、近年、時間50ミリを超える台風や局地的集中豪雨に伴う水害が増加しており、降雨状況の変化への対応が急務となっている。東京は膨大な人・資産・情報が高度に集積された日本の中核であり、大規模な浸水が発生した際の被害とその影響は、非常に深刻で広範囲なものとなる。

このため、平成24年11月に、年超過確率1/20（区部時間最大75ミリ、多摩65ミリ）の降雨に目標整備水準を引き上げ、時間50ミリまでの降雨は護岸整備を基本に、それを超える降雨には新たな調節池等により対処する「整備方針」を策定した。この方針に基づき、護岸整備を着実に進めるとともに、優先度の高い流域においては、環状七号線地下広域調節池や城北中央公園調節池等の大規模事業の整備を本格化している。

さらに、令和2年度末に策定した「未来の東京」戦略では、令和12年度までに総貯留量約150万立方メートルの調節池を事業化することとしており、現在、神田川など9河川において新たな調節池の事業化に向けた取組を行っている。また、将来の地下河川化も見据え、環七地下広域調節池延伸に向けた取組を行っている。

内水氾濫対策としては、区部では、早期に浸水被害を軽減するため、浸水の危険性が高い地区などに重点化し、施設の整備を進めており、加えて、甚大な浸水被害が発生している地区等においては対策を強化している。また、多摩地域では、浸水被害が多発する市単独による雨水排除が困難な地域において、流域下水道雨水幹線の整備を進めている。

一方、激甚化・頻発化する豪雨や将来の気候変動の影響を踏まえ、取組の更なる強化が必要であることから、新たな下水道浸水対策計画を本年3月に策定した。本計画では、下水道施設の目標整備水準を1時間50ミリ降雨から1時間75ミリ降雨にレベルアップすることで更に対策を強化する。また、過去の浸水被害に加え流出解析シミュレーションを活用した事前防災の観点を考慮し、10地区を新たな重点地区として位置付け、事業を推進していく。

令和元年東日本台風など、近年全国各地で発生している甚大な水害や、今後の気候変動による降雨量の増加等を踏まえ、都市型水害対策の一層の推進が求められている。

<具体的要求内容>

(1) 都市型水害対策を推進するために必要な財源を安定的・継続的に確保し、

東京に必要額を確実に配分すること。

(2) 護岸整備に加え、調節池や分水路等の大規模事業に必要な財源を確保し、確実に配分すること。

- ・ 環状七号線地下広域調節池（石神井川区間）
- ・ 下高井戸調節池（神田川）
- ・ 城北中央公園調節池（石神井川）
- ・ 境川金森調節池
- ・ 境川木曽東調節池
- ・ 谷沢川分水路

(3) 下水道管きよの整備を推進し効果を早期に発現していくため、必要な財源を確保し、確実に配分すること。

【重点地区】

- ・ 目黒区上目黒、世田谷区弦巻
- ・ 目黒区八雲、世田谷区深沢
- ・ 大田区上池台
- ・ 文京区千石、豊島区南大塚
- ・ 世田谷区野毛
- ・ 港区白金、品川区上大崎
- ・ 品川区戸越、西品川
- ・ 中野区東中野、杉並区阿佐谷
- ・ 目黒区下目黒（新規追加）
- ・ 世田谷区代沢（新規追加）
- ・ 杉並区久我山（新規追加）
- ・ 豊島区池袋本町（新規追加）
- ・ 葛飾区金町（新規追加）
- ・ 江戸川区中央（新規追加）など計67地区（うち新規10地区）

【流域下水道雨水幹線の整備】

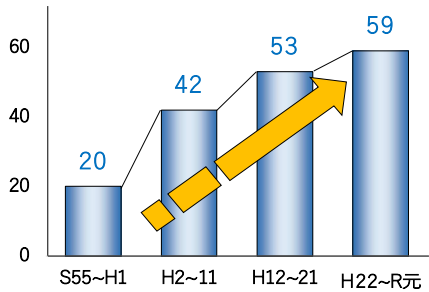
- ・ 空堀川上流域南部地域

(4) 都が実施する気候変動を踏まえた今後の対策の検討にあたり、必要な助言等を行うこと。

参 考

[治水事業]

【近年多発する集中豪雨】



時間 50mmを上回る豪雨回数



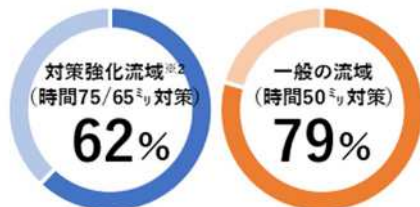
平常時の妙正寺川



平成17年9月豪雨時(時間112mm)

豪雨による河川の変化

【河川の整備状況】



河川の安全度達成率^{※1}(R3年3月末時点)

※1: 河川の目標整備水準に対応する対策(調節池や護岸整備、河床掘削など)の達成度を表す指標。

※2: 東京都豪雨対策基本方針(改定)に定める神田川や野川などの9流域(柳瀬川流域は河川整備計画改定後、対策強化流域の値に含む)



整備前



整備後

護岸の整備前・整備後の状況

【調節池等の整備】

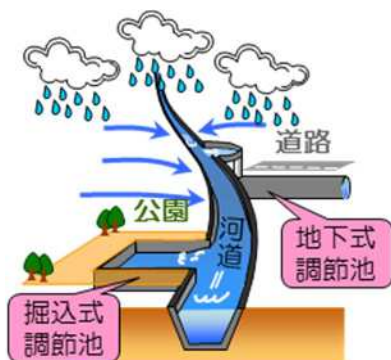


石神井川城北中央公園調節池イメージ

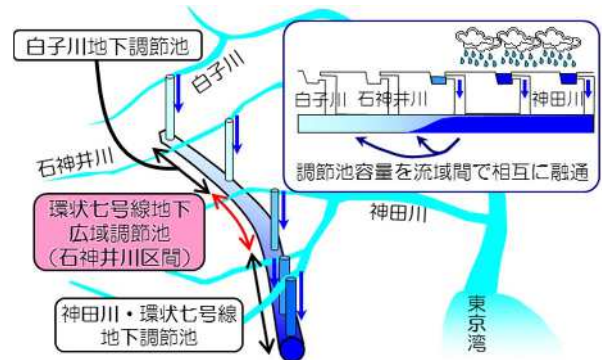


境川木曽東調節池イメージ

【レベルアップに対応する調節池等イメージ】



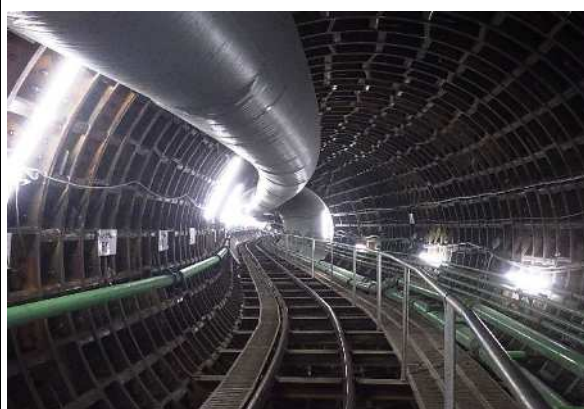
調節池による対応イメージ



環状七号線地下広域調節池イメージ

[下水道浸水対策事業]

【下水道施設の整備状況】



浸水対策幹線の整備
《千川増強幹線》



雨水ポンプ所の整備
《王子第二ポンプ所》



完成した雨水貯留施設
《渋谷駅東口（4,000 m³）》



雨水排水ポンプの増強
《先行待機型ポンプ》

3 地震・津波・高潮対策の推進【最重点】

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局)

東部低地帯の河川における地震・津波・高潮対策の推進に必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

<現状・課題>

東部低地帯の河川では、これまで水門や堤防等の整備を着実に進め、関東大震災時の震度に対する構造物の耐震性と、伊勢湾台風級の高潮に対する堤防の高さを確保してきた。

しかし、東部低地帯の河川では、マグニチュード8.2の海溝型地震など、想定される最大級の地震によって施設の一部が損傷し、津波等により甚大な浸水被害が発生する可能性がある。

このため、都は、このような地震が発生した場合においても各施設が機能を保持し、津波等による浸水を防止するよう、東日本大震災を踏まえて策定した「東部低地帯の河川施設整備計画」（平成24年12月策定）に基づき、堤防及び水門・排水機場等の耐震・耐水対策を進めてきた。さらに令和4年度からは、耐震対策の対象範囲を拡大した「東部低地帯の河川施設整備計画（第二期）」（令和3年12月策定）に基づき、堤防約57キロメートル、水門等9施設において対策を進めており、特に優先度の高い水門・排水機場等と水門外側の堤防については、早期に対策を完了できるよう取組を推進していく。

また、隅田川などの主要河川については、大地震に対する安全性を高めるとともに、水辺環境の向上を図るため、背後地開発と連携してスーパー堤防等の整備を早期に推進していく必要がある。

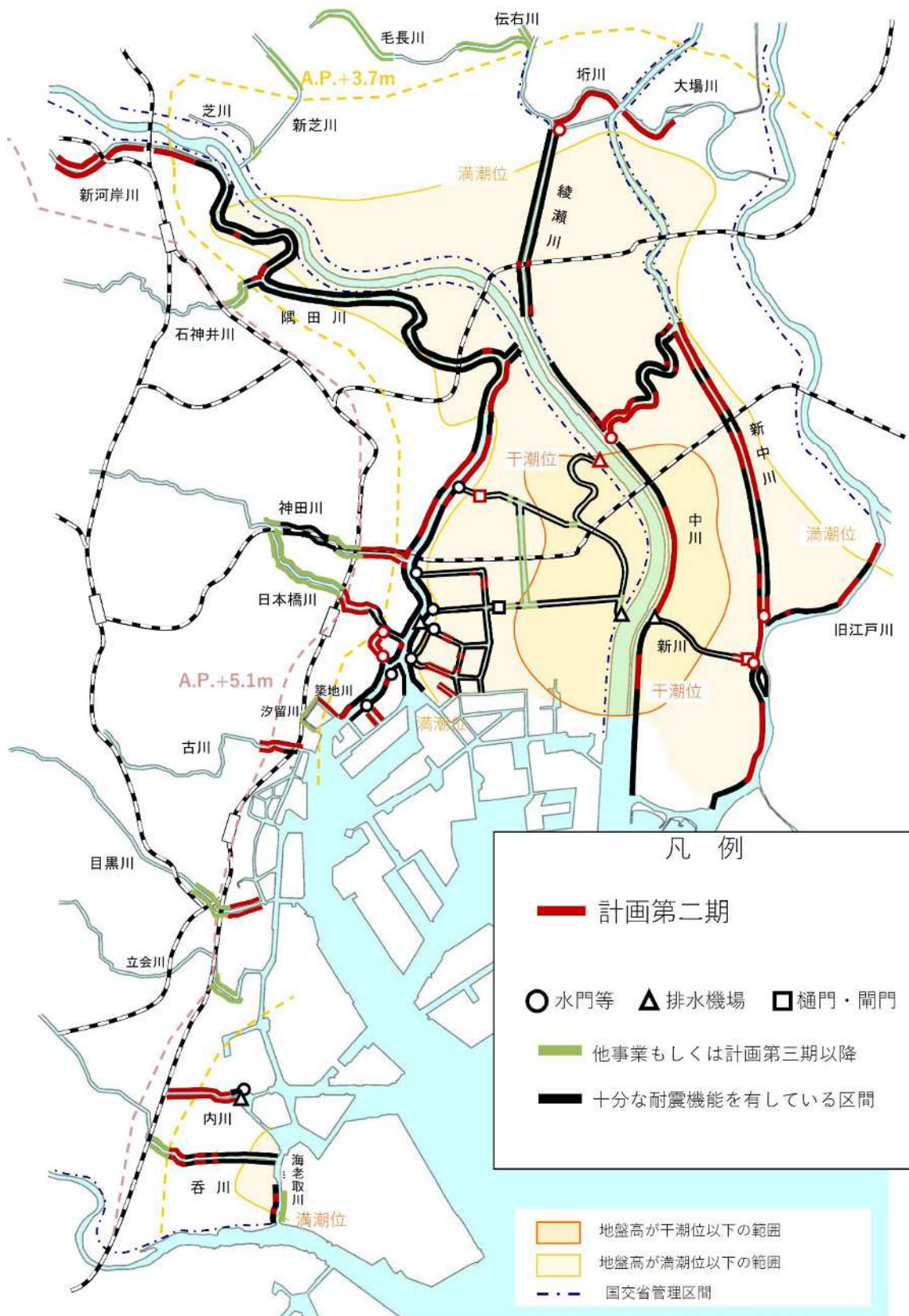
<具体的要求内容>

- (1) 地震・津波・高潮対策の推進は、低地帯に暮らす300万人の命と、人口、資産が高度に集積する首都の機能を守るため、待ったなしの課題であることから、東京に必要額を確実に配分すること。
- (2) 特に優先度の高い水門・排水機場等と水門外側の防潮堤の地震・津波対策については、早期に対策を完了できるよう、必要な財源を確保すること。
- (3) 背後地開発と連携して推進する都のスーパー堤防整備について、必要な財源を確保すること。

参 考

【東部低地帯の河川施設整備計画】

想定し得る最大級の地震が発生した場合においても、各施設が機能を保持し、津波等による浸水を防止するとともに、地震後に発生する高潮に備える。



4 ソフトとハードの連携した土砂災害対策の推進【最重点】

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 建設局)

ソフトとハードの連携した土砂災害対策を推進するため、砂防関係事業及び土砂災害防止法に基づく基礎調査について必要な財源の確保及び制度拡充等を図ること。

<現状・課題>

都内には土砂災害警戒区域が約15,000か所存在しており、台風等による豪雨でがけ崩れ等の土砂災害が毎年発生している。平成25年伊豆大島では、24時間雨量824ミリに達する記録的な豪雨により甚大な土砂災害が生じ、多くの尊い人命、財産が失われた。また、令和元年東日本台風では、多摩を中心に日雨量600ミリを超える記録的な豪雨となり、人的被害はなかったものの土石流や多くのがけ崩れが発生した。今後も気候変動の影響による記録的な豪雨に伴う同様の土砂災害の発生が懸念されており、土砂災害対策の推進が望まれている。

都における砂防施設整備等のハード対策は、避難所などの重要度や災害発生の危険度を考慮して箇所ごとの緊急性を評価するなど、計画的に整備を推進している。しかしながら、全ての土砂災害のおそれのある箇所で対策を実施するには、膨大な費用と時間を要することから、ハード対策の着実な推進とともに、警戒避難体制の確立に必要な土砂災害警戒区域等の指定などのソフト対策を推進していくことが重要である。

都では、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という）に基づく基礎調査（1巡目）による区域指定が、令和元年9月末に全域で完了した。土砂災害防止法では、おおむね5年ごとに、基礎調査を行うことを規定しており都は、1巡目調査から5年経過した箇所において2巡目の基礎調査に順次着手し、今後も計画的に調査を進めていく。開発圧力の高い都内では、多くの箇所で地形改変が行われるため、新たな危険箇所の発生状況を把握し、継続的に確認していくためにも二巡目以降の基礎調査が必要である。

一方、土砂災害防止法に基づく基礎調査に必要な財源は、平成27年度から地方交付税交付金により填補されることとなったが、都は不交付団体のため他の道府県に比べて著しく不利な措置となっている。

さらに、区市町村からは区域指定に伴う土地利用制限が地価に影響を与える場合の固定資産税額を補正することへの対策や避難所等の移転に関する支援措置の創設・充実を求める要望がある。

また、砂防堰堤^{えん}構築などのハード整備（基幹事業）を行う区市町村に対しては、効果促進事業として土砂災害ハザードマップ作成の交付金が配分される一方、基幹事業を実施していない区市町村には、交付金が配付されないことから、ハザードマップ作成等の警戒避難体制の整備につながる新たな交付金制度の創設が求められている。

このほか、活火山を多く抱える伊豆諸島では、火山噴火に伴う泥流や溶岩流の発生により、溪流周辺の平地に集中している人家が被害を受ける危険性があるため、火山砂防事業の推進が急務となっている。

また、活火山を有する島しょ地域では、侵食が著しい火山性の地質で構成されるため、荒廃地からの土砂流出により満砂状態の砂防堰堤が多く見受けられる。これらの砂防関係施設は、噴火に伴い生じる火山泥流からの被害を軽減するためにも、除石を行い空き容量を確保しておくことが望まれる。

<具体的要求内容>

- (1) 砂防事業、火山砂防事業、地すべり防止事業及び急傾斜地崩壊対策事業を着実に推進するため、必要な財源を安定的・継続的に確保し、東京に必要額を確実に配分すること。
- (2) 土砂災害防止法に基づく基礎調査（2巡目）を今後も計画的に実施していくため、東京都が地方交付税交付金の不交付団体であることを勘案し、防災・安全交付金の配分に配慮するなど必要な財源を確保すること。
- (3) 土砂災害特別警戒区域の指定に伴い、市町村が固定資産税評価額の評価を行った際に、財政上の負担が生じないように支援措置を講じること。
- (4) 基幹事業がない区市町村における土砂災害ハザードマップ作成等の警戒避難体制の整備につながる新たな交付金制度を創設すること。
- (5) 土砂災害特別警戒区域の指定に伴い、避難所や要配慮者利用施設を区市町村や施設管理者が区域外に移転する場合の財政措置を創設すること。
- (6) 土砂災害特別警戒区域内における区域指定解除のための防災工事に対し、区市町村が助成などを行う際の財政上の支援措置を講じること。

また、既存建築物の所有者が実施する補強に対しては、住宅・建築物安全ストック形成事業の一層の充実を図ること。

- (7) 侵食が著しい火山性の地質で構成される島しょ地域では、砂防堰堤等の機能を十全に発揮させるため、嵩上げ等新たな機能改良を伴わない堆積土砂の除去についても採択されるよう、交付対象事業の要件を緩和すること。

参 考

【都内の土砂災害警戒区域等の分布状況】

○土砂災害警戒区域が、約15,000か所存在



【土砂災害警戒区域等の指定状況】

＜令和4年2月末時点＞

指定済み箇所数
土砂災害警戒区域 15,491か所
土砂災害特別警戒区域 13,642か所

【整備状況】

＜令和4年2月末時点＞

区 分	全体計画 A	整備状況 B
砂防事業	177 溪流	117 溪流
急傾斜地崩壊対策事業	70 地区	52 地区
地すべり対策事業	13 地区	13 地区

【ソフトとハードが連携した土砂災害対策のイメージ】

【基礎調査の国費率】

現行 1／3



5 水辺空間のにぎわいの創出及び緑化の推進【最重点】

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 建設局)

水辺空間におけるにぎわいの創出及び緑化の推進に必要な財源の確保及び制度充実を図ること。

<現状・課題>

都では、都市に残された貴重なオープンスペースである河川において、水害に対する安全対策のみならず、緑化の推進や隅田川のテラス整備など人々が水辺に親しめる空間の整備を推進し、河川空間の魅力向上に努めてきた。

また、更なる水辺空間の魅力向上のためには、周辺の観光拠点等との結びつきを強め、地域のにぎわいを相乗的に高めていくことが重要であるとの観点から、隅田川の浅草や両国等のエリアにおいては、背後地の民間事業者や地元区と連携し、水辺とまちの一体的なにぎわい空間の創出に向けた取組を進めている。

一方、国においても、平成23年4月に「河川敷地占用許可準則」の改正を行い、地域活性化のための飲食店やオープンカフェ等について、一定のルールの下、営業活動を行う事業者等による占用を可能とする規制緩和を行ったほか、水辺とまちをつなげる、水辺と人をつなげるミズベリング・プロジェクトを継続的に実施するなど、水辺空間の利用や民間活力の積極的な活用等の取組を推進している。

今後、首都東京の更なる魅力向上を図るとともに、ポストコロナを見据えたオープンな公共空間の利活用を促すため、公園などの施策と幅広く連携しながら、舟運拠点形成や、オープンカフェ等による河川敷地の民間活用の支援、回遊性向上に資するインフラ等の整備を進めるなど、河川空間を活用した恒常的なにぎわいづくりに取り組んでいく必要がある。

さらに、これまで整備してきた点在する既存の緑をネットワーク化することによって都市環境の改善を図るなど、水辺空間の緑化を推進していくことも必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 水辺空間のにぎわいづくりを推進するために必要な財源を安定的・継続的に確保し、東京に必要額を確実に配分すること。
- (2) 水辺空間の緑化を推進するために必要な財源を確保するとともに、交付金制度の充実を図ること。

【にぎわいづくりの取組事例】

○テラスの連続化

整備前



整備後



○河川敷地を活用したオープンカフェ



○舟運拠点の整備事例



【河川緑化の取組事例】

○中川の堤防緑化

整備前



整備後



○大栗川の護岸緑化

整備前



整備後

6 水質浄化の推進【最重点】

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局)

良好な水質を維持し、都民が水辺に親しめるようにするため、計画的なしゅんせつについて必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

<現状・課題>

都はこれまでに、環境基本法に基づき水質浄化の取組を進めてきた。

しかし、隅田川、新河岸川及び日本橋川をはじめとする感潮河川では、一部区間において河床に堆積した汚泥により水質の悪化や悪臭の発生が見られ、こうした悪臭の発生等が快適で魅力ある水辺空間の形成を阻害する要因の一つともなっている。

このため、引き続き汚泥のしゅんせつ等の水質浄化対策を進めていく必要がある。しゅんせつに当たっての底質調査では、隅田川等においてダイオキシン汚染土等の有害物質が確認されており、これらの有害物質の処分のため、今後の費用の増大が懸念されている。

河川の水質改善により良好な水辺空間を創出することで、都民が水辺に親しむことができるように、計画的にしゅんせつを実施していく必要がある。

<具体的要求内容>

計画的なしゅんせつについて必要な財源を安定的・継続的に確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

参 考

【しゅんせつの実施状況】（令和4年3月末時点）

河川名	しゅんせつ目標土量 (令和3年度～令和7年度)	しゅんせつ実施土量 (令和3年度)
隅田川	226.4千m ³	68.4千m ³
新河岸川	19.9千m ³	3.8千m ³
日本橋川	7.5千m ³	3.0千m ³

7 流域貯留浸透事業の推進【最重点】

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局・都市整備局)

流域における雨水の流出を抑制するため、流域貯留浸透施設の整備について必要な財源の確保、国費率の引上げ及び制度拡充を図ること。

<現状・課題>

都は、河道などの治水施設の整備に加え、総合治水対策の一環として、流域における雨水の流出を抑制するため、都の関連施設に加え、関係区市町村とも協力して公共施設への貯留浸透施設の設置や透水性舗装の実施などを推進している。

令和3年度より、特定都市河川浸水被害対策法に基づき指定された特定都市河川流域で実施する流域貯留浸透事業は個別補助事業として補助率が2分の1へと引き上げられたが、特定都市河川流域以外で実施する事業の補助率は3分の1となっている。

また、流域貯留浸透事業の採択要件では、地方自治体等が設置する300立方メートル以上の貯留浸透機能を持つ施設とされており、小規模な貯留浸透機能を持つ施設については、財政支援の対象となっていない。

<具体的要求内容>

- (1) 流域貯留浸透施設の整備について必要な財源を安定的・継続的に確保し、東京への確実な配分と国費率の引上げを図ること。
- (2) 1施設300立方メートル未満の小規模な貯留浸透施設についても取組を推進できるよう、交付対象事業の採択要件を緩和すること。

参 考

【整備状況】

<令和4年3月末見込み>

区 分	整備状況
流域貯留浸透施設（S58～）	110か所

8 海岸保全事業の推進【最重点】

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局)

伊豆諸島等における海岸保全事業について必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

<現状・課題>

我が国は、台風、地震、津波などに対し、厳しい地理的・自然条件にあることから海岸災害が多発しており、東日本大震災においても甚大な海岸災害が発生した。

また、海岸侵食も顕在化してきており、放置すれば貴重な国土が失われることになり、その保全は極めて重要である。

伊豆・小笠原諸島沿岸は、海岸背後の平坦な場所に人口・資産の多くが集中している。

また、島しょ地域沿岸は豊かな海洋自然環境が広がり、島の貴重な観光資源となっている。

このことから、自然環境へ配慮しつつ、台風、低気圧及び季節風等による波浪・高潮等から人命・財産及び国土を保全するため、これまで以上に着実な海岸保全事業の推進が求められている。

このような状況の中、都は、比較的発生頻度の高い津波に対して防護機能を確保するためのハード対策や、発生頻度が極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波に対して、住民等の避難を軸にしたソフト対策を進めている。

また、平成26年6月の海岸法改正において、海岸保全施設の維持又は修繕に関する規定が明確化され、予防保全の考え方に基づいた維持管理の徹底が求められているところである。都においても、伊豆・小笠原諸島に、台風や冬季の波浪など厳しい自然条件にさらされている海岸保全施設が多数あり、計画的な維持又は修繕により、所要の防護機能を確保していく必要がある。

このほか、海岸の一部で侵食が見られるものの保全対象が少ないなど国の交付要件に合致しないため、侵食対策事業の実施が困難な海岸がある。

<具体的要求内容>

- (1) 海岸保全事業を推進するために必要な財源を安定的・継続的に確保し、東京に必要額を確実に配分すること。
- (2) 計画的な維持又は修繕による海岸保全施設の予防保全型管理を進めるために必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。
- (3) 伊豆諸島等は常に外洋に面しており、全国的に見ても波浪条件が厳しいという特殊性を踏まえ、侵食対策事業における採択要件を緩和すること。

【海岸施設の状況】



波浪による侵食(新島)



老朽化による施設の破損状況 (左)御蔵島、(右)三宅島



海岸侵食による汀線(海岸線)の後退(大島)

9 河川管理施設の点検に向けた財源確保等

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局)

近年頻発する豪雨等に対しても施設の機能を確実に発揮させるため、河川管理施設の点検の着実な実施に必要な財源を確保するとともに、更なる交付金の充実を図ること。

<現状・課題>

都がこれまでに整備した河川管理施設は、今後急速に高齢化が進行することが想定されている。その中で、近年頻発する豪雨等に対しても、施設の機能を確実に発揮させるために、定期的な点検による施設健全度の把握が必要である。

河川法の改正に伴い、河川管理施設の点検は、目視により一年に一回以上の適切な頻度で行うことが義務付けられている。

一方、現時点での河川管理施設の点検に対する交付対象は、大規模な水門・ポンプ設備等の一部のみに限られている。

これらのことから、河川管理施設の点検を着実に実施していくために、財源の確保と交付金制度の充実が不可欠である。

<具体的要求内容>

- (1) 定期点検が義務付けられた堤防等をはじめとした河川管理施設の点検に必要な財源を確保するとともに、更なる交付金制度の充実を図ること。
- (2) 堤防が存する区間に設置された水門、樋門等の点検については、機械設備等も点検の対象に含まれ、より多くの経費を要することから、必要となる財源を確保するとともに、更なる交付金制度の充実を図ること。

参 考

(1) 河川管理施設の点検事業費
令和4年度 予算(当初)

(単位: 百万円)

区 分	事業費
河川管理施設の点検	4 9 9
堤防・護岸等点検	8 6
地下調節池・分水路点検(土木躯体)	9
地下調節池設備保守点検	4 6
水門・排水機場設備保守点検	3 1 9

(2) 河川管理施設の点検事例

○堤防・護岸の点検



堤防点検



護岸点検

○地下調節池・分水路の点検



土木躯体点検



設備点検

○水門・排水機場の点検



水門点検



排水機場点検

10 河川構造物（地下調節池・分水路）の予防保全型管理の推進

（提案要求先 国土交通省）

（都所管局 建設局）

地下調節池や分水路等の再構築が困難な河川管理施設の予防保全を目的とした補修工事等の実施に必要な財源を確保するとともに、更なる交付金制度の充実を図ること。

<現状・課題>

都がこれまで整備を進めてきた鉄筋コンクリートで構築された堤防・護岸をはじめとした河川構造物は、建設後相当年数が経過し、一部の施設に顕著な損傷が見受けられるようになってきた。今後は補修や更新の必要な施設が急速に増加することが想定されている。

そのため、従来の対症療法的な応急補修による管理から、施設の長寿命化及び補修費用の低減・平準化を図る予防保全型管理への転換が求められている。

特に、河川構造物の中でも地下調節池・分水路は、治水上重要な施設であるが、地下に設置されていることから再構築が困難なため、一層の長寿命化を図る必要がある。

このことから都は、平成28年3月に「河川構造物（地下調節池・分水路）の予防保全計画[土木構造物編]」を策定し、地下調節池・分水路を対象として、予防保全型管理を導入している。

一方、河川管理施設の予防保全（長寿命化）に関する交付金の対象施設は、水門やポンプ設備等の一部のみに限られており、また、平成30年度より拡充される地方交付税制度を活用した公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）においても、地下調節池や分水路等の土木構造物は対象外となっている。

今後、不交付団体である都が管理する地下調節池や分水路等の治水上重要な施設において予防保全型管理を着実に実施していくためには、財源の確保と交付金制度の充実が不可欠である。

<具体的要求内容>

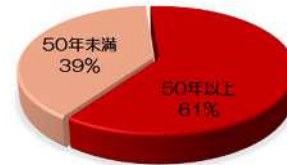
地下調節池や分水路等の再構築が困難な河川管理施設の予防保全を目的とした補修工事等の実施に必要な財源を確保するとともに、更なる交付金制度の充実を図ること。

参 考

(1) 都管理の施設（地下調節池・分水路）の現状

30年後、地下調節池・分水路
(全21施設)のうち、約61パーセント
が完成から50年を経過する見込み

【約30年後の状況（令和33年度）】



目黒区 1990年完成



文京区 1977年完成

(2) 各施設の補修工事着手時期

(「河川構造物（地下調節池・分水路）の予防保全計画[土木構造物編]」より)

施設名	平成27～令和6年度	令和7～11年度
お茶の水分水路	○	
江戸川橋分水路	○	
水道橋分水路		○
飛鳥山分水路	○	
高田馬場分水路	○	
三沢川分水路	○	
荏原調節池	○	
上高田調節池	○	
妙正寺川第二調節池	○	
船入場調節池		○
落合調節池		○
神田川・環状七号線地下調節池	○	
霞川調節池		○
黒目橋調節池		○
比丘尼橋下流調節池		○
仙川小金井分水路	○	
入間川分水路		○

※計画で対象としている上記17施設に加え、新しい施設が建設された場合は、計画の見直しの際に随時取り込んでいき、健全度調査の上必要があれば対策を実施していく。

4 東京港の地震・津波・高潮対策の推進【最重点】

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 港湾局)

都民の生命と財産を守り、首都東京の中枢機能を確保するため、東京港における地震・津波・高潮対策を早急に講じられるよう、必要な財源を確保すること。

<現状・課題>

日本の中枢機能が集中する首都東京に大規模地震が発生し、海岸保全施設の機能が失われると、約300万人が暮らす沿岸部低地帯に海水が浸入し、甚大な被害を受けるおそれがある。また、将来の気候変動に伴う海面水位の上昇や台風の強大化等による被害の拡大も懸念されている。

首都東京が機能不全に陥れば、我が国の社会・経済活動、国民生活への影響は計り知れない。

このため、水門・防潮堤等の海岸保全施設の耐震性強化を図るなど、東京港における地震・津波・高潮対策を強力・早急に推し進めていかなければならない。

<具体的要求内容>

最大級の地震や台風に備え、水害から都民の生命・財産、首都東京の中枢機能を守るため、海岸保全施設の耐震性強化を図るなど、東京港における地震・津波・高潮対策を強力・早急に講じられるよう、必要な財源を確保すること。

5 大規模水害対策の推進【最重点】

1 大規模水害対策の推進

(提案要求先 内閣府・国土交通省)
(都所管局 総務局・建設局)

人口や産業が集積した首都圏では、荒川や利根川、多摩川等の国が管理する大河川で大規模水害が発生した場合、被害が甚大となるため、国が責任を持って、大規模水害対策を確実に推進すること。

<現状・課題>

平成18年6月、中央防災会議に「大規模水害対策に関する専門調査会」が設置され、平成22年4月に報告書がまとめられた。

その報告書の想定によれば、荒川及び利根川などの大河川が氾濫すると、首都圏で最大530km²が浸水し、約230万人に影響が出るとされている。

都内においても、近年の地球温暖化などにより大規模水害の危険性は増している。こうした膨大な避難者や甚大な経済被害が想定される大規模水害については、荒川や利根川などの大河川を管理する国が、責任を持って地方自治体を越えた総合的な対策に取り組むことにより、被害の軽減等を確実に推進することが極めて重要である。

国は報告書を受け、平成24年9月に「首都圏大規模水害対策大綱」を取りまとめ、平成25年11月に「首都圏大規模水害対策協議会」を設置した。平成28年6月には、中央防災会議 防災対策実行会議の下に、「洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難検討ワーキンググループ」を立ち上げ、平成30年3月に報告書を公表し、洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難に関する基本的考え方を示した。この報告書を踏まえ、首都圏における大規模水害時の広域避難の実装に向け、行政機関等の関係機関が連携して取り組むべき事項について整理するとともに、関係機関間の連携・役割分担のあり方について検討するため、同年6月、内閣府・都と共同で、「首都圏における大規模水害広域避難検討会」を設置した。同検討会は、令和3年6月に「大規模水害時における住民避難の考え方と今後の取組方針」をとりまとめ、「広域避難だけではなく、現実的に対応可能な複数の避難行動を組み合わせ、大規模水害時の住民避難を検討していくことが重要」とし、さらに、「安全な避難先として、親戚・知人宅等の避難先を住民が自ら確保し、自主的に避難することを強く推奨する」とした。そして、令和4年3月には、同検討会の報告として「広域避難計画策定支援ガイドライン」をとりまとめ、今後は、同ガイドラインに基づき、避難手段・誘導等を踏まえた広域避難計画を策定することとした。

広域避難計画の策定にあたっては、国も含めた関係機関間の具体的な調整・実施手順等を整理していく必要がある。

また、平成27年の関東・東北豪雨、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風による豪雨、令和2年7月豪雨など、近年、各地で大規模水害が発生している。

都内においても、令和元年東日本台風により多摩川がいつ水するなど浸水被害が発生している。荒川や利根川、多摩川等における水害対策は喫緊の課題であり、こうした対策への取組を速やかに進める必要がある。

< 具体的要求内容 >

- (1) 都県境を越える百万人単位の広域避難は、地方自治体だけでは十分な対応が困難な課題であり、令和元年東日本台風で顕在化した事象も踏まえ、大規模水害時の広域避難手段の確保や誘導等、国は強いリーダーシップを持って対策を推進すること。
- (2) 大規模水害対策に係る現行制度の改善や新たな仕組み・体制を構築する場合には、地方自治体の意見を十分に取り入れること。
また、地方自治体などが行う新たな対策については、必要な財源などの措置を講じること。
- (3) 災害対策基本法において、防災基本計画に明記している「自らの身の安全は自ら守る」という防災の基本原則を明確にするとともに、居住地域の災害リスクに関する情報の把握や、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先の確保についても住民の責務と明示するなどの改正を行うこと。
- (4) 国と関係機関が一体となって具体的な大規模水害対策の検討を加速するとともに、国と地方の責任と役割分担を明らかにすること。
また、検討に当たっては、地方自治体の意見を十分取り入れること。
- (5) 荒川水系河川整備計画に記載された調節池群や京成本線荒川橋梁架替、多摩川緊急治水対策プロジェクトに位置付けられた河道掘削など、大河川の氾濫を防止する治水対策の着実な推進とともに、既存施設の維持管理を適切に行うこと。
- (6) 荒川や利根川など大河川の洪水や、高潮による氾濫が発生した場合、東部低地帯が広範囲かつ長期間浸水するおそれがあるため、早期の排水に向け、体制の充実を図ること。

参 考

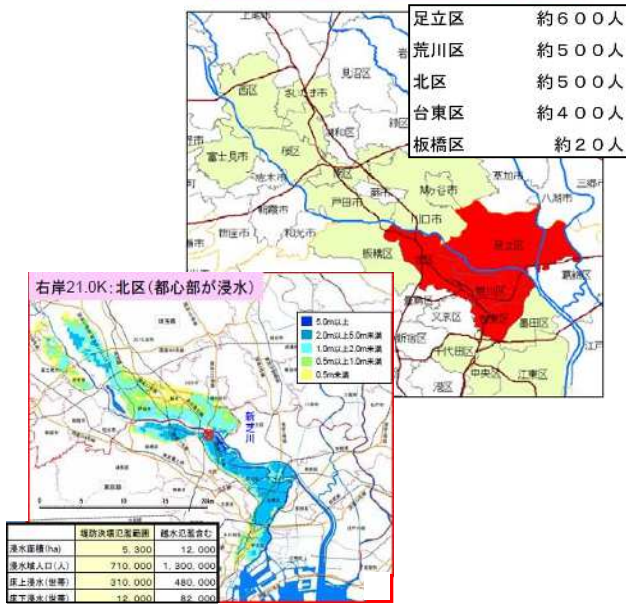
平成24年9月公表 内閣府「首都圏大規模水害対策大綱」参考資料
平成20年9月8日中央防災会議発表「荒川の氾濫時の浸水想定」

右岸21キロ地点が決壊した場合

右岸10キロ地点が決壊した場合

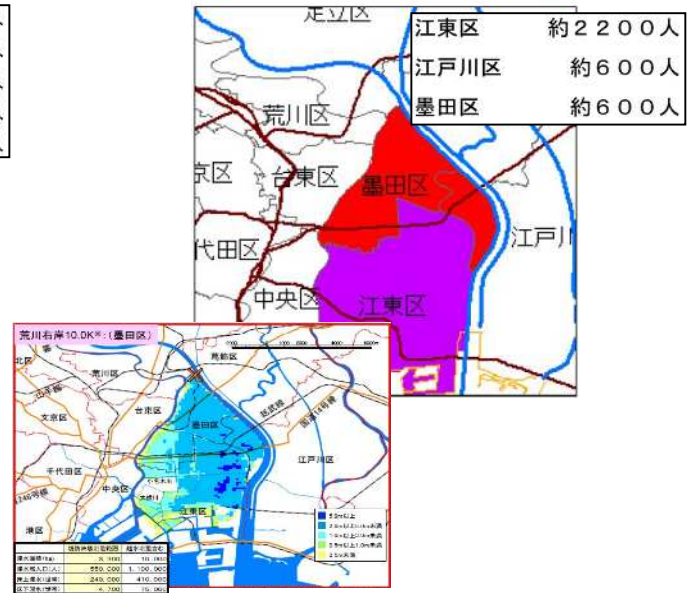
・被害状況

死者数:約2,000人



・被害状況

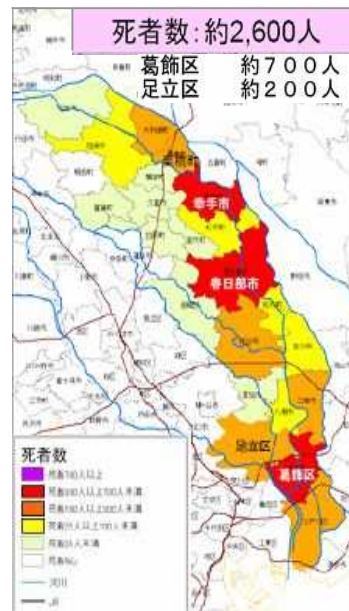
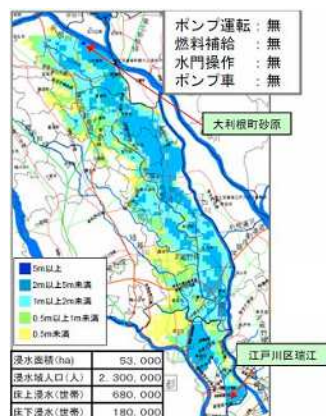
死者数:約3,500人



平成20年3月25日中央防災会議発表「利根川の洪水氾濫時の被害想定」

右岸136キロ地点が決壊した場合

・被害状況



2 荒川第二・第三調節池の整備推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局)

首都圏の洪水被害の防止・軽減を図る、荒川第二・第三調節池の整備を積極的に推進すること。

<現状・課題>

荒川は、その氾濫原内に人口・資産が集積している東京都及び埼玉県を貫流する国土管理上最も重要な河川の一つであり、大規模な氾濫が発生した場合には、首都圏に甚大な被害を与えることとなる。

「荒川水系河川整備計画」においては、戦後最大洪水である昭和22年9月洪水（カスリーン台風）と同規模の洪水が発生しても災害の発生を防止することを整備水準の目標としている。計画では基本高水のピーク流量11,900 m^3/s （岩淵地点）に対し、洪水調節施設により5,700 m^3/s を調節することとしているが、現在完成した4施設（荒川第一調節池、二瀬ダム、浦山ダム及び滝沢ダム）だけではいまだ洪水調節量が不足している状況にある。このため、令和3年12月には荒川水系治水協定を見直し、荒川第一調節池内の荒川貯水池において更なる事前放流による洪水調節が可能となった。

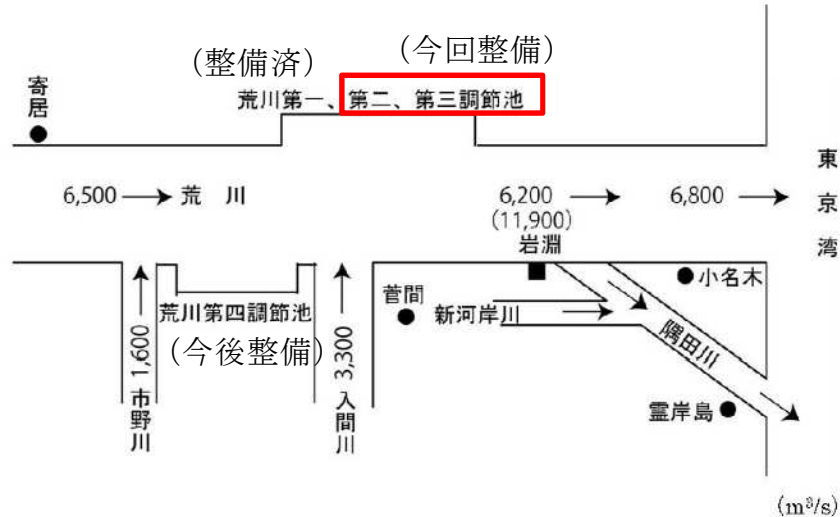
荒川第二・第三調節池は、荒川の氾濫を防止し、下流に位置する首都東京の洪水被害の軽減を図るため、極めて重要な施設であり、着実な整備が必要である。令和3年8月には工事中においても段階的な効果発現を図るため、令和8年の出水期までに既存の横堤等を活用し、約1,200万 m^3 の洪水調節容量を確保する方針が出されるなど、工事実施上の工夫が公表されているが、引き続き治水効果の早期発現に向け、取り組んでいく必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 荒川の氾濫を防止し、首都東京の洪水被害を軽減する荒川第二、第三調節池の整備を着実に推進し、流域の安全性を早期に向上させること。
- (2) 事業完了前に完成部分を段階的に供用するなど事業効果の早期発現に向けた取組を引き続き検討すること。
- (3) 事業の実施に当たっては、徹底したコスト縮減に努めること。

参 考

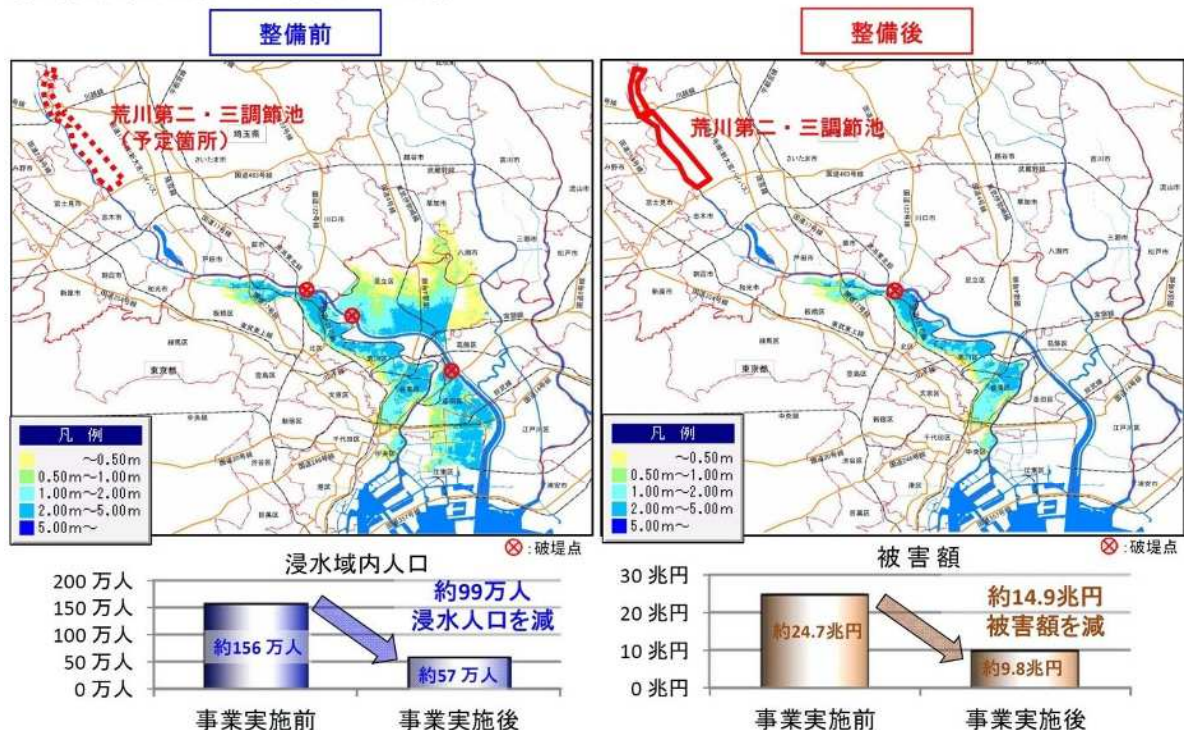
【流量配分図】（荒川水系河川整備計画【大臣管理区間】（変更）令和2年9月）



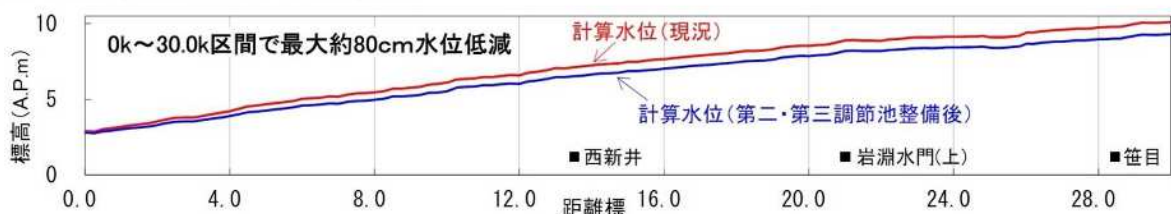
※ () は、ダム等の洪水調節施設がない場合の流量

荒川直轄河川改修事業（荒川第二・第三調節池）＜大規模改良工事＞
新規事業採択時評価 説明資料

【整備効果(整備計画規模1/100)】



【調節池下流部の水位低減効果】



3 京成本線荒川橋梁架替事業の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局)

首都東京の洪水被害の防止・軽減を図る京成本線荒川橋梁架替事業を積極的に推進すること。

<現状・課題>

荒川下流部の東部低地帯に位置する京成本線荒川橋梁周辺の堤防は付近に比べて低くなっている。

本橋梁周辺の江東五区（墨田区、江東区、足立区、葛飾区及び江戸川区）には、約250万人の都民が生活しており、人口・資産が高度に集積する地域となっていることから、ひとたび大規模な氾濫が発生した場合には、その被害は極めて甚大なものとなる。

令和3年9月には、架け替え完了までの間の応急的な対策として、堤防切り欠き部にパラペットが整備されたところであるが、首都東京の洪水被害の防止・軽減を図るためには、本橋梁を架け替え、必要な堤防高を確保していくことが必要である。

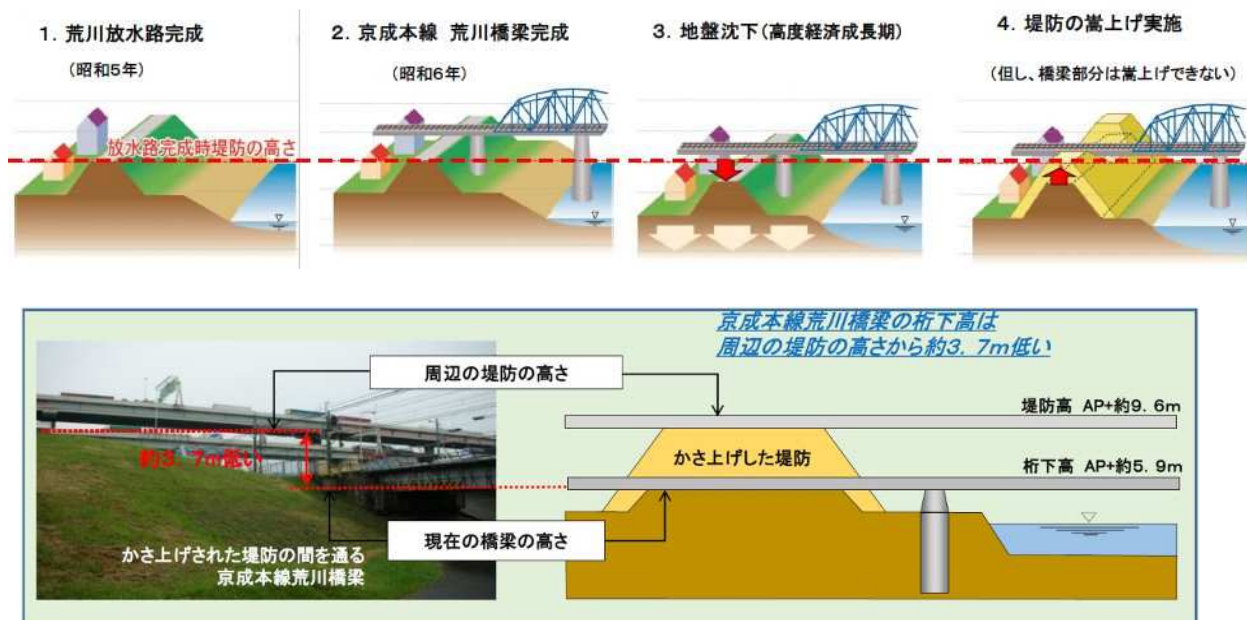
<具体的要求内容>

- (1) 京成本線荒川橋梁架替事業を推進し、事業効果の早期発現を図ること。
- (2) 事業の実施に当たっては、工期を遵守し着実に事業を進めるとともに、事業完了まで徹底したコスト縮減に努めること。

参 考

荒川下流特定構造物改築事業 事業再評価資料（令和3年12月1日）

（上：変遷、下：橋梁周辺の状況）



4 高規格堤防（スーパー堤防）事業の推進

（提案要求先 国土交通省）
（都所管局 建設局・都市整備局）

首都圏の洪水や地震に対する安全性を高め、まちづくりにも寄与する高規格堤防（スーパー堤防）事業を着実に推進すること。

<現状・課題>

直轄管理河川における高規格堤防事業は、首都圏を洪水から守るとともに、まちづくりを進めていく上で重要な事業であり、その構造的特徴から破堤しにくいだけでなく、地震時の液状化等にも強いため、震災対策としても有効である。

東京は、河川の氾濫原に多くの人口・資産等が集積しており、東部低地帯に300万人が暮らしているなど、水害から都民の命と暮らしを守るためには堤防の安全性向上は特に不可欠である。

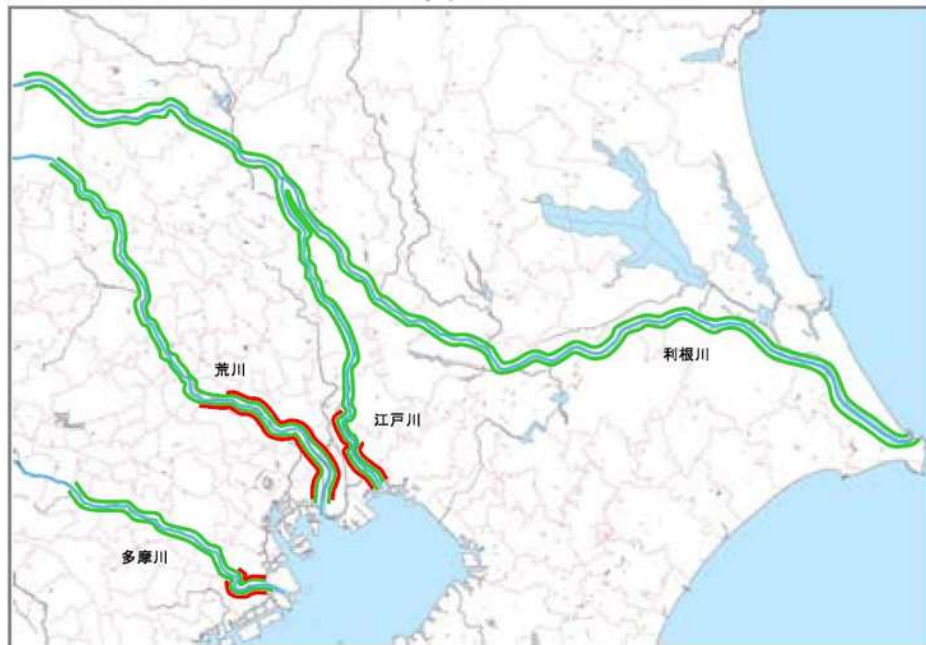
現在、篠崎公園地区（江戸川）や新田一丁目地区（荒川）、西新小岩地区（荒川）などにおいて事業が進められているが、首都東京の安全性を高めていくためには、今後も積極的に事業を推進していく必要がある。

また、現行の直轄事業負担金の負担割合は3分の1と、一般的な河川改良事業並の負担割合となっている。一方で、例えば、道路事業では、高速道路の負担金（新直轄方式）について都県の負担は4分の1となっている。

<具体的要求内容>

- （1）地震や豪雨による水害から都民を守るため、土地区画整理事業等と連携し、早期の事業着手と一層の整備促進を図ること。
- （2）高規格堤防事業の実施に当たっては、地元の意見聴取を丁寧に実施するとともに共同事業者に必要な説明責任を果たし、コスト縮減に努めること。
- （3）高規格堤防事業の直轄事業負担金について、負担軽減を図ること。

参 考



高規格堤防（スーパー堤防）事業対象河川図（首都圏）
※出典：平成24年度予算決定概要



高規格堤防（スーパー堤防）断面図（イメージ）

【直轄事業負担金の負担率】

直轄事業		国	都県
河川事業	その他の改良事業 (高規格堤防事業含む)	2 / 3	1 / 3
	大規模改良事業	7 / 10	3 / 10
道路事業	高速自動車国道 (新直轄方式)	3 / 4	1 / 4
	一般国道 (直轄国道)	2 / 3	1 / 3

5 災害対策としての高台まちづくりの促進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局)

低地部において、土地区画整理事業等と高規格堤防整備事業の一体実施など、高台まちづくり（高台・建物群）を促進するために必要な措置を講じること。

<現状・課題>

近年の気候変動により水害が激甚化していること等を踏まえ、防災まちづくりを強力に推進していくため、令和2年1月に国と都により「災害に強い首都「東京」の形成に向けた連絡会議」を設置している。会議では、まちづくりによる高台化の推進や、再開発事業による避難スペースを上部階に確保した建築物の整備など、幅広く検討を進めており、同年12月にとりまとめとなる「災害に強い首都「東京」形成ビジョン」（以下「ビジョン」という。）を公表した。翌年3月、高台まちづくり（高台・建物群）の推進に向け、ビジョンで取りまとめた方策の具体化を図るため、会議の下に、地元区も含めた「高台まちづくり推進方策検討ワーキンググループ」（以下「ワーキンググループ」という。）を設置し、地域の避難計画とも連携しながら、モデル地区ごとに検討を行っている。

高台まちづくりの手法として高規格堤防整備があり、その推進には土地区画整理事業等との連携が有効であるが、実施に当たっては、住民等との合意形成や、土地区画整理事業施行者の財政的負担などの課題がある。

もう一つの手法である、避難スペースを確保した建築物等の整備・確保等による建物群の形成についても、同じく令和3年度から、自然災害が発生した場合における居住者等の安全確保のために必要な施設整備に対する支援制度として「都市安全確保拠点整備事業」が創設され、また地域の防災拠点となる建築物の整備促進のための支援制度である「地域防災拠点建築物整備緊急促進事業」が拡充され、水害時の避難者対応のための事業として「一時避難場所整備緊急促進事業」が盛り込まれた。

その大半が浸水区域となる東部低地帯の各区においては、水害時の避難スペースとなる高台確保に向け、こうした事業の適用を速やかに図っていくことが求められている。

これらについては、速やかに、地元自治体も含めた事業者への支援については高台まちづくりの推進につなげられるよう、引き続き、国や地元自治体と連携してモデル地区等での実践の中で生じた意見や課題等を踏まえ、速やかに制度の充実を図っていく必要がある。

また、公共施設等での避難スペースの整備・確保の推進に当たっては、道路の高架部などについて、緊急的な避難先等としての活用を検討する必要がある。

<具体的要求内容>

(1) 土地区画整理事業等と高規格堤防整備事業の一体実施を一層促進するた

め、以下の措置を講じること。

- ① 住民等の合意形成が円滑に進められるように、高規格堤防整備事業に係る地権者の直接移転先となる種地の確保を河川事業側でも行うこと。
 - ② 高規格堤防整備事業と土地区画整理事業等の一体実施における費用負担の在り方について検討すること。
 - ③ 川裏法面の宅地としての利用や、堤防天端道路の建築基準法上の道路としての活用を可能とすること。
 - ④ 高規格堤防整備事業と一体的に実施する土地区画整理事業において、住民等の合意形成が円滑に進められるように高規格堤防整備事業の用に供するため使用された土地での建替家屋に対する固定資産税（家屋）の減税措置については引き続き期間延長を行うこと。
- (2) 昨年度制度創設された「都市安全確保拠点整備事業」及び拡充された「地域防災拠点建築物整備緊急促進事業」については、地元自治体も含めた事業者への支援については高台まちづくりの推進につなげられるよう支援対象の拡大や予算確保を行うとともに、モデル地区等における高台まちづくりの実践の中で生じた意見や課題なども踏まえ、地域特性を踏まえた支援についても引き続き検討を行うこと。また、「地域防災拠点建築物整備緊急促進事業」については、事業期間の延長を行うこと。
- (3) 大規模水害時において、首都高をはじめとする道路の高架部などを、緊急的な避難先等として活用することについて、都及び高速道路会社、地域の避難計画を担う地元区と連携して取組を推進すること。

6 大規模水害時における排水対策の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局・港湾局・下水道局)

東部低地帯における高潮や荒川の洪水等による大規模水害時において、迅速な救助、早期復旧・復興に向けた排水対策を、都と連携して推進すること。

<現状・課題>

東京の東部低地帯では、地盤面が海面あるいは河川水位よりも低い地域が広範囲に広がっているため、高潮や洪水等により、大規模な水害が発生すると、長期間にわたり浸水が継続することが想定される。

このため、都は、「大規模水害時の排水作業準備計画検討委員会」を設置し、国が策定した荒川や利根川などの排水作業準備計画と整合を図りつつ、平成30年3月に公表した高潮浸水想定区域図に基づく排水作業準備計画の策定を進めており、関係機関との協議を踏まえて今年の本格的な台風シーズン前に公表する。大規模水害発生時には、これらの準備計画を踏まえた排水計画を作成し、排水作業を実施することとしている。

また、大規模水害時にも必要な排水施設となる排水機場等について、耐震・耐水対策を推進するとともに、浸水期間の短縮に向けた排水機能の強化について検討を進めている。

大規模水害発生後、早期に復旧・復興を図るには、速やかな排水により浸水を解消することが重要であるため、国と都が連携して、排水対策を進めていく必要がある。

<具体的要求内容>

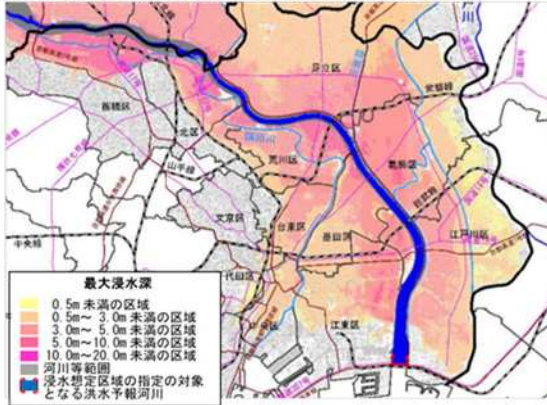
- (1) 大規模水害時には、国が主導し都と密に連携を図り、排水計画に基づき速やかに排水を実施すること。
- (2) 大規模水害発生後、速やかに浸水が解消できるよう、国が管理する排水機場の増強について検討すること。
- (3) 浸水期間の短縮に必要な排水機場の耐水化などについて、財源の措置や技術的支援を講じること。

参 考

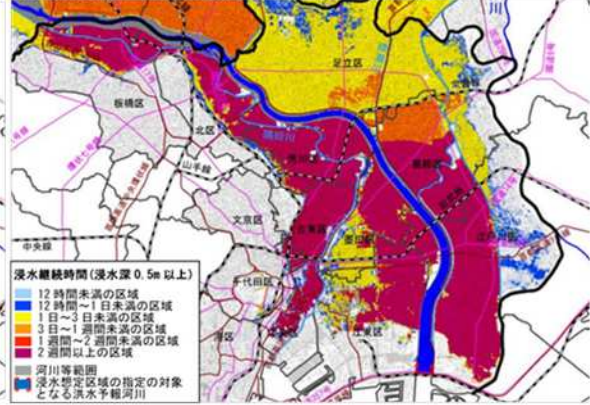
荒川洪水浸水想定区域図（平成28年5月）

災害に強い首都「東京」形成ビジョン 参考資料（令和2年12月）より

荒川水系荒川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

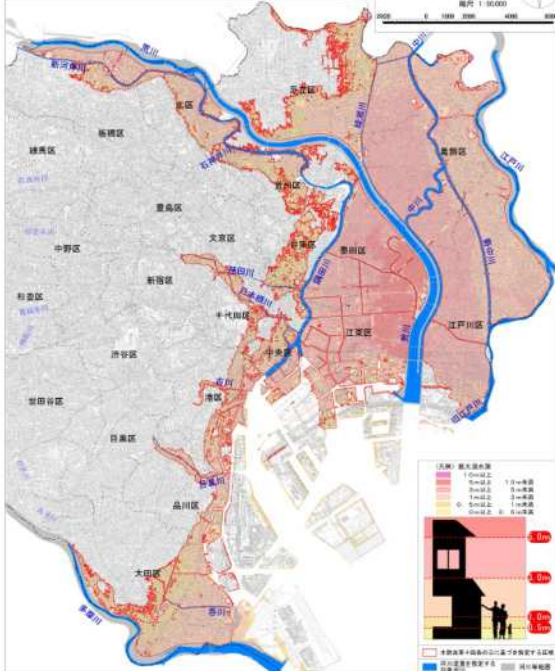


荒川水系荒川 洪水浸水想定区域図（浸水継続時間）

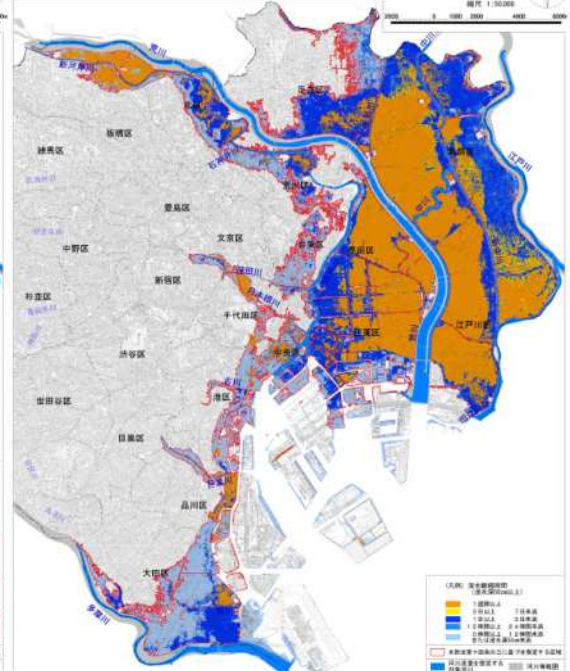


東京都高潮浸水想定区域図（平成30年3月）

東京都高潮浸水想定区域図〔想定最大規模〕（浸水深）



東京都高潮浸水想定区域図（浸水継続時間）



6 土砂災害防止に向けた盛土等の安全対策の推進

【最重点】

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局・環境局・産業労働局・建設局)

危険な盛土等による災害を防止するため、新たな法制度の実効性の担保に向け、必要な措置を講じること。

<現状・課題>

我が国は有史以来、地震や台風など数多くの自然災害に見舞われてきた。そうした中、令和3年7月には静岡県熱海市で記録的な大雨の際に土石流が発生し、上流部の建設工事等により発生した土砂等が含まれる盛土の崩壊が被害を拡大させるなど、土砂災害、その中でも特に盛土の安全性に対する懸念は日に日に高まっている。

(1) 国は、こうした背景を受けて、危険な盛土等を全国一律で規制するための盛土規制法案を国会に提出し、令和4年5月に成立したところである。

今後、都は、新たな法制度に基づき、危険な盛土等への適切な対応として、これまで規制の対象外となっていた盛土等を含め、迅速に行政指導・処分を行い、土地の所有者、管理者及び占有者（以下、「土地所有者等」という。）に災害防止措置を求めていく必要がある。

(2) 更に、危険な盛土等の発生を防止するためには、新たな法制度による規制と併せ、建設発生土の発生側での取組として、建設発生土の搬出先を明確化することが必要である。建設発生土は都道府県境を超えて搬出される場合もあることから、国が一元的に管理する仕組みが求められる。

(3) 盛土造成地においては、造成後に売買されることが多く、土地取得者に施工内容等の情報が引き継がれておらず、管理が適正にできない又は認識がないなどの場合がある。特に、宅地分譲などでは同一の盛土造成地が複数の土地所有者にまたがるケースが多く、個々の土地所有者だけでは対応が困難である。盛土造成地を適正かつ長期的に維持保全するためには、土地所有者等が盛土造成地の施工内容等の情報を把握し、宅地分譲地においては土地所有者等の間で情報が共有され、管理に取り組んでいく必要がある。

<具体的要求内容>

(1) 地方公共団体が適切に危険な盛土等に対応できるよう、以下の措置を講じること。

① 新たな法制度について、都民、国民への確実な周知、調査・災害防止措置費用の縮減策の検討や財政支援など、総合的な施策の充実を図ること。

② 土地所有者等又は原因行為者の資力の不足により、代執行にかかる費用を

求償できない場合に備え、企業・団体からの出えんを含む基金（廃棄物処理法第13条の15に類似規定有）を創設すること。

- ③ 危険な盛土等への抜本的な危険箇所対策、応急対策、詳細調査等のための財政支援制度については、申請や交付手続が簡素で、適宜要求を受け付ける制度とし、速やかな交付に努めるなど、柔軟かつ活用しやすい仕組みとすること。
 - ④ 土砂等の無許可の埋立てや投棄を防止するため、デジタル技術を活用して埋立て・投棄行為等を監視できるシステムの構築について検討すること。
- (2) 建設発生土の適正処理を一層促進するため、以下の措置を講じること。
- ① 建設発生土等の発生から処分に至る流れについて、国が一元的に管理する仕組みを創設すること。自治体においても情報を共有できる仕組みを設けること。
 - ② 発生者を含め、不適正な処理を行った者に対する、適正処理の命令規定及び抑止力のある罰則規定を設けること。
- (3) 土地所有者等が適切に盛土造成地の保全を図るよう、以下の措置を講じること。
- ① 盛土造成地の売買において、施工内容等の土地の管理に必要な情報が土地取得者に引き継がれるよう、制度の整備を図ること。
 - ② 盛土造成地の土地所有者等が一団の土地を連帯して維持管理するための制度の整備を図ること。

7 ライフライン施設の耐震化などの推進

(提案要求先 内閣府・総務省・経済産業省・国土交通省)
(都所管局 総務局・建設局)

首都直下地震などへの必要な対策を着実に進めるため、ライフライン施設の耐震化などを推進すること。

<現状・課題>

平成30年9月6日に発生した北海道胆振東部地震において、火力発電所の損傷による北海道全域の停電は住民に対して多大な影響を与えた。

都でも首都直下地震発生時に同様な被害がないように備える必要があり、現在、ライフラインの早期復旧に向けた取組として、上下水道の耐震化や道路整備による無電柱化を図るとともに、ライフラインの復旧活動拠点の確保に努めている。

国においても、国道における無電柱化を進めており、特にセンター・コア・エリア内の整備に努めているところである。

また、都は平成24年4月に、首都直下地震など東京に被害を及ぼす地震に関する被害想定を公表し、同年11月には、被害想定で明らかになった東京の防災上の課題や東日本大震災の教訓を踏まえて、地域防災計画を修正した。同計画では、被災から60日以内に全てのライフラインの機能を95パーセント以上回復させることを目標としており、その達成のためにも施設や設備の耐震化などを更に推進していく必要がある。

一方、平成25年11月に制定された首都直下地震対策特別措置法に基づき、平成26年3月に策定された「首都直下地震緊急対策推進基本計画」では、首都直下地震の発生に備えた地震防災対策のうち、都を含む緊急対策区域における政府の講ずべき措置として、「ライフライン等の耐震化」が掲げられており、平成27年3月の改定では、設定された減災目標を達成するための具体的な目標等が設定されるなど、国としての主体的かつ計画的な対策の更なる推進が求められる。

<具体的要求内容>

首都中枢機能の維持及び首都圏における経済活動の継続のため、電力・都市ガス・通信関係の事業者等に働きかけ、発電・送電システム等の耐震性の向上や供給裕度の確保等、ガスなどの埋設管の耐震化や無電柱化を促進すること。緊急交通路（緊急車両の通行を円滑にするため、大規模災害時に一般の車両が通行を禁止・制限される道路）における共同溝の設置についても推進すること。

参	考

	被害想定結果【東京湾北部地震冬 1 8 時・風速 8 m/s・支障率（％）・都全体】 （H 2 4 . 4「首都直下地震等による東京の被害想定」）	復旧目標【9 5 ％以上】 （東京都地域防災計画震災編）
電力	1 7 . 6	7 日
ガス	2 6 . 8	6 0 日
通信	7 . 6	1 4 日

8 羽田空港の液状化対策の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局・総務局)

震災時においても、空港機能が確保できるよう、羽田空港の液状化対策を推進すること。

<現状・課題>

空港は震災時の緊急物資の輸送拠点等として極めて重要な役割を担うため、空港施設の耐震性の強化などを推進していく必要がある。

羽田空港では、震災時において、当面、通常時の50%の輸送能力を確保するために必要な施設の耐震性の強化が進められており、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」として主にC滑走路の液状化対策による耐震化が進められてきたところである。さらに、令和3年度から令和7年度にかけては「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」において、滑走路の耐震対策の早期完了を目指し、液状化層の地盤改良を加速することとしている。

羽田空港は国内外の航空ネットワークを維持する上で特に重要な空港であり、国民生活・社会経済活動に与える影響が大きいことから、引き続き、震災時において、輸送能力等、航空ネットワークの機能低下を最小化するため、A滑走路など空港施設の耐震化をより一層進める必要がある。

<具体的要求内容>

震災時において、輸送能力等、航空ネットワークの機能低下を最小化するため、A滑走路や国内線の駐機場など空港施設の液状化対策を推進すること。

9 長周期地震動対策の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局)

超高層建築物等が多く建設されている首都東京の安全を確保するため、超高層建築物等の構造方法を認定した国の責務として、更なる長周期地震動対策を早急に取りまとめ、建物所有者等に対し対策を講じるよう、要請すること。

<現状・課題>

東日本大震災では、都内の超高層建築物において、大きな揺れが長い間、観測された。

国土交通省は、平成28年6月に「超高層建築物等における南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動対策について」を公表した。

内閣府においては、関東地域などに影響が大きいとされる相模トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動の検討が進められており、国土交通省ではこれら調査研究の結果を踏まえて、建築物に対応した検証用地震動の作成等、必要な対策を行っていく予定としている。

いつ発生するか分からない巨大地震への備えを万全にしていくためにも、建物所有者等による長周期地震動対策を早急に講じる必要がある。

<具体的要求内容>

超高層建築物等が多く建設されている首都東京の安全を確保するため、超高層建築物等の構造方法を認定した国の責務として、関東地域などに影響が大きいとされる相模トラフ沿いの巨大地震による具体的な長周期地震動対策を早急に取りまとめ、建物所有者等に対し対策を講じるよう、要請すること。

10 利水・治水対策の推進等

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局・建設局・水道局)

「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画」、「利根川水系河川整備基本方針」及び「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画」に基づき、必要とされるダムや導水路を一日も早く事業を完了させるとともに、徹底したコスト縮減を図り、事業費の圧縮に努めること。

<現状・課題>

都は、渇水や洪水に対する安全性を向上させるため、利水・治水対策の促進に努めている。霞ヶ浦導水事業や思川開発事業は、多大な費用を要する事業であり、事業期間の長期化が大きな課題となっている。

国は、近年の降雨状況から、ダム等から安定的に供給できる水量が、当初計画よりも低下していると明言しており、今後は気候変動の進行により、更に供給できる水量が低下し、これまで経験したことのない厳しい渇水の発生も懸念される。以上のことから、これら施設の早期完成が必要である。

<具体的要求内容>

首都東京の都民生活や都市活動に支障を来すことのないよう、将来の気候変動や災害等のリスクを踏まえ、安定給水の確保に不可欠である霞ヶ浦導水事業及び治水に対する安全性を向上させる思川開発事業について、一日も早く事業を完了させるとともに、徹底したコスト縮減を図り、事業費の圧縮に努めること。

また、利根川・荒川の水を首都東京に安定導水する上で不可欠な利根導水路大規模地震対策事業については、計画工期内に工事を完成させるため、必要な予算の確保を図ること。

参 考

(1) 水源施設の早期完成

【利根川・荒川における渇水状況】注) () は自主節水

年 度	制限期間	日 数	最大制限率(%)	
			取水制限	給水制限
H6	7/15～9/19	6 7	3 0	1 5
H7(冬)	H8/1/12～3/27	7 6	1 0	(5)
H8	8/13～9/25	4 4	3 0	1 5
H8(冬)	H9/2/1～3/25	5 3	1 0	—
H13	8/10～27	1 8	1 0	(5)
H24	9/11～10/3	2 3	1 0	—
H25	7/24～9/18	5 7	1 0	—
H28	6/16～9/2	7 9	1 0	(5)
H29	7/5～8/25	5 2	2 0	—

※利根川水系は8ダム体制(H4)、荒川水系は4ダム体制(H22)以降

【都関連水源施設の完成予定】

施設名	完成予定年度	開発予定水量(万m ³ /日)
霞ヶ浦導水	R12	12

【都関連導水施設の完成予定】

施設名	完成予定年度
利根導水路大規模地震対策事業	R5

(2) コスト縮減の充実

【都関連施設整備の残事業費】

単位：億円

施 設	総事業費 () 内は都負担 ^(*)			工期
		～R2	R3～	
霞ヶ浦導水	2,395 (86)	1608 (57)	787 (29)	R12 まで
思川開発	1,850 (101)	1169 (59)	681 (43)	R6 まで

(*) 都負担額は国庫補助を除いたもの

1 1 下水道事業に対する交付制度の拡充

1 下水道施設の老朽化対策に係る財源の確保及び制度の拡充

【最重点】

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 下水道局)

- (1) 下水道事業を継続的かつ計画的に遂行するため下水道施設の老朽化対策に係る財源を確保し必要額を確実に配分すること。
- (2) 管きよの老朽化対策を支援する恒久的な制度として、老朽化対策に係る新たな交付制度を創設すること。

<現状・課題>

東京都区部では、延長約16,100キロメートルにも及ぶ下水道管を管理する中、法定耐用年数50年を超えた管きよの延長が既に全体の約16パーセントに達し、再構築を実施しなかった場合、今後20年間で約65パーセントまで急増する。また、約8割が合流式下水道であるため、管きよの老朽化は、汚水処理機能の低下による住民生活や社会経済活動への甚大な影響のみならず、雨水排除機能の低下による浸水リスクの増大にもつながる。

あわせて、水再生センター・ポンプ所等についても、98施設のうち約3割が稼働から50年を経過している。さらに、事業開始から50年を経過した多摩の流域下水道でも施設の老朽化が進行中であり、老朽化対策は喫緊の課題である。

都における下水道工事は、用地の確保や地下埋設物がふくそうしている等、事業者間の調整や工事の施工が非常に困難であり、事業の着手・完了までに多くの費用と期間を要するため、財源の中長期的な確保が不可欠である。

加えて、口径にかかわらず整備から50年を経過した管きよを交付対象としていた「下水道老朽管の緊急改築推進事業」は、平成29年度末で終了しており、計画的に管きよの再構築事業を推進するための恒久的な交付制度の創設が求められている。

<具体的要求内容>

下水道サービスの継続的かつ安定的な提供のためには、法の規定に基づき国の責務としての国費負担が不可欠である。

- (1) 今後も、下水道事業を継続的かつ計画的に遂行するために、下水道施設の老朽化対策に係る財源を確保し、必要額を確実に配分すること。
- (2) 老朽化した下水道管が急増する状況においても、首都機能を確保し都民の安全・安心で快適な生活が確保されるよう、口径にかかわらず、下水道管の老朽化対策を実施できる新たな交付制度を恒久的に創設し、老朽化対策事業を支援すること。

参 考

○関係法令

1 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）

（国及び地方公共団体の責務）

第十四条の五

3 国は、生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁に関する知識の普及を図るとともに、地方公共団体が行う生活排水対策に係る施策を推進するために必要な技術上及び財政上の援助に努めなければならない。

2 下水道法（昭和33年法律第79号）

（公共下水道、流域下水道及び都市下水路に関する費用の補助）

第三十四条

国は、公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築を行う地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その設置又は改築に要する費用の一部を補助することができる。

3 地方財政法（昭和23年法律第109号）

（国がその全部又は一部を負担する建設事業に要する経費）

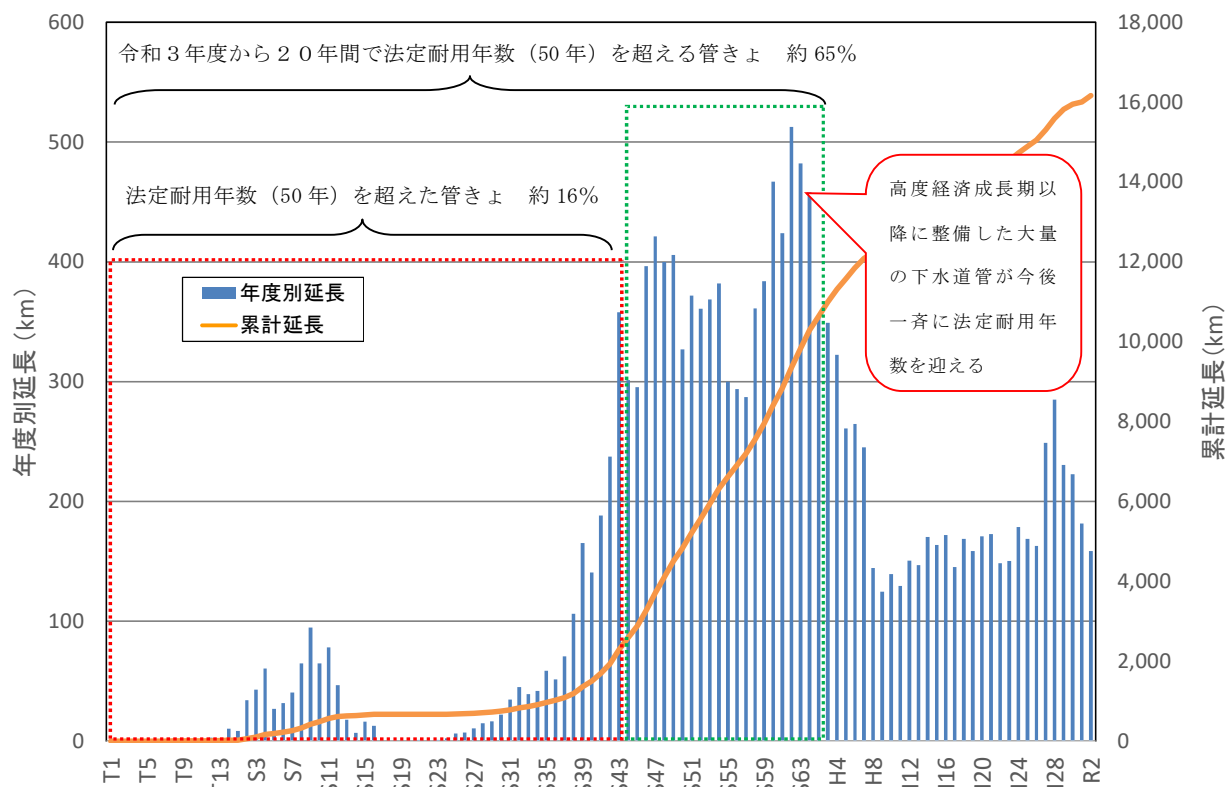
第十条の二

地方公共団体が国民経済に適合するように総合的に樹立された計画に従って実施しなければならない法律又は政令で定める土木その他の建設事業に要する次に掲げる経費については、国が、その経費の全部又は一部を負担する。

三 重要な都市計画事業に要する経費

※都市計画事業である下水道事業への補助については、地方財政法上、国が義務的に支出する負担金として整理

【東京都区部における更新時期を迎えた下水道管きょ(年代別建設状況)】



【再構築エリアと平均経過年数、更生工法による幹線再構築】



※()は令和2年度末における下水道管の平均経過年数である

2 合流式下水道の改善

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 下水道局)

公共用水域の水質改善に寄与する合流式下水道の改善について、「合流式下水道緊急改善事業」に必要な財源を確保し、必要額を確実に配分すること。さらに令和6年度以降も水質改善を推進するための新たな制度を創設し、合流改善に関する支援継続を図ること。

<現状・課題>

東京都区部は、その歴史的、地形的特徴により、約80パーセントが合流式下水道で整備されている。

合流式下水道は、大雨の際に市街地を浸水から守るため、汚水まじりの雨水を河川などへ放流せざるを得ず、公共用水域の水質汚濁の一因となっており、合流式下水道の改善は、良好な水環境の創出を進める都において重要な課題である。

また、下水道法施行令の改正に伴い、令和5年度末までに、雨天時放流水質をBOD40mg/L以下にすることが求められている。

現在、都では、降雨初期の特に汚れた下水を貯留する施設の整備を積極的に推進しており、令和2年度末で、貯留施設等（170万立方メートル）の整備率は88パーセントとなっている。また、汚濁物を効率的に除去する高速ろ過施設の整備は、水再生センター6か所で完了した。

今後も、「合流式下水道緊急改善事業」を着実に推進し、下水道法施行令の雨天時放流水質基準を達成しなければならない。また、近年、水辺空間を活用したまちづくりを進めているエリアが増加しており、下水道事業者に求められる責務は大きくなっている。東京は日本の首都であり、世界から多くの人々が来訪することから、東京の水環境を魅力あふれるものにすることは、良質な観光資源の創造に資するとともに、日本の水辺空間のプレゼンスを高め、日本経済の活性化にもつながる。このため、都の下水道事業として、更なる合流式下水道の改善対策を推進していく必要がある。

<具体的要求内容>

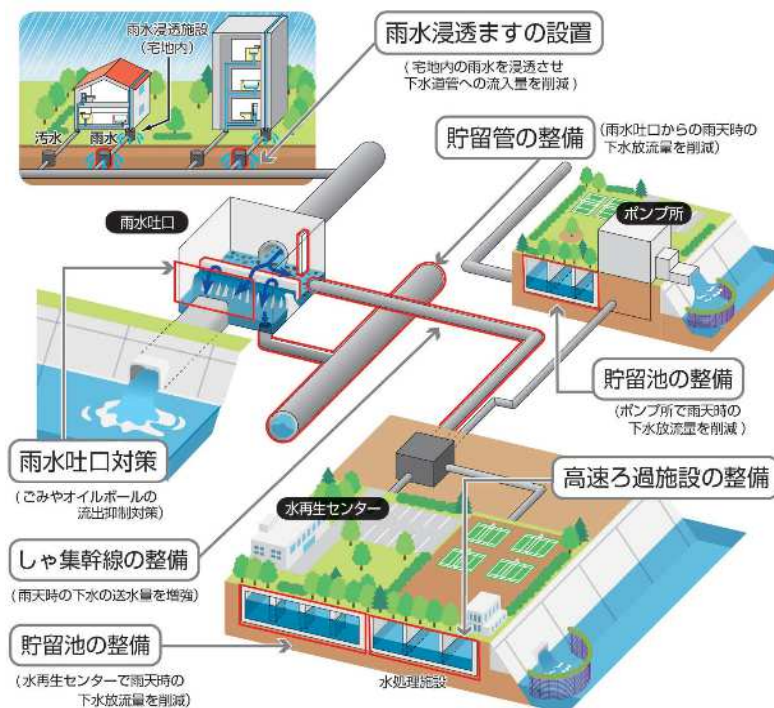
公共用水域の水質改善に寄与する合流式下水道の改善について、「合流式下水道緊急改善事業」に必要な財源を確保し、必要額を確実に配分すること。さらに、令和6年度以降も水質改善を推進するための新たな制度を創設し、合流改善に関する支援継続を図ること。

参 考

【雨天時の雨水吐口】

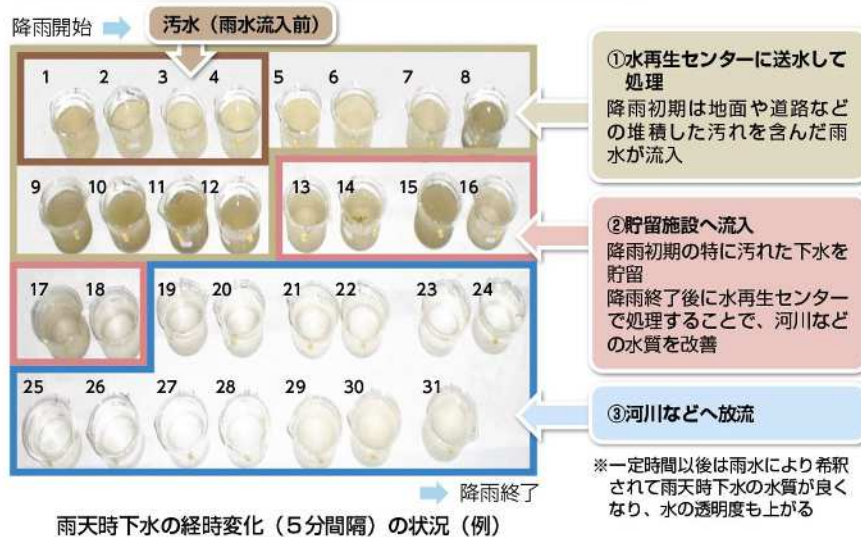


【合流式下水道の改善のイメージ】



【雨天時下水の経時変化（5分間隔）の状況】

降雨初期の特に汚れた下水の貯留イメージ



3 下水道施設における震災対策の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 下水道局)

下水道施設における震災対策事業の推進に必要な財源を確保し、必要額を確実に配分すること。

<現状・課題>

首都直下地震などの大規模地震の発生時に備え、首都機能を維持していくためには、震災時においても最低限の下水道機能を確保するとともに、更なる震災対策を推進し、公衆衛生や生活環境等への甚大な影響を回避する必要がある。

現在都では、想定される最大級の地震動に対して、最低限の下水道機能に加え、水処理施設の流入きょ、導水きょなどを新たな対象とし耐震化を推進している。また、停電時にも下水道事業を安定的に継続するため、必要な電力を発電できる非常用発電設備を全ての施設で整備するとともに、電源や燃料の多様化を図っている。

さらに、一時滞在施設、災害拠点連携病院などの排水を受け入れる下水道機能や緊急輸送道路、無電柱化道路などの交通機能を確保するため、下水道管路の耐震化を推進している。

令和2年度末で、ターミナル駅や災害復旧拠点などの排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部を耐震化した割合は73パーセントとなっている。

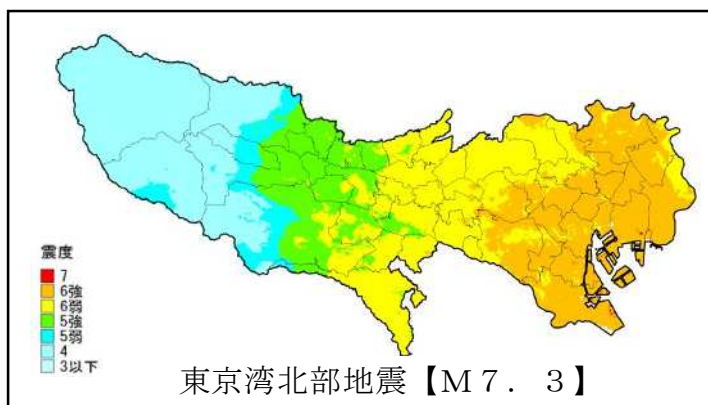
今後も、下水道施設の震災対策を推進し、首都機能を維持していくとともに、都民の安全・安心を支える下水道サービスを提供する必要がある。

<具体的要求内容>

下水道施設における震災対策事業の推進に必要な財源を確保し、必要額を確実に配分すること。

参 考

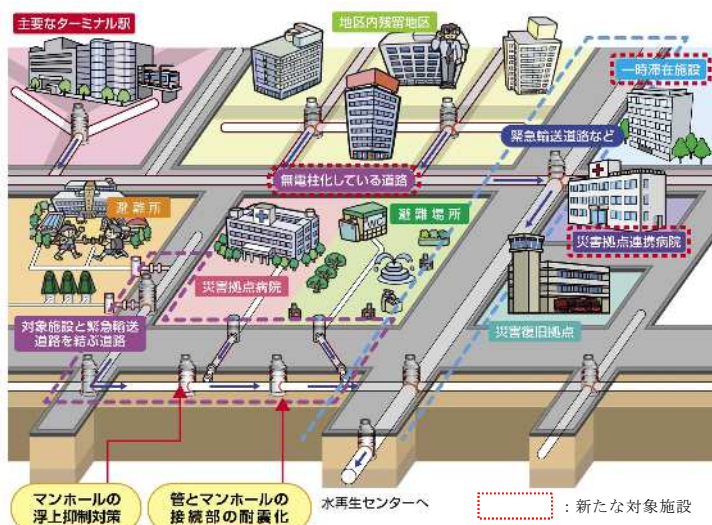
【首都直下地震の想定される震度分布】



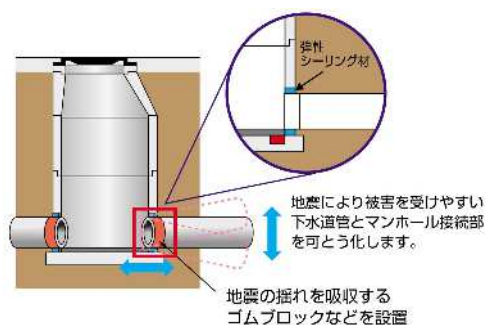
【被害発生状況（東日本大震災）】



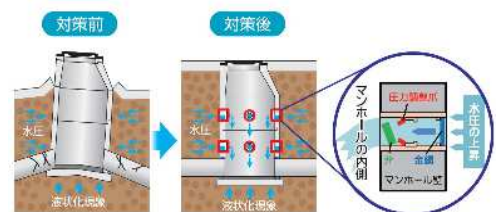
【下水道管の耐震化のイメージ】



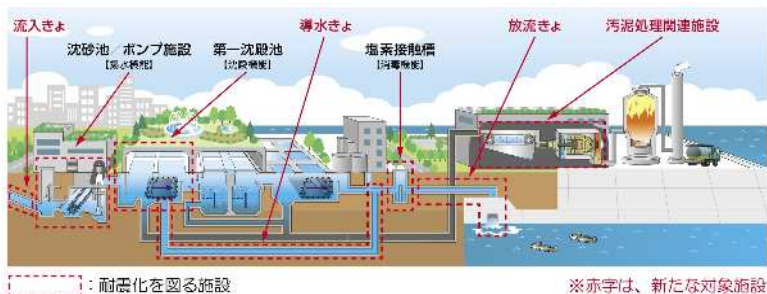
●下水道管とマンホールの接続部の耐震化



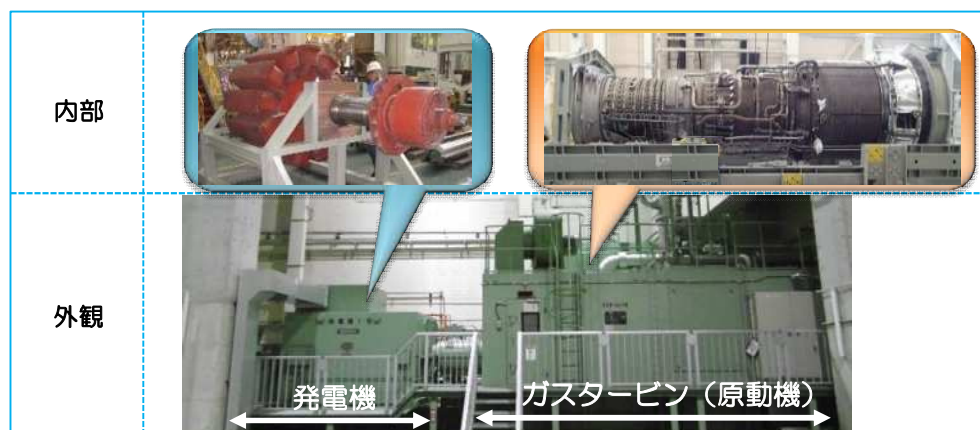
●マンホールの浮上抑制対策



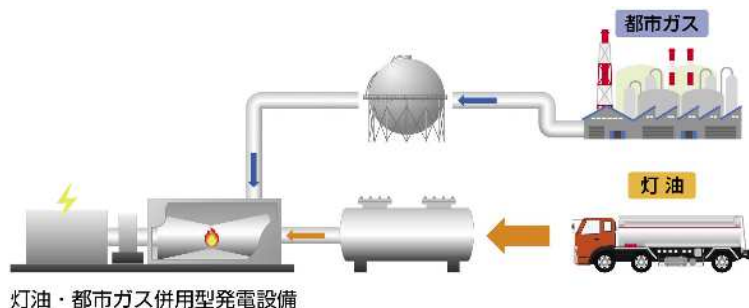
【水再生センター及びポンプ所の耐震化対象施設】



【非常用発電設備の例】



【燃料及び電源の多様化】



灯油と都市ガスのどちらでも運転可能な
デュアルフューエル発電設備を導入



太陽光発電設備を導入

4 下水道事業における再生可能エネルギーの活用及び省エネルギー 対策

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 下水道局)

下水道事業における再生可能エネルギーの活用及び省エネルギー
対策への取組に必要な財源を確保し、必要額を確実に配分すること。

<現状・課題>

令和3年4月、国は、2030年度の温室効果ガス削減目標を46パーセントとし、さらに50パーセントの高みに向けて挑戦を続けていくと宣言した。またこれを受け国土交通省は、下水道事業として脱炭素社会実現に貢献し、地域の生活の安定、向上につなげることを目的に、「脱炭素社会への貢献のあり方検討小委員会」を設置し、脱炭素社会の実現に向けて目指すべき下水道の在り方や必要な方策、ロードマップ等について検討し、とりまとめた。

東京都においても、2050年に温室効果ガス排出量実質ゼロに向けて行動を加速・強化するため、都内温室効果ガス排出量を2030年までに50パーセント削減することを掲げた「ゼロエミッション東京戦略 2020Update & Report」を令和3年3月に策定した。そして、令和4年2月に「2030年カーボンハーフに向けた取組の加速」を策定し、東京都のカーボンハーフに向けた道筋を具体化し、各部門で直ちに加速・強化する主な取組を示した。

下水道局は、東京都内における年間電力使用量の約1パーセントに当たる電力を消費するなど大量のエネルギーを必要とし、多くの温室効果ガスを排出している。今後、処理水質の向上や浸水対策などの下水道機能向上の取組により、エネルギー使用量や温室効果ガス排出量の増加が見込まれる。

これらに対応するため、当局は、下水道事業における地球温暖化防止計画「アースプラン2017」を策定し、更なる省エネルギーの徹底及び再生可能エネルギーの利用拡大などを推進してきたが、2030年カーボンハーフに向けた取組の加速・強化を図るため、「下水道カーボンハーフ実現に向けた地球温暖化対策検討委員会」を設置し、2030年度までに温室効果ガス排出量を50%削減するための方策について検討していく。

今後もこれらの計画や取組を推進し、エネルギー使用量や温室効果ガス排出量の積極的な削減を図っていく必要がある。

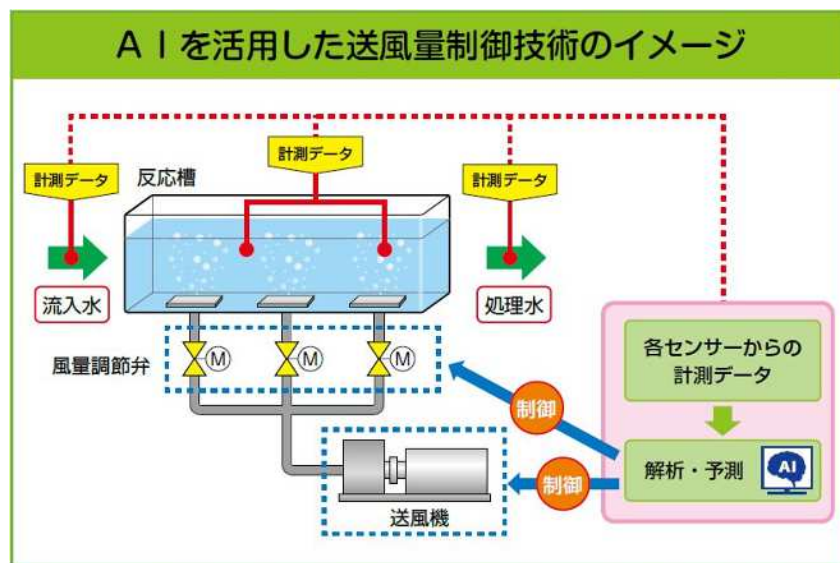
<具体的要求内容>

下水道事業における再生可能エネルギーの活用及び省エネルギー対策への取組に必要な財源を確保し、必要額を確実に配分すること。

参 考

【省エネルギーの徹底】

- ・開発中のA I を活用した送風量制御技術



- ・省エネルギー型汚泥濃縮機の導入



従来の汚泥濃縮機

- ・遠心力を利用
- ↓
- ・電力使用量が多い



省エネルギー型汚泥濃縮機

- ・重力を利用
- ↓
- ・電力使用量が少ない

【再生可能エネルギーの拡大】

- ・エネルギー自立型焼却システムの導入



1 2 水の有効利用の促進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局)

水の有効利用を進めるため、必要な支援の拡大を行うこと。

<現状・課題>

限りある水資源の有効活用を図るため、雑用水[※]や雨水の利用を推進していく必要がある。国においては、水の有効利用の推進などに関する関係法令が整備されたが、開発事業者に対しての支援措置はいまだ不十分である。

※雑用水とは、人の飲用その他これに類する用途以外の雑用系用途に供される水をいう。

<具体的要求内容>

循環型社会の構築を目指し、雨水や下水再生水等による雑用水利用など水の有効利用を促進していくため、以下のことを要求する。

- (1) 污水处理施設の税優遇措置である特別償却制度など、雑用水利用に必要な支援をすること。
- (2) 雨水利用のための施設整備について、助成を行う地方公共団体に対する財政支援制度を充実すること。

参 考

○ 国の施策の現状

- ・雑用水利用は、関係法令は整備されたが、関係省庁（国土交通省、厚生労働省、環境省など）が多岐にわたり、支援の内容がいまだ不十分
- ・現在の雑用水利用の促進に係る主な施策

建築基準法上の優遇措置	建物床面積の容積率算定除外 (緩和される容積率の限度は基準容積率の0.25倍)

(参考) 過去の雑用水利用の促進に係る主な施策

〈平成19年度末で廃止〉 税制上の優遇措置	汚水処理用水設備に係る特別償却率 14/100
〈平成20年9月末で廃止〉 融資制度 (日本政策投資銀行)	対象事業 水資源の有効利用、雨水の流出抑制又は汚濁負荷の低減が図られているなどの要件を満たす建築物の整備事業(例:個別・地区循環方式の導入) 融資比率40%

(参考) 都の現状

○ 都における雑用水利用に関する指導(水の有効利用促進要綱)

利用方式	原水	対象規模
個別循環方式	循環利用水	延床面積3万㎡以上又は 雑用水量100㎥/日以上 (住居、倉庫及び駐輪駐車車の数量は除く)
地区循環方式	循環利用水	
広域循環方式	下水再生水	延床面積1万㎡以上
雨水利用方式	雨水	

○ 都における雑用水利用施設の現状(令和2年度末)

雑用水利用方式	件数	計画水量
個別・地区・広域循環方式	843	141,614㎥/日
雨水利用方式	1,808	—

1 3 不法係留船対策の推進【最重点】

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局)

不法係留船を根絶するため、船舶について、保管場所を義務付ける制度を創設すること。

<現状・課題>

首都東京の河川には、現在約180隻の不法係留船がある。これまで、不法係留船について都は、暫定係留施設の整備と代執行等の強制措置により、プレジャーボートを中心として縮減に一定の成果を上げてきたが、暫定係留施設及び代執行には多大な費用がかかる。

また、小型船舶操縦士免許受有者は増加傾向にあり、問題の抜本的な解決を図るためには、船舶について保管場所を義務付ける法制度の創設が必要である。

平成19年6月「プレジャーボートの三水域連携による放置艇対策検討委員会」の提言では、「特に放置艇対策が進捗している地域では係留・保管能力が十分であると想定されるため、保管場所確保の法制化を早期に図るべき」としている。

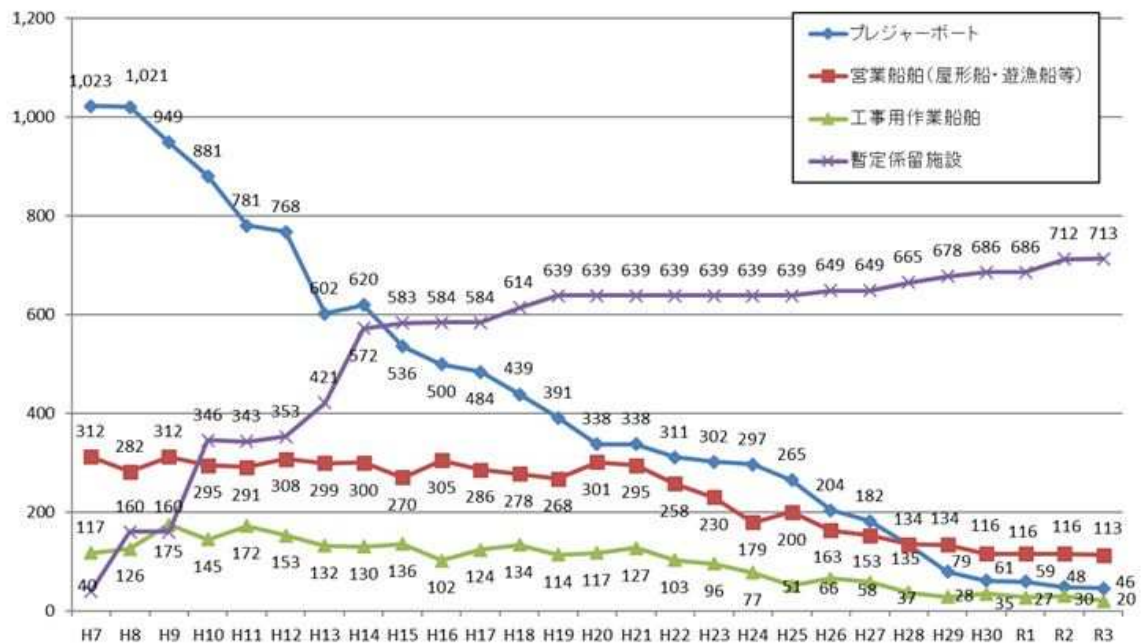
このため、「自動車の保管場所の確保等に関する法律」に相当するような制度を創設する必要がある。本要望は平成5年以降、九都県市首脳会議においても要望しているものである。

<具体的要求内容>

不法係留船を根絶するため、船舶について、保管場所を義務付ける「自動車の保管場所の確保等に関する法律」に相当する法制度を創設すること。

参 考

【都内河川の不法係留船の推移】



【小型船舶操縦士免許受有者の推移 全国】

(単位：人)

資 格	平成29年3月末	平成30年3月末	平成31年3月末	令和2年3月末	令和3年3月末
一級小型＋特殊	857,102	863,152	868,628	874,221	881,483
二級小型＋特殊	2,039,285	2,041,572	2,043,267	2,044,982	2,047,351
一級小型のみ	117,965	127,106	136,230	146,042	158,540
二級小型のみ	314,032	332,228	350,810	369,163	391,029
特殊のみ	162,497	174,039	185,020	195,405	208,016
計	3,490,881	3,538,097	3,583,955	3,629,813	3,686,419

**新規免許取得者が
放置をする前に
法制度の整備を！**

保管場所の義務付けの効果

小型艇の陸上保管の促進

保管業への民間参入の促進

河川管理者の施設整備の負担減

不法係留船の縮減とモラル向上

1 4 国際競争力強化に資するまちづくりの推進

【最重点】

(提案要求先 内閣府・国土交通省)
(都所管局 都市整備局)

国際的な都市間競争に勝ち抜くため、都市再生緊急整備地域等における都市拠点インフラの整備や、優良な民間開発の誘導に必要な財源を確保するとともに、制度の拡充等を図ること。

<現状・課題>

平成23年4月、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）の改正により、「特定都市再生緊急整備地域」の制度が創設され、都市拠点インフラの整備に係る予算支援が創設されるとともに、民間都市再生事業に対する金融支援が充実された。

また、平成25年12月には、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）が施行され、産業の国際競争力強化や国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、都市計画法（昭和43年法律第100号）や民間都市再生事業計画の認定の特例措置が創設されるなど、更なる制度拡充が図られた。

さらに、平成28年6月には、「日本再興戦略2016」において、都市再生特別措置法の特例等を活用する都市再生プロジェクトの合計数を今後2年間で100事業とする構想を掲げ、その早期実現を目指すことが示された。令和3年12月末現在、東京都では、国家戦略特別区域会議に44のプロジェクトを提案しており、国、都、民間事業者等が連携し、都市再生の推進に取り組んでいるところである。

<具体的要求内容>

- (1) 特定都市再生緊急整備地域の整備計画等の実施に必要な財源を確保すること。
- (2) 令和4年度までの時限措置となっている都市再生促進税制の税制特例措置を令和5年度以降も延長すること。
- (3) 民間が行う都市再生事業が着実に推進されるよう、都市再生事業として認定された事業において、市街地再開発事業の保留床取得について、権利床取得者と同等の税制上の優遇措置を行うなど、支援拡充を行うこと。

1 5 市街地の開発に係る諸事業の推進【最重点】

1 土地区画整理事業の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局)

- (1) 都市再生や都市機能の更新に資する土地区画整理事業の推進に必要な財源を確保すること。
- (2) 沿道整備街路事業に対する助成制度の拡充を検討すること。
- (3) 公園の用地確保を目的とした、沿道整備街路事業と同様の手法による制度を制定すること。

<現状・課題>

- (1) 土地区画整理事業は、未整備な市街地又は市街地予定地において、道路や公園などの公共施設と宅地を一体的・総合的に整備し、交通の円滑化、防災性の向上、地域の活性化などを図り、安全で快適な市街地を創出する重要な事業である。

現在、都内では区部及び多摩地域の46地区で公共施行、民間施行の土地区画整理事業が行われているが、これらの地区では保留地処分金以外に各種補助金の導入なくしては事業が成立しない。

また、ターミナル駅の再編整備等の大規模な都市基盤整備など、東京の都市再生に資する取組を着実に進めるためにも、引き続き安定的・継続的に財源を確保することが必要不可欠である。

- (2) 都市計画道路の整備は、地域の幹線道路網の形成、交通の円滑化、防災性の向上などを図る重要な事業である。

その促進のため、多様化する権利者の意向に応えられる「沿道整備街路事業」などのまちづくり手法を活用した道路整備を導入していく必要がある。

- (3) 公園の用地確保に当たっては、用地取得の際に残地が発生することや、地権者自身による移転先確保が難しいといった理由により、地権者の同意が得られにくいという課題がある。

沿道整備街路事業は、街路事業に併せて敷地レベルの土地区画整理事業を実施することで、残地の解消や周辺の低未利用地の活用が可能となり、もって街路事業と周辺市街地の整備を促進することができる。同様の手法を公園に適用できるようにすることで、公園と周辺市街地の一体的な整備促進を図ることが必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 事業を着実に推進するため、必要な財源を安定的・継続的に確保する必要がある。万が一財源が削減された場合、東京の都市再生に資する大規模な都

市基盤整備や面的な無電柱化等の着実な推進、早期の事業完成を望む地権者等に深刻な影響を与える。

特に、既成市街地の公共施設整備を行う都施行の六町地区、日野市施行の西平山地区、羽村市施行の羽村駅西口地区、あきる野市施行の武蔵引田駅北口地区、都市再生機構施行の品川駅北周辺地区、羽田空港跡地地区、中野三丁目地区や、大規模な都市基盤整備を伴う渋谷駅街区地区などに対する財源を事業期間に応じて確保すること。

(2) 沿道整備街路事業を推進するため、事業の用に供する土地の先行取得、都市計画道路区域外の建物移転や工事に対する助成制度の拡充を検討すること。

(3) 公園の用地確保を促進するため、沿道整備街路事業と同様の、公共管理者の負担金制度を活用した敷地レベルの土地区画整理事業の制度を制定すること。

参 考

1 土地区画整理事業の推進（都市整備局所管分）

【事業中地区数】

（ ）は令和4年度交付金等対象地区数

施行者	区部	多摩	計
都	9 (1)	0 (0)	9 (1)
区市町	2 (1)	19 (17)	21 (18)
都市再生機構	6 (3)	0 (0)	6 (3)
組合	0 (0)	5 (1)	5 (1)
個人	2 (1)	3 (0)	5 (1)
計	19 (6)	27 (18)	46 (24)

（令和4年3月31日現在）

2 市街地再開発事業の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局)

- (1) 都市再生や都市機能の更新に資する市街地再開発事業の推進に必要な財源を確保すること。
- (2) 大街区化の推進に必要な財源を確保すること。
- (3) 事業促進を可能にする柔軟な権利変換手法を導入すること。
- (4) 組合設立等に係る人数同意要件を合理的にすること。
- (5) 市街地再開発事業により整備された住宅や事務所等の複合建築物のうち、従前の住宅部分に対応して取得された住宅部分に係る固定資産税及び都市計画税について、床面積割合にかかわらず、通常の住宅と同様の税負担とする措置を講じること。

<現状・課題>

- (1) 市街地再開発事業は、都市の骨格である道路・公園等の公共施設の整備、敷地の統合や共同建築物の建築等により、土地の高度有効利用と都市機能の更新や魅力ある都市拠点の形成・国際競争力の強化、密集市街地の解消など東京の都市再生を図る上で重要な事業である。

現在、都内では47地区が事業中であり、公共施行だけでなく、民間による組合施行も行われている。これらの地区は、近年高騰し、高止まりしている建設工事費の影響を大きく受けており、また、新型コロナ危機を契機として、変化する居住環境やオフィス需要へのニーズに即応したまちづくりの展開のため、確実な国費の導入が不可欠である。今後、渋谷駅桜丘口地区、中野二丁目地区などで事業が最盛期を迎え、また、JR小岩駅北口地区、大崎駅西口F南地区など複数の市街地再開発事業が工事に着手する予定であり、引き続き安定的・継続的に財源を確保することが、事業を着実に進めていくために不可欠である。

- (2) 都心部等では、街区規模が小さい、区画道路の幅員が狭いなどにより、ポテンシャルを生かし切れていない地区がある。市街地環境の改善や土地の有効・高度利用を図るためには、市街地再開発事業を活用した大街区化を進めることが必要である。
- (3) 平成28年の法律改正により、施設建築敷地予定地内に既に地下鉄等の区分地上権が設定されている場合、権利者全員の合意を得ることなく当該地上権の保全が可能となったが、市街地再開発事業の実施に合わせて、新たに地下鉄等を整備する場合、権利者全員の合意が得られない限り、当該区分地上権の設定ができず、事業の円滑な推進が困難である。

- (4) 現行法では、組合設立等の際し、区域内の宅地所有者等の3分の2以上の同意を要するが、宅地分割を行ってこの人数要件を成立又は不成立にさせようとする者がいた場合、分割された後の宅地所有者等の人数によって算定しなければならない。
- (5) 戸建住宅や集合住宅を、市街地再開発事業により住宅や事務所等の複合建築物として整備し、当該建築物の総床面積に占める住宅の床面積割合が一定の割合に満たない場合、土地及び家屋の固定資産税及び都市計画税について、住宅部分であっても非住宅用途としての取扱いを受けることとなり、従前と同様に住宅用途として評価・課税される場合と比べて税の負担が増大する。

< 具体的要求内容 >

- (1) 市街地再開発事業の財源が削減された場合、東京の都市再生や都市防災機能強化に向けた不燃化・面的な無電柱化などの取組や、早期の事業完成を望む地権者等に深刻な影響を与える。このため、事業の着実な推進に必要な財源を安定的・継続的に確保すること。
また、不動産市況の悪化、建設工事費の高騰、コロナ後のまちづくり等を踏まえ、状況に即応した財政支援を行うこと。
- (2) 都心をはじめとする既成市街地において、街区再編や機能更新を計画的に行い、都市再生を進めていくための、大街区化の推進に必要な財源を継続的かつ安定的に確保すること。
- (3) 権利者全員の合意が得られない場合でも、事業促進が可能となるように、施設建築敷地内に新たに整備する地下鉄等の区分地上権を設定できる柔軟な権利変換手法を導入すること。
- (4) 宅地の小割り・分割を行っても、同意対象人数が増えないような算定の方法とするなど、人数同意要件の算定方法の見直しを行うこと。
- (5) 市街地再開発事業により整備された住宅や事務所等の複合建築物のうち、従前の住宅部分に対応して取得された住宅部分に係る固定資産税及び都市計画税について、総床面積に占める住宅の床面積割合にかかわらず、通常の住宅と同様の税負担とする措置を講じること。

3 住宅市街地総合整備事業（拠点開発型）の推進

（提案要求先 国土交通省）
（都所管局 都市整備局）

安全で快適な住宅市街地の形成を図るため、住宅市街地総合整備事業（拠点開発型）の推進に必要な財源を確保するとともに、地区公共施設等整備に係る国費率を引き上げること。

<現状・課題>

現在、都内では13地区が事業中であり、住宅や公共施設の整備等を総合的に行うことにより、快適な居住環境の創出や密集市街地の改善が図られている。

住宅市街地総合整備事業を着実に進めていくためには、今後も引き続き財源を安定的・継続的に確保することが必要不可欠である。

また、良好な住宅市街地整備には、都市計画道路などの関連公共施設のみならず、関連公共施設の採択基準に満たない規模の小さな区画道路などの地区公共施設整備も行われる。こうした施設は、居住者が利用し、生活に密着した施設が多いが、国費率が関連公共施設と比較して低く、事業を推進するに当たり、地方公共団体の財政の負担が大きくなっている。

<具体的要求内容>

住宅市街地総合整備事業（拠点開発型）の財源が削減された場合、早期の事業完成を望む地権者等に深刻な影響を与える。安全で快適な住宅市街地の形成を図るため、事業の推進に必要な財源を安定的・継続的に確保するとともに、地区公共施設等整備の現行国費率3分の1を都市計画道路などの関連公共施設整備や住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）と同率の2分の1に引き上げること。

4 道路整備と一体的に進める沿道のまちづくりの推進

（提案要求先 国土交通省）
（都所管局 都市整備局・建設局）

道路整備と一体的に進める沿道のまちづくりの推進に必要な財源を確保するとともに、税制上の優遇措置を講じること。

<現状・課題>

首都直下地震による東京の被害想定によると、大地震が発生した場合、最悪のケースでは、建物の全壊・焼失は約19万棟にも及ぶとされ、都内に約8,600ha存在する木造住宅密集地域では、大規模な市街地火災が発生するおそれがある。

このため、市街地火災の延焼を防止する延焼遮断帯の形成が重要である。

木造住宅密集地域等で実施している「一体開発誘発型街路事業（道路整備と一体的に進める沿道のまちづくり）」は、道路整備により発生する沿道の小規模、不整形な残地を交換・集約化した上で建物の共同化を図るなど、沿道地域の土地利用の高度化と延焼遮断帯形成による防災性、安全性の向上を早期に発現させる整備効果が大きい重要な事業である。

現在、都内では8地区が事業中であり、道路用地買収の進捗により火災の延焼防止や緊急時の避難路としての空間が生まれ、当該地域での防災性が向上している。これにあわせ、沿道においても、共同化住宅が完成するなど、沿道の不燃化等に資するまちづくりが着実に前進している。

一体開発誘発型街路事業の財源が削減された場合、早期の事業完成を望む地権者等に深刻な影響を与える。今後も事業を着実に進めていくため、事業の推進に必要な財源を引き続き安定的・継続的に確保することが必要不可欠である。

<具体的要求内容>

- (1) 一体開発誘発型街路事業は、道路ネットワークの形成を図るとともに、沿道における建替え促進等による共同化・不燃化により延焼遮断帯が形成され、地域の防災性向上が早期に発現するなど、整備効果が大きい。事業の円滑な推進のため、国費を重点的に配分するとともに、事業の推進に必要な財源を安定的・継続的に確保すること。
- (2) 一体開発誘発型街路事業の推進に当たり、都市防災総合推進事業及び住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)と連携し重層的な展開を図り、延焼遮断帯の形成を促進することが重要である。そのため、事業の推進に必要な財源を安定的・継続的に確保すること。
- (3) 一体開発誘発型街路事業の推進に当たり、当該道路用地取得により生じた残地の売却について、都市計画道路区域内と同様に、譲渡所得に対する税制上の優遇措置を講じること。

5 市街地開発事業などにおける無電柱化の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局)

- (1) 敷地内への新たな電柱設置を規制する制度を検討すること
- (2) 土地区画整理事業における無電柱化の推進に必要な財源を確保するとともに技術基準を示すこと。

<現状・課題>

- (1) 地震や台風など大規模災害時に電柱倒壊による道路閉塞や停電の長期化による二次被害を防ぐために、まちづくりにおいても無電柱化を積極的に進める必要がある。

平成28年に施行された、無電柱化の推進に関する法律（平成28年法律第112号）では、市街地開発事業などが実施される場合には、道路上に電

柱や電線を新たに設置しないようにするとされている。また、平成31年4月の道路法施行規則の改正により、無電柱化の推進に関する法律第12条における電線の占用場所は、原則地中であることが明確化されたところである。

しかし、これらの法令は道路内を対象としていることから、敷地内への建柱については規制するすべがなく、土地区画整理事業や開発行為などの宅地開発においては、依然として電柱が新設される状況にある。なお、都では、令和2年度から宅地開発の無電柱化を推進するため「宅地開発無電柱化パイロット事業」を開始し、令和4年度からは国が創設した補助制度も活用し「宅地開発無電柱化推進事業」として事業を拡充のうえ継続している。また、令和3年度から自治体が施行し新たに計画される市街地整備事業で都の補助を受けるものは、原則として地区内すべての無電柱化を義務化している。

- (2) 土地区画整理事業は、道路整備に併せて低コストで効率的に無電柱化を進めることができる絶好の機会であるが、都市計画道路等の幹線道路以外の道路については、無電柱化に係る整備費負担などの財政的課題、地上機器の設置場所などの技術的課題の両面から、無電柱化が進まない状況である。土地区画整理事業における無電柱化を進めるためには、新たな財源の確保や技術的基準を示すなどの取組が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 市街地開発事業や開発行為における区域内の無電柱化を推進するために、道路上だけではなく敷地内への新設電柱設置を規制できる制度を検討すること。
- (2) 土地区画整理事業における無電柱化を推進するため、以下のとおり必要な財源の確保と制度の拡充、新たな技術基準の制定を行うこと。
- ① 都は、土地区画整理事業における区域内全ての無電柱化のため、都市計画道路以外の区画道路を含む全ての道路を対象とする補助制度の拡充を行った。国においても、全ての土地区画整理事業を対象に、無電柱化の費用に対する補助制度の拡充を図ること。
 - ② 土地区画整理事業の設計の概要の策定において、無電柱化を行う場合の基準を新たに定めること。

1 6 大都市圏における地籍調査の推進

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 都市整備局)

都市部における地籍調査の重要性に鑑み、区市町村からの要望額を満たす適正な予算額を確保すること。

<現状・課題>

地籍調査の効果は多方面に及び、公共事業・民間開発事業のコスト縮減、災害復旧の迅速化、公共物管理の適正化などが挙げられる。

令和２年度末の地籍調査の進捗率は、全国平均で５２％であるが、都は全国平均を大きく下回る２４．１％である。

都では首都直下地震等の被災の影響が想定されている木造密集地区をはじめ、ＤＩＤ（人口集中地区）を中心に、地籍調査の積極的な推進に取り組んでいるところである。

平成２３年３月に発生した東日本大震災を契機として、地籍調査の成果が迅速な災害復旧に貢献するものとして改めて認識された。今後、地籍調査の重要性が増大していくので、地籍調査の一層の推進のため、国の積極的な支援が必要である。

<具体的要求内容>

地籍調査は２、３年継続して行うことが一般的であり、予算上の裏付けが確保されないと事業の継続が困難となるものである。

細街路や密集市街地など土地の権利関係が錯綜^{さくそう}している都市部において、地籍調査は、都市再生などまちづくりの推進はもとより、災害時の境界復元にも極めて有効であるので、国においては、区市町村の要望どおりの適正な予算額を確保すること。

17 マンションの適正な管理と円滑な再生による 良質なストックの形成促進【最重点】

(提案要求先 法務省・国土交通省)
(都所管局 住宅政策本部)

大都市における主要な居住形態として広く普及しているマンションの適正な管理と円滑な再生を促進するための更なる支援策を講じること。

<現状・課題>

都内の分譲マンションは、約191万戸あり、総世帯数の約4分の1が居住するなど、主要な居住形態として広く普及している。また、マンションは、市街地の構成要素として、まちの活力や魅力、防災力の形成とも密接に関連しているなど、地域のまちづくりやコミュニティ形成にとって重要な存在となっている。

その一方で、経年とともに、建物の老朽化と居住者の高齢化という「二つの老い」が確実に進行しており、管理組合の機能低下等によって管理不全に陥れば、周辺環境にも悪影響を及ぼし、深刻な社会問題へと発展するおそれがある。

こうした事態を引き起こさないためにも、長期的視点に立って実効性のあるマンション施策を積極的に展開し、適正な管理と円滑な再生を促進していく必要がある。

都は、これらの課題認識を踏まえ、平成31年3月に、マンションの管理不全を予防し、適正な管理を促進するため、東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例（平成31年東京都条例第30号）を制定し、令和2年度から、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく事務処理特例制度を活用しながら、昭和58年以前に建築された6戸以上のマンションを対象とする管理状況の届出制度により把握した状況に応じて、区市町村と連携して管理組合に対する助言・支援等を行っている。

また、令和2年3月に「東京 マンション管理・再生促進計画」を策定し（令和4年3月改定）、老朽マンション等の適正な管理と円滑な再生に向けた施策を総合的かつ計画的に推進している。

国においては、令和2年6月に公布されたマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「マンション管理適正化法」という。）及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律（以下「マンション建替法」という。）の一部を改正する法律（令和2年法律第62号）により、都道府県等によるマンション管理適正化推進計画の作成や、管理組合の作成する管理計画を認定する制度（以下「管理計画認定制度」という。）などのマンション管理適正化の新たな仕組みが設けられ、マンションの建替え円滑化においても、マンションの除却の必要性に係る認定対象の拡充や要除却認定を受けた老朽マンションを含む団地における敷地分割などの新制度が施行された。「東京 マンション管

理・再生促進計画」において掲げた施策の着実な推進には、こうした新たな法制度を踏まえ、国において、更なる制度改正や支援策の拡充等が必要である。

また、8割超の管理組合がマンション管理業者に管理業務を委託している現状（「平成30年度マンション総合調査」国土交通省）を踏まえると、マンションの適正な管理の促進を図るためには、マンション管理業の適切な実施を確保することが重要である。

改正後のマンション管理適正化法により、地方公共団体は管理組合の管理者等に対する助言・指導及び勧告が可能となるなど、管理の適正化に係る権限と責任の拡大が図られた一方、マンション管理業者の登録や監督に関する業務については、引き続き国において実施されている。都道府県が、効果的かつ効率的に管理の適正化を推進していくためには、これらの業務に総合的に取り組んでいけるようにすることが必要である。

<具体的要求内容>

〔マンション管理適正化法に基づく新制度における地方公共団体への支援等〕

- (1) 都を含め、マンション管理状況の実態把握の方法や管理適正化のための管理組合等に対する助言、指導等に関する規定を有する条例を、改正後のマンション管理適正化法に先行して制定している地方公共団体に対しては、同法の運用などに配慮し、当該地方公共団体の条例制度の運用などに大きな影響が生じないようにするとともに、マンション管理適正化法に基づく新制度の運用に当たっては、地方公共団体による事業実施が円滑に行われるよう配慮し、適切な支援等を図ること。

〔マンションの管理水準の向上〕

- (2) 改正後のマンション管理適正化法の運用に当たっては、優良な管理が行われているマンションや、災害時における避難者の一時受入れなど、地域への貢献を積極的に行うマンションを評価し、管理計画認定制度における認定を取得したマンションに対する税制、金融等の優遇措置を講じるなど、管理水準の向上の促進を図ること。なお、税制上の優遇措置の導入に当たっては、地方財政に大きな影響が生じないように配慮すること。

〔既存マンション取引時における管理情報の開示促進等〕

- (3) 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）で規定する重要事項説明の前の段階でも、既存マンションの購入予定者が管理組合の財務・管理に関する情報の開示を受けられるよう、マンション標準管理規約などの関係規定等を整備すること。

また、優良な管理が行われているマンションが市場で評価されるよう、管理組合による管理計画認定制度の利用の促進などを通じ、価格査定における維持管理に関する査定条件の充実等の措置を図ること。

〔マンション管理業者の適切な業務執行への都道府県の関与等〕

- (4) 8割超の管理組合がマンション管理業者に管理業務を委託している現状を踏まえ、国が実施しているマンション管理業の監督状況を都道府県と共有する環境を速やかに整備すること。また、将来的には、都道府県が国と連携してマンション管理業者の適正な業務執行の確保に関与できる仕組みを講じること。

〔改修によるマンション再生の促進〕

- (5) 改修に伴う専有部分の共用部分化など、現行では全区分所有者の同意が必要と解される事項について、特別多数決議で実施できる制度を導入すること。
- (6) 改修によるマンション再生に対する補助制度（優良建築物等整備事業の既存ストック再生型）並びにバリアフリー改修及び省エネ改修に伴う固定資産税の減額措置を継続すること。

〔耐震性不足マンション等の早期解消〕

- (7) 耐震診断及び耐震化のための計画策定や、耐震改修工事にかかる区分所有者の自己負担が、より軽減されるよう、住宅・建築物安全ストック形成事業における国の補助割合を拡大すること。
- (8) 区分所有法の定める建替え決議要件の緩和など建替え決議の在り方について、法務省を中心として検討がなされているところであるが、耐震性が特に低いマンションや、まちづくりの観点から建替え等の必要性が高いマンションについては、建替えや敷地売却に必要な決議要件を緩和（5分の4の特別多数決要件の引下げ、所在等不明の区分所有者等を除外した多数決とする仕組みなど）するとともに、建替えにおける借家人の同意要件を緩和するなど、合意形成をより円滑に進めるための措置を講じること。

〔既存不適格等により建替えが困難なマンションの再生の円滑化〕

- (9) 全員同意が必要となる非現地での建替えを特別多数決議で可能とする仕組みを創設すること。

また、非現地での建替えや隣接地等との共同建替えを権利変換手続で行うことができる新たな事業手法を創設するとともに、税制上の優遇措置も講じること。

- (10) マンション敷地売却制度は、耐震性が不足するマンションに加えて外壁の剥落等の危害を生ずるおそれがあるものが対象とされているが、既存不適格等で建替えが困難なマンションや、まちづくりの観点から除却の必要性が高いマンションについても適用の対象とするとともに、買受人が耐震性不足のマンションを改修し、継続して活用することができるよう既存マンションの除却を要件としないなど、適用要件の緩和も併せて措置すること。外壁の剥落等の危害を生ずるおそれがあるものという要件については、認定する自治体が円滑に取り組めるよう配慮すること。
- (11) 敷地に借地権等が設定されるマンションの土地所有権は、マンション建替法において権利変換の対象とならず、法による権利調整ができないことから、建替えの円滑化を図るため、権利変換ができる仕組みの整備を図ること。
- (12) 複数の開発整備事業を段階的に実施する区域において、老朽マンションを売却し、先行して整備された住宅を取得する区分所有者に対する税制優遇措置を講じるなど、まちづくりと連携して老朽マンションの再生が円滑に進む仕組みを充実させること。

参 考

(4) マンション管理適正化法におけるマンション管理業者の主な業務規制

	概 要
登録等（法第44条）	マンション管理業を営もうとする者は、マンション管理業者登録簿に登録を受けなければならない。
管理業務主任者の設置（法第56条）	事務所ごとに、事務所の規模を考慮して一定数の専任の管理業務主任者を置かなければならない。
重要事項の説明（法第72条）	管理業務受託契約の締結の際は、重要事項等を記載した書面を交付するとともに、説明会を開催し、重要事項について管理業務主任者に説明させなければならない。
管理事務の報告（法第77条）	管理業務主任者は、定期的にマンションの管理者等に管理事務に係る報告をしなければならない。
監督（法第81条から法第83条まで）	上記その他の業務規制に違反した場合、国土交通大臣による行政指導、指示処分、業務停止命令、登録の取消し等の監督処分の対象となる。

(5) 改修に伴う専有部分の共用部分化などを特別多数決議で実施できる制度の導入

現行法上、専有部分と共用部分の所有関係に大きな変化を伴う工事の場合は、区分所有者全員の同意が必要となる。住戸や店舗等の専有部分を集会所やテレワークのためのコワーキングスペースなど共用部分に改修する等、将来的なニーズに対応できるよう特別多数決議により可能となるようにすべきである。

(7) 住宅・建築物安全ストック形成事業の耐震化支援の概要

※平成22年度から「社会資本整備総合交付金」に再編

	制度概要（主な要件等）
耐震診断及び耐震化のための計画の策定	補 助 率：地方公共団体が実施する場合 国 1 / 2 地方公共団体以外が実施する場合 国 1 / 3 + 地方公共団体 1 / 3
耐震改修工事	補助対象：耐震改修工事費（建替えを含む。） 補 助 率： (1,000 m ² 以上のマンション) 1 / 3（国 1 / 6 + 地方公共団体 1 / 6） 工事費の 1 / 3 について、国費で 1 / 2 を補助 (1,000 m ² 未満のマンション) 23.0%（国 11.5% + 地方公共団体 11.5%） 工事費の 23.0% について、国費で 1 / 2 を補助

○耐震診断及び耐震化のための計画策定

■ 現行の助成制度

国 1/3	地方自治体 1/3	自己負担 1/3

※現行の自己負担割合 1 / 3 を軽減するため、国の補助割合の拡大を要望

○耐震改修工事

■ 現行の助成制度

(1,000 m²以上のマンション)

国 1 / 6	地方 1 / 6	自己負担 2 / 3

(1,000 m²未満のマンション)

国 11.5%	地方 11.5%	自己負担 77%

(8) ～ (11)

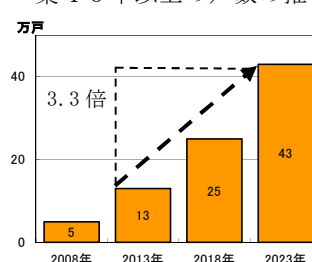
【マンション建替法に基づく建替えの実績（件数）及び築40年以上の戸数の推移】

マンション建替法に基づく建替えの実績（件数）（単位：件）

年度	15～23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	計
東京都	29	3	5	4	1	5	7	6	4	9	73
全国 (東京都分を含む)	61	5	11	3	5	9	8	2	14	10	128

注）構造計算書偽装物件を除く。

築40年以上の戸数の推移



(12) まちづくりと連携した老朽マンションの再生を円滑化する仕組みの充実

東京の都心部などの老朽マンション等が集積する区域や大規模団地などにおいては、複数の開発整備事業を段階的に実施し、先行する事業において区分所有者の移転先となる受け皿住宅を確保することで、合意形成の促進や引越・仮住居費用の削減、住宅の集約化による合理的な土地利用が可能となり、一体的なまちづくりを進める上で有効である。

このため、地区計画の目標や方針に沿って、複数の開発整備事業等が計画的に実施される区域では、まちづくりに協力する区分所有者が、不動産の譲渡所得に対する課税などにより不利益を受けないよう、市街地再開発事業におけるやむを得ない事情により転出する場合と同等の税制優遇措置を講じるなど、まちづくりと連携して老朽マンションの再生が円滑に進む仕組みを充実させること。

1 8 空き家対策の促進と既存住宅ストックの活用

【最重点】

1 空き家対策の促進

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 住宅政策本部)

地域の状況を踏まえた空き家の利活用等を促進するため、法改正及び既存制度の見直しにより、更なる空き家施策の拡充を図ること。

<現状・課題>

平成30年住宅・土地統計調査によると、空き家は全国で約849万戸、東京都で約81万戸となっており、全住宅ストックの約1割を占めている。

空き家は、適切な管理がなされなければ、老朽化し地域の居住環境の悪化や防災機能の低下を招くことが懸念されることから、利活用を含む空き家の包括的な施策の推進が重要となっている。

東京都では、令和3年3月に策定した「未来の東京」戦略では、政策目標において、東京の地域資源としての空き家の活用を促進することなどにより、「その他空き家」の「住宅総数」に占める割合を「これ以上増やさない（2.31%）（2025年度）」としている。

さらに、令和4年3月に改定した「東京都住宅マスタープラン」において、目標の一つに「空き家対策の推進による地域の活性化」を掲げ、適正管理、有効活用、発生抑制の三つを施策の柱としながら、区市町村による空き家の実態把握と計画的な対策の推進、空き家の状況に応じた適時適切な対応、地域特性に応じたまちづくり等と連携したメリハリある施策の展開などの視点から、今後の都の空き家施策の方針を明らかにし、計画的かつ効果的に施策を展開していくこととしている。

また、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「特措法」という。）に基づき、区市町村が地域の状況に応じ、総合的かつ計画的に空き家に関する施策等を進めているところであり、より実効的な取組を促進していくためには、更なる施策の充実が必要である。

（1）空家等の所有者等に関する情報の把握について

特措法第10条第3項では、区市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができることになっている。

しかし、この規定に基づき、電気、ガス等の供給事業者に空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めても、当該事業者は個人情報等を理由に情報提供を断ることがあり、このことが空家等の所有者等の特定に支障を来している。

空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針

(平成27年2月26日付総務省・国土交通省告示第1号。以下「指針」という。)で掲げられている不動産登記簿情報、住民票情報、電気・ガスの使用状況等の情報や契約者情報は、空家等の所有者等を特定するために非常に有益であることから、指針で想定されている例示を法律に規定するとともに、目的外利用できる情報の範囲を拡大する必要がある。

(2) 即時執行について

特措法の制定後、自治体は特措法に基づき、助言又は指導、勧告及び命令の手続を経て、代執行による措置を講じることができるようになった。一方で、都内のいくつかの自治体においては、特措法施行前から空き家等に関する条例を制定して取り組んでいる。中には、特措法に規定されていない即時執行(災害等により、人の生命、身体又は財産に危険が差し迫る状態の空き家等に対して、所有者の同意を得ずに必要な最小限度の措置を講ずること。)について条例で規定している自治体もある。

しかし、条例に基づく即時執行の規定は、特措法における代執行の規定との整合性が整理されておらず、法的根拠が明確でない中での条例を根拠とした執行は、訴訟等に発展するおそれがある。

このため、即時執行(これに要した費用の徴収に関する規定も含む。)について特措法に規定し、位置付けを明確にする必要がある。

(3) 空き家の発生を抑制するための特例措置について

当該特例では、相続開始の直前において被相続人の居住の用に供されていた家屋であって、当該相続開始の直前において当該被相続人以外に居住をしていた者がいなかったものに限って対象としている。

しかし、被相続人が高齢期に健康を保って一人暮らしができる人ばかりではなく、介護が必要なため子供世帯との同居を選択する人もいる。

この特例措置は、相続人が使用していない放置された古い空き家や、その取壊し等後の敷地の流通による有効活用を促進し、空き家の発生を抑制することを目的としているため、一時的な居住の実態により特例の対象とならないことについて、区市町村の担当者からも疑問が呈されており、特例の対象要件を見直す必要がある。

(4) 地域活性化施設として利活用する際の補助金及び交付金の要件について

空き家対策総合支援事業(補助金)及び空き家再生等推進事業(交付金)では、空き家を地域活性化施設として利活用する場合、地域コミュニティ維持・再生の用途に10年以上活用されるものという要件が課されている。

しかし、この期間の長さでは、所有者等が空き家の利活用に躊躇することがあり、また、条例でこれよりも短い期間を補助要件としている自治体では、国の制度を活用することができない。

そこで、地域の状況を踏まえた空き家の利活用等をより一層促進するために、空き家を地域活性化施設として利活用する際の補助金及び交付金の要件を緩和する必要がある。

<具体的要求内容>

(1) 空家等の所有者等を特定するために、法改正により指針で想定されている

- 例示を規定するとともに、目的外利用できる情報の範囲を拡大すること。
- (2) 区市町村が特措法に基づき、緊急に危険回避をする際は、所有者の同意を得ずに行政措置を講じることが可能となるように法改正を行うとともに、緊急措置に要した費用の徴収に関する規定も併せて整備すること。
- (3) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）を改正し、令和元年度より改正された被相続人が老人ホーム等に入所していた場合と同様に、被相続人の一時的な転居や被相続人以外の者が同居していた場合についても、相続により生じた相続人が使う見込みがない古い空き家又は当該空き家の取壊し等後の敷地の譲渡（当該譲渡の対価の総額が1億円を超えないものとする。）であれば、特例措置の対象とすること。
- (4) 地域の状況を踏まえた空き家の利活用等をより一層促進するために、空き家を地域活性化施設として利活用する際の補助金及び交付金の要件を緩和すること。

参 考

(1) 即時執行について

即時執行とは、相手方に義務を課すことなく行政機関が直接に実力を行使して、もって行政目的の実現を図る制度をいう。

なお、即時執行は行政上の強制執行ではないので、条例によることも可能である（原田尚彦「行政法要論」全訂第七版（補訂版）P243は行政上の強制執行法律主義に鑑み、即時強制も基本的には原則法律主義が妥当としている（出典：塩野宏「行政法I」第六版 行政法総論P277、P280））。

(2) 平成28年度税制改正により導入された空き家の発生を抑制するための特例措置について

相続日から起算して3年を経過する日の属する年の12月31日までに、被相続人の居住の用に供されていた家屋を相続した相続人が、当該家屋（耐震性のない場合は耐震リフォームをしたものに限り、その敷地を含む。）又は取壊し等後の土地を譲渡した場合（譲渡価額が1億円以下）には、当該家屋又は土地の譲渡所得から3,000万円を特別控除する。

この特例を適用するために、相続人が確定申告時に必要となる「被相続人居住用家屋等確認書」の発行を区市町村が行うこととされている。

<適用期間>

平成28年4月1日から令和5年12月31日までに譲渡すること。

<対象となる家屋についての主な要件>

- ①相続の開始の直前に、被相続人以外に居住をしていた者がいない。
- ②昭和56年5月31日以前に建築された建物（区分所有建築物を除く。）
- ③相続の時から譲渡の時まで、居住等の用に供されていたことがない。

2 既存住宅流通の活性化

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 住宅政策本部)

既存住宅流通を促進する施策を総合的に推進すること。

<現状・課題>

我が国では、既存住宅は、その品質や管理状態とは関係なく築年数の経過とともに市場での価値が低下する状況にあり、そのため、住宅の平均使用年数は欧米と比べて短く、既存住宅市場も十分に活性化していない。

国は、平成25年度に「中古戸建て住宅に係る建物評価の改善に向けた指針」を策定し、それを踏まえ、平成27年度には「既存住宅価格査定マニュアル」が改訂されるなど、建物の維持管理状況等が適切に反映される建物評価手法の整備が進められてきた。

また、平成30年4月から、既存住宅売買時における建物状況調査（インスペクション）に関する説明が宅地建物取引業者の義務になるとともに、一定の要件を満たす既存住宅の広告販売時に、国の定める標章を付与できる「安心R住宅」制度が開始された。

東京都では、令和4年3月に改定した「東京都住宅マスタープラン」において、目標の1つに「良質な住宅を安心して選択できる市場環境の実現」を掲げ、既存ストックの有効活用を図っていくこととしている。平成30年3月には、事業者向けに「既存住宅の流通促進に向けた指針」を策定し、同年6月から、消費者の不安を解消し安心して既存住宅を売買できるよう、不動産・建設業者等からなる事業者グループの登録制度や、建物状況調査（インスペクション）費用等への補助制度を新たに創設した。また、令和元年5月には、リフォームした住宅を公開する東京リフォームモデルハウス事業を開始している。

既存住宅を、消費者が安心して選択できるような魅力あるものにしていくためには、新築時から維持管理期、売買時までの全体を通じて、住宅の品質及び性能が確保され、取引時にそれらが明らかになり、その価値が適切に評価されるような市場の形成が必要であり、既存住宅の取得やリフォーム等に当たって、税制面からの積極的な支援も必要である。

また、空き家の発生を抑制する観点からも、既存住宅を売買や賃貸の各市場に流通させていくことが有効である。

<具体的要求内容>

- (1) 平成25年度に策定された評価指針に基づく建物評価手法については、内容が複雑で価格査定実務を行う宅地建物取引業者等にとって活用しづらいものとなっているため、簡便で統一的なものとするとともに、金融機関等にも広く普及を図ること。
- (2) 既存住宅の流通活性化に向け、適正な維持管理や質の向上を図る観点から、長期優良住宅等に加え住宅取得に関する税制優遇を幅広く見直し、いわゆる住宅ローン減税などについて、安心R住宅など一定の品質を有する既存住宅

の取得においても、その品質や性能等に応じた優遇措置を講じること。

- (3) 適正な維持管理や質の向上に寄与するリフォーム等を促進する観点から、省エネルギー改修など一定のリフォーム等を行った場合に受けられる税制優遇措置の拡充や、適用要件の緩和を図るなど、住宅所有者の自主的な取組を促進するための措置を講じること。

19 都営住宅ストックの有効活用

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 住宅政策本部)

- (1) 東京都における都営住宅ストックの有効活用が着実に図られるよう事業推進に必要な財源を確保すること。
- (2) 都営住宅の敷地内にある駐車場について、電気自動車への充電が可能となる設備の整備に係る費用について国費の対象とすること。

<現状・課題>

令和4年3月に東京都住宅マスタープランを改定し、目標の1つに「住宅確保に配慮を要する都民の居住の安定」を掲げ、都営住宅では、その中心的な役割を果たすため、適切に維持更新しながら、既存ストックを有効活用していくこととしている。

このため、東京都では、昭和40年代以前に建設された都営住宅の建替えを進め、エレベーターの設置や玄関、室内の段差解消など、バリアフリー化された良質な公的住宅ストックへの更新を図っている。

また、建替えに当たっては、敷地の有効利用により生み出された用地を活用し、道路、公園の整備による住環境や防災性の向上、子育て支援施設や高齢者福祉施設の整備促進などに取り組んでいる。さらに、避難場所に指定されている団地等において、周辺からの避難経路や敷地の安全性、緊急車両の通行を確保するため、周辺道路や団地内の無電柱化を進めている。

今後は、バリアフリー化とともに、断熱性能の向上や太陽光発電設備の拡大などと併せて、建替規模をおおむね年間4,000戸程度を目標とし、より高機能なストックへの更新を加速していくことが不可欠である。

また、ストックの長寿命化に向けて、耐久性の向上等を図る修繕事業を計画的に実施していくことや、都営住宅の耐震化の推進、環境負荷への取組としての共用部等の照明器具のLED化等も併せて進めていく必要がある。

さらに、都営住宅の敷地内にある駐車場について、脱炭素社会への実現に向けた取組の一つである電気自動車への転換に向け、今後公的主体である地方公共団体が率先して推進していくため、電気自動車を充電できる設備の整備が必要である。

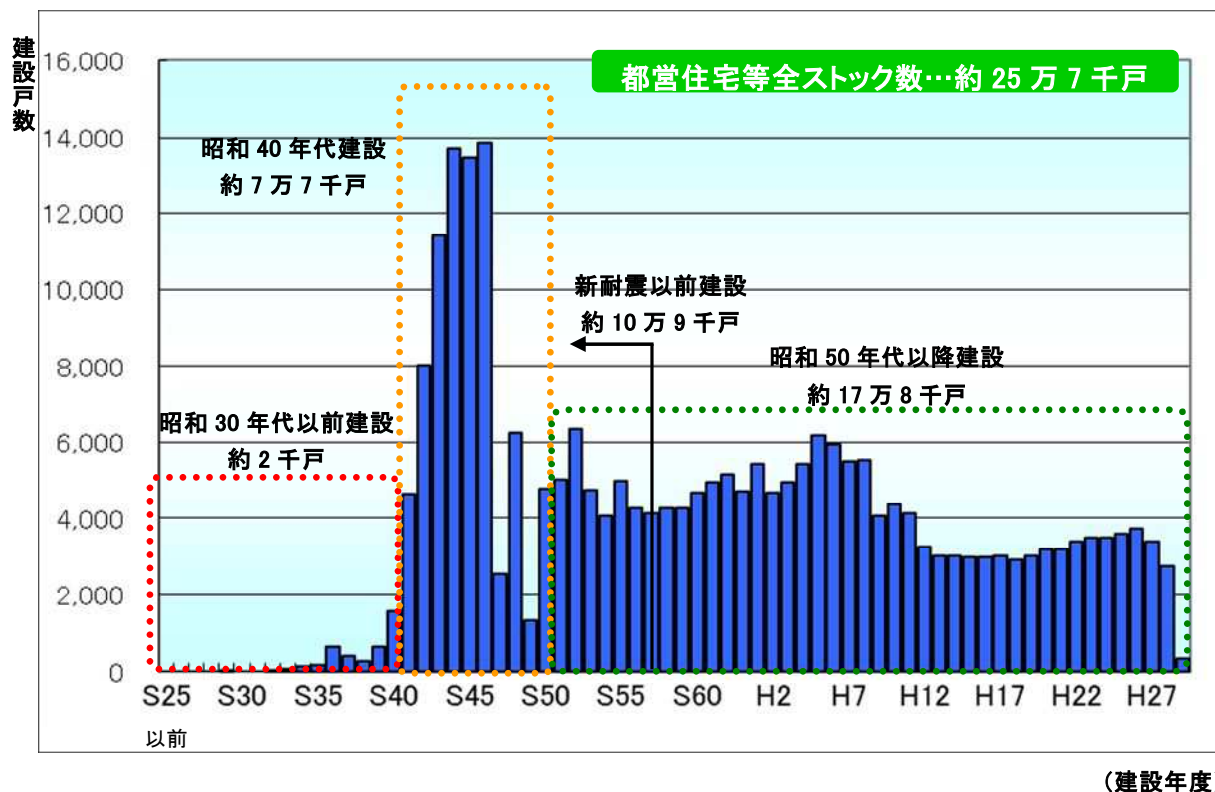
<具体的要求内容>

- (1) 東京都における都営住宅の建物及びその敷地のストックの有効活用が着実に実施されるよう、都営住宅の建替事業、長寿命化に向けた耐久性の向上等を図る修繕及び2050年カーボンニュートラル実現に向けた環境配慮の取組等の推進に必要な財源を確保すること。
- (2) 脱炭素社会の実現に向けた取組の一つである、電気自動車への転換を推進

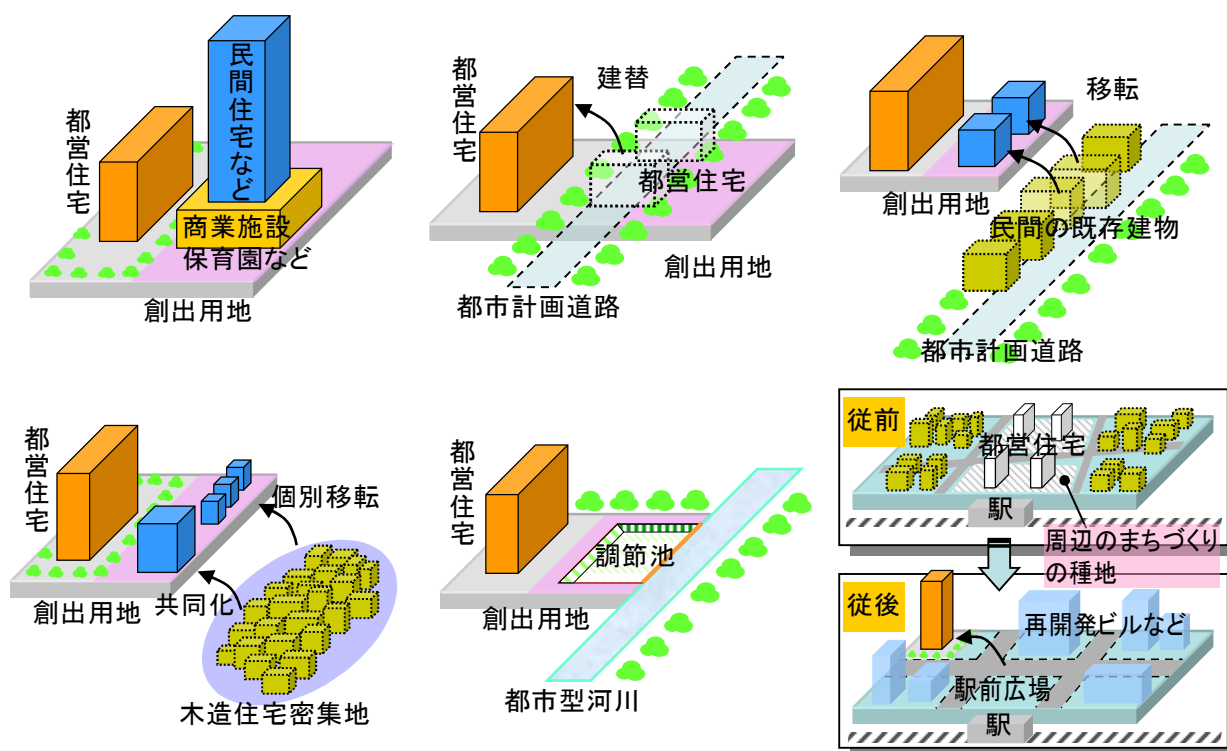
するため、今後新規に整備する駐車場について、整備基準の見直し等により、電気自動車充電できる設備の設置に係る費用について国費の対象とすること。

参 考

【都営住宅等の建設年度別ストックの状況(令和3年3月31日現在)】



都営住宅の用地を活用したまちづくりのイメージ



20 大都市補正の適用地区拡大

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局)

不調・不落対策として八王子市だけでなく都市計画区域内の多摩地区全体を大都市補正（共通仮設費、現場管理費の上乗せ補正）の適用地区に指定すること。

<現状・課題>

国土交通省では、不調・不落対策として、平成21年度から3大都市（東京23区、横浜市、川崎市、大阪市及び名古屋市の市街地）で行う鋼橋架設工事、舗装工事、電線共同溝工事及び道路維持工事を対象に、大都市補正（共通仮設費、現場管理費の上乗せ補正）を導入している。

平成22年度には札幌市や仙台市、さいたま市など18市が大都市補正の適用地区となり、平成23年度には更に相模原市、平成24年度には八王子市や静岡市など4市も追加され、適用地区は順次拡大している。

平成27年度には「都市計画区域内の多摩地区」※¹（25市2町）についても適用される市街地補正（大都市補正よりも補正值を低減）が導入されたものの、これらの地区は、大都市補正の適用地区に指定された市※²と人口密度を比較しても同等以上であることなどから、大都市補正の適用地区に指定されるべきであると考ええる。

※1 都市計画区域内の多摩地区の人口密度（括弧内はDID地区内の人口密度）

5,075人/km²（8,914人/km²）

※2 既適用地区の人口密度

北九州市 1,954人/km²（5,513人/km²）、仙台市 1,376人/km²（6,720人/km²）、
新潟市 1,115人/km²（5,671人/km²）、相模原市 2,193人/km²（9,280人/km²）、
八王子市 3,098人/km²（8,247人/km²）、川口市 9,331人/km²（10,305人/km²）、
草加市 8,996人/km²（9,764人/km²）、静岡市 499人/km²（5,981人/km²）など

・大都市補正は適用地区に指定された市のDID地区で適用

・数値は平成27年国勢調査による

<具体的要求内容>

不調・不落対策として八王子市だけでなく都市計画区域内の多摩地区（武蔵野市や三鷹市、町田市、日の出町など25市2町）を地区全体として大都市補正（共通仮設費、現場管理費の上乗せ補正）の適用地区に指定すること。

注）入札時に応札者がいない場合を「不調」、応札価格が予定価格を超える場合を「不落」という。

2 1 公共用地取得に係る登記関連法の改正

1 公共事業の起業者による筆界特定申請

(提案要求先 法務省)
(都所管局 建設局・都市整備局)

- (1) 公共事業の起業者による筆界特定申請を可能とすること。
- (2) 起業者申請時は費用負担免除とすること。

<現状・課題>

高度防災都市の実現や交通・物流ネットワークの形成に向けて、首都東京の都市基盤施設の用地取得を加速させることが喫緊の課題であるが、そのためには以下の解決が必須である。

公共事業において土地所有者が早期の買収を希望しているときでも、隣接地の事情（所有者の立会拒否や所在不明、共有者間の係争等）により土地の境界確認ができないと、任意の土地売買契約を締結できない。一方で、土地収用の手続により起業者が所有権を原始取得することは可能であるが、隣接地との境界未確定の土地の一部を取得しても、分筆ができず、課題を残すことになるため、土地所有者からの土地売買契約の要望には対応できない。

もっとも、申請に基づいて、筆界特定登記官が、土地の筆界の位置を特定する筆界特定制度を活用すれば、分筆を実現して上記の問題を回避できる可能性がある。現状の筆界特定制度においては、申請人は土地の登記名義人などに限られており、手続における測量に要する費用等についても申請人の負担とすることが定められている。このため、公共事業のために筆界特定制度を利用するためには、土地の登記名義人などの自発的な意思表示や費用負担が必要となってしまう。

なお、「土地基本法等の一部を改正する法律」が令和2年3月31日に公布されたが、地籍調査の実施主体（地方公共団体等）が筆界特定を申請することが可能となったのみである。（令和2年9月29日施行）

<具体的要求内容>

- (1) 公共事業（土地収用法第3条規定の収用適格事業、都市計画事業等）の事業用地について、起業者である国及び地方自治体が、筆界特定の申請をできるよう不動産登記法等を改正すること。
- (2) 公共事業の施行主体である国又は地方自治体が筆界特定の申請をする際は、申請人が負担する定めとなっている費用を免除するよう不動産登記法等を改正すること。

2 共有者全員の同意によらない土地の分筆申請

(提案要求先 法務省)
(都所管局 建設局・都市整備局)

公共事業の場合、土地の価格の過半数を超える持分に達する共有者の同意で土地の分筆が可能となるようにすること。

<現状・課題>

高度防災都市の実現や交通・物流ネットワークの形成に向けて、首都東京の都市基盤施設の用地取得を加速させることが喫緊の課題であるが、そのためには以下の解決が必須である。

共有土地の一部のみが事業のために必要となる場合、買収の前提として、分筆登記が必要となるが、昭和 37 年 3 月 13 日付民事三発第 214 号民事局第三課長電報回答に基づき、共有者の一部の者からの共有土地の分筆の登記申請は行うことができないとされている。

全員と売買契約を締結するまでは分筆登記ができないことから、共有者が多数存在する土地や、すでに相続未了の事情がある土地で、全員の同意を得ることができない場合には、共有者の一部に売却の意向があったとしてもその者と先行して売買契約はできない。加えて、全員から契約の合意を得るまでの間に一部の共有者に転売という事情が発生すると、結果的に契約時期が大幅に後ろ倒しになってしまう。

また、最終的に全員の合意を得られない場合には土地収用を行うことになるが、裁決申請後の手続開始決定における分筆登記が行われるまで、売却の意向がある地権者も収用手続に巻き込むこととなってしまう、円滑な用地取得に当たって大きな障害となっている。

<具体的要求内容>

公共事業（土地収用法第 3 条規定の収用適格事業、都市計画事業等）の場合、土地の価格の過半数を超える持分に達する共有者の同意で土地の分筆が可能となるよう、関係法令等に規定をすること。

3 公共事業の起業者による不明共有者がいる土地の分筆の請求

(提案要求先 法務省)

(都所管局 建設局・都市整備局)

- (1) 公共事業の起業者が、不明共有者がいる土地の分筆の請求をできるようにすること。
- (2) 起業者申請時は費用負担免除とすること。

<現状・課題>

高度防災都市の実現や交通・物流ネットワークの形成に向けて、首都東京の都市基盤施設の用地取得を加速させることが喫緊の課題であるが、そのためには以下の解決が必須である。

公共事業の用地取得において、共有土地の一部のみが事業のために必要となる場合、買収の前提として、分筆登記が必要となるが、分筆は民法上の変更行為(民法 251 条)と解釈されており、共有者全員の同意が必要である。

そのため、共有者の一部に所在不明な者がいる場合は、同意が得られた共有者の持分についても取得を断念せざるを得ない。

令和 3 年 4 月 21 日、所有者不明土地問題の解消に向けた改正民法が成立し、裁判所の関与の下で、不明共有者等に対して公告等をした上で、残りの共有者の同意で、共有物の変更行為や管理行為を可能にする制度が創設されることとなった。(令和 5 年 4 月 1 日施行予定)

本制度の創設により、不明共有者がいる土地の分筆を実現して上記の問題を回避できる可能性があるが、裁判所への請求は共有者が行うこととされており、公共事業のために本制度を利用するためには、共有者の自発的な意思表示や費用負担が必要となってしまう。

<具体的要求内容>

- (1) 公共事業(土地収用法第 3 条規定の収用適格事業、都市計画事業等)の事業用地について、起業者である国及び地方自治体が、残りの共有者の同意をもって、裁判所に不明共有者がいる土地の分筆を請求することができるようにすること。
- (2) 公共事業の施行主体である国又は地方自治体が本制度の請求をする際は、申請人が負担する費用を免除するようにすること。

２２ 公共事業推進のための行政代執行法の改正

(提案要求先 内閣官房)
(都所管局 財務局・建設局)

公共事業の早期実現を図るため、行政代執行を円滑に行うことができるよう、必要な法令整備及び制度創設等を行うこと。

<現状・課題>

平成14年度の土地収用法の改正により、収用手続上の問題については一定程度解消されたものの、収用手続の最終局面で実施する行政代執行における問題が依然として残っており、公共事業の実現に障害となっている。

<具体的要求内容>

- (1) 住居不明者に対する書類送達を民法の公示送達に代え、都道府県知事による公示送達制度を設けること。
- (2) 多数当事者に対する戒告書等の書類送達に代表者送達制度を設けること。
- (3) 代執行庁等が占有者を排除できるよう法令を整備すること。
- (4) 代執行庁が撤去した物件を一定期間保管後に処分できるような制度を設けること。
- (5) 代執行庁が徴収できる費用として、戒告書の発送から撤去物件の保管・処分まで一連の費用を法令に明文化すること。

2 3 公共事業と農地保全を両立するための制度改正

(提案要求先 財務省・農林水産省・国土交通省)
(都所管局 都市整備局・産業労働局)

- (1) 農地を公共事業用地として譲渡し、代替農地を取得する場合において、相続税等納税猶予の特例適用農地の買換え及び収用等に伴う譲渡所得の課税特例に係る代替資産取得の期限を延長すること。
- (2) 農業者が公共事業に協力した場合、代替農地を確実に取得できるよう、必要な制度の見直しを行うこと。

<現状・課題>

農地は、新鮮で安全な農産物を供給する場であるとともに、特に東京都においては潤いのある景観や良好な住環境の形成にも資する貴重なオープンスペースとなっている。

しかしながら、農業者の相続等を契機として、農地は年々減少傾向にあり、また、営農継続を希望する農業者であっても、公共事業に協力する場合に、代替農地を取得できないため、現行制度の下では、公共事業の実施と農地保全の両立を図ることが困難な現状にある。

具体的には、農業相続人が農地を公共事業用地として譲渡した場合、相続税等納税猶予措置を継続して受けられるのは、1年以内に代替資産を取得した場合に限定されている（譲渡所得の課税特例に係る代替資産の取得期限は2年以内）。

しかし、農地そのものが少ないことに加え、農地を手放すケースは相続の発生などに限られていることから、期限内の取得は極めて困難である。

また、農地法については、代替地を目的とした農地の取得、保有は認められていないため、関係自治体等はあらかじめ代替農地を確保しておくことができない。

さらに、生産緑地法では、買取り申出のあった生産緑地について、地方公共団体等が買い取らない旨の通知をするまでは、農業者は、買取りの相手方になることができないため、代替農地として確実に取得することができない。

以上のことから、公共事業の施行と確実な農地保全を両立できるよう、相続税等の税制度や農地に関する諸制度の改善が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 農業者が農地を公共事業用地として譲渡し、代替農地を取得する場合において、相続税等納税猶予の特例適用農地の買換え及び収用等に伴う譲渡所得の課税特例に係る代替資産取得の期限を延長すること。

- (2) 公共事業に協力した農業者が代替農地を確実に取得できるよう、関係自治体等があらかじめ代替農地を確保することを可能にするなど、農地の権利移動の制限や生産緑地の買取りの仕組み等、農地に関する諸制度について必要な見直しを行うこと。

2 4 東京における一体的な都市づくり推進のための 仕組みづくり

(提案要求先 内閣府・国土交通省)
(都所管局 都市整備局)

- (1) 用途地域等に関する権限移譲が行われた多摩部においても、引き続き、広域の見地から一体的な都市づくりの推進が担保できるよう、都市計画法等において、実効ある仕組みを講じること。
- (2) 首都としての風格ある景観など、広域の見地から必要な景観形成を図ることができるよう、景観法等において、実効ある仕組みを講じること。

<現状・課題>

平成22年に策定された地域主権戦略大綱や、平成23年に成立した「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」を受け、三大都市圏における用途地域等の都市計画決定権限については、平成24年4月に特別区を除き、全ての市町村へ権限が移譲され、区市町村が景観行政団体となる際に必要とされる都との協議において、同意を要しないこととする方針が示された。

用途地域は、市街地の土地利用を定め、都市の在り方を方向付ける基本的な都市計画である。東京は、区部と多摩部にわたり、歴史的にも市街地が連担していることから、区部の決定権限が都に留保されたとしても、多摩部の権限が移譲され、日本の心臓部・頭脳部の役割を担ってきた東京において、都が今日まで取り組んできた、一体的な都市づくりの継続が困難となる。

また、区市町村が景観行政団体となる際には、都がこれまで行ってきた、一行政区域を越える広域的な景観形成への取組を引き継ぐことを前提として、都は協議・同意に応じてきており、その同意が不要となることによって、首都にふさわしい風格ある景観や、複数の区市町村にまたがる河川、崖線及び丘陵地などについて一体的な景観形成が困難となるおそれがある。

その結果、政治、経済、文化など、あらゆる面で高次の機能が集積している東京はもとより、首都圏全体の活力、ひいては日本全体の国際競争力の維持・向上に支障を来すことにもなりかねない。

<具体的要求内容>

用途地域等に関する権限移譲が行われた多摩部においても、引き続き、広域の

見地から一体的な都市づくりの推進が担保できるよう、都市計画法等において、実効性ある仕組みを講じること。

首都としての風格ある景観など、広域の見地から必要な景観形成を図ることができるよう、景観法等において、実効性ある仕組みを講じること。

２５ 首都移転の白紙撤回

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 政策企画局)

首都移転の白紙撤回を決定し、国会等の移転に関する法律を廃止すること。

<現状・課題>

東京一極集中の是正などを目的に進められてきた首都移転は、少子高齢化の進展や最先端技術・高速通信網の発達などの社会経済情勢の大きな変化により、もはやその論拠も意義も完全に失っている。

しかしながら、当初から今日まで国民的議論を全く欠いたまま、いまだ国会等の移転に関する決議と法律が残置されている。

我が国の、国と地方の債務残高は１，２００兆円を超えており、更に莫大な移転費用の負担をかけることになれば、日本の将来に大きな禍根を残すことは明白である。

今なすべきことは首都移転ではなく、首都圏のポテンシャルを引き出し、その活力や国際競争力を高め、更に発展させることである。

そのためには、三環状道路等の整備、羽田空港や東京港の機能強化などを推進し、首都圏の成長につながる具体的施策を講じていかなければならない。

<具体的要求内容>

国全体の利益のため、政府としても首都移転の白紙撤回を決定し、国会等の移転に関する法律を廃止すること。

26 鉄道施設の耐震化の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局)

鉄道施設総合安全対策事業費補助について、鉄道事業者による鉄道施設の耐震化の進捗状況を踏まえ、引き続き必要な支援措置を講じること。

<現状・課題>

東日本大震災では、鉄道施設等の都市施設に甚大な被害が生じた。首都圏の鉄道施設が被災すれば、その影響は計り知れず、都市機能は麻痺することになるなど、鉄道施設の耐震性向上を急ぐ必要がある。

国と都は、平成18年度から、乗降客が1日1万人以上の高架駅などにおけるラーメン高架橋のせん断破壊対策等の耐震補強に対し、協調して補助を実施している。また、平成28年4月の熊本地震における道路橋の被害を踏まえ、ロッキング橋脚を有する橋りょうの耐震対策が補助対象であることを明確化するとともに、輸送量の多い路線の早期復旧の重要性等から、首都圏の利用者数1日5万人以上の路線の曲げ破壊対策を補助対象とした。

そのような中、耐震補強の目標期限である令和4年度となるが、鉄道事業者による鉄道施設の耐震化の進捗状況を踏まえ、補助制度の継続、必要な財源の確保など、引き続き、事業者の取組を促進するための支援措置を講じ、鉄道施設の耐震化を促進していく必要がある。

<具体的要求内容>

鉄道施設総合安全対策事業費補助について、鉄道事業者による鉄道施設の耐震化の進捗状況を踏まえ、引き続き必要な支援措置を講じること。

２７ 病院等の耐震化対策に係る補助制度の拡充

(提案要求先 厚生労働省・国土交通省)
(都所管局 福祉保健局)

病院等の耐震化対策に係る補助を拡充すること。

<現状・課題>

現在、医療施設の耐震化に係る補助制度として、医療施設等耐震整備事業など様々な制度があるが、医療機関が計画的に耐震化に取り組めるよう、支援を充実する必要がある。

医療施設等耐震整備事業では、補助対象病院や補助基準額を順次拡大してきているが、全ての病院を対象とした制度とはなっていない。

医療施設耐震化臨時特例交付金については、平成２６年度着工案件までで終了し、他の既存補助制度により必要な財源を確保することとされた。耐震対策緊急促進事業については、平成２５年度から、階数３以上延べ床面積５，０００平米以上の大規模な建物を有する病院を対象としているが、耐震診断は平成２７年度末まで、耐震改修は令和５年度末までに耐震化事業に着手することが要件とされている。

また、社会福祉施設等の耐震化については、臨時特例交付金が平成２６年度着工案件をもって終了し、平成２７年度以降の耐震化の推進については、社会福祉施設等施設整備費補助金などの既存補助制度により必要な財源の確保を行うこととされた。しかし、既存補助制度では、財源が限られており、耐震化整備の案件に対応することは困難な状況となっている。

<具体的要求内容>

- (１) 医療施設等耐震整備事業について、耐震化を行う全ての病院が補助を受けられるよう十分な財源を確保するとともに、補助の内容の充実を図ること。
- (２) 医療施設の耐震化を促進するため、既存補助制度とは別に新たな交付金を創設するなど、財政措置をすること。
- (３) 耐震対策緊急促進事業については、恒常的な支援策とし、必要な財源措置を講じること。
- (４) 社会福祉施設等の耐震化を促進するため、既存補助制度とは別に新たな交付金を創設するなど、財政措置をすること。

28 私立学校の耐震化対策に係る助成の拡充

(提案要求先 文部科学省)
(都所管局 生活文化スポーツ局)

- (1) 耐震化対策に係る補助予算を十分確保すること。
- (2) 耐震化対策に係る助成制度を拡充すること。

<現状・課題>

令和2年12月に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」では、学校施設等の耐震化を図り、地震から児童生徒等の生命を守る耐震化対策について、令和3年度から令和7年度までの5か年において、重点的かつ集中的に対策を講ずることとしており都内の私立学校についても速やかに耐震化を推進する必要がある。

都では、従来から、私立学校の耐震化対策に係る独自の助成制度を設け、私立各種学校や学校法人立以外の私立幼稚園、専修学校についても補助の対象とするとともに、耐震診断や地震による倒壊等の危険性が高い施設の工事に係る補助率については、最大で5分の4とするなど、制度の拡充に努めてきた。

一方、現行の国の助成制度は、地震による倒壊等の危険性が高い施設に係る補助率を平成20年度に3分の1から2分の1に引き上げたものの、各学校の負担は依然として重く、また、補助対象についても学校法人立の私立学校の耐震化工事のみとなっている。私立学校における耐震化を推進するためには、助成制度を更に拡充し、早急に耐震化工事を実施できる環境を整備することが必要である。

また、非構造部材の耐震化についても、私立学校が着実に進めることができるよう、国の予算を十分に確保することが不可欠である。

<具体的要求内容>

私立学校の耐震化を早急に進めるため、以下のとおり取り組むこと。

- (1) 非構造部材の耐震化を含め私立学校の耐震化対策に係る補助を継続し、予算を十分に確保すること。
- (2) 耐震化対策に係る助成の補助率の更なる引上げを行うとともに、私立各種学校並びに学校法人立以外の私立幼稚園及び専修学校の非構造部材を含めた耐震化対策に係る助成制度を設けること。

参 考

○ 都の予算及び施策の現状

【私立高等学校・中学校・小学校・幼稚園（学校法人立以外の幼稚園を含む。）

・専修学校・各種学校に対する助成】

・私立学校安全対策促進事業費補助

耐震診断、耐震補強工事、耐震改築工事、非構造部材耐震対策工事に要する経費について補助する。

〔補助率〕耐 震 診 断 5 分の 4 以内

耐震補強工事 倒壊等の危険性が高い施設 5 分の 4 以内
 上記以外の施設 3 分の 2 以内

（ただし、国庫補助対象事業は国庫補助金を含めて上記率以内）

耐震改築工事 倒壊等の危険性が高い施設 5 分の 4 以内
 上記以外の施設 3 分の 2 以内

非 構 造 部 材 2 分の 1 以内。ただし、国庫補助対象事業は 3 分の 1 以内

〈参考〉

令和 4 年度予算 2, 6 6 2, 1 2 1 千円

令和 3 年度予算 3, 0 4 5, 9 3 1 千円

令和 2 年度予算 4, 3 0 9, 3 7 5 千円

○ 国の施策の現状

【学校法人立の私立幼稚園に対する助成】

・私立幼稚園施設整備費補助

耐震補強工事、非構造部材耐震対策工事に要する経費について補助する。

〔補助率〕耐震補強工事 倒壊等の危険性が高い施設 2 分の 1 以内
 上記以外の施設 3 分の 1 以内

非 構 造 部 材 3 分の 1 以内

（ただし、耐震化工事と合わせて実施する場合は当該補助率）

【私立高等学校・中学校・小学校、専修学校に対する助成】

・私立高等学校等施設高機能化整備費補助（防災機能強化施設整備費補助）

耐震補強、耐震改築工事及び非構造部材耐震対策工事に要する経費について補助する。

〔補助率〕耐震補強工事 倒壊等の危険性が高い施設 2 分の 1 以内
 上記以外の施設 3 分の 1 以内

耐震改築工事 倒壊等の危険性が高い施設 3 分の 1 以内

非 構 造 部 材 3 分の 1 以内

（ただし、耐震化工事と合わせて実施する場合は当該補助率）

- ・専修学校防災機能等強化緊急特別推進事業

学校施設の耐震診断を含む耐震補強工事、非構造部材耐震対策工事に要する経費について補助する。

〔補助率〕 3 分の 1 又は 2 分の 1 以内

29 住宅セーフティネット制度の改善

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 住宅政策本部)

- (1) 制度の認知度を向上させるための取組を強化すること。
- (2) 共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業を継続的な事業とすること。
- (3) 住宅確保要配慮者や貸主の実情などを踏まえた補助制度となるよう補助要件を見直すこと。

<現状・課題>

平成29年10月25日に住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第24号）が施行され、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（以下「セーフティネット住宅」という。）の登録制度、高齢者等の見守りなどの生活支援を行う居住支援法人の指定制度、住宅の改修費や家賃・家賃債務保証料低廉化費用の補助制度を内容とする住宅セーフティネット制度が開始された。

セーフティネット住宅の登録数は、国は令和2年度までに17万5千戸を、東京都は令和7年度までに3万戸を目標として掲げていたところ、国や各自治体による登録促進に向けた様々な取組の結果、いずれの目標も令和2年度中に達成されることとなった。しかし、その内訳を見てみると、令和4年3月末現在の全国の登録数である約73万戸のうち、住宅確保要配慮者のみが入居できる専用住宅の戸数は約4千8百戸にとどまっており、要配慮者の居住の安定を確保するためには、専用住宅の登録を更に促進していく必要がある。また、令和4年3月末現在、都内区市町村の居住支援協議会は17区9市で設立されており、都が指定した居住支援法人は45法人と、着実に増加しているものの、家賃低廉化補助を実施した区市町村は、昨年度において5自治体に過ぎない。

このような状況において、セーフティネット住宅の登録促進に向けてより実効的な取組を促進していくためには、普及啓発や財政支援をはじめとする更なる施策の充実が必要である。

- (1) セーフティネット住宅、とりわけ専用住宅の登録促進を図るためには、貸主の理解と協力が必要であり、各自治体では、本制度の普及に向け、リーフレットの作成や不動産関連団体を通じた周知等、様々な取組を実施しているところである。しかし、不動産業界関係者への聞き取りや都が独自に実施した認知度調査の結果等によれば、本制度が登録申請者である貸主に十分浸透しているとは言い難く、個別的な取組では周知効果を十分に発揮することが困難であるため、国レベルでの強力な普及啓発が改めて必要である。
- (2) 居住支援協議会・居住支援法人の居住支援活動を支援する共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業は、令和6年度までの時限

措置とされている。居住支援協議会は、都において、令和12年度までに都内で協議会を設立した区市町村の人口カバー率を95%以上とする新たな政策指標を掲げるとともに、区市における設立機運が高まりつつある中、設立後の協議会活動を活性化させていくため、引き続きの財政支援が必要である。また、居住支援法人は、特定非営利活動法人や一般社団法人など、非営利法人も多く、必要な財源の確保が難しい状況にあり、入居者への見守りなどの居住支援業務を軌道に乗せることが困難である。

- (3) 住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図るためには、貸主の理解と協力を得ながら、専用住宅の登録や補助制度の活用を図っていく必要があり、都では、令和12年度までに専用住宅の戸数を3千5百戸とする新たな政策指標を掲げ、供給促進に取り組んでいる。一方、国は、要配慮者の受入れに当たり貸主が抱く不安を軽減するための経済的支援として、改修費補助や家賃・家賃債務保証料低廉化補助の制度を設けているものの、以下の補助要件等が貸主にとって活用の妨げとなっており、制度が十分に活用されない状況に陥っている。

- ① 改修費補助は、国が貸主に直接補助する方式と、補助制度を創設した自治体が貸主に補助を行う場合に国も支援する方式の2種類があるが、国の直接補助は、令和4年度までの時限措置となっている。一方、令和4年3月末時点で、補助制度を創設している自治体は都内で2区1市にすぎないことから、補助制度のない区市町村においても、貸主が幅広く補助を活用できるよう支援を継続していく必要がある。
- ② 家賃低廉化補助の要件について、入居者の政令月収が「15万8千円を超えないもの」とされているが、都は全国平均よりも民間賃貸住宅の家賃が高いため、都営住宅の入居資格収入基準の裁量階層に相当する、より高い月収の世帯についても家賃低廉化補助の対象とする必要があるなど、活用における課題がある。
- ③ 入居者負担を軽減するための補助は、国費の補助限度額が、家賃低廉化補助が2万円／戸・月、家賃債務保証料低廉化補助が3万円／戸であるにも関わらず、両者を併用した場合の合計の補助総額が家賃低廉化補助の総額240万円と同額に設定されており、両者をそれぞれの限度額まで活用できない仕組みとなっている。

<具体的要求内容>

- (1) 本制度の認知度向上を図るため、国においてこれまで以上に普及啓発の取組を推進すること。
- (2) 令和6年度までの時限措置とされている共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業について、継続的な事業にするとともに、居住支援協議会や居住支援法人が活動する上で十分な財源を確保すること。
- (3) 専用住宅の供給を促進していくため、次のとおり補助要件等を見直すこと。
 - ① 令和4年度までの時限措置とされている改修費補助（国の直接補助の方式）について、継続的な事業とすること。
 - ②③ 専用住宅に対する家賃低廉化補助について、入居者の政令月収に係る

要件を住宅確保要配慮者の属性にかかわらず、「21万4千円を超えないもの」に改めること。あわせて、専用住宅に対する家賃・家賃債務保証料の低廉化補助について、それぞれの限度額まで活用できるよう、合計の補助総額の見直しを行うなど、貸主と入居者の双方が活用しやすい制度に見直すこと。

参 考

(2) 共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業

【目的】

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、居住支援協議会・居住支援法人による住宅確保要配慮者の入居円滑化の取組等を支援する。

【対象事業】

<居住支援協議会>

- ・住宅セーフティネット制度及び協議会活動の周知・普及
- ・セーフティネット住宅の登録促進に係る取組
- ・相談窓口の運営など入居前の支援、入居中や死亡・退去時の支援
- ・外国人の入居を円滑に進めるための取組や孤独・孤立対策としての見守り等の取組
- ・その他要配慮者支援に係る取組

<居住支援法人>

- ・入居相談（不動産店への同行やコーディネートなど民間賃貸住宅への円滑な入居支援）
- ・居住支援サービス（定期的な見守りや家賃滞納時等における生活相談などの生活支援）
- ・附帯業務（新たな住宅セーフティネット制度の周知・普及や住宅の登録促進への協力に係る取組）

【補助金の額】

- ・単年度当たり1,000万円（外国人の入居の円滑化に係る活動等を行う場合は1,200万円）を限度に支援（補助率10／10）

(3) 補助制度の概要

【改修費補助】

	1 国による直接補助	2 区市町村を通じた補助
補助の方法	国から貸主へ補助	区市町村から貸主へ補助
補助率	国 1 / 3	国 1 / 3 + 地方 1 / 3
補助限度額	1 0 0 万円／戸 ※対象工事によって異なる	2 0 0 万円／戸 ※区市町村の定める額 ※国費限度額：同左
その他	・ 1 の補助は令和 4 年度までの時限措置 ・ 1 の補助と 2 の補助は併用不可	

【家賃・家賃債務保証料の低廉化補助】

	家賃低廉化に係る補助	家賃債務保証料の低廉化に係る補助
対象世帯	原則月収 1 5 . 8 万円（収入分位 2 5 %）以下の世帯	
補助率・ 補助限度額	国 1 / 2 + 地方 1 / 2 (国費限度額：2 万円／戸・月)	国 1 / 2 + 地方 1 / 2 (国費限度額：3 万円／戸)
	家賃と保証料に係る支援は、合計して原則 2 4 万円／戸・年を限度として併用可能。ただし、補助総額が 2 4 0 万円を超えない限りにおいて、年度の補助限度額にかかわらず補助が可能	

3 0 宅地建物取引業法・住宅瑕疵担保履行法に基づく く手続に係る電子申請システムの構築

(提案要求先 国土交通省・デジタル庁)
(都所管局 住宅政策本部)

国土交通省は、宅地建物取引業法及び住宅瑕疵担保履行法に基づく申請や届出の電子化について、早期の導入に取り組むとともに、全国の行政庁、事業者、申請代行者等の意見を聴収し、誰もが使用しやすいシステムとなるよう迅速に検討すること。

<現状・課題>

東京都では、宅地建物取引業免許及び宅地建物取引士登録を含む、都民利用が多い169の行政手続について、令和3年度に「東京デジタルファースト推進計画」を策定し、都の権限で見直し可能な119手続については、おおむね令和4年度までにデジタル化の実現を図り、国の法令等に基づく手続など、都のみでデジタル化の検討が困難な手続については、国等と密に連携を図り、国に対する要望等を通じて、デジタル化やQOS向上に向けた検討を進めるとしている。また、令和4年3月に改訂した「東京都住宅マスタープラン」においても、宅地建物取引業法等に基づく申請等手続について、デジタル化を推進することとしている。

現在、宅地建物取引業法及び瑕疵担保履行法に基づく申請等手続については、対面又は郵送により実施しているところであるが、手続のオンライン化を図るには、電子申請システムの構築が必要不可欠である。

宅地建物取引業法（以下「法」という。）に基づく申請等の情報は、国及び都道府県が共同運用している宅地建物取引業免許事務等システム（以下「宅建システム」という。）で一元的に管理しており、審査事務の効率化を図るには、宅建システムとの間でデータ連携を可能とする電子申請システムを構築する必要がある。なお、手続を電子のみで完結するためには、公的機関が発行している証明書などの添付書類の電子化や、他省庁のデータベースとの連携が不可欠である。

国土交通省では、令和3年度から、大臣免許申請に係る電子申請システムの構築手法等の調査・検討を行っているが、知事免許申請及び宅地建物取引士登録申請を含む手続の枠組は、法を所管する国土交通省が定めており、それぞれの手続は法の適正な運用を確保する上で密接に関連するものである。申請者のQOS向上の観点から、知事免許申請や宅地建物取引士関係の手続についても、大臣免許と同時に電子化の運用を開始すべきである。

住宅瑕疵担保履行法に基づく資力確保措置状況届出については、国土交通省において全国共通の電子申請システムの導入が予定されているとのことであるが、都は届出件数が全国的にも突出して多いことから、利用者の利便性の向上に資する効率的な処理が可能なシステム構築が必要である。

<具体的要求内容>

電子申請システムの早期の導入に向けて、全国の行政庁の意見要望を聴取するとともに、宅建システムとのデータ連携や添付書類の電子化、省庁間のデータ連携など、審査事務の効率化に資するシステムの検討を迅速に進めること。

また、電子化の検討に際し、申請者の利便性向上を図るため、様式の簡素化やシステム操作の簡略化等のほか、知事免許及び宅地建物取引士に係る手続についても電子化を大臣免許と同時実施できるよう、電子申請システムの調査・検討を迅速に進めること。

3 1 建築行政等の手続のデジタル化の推進

1 建築基準法に基づく定期報告手続の代理者による実施

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局)

建築基準法に基づく定期報告において、代理者による報告が可能となるよう、必要な措置を講じること。

<現状・課題>

建築基準法第12条第1項及び第3項に基づく建築物や建築設備等の維持保全状況に関する定期報告は、法及び規則により建物管理者が報告を行うこととなっており、現状、有資格者（建築士・建築物調査員・建築設備等検査員）が調査・検査後、報告書を作成し、建物管理者に説明の上、報告書が提出される流れとなっている。

<具体的要求内容>

今後、報告のオンライン化がなされた際に、建物管理者が、実際に定期報告の報告書を作成する有資格者に手続きを委任できるよう、規則改正など必要な措置を講じること。

2 定期報告調査・検査資格者データベースの整備

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局)

定期報告調査・検査資格者データベースを整備し、行政等のオンラインによる閲覧などを可能とすること。

<現状・課題>

現状、調査者・検査者の資格確認は、窓口等で資格者証の確認などにより実施しているが、手続のオンライン化後は対面する機会がなく、窓口にて資格者証の確認等ができないため、別の形で資格者の確認が必要となる。

一方、建築士については、資格者がデータベース化され、行政で閲覧できるようになっており、資格確認が可能であるが、定期報告調査・検査資格者（特定建築物調査員・防火設備検査員・建築設備検査員・昇降機等検査員）については、閲覧できるようになっていない。

<具体的要求内容>

定期報告のオンライン化に伴い、適切に資格者確認が可能となるよう、建築士のデータベースと同様に、調査・検査資格者（特定建築物調査員・防火設備検査

員・建築設備検査員・昇降機等検査員）のデータベース化を行い、行政及び関係団体において、オンライン等による閲覧・検索を可能とすること。

3 建設業許可・経営事項審査の電子申請システムについて

（提案要求先 国土交通省）
（都所管局 都市整備局）

建設業法及び特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の施行に係る申請や届出の電子化について、全国の行政庁、事業者及び申請代行者等の意見を聴取し、誰もが使用しやすいシステムを構築すること。

<現状・課題>

国土交通省は、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく建設業許可及び経営事項審査、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）に基づく資力確保措置状況届出について電子システムの導入を予定している。都はこれら申請等の取扱件数が全国的にも突出して多いため電子化による効率的な処理が求められている。

<具体的要求内容>

電子システム内での補正処理、電子情報の管理・保管方法、審査手数料の取扱いなどについて全国の行政庁の意見要望を聴取し、審査事務を効率化するとともに、様式の簡素化やシステム操作の簡略化等により、申請事業者の負担を軽減するシステムを構築すること。

4 建築確認等に関する書類の閲覧制度の改善

（提案要求先 国土交通省）
（都所管局 都市整備局）

建物所有者による建築確認申請図書の閲覧が可能となるよう、必要な措置を講じること。

<現状・課題>

閲覧制度は、違反建築の未然防止や違反建築物の売買の防止を目的としており、特定行政庁は、建築確認等に関する書類のうち、建物所有者等の権利利益を不当に侵害するおそれがないものとして省令で定めるものについては、請求があれば閲覧させなければならないとされている。

建築確認申請図書については、現在、閲覧の対象とされていないが、住宅の買主の保護等を図る観点から、建物所有者自身からの請求による場合など、建物所

有者等の権利利益を不当に侵害するおそれがないと判断できる場合には、閲覧を認めることが妥当である。

＜具体的要求内容＞

住宅の買主の保護等を図る観点から、建物所有者からの請求に限って建築確認申請図書の閲覧を認めるなど、指定確認検査機関が保有する図書も含め、確認申請図書の閲覧を可能とする仕組みについて検討すること。

3 2 東京外かく環状道路の整備促進【最重点】

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局・都市整備局)

- (1) 外環（関越道～東名高速）については、首都圏における交通・物流の根幹を成す重要な道路である。有料道路事業の活用を基本としつつ、整備に必要な財源を十分に確保し、早期に開通すること。

事業の実施に当たっては、安全を最優先に工事を進めるとともに、コスト縮減に努めること。また、都が受託している青梅街道インターチェンジの用地取得が円滑に進むよう、相互に連携して取り組むこと。

- (2) 「対応の方針」を国の責任において確実に履行すること。

また、外環の整備に併せ、ジャンクションやインターチェンジ周辺等におけるまちづくりなどについて、都や沿線区市と協力し推進すること。

- (3) 外環（東名高速～湾岸道路）については、関越道～東名高速間に引き続き整備していくため、「東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）計画検討協議会」における議論も踏まえ、羽田空港へのアクセス性を確保しつつ、まずは東名高速～湾岸道路間の全区間の計画を早期に具体化すること。

<現状・課題>

東京が日本経済のエンジンとして、我が国の成長をけん引するため、また、災害時における首都東京の安全・安心を確保するためには、首都圏の陸・海・空の交通・物流ネットワークの強化が極めて重要である。

とりわけ、首都圏における交通・物流の根幹を成す外環は、渋滞緩和によるヒト・モノのスムーズな流れの確保、首都直下地震など大規模災害時における避難・救急活動ルートの確保など、様々な効果が期待されている。平成30年6月には、千葉区間が開通し、東関東道から関越道までの4つの高速道路が外環道で結ばれ、都内を通過する交通が外環に転換するなどの整備効果が発現している。し

かしながら、今なお残っているミッシングリンクにより、環状道路の整備効果を最大限発揮できておらず、未開通区間の早期整備が必要である。

外環（関越道～東名高速）については、これまで本線シールドトンネルに加え、本線と地上をつなぐランプシールドトンネルの整備が行われてきた。また、大深度地下において本線とランプをつなぐ地中拡幅部について検討が進められてきている。

一昨年10月に発生した調布市での陥没事故以降、事業者は、シールドトンネル工事を中止し、陥没箇所周辺において、家屋の補償等の対応を行ってきており、引き続き誠意を持って実施するとしている。

また、事業者は、再発防止対策の具体化を進め、昨年12月に大泉及び中央ジャンクションのシールドトンネル工事について、再発防止対策等を取りまとめ、安全を最優先に、本年2月から事業用地内で掘進作業を順次開始している。

今後の事業においては、再発防止対策等の確実な実施、住民の不安払拭に向けた丁寧な説明やきめ細やかな対応が求められる。

一方、外環（東名高速～湾岸道路）については、首都圏三環状道路のいわば総仕上げの区間であり、羽田空港や京浜港へのアクセス性の強化など、環状道路としての機能を最大限に発揮させるためにも、整備が不可欠な区間である。

現在、国土開発幹線自動車道建設法による予定路線に位置付けられている本区間の整備に向けては、事業中の外環（関越道～東名高速）と同様、国土開発幹線自動車道建設会議の議を経て、国によって基本計画の決定や整備計画の決定を行うなど、計画の具体化のためのステップを着実に進めていく必要があるものと考えられる。

国、東京都及び川崎市の三者で構成する「東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）計画検討協議会」は、令和元年6月の第5回以降、開催されていない。第5回では、次の協議会において、計画の基本的な方針を取りまとめていくことが確認されており、これらの議論も踏まえながら、計画を具体化するためのステップに早期に移行することが求められる。

<具体的要求内容>

- (1) 外環（関越道～東名高速）は、首都圏における交通・物流の根幹を成す重要な道路である。都の負担増とならないよう、有料道路事業を活用しつつ、整備に必要な財源を十分に確保し、早期に開通すること。大深度地下における高度な技術力を要する本線トンネルや本線とランプをつなぐ地中拡幅部等について、安全を最優先に整備を進め、コスト縮減、都民に対する丁寧な説明に努めること。特に、一昨年10月に調布市で発生した陥没・空洞事故を踏まえ、取りまとめられた再発防止対策等を確実に実施するとともに、住民の不安払拭に向け、地元自治体の意見を聞きながら、緩んだ地盤の補修の実施、個々の事情に合わせて行われている補償を含めた丁寧な説明やきめ細やかな対応を確実に行うこと。また、用地取得については、青梅街道インターチェンジにおける工事スケジュールを明確にした上で方針を示すなど、用地取得が円滑に進むよう、相互に連携して取り組むこと。

引き続き、国、都、NEXCO東日本・中日本による東京外かく環状道路

（関越～東名）事業連絡調整会議を活用し、都と十分に調整を図りながら進めること。

- （２）地域住民の意見や要望に対する「対応の方針」を国の責任において確実に履行すること。

また、外環の整備に併せ、ジャンクションやインターチェンジ周辺等のまちづくりについて、都や沿線区市と協力し推進すること。特に３区市に^{またが}跨る中央ジャンクション周辺のまちづくりについては、国が主導し、都や沿線区市と協力してまちづくりを推進すること。

さらに、アクセス道路整備については、外環の事業に併せ着実に整備する必要があるため、工事等の施工に係る調整について積極的に協力すること。

- （３）東名高速～湾岸道路間については、関越道～東名高速間に引き続き整備していくため、計画の検討に必要な調査等を加速させ、早期に具体化すること。

具体的には、まずは「東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）計画検討協議会」を早期に開催するとともに、そこでの議論も踏まえた上で、羽田空港へのアクセス性を確保しつつ、東名高速～湾岸道路間の全区間について、基本計画の決定を目指すなど、計画を早期に具体化すること。

3 3 高速道路網の整備推進及び有効活用等【最重点】

1 高速道路網の整備推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局・建設局)

首都圏三環状道路に加え、首都高速都心環状線新京橋連結路（地下）や晴海線延伸部など、首都圏における高速道路網の整備を推進するとともに、必要な財源を確保すること。

<現状・課題>

首都圏三環状道路は、首都機能を担う東京圏に不可欠な広域交通基盤であり、最初のリングとして全線開通した首都高速中央環状線は、外環や圏央道とともに、交通分散による渋滞緩和やネットワーク強化による移動時間の短縮など、高いストック効果を発現している。

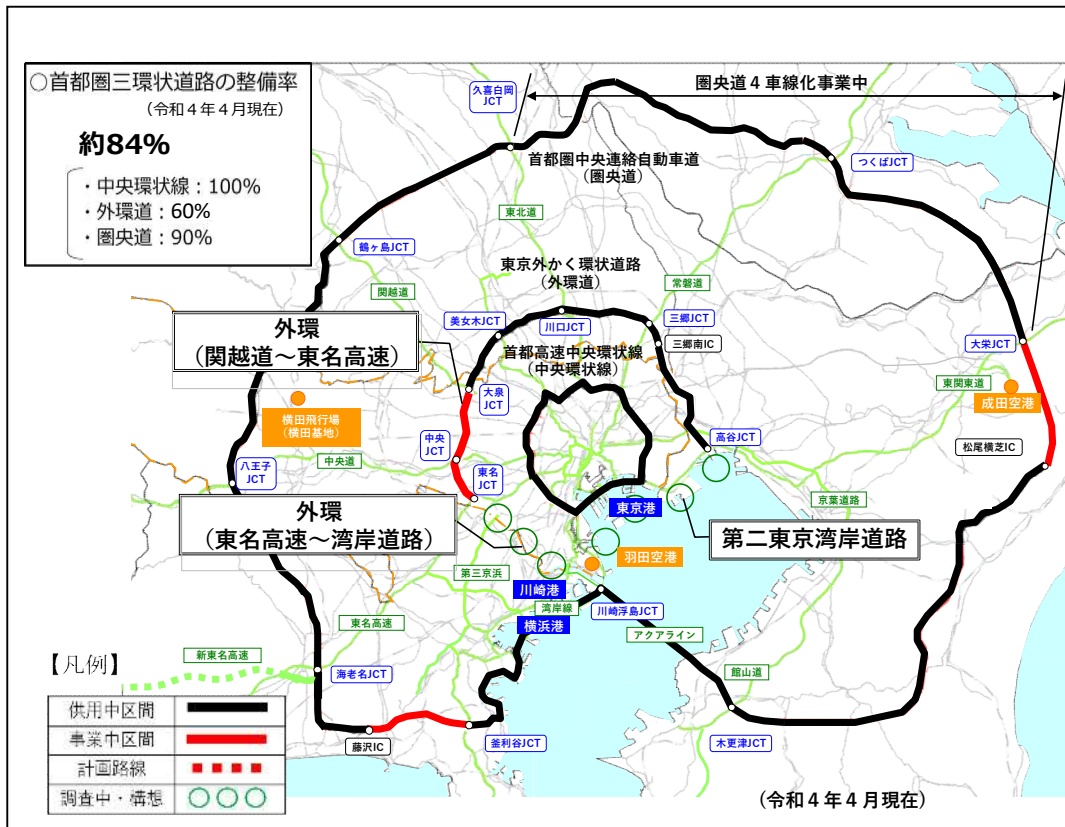
しかし、首都圏の高速道路網にはミッシングリンクが存在し、首都高速道路などの都内の高速道路では、交通集中による渋滞や事故が依然として頻発している。渋滞のストレスを感じることのない快適で自由自在な移動を実現するためには、活発な都市活動を支える高速道路網の強化が不可欠である。

また、日本経済をけん引する首都圏の国際競争力を強化するためには、人やモノの流れをスムーズにして、生産性の向上や観光振興などを促進するとともに、全国にその効果を波及させ、日本経済の活性化と持続的な成長を支えていく必要がある。さらに、激甚化・頻発化・広域化する自然災害から首都機能を守り、救援・復旧活動を迅速に進めるためにも、その生命線となる高速道路網のリダンダンシーの向上が不可欠である。

<具体的要求内容>

- (1) 首都圏三環状道路を構成する外環や圏央道の未開通区間を早期かつ確実に整備するとともに、圏央道の4車線化を推進すること。
- (2) 交通が集中する江戸橋JCTの渋滞緩和に寄与する都心環状線新京橋連結路（地下）を早期に事業化すること。また、晴海線延伸部は、首都高速道路の中でも特に交通が集中する江戸橋・箱崎JCTなどの渋滞ポイントを避けて、都心と湾岸線の相互アクセスを可能にするなど、高い整備効果が見込まれることから、事業者を早期に決定し事業化すること。
- (3) 首都圏三環状道路の概成を見据え、第二東京湾岸道路など広域的な交流・連携を促す路線の計画を具体化すること。
- (4) 首都圏の高速道路網の整備に必要な財源を確保すること。新規路線の事業化に当たっては、地方公共団体の負担が過大とならないよう、料金徴収期間の延長などにより有料道路事業の財源を確保すること。
- (5) 都市高速道路の整備に対する日本高速道路保有・債務返済機構への出資率については、出資者である地方公共団体の意見を尊重し決定すること。

< 首都圏三環状道路の整備状況 >



< 都心環状線新京橋連結路（地下）・晴海線延伸部 >



2 高速道路網の有効活用

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局・建設局)

- (1) 首都圏の高速道路網の有効活用を図るため、混雑状況に応じた料金施策の導入など、引き続き、一体的で利用しやすい料金体系の実現に向けて取り組むこと。
- (2) 本線料金所の撤廃などにつながる ETC の更なる普及促進や、ETC 専用の出入口の整備推進を図ること。
- (3) 中央道調布付近など既存の高速道路の渋滞対策を推進すること

<現状・課題>

整備が進む首都圏の高速道路網を最大限に活用するためには、利用者の適切な経路選択を促す合理的で戦略的な料金体系を確立し、時間的・空間的に偏在する交通流動を最適化するとともに、高速道路へのアクセス向上やボトルネックの解消など、様々な取組で道路交通を円滑化させる必要がある。

これまで「料金の賢い3原則」に沿って、平成28年に対距離制を基本とした料金体系に整理・統一されるとともに、起終点を基本とした継ぎ目のない料金により圏央道への迂回が促進された。本年4月からは、首都高速道路における料金体系の整理・統一を更に進め、外環千葉区間への迂回を促進する料金改定が行われた。しかし、都心の混雑箇所を外側の環状道路で迂回すると料金が割高になるなど、料金体系の不合理性や分かりにくさは解消されておらず、NEXCO、外環、首都高速道路でそれぞれ課される利用1回当たりの固定額（ターミナルチャージ）は、都市部特有の割高感や不公平感をもたらしている。

ETC利用率は首都高速道路で97%に達しており、本年3月に開始された料金所のETC専用化は、事故の発生が課題となっている本線料金所の撤廃や、料金収受などに要するコストの削減、混雑状況に応じた料金施策の導入につながる事が期待される。また、スマートICなどのETC専用出入口の整備は、高速道路へのアクセス向上に加え、ETCの普及促進にもつながることが期待される。

ボトルネック対策としては、中央道の調布ICから三鷹バス停手前までの付加車線の設置に続き、三鷹バス停付近における線形改良及び付加車線の延伸が令和2年3月に事業化され、令和3年5月に道路線形改良工事が実施された。

<具体的要求内容>

- (1) ETC専用化の概成等を見据え、ターミナルチャージの重複徴収の撤廃など、公平でシームレスな料金体系とするとともに、都心の混雑を避ける迂回利用が割高とならないよう、管理主体や経路によらず、起終点間の最短距離を基本に料金を決定するシンプルな料金体系とすること。また、外側の環状道路の迂回利用や高速道路の夜間利用を促進する料金施策の充実や、ETC 2.0などから得られるビッグデータを活用した機動的料金の検討など、混雑

状況に応じた料金施策の導入に向けた取組を推進すること。その際、一般道を含めた交通流動の変化や債務の償還計画への影響などを検証するとともに、物流事業者等が活動しやすい環境整備に配慮すること。

- (2) できる限り早期のE T C専用化と本線料金所の撤廃に向け、E T Cの普及促進を図るとともに、クレジットカード非所有者や誤進入車への対策に加え、全国から流入する現金車への対応策を講じること。また、スマートI C及び首都高速道路におけるE T C専用出入口の整備推進を図ること。
- (3) 中央道の調布付近や小仏トンネル付近の渋滞対策を推進すること。とりわけ、三鷹バス停付近（上り線）の渋滞対策を推進すること。

参 考

<一体的で利用しやすい料金体系の確立>



【現状】

- 発着地ともにNEXCO（外環等除く）の場合、環状道路経由の料金 ≤ 都心経由の料金
- 発地と着地で料金体系が異なる場合、経路によって料金が異なり、混雑を避ける迂回が割高
- ターミナルチャージが重複徴収

【今後】

- 公平でシームレスな料金体系の確立
ターミナルチャージの重複徴収の撤廃
- シンプルな料金体系の確立
起終点間の最短距離を基本に料金を決定
- 高速道路の夜間利用や外側の環状道路の迂回利用を促進する料金施策の充実
- ETC2.0などから得られるビッグデータを活用した機動的料金の検討

<本線料金所の分布>



3 高速道路の老朽化対策及び逆走対策

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局・建設局)

首都高速道路をはじめとした首都圏の高速道路の老朽化対策を推進するとともに、逆走対策について取組を進めること。

<現状・課題>

首都高速道路をはじめとした首都圏の高速道路は、我が国の経済活動を支える基幹的なインフラであり、その機能を将来にわたり維持し、良質なストックとして健全に使用し続けるためには、大規模更新などの老朽化対策を計画的に実施していくことが不可欠である。

笹子トンネル天井板落下事故を踏まえ、国は平成25年を社会資本メンテナンス元年と位置付け、同年には首都高速道路株式会社が、翌年には東日本及び中日本高速道路株式会社が更新計画の概略を示し、それを受けて高速道路会社の料金徴収期間を延長する法改正がなされ、各高速道路会社の更新計画が策定された。

首都高速道路については、5つの大規模更新区間のうち4区間で都市計画を変更し、工事が進められており、首都高速1号羽田線（東品川栈橋・鮫洲埋立部）では令和10年度の完成予定となっている。その一方で、首都高速道路は世界的に見ても過酷な使用状況にあり、高度成長期に集中的に建設された経緯から高齢化が急速に進んでいる。

また、高速道路での逆走は、死亡事故などの重大事故につながる可能性が高いことから、高齢化の進展や認知症問題の顕在化といった社会状況を踏まえ、国や高速道路会社等において対策が進められている。

<具体的要求内容>

- (1) 高速道路の老朽化対策については、各高速道路会社が計画的に行うよう指導すること。とりわけ、首都高速道路の大規模更新事業（1号羽田線、3号渋谷線）については、事業年度内に完成させること。
- (2) 老朽化対策の実施に当たっては、首都圏三環状道路の早期整備により都心への流入交通量を減らすなど、更新のための環境を整えながら、取組を進めること。
- (3) 老朽化対策の財源については、地方財政に依存することがないように、料金徴収期間の延長により高速道路利用者が負担することを基本とするなど、世代間の負担の公平性の観点も踏まえつつ、持続可能で社会的に受容される財源確保の枠組みを国の責任において構築すること。
- (4) 高速道路での逆走事故の撲滅を目指し、今後も取組を推進すること。

4 都市再生と連携した首都高速道路の大規模更新

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局・建設局)

首都高速都心環状線（日本橋区間、築地川区間）の大規模更新に当たっては、都市再生プロジェクトなどのまちづくりと連携して取り組むこと。

<現状・課題>

東京を成熟した都市としていくためには、首都高速道路の大規模更新の機会を捉えて都市再生を推進し、円滑な交通と快適な環境の両立を目指すことが重要である。

日本橋は、五街道の起点として江戸の中心だった場所であり、国の重要文化財に指定されている。その上空を通過する首都高速道路については、総理大臣や国土交通大臣の呼びかけをきっかけに、周辺景観に与える影響について有識者等による様々な議論がなされてきた。このような状況の中、平成26年に日本橋区間を含む首都高速道路の大規模更新計画が策定され、平成28年には日本橋周辺のまちづくりの取組が国家戦略特区の都市再生プロジェクトに追加された。

この機会を捉えて都は、国や首都高速道路株式会社と共同で、周辺のまちづくりと連携して首都高速道路の地下化に向けて取り組むこととし、首都高日本橋地下化検討会で取りまとめられた計画案をもとに、令和元年に都市計画を変更した。現在、首都高速道路株式会社により地下化工事が進められている。地下化に当たり江戸橋JCT周辺の渋滞緩和を図るため、江戸橋JCTの都心環状線連結路を廃止することから、必要となる大型車の交通機能確保策について、首都高都心環状線の交通機能確保に関する検討会において検討され、新たな都心環状ルートとなる新京橋連結路（地下）のルートや構造、事業スキーム等が取りまとめられた。

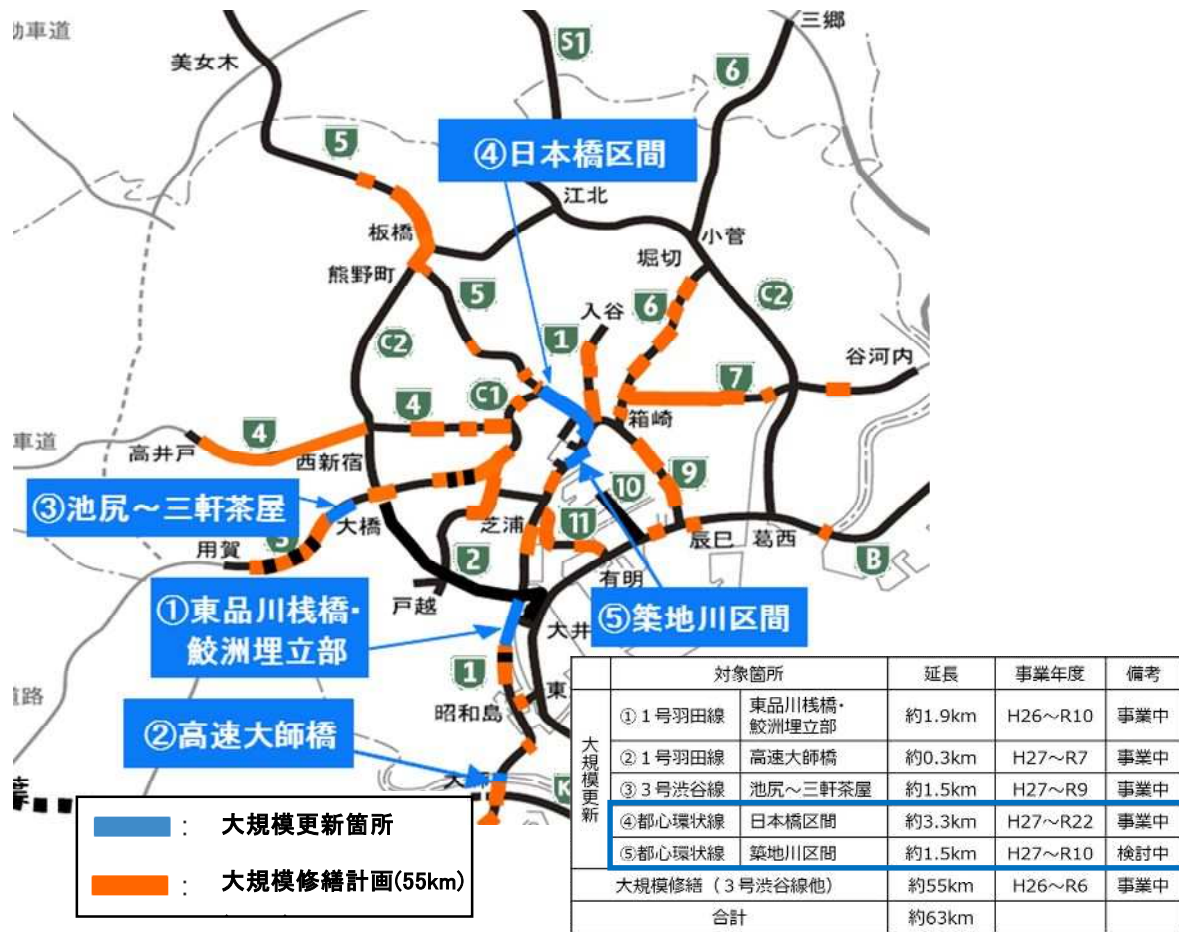
築地川区間については、老朽化した擁壁の取替えとあわせ、急カーブの解消等による走行安全性の向上とともに、晴海線との接続形態や分合流部の付加車線の設置、道路上部空間の活用など、周辺のまちづくりと連携した更新計画が検討されている。平成26年にはこの区間の上部空間の活用を想定し、立体道路制度の適用範囲が既存の高速道路に拡大された。

<具体的要求内容>

- (1) 日本橋周辺のまちづくりと連携し、首都高速道路の地下化工事を推進すること。これに伴い必要となる新京橋連結路（地下）の整備については、日本橋区間の地下化工事の工程と合わせて事業を実施する必要があるため、早期に事業化すること。
- (2) 築地川区間のうち、新京橋連結路（地下）との接続部については、早期に工事着手すること。残る区間については、晴海線との接続を見据え、更新計画を速やかに具体化し、晴海線の接続工事と一体的に事業を実施すること。

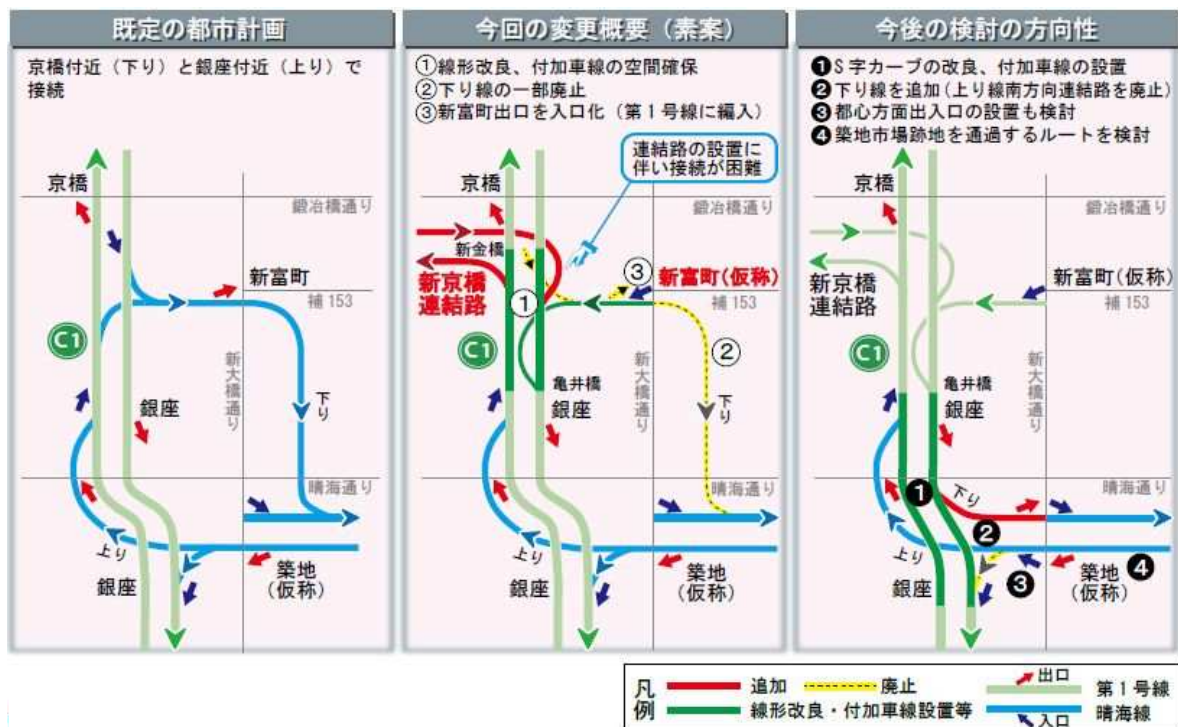
参 考

<首都高速道路の更新計画（平成26年11月 事業許可）>



令和3年9月24日 事業許可時点

<築地川区間（第1号線）と晴海線の計画見直しの方向性>



3 4 国道等の整備推進【最重点】

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局・建設局・港湾局)

- (1) 国道357号(多摩川トンネル、辰巳・東雲・有明立体、その他の未整備区間)について整備推進を図ること。
- (2) 国道15号(品川駅周辺道路拡幅、品川駅西口駅前広場)について整備推進を図ること。
- (3) 国道16号(町田立体)について早期完成に向け整備推進を図ること。また、国道16号(片倉町・万町地区)について早期に必要な対策をとりまとめ、整備推進を図ること。
- (4) 国道20号(八王子南バイパス、日野バイパス(延伸、延伸Ⅱ期))について整備推進を図ること。
- (5) 首都圏の都市間連携を強化する国道(国道6号など)について整備推進を図ること。

<現状・課題>

都市交通の混雑を緩和し交通を円滑化するとともに、被災時における通行機能を強化する都市幹線道路の体系的なネットワークを構築する必要がある。

国道357号は、東京湾岸の広域的なネットワーク形成のみならず、国際化が進む羽田空港へのアクセス向上や京浜三港の連携強化にも寄与する重要な路線であり、このうち、未整備の多摩川トンネルは、羽田空港周辺と川崎側の京浜臨海部を結ぶ連絡道路の整備と同時に進めることとなっている。令和元年8月に多摩川トンネル技術検討委員会が設置され、トンネル構造及び施工方法を検討するとともに、令和3年3月に羽田立坑工事に着手したところであるが、早期完成に向け引き続き整備推進を図ることが重要である。加えて、辰巳・東雲・有明立体のうち辰巳地区及び有明地区については令和2年度に工事着手した。

国道15号・品川駅西口駅前広場については、事業計画(平成31年3月 国土交通省)が策定されるとともに、令和元年9月には品川駅西口基盤整備事業に係る都市計画事業承認が告示された。また、国道15号下を導入空間として検討中の南北線延伸について、東京地下鉄株式会社が令和4年3月に鉄道事業許可を取得した。

国道16号(片倉町・万町地区)は、事業中の国道20号八王子南バイパスや東京都が新たな都市計画道路の検討をしている北野街道などの接続により、現道の交通状況の変化が想定されることから、必要な対策を検討するため、「国道16

号片倉町・万町地区現道対策調整会議」が令和元年８月から開催されており、早期に現道対策の方針を取りまとめ、対策を講じることが重要である。

現在、事業中の国道２０号（八王子南バイパス、日野バイパス（延伸、延伸Ⅱ期））は圏央道へのアクセス機能の強化と防災力の向上に寄与する重要な路線であり、整備推進が必要である。

国土交通省の令和４年度予算においても、前年度とほぼ同額が確保されたものの、道路関係予算が大幅に削減された平成２２年度と同規模となっており、骨格幹線道路である国道の整備に支障を来すと危惧されるため、十分な財源確保が必要不可欠である。

<具体的要求内容>

（１）国道３５７号のうち、多摩川トンネルについては、羽田空港周辺と京浜臨海部の連携強化に向けて、実施工程を示しつつ整備を推進し、早期開通を図ること。加えて、臨港道路南北線の開通等を踏まえ、辰巳・東雲・有明立体については、コスト縮減を図るなど、より効率的な事業推進に努めつつ整備を推進するとともに、その他の未整備区間についても、早期に事業着手し整備を推進すること。

（２）国道１５号については、「品川の顔」となる品川駅西口駅前広場の再編整備に不可欠な都市基盤である。このため、品川駅周辺の関連する事業等との連携を図った上で、本線と西口駅前広場の整備推進を図ること。

（３）国道１６号町田立体については、本線部が平成２８年４月に開通し、平成３１年３月にランプ部が開通した。引き続き早期完成に向け、一般部の整備を推進すること。

また、国道１６号片倉町・万町地区については、「国道１６号片倉町・万町地区現道対策調整会議」において早期に必要な対策をとりまとめ、整備推進を図ること。

（４）圏央道へのアクセス機能強化と防災力の向上に寄与する国道２０号八王子南バイパス、日野バイパス（延伸、延伸Ⅱ期）については、必要な予算を確保し、整備推進を図ること。

また、日野バイパス（延伸）において、土地区画整理事業により用地を確保した部分については、早期に事業効果を発現させるために、早急に整備を行うこと。

（５）国道６号、国道１４号など現在事業中の箇所については、必要な予算を確保し、早期開通を図り、その他の箇所についても、整備推進を図ること。

3 5 道路・橋梁事業の推進

1 道路・橋梁整備の推進【最重点】

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局・都市整備局)

日本経済のけん引役である東京のインフラの強化は、日本全体の活性化につながり、投資効果も高いことから、東京の道路整備を着実に推進するため、必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

<現状・課題>

首都東京は、日本の全人口の1割を超える約1,400万人(令和4年2月1日時点)が生活し、総生産額が全国で最大となっており、人やモノ、企業が集積し、日本経済の中枢を担っている。しかし、都市計画道路の完成率は、約64パーセントといまだ道半ばで多くの未完成区間が存在している。また、混雑時平均旅行速度が区部においては、全国平均約33km/hの半分以下で、国内主要都市と比較して低い水準にある。このことが、慢性的な交通渋滞を生じさせ、都市機能の停滞や都市環境の悪化を招いている。

首都東京の持続的成長に向けて、新型コロナウイルス感染症の収束後も見据えた中長期的な視点を持ちつつ、雇用や消費等の短期的な効果に加え、人やモノの移動時間の短縮による生産性の向上などのストック効果を最大限に発揮する首都東京の道路整備が極めて重要である。

令和元年東日本台風では、河川の氾濫等により道路が寸断され孤立集落が生じるなど、改めて道路ネットワーク整備の必要性が明らかになった。

そのため、首都圏三環状道路のみならず幹線道路ネットワークなどを早期に整備し、首都東京の渋滞解消・防災性の向上・環境改善を図ることが喫緊の課題となっている。

さらに、都では首都直下地震の発生が懸念される中、高度防災都市の実現に向け、震災時に特に甚大な被害が想定される約6,500ヘクタールの整備地域における防災性の向上を図る都市計画道路(特定整備路線)の整備を推進することとなっている。

また、都県境の道路は、災害時の広域避難や緊急物資輸送などを行うためにも非常に重要であるが、隣接県市の財政負担が厳しいこと等から整備が進まないことが課題となっている。

＜具体的要求内容＞

- (1) 国は、道路予算全体を増額し、個別補助金、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金など、地方自治体の道路整備の財源を安定的・継続的に確保するとともに、日本経済のけん引役である東京のインフラの強化は、日本全体の活性化につながり、投資効果も高いことから、都への道路関係予算の配分を増額すること。
また、国土強靱化地域計画に基づく取組を迅速かつ確実に実施できるよう、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策においても、必要な財源を当初予算も含め、通常費とは別枠で安定的に確保し、確実に配分すること。
- (2) 首都直下地震の切迫性を踏まえ、特定整備路線を重点配分対象事業に位置付けるなど、整備に必要な財源を確保し、確実に配分すること。
- (3) 都県間の道路ネットワークの形成により交通を円滑化し、周辺県との連携を強化するとともに、災害時の広域避難や緊急物資輸送などを行う都県境の道路整備について、必要な財源を確保し、確実に配分すること。
- (4) リニア中央新幹線の開業により、他圏域との移動時間が劇的に短縮し、人々の広域的な交流が促進され、幅広い経済波及効果が期待できることから、リニア新駅へのアクセス向上に資する道路整備を推進するため、必要な財源の重点配分を図ること。

東京の主な道路事業

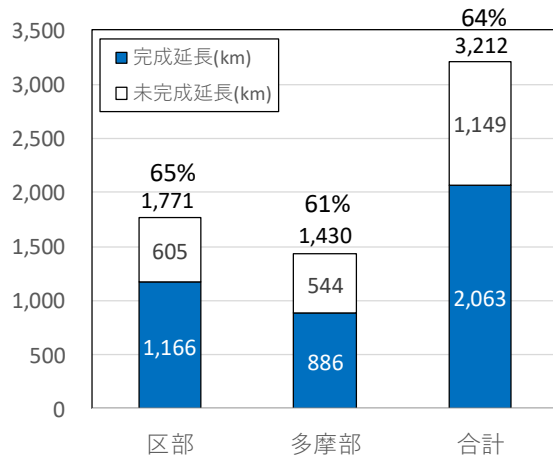
- ① 区部の放射・環状道路整備
環状2号線、環状4号線、環状5の1号線、環状6号線、放射23号線、放射25号線など
- ② 多摩の南北・東西道路整備など
府中所沢・鎌倉街道線、東京八王子線、新青梅街道など
- ③ 交通の円滑化や耐荷力向上を図る橋梁^{りょう}整備
等々力大橋（仮称）、関戸橋、日野橋など
- ④ 連続立体交差事業
京王京王線、西武新宿線、京浜急行本線など
- ⑤ 道路整備による多摩山間、島しょ地域の防災力強化
梅ヶ谷トンネル、多摩川南岸道路、秋川南岸道路、三宅循環線など
- ⑥ 整備地域における防災性を向上させる特定整備路線
放射32号線、補助26号線、補助29号線など
- ⑦ 立川広域防災基地^{*}へのアクセス性を強化する都市計画道路
立川東大和線、中央南北線など
- ⑧ リニア新駅へのアクセス向上に資する都市計画道路
環状4号線、南多摩尾根幹線、町田3・3・50号小山宮下線

※立川広域防災基地：南関東地域に広域的な災害が発生し、首都機能に甚大な被害が生じた場合に、災害応急活動の中核拠点となる重要な施設

参 考

(1) 東京の道路交通

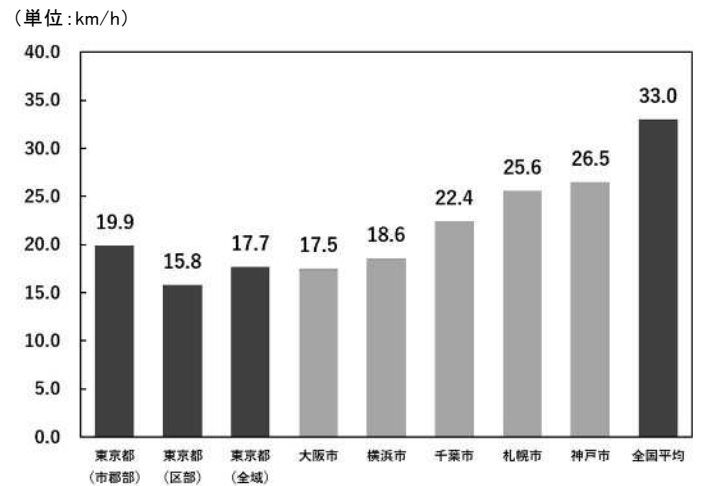
都市計画道路の整備状況



※合計値(完成延長)は島しょ部を含む

出典:東京都資料(R2年3月末現在)

全国主要都市の混雑時平均旅行速度



出典:平成27年度 全国道路・街路交通情勢調査を基に作成

(2) 東京の主な道路事業



2 街路樹の充実（質の向上）

（提案要求先 国土交通省）
（都所管局 建設局）

都市の美しい景観と緑陰を確保するため、都内街路樹の維持管理を充実させる必要があり、国道においても、一層、維持管理の充実を図ること。

<現状・課題>

豊かな緑は、風格ある都市景観の形成やヒートアイランド現象の緩和、大気浄化など、都市環境の改善に寄与する。

道路の緑は都市の美しい景観や緑陰の創出に寄与しており、きめ細やかな維持管理を行うことが求められる。

そこで、道路の緑が織りなす美しい景観を維持・向上させ、東京の魅力として示していくため、都内の街路樹について、充実した維持管理により、美しく大きな樹冠の確保など、質の向上を図る必要がある。

<具体的要求内容>

都内街路樹の維持管理を充実させて質の向上を図る必要があり、美しく大きな樹冠の確保等のため、国道においても、計画的な^{せん}剪定等、一層街路樹の維持管理の充実を図ること。

参 考

【街路樹の充実（質の向上）のイメージ】



3 道路施設の予防保全型管理【最重点】

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局)

橋梁^{りょう}やトンネル等の予防保全計画を策定し、これに基づく対策を着実に実施することにより、既設施設を将来世代に良好な状態で継承していくために必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

<現状・課題>

橋梁^{りょう}、トンネルの多くは、高度経済成長期に集中して建設されたため、高齢化が進み、一斉に更新時期を迎えている。

このため、橋梁^{りょう}の長寿命化修繕計画、及びトンネルの予防保全計画に基づく対策を実施することにより、これまでの対症療法型管理から予防保全型管理へ転換し、更新時期の平準化と総事業費の縮減を図るとともに、道路網の安全・安心を確保することにより、将来世代にこれらの社会資本を良好な状態で継承していく必要がある。

都は、平成21年3月に「橋梁^{りょう}の管理に関する中長期計画」、平成27年11月に「トンネル予防保全計画」を策定し予防保全型管理の取組を導入している。橋梁とトンネルにおいては、令和3年3月に計画改定を行い、共同溝及び擁壁においても、令和4年3月に予防保全計画を策定した。引き続き、より一層の予防保全型管理を推進していく。

また、区市町村においても、橋梁^{りょう}等の長寿命化修繕計画の策定を進めており、今後、計画に基づく事業を実施していく予定である。

<具体的要求内容>

- (1) 道路施設の予防保全型管理を推進していくため、長寿命化修繕計画に基づく対策を実施するために必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。
- (2) 区市町村において、橋梁^{りょう}等の長寿命化修繕計画の策定に必要な財源及び同計画に基づく対策を実施するために、必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

参 考

1 橋梁^{りょう}の長寿命化修繕計画策定状況（令和4年4月1日現在）

（1）策定済み

	自治体名
1 都	東京都
23区	北区、葛飾区、品川区、大田区、江東区、墨田区、中央区、板橋区、千代田区、江戸川区、目黒区、文京区、世田谷区、足立区、豊島区、港区、渋谷区、杉並区、中野区、練馬区、新宿区、荒川区、台東区
26市	町田市、国分寺市、立川市、武蔵野市、青梅市、多摩市、調布市、狛江市、稲城市、東久留米市、あきる野市、八王子市、小平市、羽村市、西東京市、東村山市、清瀬市、日野市、福生市、三鷹市、武蔵村山市、東大和市、小金井市、府中市、国立市、昭島市
3町	奥多摩町、日の出町、瑞穂町
6村	檜原村、神津島村、小笠原村、三宅村、新島村、大島町

（2）令和4年度策定予定

	自治体名
1 町	八丈町

2 令和4年度の予算

（1）都の予算（当初）

（単位：百万円）

区 分	事業費	うち補助事業費 （国費）
橋梁 ^{りょう} の長寿命化	11,562	663（331.5）
トンネルの予防保全	1,099	0

補助率 0.50

（2）区市の予算（当初）

（単位：百万円）

区 分	補助事業費 （国費）
橋梁 ^{りょう} の長寿命化 （工事・計画策定）	1,504.3（822.8）

補助率 0.55～0.69

3 当初内示額

(1) 都への内示額

(単位：百万円)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度
橋 梁 ^{りょう} の長寿命化 (国費)	3 3 7 (1 6 9)	5 1 3 (2 5 7)

(2) 区市への内示額

(単位：百万円)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度
橋 梁 ^{りょう} の長寿命化 (国費)	1, 0 4 8 (5 7 8)	1, 3 3 0 (7 3 7)

4 実施計画（東京都）

- ・橋 梁^{りょう}の長寿命化については、令和 1 2 年度末までに約 1 8 0 橋に着手する。
- ・トンネルの予防保全型管理の取組については、令和 1 1 年度末までに 5 2 トンネルに着手する。

4 道路災害防除事業の推進【最重点】

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局)

土砂災害を未然に防ぐことにより、道路の安全性を向上させる道路災害防除に必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

<現状・課題>

多摩地域や島しょ部の山岳道路では、台風や集中豪雨により落石や崩落等の土砂災害が発生している。

災害の発生に伴う、物的、人的被害や、通行止めによる経済的損失、日常生活に及ぼす影響を防ぐためには、道路斜面の落石や崩落等による土砂災害を未然に防止する必要がある。

このため、日常的な巡回点検に加え、専門技術者により斜面の安定度を評価する5年に一度の定期点検、大雨等の際に行う異常時点検などにより、斜面の状況を的確に把握し、擁壁や落石防護柵の設置、河川の増水時に道路の流失を防ぐ対策など、多様な対策を行うことで集落の孤立を未然に防ぎ、現道の拡幅や代替ルート整備と併せて総合的に道路の防災性を高めていくこととした。

<具体的要求内容>

道路斜面の補強や落石防護対策、道路の強靱化等の道路災害防除に必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

参 考

道路災害防除事業

1 令和4年度 都の予算（当初）

（単位：百万円）

区 分	事業費	うち補助事業費 (国費)
道路災害防除事業	5, 3 2 6	2, 6 6 0 (1, 3 3 3)

道路災害防除事業に対する補助率 0. 5 0（小笠原0. 6 0）

2 都への当初内示額

（単位：百万円）

区 分	令和3年度	令和4年度
道路災害防除事業 (国費)	3 0 (1 8)	3 0 (1 8)

3 対策事例



法枠工



落石防護柵工



モルタル吹付工



落石防止網工



擁壁補強工（道路流失対策）

5 交通安全施設事業の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局)

誰もが安全で安心して利用できる道路空間を創出するため、歩道整備や道路のバリアフリー化、自転車通行空間整備の実施に必要な財源を確保し、東京に必要な額を確実に配分すること。

<現状・課題>

都は、交通安全対策を総合的かつ計画的に推進するため、「東京都交通安全計画」等に基づき、交通安全施設の整備等を積極的に推進してきた。

現行の第11次計画（令和3年度～令和7年度）では、令和7年度までに交通事故死者数を110人以下とすることを目標としているが、令和3年の死者数は133人である。また、去年の、千葉県八街市の通学路における死傷事故などもあり、交通安全施設の一層の整備拡充が求められている。

<具体的要求内容>

- (1) 歩行者を自動車交通から分離し、道路交通の安全と円滑化を図るため、歩道整備の実施に必要な財源を確保し、東京に必要な額を確実に配分すること。
- (2) 高齢者や障害者を含む誰もが安心して歩ける歩行空間を確保するため、段差解消や勾配改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置など、道路のバリアフリー化の実施に必要な財源を確保し、東京に必要な額を確実に配分すること。
- (3) 誰もが安全で快適に自転車を利用できる環境を創出するため、地域の道路事情に応じた自転車通行空間を整備するために必要な財源を確保し、東京に必要な額を確実に配分すること。

参 考

1 都道における交通安全施設の整備状況

【歩道整備状況】

(令和3年4月1日現在)

区分	整備対象 道路延長	整備済延長		未整備延長
			うち幅員2m以上	
区部	892 km	801 km	736 km	91 km
多摩地域	988 km	706 km	460 km	282 km
全体	1,880 km	1,507 km	1,196 km	373 km

【「東京都道路バリアフリー推進計画」に基づく道路のバリアフリー化整備状況】

(令和3年4月1日現在)

区分	整備対象延長	整備済延長
競技会場や観光施設周辺等の都道	90 km	90 km
駅、生活関連施設等を結ぶ都道	90 km	45 km
計	180 km	135 km

【「東京都自転車通行空間整備推進計画」に基づく自転車通行空間整備状況】

(令和3年4月1日現在)

整備形態	整備済延長
自転車道	15 km
普通自転車専用通行帯（自転車レーン）	111 km
車道混在（自転車ナビマーク・自転車ナビライン）	8 km
自転車歩行者道（構造的分離）	50 km
自転車歩行者道（視覚的分離）	92 km
水道敷や河川敷等を利用した自転車歩行者道	44 km
合計	320 km

2 令和4年度 都の予算（当初）

(単位：百万円)

区 分	事業費	うち国費対象事業費（国費）
歩道整備 バリアフリー化 自転車通行空間整備	5,419	1,981 (990)

3 都への当初内示額

(単位：百万円)

区 分	令和3年度	令和4年度
歩道整備 バリアフリー化 自転車通行空間整備 (国費)	57 (28)	46 (23)

6 交差点改良事業の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局)

慢性的な交通渋滞を解消し、交通事故防止を図るため、交差点改良に必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

<現状・課題>

現在、東京都内では、いまだ慢性的な交通渋滞が各所で残っており、渋滞を緩和し円滑な道路交通を確保することは、喫緊の課題である。

渋滞の大半は交差点で発生しており、特に右折車線のない交差点において、右折車が後続車の進行を妨げることによる、交差点部の通過時間の増大が、大きな要因の一つとなっている。

交差点直近の比較的短い区間の土地を取得し、右折車線等を設置する交差点改良を行い、局所的な渋滞緩和を図るとともに、交差点付近の歩道を整備して歩行者、自転車の交通安全対策を図ることが求められている。

<具体的要求内容>

慢性的な交通渋滞を解消し、交通事故防止を図るため、右折車線の設置をはじめとした交差点改良の実施に必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

参 考

1 交差点改良事業の整備状況

(令和3年4月1日現在)

	計画箇所数	完成箇所数 (一部完成※含む)
交差点改良事業 (第3次交差点すいすいプラン)	76	25

※第2次交差点すいすいプランからの継続箇所を含む。

2 令和4年度 都の予算(当初)

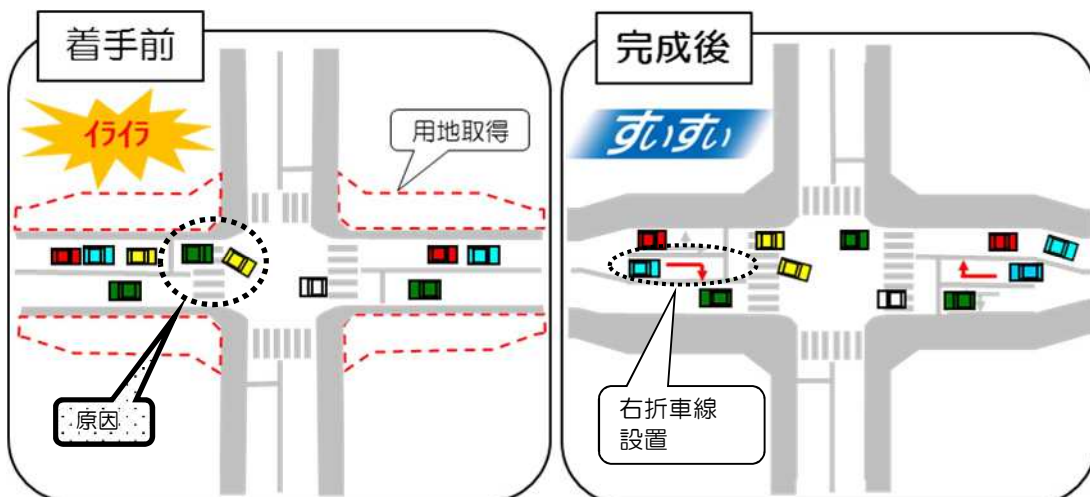
(単位:百万円)

区 分	事業費	うち国費対象事業費(国費)
交差点改良事業	2,647	621(311)

3 都への当初内示額

(単位:百万円)

区 分	令和3年度	令和4年度
交差点改良事業 (国費)	0(0)	0(0)



交通渋滞の緩和を図るとともに、交差点付近の歩道も併せて整備し、安全確保に努めています。

7 街並みと調和した道路の景観整備

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局)

街並みと調和した道路の景観整備に必要な財源を確保し、東京に必要な額を確実に配分すること。

<現状・課題>

快適な道路環境を創出し、美しさや潤いのある道路づくりを進めるため、道路の景観整備は重要である。

景観法や都市再生特別措置法の施行等により、個性豊かで魅力的なまちづくりが進んでおり、そうした観光地周辺やまちづくりが進んでいる地域等において街並みと調和した道路の景観整備に取り組んでいく必要がある。

<具体的要求内容>

浅草等の観光地周辺や大丸有地区等個性豊かで魅力的なまちづくりが進んでいる地域において、街並みと調和した道路の景観整備を行い、多様な人々が集う、首都東京にふさわしい快適で魅力あるみち空間を創出するため、道路の景観整備に必要な財源を確保し、東京に必要な額を確実に配分すること。

参 考

1 街並みと調和した道路の景観整備事業の整備状況

(令和3年4月1日現在)

区 分	計画施設延長	完成施設延長	整備率
街並みと調和した道路の景観整備事業	19.3km	0km	0%

2 令和4年度 都の予算（当初）

(単位：百万円)

区 分	事業費	うち国費対象事業費（国費）
街並みと調和した道路の景観整備事業	728	160（80）

3 都への当初内示額

(単位：百万円)

区 分	令和3年度	令和4年度
街並みと調和した道路の景観整備事業（国費）	0 (0)	0 (0)

8 臨海部道路網の整備【最重点】

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 港湾局)

東京港の国際競争力及び地震災害に対する危機管理機能の強化に向け、中央防波堤地区の臨港道路について、整備に必要な財源を確保すること。

<現状・課題>

東京港の国際競争力を強化し、首都圏の生活と産業を支えるとともに、震災時における迅速な緊急物資輸送や被災者避難が行えるよう、ふ頭と背後地とを結ぶ道路ネットワークの充実・強化を図ることが必要である。

特に、中央防波堤地区においては、外貿コンテナ及び内貿ユニットロードターミナルなどのふ頭施設の利用に伴う交通需要に対応することが喫緊の課題である。

このため、中央防波堤外側コンテナふ頭（Y 3）の整備スケジュールに合わせ、中央防波堤地区の臨港道路を完成することが不可欠である。

<具体的要求内容>

中央防波堤地区の臨港道路の整備は、東京港の国際競争力を強化し、首都圏の生活と産業を支えるとともに、震災時における迅速な緊急物資輸送や被災者避難が行えるなど、大きなストック効果を発現する。

このため、中央防波堤外側コンテナふ頭（Y 3）の整備スケジュールに合わせ、中央防波堤地区の臨港道路を完成できるよう、整備に必要な財源を確保すること。

9 臨港道路の橋梁・トンネルの長寿命化【最重点】

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 港湾局)

東京港の円滑な物流を長期にわたって適切に維持していくため、予防保全の観点から臨港道路の橋梁、トンネルの大規模改修（長寿命化対策）に必要な財源を確保すること。

<現状・課題>

東京港の港湾施設等は、高度経済成長期までに集中的に整備されたものが多く、更新時期の集中等が想定されていた。このため、それまでの対症療法的な管理から予防保全型の管理に転換し延命化を推進している。

しかしながら、施設の高齢化は確実に進行し、いずれは寿命を迎え施設の更新が必要となる。橋梁とトンネルの更新は、交通渋滞による社会的損失が大きくなることが想定され、また、膨大な事業費が短期間に発生する。

このため、予防保全の観点から、従来の維持補修に加え「長寿命化対策」として、施設の大規模改修を行い性能を回復・向上させ、更なる延命化（100年程度の延命を目指す）を図っていくことが必要である。

都は、令和3年9月に「東京港橋梁・トンネル長寿命化計画」を策定し、長寿命化対策を計画的かつ迅速に推進する予定である。

<具体的要求内容>

「東京港橋梁・トンネル長寿命化計画」に基づき、臨港道路の橋梁、トンネルの性能を回復・向上させる大規模改修を実施するために必要な財源を確保すること。

1 0 道路施設の点検に向けた財源確保等

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局)

道路の本格的なメンテナンス体制を構築するため、トンネルや橋など道路施設の点検を着実に実施するのに必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分するとともに、更なる交付金及び補助金の充実を図ること。

<現状・課題>

高度経済成長期に集中的に整備されたトンネルや橋などの道路施設は、高齢化が進んでいることから、本格的なメンテナンス体制の構築が求められている。

道路法においては、道路の予防保全の観点も踏まえた点検を含む維持・修繕の実施等が規定され、国が定める統一的な基準により、5年に一度の頻度で近接目視により点検を行うことが義務化された。

点検の義務化に伴い、比較的財政基盤の弱い区市町村が道路施設の点検を着実に実施していくために、必要な財源の確保や技術力の向上等が不可欠である。

<具体的要求内容>

- (1) 定期点検が義務付けられたトンネル、橋などの道路施設や、街路灯、道路標識などの道路附属物の点検に必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。
- (2) 特に、鉄道や高速道路をまたぐ橋の点検については、作業時間や物理的な制約を受け、より多くの経費を要することから、必要となる財源を確保するとともに、補助率の引上げなど更なる補助金の充実を図ること。
- (3) 道路施設の定期点検における近接目視について、効率的かつ経済的に行える新たな点検手法、新技術の開発と認定を行うこと。
- (4) 職員の点検技術の向上を図るため、国が実施している道路維持管理研修等の更なる強化や点検員の資格制度の確立など、技術的な支援を拡充すること。

参 考

（１）道路施設の点検事業費

令和４年度 予算（当初） ※都分、区市町村分を含む （単位：百万円）

区 分	事業費	うち補助事業費 （国費）
道路施設等の点検・調査	1, 6 7 8	5 3 9 (2 3 0)
橋梁の点検	7 8 8	3 3 4 (1 2 5)
舗装の調査	2 0 5	1 2 0 (6 0)
その他道路施設の点検・調査	6 8 5	8 5 (4 5)

補助率 0. 5～0. 6 9

（２）都への当初内示額

（単位：百万円）

区 分	令和３年度	令和４年度
道路施設等の点検・調査	4 1 4 (2 2 5)	4 5 2 (2 4 4)
橋梁の点検	2 7 0 (1 4 9)	2 8 0 (1 5 5)
舗装の調査	1 1 0 (5 5)	1 0 0 (5 0)
その他道路施設の点検・調査	3 4 (2 1)	7 2 (3 9)

補助率 0. 5～0. 6 9

（３）道路施設の点検事例

○橋梁の点検



一般橋点検



横断歩道橋点検

○舗装の調査



路面下空洞調査



路面性状調査

○その他施設（トンネル・擁壁等）の点検



トンネル点検



擁壁点検

3 6 鉄道駅のバリアフリー化の推進【最重点】

1 移動等円滑化方針及び基本構想の作成促進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局)

移動等円滑化促進方針及び基本構想の作成に必要な財源を確保すること。

<現状・課題>

移動等円滑化促進方針及び基本構想は、鉄道駅や駅周辺地域の面的・一体的なバリアフリー化を進める計画であり、改正バリアフリー法などに示される、「共生社会の実現」や「社会的障壁の除去」に資するバリアフリーのまちづくりのための重要な取組である。

都は、区市町村の基本構想策定に係る経費について、区市町村への補助を実施してきたが、具体の事業に関する調整が難航することや作成のための予算がないなどのために、基本構想の作成が進んでいない地域がある。

こうした中、平成30年に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）が改正された。

この改正では、マスタープラン制度が導入され、同法第24条の2で、区市町村は移動等円滑化促進方針を作成するよう努めるものとされた。また、同法第25条で、基本構想の作成について、改正前はできる規定であったが、改正後は努力義務とされた。

これを受け都も、移動等円滑化促進方針を作成する区市町村に対し、策定に対する経費を令和2年度から新たに補助することにした。（令和3年12月現在、移動等円滑化促進方針を2区、バリアフリー基本構想を30区市が策定済み）

今後、区市町村が取り組む移動等円滑化促進方針及び基本構想の作成を一層促進していく必要がある。

<具体的要求内容>

区市町村の移動等円滑化促進方針及び基本構想の作成に必要な財源を確保すること。

2 ホームドア等の整備促進

(提案要求先 国土交通省・観光庁)
(都所管局 都市整備局・交通局)

- (1) ホームドア等の整備を更に加速させるために必要な財源を確保すること。
- (2) ホームドア等の整備を促進するため、コスト縮減を図るための技術開発の支援等を行うこと。
- (3) 視覚障害者等の転落事故防止のため、ホームドアが整備されるまでの間においても安全対策を促進すること。

<現状・課題>

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐことを目的として、外出自粛要請が出されたことにより、鉄道事業者の運賃収入が大きく減少している。そのような状況においても、鉄道利用者のホームからの転落等による人身障害事故を防止し、利用者や鉄道輸送の安全性を確保するため、ホームドア整備を加速させるとともに、ホームドアが整備されるまでの間においても安全対策を促進する必要がある。

ホームドアの整備に当たっては、車両扉の位置の異なる列車への対応やホーム幅の縮小、停車時間の増大による輸送力の低下、さらには、膨大な投資費用などの課題があり、整備は進んでいない現状にある。

国は鉄道事業者のホームドア整備を促進するため、10万人以上の駅を優先して設置費用に対する補助を実施しているが、都では整備を更に加速させるため、「鉄道駅バリアフリーに関する優先整備の考え方」を公表し、令和2年度から、10万人未満の駅にも補助対象を拡大したところである。今後、都では、鉄道事業者のホームドア整備を一層促進していく。

また、国は、視覚障害者などが駅を安全に利用できるよう、「駅ホームにおける視覚障害者の安全対策検討会」を設置し、ホームドアによらない転落防止対策を検討している。加えて、令和3年12月に創設されたバリアフリー料金制度により、バリアフリー化の加速が期待される。

一方、同料金制度だけでは、都が掲げる整備目標を達成するための財源が確保できない。このため、補助による整備促進も引き続き必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 安全対策に資するホームドア等の整備については、外出抑制による大幅減収の中においても、計画どおりに実施することはもとより、更に加速させるため、鉄道事業者の積極的な取組を促すとともに、10万人未満の駅を含め整備に必要な財源を確保すること。
- (2) 異なる扉位置の車両への対応やコスト縮減を図るための技術開発の支援等

を行うこと。

- (3) ホームドアが整備されるまでの間、ITやセンシング技術の活用など、ホームからの転落防止対策を検討し、鉄道事業者の取組を促進すること。

3 エレベーター等の整備促進

(提案要求先 国土交通省・観光庁)

(都所管局 都市整備局)

鉄道駅におけるエレベーター等のバリアフリー施設の整備を更に加速させるために必要な財源を確保すること。

<現状・課題>

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐことを目的として、外出自粛要請が出されたことにより、鉄道事業者の運賃収入が大きく減少している。そのような状況においても、高齢者や障害者等をはじめ、鉄道駅を利用する全ての人の円滑な移動環境を確保するため、エレベーター等の設置を促進する必要がある。

これまでに、都内の約9割の駅でホームから出入口まで段差なく移動できる経路が1ルート確保されているが、複数の出入口が離れた位置にある駅や乗換えに段差のある移動を伴う駅等においてエレベーターの設置を加速させ、駅における利用者の移動環境を更に高めていく必要がある。

都では、駅利用者の移動等の円滑化を促進するため、駅におけるエレベーター等の設置費用に対する補助を実施しているが、複数の出入口へのルートや乗換ルートのバリアフリー化を更に加速させるため、「鉄道駅バリアフリーに関する優先整備の考え方」を公表し、令和2年度から、複数の出入口へのルートや乗換ルートのバリアフリー化への補助を拡大したところである。今後、都では、鉄道事業者のエレベーター等の設置を一層促進していく。

また、国が令和3年12月に創設したバリアフリー料金制度により、バリアフリー化の加速が期待される。

一方、同料金制度だけでは、都が掲げる整備目標を達成するための財源が確保できない。このため、補助による整備促進も引き続き必要である。

<具体的要求内容>

1 ルート未整備駅の解消や、最短経路を考慮したルートの複数化や乗換ルートのバリアフリー化に向けたエレベーター等のバリアフリー施設の整備については、外出抑制による大幅減収の中においても、計画どおりに実施することはもとより、更に加速させるため、鉄道事業者の積極的な取組を促すとともに、都がバリアフリー化を促進する駅の整備に必要な財源を確保すること。

4 トイレ環境の整備

(提案要求先 国土交通省・観光庁)
(都所管局 都市整備局・交通局)

鉄道駅におけるトイレ環境の充実に係る財源を確保すること。

<現状・課題>

平成29年2月に公表された「ユニバーサルデザイン2020行動計画」で、トイレ環境の整備を図るため、ガイドラインを改正するとの見解が示された。

これを受け、平成30年3月に公表された公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドラインでは、高齢者障害者等用便房（以下、「バリアフリースイートイレ」という。）を整備した上で、一般トイレへの機能分散により、利便性向上を図ることが必要であるとしている。

都では、平成30年度から、鉄道駅におけるバリアフリースイートイレ整備への補助制度を拡充した。

また、国が令和3年12月に創設したバリアフリー料金制度により、バリアフリー化の加速が期待される。

一方、同料金制度だけでは、都が掲げる整備目標を達成するための財源が確保できない。このため、補助による整備促進も引き続き必要である。

<具体的要求内容>

鉄道駅におけるバリアフリースイートイレの整備など、トイレ環境の充実に係る財源を確保すること。

3 7 都市鉄道ネットワーク等の強化【最重点】

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局)

- (1) 交通政策審議会答申第198号及び第371号において「事業化に向けて検討などを進めるべき」とされた路線等の整備を促進すること。
- (2) 答申第371号に位置付けられた東京8号線の延伸及び品川地下鉄については財源の確保、臨海地下鉄については事業計画策定に向けた協力など、必要な措置を講じること。
- (3) JR中央線複々線化などの事業化に向けて、新しい整備の仕組みづくりを検討するなど、早期に必要な措置を講じること。
- (4) オフピーク通勤の取組を促進すること。
- (5) 鉄道の快適な利用に向けた施策の検討に対し支援・協力を行うとともに、混雑緩和を促進させるため、時間差料金制などの必要な施策について課題も含めて検討し、早期に確立すること。

<現状・課題>

東京圏における今後の都市鉄道の在り方については、平成28年4月の交通政策審議会答申第198号において、国際競争力の強化に資する鉄道ネットワークのプロジェクト、地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクトとして、路線の新設・既設施設の改良に関するプロジェクトが挙げられている。

こうした答申に位置付けられた路線の実現には、事業主体や収支採算性、技術的な課題等への対応が必要である。

そこで都は、答申において「事業化に向けて検討などを進めるべき」とされた路線等について、沿線の区市町や鉄道事業者等の関係者とともに、具体化に向け、事業スキーム等の検討を実施するとともに、平成30年4月に鉄道新線建設等準備基金を創設して、財源の確保に努めている。

また、令和4年2月に策定した「未来の東京」戦略 version up 2022 において、各路線の取組の方向性をあらためて示したところである。

とりわけ、令和3年7月の交通政策審議会答申第371号において、東京8号線の延伸、品川地下鉄、臨海地下鉄の事業化に向けた課題解決につながる内容が示された。

東京 8 号線の延伸、品川地下鉄については、令和 4 年度早々から都市計画の手続き等を実施している。

臨海地下鉄については、令和 3 年 9 月に、国の参画も得て、事業計画検討会を立ち上げ、事業計画の策定に向けた検討を進めている。

また、多摩都市モノレールの延伸（箱根ヶ崎方面）については、令和 4 年度より都市計画等の手続きに着手することとしている。

一方、平成 29 年度から都は、オフピーク通勤を促進する時差 Biz の取組を開始した。平成 31 年からは、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会とその先を見据え、時差 Biz や働き方改革につながるテレワーク等と、交通混雑緩和に資する交通需要マネジメント（TDM）を「スムーズビズ」として、一体的に推進してきた。大会終了後も、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と大会も契機に取組が進んだ新しい生活様式の定着に向け、引き続きテレワークやオフピーク通勤の取組を推進している。

鉄道の快適な利用に向けては、テレワークやオフピーク通勤等の取組の推進に加え、鉄道事業者による様々な対策を進めることも重要である。そこで、都は、鉄道事業者や有識者等とともに、先端技術も活用した車両や運行システムの改良、時間差料金制など、輸送力の強化や利用者の更なる分散につながる対策等について検討を進めている。

こうした中、国は、令和 3 年 5 月に公表した第 2 次交通政策基本計画において、都市鉄道等における通勤時間帯等の混雑緩和を促進させるために必要な施策、例えば、変動運賃制（ダイナミックプライシング）等の新たな対策について、その効果や課題について十分に検討するとの方向性を示した。また、本年 2 月に、現行の運賃・料金制度における課題について議論するための小委員会を交通政策審議会の下に新たに設置し、運賃・料金制度について今日的視点から検証を行っているところである。

<具体的要求内容>

- (1) 答申において「事業化に向けて検討などを進めるべき」とされた路線の整備促進

交通政策審議会答申第 198 号及び第 371 号において「事業化に向けて検討などを進めるべき」とされた路線等の整備に向けて、事業スキームを早期に構築するとともに、補助制度の積極的な活用や拡充、財源の確保など必要な措置をとること。

- (2) 答申第 371 号に位置付けられた路線への確実な支援

答申第 371 号に位置付けられた東京 8 号線の延伸及び品川地下鉄については財源の確保、臨海地下鉄については事業計画策定に向けた協力など、必要な措置を講じること。

- (3) 新しい鉄道整備の仕組みづくりの検討などの措置

整備効果が見込まれるものの、収支採算性に課題があるとされた JR 中央線の三鷹・立川駅間の複々線化などの路線について、新しい整備の仕組みづくりを検討するなど、必要な措置をとること。

また、地下鉄運転の時間延長など外国人の受入環境整備の推進策について検討すること。

(4) オフピーク通勤の取組の促進

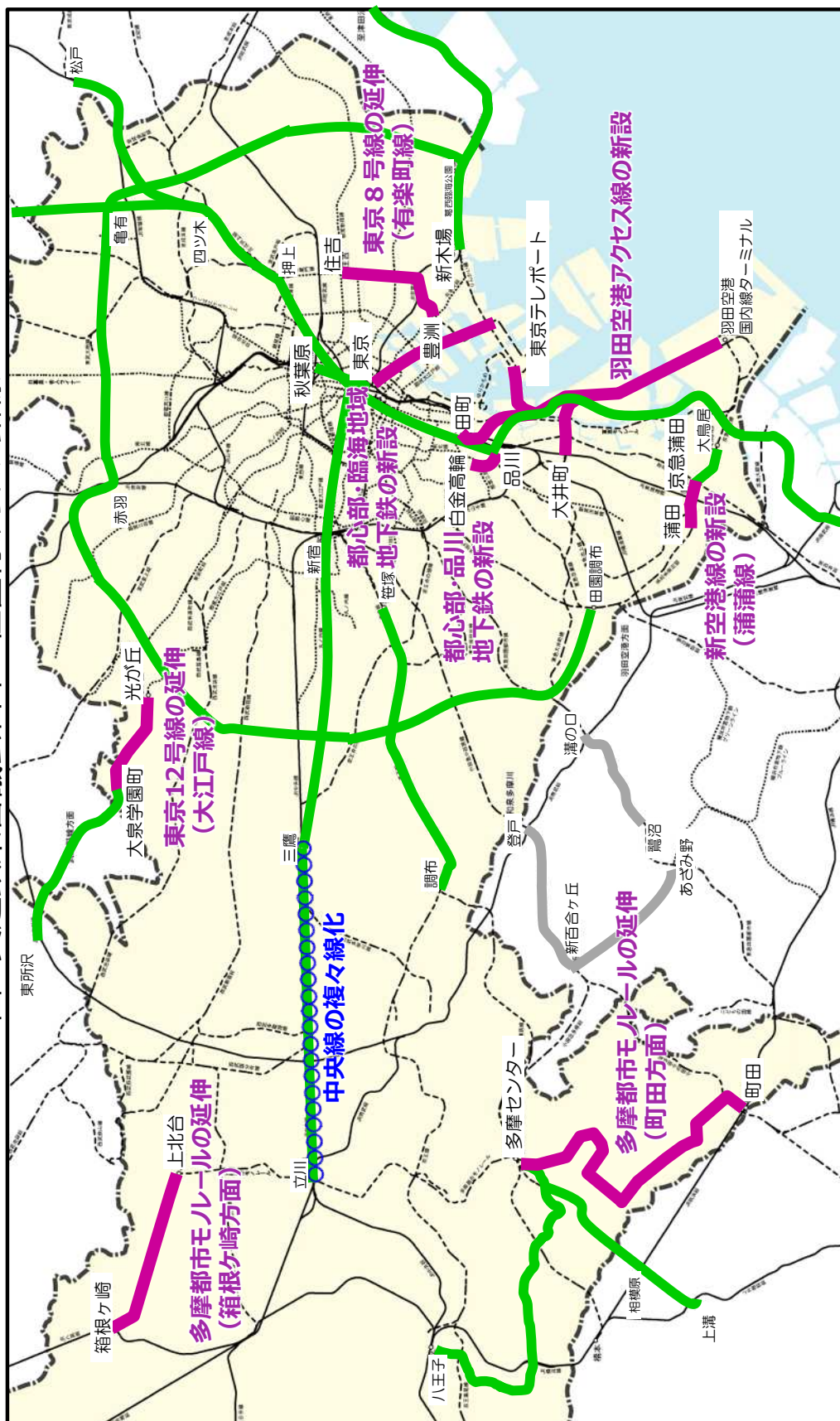
答申を踏まえ、鉄道利用者に対するオフピーク通勤へのインセンティブの付与等、鉄道事業者の積極的な取組を促すなど、オフピーク通勤の取組を促進すること。

(5) 鉄道の快適な利用に向けた検討に対する支援・協力及び施策の早期の確立

鉄道の快適な利用に向けて、先端技術も活用した車両や運行システムの改良、時間差料金制など、実現可能な新たな施策の検討に当たり、国において指導・助言・規制緩和等の支援・協力を行うこと。

また、混雑緩和を促進させるため、時間差料金制などの必要な施策について社会的影響等の課題も含めて検討し、早期に確立すること。

《国の交通政策審議会答申に位置付けられた路線》



参 考

答申において「検討などを進めるべき」とされた路線
 国など関係者と連携し、仕組みづくりを進める路線

——
 ○○○○

3 8 B R T整備推進のための制度の創設・拡充

【最重点】

(提案要求先 内閣府・国土交通省・環境省)
(都所管局 都市整備局)

- (1) B R Tの導入に関して、連節車両等の購入、インフラ整備及び自動走行技術等の新技術導入に伴うコスト増に対して、各補助制度の拡充や創設を行うこと。
- (2) B R Tの整備を推進するための枠組とそれに合わせた補助制度の創設を行うこと。

<現状・課題>

B R Tは、地下鉄やL R Tなどと比較して導入に要する期間が短く、交通需要への速やかな対応が求められる地域等において、今後、鉄道やバス等と共に公共交通の一翼を担う交通システムである。また、B R Tの導入において、燃料電池車両や低公害型連節車両を利用することにより、二酸化炭素排出量の少ない交通システムを構築し、低炭素社会の実現に寄与する。

都が進めている都心と臨海地域とを結ぶB R Tは、プレ運行（二次）及び、選手村まちびらきまでに本格運行を予定しており、環境負荷の低減にも配慮したB R Tの実現に向けて運行事業者等と調整を進めている。

今後、ターミナルや車両基地の整備に対する支援、連節車両や燃料電池車両の調達のための支援の拡充など、B R T事業を推進するための枠組みを確保する必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 連節車両、燃料電池車両への補助の拡充
- (2) B R T事業におけるターミナル、車両基地の整備への補助の創設
- (3) 自動正着制御等の新技術導入費用に関する補助の創設
- (4) 乗降時間短縮に向けた、車両内における車いすの取扱いの弾力的な運用
- (5) 行政手続きの簡素化による導入期間の短縮
- (6) 上記も含めて、B R T事業推進のための包括的な制度の創設

参 考

【B R Tに関する既存の補助制度】

《事業者向け》

- ・公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業（環境省地球環境局）（国土交通省連携事業）

主な補助対象：B R T、L R Tを中心とした公共交通利用への転換など

補助率：国 1 / 2

- ・地域公共交通確保維持改善事業（国土交通省総合政策局）

主な補助対象：連節車両、停留施設、バスロケーションシステムなど

補助率：国 1 / 3

- ・訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業・旅行環境整備事業（国土交通省）

主な補助対象：I Cカード、バスロケーションシステム、多言語化など

補助率：国 1 / 3

- ・再エネ水素を活用した社会インフラの低炭素化促進事業（環境省水・大気環境局）

主な補助対象：燃料電池車両、充電施設など

補助率：国 1 / 3 （都上限5, 0 0 0万円）

＊車庫・営業所・整備場に関する補助なし

《自治体向け》

- ・社会資本整備総合交付金（基幹事業）（国土交通省都市局）

主な補助対象：ターミナル、停留施設など

補助率：国 5 . 5 / 1 0、1 / 3 等

- ・国際競争拠点都市整備事業（国土交通省都市局）

主な補助対象：B R Tの整備（停留所、走行空間等）

補助率：国 1 / 2

3 9 都市高速鉄道整備の充実・強化

1 地下高速鉄道事業の補助金の確保

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 交通局・都市整備局)

災害対策・大規模改良工事等に必要な財源を継続的に確保するとともに、補助対象の拡大等を図ること。

<現状・課題>

東京の地下鉄は、首都機能や経済活動を支える重要な基盤であり、国際的な都市間競争を勝ち抜き、持続可能な東京を実現するためには、その更なる充実が不可欠である。そのため、都の地下鉄ネットワークを一体となって形成する都営地下鉄と東京メトロの両地下鉄が必要な取組を進めていくことが重要である。

具体的には、国が令和2年12月に掲げた「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」において、激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策を重点的に取り組むべき対策としており、東京の地下鉄においてもこうした取組を推進していく必要がある。

また、ホームドア整備による安全性の向上やエレベーター等バリアフリー設備の充実を図るほか、輸送の安定性向上や利便性向上など輸送サービスの改善に資する駅の大規模改良等についても引き続き進めていかなければならない。加えて、「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」の改訂を踏まえ、ホームと車両の段差・隙間対策にも取り組んでいく必要がある。

コロナ禍により乗車料収入が大幅に減少するなど厳しい事業環境の中にあっても、こうした取組を着実に推進していくためには、地下高速鉄道整備事業費補助制度による両地下鉄への財政的な支援が不可欠である。

<具体的要求内容>

地下高速鉄道整備事業費補助制度について、耐震補強、浸水対策、大規模改良工事に必要な財源を継続的に確保するとともに、段差・隙間への対策についても補助対象とする等、支援の充実を図ること。

参 考

○地下高速鉄道整備事業費補助

【国庫補助金】

(単位：千円)

年 度	国庫補助金	
	都営地下鉄	東京メトロ
3 0	1, 500, 623	1, 749, 351
元	1, 588, 299	1, 005, 557
2	1, 050, 264	182, 000
3 (決算)	434, 228	834, 000
4 (予算)	1, 350, 996	403, 000

※ それぞれの収入年度区分による

【補助対象事業（令和４年４月現在）】

(都営地下鉄)

- ・ 高架部の橋脚及び地下部の中柱の耐震補強
施設等の安全性をより一層高めるとともに、早期の運行再開を図る。
- ・ 浅草線泉岳寺駅の大規模改良
ホームの拡幅やコンコースの拡張等の大規模改良工事を行う。
- ・ 浅草線へのホームドアの整備
令和５年度までに交通局が管理する全ての駅でのホームドア整備を目指す。
- ・ 乗換駅等へのエレベーター整備
他の事業者とも連携を図りながら、乗換駅等へのエレベーター整備を行う。
- ・ 駅出入口浸水対策工事
鉄道運行を確保するため、駅出入口へ浸水対策設備を整備する。

(東京メトロ)

- ・ 日比谷線などへのバリアフリー整備
ホームドア、エレベーター、エスカレーター及び多目的トイレを整備する。
- ・ 混雑緩和にかかる駅改良工事
銀座線浅草駅付近の混雑緩和や遅延解消のため、折返し線設置等を実施する。
- ・ 駅出入口浸水対策工事等
鉄道運行を確保するため、駅出入口及び坑口へ浸水対策設備を整備する。

2 地下高速鉄道事業の企業債に係る財政負担の緩和

(提案要求先 総務省)

(都所管局 交通局)

政府資金及び旧公営企業金融公庫資金をもって起こした企業債の公的資金補償金免除繰上償還制度を復活させるとともに、条件を緩和すること。

<現状・課題>

令和３年度末の建設改良に係る政府資金及び旧公営企業金融公庫資金をもって起こした企業債の残高のうち、年利４％以上の高利率のものは、約３７億円であり、今後の利子負担額は、約２億円となるなどコロナ禍の厳しい事業環境に直面する中で財政的な負担となっている。

平成２４年度まで政府資金及び旧公営企業金融公庫資金をもって起こした企業債の公的資金補償金免除繰上償還制度があったが、都については、財政力指数や資本費の条件等から対象外となっていた。このため、この制度を復活させるとともに、条件を緩和することを求める。なお、平成１９年度に年利７％以上のものについて、繰上償還が認められた。

<具体的要求内容>

高金利の未償還企業債が財政負担となっているため、政府資金及び旧公営企業金融公庫資金をもって起こした企業債の公的資金補償金免除繰上償還制度を復活させるとともに、条件を緩和すること。

参 考

【令和３年度の企業債の発行条件と償還期限等】

(年利：％)

区 分	年 利	償 還 方 法
政 府 資 金	０．００８	１０年元利均等償還（据置なし） 財政融資資金 ※１
機 構 資 金	０．１００	１０年元利均等償還（据置なし） ※１、※２
民間(公募)	０．２５４	１０年満期一括償還 令和３年３月発行

※１ 政府資金及び機構資金の年利は、令和４年３月のもの（令和３年度の発行実績はない。）

※２ 機構資金とは、地方公共団体金融機構（旧公営企業金融公庫）の資金である。

【都市高速鉄道事業債の元利償還金と期末残高の推移】（単位：百万円）

年 度	元金償還金	支 払 利 子	元利償還金計	期 末 残 高
2 9	51,413	6,520	57,933	327,196
3 0	31,595	5,737	37,332	300,601
元	37,264	5,075	42,339	268,337
2	57,521	4,307	61,828	244,720
3（決算）	26,283	3,579	29,862	253,730
4（予算）	20,578	3,356	23,934	266,858

※ 特例債を含む。

4 0 連続立体交差事業の推進【最重点】

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局・都市整備局)

- (1) 連続立体交差事業の推進に必要な財源を確保し、東京に必要な額を確実に配分すること。
- (2) 連続立体交差事業と併せて整備する街路事業や市街地開発事業に必要な財源を確保し、東京に必要な額を確実に配分すること。
- (3) 高架下等の空間における公租公課相当額で利用できる公共利用面積の拡大について、制度の改善を検討すること。

<現状・課題>

東京都内には、約1,050か所の踏切が存在し、交通渋滞をはじめとした様々な問題が日常的に発生している。また、緊急輸送道路等に位置する踏切道は、災害時の救援活動や人流・物流に大きな影響を与える可能性があることから、首都直下地震の切迫性を踏まえ、早期の対策が求められている。

このため、鉄道を連続して高架化又は地下化し、数多くの踏切を同時に除却することで、道路ネットワークの形成を促進し、交通渋滞や地域分断を解消して、地域の活性化や、都市の防災・安全性の向上にも資する連続立体交差事業の推進が必要である。

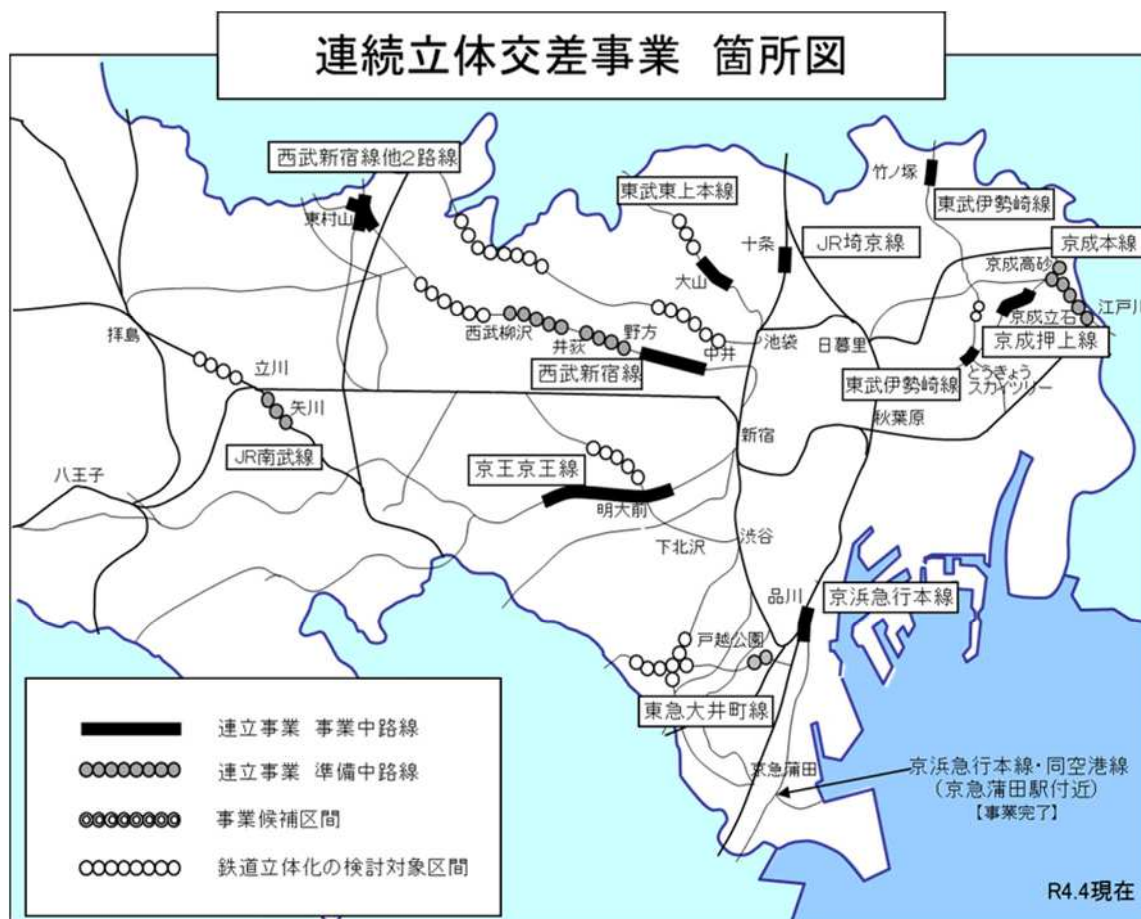
また、高架化や地下化により、新たに生み出される高架下などは、極めて貴重な都市空間であり、現行の制度では、高架下等貸付可能面積の15パーセントを公租公課相当額で公共利用が可能と定められている。しかし、都内で連続立体交差事業が実施された沿線区市では、公共施設の整備に必要な面積が不足しており、一部の区市では費用を負担し、15パーセントを超えて利用している。

<具体的要求内容>

- (1) 現在、都施行の京王京王線（笹塚駅～仙川駅間）、西武新宿線（中井駅～野方駅間、東村山駅付近）、京浜急行本線（泉岳寺駅～新馬場駅間）などの6路線7か所に加えて、区施行の東武伊勢崎線（竹ノ塚駅付近、とうきょうスカイツリー駅付近）で連続立体交差事業を進めている。また、都施行の西武新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）などの4路線5か所で事業化に向けた準備を進めている。これらの事業とともに、今後新たに事業化に取り組む箇所について必要な財源を確保し、確実に配分すること。
- (2) 連続立体交差事業と併せて整備することにより渋滞解消や沿線のまちづくりなど、周辺への波及効果の大きい東京都・区市施行の街路事業や市街地開発事業に対しても必要な財源を確保し、確実に配分すること。
- (3) 高架下等の空間を有効に活用し、事業効果を高めるため、費用負担を伴わ

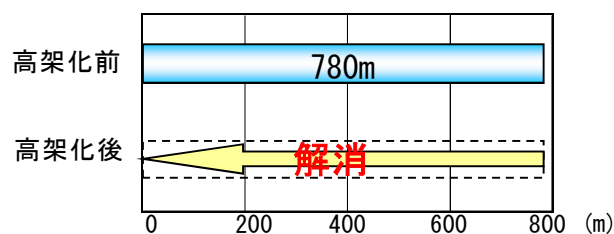
ずに公租公課相当額で公共利用できる面積の拡大について、制度の改善を検討すること。

参 考



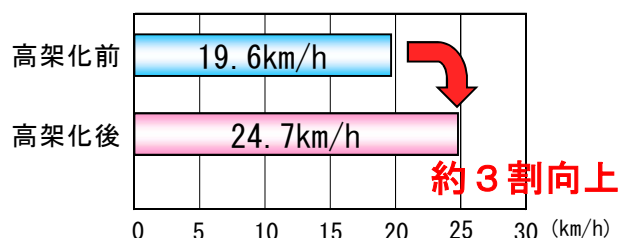
京浜急行本線・空港線（京急蒲田駅付近）の
平成24年10月全線高架化による効果

第一京浜の交通渋滞が解消



※ 上り方面（川崎方面から品川方面）の最大渋滞長

第一京浜の自動車平均走行速度が向上



※ 第一京浜の環7～環8間における朝・昼・夕の平均走行速度（平成24年11月調査）

※ 国土交通省が進めている蒲田立体（南蒲田交差点）開通（平成24年12月）により、さらに道路交通の円滑化が図られている。

4 1 踏切対策推進のための制度の創設・拡充

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局・建設局)

早期に実施可能な踏切対策を一層推進すること。

<現状・課題>

東京都では、平成16年6月に策定した「踏切対策基本方針」に基づき、踏切対策を推進してきた。

しかし、未だ東京都内に残されている約1,050か所の踏切では、交通渋滞や踏切事故等の様々な問題が発生しており、こうした踏切における問題を解消する必要がある。東京都では、現在、連続立体交差事業などの抜本的な対策を積極的に推進している。

一方で、立体化には多くの時間を要するため、早期に実施可能な対策として、踏切システムの改善や踏切道の拡幅など、地域の状況に応じた対策を促進しており、今後も引き続き、こうした対策を一層推進することが課題となっている。

<具体的要求内容>

踏切対策を総合的かつ計画的に推進するためには、早期に実施可能な対策を一層推進する必要がある。

- (1) 踏切における安全性を確保しつつ、交通処理能力を拡大する観点から、鉄道事業者による踏切システムの改善や高度化を図る事業について、道路交通円滑化を推進するための必要な措置を講じること。
- (2) 踏切における安全性を向上させるため、鉄道事業者による踏切保安設備の整備を促進するための財源の確保など必要な措置を講じること。
- (3) 鉄道交差部における交通の円滑化及び安全性の確保の観点から、踏切道改良促進法で改良すべき踏切道に指定された踏切道の拡幅、歩道橋・地下道の設置及び道路立体化を促進するための個別補助制度が令和3年度より創設された。引き続き、必要な財源を確保し、確実に配分すること。
- (4) 生活拠点駅周辺のボトルネック踏切等を解消し、駅周辺のまちづくりを推進することを可能とするため、局所的に鉄道立体化を行うことのできる制度を創設すること。

4 2 無電柱化事業の推進【最重点】

1 無電柱化事業の推進

(提案要求先 総務省・資源エネルギー庁・国土交通省・観光庁)
(都所管局 建設局・都市整備局)

都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出を図るために、無電柱化の実施に必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

<現状・課題>

無電柱化事業は、災害時に電柱の倒壊による道路閉塞を防ぐとともに電線類の被災を軽減するなど、東京の防災機能の強化のためにも重要である。

また、安全で快適な歩行空間の確保や良好な都市景観の創出を図る上でも重要な事業である。

都は、昭和61年度から7期にわたる無電柱化に関する整備計画を策定するとともに、平成29年には都道府県で初となる東京都無電柱化推進条例を制定し、国や区市町村、関係事業者と連携して無電柱化を計画的に推進してきた。

その結果、都道の地中化率は約44パーセントに達しているが、諸外国の都市と比較するといまだ大きく立ち遅れており、特に区市町村道のような狭あいな道路における無電柱化はあまり進展していない。

そこで、これまでの歩み以上に無電柱化の取組を加速させるため、年間整備規模の倍増による都道のスピードアップ、島しょ地域における無電柱化の推進、区市町村道への支援強化など、7つの戦略を掲げた「無電柱化加速化戦略」を踏まえ、令和3年6月に条例等に基づく「東京都無電柱化計画」を改定した。この中で、2040年代に向けた無電柱化の基本的な方針や目標を定めるとともに、今後5か年の整備計画を示した。さらに、台風等の自然災害に強い島しょ地域を実現するため、令和4年1月に「東京都島しょ地域無電柱化整備計画」を策定した。

区市町村道においては、あらゆる支援メニューを強化し、都の財政支援を拡充するとともに、木造住宅密集地域などにおいて、震災時の円滑な消火・救援活動や避難に資する主要な生活道路の整備や、市街地整備事業など、大規模開発から宅地開発まで、まちづくりのあらゆる機会において、無電柱化を促進していく。

また、無電柱化を更に進めるためには、企業者向けイベント等の機会を捉えて、都の無電柱化の取組状況や低コスト手法の導入等について、積極的に事業者に対してのPRを実施するなど、民間の技術開発による関係事業者間の競争を促し多様な整備手法や低コスト手法の技術革新を促進していくことも重要である。

<具体的要求内容>

- (1) 東京の防災力を高め、「セーフシティ」の実現に向けて、都内全域での無電柱化をより一層推進するため、事業推進に必要な財源の確保と補助率の

引上げを図ること。

- (2) 国道においても、都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出を図るために無電柱化を一層推進すること。
- (3) 区市町村道等の道幅の狭い道路の無電柱化を促進させるため、更なるコスト縮減とコンパクト化を図る無電柱化技術の開発等を推進すること。
- (4) 無電柱化の取組を更に加速するため、電線管理者への支援も含め、単独地中化方式など多様な事業手法が活用できるよう、制度設計や電線管理者との調整を行うこと。
- (5) 島しょ地域等において「観光地域振興無電柱化推進事業」について、必要な財源を確保するとともに対象地域の拡大を図ること。
- (6) 無電柱化事業を一層推進するため、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策においても、必要な財源を当初予算も含め、通常費とは別枠で安定的に確保し、確実に配分すること。

参 考

1 都道における整備状況

【無電柱化の整備状況】

(令和3年4月1日現在)

	整備対象延長	整備延長	地中化率
区 部	1, 288 km	803 km	62%
うちセンター・コア・エリア	536 km	535 km	100%
多 摩	1, 040 km	218 km	21%
計	2, 328 km	1, 021 km	44%

2 令和4年度 都の予算（当初）

(単位：百万円)

区 分	事業費	うち国費対象事業費（国費）
無電柱化整備事業	28, 710	4, 776 (2, 390)

※ 事業費は、既設道路における整備にかかるもの。

3 都への当初内示額

(単位：百万円)

区 分	令和3年度	令和4年度
無電柱化整備事業 (国費)	3, 615 (1, 808) ※令和2年度補正予算含む	2, 313 (1, 159) ※令和3年度補正予算含む

【整備事例】江東区亀戸（蔵前橋通り）

（整備前）



（整備後）



2 臨港道路の無電柱化

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 港湾局)

臨港道路における緊急輸送道路の無電柱化の推進に必要な財源の確保を行うこと。

<現状・課題>

道路の上空を輻輳(ふくそう)する電線類や歩道内にある電柱は、都市の景観を損ねるだけでなく、歩行者や車いすの通行の妨げとなっている。また、震災や台風等の災害時には、倒壊した電柱や切断された電線類により道路が閉塞し、避難路の確保や緊急車両の通行、物資輸送等の支障となるおそれがある。

このため、災害発生直後において、緊急車両の通行や緊急物資の輸送など、重要な役割を担う臨港道路における緊急輸送道路の無電柱化は不可欠である。

こうした状況を踏まえ、無電柱化の取組を加速させるため、令和3年2月に策定した「無電柱化加速化戦略」を踏まえ、令和3年6月に「東京港無電柱化整備計画」を改定した。臨港道路の緊急輸送道路においては、年間の整備規模を倍増させ、2035年度の完了を目指す。

<具体的要求内容>

- (1) 臨港道路における緊急輸送道路の無電柱化が計画的に推進できるよう、必要な財源の確保を行うこと。
- (2) 無電柱化の取組を更に加速するため、電線管理者への支援も含め、単独地中化方式などの整備手法について、制度設計を行うこと。

4 3 バス事業の環境整備の促進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 交通局)

バスの利用促進を図る施策を推進すること。

<現状・課題>

- (1) 現在のノンステップバスは、前扉から中間扉までは通路がフラットであるが中間扉より後方に段差が生じている。交通局ではより一層のバリアフリーを追求するため、車内の通路後方にある段差を解消した「フルフラットバス」を平成30年度に日本で初めて導入し、営業運行を開始した。

この取組は、公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン（バリアフリー整備ガイドライン 車両等編）の望ましい例とされている。また、利用者や他のバス事業者など様々な方面から、事業の方向性に対しては評価を得ている。

一方、フルフラットバスは国内メーカーでは開発がされておらず、外国メーカーのみが製造しており、現在の車両は構造や大きさ等、ベースの仕様が国産とは異なっていることから、幅員の狭い箇所が多いなど外国と道路構造の異なる国内においては、走行可能な路線が限定される。また、車両後方の通路幅が狭いことにより、誰もが後方まで移動しやすくなるというフルフラットバスの長所を十分に活かしていないほか、価格においても輸入による輸送費用等の経費を要するため、国内メーカーに比べて高額となるなど様々な課題がある。

- (2) 交通局では、バス接近表示装置や駅等におけるバス案内用デジタルサイネージを設置するなど、案内システムにより利用者の利便性向上を図っている。

<具体的要求内容>

- (1) フルフラットバスについて、乗合バスの目指すべき将来像として明確に位置づけるとともに、標準仕様の策定や国内メーカーによる開発に向けた積極的な支援を行うこと。また、ノンステップバスと比較し高額となるフルフラットバスを導入するバス事業者に対し、ノンステップバスとの差額を補助するなどの支援を行うこと。
- (2) バスの利便性を向上させるために、事業者が行う案内システムなどの整備に対して引き続き支援を行うこと。

参 考

フルフラットバスとノンステップバスの比較

フルフラットバス	ノンステップバス (2018 年度いすゞ)
(外観画像) 	(外観画像) 
(車内画像) 	(車内画像) 

4 4 羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進

【最重点】

1 羽田空港の更なる機能強化と国際化

(提案要求先 法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・国土交通省)
(都所管局 都市整備局・港湾局)

- (1) 羽田空港の更なる機能強化と国際化を推進するため、空港容量の拡大について可能な限りの方策を総合的に検討すること。
2020年の新飛行経路の運用開始後も、引き続き地元への丁寧な情報提供と、騒音・安全対策等を着実に進めること。
- (2) 夜間駐機場の拡充など、拠点空港機能の強化を進めること。
- (3) 再拡張事業により拡大された深夜早朝時間帯の発着枠について、有効に活用すること。
- (4) 羽田空港の更なる機能強化に併せて、ビジネス航空の一層の受入体制の強化を図ること。
- (5) 自然災害や不測の事態に対して、航空機発着の定時性確保や空港の安全確保に万全を期すため、適切な対策を講じること。

<現状・課題>

都は、従来の自治体の枠組みを越えて国の新しい滑走路整備に無利子貸付けを行うなど、羽田空港の再拡張事業を推進してきた。羽田空港は、都心に近く24時間利用できる空港であり、我が国の将来を左右する重要なインフラであることから、空港容量の更なる拡大について可能な限りの方策を総合的に検討し、東京の国際競争力を強化していく必要がある。

平成26年8月に、国は、都県市及び政令市等からなる協議会を設置し、飛行経路の見直し等により、2020年までに国際線の発着回数を年間約3.9万回増加することが可能となる機能強化策を提案した。

この提案について、国は、5期にわたる住民説明会の実施や低騒音機の導入促進、落下物防止対策基準の義務付けなど、総合的な対策に取り組み、令和元年7月には、都や地元の要請を受け、6期目のオープンハウス型説明会の開催や着陸高度の更なる引上げなど、追加対策等を示した。

令和元年8月には、第5回の協議会において、都は丁寧な情報提供や騒音・安全対策の着実な実施を要望するとともに、関係区市の意見を伝え、国からは、引

き続き丁寧な対応をしていく旨の発言があった。

その後、国は新飛行経路による運用を決定し、令和２年３月２９日から羽田空港において新飛行経路の運用を開始した。

運用開始後も航空機騒音の測定結果の公表や、機体チェックの体制強化、羽田新経路の固定化回避に係る技術的な方策についての検討等、様々な取組を実施している。

今後とも引き続き、関係自治体及び地元住民に対し丁寧な情報提供を行うとともに、騒音・安全対策等を着実に実施し、さらに関係区市の意見への回答に沿った対応をする必要がある。

ビジネス航空は、グローバルな企業活動に不可欠なビジネスツールとして欧米で広く利用されている。平成２８年４月に発着枠を拡大、平成３０年１０月に新たな駐機スポットを整備、令和３年７月に国際線ビジネスジェット専用ゲートの新設するなど、受入体制の強化が図られ、一定の改善は見られたが、東京ひいては我が国の国際競争力を強化するため、ビジネス航空の更なる受入体制の強化が必要である。

さらに、自然災害や不測の事態に対し、航空機発着の定時性の確保や空港の安全の確保に万全を期す必要がある。

<具体的要求内容>

- (１)－① 羽田空港の更なる機能強化と国際化を推進するため、既存施設の機能向上、施設整備、管制や環境面における制約への対応、旧整備場地区の活用などあらゆる角度から空港容量の拡大について可能な限りの方策を総合的に検討すること。

あわせて、国際線の利用者に不便が生じないように、出入国管理、税関及び検疫体制を確保すること。

- (１)－② 新飛行経路運用開始後も、情報提供については、様々な手段を通じて、地元への丁寧な情報提供と意見聴取に努めること。安全対策については、引き続き万全を尽くし、落下物対策の強化に向けて、落下物防止対策基準の充実や安全対策の取組に関する情報提供の充実に努めること。騒音対策については、低騒音機の導入促進を図るとともに、防音工事助成の円滑な実施に努めること。また、飛行高度の引上げを安定的に実現するため、航空保安施設の整備を実施すること。加えて、新飛行経路に関連し増設された騒音測定局による騒音影響の監視及び情報提供に取り組むこと。

さらに、羽田空港の機能強化に対する関係区市の意見への回答に沿うよう、引き続き丁寧かつ真摯に対応すること。

- (１)－③ 長期的な航空需要の増加に対応するため、東京 2020 大会開催以降の方策など、更なる機能強化についても検討を進めること。

なお、検討に当たっては、空港機能と港湾機能が共存できるよう配慮すること。

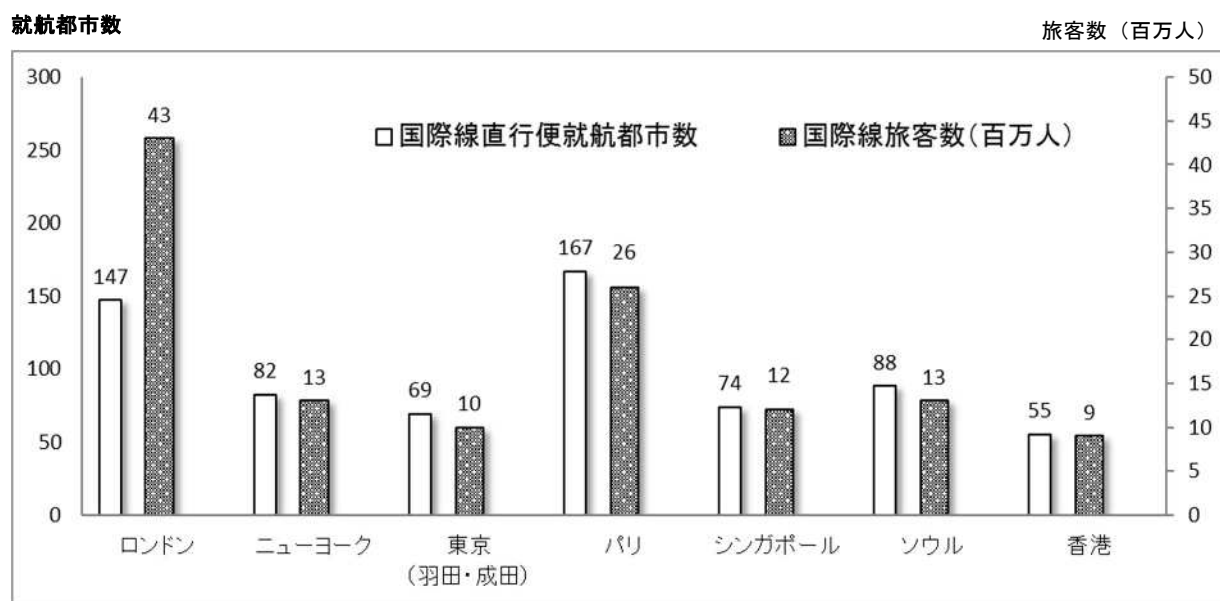
- (２) 夜間駐機場の拡充など、拠点空港機能の強化を進めること。

- (３) ２４時間利用可能な羽田空港を最大限活用するため、空港アクセスや旅客の利便性向上のための施設を充実させ、深夜早朝時間帯の就航拡大を図ること。

- (4) 羽田空港の更なる機能強化に併せて、ビジネス航空の一層の受入体制強化を図ること。
- (5) ー① 高潮や、大雪などの自然災害や不測の事態に対して、航空機発着の定時性確保や空港の安全確保に万全を期すため、適切な対策を講じること。
- (5) ー② 船舶動静把握を引き続き適切に行い、東京港における港湾機能の確保に万全を期すこと。

参 考

(1) 諸外国の主要都市との比較



(旅客数：2021 年、就航都市数：2021 年 3 月時点) 出典：国交省資料から作成

(2) 再拡張事業

- ・平成 19 年 3 月着工、平成 22 年 10 月 21 日供用開始
- ・事業費 総額約 7,300 億円 (うち、都は総額約 1,085 億円の無利子貸付けを実施)

2 羽田空港の機能発揮に資する交通アクセス等の強化

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 都市整備局)

- (1) 都心に近く、24時間利用可能な空港である羽田空港の機能を最大限に発揮するため、広域交通ネットワークの整備を推進すること。
- (2) 今後の羽田空港の更なる機能強化に的確に対応するため、空港アクセスの強化等を検討すること。
- (3) 深夜早朝時間帯の国際線発着枠を一層活用するため、深夜早朝時間帯における交通アクセスの利便性の向上を図ること。

<現状・課題>

羽田空港は、都心に近く、24時間利用可能な空港である。このポテンシャルを十二分に生かすためには、深夜早朝時間帯の交通アクセスの利便性の向上とともに、幹線道路や公共交通など、空港アクセスの一層の強化が重要である。

このため、広域交通ネットワークの整備を進めており、国道357号多摩川トンネルについても平成27年度に事業着手した。

今後、国は、関係自治体等と連携を図りながら、羽田空港の機能強化に的確に対応するため、空港アクセスの強化を検討する必要がある。

また、平成26年度、都は、国に協力し、深夜早朝時間帯のアクセスバス実証運行を実施した。この成果を踏まえ、平成27年度から、民間が主体となり、国・都県市等で構成される「東京国際空港の深夜早朝時間帯におけるアクセスバス運行協議会」が支援を行い、運行を実施している。今後とも、深夜早朝時間帯の国際線発着枠の活用のため、より一層の空港アクセスの利便性向上を図る必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 都心に近く、24時間利用可能な国際空港である羽田空港の機能を最大限発揮する国道357号多摩川トンネルなどの空港と連結する広域交通ネットワークの整備を推進すること。
- (2) 今後の羽田空港の更なる機能強化に的確に対応するため、交通政策審議会答申第198号で位置付けられた空港アクセスの強化に資する路線の実現に向けて、財源の確保等必要な措置をとること。また、外環については、関越道から東名高速間に引き続き整備していくため、羽田空港へのアクセス性を確保しつつ、まずは東名高速から湾岸道路間の全区間の計画を早期に具体化すること。さらに、空港構内道路においては、より一層の分かりやすい案内誘導で、空港利用者の利便性向上を図ること。

- (3) 深夜早朝時間帯の国際線発着枠を一層活用するため、深夜早朝時間帯における鉄軌道やアクセスバス等の利便性の向上を図ること。

3 羽田空港を生かす空港跡地のまちづくり推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局・建設局)

- (1) 「羽田空港跡地まちづくり推進計画」に基づき、まちづくりの完成に向けて、空港と一体となった魅力的なまちづくりを進めること。
- (2) 空港跡地に係る多摩川の堤防整備を着実に進めること。
- (3) 跡地の売却・活用に際しては、まちづくりに資する土地活用の在り方について、協議を進める等、必要な措置を講じること。

<現状・課題>

羽田空港跡地は、空港の沖合展開事業以来の経過によって生じた広大な土地であり、空港に隣接する希少な空間であることから、跡地利用に当たっては、空港と密接に関連し、一体となった利用を図ることが重要である。

跡地利用については、羽田空港移転問題協議会（メンバー：国土交通省、東京都、大田区及び品川区。以下「三者協」という。）において、平成22年に「羽田空港跡地まちづくり推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定し、第1ゾーン及び第2ゾーンの土地利用や基盤施設、まちづくりの進め方等について取りまとめた。

平成23年には、跡地（第1ゾーン）及び都内の4地域が、国際戦略総合特区「アジアヘッドクォーター特区」に位置付けられ、平成26年には、大田区を含む9区が国家戦略特区に指定された。さらに、平成28年4月には羽田空港周辺・京浜臨海部連携強化推進委員会（第3回）において、本地域の拠点形成を図るための取組を推進することが確認された。

第1ゾーンでは、土地区画整理事業については、平成28年2月に都市計画決定され、10月に施行者である独立行政法人都市再生機構が事業認可を取得し、基盤整備工事を進めている。令和2年7月には、まち開きに合わせて駅前交通広場や一部道路の供用を開始した。また、大田区が公民連携で進めている「新産業・創造発信拠点」の一翼を担う大規模複合施設の整備・運営については、平成30年5月に公募選定された事業者と事業契約を締結し、平成30年12月に工事着手、令和2年7月にまち開き（先行開業）した。

第2ゾーンは国が平成28年6月に宿泊施設等の整備・運営を行う民間事業者を選定し、平成30年4月に工事着手、令和2年3月に建物がしゅん工した。また、大田区は堤防を活用した緑地整備を進め、令和2年4月に全長約1.1kmの「ソラムナード羽田緑地」が開園した。令和4年1月には緑地区域を河口部へ拡

張する事業に着手した。

多摩川堤防は、第1ゾーンのまちづくりに併せた高潮対策に向け、大田区が平成29年3月に「羽田空港跡地かわまちづくり計画」を登録、国が平成29年3月に多摩川水系河川整備計画を変更し、平成30年3月、工事に着手した。

引き続き、関係者が協力し、「推進計画」に基づきまちづくりを進めていく必要があり、羽田空港を所管し、現在跡地を管理している国の役割が重要である。

<具体的要求内容>

- (1) -① 「推進計画」に基づき、まちづくりの完成に向けて都市基盤の整備を進めること。これに当たっては、三者協での協議を継続し、関係自治体と十分に調整を行うとともに、土地区画整理事業に必要な財源を事業期間に応じて確保すること。
- (1) -② 土地利用の具体化や堤防等の検討に当たっては、「推進計画」に基づき、多摩川沿いには長い水際線を生かした良好な景観を創出して、快適で魅力ある親水ネットワークの形成について具体的な整備計画を検討すること。
- (1) -③ 跡地を可能な限り有効に活用するため、既存ライフラインやライフライン管理施設の移設等について、引き続き必要な協議に協力すること。
- (2) 跡地及び空港を高潮等から守るため、第1ゾーン、第2ゾーンの多摩川堤防について、着実に整備を進めること。
- (3) 跡地の売却・活用に際しては、まちづくりに資する土地活用の在り方について、協議を進める等、必要な措置を講じること。

4 5 首都圏新空港の調査検討の推進

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 都市整備局)

首都圏新空港構想の具体化に向け、調査検討を推進すること。

<現状・課題>

首都圏の空港では、首都圏第3空港調査検討会（平成12年～平成14年）を踏まえ、羽田空港D滑走路等の整備が行われた。

一方、平成26年7月の首都圏空港機能強化技術検討小委員会の中間取りまとめでは、首都圏第3空港は依然として首都圏空港の抜本的機能強化の一方策と考えられ、同検討会で指摘された課題について検討していく必要があるとされている。

<具体的要求内容>

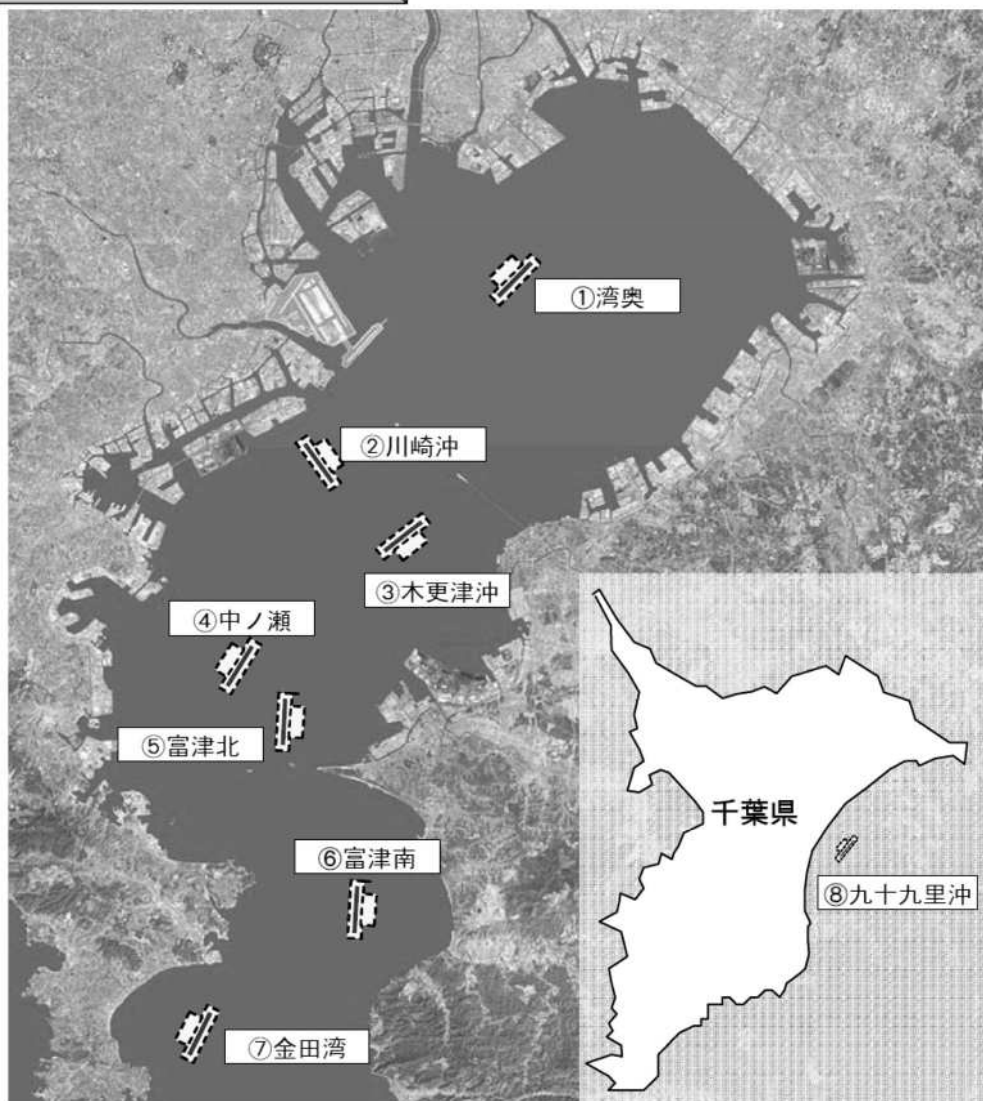
今後とも増加傾向にある首都圏の航空需要に対応していくため、首都圏新空港構想の具体化に向け、羽田及び成田両空港における利用状況や中期的な動向等も踏まえ、関係自治体とも十分に連携して調査検討を推進すること。

参 考

国土交通省航空政策審議会 航空分科会答申（平成19年6月）

「首都圏第三空港については、これまで実施されてきた検討において、東京湾における空域の確保や空港アクセスを始めとする様々な課題が明らかになってきたが、首都圏における旺盛な航空需要等に鑑みると、羽田及び成田両空港における利用状況や中期的な動向等も踏まえつつ、長期的な視野に立って引き続き検討を行うことが望ましい。」

各候補地位置(8候補地)



4 6 米軍基地対策の推進

1 米軍基地の整理・縮小・返還の促進

(提案要求先 外務省・防衛省)
(都所管局 都市整備局)

- (1) 米軍基地の整理・縮小・返還が促進されるよう必要な措置を講ずること。
- (2) 多摩サービス補助施設及び赤坂プレス・センターについて、直ちに返還されるよう必要な措置を講ずること。

<現状・課題>

都内には、現在7カ所の米軍基地があるが、基地の存在は、都民生活に様々な影響を与えるだけでなく、地域のまちづくりの障害にもなっている。このため、基地の整理・縮小・返還に向けて取り組む必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 日米地位協定(第2条第3項)では、合衆国は、米軍施設及び区域が必要でなくなった場合は日本国に返還しなければならない、そのために必要性を絶えず検討する旨定められている。これを受けて、基地の使用目的や返還の可能性を検討するとともに、地元自治体の意見を聴取し、その意向を尊重の上、基地の整理・縮小・返還に取り組むこと。
- (2) 多摩サービス補助施設については、市街地に隣接する貴重な緑地であり、広く都民に開放するため、直ちに返還されるよう取り組むこと。また、赤坂プレス・センターについても同様に取り組むこと。

参 考

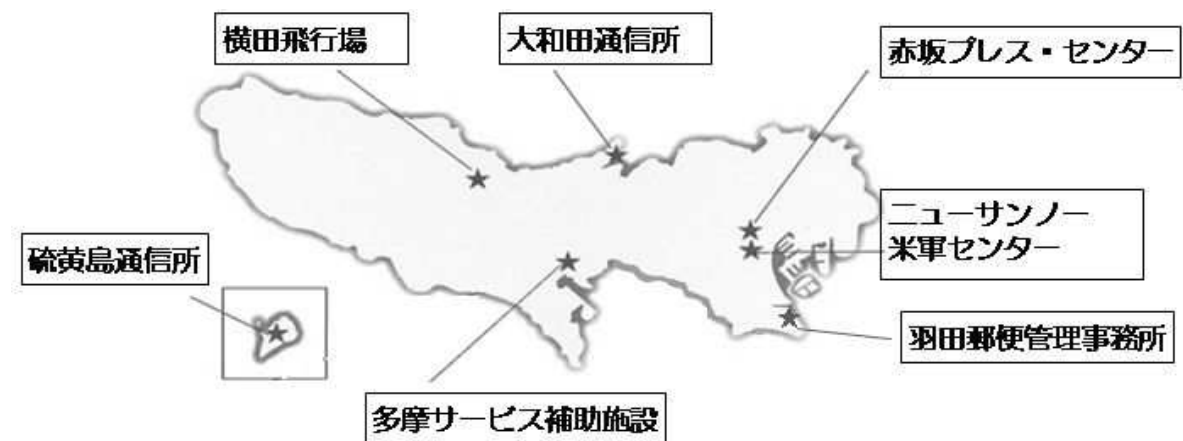
○ 都内の米軍基地

【都内米軍基地の概要】

令和4年3月31日現在

施設名	所在地	用途	面積(㎡)
赤坂プレス・センター	港区	事務所（事務所、ヘリポート等）	26,938
横田飛行場	立川市、昭島市、福生市、武蔵村山市、羽村市、瑞穂町 (埼玉県狭山市)	飛行場（滑走路約3,350m×約60m、住宅、学校、事務所等）	7,136,404 ※7,139,452
多摩サービス補助施設	多摩市、稲城市	その他（ゴルフ場、レクリエーション施設等）	1,948,345
大和田通信所	清瀬市 (埼玉県新座市)	通信（通信施設）	246,754 ※1,198,361
硫黄島通信所	小笠原村	通信（訓練施設）	6,630,061
ニューサンノー米軍センター	港区	その他（宿泊施設）	7,243
羽田郵便管理事務所	大田区	事務所	建物のみ

※埼玉県域も含む基地全体の面積



2 CV-22オスプレイの横田飛行場への配備に係る対応

(提案要求先 外務省・防衛省)

(都所管局 都市整備局)

- (1) 今後の配備に当たっては、必ず、事前に地元自治体に情報を提供するなど、地元自治体や基地周辺住民に対して十分な説明責任を果たすこと。
- (2) 安全対策の徹底と生活環境への配慮等を米国に働きかけること。

<現状・課題>

平成30年10月1日に5機のCV-22オスプレイが横田飛行場に配備され、令和3年7月には、地元自治体に対する事前の情報提供がなく、6機目のCV-22オスプレイが配備された。さらに、令和6年頃までに合計10機のCV-22オスプレイが横田飛行場に配備される予定である。

CV-22オスプレイの運用に際しては、基地周辺住民の生活への最大限の配慮が必要である。また、オスプレイについては、平成28年12月の沖縄県における不時着水をはじめとする国内外での事故が発生するとともに、昨年6月、9月及び12月には横田基地所属機の予防着陸が発生しており、安全性を最大限確保し、地元に与える影響を最小限にとどめることが求められる。

<具体的要求内容>

- (1) 今後の7機目以降の配備にあたっては、国の責任において、必ず事前に、都をはじめ地元自治体や基地周辺住民に対して迅速かつ正確な情報を提供するなど、十分な説明責任を果たすこと。また、今後の配備計画について、明らかにすること。
- (2) 運用に際しては、常に日米合同委員会合意を遵守するなど、安全対策を徹底するとともに、騒音軽減など生活環境への配慮等を米国に働きかけること。

3 米軍基地における新型コロナウイルス感染症に関する取組の推進【最重点】

(提案要求先 外務省・防衛省)
(都所管局 都市整備局・福祉保健局)

- (1) 水際対策の徹底について、米側へ継続的な働きかけを行うこと。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、周辺自治体の感染防止対策と整合を取り、迅速かつ万全な措置を講じるよう、米軍に申し入れること。
- (3) 駐留軍等労働者や契約業者等の感染防止にも万全を期すよう米軍に申し入れること。
- (4) 地元自治体に対し、必要かつ詳細な情報提供を行うよう、米軍に申し入れること。

<現状・課題>

新型コロナウイルス感染症については、変異ウイルスによる感染が拡大する中、米国から入国した軍人等を中心に、在日米軍基地内で短期間に多くの感染者が発生するなど、いまだ収束は見えず周辺住民は不安を抱いている。

<具体的要求内容>

- (1) 米軍人等が在日米軍基地に直接入国する場合の水際対策は極めて重要であるため、米国を出発する際の検査の徹底や、感染者・濃厚接触者の基地内での隔離措置などについて、米側へ継続的な働きかけを行うこと。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、米軍関係者に対する指導の徹底、地元保健所と米国基地の医療機関との情報交換など、感染防止についての指導徹底を図るとともに、マスクを着用しないなど、我が国において徹底されている感染拡大防止対策と異なる対応が見受けられることから、各施設・区域の司令官に、追加的な措置をとる権限が付与されていることを踏まえた、迅速かつ万全な措置を講じるよう、米軍に申し入れること。
- (3) 米軍基地には、多くの駐留軍等労働者が勤務している。軍人、軍属及びその家族はもとより、これら労働者や、基地に出入りする契約業者等の感染防止にも万全を期すよう、米軍に申し入れること。
- (4) 地方自治体に対し、米国を出発する際の検査の徹底や、感染者・濃厚接触者の基地内での隔離措置などの水際対策等の措置状況、基地内での感染者数

等の発生状況等、基地周辺住民が安心して生活するために必要かつ詳細な情報提供を行うよう、米軍に申し入れること。

4 横田基地の軍民共用化の推進【最重点】

(提案要求先 内閣官房・出入国在留管理庁・外務省・財務省・厚生労働省・
農林水産省・国土交通省・防衛省)
(都所管局 都市整備局)

横田基地の軍民共用化に関する日米協議を進め、早期実現を図ること。

<現状・課題>

都は、基地周辺地域住民の生活の利便性の向上や経済の活性化に資するよう、軍民共用化を促進してきた。

共用化に関する日米協議については、「再編実施のための日米のロードマップ」に位置付けられ、日米のスタディグループによる検討が行われてきたが、現在まで合意に至っていない。国内については、政府関係省庁と都との「連絡会」を設け、日米協議促進のための協議が行われてきたが、会議は平成28年6月以降開かれていない。

首都圏の空港容量は、2020年代前半には限界に達することが予測されており、国土交通省の審議会において、横田共用化も含めた首都圏空港機能強化策の検討が行われた。平成26年7月には「中間取りまとめ」が発表され、「その他の空港の活用等」として横田基地が取り上げられた。

横田基地の民間航空利用は、空港容量の拡大や首都圏西部地域の航空利便性の向上など、首都圏の空港機能を補完し、多摩の振興はもとより、首都圏ひいては日本経済の発展にも資するものである。長期的な航空需要の増加に対応するため、横田基地でのビジネス航空の受入れを含めた民間航空の利用を実現する必要がある。

<具体的要求内容>

横田基地の軍民共用化については、長期的な航空需要の増加に対応するため、政府関係省庁と都との「連絡会」を早期に開催し、着実に日米協議を進め、ビジネス航空の受入れを含めて、その早期実現を図ること。また、国道16号など、共用化を進める上で必要となる周辺基盤整備を迅速に推進すること。

参 考

○これまでの主な経緯

- 平成15年 5月 ブッシュー小泉会談で軍民共用化の実現可能性の検討に合意
12月 政府関係省庁（内閣官房、外務省、国土交通省、防衛省）と都による連絡会を設置
- 平成17年 9月 「横田の民間航空利用の効果を検証する公開シンポジウム」開催（財団法人統計研究会・首都大学東京共催）
- 平成18年 5月 ・在日米軍再編の最終とりまとめ「再編実施のための日米のロードマップ」に合意（日米安全保障協議委員会）
・JALとANAが国と都に「横田飛行場の軍民共同使用に関する要望書」提出
10月 第1回日米協議（スタディグループ）開催
- 平成19年 5月 八都県市首脳会議が、横田飛行場の民間航空利用等の早期実現について、国に要望することを決議
9月 安倍首相がブッシュ大統領に共用化の実現に向けた検討について協力を要請
11月 高村外務大臣がゲイツ米国防長官と会談し、軍民共用化に関する日米協議を継続していきたいと発言
- 平成20年 3月 軍民共用化に関する検討委員会が「横田基地軍民共用化推進セミナー」を開催
10月/11月 関東地方知事会、八都県市首脳会議が、米新政権下における共用化等の早期実現について、国に要望することを決議
- 平成21年11月 八都県市首脳会議が、共用化の早期実現に重点的に取り組むよう、国に要望することを決議
- 平成22年 8月/11月 首都圏連合フォーラム及び九都県市首脳会議が、共用化に向けて重点的に取り組むよう国に提言
11月 都が横田基地の活用を含めた「首都圏におけるビジネス航空受入れ体制強化に向けた取組方針」を策定
12月 都が「横田基地軍民共用化推進セミナー」を開催
- 平成24年 4月 ・石原知事がキャンベル米國務次官補に、共用化の早期実現を要請
・日米首脳会談で野田首相からオバマ大統領に、共用化の検討を要請
7月 共用化に関する政府関係省庁と都による局長級会議開催
10月 関東地方知事会が、共用化について、米国との協議を具体的に進め早期実現を図るよう、国に要望することを決議
- 平成25年10月/11月 関東地方知事会、九都県市首脳会議が「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けた支援について」の国への要望の中で、共用化の早期実現の要望を決議
- 平成26年 7月 国土交通省 交通政策審議会 首都圏空港機能強化技術検討小委員会の「中間とりまとめ」の中で、「その他の空港の活用等」として議論
10月 関東地方知事会が「日本の成長を支える国際政策の取組について」の国への要望の中で、共用化の早期実現の要望を決議
- 平成27年 2月 多摩地域商工会・商工会議所28団体が「多摩地域経済団体横田飛行場民間利用促進協議会」を設立
10月 関東地方知事会が「関東圏における交通ネットワークの強化について」の国への要望の中で、横田飛行場の活用等の要望を決議
- 平成28年 5月 関東地方知事会が「関東圏における交通ネットワークの強化について」の国への要望の中で、横田飛行場の活用等の要望を決議
- 平成29年 8月 首都圏整備促進協議会が、国への「首都圏整備事業推進に関する提案・要望」の中で、共用化の早期実現を提案・要望
- 平成30年 8月 首都圏整備促進協議会が、国への「首都圏整備事業推進に関する提案・要望」の中で、共用化の早期実現を提案・要望
- 平成31年 1月 「国と東京都の実務者協議会」において、東京2020大会期間中の横田基地の民間航空利用について協議することを合意
- 令和元年10月 「多摩地域経済団体横田飛行場民間利用促進協議会」が都に東京2020大会開催時における横田飛行場の民間航空利用促進に関する要望書を提出

令和 2 年 9 月 「多摩地域経済団体横田飛行場民間利用促進協議会」が都に東京2020大会
開催時における横田飛行場の民間航空利用促進に関する要望書を提出
令和 4 年 3 月 「多摩地域経済団体横田飛行場民間利用促進協議会」が都に横田飛行場の
民間航空利用促進に関する要望書を提出

5 横田空域及び管制業務の返還

(提案要求先 外務省・国土交通省・防衛省)
(都所管局 都市整備局)

横田空域及び管制業務の早期全面返還を実現するとともに、同空域の活用により首都圏空域の効率的な運用を図ること。

<現状・課題>

在日米軍が管理する横田空域は、一都九県にわたる広大なエリアに広がっている。「再編実施のための日米のロードマップ」に基づき、同空域の一部については平成 20 年 9 月に返還され、羽田空港の容量増加に対応した管制が可能となったところであるが、依然、民間航空機の運航の支障となっている。

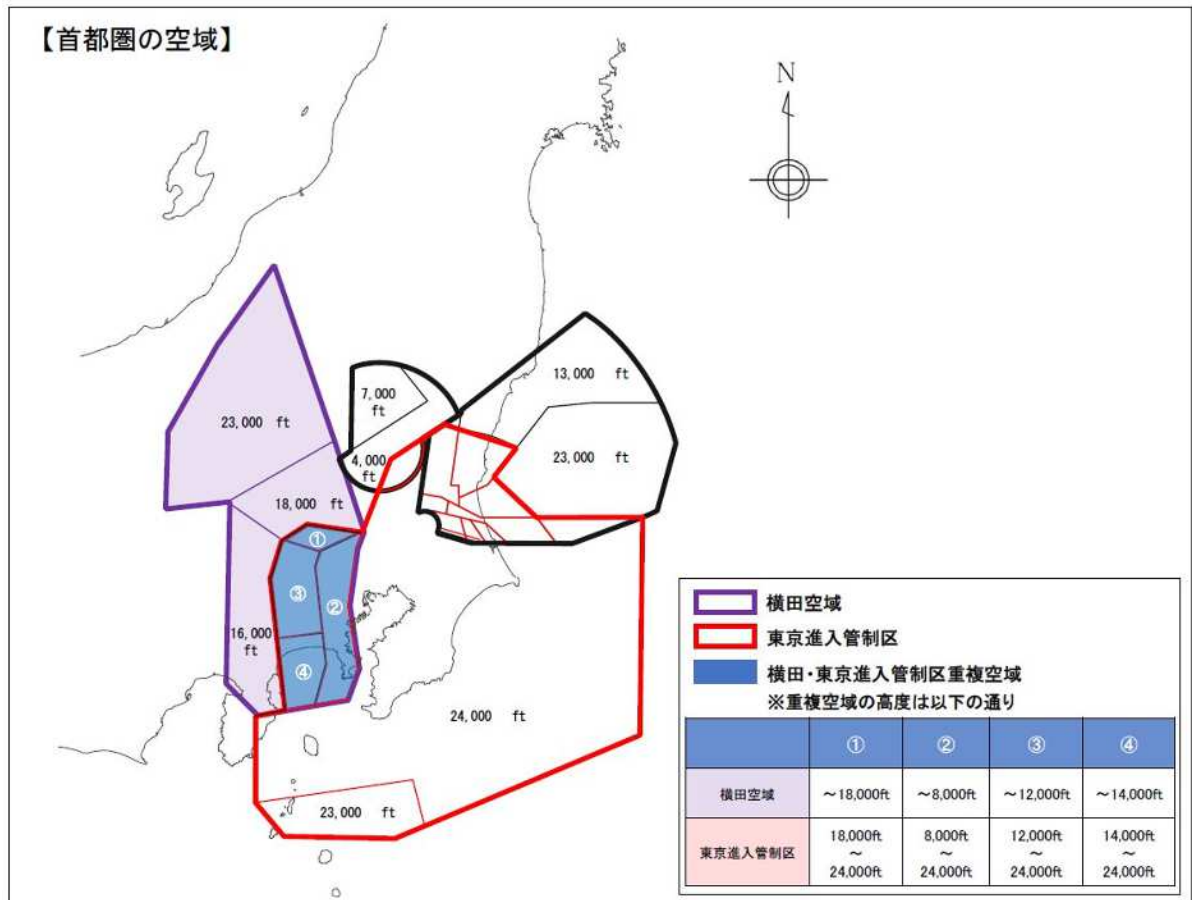
より安全で効率的かつ騒音影響の少ない航空交通を確保していくためには、横田空域を全面返還させ、首都圏の空域を再編成し、我が国が一体的に管制業務を行うことが不可欠である。

そこで、既に平成 22 年 5 月に検討が完了した“横田空域全体のあり得べき返還に必要な条件の検討”の結果を明らかにし、それを踏まえ、日米協議を着実に進展させることが必要である。

<具体的要求内容>

日米両政府による“横田空域全体のあり得べき返還に必要な条件の検討”の結果を明らかにすること。それを踏まえた具体的協議を進め、横田空域及び管制業務の早期全面返還を実現するとともに、同空域の活用により首都圏空域の効率的な運用を図ること。

参 考



4 7 小笠原航空路の整備促進【最重点】

(提案要求先 国土交通省・環境省)
(都所管局 総務局・環境局・港湾局)

- (1) 都が進める調査・検討に対し、指導・助言等の支援・協力を行うこと。
- (2) 航空路開設に関する諸課題の解決に支援を行うとともに、財政措置も含め、特段の配慮を講じること。

<現状・課題>

小笠原諸島は、本土から南に約1,000キロメートル離れた太平洋上に位置し、約2,600人の村民が在住している。同諸島の存在により、水産資源や鉱物資源など海洋資源の開発可能性を秘めた、我が国の排他的経済水域の約3割という広大な海域を確保しており、国益を維持する上でも重要な地域である。しかしながら、本土から小笠原諸島への交通手段は、近年の世界的な交通アクセス短縮の中において、今なお片道所要時間が24時間の船舶航路に限られている。

小笠原諸島への航空路開設は、村民生活の安定と国境離島である小笠原諸島の自立的発展を図る上で大変重要な意味を持つものであり、高速交通アクセス手段の確保は、都のみならず、我が国にとっても喫緊の課題であるが、いまだ実現に至っていない。

都はこれまで、航空路開設に向け、検討を重ねてきた。平成20年2月には、航空路開設の検討を進めるため、都と小笠原村による小笠原航空路協議会を設置し、同年10月には、小笠原航空路協議会が行うPI活動に対して、評価・助言を行う第三者機関である小笠原航空路PI評価委員会を設置して、自然環境と調和した実現可能な航空路案について協議を行ってきた。

今後とも、自然環境と調和した航空路の早期開設を目指し、引き続き調査費を計上し、小笠原村民の意向を十分に踏まえながら、鋭意、調査・検討を進めていく所存である。

また、実現可能な航空路案の取りまとめに向けては、引き続き、各省庁より技術的・専門的な助言を得ながら、調査・検討を進める必要がある。さらに、今後、整備に向けた具体的な調整を進める段階では、財政措置に向けた協議についても推進していく必要がある。

<具体的要求内容>

小笠原諸島への航空路に関する諸課題の解決には、国の協力が不可欠であることから、次の2点について要望を行う。

- (1) 引き続き、都が進める調査・検討に対し、適切な指導、助言などの支援協力を行うこと。
- (2) 航空路開設に関する諸課題の解決に支援を行うとともに、財政措置も含め、特段の配慮を講じること。

小笠原諸島への航空路開設に関する経緯

○ 経 緯

- ・平成 3 年 1 1 月 国の「第 6 次空港整備五箇年計画」において
予定事業として採択
- ・平成 6 年 3 月 平成 6 年第 1 回都議会定例会において、「小
笠原空港の早期建設促進に関する決議」
- ・平成 7 年 2 月 空港の位置を兄島に決定
- ・平成 8 年 1 2 月 国の「第 7 次空港整備五箇年計画」において
継続事業として採択
- ・平成 1 0 年 5 月 空港の位置を時雨山周辺域に決定
- ・平成 1 3 年 1 1 月 時雨山周辺域での空港建設計画の撤回を決
定
- ・平成 1 7 年 1 2 月 平成 1 7 年第 4 回都議会定例会において、
「小笠原諸島への交通アクセス改善の早期
実現に関する決議」
- ・平成 1 8 年 1 1 月 振興開発計画に、「航空路について将来の開
設を目指し検討」と明記
- ・平成 2 0 年 2 月 都が村と「小笠原航空路協議会」を設置
- ・平成 2 0 年 1 0 月 小笠原航空路協議会が「小笠原航空路 P I 評
価委員会」を設置
- ・平成 2 1 年 6 月 小笠原航空路 P I 実施計画書を策定
- ・平成 3 1 年 3 月 小笠原航空路協議会に、国（国土交通省国土
政策局長）が参加

4 8 物流機能の強化に向けた東京港の整備推進

【最重点】

1 物流機能の強化

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 港湾局)

東京港の物流機能を強化するため、

- (1) 中央防波堤外側コンテナふ頭（Y 3 バース）の早期完成に向けて、必要な財源を確保するとともに、整備の着実な推進を図ること。
- (2) 青海コンテナふ頭の再編や内貿ユニットロードふ頭の整備など、物流機能の強化に資する施設整備に必要な財源を確保すること。

<現状・課題>

東京港は、大消費地である首都圏の生活関連物資等の流通を支えるとともに、豊富な道路ネットワークにより東北・北関東等も含めた外貿コンテナ貨物を取り扱う商業港として、貨物量が増加し続けている。現在、施設能力を大幅に上回る貨物を取り扱っており、交通混雑などが発生している状況である。このままでは、首都圏の生活と産業に多大な影響が生じるとともに、我が国の国際競争力の低下につながるおそれがある。今後も増加が見込まれる貨物量に対応するためには、東京港における抜本的な施設能力の向上が喫緊の課題である。

このため、コンテナ船の大型化にも対応した中央防波堤外側コンテナふ頭（Y 3 バース）を早期に完成させるとともに、処理能力の向上に向けた青海コンテナふ頭の再編整備等を進める必要がある。

また、内貿ふ頭では、船舶の大型化とRORO船による貨物輸送量の増大が進んでいることから、これらに対応したふ頭機能の強化が必要である。

<具体的要求内容>

(1) 中央防波堤外側コンテナふ頭の整備推進

東京港の物流機能を強化するため、中央防波堤外側コンテナふ頭（Y 3 バース）の早期完成に向けて、岸壁工事等に必要な財源を確保するとともに、整備の着実な推進を図ること。

(2) 必要な財源の確保

- ① 青海コンテナふ頭の再編等を着実に推進するため、埠頭整備資金貸付金の財源を確保すること。

- ② 内貿ユニットロードふ頭等の整備を着実に推進するため、必要な財源を確保すること。
- ③ 防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金について、港湾管理者が運営上必要とする事業に柔軟に対応するとともに、必要な財源を確保すること。

(3) 直轄対象事業であっても、補助事業等で事業採択すべきと港湾管理者が申し出た場合には、補助事業等で採択するなど、物流機能の強化に向けた港湾管理者の取組に対し、十分な支援を行うこと。

<現状・課題>

都は、これまで東京港の港湾管理者として港湾物流の状況変化、ふ頭利用者ニーズ等に精通し、港湾施設計画の策定、既存施設の改良、維持補修等の事業のみならず、新規施設の建設を迅速かつ、安全、円滑に遂行してきており、直轄対象事業となるような新規施設の建設についても、十分な経験・技術力を有している。

また、東京港は、既存ふ頭の再編等による港湾機能の向上が必須となっている。

今後、東京港の限られた空間（陸域・海域）において、周辺エリアとの一体的開発による物流機能の強化や、既存の港湾利用者と調整を踏まえた施設改修などを迅速かつ効率的に行い、より一層の機能強化を図っていく必要がある。

このため、東京港においては、港湾の整備・運営に係る十分な実績を有する港湾管理者が主体となり、動きの激しい港湾情勢への迅速かつ的確な対応を図ることが重要である。

<具体的要求内容>

(3) 港湾管理者の取組に対する支援

- ① 東京港の港湾施設の事業実施に当たっては、直轄対象となる事業であっても、補助事業や貸付金事業で事業採択すべきと港湾管理者が申し出た場合には、補助事業や貸付金事業として速やかに事業採択するなど、物流機能の強化に向けた港湾管理者の取組に対し、十分な支援を行うこと。
- ② 直轄事業の予算要求に当たっては、計画段階から港湾管理者と十分に協議を行うとともに、港湾管理者の事前了解を得ること。

2 震災にも強い東京港の機能強化

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 港湾局)

- (1) 震災時においても、首都圏の物流機能を確保するため、中央防波堤外側コンテナふ頭（Y 3 バース）の耐震強化岸壁について、整備を推進すること。
- (2) 震災時の被災者避難や緊急物資の輸送に対応する品川ふ頭（S 3 バース）、10号地その2ふ頭（VA 2 バース）の耐震強化岸壁の整備に必要な財源を確保すること。

<現状・課題>

首都直下地震等の切迫性が指摘される中、首都圏4,000万人の生活と産業を支える東京港では、外貿コンテナふ頭のうち耐震強化岸壁は4バースと少なく、震災時にも港湾機能を確保し首都圏経済活動の停滞を回避するためには、更なる増設が不可欠である。

このため、東京港第8次改訂港湾計画において、幹線貨物輸送に対応する耐震強化岸壁の計画を拡充したところであり、整備を着実に進める必要がある。

また、震災時に被災者の避難や緊急物資の海上輸送に対応する耐震強化岸壁についても、推進する必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 震災時においても、首都圏の物流機能を確保する幹線貨物輸送に対応する耐震強化岸壁を拡充するため、中央防波堤外側コンテナふ頭（Y 3 バース）について、整備を推進すること。
- (2) 震災時の被災者避難や緊急物資の輸送に対応する品川ふ頭（S 3 バース）、10号地その2ふ頭（VA 2 バース）の耐震強化岸壁の整備推進に必要な財源を確保すること。

4 9 魅力的な水辺空間の創造に対する支援の拡大

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 港湾局)

人々が集い、憩う魅力的な水辺空間を創造していくため、

- (1) 東京港の水質を改善する海浜の整備等に必要な財源を確保すること。
- (2) 運河の環境を改善する汚泥しゅんせつ・覆砂事業に必要な財源を確保すること。
- (3) 海上公園の整備に必要な財源の確保及び補助対象施設の拡充を図ること。

<現状・課題>

東京港では、海浜や運河等の水辺を生かした新たなまちづくりが進むとともに、近年、住民に身近な水辺では、イベント開催が盛んに行われている。

このため都は、東京港の親水空間の創出及び自然環境の保全・再生を目的に自然の水質浄化機能として重要な役割を果たす海浜等の整備や運河部において臭気や水質悪化の原因となる汚泥のしゅんせつ・覆砂、緑の量の確保に向けた海上公園の整備に取り組んできた。

こうした取組を更に充実させ、今後もより一層魅力的な水辺空間を創造していくためには、新たな浅場や干潟などの海浜整備を推進するとともに、引き続き運河部での汚泥しゅんせつ及び覆砂事業を着実に進めていく必要がある。

なお、汚泥しゅんせつにおいては、関係法の失効に伴い、暫定的な財政措置はされているものの、運河における良好な水環境を保つためには、継続的にしゅんせつを行っていく必要があり、そのための財政措置は不可欠である。

また、ダイオキシン類等の有害物質が確認された際には、これらの有害物質の処分を適切に行う必要がある。あわせて、海上公園についても海浜という立地特性を更に生かした整備を進めることで、魅力的な水辺空間の形成を図る必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 自然の水質浄化機能として重要な役割を果たす海浜の整備等に必要な財源を確保すること。
- (2) 運河における良好な水環境の再生のため、汚泥しゅんせつ・覆砂事業を継続的に実施するために、必要となる財源を確保すること。
- (3) 更なる魅力的な水辺空間の創造に向けて、海上公園の整備に必要な財源の確保及び補助対象施設の拡充を図ること。

5 0 民有港湾施設の適切な維持管理の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 港湾局)

民有港湾施設の耐震化推進のためのインセンティブについて十分な取組を行うこと。

<現状・課題>

大規模地震時にも航路機能を確保するため、特定技術基準対象施設（以下「対象施設」という。）の維持管理報告徴収等の制度が平成26年6月1日に施行され、港湾管理者が対象施設を管理する民間事業者等からその維持管理状況を報告させ、立入調査権を有する旨規定された。

これにより、港湾管理者は、耐震強化岸壁に至る航路沿いに立地する民有護岸等を対象に、地震に対する安全性について報告を求め、その結果、現行の技術基準で求める耐震性が確保されていない施設に対し、耐震改修に向けた指導を進めている。

しかし、民間事業者による耐震改修は経済的な負担が大きく、国は、民間事業者に対する耐震化の支援策として、無利子貸付と税制特例を設けているものの、インセンティブとしては十分ではない。

なお、維持管理報告徴収制度については、不断の見直しを図り、現状に合わせた制度とすることが必要である。

<具体的要求内容>

民有港湾施設の施設管理者に対し、円滑な耐震化が可能となるよう、補助制度等の十分な財政措置を、国の責任で行うこと。

5 1 島しょ港湾等の整備促進

(提案要求先 水産庁・国土交通省)
(都所管局 港湾局)

島民の生活や産業を支えるとともに、観光や賑わい^{にぎ}づくりの拠点となるよう、島しょの港湾・漁港・空港整備に必要な財源を確保すること。

<現状・課題>

島しょの港湾等は、島と本土を結ぶ人や物の結節点であるばかりでなく、漁業、観光など島の基幹産業の振興や地域の賑わい^{にぎ}の拠点としても非常に重要な機能を果たしている。

しかし、伊豆・小笠原諸島は、我が国でも特に厳しい気象・海象条件下にあり、定期船は大島等の一部を除くと就航率が未だ低い水準にある。

一方、空港においては、島しょの急峻な地形の中で、滑走路端安全区域の拡張など、安全性の更なる向上も求められている。

また、島しょを訪れる観光客は横ばい傾向にあり、島が自立的に発展していくためには、島の玄関口となる「みなと」を観光や賑わい^{にぎ}づくりの拠点として再生し、島全体の活性化につなげていく「みなとまちづくり」を進めていかなければならない。

さらに、東京の離島は、我が国の領海、排他的経済水域の保全、海洋資源の利用、自然環境保全等、国家的にも重要な役割を担っており、近年その重要性が増している。

このため、島しょの港湾・漁港・空港の整備を着実に進めていくことが必要であり、その施設整備に当たっては、国費を重点的に投入すべきである。

<具体的要求内容>

- (1) 島民生活や産業を支えるために不可欠な、港湾・漁港の岸壁、防波堤、空港の滑走路端安全区域等、補助対象となる施設については、整備が着実に継続できるよう、必要な財源を確保すること。

また、島しょの海上工事は季節風や台風による波浪等の影響により施工時期が限られることから、工期を適切に設定できるよう、引き続き、国庫債務負担行為に必要な財源を確保すること。

- (2) 交付金により整備中の施設は、未だ就航率の低い港の防波堤や岸壁等、生活に密接に関連するものが多く、地元の要望も大きい。このため、事業が中断されることなく確実に実施できるよう、必要な財源を十分確保すること。

5 2 東京港の新海面処分場の財源確保

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 港湾局)

東京港の新海面処分場整備の財源を確保すること。

<現状・課題>

都は、廃棄物等を適正に最終処分し、快適な都民生活や都市の継続的な発展を支えていくため、東京港内に新海面処分場を整備している。

新海面処分場の廃棄物埋立護岸は、AからGの7ブロックに分割し、廃棄物等の埋立処分計画等を基に段階的に整備を進めることとしている。護岸整備のほか、新海面処分場をできるだけ長期間使用するため、廃棄物等の減量・資源化はもとより、海底地盤を掘下げる深掘及びしゅんせつ土を脱水・改良などにより減量化する延命化対策も推進している。

平成21年度からDブロックの護岸整備を進めており、引き続きDブロックの整備を計画的かつ着実に進める必要がある。

<具体的要求内容>

東京港の新海面処分場整備による廃棄物等の適正な最終処分を行うことは、快適な都民生活や都市の継続的な発展を支えるなど、大きなストック効果を発現する。

廃棄物等の適正な最終処分を行うため、新海面処分場の護岸整備及び延命化対策の計画的な推進に必要な財源を確保すること。

また、護岸の整備に当たっては、複数年にわたり連続して施工する必要があることから、国庫債務負担においても必要な財源を確保すること。

5 3 島しょ港湾等の防災対策の推進【最重点】

(提案要求先 水産庁・国土交通省)
(都所管局 港湾局)

地震、津波、火山噴火等の災害から島民や来島者の安全を確保するため、島しょ港湾・漁港・海岸の防災対策に必要な財源を確保すること。

<現状・課題>

南海トラフ等による巨大地震発生時には、伊豆諸島の各港に短時間で大規模な津波の来襲が想定されており、港湾施設利用者等が迅速に避難できる施設の整備が急務となっている。

また、本土からの陸路による人員、物資等の搬出入が不可能な島の特殊性に鑑み、発災直後においても大型船舶が着岸可能な緊急輸送用岸壁や道路等の確保が必要である。

加えて、大島の三原山や三宅島の雄山では、これまで火山噴火が繰り返し発生しており、全島避難を余儀なくされるなど、噴火発災時における島民避難を含めた備えも不可欠となっている。

さらに、台風等の異常気象時における高波などから背後の集落や施設を防護していくために、海岸保全施設の整備及び維持保全も進めていかなければならない。

また、停電・通信障害が発生しない島しょ地域を実現させるため、島の玄関口として定期船が発着する港等の無電柱化を進めていくこととしている。

このため、これまでも増して島しょ港湾・漁港・海岸における防災対策を積極的に進めていくことが必要であり、その施設整備に当たっては、国費を重点的に投入すべきである。

<具体的要求内容>

- (1) 被災時の復旧活動を支える緊急輸送用岸壁等について、今後も整備が着実に継続できるよう、必要な財源を確保すること。
- (2) 火山噴火時の円滑な避難に備えるため、噴火避難用岸壁の静穏度向上に必要な防波堤等の整備が着実に継続できるよう、必要な財源を確保すること。
- (3) 台風の襲来や低気圧の通過に伴う高波などから、島民の生命と財産を守るため、海岸保全施設の整備及び維持保全に必要な財源を確保すること。
- (4) また、島しょ港湾の無電柱化を推進するために電線管理者への支援も含め、単独地中化方式などの整備手法について、制度設計を行うこと。

6．環境・エネルギー

1 電力需給ひっ迫への対応【最重点】

(提案要求先 経済産業省・資源エネルギー庁・環境省)
(都所管局 環境局・総務局)

- (1) 需給状況に関する具体的かつ詳細な情報公開を行うこと。
- (2) 省エネ・節電の取組促進に向けた情報提供及び支援を行うこと。
- (3) 電力需給ひっ迫等に係る情報を確実かつ広範に周知すること。
- (4) 需給ひっ迫時に都民、事業者等に求める具体的な節電行動を周知・徹底すること。
- (5) 小売電気事業者が行う節電マネジメント(デマンドレスポンス)への支援を行うこと。
- (6) 電力需給の安定的運用及び電気料金の高騰抑制対策を講じること。
- (7) セーフティネットとしての計画停電の準備状況等を速やかに情報提供すること。
- (8) 都が推進しているH T Tの取組に対して普及啓発や広報など具体的な支援を行うこと。

<現状・課題>

ロシア・ウクライナ情勢により原油高騰やガスの供給不安など、エネルギーを取り巻く環境が大きく変貌した。アメリカはロシア産の原油の輸入を停止、イギリスも年内にかけて段階的に停止し、中東など他地域での調達への転換を目指している。EUの欧州委員会是对ロシア制裁第6弾を提案する(ロシア産原油の禁輸)など、原油やガスなどのエネルギーの争奪戦が始まっている。

我が国のエネルギー安全保障という課題が顕在化させられる中、深刻な気候危機と長期化のおそれがあるエネルギー危機という2つの危機に対応していくことが必要となっており、エネルギー政策に大きな責任と役割を持つ国の役割が決定的に重要である。

本年3月、都内に電力需給ひっ迫警報が発令された際には、都民、事業者等の協力により当面の需給バランスは緩和されたが、福島県沖地震による発電所の停止等の影響により、電力供給力全体としては減少傾向となる見通しとなっている。今夏、今冬における電力需給についての厳しい見通しが示されるなど、電力の危

機的な状況に直面している。この状況を克服できるか否かは、東京のみならず、我が国全体の社会経済活動に大きな影響を及ぼすことから、危機感を都民、事業者、自治体等と共有し、力を合わせて目前に迫る危機を乗り越えていく必要がある。

< 具体的要求内容 >

(1) 需給状況に関する具体的かつ詳細な情報公開

電力需給ひっ迫の回避に向けて、都民、事業者等に節電等の協力を求めるためには、その背景となる情報の適確な公開が必須である。

このため、電力の供給量及び需要量の見通しについては、確定値に近い数値だけではなく、発電設備ごとにどのような想定のもとで推計したのかも含め、国として、時間的余裕をもって、具体的かつ詳細に情報公開すること。

また、最大需要だけではなく、季節や気象との相関や、主体別のロードカーブとの関係など、具体的かつ詳細な情報を提供すること。

(2) 省エネ・節電の取組促進に向けた情報提供及び支援

電力需給ひっ迫への対応として、また、この危機を機会に変えて脱炭素化の着実な推進につなげていくためには、都民、事業者等が、過度な負担なく継続的に省エネ・節電を進めて行くことが必要である。

このため、前項の情報公開にあわせて、節電の必要性について速やかに都民に周知すること。

また、具体的かつ詳細なロードカーブとの関係を踏まえた、主体ごとのメリハリのある「賢い節電・省エネ」の普及啓発を行うこと。特に、小口事業者及び家庭向けに求めたい具体的な対策を早期に整理し周知すること。

更に、主体ごとの節電・省エネ効果を把握し、成果の実感を通して更なる取組を促すために、スマートメーターで得られる情報をタイムリーに公開する仕組みを整えること。

(3) 電力需給ひっ迫等に係る情報の確実かつ広範な周知

早期の詳細な情報公開や、その情報を踏まえた省エネ・節電の取組促進にもかかわらず、電力需給ひっ迫に陥るおそれのある場合には、都民、事業者等に対し、一定の時間的余裕をもって、より一層の節電・省エネ等の協力を呼び掛けることが不可欠である。

本年5月の総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会では、既存の需給ひっ迫警報に加え、より早期の時点から段階的に需給ひっ迫に関する情報発信を行うこととして、新たに需給ひっ迫注意報の発令及び需給ひっ迫準備情報の発信について示された。

需給ひっ迫の度合いを示すこれらの情報については、対象となる都民や事業者に確実に届いてこそ効果を発揮するものであることから、需給ひっ迫警報、注意報及び準備情報の発令、発信に際しては、国が責任を持ってあらゆる手段を講じて確実かつ広範な周知を行うなどにより、広く都民、事業者に対して電力需給のひっ迫度合いを伝達すること。

加えて将来に向けては、需給状況の予測精度のさらなる向上や、十分な精度を維持した上での予測の早期化など、都民、事業者等が必要な対応を混乱なく取ることができる環境の実現に取り組むこと。

(4) 需給ひっ迫時に都民、事業者等に求める具体的な節電行動の周知・徹底

電力需給ひっ迫が差し迫った際には、政府や地方自治体はもとより、都民、事業者等における迅速かつ効果的な節電行動が、危機を乗り切る上では重要である。

都民、事業者等の需要家が効果的な対策を迅速に取ることができるよう、需給ひっ迫警報、注意報及び準備情報の発令、発信に伴う節電要請に当たっては、電力需給のひっ迫度合いに応じた節電目標、取組及びその効果について、都民、事業者等に対して、具体的かつ分かりやすく示すこと。

(5) 小売電気事業者が行う節電マネジメント（デマンドレスポンス）への支援

電力使用制限令や計画停電に先立ち、インセンティブ型の節電要請により、需給ひっ迫時の一時的な消費電力の削減について需要家から広く協力を得ることが重要である。

こうした中、デマンドレスポンスは、全体の需給状況の改善に資するだけでなく、小売電気事業者の燃料や市場価格の高騰対策、需要家の電気料金高騰対策にそれぞれ有効な手段となり得る。

本年5月の電力・ガス基本政策小委員会において、デマンドレスポンスの取組の整理、産業界等への周知等が提案されたが、目前に迫る今夏の電力危機の回避に向けて、一刻も早く、より多くの小売電気事業者がデマンドレスポンスを導入、実施することのできるよう、財政的支援や技術的支援など具体的な取組を行うこと。

(6) 電力需給の安定的運用及び電気料金の高騰抑制対策

電力エネルギーは都民生活及び事業活動の基盤である。東京及び我が国の経済や都民、国民生活に及ぼす影響を最小限にとどめるため、電力需給の安定的な運用と電気料金の高騰抑制に向けた取組に努めること。

(7) セーフティネットとしての計画停電の準備状況等の情報提供

計画停電は、需要家の電気使用を強制的に制限する対策であり、都民の生活や施設・事業の運用に多大な影響を及ぼすものである。そのため、国が検討しているセーフティネットとしての計画停電は、都民・事業者による相当の事前準備が不可欠である。

社会経済活動への影響を極力抑えるため、事業者等が計画停電への備えに着実に取り組めるよう、今後、国が確認するとしている、一般送配電事業者における計画停電の詳細や準備状況について、速やかに情報提供すること。

(8) 都が推進しているH T Tの取組に対する具体的な支援

今夏、今冬に直面する電力危機を乗り越えるため、都は、H T T（電力を④減らす、⑤創る、⑥蓄める）の観点から、都民、事業者等に対し、節電や省エネに関する普及啓発や補正予算等による財政支援のさらなる強化などの取組を実施している。

電力危機は我が国全体の社会経済活動に大きな影響を及ぼすものであり、都のこうした取組を全国に広げることは、国民が一丸となって危機を乗り越えたとともに、「脱炭素社会」の実現につながるものであることから、都が推進しているH T Tの取組に対して、国は、普及啓発や広報、財政支援をはじめ、具体的な支援を実施すること。

2 気候変動対策の推進【最重点】

1 実効性ある温室効果ガス削減対策の実施

(提案要求先 金融庁・総務省・厚生労働省・経済産業省・資源エネルギー庁・国土交通省・環境省)
(都所管局 環境局・政策企画局)

- (1) IPCC『1.5℃レポート』の内容を踏まえ、「2030年までの取組」が極めて重要との認識の下、地球温暖化対策計画等で掲げた取組について、2030年までの間の開始時期をより明確化するなどして、速やかに気候危機に向けた行動を開始すること。
- (2) 国際社会が進める脱炭素化に向けた先導的な役割を果たしていくため、規制的措置を含む総合的な施策を早期に構築し、削減に向けた行動を一刻も早く開始すること。施策構築に当たっては、CO₂排出総量削減義務と排出量取引制度を導入するとともに、業務ビル対策や中小企業及び家庭部門での省エネ対策の促進など、実効性ある対策を実施すること。さらに、脱炭素対策に積極的に取り組む企業や不動産が、ファイナンス上でも評価されるよう、投資判断する際に効果的な開示情報の在り方等についての検討を深めること。
- (3) 「地球温暖化対策のための税」については、気候変動対策における国と地方の役割分担を踏まえ、地方への十分な財源配分を行うこと。

<現状・課題>

気候変動の影響の甚大さと対策の緊急性が改めて浮き彫りになった今、気候変動対策は大きな転換点を迎えている。既に避けられない気候変化への対応が急務となっているとともに、世界では、石炭火力発電からの撤退や再生可能エネルギーの大幅な増加など、「1.5℃追求：2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」に向けた動きが加速している。

また、気候変動対策は、「持続可能な開発目標（SDGs）」を実現するため

に不可欠なものである。

国は、令和３年１０月に、地球温暖化対策計画とエネルギー基本計画を改定し、「２０５０カーボンニュートラル」の実現に向けた２０３０年までの取組の方向性等を取りまとめた。温室効果ガス５０％削減への挑戦の明記や、新築建物（住宅含む）における２０３０年までに整えたい事項を提起したことなどは重要なポイントである。

気候危機が既に私たちの身近に及んでいる今、大きく求められているのは、「２０５０年実質排出ゼロ」につながる「具体的な行動を開始」することである。このため、ＩＰＣＣ『１．５℃レポート』が提起した、２０３０年までの「今後１０年間の取組」が極めて重要との認識を一にして、脱炭素社会の基盤づくりにむけて、特に「今後５年間で取り組む事項」等を明確化するなどして、削減に向けた行動を一刻も早く開始することが必要である。

加えて、この脱炭素化に向けた行動が待ったなしの状況下において、ロシア・ウクライナ情勢などにより、世界中でエネルギー価格が高騰するなど、様々な危機へと発展している。社会構造変化に対応して脱炭素社会を実現していくために、実効性ある温室効果ガス削減対策を行うことが求められている。

具体的には、現在利用可能な我が国の優れた既存・先進技術を全面活用しながら、ものづくりから建築物・市民生活に至るまで、エネルギー効率の更なる改善や再生可能エネルギーの抜本的な利用拡大を抜本的に進めていくこと、実効性あるカーボンプライシングの構築などにも取り組んでいくことが必要である。

また、特にエネルギー供給に大きな責任と役割を持つ国として、再生可能エネルギーの基幹エネルギー化に向けた取組を最大限に加速させ、２０３０年における電力の再生可能エネルギーの割合については３８％以上の高みを目指していく必要がある。そうしたことで、国が想定する２０３０年時点での電気のＣＯ２排出係数の数値の実現を確実なものとしていくべきである。あわせて、脱炭素熱の普及拡大に向けた２０３０年までの取組内容の具体化等も必須である。

脱炭素社会の実現にむけて、国が果たすべき役割は決定的に重要である。東京をはじめとする各地域の主体的かつ率先的取組を支援する施策の構築や２０５０年に向けた更なる技術開発などに取り組むとともに、温室効果ガスの国内での大幅削減を目指すことで脱炭素社会への転換を先導し、世界全体の排出削減に最大限貢献していくことが必要である。

この中であって、令和３年２月以降、環境省では「カーボンプライシングの活用に関する小委員会」、経済産業省では「世界全体でのカーボンニュートラル実現のための経済的手法等のあり方に関する研究会」を通じて、カーボンニュートラルの実現に向けた検討が進められており、令和３年８月、それぞれ中間整理が提示された。

このうち、経済産業省においては、本年２月に「ＧＸリーグ基本構想」を公表し、経済社会システム全体の変革（ＧＸ：グリーントランスフォーメーション）のための議論と新たな市場創造のための実践を行う場として、「ＧＸリーグ」の準備を進めることとし、当該基本構想への賛同企業を同年３月末日まで募集していた。今回創設されるＧＸリーグは、企業が自主的に設定した目標に基づき削減量を評価する仕組みとしているが、国の削減目標の達成、さらには、脱炭素社会の実現に向けて、排出量の総量削減義務を伴う仕組みの導入など国が積極的な施策展開を図る必要がある。

また、「地球温暖化対策のための税」が平成24年10月から導入されたが、税の導入に伴う税収に関し、気候変動対策における国と地方の役割分担を踏まえた財源配分が課題となっている。

< 具体的要求内容 >

(1)

ア IPCC『1.5℃レポート』が提起した、2030年までの「今後10年間の取組」にふさわしい早期に取り組む事項や取組開始時期の明確化

IPCC特別報告書「1.5℃の地球温暖化」（2018年10月）の内容を踏まえて、2030年までの温室効果ガス削減に向けた行動を一刻も早く開始すること。特に「今後5年間で取り組む事項」や2030年までの間の取組開始時期等を明確化すること。

再生可能エネルギーの基幹エネルギー化や電化が困難な分野における熱エネルギーの脱炭素化、再生可能エネルギー由来のCO₂フリー水素の活用など、脱炭素社会を実現するエネルギー構造転換に係る2030年までの取組内容の具体化を図ること。

脱炭素熱がいつ頃から活用できるかという見通しは、今後の都市開発等の在り方に大きく影響を与えるため、今後の普及拡大に向けた2030年までの取組内容の具体化と早期実用化に向けた取組を推進すること。

自らの強い意思表示と具体的施策を礎に、「持続可能な開発目標（SDGs）」の実現にも寄与する、一層野心的な計画策定を目指すものとし、国際社会が進める脱炭素社会の実現に向けて先導的な役割を果たしていくこと。

イ カーボンプライシングなど脱炭素社会実現のための規制的措施を含む総合的な施策の早期構築

なお、既存火力発電については、更なる高効率化と脱炭素化を図る必要がある。このためにも、火力発電所を対象としたCO₂排出量の削減義務化や電力需要家と火力発電所を対象とする国内排出量取引制度等実効性の高い規制的措施の導入を含む総合的な施策を早期に構築すること。

ウ 総量削減を中核とする実効性の高いキャップ&トレード制度の早期実現

国内排出量取引制度の創設に当たっては、以下の点を実現し、実効性の高い制度とすること。

- ① 自主目標による削減や原単位規制ではなく、削減義務率などを設定した総量削減義務を導入すること。
- ② 更なる高効率化と脱炭素化を図るため、直接排出方式により火力発電所の排出総量を対象とすること。
- ③ 事業者単位でなく、事業所単位の制度とすること。
- ④ 特に大量の温室効果ガスを排出する事業所を対象とし国が実施する制度と、それ以下の一定程度の温室効果ガスを排出する事業所を対象とし地方自治体を実施する制度の二制度を創設し、国と地方がともに積極的な役割を果たす制度とすること。
- ⑤ 東京都のキャップ&トレード制度や都道府県・政令指定都市が実施し

ている報告書制度など先行する地方自治体の制度との整合を図ること。

- ⑥ 国内排出量取引制度と整合するようエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）及び地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）を改めるとともに、事業所からの報告内容を地方自治体に提供し、国と地方の効果的な連携を進めること。

エ 家庭部門等の強化

- ① ライフスタイルやビジネススタイルの転換を促すとともに、より一層の節電を図るため、不要な広告や店舗の照度、小売・量販店等の営業時間や放送事業の時間帯の設定等、エネルギー使用の在り方の見直しを関連業界に働きかけること。
- ② エアコンやテレビ等の家電に電力使用量及びCO₂排出量を表示する機能の標準搭載や、電気・ガスにとどまらず、ガソリンや灯油などの領収書にCO₂排出量を表示するなど、CO₂の可視化の取組を促進すること。
- ③ トップランナー基準を満たした高効率給湯器の普及を飛躍的に促進するため、家庭に対する助成制度などにおいて、より一層の財政的措置を講じること。
- ④ 家電製品等の製造事業者に対して、製品の工場出荷時の初期設定を省エネモードとするとともに、省エネモードの設定方法を消費者に分かりやすく情報提供するよう求める仕組みを構築すること。
- ⑤ 市民生活のセーフティネットである住宅については、高い断熱性能と太陽光発電や蓄電機能等を兼ね備える「レジリエントな健康住宅」を標準化するための施策を強化すること。

オ オフィスや事業所等における取組

- ① 一般社団法人日本建築学会等の提言も踏まえ、過度に照度に偏重しすぎている現行の照明設計・基準の考え方から転換し、質の高い照明環境の形成に向けた新たな基準を設定すること。
なお、照度基準については、旧照度基準1979版の照度範囲（300～750ルクス）に戻すとともに、設定照度は、300～500ルクスでの対応を推奨すること。
- ② 室内空気中のCO₂濃度の一律的な管理基準について、省エネルギー・節電の観点から見直しを行うこと。
- ③ 扉を開け放したままにするなど、明らかに無駄なエネルギー利用と考えられる冷暖房を行っている店舗営業などの行為に対して、エネルギー使用の合理化を求める仕組みを構築すること。
- ④ 省エネ法に、電気の需要の最適化を進めることが規定されているが、今後は、「原単位削減」の観点だけではなく、エネルギー全体の消費量の削減を更に強化するため、「エネルギー使用総量の削減」の程度を評価する仕組みの追加も検討すること。

カ 地球温暖化対策の実現に向けた普及啓発活動の強化

実効性のある地球温暖化対策を実現するためには、全ての国民及び事業者が一丸となって取り組む必要がある。地球温暖化対策に対する意識を高

めるため、広く国民及び事業者に対して情報発信するなど、地球温暖化対策計画に記載した取組について効果的かつ着実に実施すること。

キ 地方自治体の温室効果ガス排出量算定に必要なデータの確保

地方自治体が地域の特性・実情の把握及び効果的な温室効果ガス削減対策を行うため、主体別の消費量等の地域のエネルギー利用実態、区域に供給される系統電力の電源構成や再生可能エネルギー種別ごとの導入量、設備容量及び発電量等を速やかに把握できる具体的な制度の構築を早急に進めること。

ク 脱炭素対策に積極的に取り組む企業や不動産がファイナンス上でも評価されるよう、企業側とファイナンス側との対話ツールとして、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）に基づく効果的な開示情報の在り方等について、検討を深めること。

ケ 地域からの脱炭素化を進めるためにも、建築物への適用を図る低炭素資材リストやサステナブルな消費行動の促進に向けた商品・材料等のカーボンフットプリント情報等について、国としての統一的なデータベースを作成するなどして、対策推進に向けた基盤づくりに早期に取り組むこと。

（２）「地球温暖化対策のための税」の導入に伴う地方財源の確保等

地方分権改革との整合性や気候変動対策における国と地方の役割分担を踏まえ、国と地方で財源を適切に配分し、地方自治体がその地域特性にあった省エネ施策の推進事業に充当できるようにすること。

2 建築物の脱炭素化の促進

(提案要求先 文部科学省・厚生労働省・経済産業省・資源エネルギー庁・
国土交通省・環境省)
(都所管局 環境局)

- (1) エネルギー消費性能が新築建築物の基本的性能に位置付けられたが、新築建築物のエネルギー性能にも大きな影響を与える外壁等による熱の損失を防止する性能、いわゆる外皮性能に関する指標についても住宅以外の新築建築物の基本的性能に位置付けること。
- (2) 住宅以外の新築建築物のエネルギー消費性能基準への適合義務化の対象拡大と确实かつ早期の施行、基準の強化を図るとともに、エネルギー消費性能をより詳細に把握できるようにすること。
- (3) 新築住宅のエネルギー消費性能基準への適合義務化を一刻も早く法制化した上で确实かつ早期に施行するとともに、基準の強化を図ること。
- (4) 新築建築物への再生可能エネルギー導入の更なる拡大に向けた環境の整備と導入義務化に向けた取組を同時に進めていくこと。
- (5) 建築物のエネルギー性能の表示制度について、その実効性を担保するため、表示の義務化を図ること。
- (6) 既存建築物のゼロエミッション化を推進すること。
- (7) 国等が所管する教育施設及び医療施設の脱炭素化を推進すること。
- (8) L E D照明等の高効率照明の普及目標達成に必要な具体的な取組を推進すること。
- (9) 既設蛍光灯器具へ直管型L E Dランプを取り付ける際の注意点について、国民に周知徹底すること。

<現状・課題>

令和2年10月の内閣総理大臣所信表明において「2050年カーボンニュートラル（脱炭素社会の実現）」が宣言された。新たに建てられる建築物はその多くが2050年以降も存在することになるため、建物稼働後にカーボンニュートラルを可能とするような性能を新築時に備えることが重要となる。

さらに、ロシア・ウクライナ情勢によりエネルギーを取り巻く環境そのものが大きく変貌し、我が国のエネルギー安全保障が脅かされている中、海外のエネルギー、とりわけ化石燃料への依存から脱却し、エネルギー安全保障の確立と脱炭素化を進めるためには、電力を「減らす」「創る」「蓄める」施策の社会実装を早急に前倒して加速させることが必要である。中でも「減らす」取組においては、「エネルギーの更なる効率的利用」の観点から特に将来に渡り使用される建築物の脱炭素化に向けた取組が求められる。

国においては、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）に基づき、平成29年4月から一定規模以上の住宅以外の新築建築物におけるエネルギー消費性能基準への適合義務化を開始した。

これにより、新築建築物の基本的性能としてエネルギー消費性能が位置付けられ、建築基準法と連動することから住宅以外の新築建築物のエネルギー消費性能の向上に向けた底上げ効果が一定程度期待できる。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）においては、住宅以外の新築建築物のエネルギー消費性能基準への適合義務化の対象が拡大（2千㎡以上から300㎡以上）された一方、住宅については、エネルギー消費性能基準への適合率が比較的低い水準にとどまっているため、適合義務化により市場の混乱を引き起こすことが懸念されること等から、導入が見送られた。その後、令和3年8月に公表された国の「脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策等のあり方検討会」のとりまとめ（以下「あり方検討会とりまとめ」という。）では、2025年度における新築住宅及び住宅以外の小規模新築建築物のエネルギー消費性能基準への適合義務化等、省エネ対策強化の方向性が示されている。

さらに、新築建築物のエネルギー消費性能は、建築設備だけでなく外皮性能からも大きく影響を受ける。そのため、建築主等が講ずべき措置として、外皮性能の向上に係る措置を位置付け、新築建築物の外皮性能を把握できるようにするとともに、外皮性能の向上が持つ意義や効果について明確な認識を持てるようにすることが重要である。また、EUでは既に、エネルギーの性能表示を指令し、多くの国が制度義務化しており、東京都でも環境性能評価書やマンション環境性能表示を義務付けている。国においても建築物省エネ法に基づき、新たに住宅用途も対象に含めた新築建築物の省エネルギー性能の表示制度が位置付けられ、平成28年4月から適合義務化に先駆けて施行している。しかしながら、この第三者認証の仕組みも有する表示制度は任意の表示制度となっており、脱炭素化建築物の普及に向け、こうした表示制度の実効性の担保が必要である。

また、令和12年度までにZEBやZEHを実現していくためには、断熱や日射遮蔽性能等の建築物及び建築設備の省エネの推進に加え、オンサイト（＝需要

側)での、太陽光・太陽熱等の再生可能エネルギーの導入が不可欠である。新築建築物における再生可能エネルギーの導入については、各種必要設備等設置後の余剰スペースへの導入を検討するととどまり、導入には消極的になっている。令和3年8月のあり方検討会とりまとめにおいて、「2050年において設置が合理的な建築物には太陽光発電設備が設置されていることが一般的となることを目指し、また、これに至る2030年において新築戸建て住宅の6割に太陽光発電設備が設置されることを目指すこととして、将来における太陽光発電設備の設置義務化も選択肢の一つとしてあらゆる手段を検討し、その設置促進のための取組を進めること」と示されている。LED照明等の高効率照明については、国は、2020年までにフローで100%、2030年までにストックで100%普及することを目標として取組を進めている。照明は大きなエネルギー消費割合を占めており、例えば、白熱電球をLED電球に置き換えると、約85%の消費電力削減が可能である。照明のLED化という費用対効果の高い取組により、地球温暖化対策を加速化させる必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) エネルギー消費性能が新築建築物の基本的性能に位置付けられたが、新築建築物のエネルギー性能にも大きな影響を与える外壁等による熱の損失を防止する性能、いわゆる外皮性能に関する指標についても住宅以外の新築建築物の基本的性能に位置付けること。

建築物省エネ法により、平成29年4月から住宅以外の新築建築物におけるエネルギー消費性能基準への適合義務化が開始されたが、建築設備のエネルギー性能は、外皮性能からも大きく影響を受けることから、建築主が建築する際に、エネルギー消費性能と併せて外皮性能を把握できるようにするとともに、当該法令に建築主が取り組むべき外皮性能の向上に関する措置も盛り込むべきである。

- (2) 住宅以外の新築建築物のエネルギー消費性能基準への適合義務化の対象拡大及び基準の強化とエネルギー消費性能のより詳細な把握について

住宅以外の小規模新築建築物の適合義務化を一刻も早く法制化した上で確実かつ早期の施行に向けて制度を構築するとともに、住宅以外の新築建築物のエネルギー消費性能基準は、建物稼働後にカーボンニュートラルを可能とする水準へ速やかに強化すること。

また、複合用途の新築建築物におけるエネルギー消費量については、建物用途ごとの内訳を明らかにするものとする。

東京をはじめ、大都市では一つの建物に商業用途と住宅用途が存在する大規模な複合用途の建築物が多く存在する。しかし、省エネルギー計画書では建物全体のエネルギー消費量しか把握できない様式になっている。こういった建築物に関しては、建物全体のエネルギー消費量のデータだけでなく、建物用途ごとのデータを把握することも省エネを推進するには不可欠である。

また、エネルギー消費量の算定方法のうち、モデル建物法では省エネルギー性能基準への適合は確認できるが、当該建築物のエネルギー消費量を把握することができない。標準入力法だけでなく、モデル建物法など簡易な方法

においても建物のエネルギー消費量を算定、把握することができる方法を構築すべきである。

さらに、カーボンニュートラルの実現に向けて、地方自治体が施策を検討していく上では、新築建築物の現状を把握することが欠かせない。そのため、所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関に提出される省エネ計画書に記載される環境性能等を他の自治体が容易に把握できるようにするとともに、より入手しやすくするため届出データの共有化を可能とする共通システムを構築すること。

建築物省エネ法における新築建築物の省エネルギー性能の判断は、一次エネルギー消費量により行われているところである。新築建築物の省エネルギー性能を飛躍的に高めていくためには、積極的にあらゆる再生可能エネルギーを利用していくことが不可欠である。しかしながら、現在の一次エネルギー消費量の算定プログラムでは、太陽光による発電量の反映にとどまり、自然通風や自然採光の利用などの建築的手法を含めた積極的な再生可能エネルギーの活用を反映することができない。国は、再生可能エネルギーの積極導入に向け、一次エネルギー消費量の算定に、再生可能エネルギーの利用を反映するための評価方法を開発し、活用できるようにすること。加えて、実際の建築物で採用されているものの、算定プログラムにおいて省エネルギー効果を評価できない技術についても、引き続き、評価方法の開発等を進めていくこと。

(3) 新築住宅のエネルギー消費性能基準への適合義務化と基準の強化

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）において、令和3年8月のあり方検討会とりまとめにおいては、2025年度における住宅のエネルギー消費性能基準への適合義務化及び2030年度以降に新築される住宅については、ZEH基準の省エネ性能に適合することを目指すことと示されている。

住宅におけるエネルギー消費性能の向上は喫緊の課題であることを踏まえ、住宅のエネルギー消費性能基準への適合義務化を一刻も早く法制化した上で確実かつ早期の施行に向けて制度を構築すること。また、住宅以外の新築建築物と同様に、住宅のエネルギー消費性能基準は稼働後にカーボンニュートラルを可能とする水準へ速やかに強化すること。

加えて、適合義務化を早期かつ円滑に導入するため、現在行われている新築住宅に対する固定資産税の減額や住宅ローン減税等について、環境性能に優れた新築住宅に限定する重点化を、義務化に先行して実施すること。さらに、新築住宅のエネルギー消費性能向上に向けては、地域の住宅供給を担う工務店の省エネ技術向上が不可欠であり、施工技術者や設計者を対象とする講習会の開催等、事業者のニーズも踏まえた国の支援策を拡充していくこと。

(4) 新築建築物への再生可能エネルギーの導入の更なる拡大に向けた環境の整備と導入義務化に向けた取組を同時に進めていくこと。

再生可能エネルギーの更なる普及・導入拡大のためには、誰もが導入しやすい環境整備を進めることが重要である。建築物へ安心して太陽光発電設備を設置していけるよう、適切な設置・維持管理・廃棄（リサイクル）の方法、

メンテナンス・交換に対する新築時からの備えの在り方等、適切かつわかりやすい情報発信・周知を行うこと。さらに、建築物の形状等の特性によらず、より一層の導入が進むよう、太陽光発電設備の更なる軽量化・発電効率の向上等の技術開発に一層取り組むとともに、屋上に設置する場合の容積率の制限を緩和する許可の手続を不要とする等の対応を速やかに行い、設置に取り組みやすい環境整備を進めること。

これらに取り組みながら、新築建築物における導入義務化に向けた取組を強力に進めていくこと。

- (5) 建築物のエネルギー性能の表示制度について、その実効性を担保するため、表示の義務化を図ること。

国は、平成28年4月から一次エネルギー消費量の指標を活用し、新築建築物の省エネルギー性能表示制度を新たに開始したところであるが、この制度は、第三者認証による任意の表示制度となっている。新築建築物の取引において、新築建築物の省エネルギー性能が比較検討できるようにしていくためには、比較対象となるあらゆる新築建築物に表示が行われていることが不可欠である。本制度の表示についても建築物省エネ法の中で義務付けること。

- (6) 既存建築物のゼロエミッション化の推進

ア 既存大規模事業所におけるゼロエミッション化の推進

既存の大規模事業所に対し、総量削減を中核とする実効性の高いキャップ&トレード制度を早期に実現することで、更なる省エネや再エネ利用拡大を促進し、既存建築物のゼロエミッション化を図ること。

イ 中小規模事業所における省エネルギーの進展を促す評価指標の見直しに当たっての検討

経済産業省におけるベンチマーク制度の見直しに当たっては、環境性能が高く良好なマネジメントがなされている建築物が高く評価される指標となるよう検討すること。

ウ 既存建築物における環境価値評価の普及促進

世界的にESG投資の動きが強まる中で、既存建築物のゼロエミッション化に向けた投資を喚起していくことが重要である。このため、事業所ごとのCO₂排出実績等のデータを保存する自治体と連携を図りながら、既存建築物の運用段階に着目した環境認証の仕組みを構築するなど、グリーンファイナンスを通じたゼロエミッション化を促進すること。

また、環境価値評価であるCASBEE、BELS、都のカーボンレポートなどを「建築物の環境価値評価に関する事項」として宅地建物取引業法で定める重要事項説明に追加することや、国等の事業所が民間ビル等に入居する際の基準とするなど活用に努めること。

さらに、ホテル等を対象とした環境認証の仕組みであるエコマーク認証の普及拡大を図ること。

エ グリーンリースの普及拡大

ビルオーナーとテナントの双方が協働して、テナントビルのエネルギー消費低減に取り組むグリーンリースを普及させるため、国土交通省は、平成28年2月にグリーンリース・ガイドを作成した。国は、不動産関係団

体と連携して優良事例やその有効性を広くビルオーナー等に周知しグリーンリースの普及拡大を図ること。

オ 既存住宅における省エネ改修の促進

既存住宅の省エネ性能向上に向けて省エネ改修工事を更に強力に促進するため、省エネ改修に係る所得税の特例措置における最大控除額及び固定資産税の特例措置における減額の割合を高めること。

また、所得税の控除及び固定資産税の減額の対象となる改修工事にドアを加えるとともに、省エネ改修のインセンティブが働きづらい賃貸住宅も追加するなど、控除及び減額の適用要件を拡充すること。

さらに、所得税（ローン型減税）の控除期間（現行５年）及び固定資産税の減額期間（現行１年）についても大幅な延長を行うこと。

（７）国等が所管する教育施設及び医療施設の脱炭素化の推進

国等が所管する教育施設、病院等について、それぞれの施設に求められる機能を確保した上で、省エネ化が大きく進む設備改修が促進されるよう予算措置を行うこと。特に、国立大学法人又は独立行政法人については、国が監督官庁として積極的に関与し、事業者の模範となるよう率先して教育及び医療施設の脱炭素化を図ること。

（８）ＬＥＤ等の普及目標の確実な達成に必要な取組の推進

エネルギー基本計画（平成３０年７月）及び地球温暖化対策計画（平成２８年５月）で掲げるＬＥＤ照明等の高効率照明の普及目標達成に必要な具体的な取組を推進すること。

また、ＬＥＤ照明化は、費用対効果の高い対策であるが、導入時の一時的な費用負担が大きいことが普及を妨げる要因となっている。更なる普及促進のため、必要な財政支援を実施すること。

（９）直管型ＬＥＤランプの安全性の確保

直管型ＬＥＤランプの既設蛍光灯器具への交換取付けは、事業所において取り組みやすい省エネ対策である。

一方、直管型ＬＥＤランプは、様々なメーカーが製品を提供しており、既設の蛍光灯器具に合わない直管型ＬＥＤランプを装着して、発火、発煙、過熱等の事故が発生するケースもある。このため、既設の蛍光灯器具に直管型ＬＥＤランプを取り付ける際の注意点について、国民に周知徹底すること。

3 住宅の脱炭素化に向けた取組の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 住宅政策本部・環境局)

- (1) 省エネ性能の高い住宅が高く評価される住宅市場環境の整備のため、住宅の流通段階における省エネ性能表示の義務化について、具体的な検討を進め、早期実現を図ること。
- (2) 既存住宅についても、早急に検討を進め、売買時や賃貸契約時に、新築や改修の際に算定された省エネ性能が継続的に表示される仕組みを構築すること。

<現状・課題>

住宅の省エネ性能表示について、国の「脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等のあり方検討会」では、省エネ性能の向上による光熱費の削減効果等が将来住宅市場において適切に評価され、資産価値や賃料等に反映される市場環境の整備を目指すことが掲げられている。その具体的な方策として、住宅の販売又は賃貸の広告等において、省エネ性能に関する表示制度を導入し、新築住宅から義務化を目指し、既存住宅については、改修前後の合理的・効果的な表示・情報提供方法について検討・試行することなどが提言された。

また、「住宅の省エネ性能の光熱費表示検討委員会」では、民間事業者団体の海外事例調査として、EUの省エネ性能の広告表示が義務化されている国においては、消費者の6割以上が住宅選択の際、省エネ表示を参考にしている、と報告されており、光熱費換算表示の導入方法等がとりまとめられた。

このように広告時における省エネ性能表示は、導入が検討されている光熱費換算表示も含めて、省エネ性能の高い住宅が高く評価される住宅市場環境の整備のため、大変重要な取組である。今後、都においては、性能表示に積極的に取り組む事業者に対して支援を行うこととしているが、国においても、提言を踏まえて、新築住宅における義務化や既存住宅における検討・試行にも着実に取り組むべきである。

一方で、こうした義務化等の実施に当たっては、国の調査では、中小工務店と建築士の約半数が省エネ性能を計算できないとされており、義務化に向けては省エネ性能表示への習熟度向上が課題となっている。

<具体的要求内容>

- (1) 省エネ性能の高い住宅が高く評価される住宅市場環境の整備のため、住宅の流通段階における省エネ性能表示の義務化に向けて、中小工務店や建築士の省エネ性能算出への習熟度向上を図るとともに、省エネ性能表示や光熱費換算表示の義務化に向けたロードマップを示すなど、具体的な検討を進め、早期実現を図ること。

- (2) 既存住宅についても、早急に検討を進め、売買時や賃貸契約時に、新築や改修の際に算定された省エネ性能が継続的に表示される仕組みを構築すること。

4 分散型エネルギーの導入とエネルギーマネジメントの推進

(提案要求先 経済産業省・資源エネルギー庁・環境省)
(都所管局 環境局)

- (1) コージェネレーションシステム（ＣＧＳ）の導入など、災害時の業務継続も想定したエネルギー供給体制を整備する取組を支援すること。
- (2) 蓄電池システムの普及を着実に進めるため、導入を促進する継続的な支援策を講じること。
- (3) 地域でのエネルギーマネジメントの取組を継続的に支援すること。

<現状・課題>

「２０５０年実質排出ゼロ」の実現に向けて、需給両面の取組を進めることが不可欠である。

供給面の取組では、都外からの電力供給のみに頼るのではなく、太陽エネルギー等の再生可能エネルギー、コージェネレーションシステム等の低炭素かつ高効率な電源の普及拡大などにより、更なるエネルギーの低炭素化と首都東京のエネルギーセキュリティを高める取組を進めていく必要がある。あわせて、熱の脱炭素化技術の早期の実用化・普及に向けた環境整備をすることが必要である。

需要面の取組では、省エネ対策に加え、デマンドレスポンスやピーク時間帯の電力需要を抑えるなど、電力の供給状況を踏まえながら需要を無理なく効率的に制御するエネルギーマネジメントの取組を推進していく必要がある。

<具体的要求内容>

(1) 非常時のエネルギー供給体制の整備

都市開発の機会を捉えてコージェネレーションシステム（ＣＧＳ）を導入し、エネルギーの面的な利用によって都市の低炭素化と災害時の業務継続性を確保する取組に対し、継続的な支援を行うこと。あわせて、熱の脱炭素化技術開発の促進に対し継続的な支援を行い、早期の実用化・普及に向けた環境を整備すること。

(2) 蓄電システムの普及

蓄電システムは、非常時の電源として活用できるほか、太陽光発電システムとの連携により、建物や地域でのエネルギーの自家消費拡大にも有効である。

国は、蓄電システムの導入促進に向けて継続的な支援策を講じること。

(3) エネルギーマネジメントの促進

再生可能エネルギーの大量導入を見据えた家庭や事業所、地域でのエネル

ギーの有効利用を促進するため、I C T等も活用したエネルギーマネジメントの取組を継続的に支援すること。

3 自動車等のゼロエミッション化の推進【最重点】

(提案要求先 経済産業省・資源エネルギー庁・国土交通省・環境省)
(都所管局 環境局・交通局)

- (1) 非ガソリン車、特にZEV（ゼロエミッションビークル：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、電動バイク）へシフトすることが経済的にもメリットをもたらすよう、購入時の補助の拡充に加え、首都高速道路など高速道路等の利用に対するインセンティブ付与など、新たな優遇制度の創設や、規制的手法の導入など、より積極的な政策展開を行うこと。
- (2) 非ガソリン車、特にZEVに関する技術開発、価格低減が促進されるよう、国からもメーカーに手厚い支援を行うなど強力に推し進めること。
- (3) ZEVのエネルギー供給インフラ整備の促進を図るため、新たに充電設備に関して、利便性の高い道路や時間制限駐車区間に設置を図るための必要な措置を行うことや、高速道路の急速充電施設の更なる拡充など、取組を一層強化すること。
- (4) 二輪車の非ガソリン化、電動バイクの普及に向け、補助額や補助対象車種の拡充に加え、交換式バッテリーに係るステーション設置支援や共通化による相互利用促進など、充電インフラ環境の整備を進めること。
- (5) 使用済の電気自動車等から取り出した大容量バッテリーの家庭用蓄電池へのリユースを促進するため、公的な認証の取得がリユース事業者に過大な負担とならないようにすること。
- (6) 非ガソリン車の普及等に加え、自動車由来の温室効果ガス排出量の早期削減に向け、カーボンニュートラル燃料の普及、エコドライブやモーダルシフトを推進すること。

<現状・課題>

自動車交通に起因するCO₂排出量は、我が国の総排出量の約16%を占め、その削減は、気候変動対策として極めて重要であり、ZEVをはじめとした非ガソリン車の普及は喫緊の課題である。

国は、令和3年1月、2035年までに、乗用車新車販売で電動（非ガソリン）車100%を実現する目標を表明した。一方、都は、令和2年12月、都内で新車販売される乗用車を2030年までに、二輪車を2035年までに100%非ガソリン化する目標を打ち出しているが、現状は、2020年度における都内の乗用車新車販売に占める非ガソリン車の割合が登録車で40.2%、うち走行中にCO₂を排出しないZEVについては登録車で2.3%にとどまっている。

バスについても、国では2030年度までに燃料電池バス1,200台の導入、都では2030年にゼロエミッションバス300台以上の導入や小型路線バスの新車販売の原則ZEV化を目標としており、2020年度末時点では、都内のゼロエミッションバス導入台数は108台となっている。

- (1) 非ガソリン車、特にZEVの普及を本格化させていくためには、車両購入時の補助に加えて、首都高速道路など高速道路等の利用に対するインセンティブの付与など、ZEVの継続的な利用に対する支援を普及促進の段階で集中的・時限的に行うことが必要である。

既に国においても、カーボンニュートラルの実現を目標に、持続可能な社会に資する高速道路への変革という観点から、EV車等の取得及び高速道路の利用に対するインセンティブの付与について、普及促進を図る段階とそれ以降の段階に分けて検討することとされており、速やかな実施が求められる。

- (2) ZEVを含む非ガソリン車は、車種展開が進んでいない分野もある。

乗用車においては、バンやワンボックスタイプの自動車や軽自動車について、非ガソリン車の車種が少ない。また、電気自動車は、航続距離の問題など普及に当たっての技術的課題が多いほか、車両価格も同クラスの通常エンジン車やハイブリッド自動車と比較して高価である。

バスやトラックなどの商用車においては、より非ガソリン車に関する技術開発が進んでおらず、価格差も大きい状況にある。

加えて、営業車やバス・貨物車のゼロエミッション化を進めるためには、営業所等に充電設備を設置することが必要であるが、特にEVバスで現行の路線バスと同様の運用を行うためには、より短時間での充電を可能とする技術開発や環境整備が求められる。

- (3) 2018年11月に東京都が実施した「ゼロエミッション東京の実現に向けた自動車利用に関する世論調査」においては、電気自動車等についての心配事で充電・燃料補給の「インフラ不足」を挙げる人が45%で最多であり、調査から3年以上経過した現在でも、充電・燃料補給のインフラ整備が十分進んでいるとは言えない。このため、ZEVの普及に向けては、充電設備や水素ステーションの整備を促進し、インフラ不足に対する不安を払拭することが重要である。

- ① これまで充電設備について、集合住宅や事務所に非公共用充電設備を、商業施設等に公共用充電設備を整備するよう進めてきたが、近年、社会貢

献として集合住宅や事務所に公共用充電設備を設置したい、また反対に、商業施設等に自社所有EV充電用の非公共用充電設備を設置したいといったニーズに加え、建物に付属しない土地のみの駐車場に充電器を設置したいというニーズ等が新たに出て来ている。これらに的確に対応することで充電設備の整備が大幅に進むと見込まれるが、現状の国の補助制度は建物用途ごとに補助対象を限定しており、普及を進める上での制約が大きい。

- ② 加えて、充電設備のうち、特に、急速充電設備は導入に伴い電力料金が大幅に上がるなど維持管理に係る負担が大きいことなどから、充電設備の普及が十分に進んでいない。
 - ③ また特に、都市部ではマンション等の集合住宅が多く、充電設備の普及を重点的に進める必要があるが、電源の確保が課題になるとともに、既存の集合住宅では導入に当たり管理組合の合意が必要となる。
 - ④ さらに、公共インフラとしての充電設備の普及に向けては、道路や時間制限駐車区間など電気自動車ユーザーの利便性の高い場所に設置を進めることも有効であり、高速道路にも積極的な整備が必要である。
 - ⑤ 一方、公共インフラとしての充電設備の普及を進めるには、公共施設において率先的に導入することが必要であり、都は既に令和3年3月、都有施設に公共用充電設備を300基以上設置する目標を設定している。
 - ⑥ また、燃料電池自動車は、水素ステーションにおいて短時間で充填できるメリットがあるが、水素ステーションは各種規制や、設備が高額なことなどから、普及が十分に進んでいない。
- (4) 二輪車においても、非ガソリン車の車種が少なく、電動バイクは航続距離が短いことに加え、車両価格が高価であるなど多くの課題がある。特に、電動バイクの普及に向けては、交換式バッテリーの共通化による利便性向上が重要である。
- (5) 電気自動車やプラグインハイブリッド自動車は、大容量のバッテリーを搭載しているが、普及の進展により、今後、廃車が多く発生することが見込まれている。これらの大容量バッテリーは経年による性能劣化により、自動車用としての性能を満たさなくなった後でも、定置型蓄電池としてリユースできる性能を十分に持っている。

定置型蓄電池には、産業用と家庭用があり、産業用は使われ方がユーザーにより様々である事もあり、ユーザー毎に蓄電池の性能保証を行う事が一般的であるが、家庭用については、使われ方が画一的であると同時に、販売台数も多く見込まれるため、公的な認証を取得することで性能保証を行う事が一般的である。

しかしながら、自動車用大容量バッテリーをリユースした家庭用定置型蓄電池の公的認証については、新品バッテリー製造時と比較して負担の大きい検査が必要であるなど、自動車用大容量バッテリーをリユースした定置型蓄電池を製造する事業者にとって、ハードルが高いものとなっている。

- (6) 乗用車について、走行中にCO₂を排出しないZEVが都内に本格的に普及するには、一定程度の期間が必要な状況である。

また、商用車については、ZEV化に向けた技術開発が進んでおらず、加

えて車両の使用年数が長期にわたることから、本格的に普及するには相当程度の期間が想定される。

都は2030年までに2000年比で温室効果ガス排出量を半減とする目標を掲げており、その着実な達成には、非ガソリン車の普及に加え、CO₂排出量を低減する燃料への転換、走行中の車両からのCO₂排出量の削減や、環境負荷の小さい交通手段の活用を進める必要がある。

そのため、カーボンニュートラル燃料の使用、エコドライブに努める貨物運送事業者を評価する「東京都貨物輸送評価制度」のようなエコドライブの普及や、公共交通機関への転換、鉄道等へのモーダルシフト推進など、様々な取組が求められる。

<具体的要求内容>

- (1) 非ガソリン車、特にZEVへシフトをすることが、経済的にもメリットをもたらすよう、購入時の補助の拡充などの優遇措置を講じること。

加えて、首都高速道路など高速道路等の利用料金について、ZEVの取得時における割引ポイント付与や、料金減免によるインセンティブ付与など、実効性ある取組を普及促進期に機を逸することなく実施すること。

また、将来的なガソリン車やディーゼル車の販売禁止など、世界的に自動車の非ガソリン化を強制的に導入する政策を行う動きもあることから、我が国においても、規制的手法の導入を検討するなど、より積極的な政策展開を行うこと。

- (2) 革新的なバッテリーの開発、車種展開の拡大、メーカー間の部品等の共用化など、ZEVを含む非ガソリン車に関する技術開発や価格低減が進むよう、メーカーに対して、国からも技術支援や財政支援を行うなど、あらゆる手段を用いて強力に推し進めること。

また、開発途上にあるゼロエミッショントラックの早期市場導入が果たせるよう、車両開発、走行実証等に対する財政的支援等を講じること。

加えて、EVバスについて、より短時間での充電を可能とする技術等、現行の路線バスと同様の運用ができるための技術開発や環境整備が進むような取組を積極的に行うこと。

- (3) 電気自動車の充電設備や水素ステーションなど、ZEVのエネルギー供給インフラの整備を図ること。

① 充電設備導入への補助に関して、土地・建物それぞれの設置ポテンシャルを最大限活用するため、設置者の多様なニーズに対応できる柔軟な補助制度を構築すること。

② 急速充電設備のランニングコストへの補助を新たに開始するとともに、充電設備の設置に係る固定資産税の課税標準に関して特例措置を講じ、維持管理に係る負担を軽減すること。

③ 集合住宅においては、新築の場合、充電設備の設置に必要な電源を確保できる設計を行うよう、マンションディベロッパー等に対して積極的に働きかけ、必要な財源措置を行うとともに、「電気自動車・プラグインハイブリッド自動車のための充電設備設置に当たってのガイドブック（平成2

9年6月改訂)」を更新しながら、費用分担の考え方や運用ルール作り等の参考となる事例等を一層周知すること。

- ④ 公共用充電設備の整備促進に向け、電気自動車ユーザーにとって特に利便性の高い道路や時間制限駐車区間に設置を図るための必要な措置を行うこと。あわせて、急速充電施設の更なる拡充などZEVが高速道路を利用しやすい環境を整備すること。
 - ⑤ 短期間に集中して充電設備を増やすため、国の施設においても、率先して公共用充電設備を設置すること。特に、普及が進みにくい急速充電設備を重点的に設置すること。
 - ⑥ 水素ステーションの整備促進に向けて、必要な規制緩和を行い、財政支援を継続するとともに、支援対象の拡大などを図ること。
- (4) 電動バイクの普及に向け、車両補助額の拡充に加えて、交換式バッテリーを活用した新たなビジネスであるBaaS（バッテリーアズアサービス）の事業化に向けた動向も踏まえ、バッテリー無しで販売される車両や交換式バッテリーステーション設備への補助を新たに開始するとともに、メーカーとも連携しながら、バッテリーの共通化による相互利用を促進すること。
- (5) 使用済の電気自動車やプラグインハイブリッド自動車から取り出した大容量バッテリーの他用途リユースについて促進すること。特に、数多く販売される事が見込まれる家庭用の定置型蓄電池へのリユースについて、公的な認証の取得が、大容量バッテリーのリユースを行う事業者に過大な負担とならないよう、改めて現在の検査手法を検証し、より簡易的かつ効率的な検査手法を検討すること。
- (6) 走行中の車両からのCO₂排出量削減に向け、国は、水素から製造するe-fuelやバイオ燃料などのカーボンニュートラル燃料の普及促進や技術支援、自動車の燃費や燃料使用状況を自動で取得し保存することができる車載装置等の導入支援、及びエコドライブによるCO₂排出量の削減に取り組む事業者等が社会的、経済的に評価される仕組みを構築すること。

また、自動車から、公共交通機関への転換を進めるため、地域の特性に応じた取組に対する助成を行うこと。

加えて、物流における共同配送や自営転換、鉄道等へのモーダルシフト等を推進していくため、中小・零細事業者でも取り組みやすい仕組みづくりや大都市での実効性のある施策の推進に資するよう十分な助成額の確保等を行うこと。

4 再生可能エネルギーの本格的な普及拡大【最重点】

(提案要求先 内閣府・経済産業省・資源エネルギー庁・環境省)
(都所管局 環境局)

- (1) 「2050年カーボンニュートラル」を実現するため、エネルギー基本計画において2030年の電源構成に占める再生可能エネルギー割合について38%以上の高みを目指すとしていることから、取組を最大限加速させること。
- (2) 再生可能エネルギーの利用拡大に向け、グリーン水素や大型蓄電池等の活用を含む電力系統の運用改善・強化整備を図ること。
- (3) 再生可能エネルギーの継続的な利用・導入拡大に必要な制度等を整備すること。
- (4) 島しょ地域における再生可能エネルギーの大量導入の実現に向けた必要な措置を行うこと。
- (5) 海洋エネルギー等の開発・利用に必要な措置を講じること。
- (6) 再生可能エネルギー熱利用促進に必要な実効性の高い全国的な普及策を構築すること。
- (7) 環境に配慮した電力選択の喚起及び消費者保護に必要な措置を行うこと。
- (8) 使用済太陽光発電設備の高度循環利用に向けた新たな仕組みづくりを講じること。

<現状・課題>

パリ協定の発効以降、世界的に脱炭素社会の実現に向けた気運が高まっている中、先進諸国を中心に大幅な温室効果ガスの削減に加え、再生可能エネルギーについても、これまで以上に高い中期目標を掲げる動きが広がっている。

また、企業においてもRE100等、再生可能エネルギーを積極的に調達しようとする動きが急速に高まっている。

国は、令和2年10月の『2050年カーボンニュートラル宣言』や令和3年

4月の「2030年度の温室効果ガス46%削減、更に50%の高みを目指して挑戦を続ける新たな削減目標」の実現に向け、エネルギー供給に大きな責務を有する国としての役割をしっかりと果たし、再生可能エネルギーの導入拡大を強力に推進していく必要がある。

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT制度」という。）が平成24年7月から開始され、全国的な再生可能エネルギーの普及により、CO₂排出抑制、エネルギー自給率向上や化石燃料の節約のほか、地域経済活性化や雇用創出効果など国内経済への波及効果を生んでいる。

一方、発電コストは国際水準と比較して依然高い状況にある。

さらに、全国的に系統制約が依然として発生するなど、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた様々な課題が明らかになっている。特に、太陽光発電設備は、余剰電力買取制度及びFIT制度の創設を端緒に、我が国で導入量が急速に伸びており、寿命を迎える2040年前後に、廃棄物として大量に排出されることが見込まれている。設備の中の太陽光パネルには、鉛などの有害物質を含有していることから、環境汚染防止の観点から、適正な処理を担保するとともに、環境負荷削減の観点から、持続的に資源循環を図る必要がある。さらに、再生可能エネルギーによる熱利用は、支援策が不十分であるため普及が進まず、再生可能エネルギーのポテンシャルが十分活用できる状況にはない。

また、消費者の取組として環境に配慮した電力選択を喚起するとともに、国や電気事業者は、適切な情報発信と消費者ニーズに即した情報提供を行うことが求められている。

こうした状況に加えて、ロシア・ウクライナ情勢によりエネルギーを取り巻く環境そのものが大きく変貌し、我が国のエネルギー安全保障が脅かされている。脱炭素化など産業構造を変えるエネルギーの安定確保が求められる中、電力を「創る」そして「蓄める」取組は不可欠である。国は、令和3年10月に閣議決定した第6次エネルギー基本計画において、2030年の電源構成に占める再生可能エネルギーの割合を36～38%としつつ、あわせて、再生可能エネルギーの研究開発の成果の活用・実装が進んだ場合には、38%以上の高みを目指すとしているが、あらゆる施策を総動員して、再生可能エネルギーの普及拡大を行う必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 2030年の再生可能エネルギー割合38%以上を目指すとしていることから、再生可能エネルギー導入拡大を最大限加速させること

「2050年カーボンニュートラル」を実現するためには、国レベルでの再生可能エネルギー施策の強化が極めて重要である。国は、第6次エネルギー基本計画において、2030年の再生可能エネルギーの割合を36～38%、研究開発成果の活用・実装が進んだ場合には38%以上の高みを目指すとしていることから、2050年の排出実質ゼロの達成に向け、この方針に沿って38%以上の高みを目指し、再生可能エネルギーの導入拡大を最大限加速させるべきである。

このため、補助制度の抜本的な拡充や建物の壁面や強度の弱い屋根にも設置可能な次世代太陽電池の早急な社会実装にむけた支援強化などを始め、特に「今後５年間で取り組む事項」等を明確化するなどして、実現に向けた行動を一刻も早く開始すること。

また、国内でのエネルギーの効率的利用を図るためには、太陽光発電など地域で発電されるエネルギーの自家消費と有効活用を進めるインフラ環境の整備が必須である。これは、地域の脱炭素化とレジリエンスの強化、電力系統の負荷を軽減する取組でもある。そこで、建物や地域での再エネ設備の最大限の導入や自家消費を向上させるための蓄電池等（電気自動車を含む。）の導入を一層加速すること。

あわせて、デマンドレスポンスなど、デジタル技術を活用しながら、電力需給状況や建物内外のエネルギー利用状況等を踏まえた需給調整の最適化を図る、高度なエネルギーマネジメントを標準装備する取組や、地域マイクログリッドの構築に向けた取組を加速すること。

加えて、再生可能エネルギー大量導入時代を見据え、エネルギー調整力として有望な水素の活用を推進すること。また、電化が困難な分野における熱エネルギーの脱炭素化も進めること。

（２）再生可能エネルギーの利用拡大に向けた電力系統の運用改善・強化整備

再生可能エネルギーの導入拡大に当たっては、系統の空き容量不足による接続拒否や高額な系統増強費用の請求による事業断念、接続可能となっても出力抑制を課せられるなど、全国的に系統制約が依然として発生している。

これら再生可能エネルギー導入の阻害要因を取り除くため、以下の内容について更に検討を深め、２０３０年の再生可能エネルギー利用割合３８％以上の実現に資するよう、電力系統の運用改善、強化整備を早期に図ること。

① 既存系統の最大限の活用

系統を増強するためには、多額の費用と時間を伴うことから、まずは既存系統を最大限に活用することが重要である。

現在、日本版コネクト＆マネージの検討・実施等により既存系統の活用が進められているが、再生可能エネルギーの優先接続を図るなど、再生可能エネルギーの積極的な導入に向けた制度設計を行うこと。

また、水力や蓄電池、水素利用など電力需給調整電源の一層の活用、太陽光や風力などの変動特性の把握や気象情報を用いた発電出力予測の活用などの系統運用技術と合わせ、既存系統を最大限に活用すること。特に、国内の再生可能エネルギーを活用した国産グリーン水素による電力供給システム構築と早期市場導入にむけた支援を抜本的に強化すること。

② 広域的な電力融通の実現

太陽光発電や風力発電など再生可能エネルギーの発電量が地域の需要を上回る状況もあり、地域内の電力需給を一致させるため、無制限・無保証の再生可能エネルギーの出力抑制が全国に拡大されるとともに、九州地方では既に出力抑制が実施され、さらに、東北地方等でも出力抑制が生じる可能性が高まっている。電力需給調整を局所的な運用にとどめず、東北東京間連系線等、地域間連系線の活用など、日本全体として広域的な電力融

通を図ることで出力抑制を最小化すること。

③ 系統設備の整備

長期的に再生可能エネルギーの導入拡大を図るためには、一定の系統の増強及び更新投資が必要となる。

現行の地域間連系線の増強スケジュールを前倒しするとともに、各地域のポテンシャルに応じて再生可能エネルギー発電設備が最大限導入されるよう、地域間連系線を含め、将来を見据えた全国規模での系統増強を早急に、かつ効率的・計画的に進めること。

また、系統増強に当たっては現状、発電事業者等の原因者への特定負担も生じるが、社会的インフラを整備する観点を踏まえ、特定の者に過度に負担を強いることなく、再生可能エネルギーの導入が促進されるように措置を講じること。

(3) 再生可能エネルギーの継続的な利用・導入拡大に必要な制度等の整備

再生可能エネルギーの継続的な利用・導入拡大を推進するためには、FIT制度の着実な運用と適切な見直しを図るとともに、FIT制度の買取期間の終了後も見据えた適切な環境整備を行う必要がある。ついては、以下の必要な措置を講じること。

① FIT制度及びFIP制度の着実な運用と適切な見直し

2020年6月に成立した「エネルギー供給強靱化法[※]」において、一部の電源について、「競争力ある電源への成長が見込まれる電源」として、FIP(Feed in Premium)制度が導入されたが、再生可能エネルギー電源の導入促進が阻害されないよう、着実な運用を図るとともに、実施結果について検証を行い、社会構造の変化なども踏まえ、適宜必要な見直しを行うこと。

また、「地域で活用され得る電源」に関し、地方自治体の防災計画等への位置付けが要件化されたが、こうした要件により再生可能エネルギーの導入が抑制されないよう適切に制度を運用するとともに、必要に応じて見直しを行うこと。

※強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律(令和2年法律第49号)

なお、制度運用に係る手続の効率化・迅速化を併せて行うこと。特に、FIT制度が適用されている太陽光発電に加え、新たにV2Hや蓄電池等を導入する際に必要となる変更申請手続は、処理に数箇月を要しており、速やかな電力確保が困難な状況にあるため、適切な措置を講じること。

② FIT制度買取期間終了後の対応

令和元年11月以降、住宅用太陽光発電の買取期間の順次満了を契機として、蓄電池等と組み合わせた自家消費利用を促進するなど、再生可能エネルギーの継続利用が損なわれないよう適切な措置を講じること。

また、住宅用太陽光発電設備を設置した需要家が、買取期間終了に伴う環境変化に対応できるよう、官民一体となって広報、周知の徹底を図ること。

③ 小売電気事業に関する適切な環境整備

エネルギー供給構造高度化法^{*}における中間評価の基準の設定に当たっては、新電力と旧一般電気事業者の公平な競争環境の確保に留意しつつ、再生可能エネルギーの利用が促進されるよう適切に設定すること。また、中間評価の基準の達成状況について、小売電気事業者ごとの結果の公表を行うこと。

あわせて、電力市場の健全な競争環境を確保し、消費者の多様な選択肢が確保されるよう、F I T電力や市場からの調達割合の高い新電力を含む全ての小売電気事業者が再生可能エネルギー電源を調達しやすい環境を整備するとともに、再生可能エネルギー電源の調達が社会的に評価される仕組みの整備を進めること。

※エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号）

④ 税制優遇措置の強化

再生可能エネルギーの更なる利用・導入拡大のため、発電設備・付帯設備の投資を促進する再エネ高度化投資促進税制を再び実施するとともに、対象設備に太陽光発電や風力発電等を含める等、税制優遇措置を強化すること。

⑤ 太陽光発電設備の適切な保守・メンテナンス体制の構築

保守・メンテナンスや施工の不良等による太陽光発電の発電量低下や途絶が生じることのないよう国は、設置状況や事故事例の実態を把握し、関係業界と連携を図りながら、長期にわたる安定的な発電の維持に必要な体制を構築するとともに、その重要性について、施工業者や設置者に対し、適切な情報発信を行うこと。

⑥ 非化石証書の調達に関するニーズを踏まえた制度整備

企業においてR E 1 0 0等、再生可能エネルギーを積極的に利用しようとする動きが高まる中でコーポレートP P Aにより再生可能エネルギー電源から電力を調達するニーズが増加している。再エネ電源からの調達が円滑に推進されるよう、電源に紐づく非F I T非化石証書を電力需要家が直接調達できる制度を早期に設けること。

また、小売電気事業者や需要家が再生可能エネルギー電源の特性にも配慮した対応ができるよう、電源の追加性、持続可能性等に関する認証の仕組みを整備するとともに、非化石証書に電源の属性情報を事前に付与し、需要家等が電源情報を確認した上で調達できる仕組みを整備すること。

⑦ 地方自治体内の再生可能エネルギー利用状況に関する情報の提供

発電事業者から電力需要家に直接供給される再生可能エネルギー電力や電力需要家による非化石証書の直接調達について、国において統計的な情報収集や地方自治体への情報提供を実施するなど、全ての地方自治体が地域における再生可能エネルギー電力や証書の利用状況を把握できるよう適切な措置を講じること。

（４）島しょ地域における再生可能エネルギーの大量導入の実現

島しょ地域は、電力需要が小さく、電力系統へ接続できる再生可能エネルギーの量が限られている。C O₂を排出しないゼロエミッションアイランド

の実現に向け、系統への接続可能量拡大のための技術検討や実証の促進、再生可能エネルギーの大量導入に必要な支援策を講じること。

また、再生可能エネルギーの長期保存による季節間の電力変動への対応技術である水素蓄電の導入に向けた必要な支援策を継続すること。

加えて、地域内における再生可能エネルギーの需要に対応できるよう、必要な制度や仕組みを構築すること。

(5) 海洋エネルギー等の開発・利用に必要な措置

波力発電など新たな海洋エネルギーや洋上風力発電の開発について、エネルギー関係技術開発ロードマップに沿って着実に推進すること。

また、海洋エネルギー等による電力を系統に接続するための海底送電ケーブルなどのインフラ整備を支援すること。

(6) 再生可能エネルギー熱利用促進に必要な実効性の高い全国的な普及策の構築

再生可能エネルギー熱市場の活性化のため、イギリスなど海外の先進事例も参考に、太陽熱や地中熱などの再生可能エネルギー熱利用を全国的に促進する本格的な支援制度を創設すること。

(7) 環境に配慮した電力選択の喚起

電力小売全面自由化以降、ビジネスモデルが多様化する中、消費者が電力選択をするに当たり十分な情報を得ることができる環境整備が必要となってくる。

国は消費者に対し、電力小売自由化の仕組みについて、分かりやすく、正確な情報発信を行うとともに、電気事業者に対しては、供給する電気の電源構成について契約時に消費者へ説明する等、積極的に情報公開が行われるよう、必要な措置を講じること。

(8) 使用済太陽光発電設備の高度循環利用を促進する施策

国は、事業用の太陽光発電設備について、放置・不法投棄等の懸念から廃棄等費用の積立を開始するが、都市部に多い住宅用の太陽光発電設備の廃棄処理は、事業用のものと比べて非常に非効率であるにもかかわらず、国は、家屋解体時に適切に廃棄されるものと想定し、リユース・リサイクルに誘導する有効な方策を講じていない。

今後、大量廃棄を迎えるに当たり、住宅用モジュールのリユース・リサイクルのみならず、中間処理後のガラスの有効活用が進むよう、効率的な回収や一時保管等、高度循環利用に向けた新たな仕組みを構築すること。

5 水素社会の実現に向けた取組の加速【最重点】

(提案要求先 総務省・消防庁・経済産業省・資源エネルギー庁・国土交通省
・環境省)
(都所管局 環境局・都市整備局・交通局)

- (1) 「グリーン成長戦略」で示した工程表を実現するため、「水素基本戦略」及び「水素・燃料電池戦略ロードマップ」を大幅に見直すとともに、「グリーンイノベーション基金」も活用しながら、大規模な水素需要の創出、大量かつ安定的な水素供給の確立に向けた取組及び技術開発支援を進めるなど、脱炭素社会の実現に向け、社会実装化による水素利用の大幅拡大に向けた取組を加速すること。
- (2) 定置用燃料電池や燃料電池自動車・バス、水素ステーション等の導入について、メーカーやバス事業者、水素ステーション運営事業者等が長期的な視点をもって事業展開ができるよう、複数年度にわたる継続的かつ柔軟な財政支援を行うとともに、支援対象の拡大を図ること。とりわけ、中小企業に配慮すること。
- (3) 家庭用、業務・産業用燃料電池や純水素型燃料電池などの定置用燃料電池について、使用目的等の補助対象の要件を緩和し、財政支援を行うこと。
- (4) 非ガソリン車、特に燃料電池自動車を含むZEVへシフトをすることが、経済的にもメリットをもたらすよう、購入時の補助の拡充に加え、首都高速道路など高速道路等の利用に対するインセンティブ付与など、新たな優遇制度の創設や、規制的手法の導入など、より積極的な政策展開を行うこと。

燃料電池自動車の補助事業について、同程度の販売額にもかかわらず補助額に大きく差がでないよう、車種によらず申請者

の実質負担の軽減を図ること。また、燃料電池自動車の業務用車両としての活用を促進すること。

燃料電池バスの導入補助に加え、導入後に負担増となる燃料費等にも支援を行うこと。また、低コスト化が期待される水素充填圧力35MPaの燃料電池バスを支援対象に加えること。

燃料電池トラック等、燃料電池を活用した新たな業務・産業用車両等が早期に社会実装を果たすよう、取組を進めること。

- (5) 水素ステーションの整備、運営に対する財政支援を継続的に行うとともに、都市部における水素ステーション整備の困難性に鑑みて、障壁の設置や土地賃借料など、整備、運営に不可欠な経費に対しても支援を拡大すること。

ア 整備に関すること

燃料電池バスの更なる普及や燃料電池トラック等の商用燃料電池モビリティの実装化を見据え、事業所内等における水素ステーション整備についても財政支援を行うこと。

水素ステーションの経営自立化に向け、低コスト化が期待できる水素充填圧力35MPaの水素ステーションを支援対象に加えること。

既存ガソリンスタンド等に水素ステーションの併設を図るなど、マルチエネルギーステーション化に向けた取組を加速すること。

イ 運営に関すること

10年間程度の継続的な運営費支援策や、第三者が水素ステーションを整備し、ガソリンスタンド事業者に運営委託する仕組みなど、安定的な水素ステーション運営を可能とする方策を導入すること。

保安監督者や従業者の育成、確保に向けて、保安監督者の免状取得機会の拡大、実務経験を積む機会の更なる確保等、国として支援策等を講じること。

- (6) 水素ステーションの整備促進に向けて、「規制改革実施計画」の未措置事項を迅速に措置するとともに、公道と水素充填設備との保安距離規制や保安検査の方法等の更なる緩和を進めること。

土地が限られている都心部での水素ステーション整備を促進するため、屋内給油取扱所に水素ステーションを整備できるよう消防法における技術上の基準を示すこと。

高圧ガス保安法に基づく燃料電池バスの容器再検査について、走行等による充填圧力の低下により、容器再検査に必要な圧力を確保できず実施が困難な場合があるため、検査基準を緩和するなど、方法を見直すこと。

燃料電池バスを用いた外部給電について、高圧ガス保安法の特定消費規定の対象とされていることから、自然災害発生時等の利用に支障が生じる状況にあるため、速やかに対象から除外すること。

また、それまでの間については、外部給電器の利用実態を踏まえ、簡略化した手続方法を直ちに示すこと。

- (7) 脱炭素社会実現の柱となるグリーン水素について、製造・利用するための設備導入への財政支援を継続的に実施するとともに、製造コスト削減に向けた技術開発を進めること。また、グリーン水素の環境価値の評価を確立し、活用に向けた仕組みを検討するとともに、CO₂フリー水素の供給システムの確立に向けて、国として先導的な役割を果たすこと。福島県産水素

をはじめとした国産グリーン水素の活用促進に向けて、国として支援策を講じること。

(8) 東京 2020 大会のレガシーとなるまちづくりに向けた、選手村地区における水素利活用のための施設整備に対する補助制度を拡充すること。

(9) 水素を利用する意義や水素の将来性等に関して、更なる普及啓発を図ること。

<現状・課題>

ロシア・ウクライナ情勢によりエネルギーの安定供給がいとたやすく脅かされている中、資源の少ない我が国におけるエネルギーの課題を改めて認識した上で、エネルギーの産業の構造を変えるような取組を今から実行し、「脱炭素社会」を実現することが求められている。

水素は利用の段階で水しか排出せず、エネルギー供給の多様化や非常時対応など、多くの優れた特徴を有している。水素関連技術は、運輸・家庭・業務など様々な分野での省エネ化に寄与するほか、将来的には、発電や産業、電化が困難な熱エネルギーなどを含めた幅広い分野での脱炭素化に貢献できる。

また、水素は長期間、大量にエネルギーを貯蔵することが可能であり、今後再生可能エネルギー由来電力が大量導入された際の調整力としても有望である。

脱炭素社会を実現するためには、再生可能エネルギーの基幹エネルギー化に加え、再生可能エネルギー由来の電力を利用して水を電気分解して生成されるCO₂フリーであるグリーン水素をその柱とし、本格活用する必要がある。

国も「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略(2021年6月)」において、水素をカーボンニュートラルのキーテクノロジーと位置付けている。

現在、家庭用及び業務・産業用燃料電池や燃料電池自動車・バスなど、水素エネルギー利活用機器の市場投入や水素ステーション等のインフラ設備導入が進んでいるが、今後は更にこの流れを加速し、水素エネルギーの大幅な利用拡大を図ることが求められている。

しかし、水素エネルギーの普及に当たっては、様々な課題があり、コスト低減や購入費用の負担軽減、技術開発、規制緩和、サプライチェーンの構築、グリーン水素の供給、国民の理解促進等を進めていかなければならない。

よって、水素社会の実現に向けて、政府に対し、次の事項を実現するよう強く求める。

<具体的要求内容>

(1) 「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略(2021年6月)」や「第6次エネルギー基本計画(2021年10月)」を踏まえ、こ

れまでの「水素基本戦略（平成２９年１２月策定）」及び「水素・燃料電池戦略ロードマップ（平成３１年３月改定）」を大幅に見直し、グリーン成長戦略で示した工程表の実現に向けた具体的なアクションプランを示すこと。

また、「グリーンイノベーション基金」も活用しながら、大規模な水素需要の創出、大量かつ安定的な水素供給の確立に向けた取組及び技術開発支援など、社会実装化による水素利用の大幅拡大に向けた取組を加速すること。

加えて、水素の活用による熱の脱炭素化の検討を進めるとともに、燃料電池の多用途活用、水素の燃焼での利用、産業・発電分野での利用など、様々な分野で水素利用につながる技術開発を促進すること。

(２) 定置用燃料電池や燃料電池自動車・バス、水素ステーションの導入について、メーカーやバス事業者及び水素ステーション運営事業者等が長期的な視点を持って事業展開ができるよう、複数年度にわたる継続的かつ柔軟な財政支援を行うとともに、支援対象の拡大を図ること。とりわけ、中小企業に配慮すること。

(３) 省エネとレジリエンス向上を両立する家庭用及び業務・産業用の燃料電池や純水素型燃料電池については、初期費用の低減による普及促進を図る必要があるため、「蓄電池等の分散型エネルギーリソースを活用した次世代技術構築実証事業」や「災害時等の強じん性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金」において、使用目的等を限定しないなど、補助対象の要件を緩和の上、財政支援を行うこと。

(４) 非ガソリン車、特に燃料電池自動車を含むＺＥＶへシフトをすることが、経済的にもメリットをもたらすよう、購入時の補助の拡充などの優遇措置を講じること。加えて、首都高速道路など高速道路等の利用料金について、ＺＥＶの取得時における割引ポイント付与や、料金減免によるインセンティブ付与など、実効性ある取組を普及促進期に機を逸することなく実施すること。

また、将来的なガソリン車やディーゼル車の販売禁止など、世界的に自動車の非ガソリン化を強制的に導入する政策を行う動きもあることから、我が国においても、規制的手法の導入を検討するなど、より積極的な政策展開を行うこと。

「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」における燃料電池自動車の補助事業について、車両販売額が同程度であるにもかかわらず補助額に大きな差が出ないよう、車種によらず申請者の実質負担の軽減を図ること。また、燃料電池自動車の特性を踏まえ、タクシーやレンタカー等の業務用車両としての活用を促進すること。

「水素社会実現に向けた産業車両等における燃料電池化促進事業」における燃料電池バスの補助事業について、平成３０年度までに導入した実績のある団体についても、実績のない団体と同様の補助率（２分の１）にすること。

燃料電池バスに対する補助の予算規模を拡大できるよう、十分な財源の確保を行うとともに、負担増となる燃料費や水素充填のための水素ステーションへの移動コストに対しても財政支援を行うこと。

燃料電池バスが観光用途等で高速道路を利用する際に必要となる付属設備を支援対象に加えること。

費用低減、車種の拡大に向け、水素充填圧力 3 5 MP a の燃料電池バスを支援対象に加えること。

小型・大型トラックや各種作業用車両等、燃料電池システムを活用した新たな業務・産業用車両の研究開発、走行実証に対する財政支援等を行い、早期の社会実装を実現すること。

鉄道、船舶、航空等における水素利用の拡大に向けた取組を加速すること。

(5) 水素ステーションの整備、運営に対する財政支援を継続的に行うこと。

ア 整備に関すること

水素ステーションの整備における支援対象を、土地の造成や障壁の設置、水素ステーションの併設、転換のために行う既存設備等の撤去・移設など、整備に不可欠な経費に拡大すること。また、燃料電池バスの更なる普及や燃料電池トラックなどの商用燃料電池モビリティの実装化を見据え、事業所専用の水素ステーションの整備にも拡大すること。

機器のダウンサイズによる費用低減が期待できる水素充填圧力 3 5 MP a の水素ステーションを支援対象に加えること。

既存ガソリンスタンド等に水素ステーションの併設や急速充電器等の設置、ZEV レンタカー・カーシェアの導入を図るなど、マルチエネルギーステーション化に向けた取組を加速すること。

都内では、水素ステーション整備に適した用地が限られることから、水素ステーションとして活用が可能な国有地等をインフラ事業者団体に情報提供し、活用に向けたあつせんを行うなどの支援を行うこと。

イ 運営に関すること

水素ステーションの運営に対する支援については、都心部での水素ステーション整備を促進するため、土地の賃借料を新たな支援対象とするとともに、運営事業者の実際の費用負担額に見合う補助額とすること。

燃料電池バス対応水素ステーションは、乗用車だけを対象とする水素ステーションと比べ、営業時間・日数が増加し、運営経費が増加する傾向にあることから、より手厚い財政支援を行うこと。

10 年間程度の継続的な運営費支援策や、第三者が水素ステーションを整備し、ガソリンスタンド事業者に運営委託する仕組みなど、安定的な水素ステーション運営を可能とする方策を導入すること。

水素ステーション設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、令和 5 年度以降も継続的に実施すること。加えて、水素ステーション事業の自立化が図れるまでの間は、適用期間を最初の 3 年間から事業運営期間中全体に延長すること。また、軽減割合を 4 分の 1 から 3 分の 1 以上に引き上げること。

水素ステーションは年間を通じて運営しているにもかかわらず、運営経費の補助対象期間が実質的に 10 カ月に限られることから、運営実態に即した見直しを図ること。

また、補助金交付までの多額の支払が負担となる中小企業に対し、四半期や半期の実績に基づく分割払での交付が選択できるよう措置を講じること。

既存の水素ステーションの事業性確保のため、水素ステーションが機能や

サービス向上のために行う設備導入や、導入後の状況変化により陳腐化した設備の更新に係る費用等に対して財政支援を行うこと。

保安監督者や従業者の育成、確保に向けて、保安監督者の免状取得機会を拡大するよう、講習終了のみを要件とした免状取得を可能とする関係法令の改正や、複数回の試験実施を想定した地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正を行うなど、国として支援策等を講じること。

中小事業者等が新たに水素ステーション事業に参入しようとした場合、実務経験を積む機会を自ら確保することが困難であることから、国として更なる支援策等を講じること。

- (6) 「規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）」等に基づく規制緩和について、現在の未措置項目を迅速に措置すること。加えて、公道と水素充填設備との保安距離規制に関して、ディスペンサーと公道との離隔距離の短縮を可能とする新たな代替措置が例示基準へ追加されたが、ガソリンスタンド並みの更なる緩和（現状の5 mから4 m）を進めること。

また、水素ステーションの保安検査方法について見直しが実施されたが、事業者負担の軽減、営業休止期間の短縮をより一層進めること。

消防法は、都内に多く存在する屋内給油取扱所への水素ステーションの整備を制限している。土地が限られる都内では、水素ステーションを屋内給油取扱所に併設することが合理的であるため、これを可能とするよう技術上の基準を示すこと。

現状では保安検査に2週間程度を要し、その間の営業ができない上、約1,500～3,000万円の高額なコストがかかっており、水素ステーションの事業性を損ない、新たな事業参入に対する意欲を低下させる大きな要因になっている。このため、これまでの水素ステーションにおける故障や事故の発生状況を踏まえ、保安検査の頻度を数年に一回にすることや、自主検査での対応を可能とするなど、検査方法を簡素化する等の見直しを図ること。

使用期間の制限のない、疲労破壊の蓋然性が低い蓄圧器については、高額な経費を要する開放検査ではなく、外観検査と気密検査のみに代える、日常点検が行われている緊急離脱カプラーの検査頻度を毎年から数年に一回の頻度にするなどの見直しを図ること。

燃料電池バスの水素タンクは、高圧ガス保安法の定めにより一定の年数ごとに容器再検査が必要であり、検査項目の一部である漏えい試験については、最高充填圧力の5分の3以上の圧力で実施するとされている。しかし、水素ステーションから検査場所まで近距離であっても、走行等による充填圧力の低下により、検査に必要な圧力を確保できず検査が実施できない場合がある。このため、検査における充填圧力基準を緩和するなど、容器再検査の方法を見直すこと。

燃料電池バスを用いた外部給電は、高圧ガス保安法に基づく特定消費規定の対象とされており、大臣特別認可や給電場所ごとの20日前の届出が必要となるなど、自然災害発生時等の利用に支障が生じる状況にある。燃料電池バスを用いた外部給電については、別途、道路運送車両法や電気事業法等により高圧ガス保安法の趣旨を踏まえた安全性が確保されていることから、速やか

に特定消費の対象から外すこと。

また、上記規定の改正までの間においては、給電時の事前届出をバス事業者ごとに一度のみとするなど、外部給電器の利用実態を踏まえ、簡略化した手続方法を直ちに示すこと。

- (7) 脱炭素社会の実現には、グリーン水素の普及が重要である。しかしながら、普及に向けては、技術開発やコスト低減、環境価値の確立など様々な課題がある。このため、グリーン水素を製造、利用するための設備導入へ財政支援を継続的に実施するとともに、製造コスト削減に向けた技術開発を進めること。加えて、グリーン水素の環境価値の評価を確立し、認証やクレジット化を促進するとともに、需要側による選択を促すカーボンプライシングの導入など規制的手法を含む仕組みを検討すること。また、CO₂フリー水素の供給システムの確立に向けて、国として実効ある支援策や制度構築を図ること。

水素の「製造」だけでなく、水素輸送車への燃料電池の活用など、「輸送」における低炭素化のための技術開発等への支援も行うこと。

また、福島県産水素をはじめとした国産グリーン水素の活用促進に向けて、国として支援策を講じること。

- (8) 晴海の再開発地区（選手村）における水素導入は、環境先進都市の実現に向け、一般の住宅地における水素利用のモデルを構築するとともに、エネルギー・環境施策の先進的な取組を実施・PRし、水素社会の構築を先導することが期待される。

大会のレガシーとなるまちづくりに向けた、選手村地区における水素ステーションの整備や定置用燃料電池の設置等、段階的な施設整備に対する補助制度を拡充すること。

- (9) 水素エネルギーの利用拡大には、国民の理解が重要であることから、水素を利用する意義や水素の将来性等に関して、更なる普及啓発を図ること。

6 緑の保全と創出に係る税財政措置の拡充

(提案要求先 総務省・財務省・文部科学省・国土交通省・環境省)
(都所管局 環境局・都市整備局)

緑地の保全や創出を推進するための税財政措置を講じること。

<現状・課題>

都市における緑は、生物の生息・生育空間として都市の生物多様性を支える存在であり、都民に潤いや安らぎを与えるだけでなく、都市化に起因するヒートアイランド現象の緩和や、火災の延焼防止や都市水害の軽減、避難場所の提供など、重要な役割を有している。

豊かで潤いのある質の高い都市生活を実現するためには、都内における緑の保全・創出が急務となっていることから、都はこれまでも、失われつつある貴重な緑地の保全地域指定、一定規模以上の開発の際の緑化の義務付け、公立小中学校等の校庭の芝生化などの取組を進め、緑の保全と創出に努めてきた。一方で、国は、生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）で採択される予定のポスト2020生物多様性枠組に対応し、保護地域以外の生物多様性保全に資する地域（OECM）の認定など、民間による生物多様性保全の取組を進めるべく検討を重ねているところである。

しかしながら、都市及び都市近郊の樹林地等については、所有者に緑地として保有し続ける意思があるにもかかわらず、高額な相続税がきっかけとなって転用・売却される事例が多く、緑地喪失の主要な原因となっている。また、平成27年1月から、相続税の基礎控除の引下げ、税率構造の見直し（最高税率の引上げ等）が行われたことから、緑地の喪失が更に進むおそれがある。

<具体的要求内容>

- (1) 市街地において貴重な緑地である樹林地等について、緑地として永続的に担保されるよう、相続税等の優遇措置及び保全策に対する財政措置を講じること。
- (2) 下記の緑地については、土地所有者の理解と協力を得て、地域指定を円滑に進めるため、用地の買取りに伴う譲渡所得の特別控除額を現行の1,500万円（特別緑地保全地区は2,000万円）から引き上げること。
 - ① 都立自然公園特別地域
 - ② 都自然環境保全地域特別地区
 - ③ 都独自の保全緑地
 - ④ 特別緑地保全地区（都市緑地法）
- (3) 都市緑地法に基づく緑地の保全を推進するため、下記の措置を講じること。
 - ① 市民緑地制度については、契約期間20年未満であっても税の優遇措置を受けられるよう、契約期間に応じた段階的な相続税評価額の控除を行うなど、現在の制度を拡充すること。
 - ② 特別緑地保全地区制度については、現行の相続税の8割評価減の優遇税

制について、更なる拡充を図ること。

(4) 都市の緑地を保全していくためには、土地所有者の理解と協力が不可欠であることから、地方自治体が条例等に基づく独自の制度として契約・協定などを締結した緑地の所有者に対し交付する緑地奨励金等について、非課税措置を講じること。

(5) 都市及び都市近郊の緑地保全を推進するため、下記の指定がなされた土地に関する固定資産税を地方税法上非課税とするとともに、それに伴う十分な財政支援を行うこと。

- ① 都独自の保全緑地
- ② 区市町村独自の保全緑地
- ③ 都自然環境保全地域特別地区
- ④ 都立自然公園特別地域
- ⑤ 都市緑地法による特別緑地保全地区
- ⑥ 鳥獣保護区特別保護地区
- ⑦ 区市町村指定の保存樹林

(6) 市街地における緑の創出は、国や地方自治体、民間企業などあらゆる主体による取組が重要であることから、国においても、国立大学法人附属小中学校の校庭の芝生化の推進など、国や独立行政法人が所有する施設の敷地及び屋上等の緑化を強力に推進するため、必要な財政措置を講じること。

7 公園整備事業等の推進【最重点】

1 公園整備事業等の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局・都市整備局)

水と緑のネットワーク形成を推進するため、公園緑地及び特別緑地保全地区の整備や用地取得等に係る必要な財源を確保し、東京に必要な額を確実に配分するとともに、制度を拡充すること。

<現状・課題>

東京の公園緑地は、国内外の他都市に比較して著しく少ない。

また、丘陵地や低地、水辺などの緑は、生物多様性の保全やレクリエーションの場の提供、都市気候の調節など重要な役割を担うため、早急に保全・整備が必要である。

さらに、中長期的な国内外の利用者の回復を視野に、都市の魅力を高めるため、文化財庭園等の観光・文化の拠点となる都市公園の整備が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 首都東京を緑あふれる都市にするため、都市公園や特別緑地保全地区等のあらゆる公園緑地及びその関連施設の整備や用地取得等に十分な交付金を確保すること。
- (2) 世界からの来訪者の「おもてなし」の場となる庭園や動物園を含む都市公園の改修に十分な交付金を確保するとともに、補助対象施設の拡充を行うこと。
- (3) 公園整備や特別緑地保全地区の用地取得に係る国費率を3分の1から2分の1に引き上げること。
- (4) 増大する都民のレクリエーション需要や、市街地における防災上の避難地の確保等に対応するため、国営昭和記念公園の整備を促進すること。

参 考

(1) 公園整備事業の推進

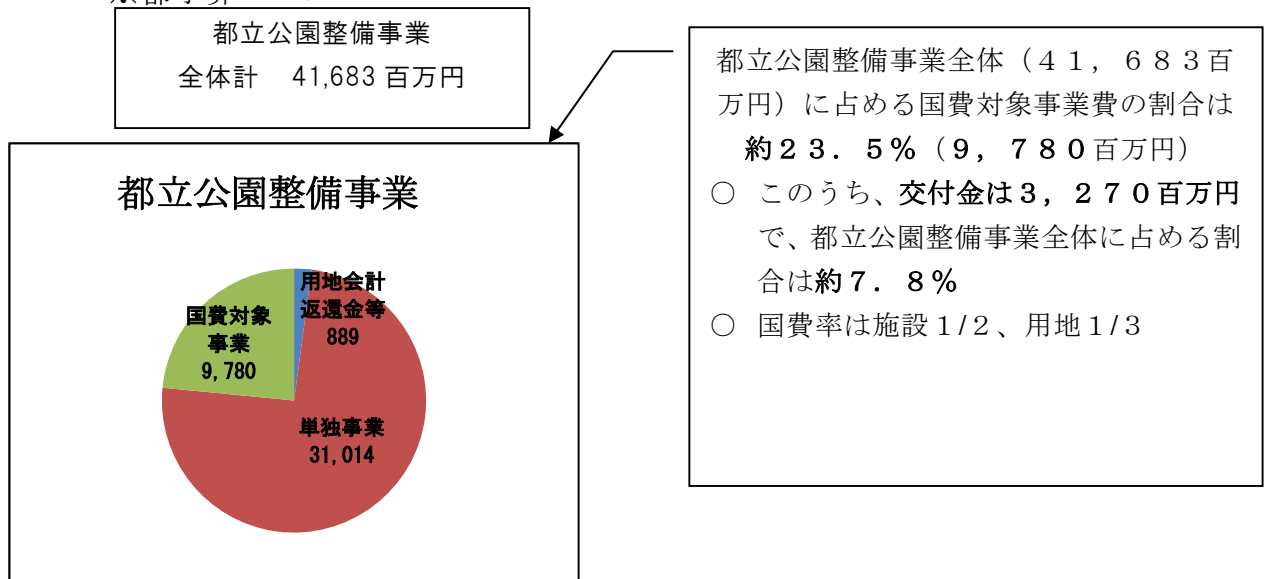
【都の公園整備の計画と実績】

区 分		都市計画公園・緑地計画 決定面積（令和3年4月現在）	公園整備済面積 （令和3年4月現在）
		規模 （ha）	規模 （ha）
都市公園	都立公園	3, 9 5 1	2, 0 3 8
	その他公園	7, 4 6 4	3, 9 4 4
都市公園以外の公園		—	2, 0 5 7
計		1 1, 4 1 5	8, 0 3 9
一人当たりの公園面積 ※全国平均 1 0 . 3 m ² /人		8 . 1 （m ² /人）	5 . 8 （m ² /人）

都区市町共同で策定した「都市計画公園・緑地の整備方針」（令和2年7月改定）に基づき、都市計画公園・緑地の効率的な整備を推進していく。

【令和4年度 都予算に対する交付金の割合（事業費）】

※都予算ベース



(2) 特別緑地保全地区の指定状況

（平成31年4月1日現在）

区 域	箇 所 数	面 積
	箇 所	h a
2 3 区	1 7	8 6 . 4 4
多摩・島しょ	3 3	2 3 3 . 7 7
東京都全体	5 0	3 2 0 . 2 1

(3) 用地取得費に対する現在の国費率

区 分		国費率	根拠法令
公園整備		1 / 3	都市公園法施行令第31条
参 考	道路・街路整備	1 / 2	道路法56条
	河川整備	1 / 2	河川法第60条第2項

※ 1 / 2 とすることを要求

2 防災公園の整備

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局・都市整備局)

防災公園の整備促進のため、必要な財源を確保し、東京に必要な額を確実に配分するとともに、用地取得に係る国費率を引き上げること。

<現状・課題>

震災時の首都東京の機能確保は喫緊の課題であり、都市の防災機能を高めるため、救援・復興の活動拠点や避難場所となる防災公園整備は急務である。

さらに、東日本大震災を踏まえ、首都直下地震などの震災の備えを万全とし、災害に強い首都東京を実現するため、防災公園整備はより一層、早期に着実な整備が求められる。

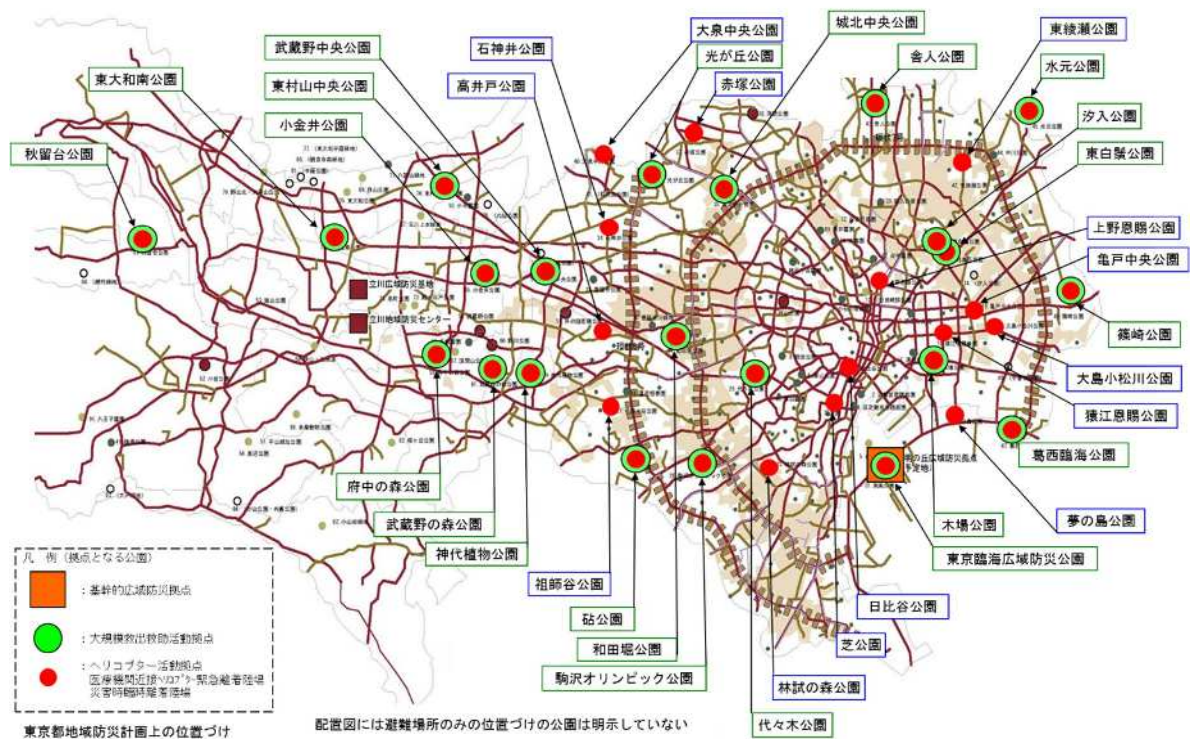
防災公園として重点化を図り事業を進める都市計画公園は、その開園面積が計画全体の約5割に過ぎず、2029年度までに約125ヘクタールで事業を進め、計画的・集中的に更なる拡張に取り組む必要がある。あわせて、防災公園の機能強化のため照明灯や非常用電源等の整備、改修が必要である。

<具体的要求内容>

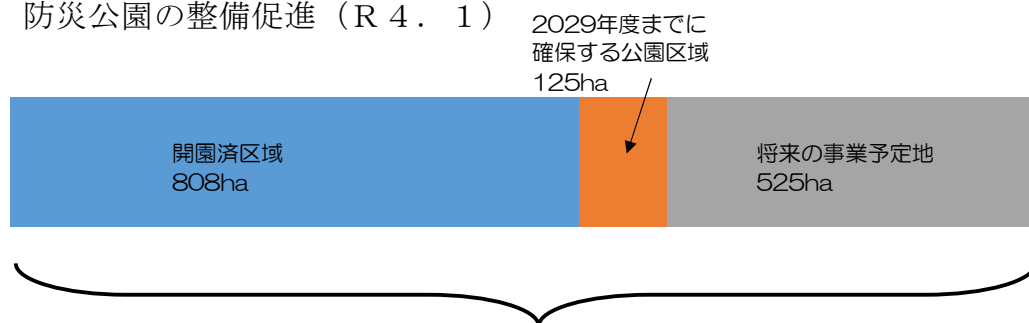
- (1) 公園整備事業推進のため必要な交付金を確実に配分すること。
- (2) 「東京都地域防災計画」で指定された、避難場所である防災公園の整備・改修を短期集中的に進めるため、必要な交付金を確実に配分すること。
- (3) 公園整備の用地取得に係る国費率を3分の1から2分の1に引き上げること。

参 考

(1) 東京都の防災公園整備 (R 2. 6)



(2) 防災公園の整備促進 (R 4. 1)



防災公園として重点化を図り事業を進める都市計画公園 1,458ha

(3) 用地取得費に対する現在の国費率

区 分		国費率	根拠法令
参 考	公園整備	1 / 3	都市公園法施行令第 3 1 条
	道路・街路整備	1 / 2	道路法 5 6 条
	河川整備	1 / 2	河川法第 6 0 条第 2 項

※ 1 / 2 とすることを要求

8 都市再生推進のための国有財産の活用

1 国有財産の活用

(提案要求先 財務省・国土交通省)
(都所管局 都市整備局・環境局・建設局)

- (1) 都市再生事業推進のため、国有財産の減額取得を可能にすること。
- (2) 緑あふれる都市に再生するため、国有財産の公園確保の仕組みづくりや緑の保全・創出に努めること。

<現状・課題>

国家公務員宿舎跡地やその他国有財産は、東京の都市再生のためにも貴重な資源であり、防災、環境、基盤整備等といった課題の解決のためにも、計画的な土地利用が望まれる。

また、都市の公園確保のための貴重な資源であるとともに、敷地内の豊かな緑は、都市における良好な緑地として大きな役割を果たしている。

平成22年6月に財務省が公表した「新成長戦略における国有財産の有効活用について」において、国家公務員宿舎の地域活性化や都市再生の貢献に関する記載が見られるが、その後、具体的な内容は示されていない。

<具体的要求内容>

- (1) 「新成長戦略における国有財産の有効活用について」における国家公務員宿舎の地域活性化や都市再生への貢献に関する具体的な内容を早期に明確にし、着実に国有財産の移転再配置を進めるとともに、都の実施する基盤整備と密接に関連する国有地（議員宿舎・国家公務員宿舎・庁舎などの跡地）を都市再生の貴重な資源として、地元自治体が活用できるよう減額取得を可能にすること。
- (2) 都市計画公園区域や隣接する国有地については、自治体が優先的に用地を確保できる仕組みを充実するほか、自治体に対する無償貸付制度を継続・拡充すること。
- (3) 国有地の利活用の検討に当たっては、以下のとおり既存樹林の保全や新たな緑地の創出などに努めること。
 - ① 引き続き国有地として保有する場合は、都市における良好な緑地の確保の観点から、既存樹林の保全あるいは新たな緑地の創出に配慮すること。
 - ② 国有地として保有せず、民間事業者等に貸付又は売却などを行う場合は、既存樹林の保全あるいは新たな緑地の創出に関する条件付けを検討するなど、都市における良好な緑地の確保に努めること。

2 公園整備に係る国有財産の活用

(提案要求先 財務省・国土交通省)
(都所管局 建設局・都市整備局)

都立旧岩崎邸庭園の拡張に当たり、都が整備する場合には、隣接する国有地を無償で貸し付けること。

<現状・課題>

都立旧岩崎邸庭園（都市計画旧岩崎邸公園）について

旧岩崎邸庭園は、国有財産である国指定重要文化財「旧岩崎家住宅」を、都が無償で借り受け、都立の文化財庭園（約1.8ヘクタール）として公開している。平成13年10月に開園し、年間約20万人が訪れる首都東京の文化・観光拠点である。

本来の岩崎邸は、当該庭園のほか、隣接する国有地（合同庁舎及び宿舎敷地）等を含み、現状の倍以上の規模を有していた。日本の近代文化の象徴ともいえる明治期の典型的な大邸宅の遺構を保全・活用するため、かつて広大な規模を誇る和館や書院庭等が配置されていた国有地を公園区域に拡張するなど、文化・観光拠点機能の拡充を図る必要がある。

<具体的要求内容>

首都東京の公園の重要な機能を拡充するため、都立旧岩崎邸庭園の拡張に当たり、都が整備する場合には、国有地を無償で貸し付けること。

参 考

(1) 国有地の無償貸付制度の概要

【法令上の優遇措置】

国有財産法 第22条	地方公共団体が緑地・公園の用に供する場合 無償で貸し付けることができる

【運用】

財務省通達 ○未利用国有地等の管理処分方針について (H23. 5. 23財理第2199号)	以下のものについては、優遇措置を適用せず、 全面積を時価売払 いするものとする ・物納財産 ・独立行政法人通則法の規定に基づき国に現物納付された財産 ・ 国が移転経費を要した財産

都立旧岩崎邸庭園拡張区域



宿舎（最高裁判所）を除く各施設については、「東京23区外の庁舎等の移転・再配置計画について（H19. 6. 15）/国有財産の有効活用に関する検討・フォローアップ有識者会議」により廃止予定時期が示された湯島地方合同庁舎については、廃止・移転については示され（平成26年度以降）ているが、具体的な時期が示されていない。

9 小笠原諸島世界自然遺産保全管理の推進

(提案要求先 文部科学省・農林水産省・国土交通省・環境省)
(都所管局 環境局)

世界自然遺産を将来にわたって保全していくため、外来種対策など、国は自らの取組を強化するとともに、都、村の取組に対して財政支援などを積極的に行うこと。

<現状・課題>

小笠原諸島は、平成23年6月に世界自然遺産に登録された。世界遺産は人類共通の財産であり、未来の世代に引き継ぐために確実に守らなければならない。それは、世界遺産条約締約国である日本の責任である。

そこで、世界自然遺産の適正な保全管理を推進するに当たっては、国が、主体的に取り組む必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 国は、小笠原諸島の世界自然遺産の保全管理について、「世界自然遺産 小笠原諸島管理計画」に基づき、今後とも着実に外来種対策などに取り組むこと。特に、緊急の課題である兄島のグリーンアノール対策については、機動的な緊急対策を進めるとともに、根絶に向けて十分な財政措置を講じ、的確な取組を行うこと。
- (2) 国は、新たな外来種の侵入拡散防止に積極的に取り組むなど、世界遺産委員会の勧告に適切に対応すること。
- (3) 国は、オガサワラオオコウモリ、アカガシラカラスバト、オガサワラシジミ、ムニンノボタンなど絶滅に瀕する固有の希少動植物の保護増殖事業への取組を拡充すること。
- (4) 喫緊の課題であるオガサワラカワラヒワについて、国は、自らが定めた「オガサワラカワラヒワ保護増殖事業計画」に基づき外来種対策などの取組を迅速に拡充するとともに、都や村が行う事業について十分な財政措置を講じること。
- (5) ノヤギの駆除を含む植生回復等都や村が行う事業については、引き続き財政措置を講じること。

1 0 自動車排出ガスに係る大気汚染対策の強化

1 環境・保健対策の充実

(提案要求先 環境省)
(都所管局 福祉保健局)

大都市における大気汚染の状況を踏まえ、大気汚染物質の健康影響に関する研究調査などを推進し、環境・保健対策の充実を図ること。

<現状・課題>

大気汚染物質と健康被害との関係については、国において各種の研究調査が実施されており、平成21年9月に、微小粒子状物質(PM2.5)の健康影響に関する評価が行われ、環境基準が設定された。

しかし、いまだ、粒子状物質や共存大気汚染物質の健康影響等について未解明な部分も多く、必要な研究調査等を推進し、早急に実効性ある対策を講じていく必要がある。

<具体的要求内容>

微小粒子状物質(PM2.5)などによる大気汚染の健康影響に関する研究調査を推進し、大都市における大気汚染の状況を十分に踏まえた公害健康被害予防事業の内容の強化充実及び対象地域の拡大を図ること。

2 大気汚染による健康被害者に対する総合的な救済策の実施

(提案要求先 環境省)

(都所管局 福祉保健局・環境局)

大気汚染による健康被害者に対する総合的な救済策を実施すること。

<現状・課題>

健康被害者に対する救済では、平成19年8月の東京大気汚染訴訟の和解を受け、都は、気管支ぜん息の医療費助成を、それまで18歳未満だったものを平成20年8月から全年齢に拡大して実施してきた。本制度により認定を受けた18歳以上の患者は令和4年2月末時点で約5万人となっている。

都は、制度創設時に関係者が抛出した原資をほぼ使い切ること、関係者からの新たな財源抛出が困難なことなどから、18歳以上の患者への新規認定を平成26年度末で終了するとともに、現に助成を受けている患者に対し、平成30年度からは自己負担を導入し、引き続き都の応分の負担による助成を実施している。

しかし、自動車排出ガスによる大気汚染の根本的な原因は、国の規制が遅れたことにあり、国は健康被害防止に有効な対策及び総合的な健康被害者救済策を、責任をもって講じていく必要がある。

<具体的要求内容>

大気汚染による健康被害者の早期救済のため、都としては医療費助成を実施しているが、国の責任として、大気汚染による健康被害者に対する総合的な救済策を検討し、早急に有効な対策を講じること。

1 1 道路環境対策の推進【最重点】

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局)

幹線道路の騒音対策やヒートアイランド対策等を推進し、沿道住民の生活環境を改善するために必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

<現状・課題>

幹線道路の沿道においては、騒音・大気汚染など環境が厳しい箇所もあり、沿道住民の生活環境改善に向けた課題が依然として残されているため、その対策が求められている。

また、ヒートアイランド対策の一つとして、路面温度の上昇を抑制する効果のある舗装を敷設する必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 騒音対策としての低騒音舗装、緩衝建築物一部負担に必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。
- (2) ヒートアイランド対策としての遮熱性舗装等に必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。
- (3) 騒音対策としての防音工事助成に対して財政的支援を実施すること。
- (4) 自動車排出ガスによる大気汚染が特に著しく、重点的な対策を実施することが必要な地点について、国が主体となって、必要な調査と対策の検討を行うこと。

参 考

1 令和4年度 都の予算（当初）

（単位：百万円）

区 分	事業費	うち補助事業費 （国費）
沿道環境改善事業	13,089	2,366（1,183）
低騒音舗装	7,007	645（323）
遮熱性舗装・保水性舗装	6,026	1,560（780）
防音工事助成	40	0（0）
緩衝建築物一部負担	200	200（100）

区 分	事業費	国、首都高速㈱の負担金額
局地汚染対策	42	5

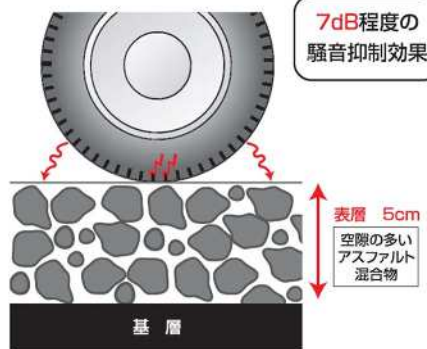
都、国、首都高速㈱が負担比率に基づき負担している。

2 都への当初内示額

（単位：百万円）

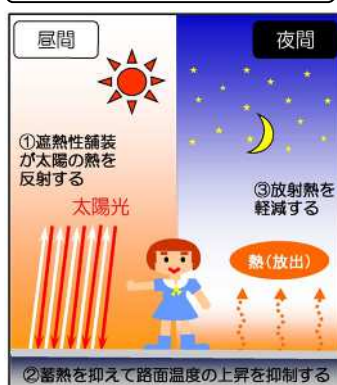
区 分	令和3年度	令和4年度
沿道環境改善事業 （国費）	214（107）	37（18）

低騒音舗装



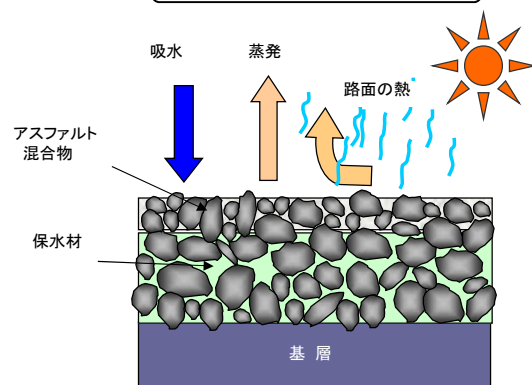
- すきまの多い材料を舗装表面に使用し、走行車両のタイヤと路面で圧縮された空気により発生する音などを空隙に吸収する舗装
- 通常の舗装と比べ路面の騒音を7デシベル程度抑制する。

遮熱性舗装



- 舗装表面に遮熱材を塗り、赤外線を反射して熱吸収を防ぐ舗装
- 舗装表面に塗るため、低騒音舗装に施工しても騒音低減機能は損なわない。

保水性舗装



- 舗装の空隙に注入した保水材によって、雨水などの水分を吸収し、蓄えることができる舗装
- この水分が晴天時に蒸発する気化熱で路面温度を下げ、舗装から大気への放熱を少なくする。

1 2 微小粒子状物質（PM_{2.5}）・光化学オキシダント（O_x）対策の推進

（提案要求先 経済産業省・資源エネルギー庁・国土交通省・環境省）
（都所管局 環境局）

大気環境中の微小粒子状物質（PM_{2.5}）と光化学オキシダント（O_x）の濃度改善のため、発生源の実態や生成メカニズムを解明し、総合的かつ広域的な対策を早急に講じること。

<現状・課題>

東京の大気汚染は、各種固定発生源対策やディーゼル車走行規制等の実施などにより、浮遊粒子状物質による大気汚染に係る環境基準を達成するなど確実に改善している。残された課題として、大気環境中で光化学反応等により二次的に生成するPM_{2.5}やO_xの濃度改善がある。

PM_{2.5}の都内の濃度は、これまでの対策により大幅に低減し、2019年度に初めて全測定局で環境基準を達成したものの、安定的な環境基準の達成には至っていない。加えて、都においては、PM_{2.5}の更なる濃度低減に向けて都独自の政策目標を掲げ、取組を推進している。一方、O_xは、全国的に環境基準を超過した状況が続いている。

PM_{2.5}やO_xは、発生源が多岐にわたり、大気中の挙動について未解明な部分が多く、日本国内の排出源のほか大陸からの越境汚染を含む広域的な大気の流れに起因することなどから、国は、行政区域を越えて広く存在する発生源の実態や二次生成機構等を解明し、これまでの原因物質対策（揮発性有機化合物（VOC）や窒素酸化物（NO_x）等）の効果検証を踏まえながら、総合的かつ広域的な対策を講じる必要がある。特に、国はO_x対策として光化学オキシダント対策ワーキングプランを策定し、健康影響や植物影響などを整理した上で、環境基準の見直しも含めた検討を行うこととしている。

また、PM_{2.5}やO_x等の大気汚染物質は、気候変動により濃度が変化することや、一方で気候変動に影響を及ぼすことが報告されており、大気汚染と気候変動は密接に関係している。気候変動対策の取組が世界的に進められる中、気候変動対策の観点を持ちつつ大気汚染対策を推進する必要がある。

<具体的要求内容>

- （1）多岐にわたる発生源の実態や生成メカニズム、大気の流れ、全球的なバックグラウンド濃度の影響等について、引き続き詳細な解明を行い、これまでの対策の効果検証を踏まえながら、原因物質削減目標の設定など総合的かつ実効性のある広域的な対策を早急に講じること。

また、誤解を招くことのないよう、健康影響や植物影響、環境基準の見直しなどに関する正確な情報やデータを適切に提供すること。

(2) VOCは、PM_{2.5}とO_xを生成する主要な原因物質の一つであることから、排出量の更なる削減に向けて、新たな削減目標を設定するとともに、総合的な削減対策を引き続き強力に推進すること。

① 平成18年4月より進めてきた大気汚染防止法に基づく排出規制と事業者による自主的取組を併せたVOC排出削減対策について、これまでの対策の効果検証を詳細に行い、事業者の取組の効果を定量的に把握できるようにすること。

② PM_{2.5}とO_x生成能の高いVOCをそれぞれ明らかにする調査や植物起源VOCの排出量の実態把握を進めること等により、VOC排出削減によるPM_{2.5}とO_xの低減効果の定量的な予測精度を向上させること。

あわせて、生成能の高いVOCの実態把握を進めるため、PRTTR制度やVOC排出インベントリの対象とするVOCの成分を拡充させるとともに、効果的な対策方法について検討を進め、速やかに実施すること。

③ 法規制の対象にならない中小事業者に対し、一層自主的取組が促進されるよう、財政支援も含め、早急に推進策を講じること。

④ 自主的取組を実効性あるものとするため、小型・低コストの処理装置や排出量の管理が容易にできる測定機器及び代替品となる低VOC資材の開発・普及を促進すること。

⑤ VOC排出事業者へ製品製造を発注している事業者に対し、VOC対策を盛り込んだ発注仕様の採用を促し、発注側からのVOC対策の普及を図ること。

また、公共調達におけるVOC排出抑制への取組が推進されるよう、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）においてVOC対策の配慮事項を拡大するなど必要な措置を講じること。

⑥ 日常生活に伴うVOCの排出が抑制できるよう、製造業者や関係団体に対し、VOC使用量の少ない商品の製品化を促す取組や支援を行うこと。

また、消費者や企業に対し、製品の購入に当たってVOCの少ない製品を選択するよう広報・情報提供を行うこと。

⑦ 低VOC塗装工事の更なる普及に向け、研究体制の充実や民間等の先行事例の検証により知見を収集し、国が行う公共工事について、建築工事における水性塗料の適用部位の拡大を図ること。

また、橋梁等、鋼構造物における低溶剤、無溶剤及び水性塗料の採用を促すよう、現場での試験塗装を実施するなど標準仕様の改定に向けた取組を進めること。

さらに、グリーン購入法における公共工事の項目について、特定調達品目の建築資材として、水性塗料をはじめとする低VOC塗料等に関する内容の充実を図ること。

⑧ 現在VOC自主行動計画に参画していない建設業界に対し、産業界と同等のVOCの排出削減に向けた目標の設定等、実効性のある取組を促すこと。

⑨ 燃料蒸発ガスの低減対策のうち、給油所側の対策であるStageⅡ給

油機の更なる普及促進に向けて、事業者が自主的取組を円滑に実施できるよう、財政支援を含め、必要な措置を早急に講じること。特に、都内に多く設置されている懸垂式の給油機について、燃料蒸発ガスの回収率の高い S t a g e II 給油機普及促進のため、メーカーへ更なる技術開発を促すなど必要な措置を講じること。

- ⑩ 大規模なVOC取扱施設が集中する地域（臨海地域など）の排出総量の実態や影響を把握し、一層の排出抑制策を講じること。
- (3) O_xの濃度は、NO_xとVOCとのバランスに依存し、NO_xの濃度が改善されても、夏季に都市部で上昇する可能性がある。そのため、自動車排出ガス規制の強化などによるNO_xの削減量に見合ったVOC削減量とするための対策の一層の推進を図るなど、総合的な大気環境対策を推進すること。
- (4) 安定的な環境基準の達成には至っていないPM_{2.5}について、以下の施策を講じること。
 - ① 排出インベントリの精度向上に重要であるため、発生源から排出されるPM_{2.5}の凝縮性粒子を共通の手法で測定することができるよう、汎用性の高い標準的な測定法を定めること。
 - ② 船舶や航空機が集中する地域（臨海地域など）からのPM_{2.5}排出総量の実態や影響を把握し、排出抑制対策を講じること。
- (5) 大気環境の改善と気候変動の回避の双方により実効性のある対策を推進するために、PM_{2.5}やO_x等の大気汚染物質と気候変動の関係について、調査研究を進め情報提供を行うこと。

1 3 市街地土壤汚染対策の推進

(提案要求先 経済産業省・環境省)
(都所管局 環境局)

- (1) 土壤汚染対策法及び特定有害物質の基準の見直しについて、的確かつ合理的に運用を行えるように対応すること。
- (2) 狭あいな土地に採用可能で低コストな土壤汚染対策技術の開発促進及び事業者が対策を円滑に行うための助成制度の拡充を図ること。
- (3) 法に基づく調査・対策において、簡易で迅速な分析法の導入を図ること。
- (4) 操業中に可能な浄化技術の開発促進及び操業中の対策に係る助成制度の整備等を講じること。
- (5) 掘削除去によらない持続的に実施可能な土壤汚染対策の普及啓発を行うとともに、特に自然由来等土壤（水面埋立て土砂由来を含む）においては、有効利用を促進するための実態把握、関係機関への周知・調整、その上で必要な制度改善等を進めること。

<現状・課題>

土壤汚染対策法の改正について、政省令の本文、施行通知、調査及び措置に関するガイドライン、更に説明会等において、解釈が示されているものの、想定外の事項について疑義が生じることは避けられず、自治体の窓口において対応に苦慮している状況にある。

また、令和3年4月1日に施行されたカドミウム・トリクロロエチレンの基準の改正に伴い、これまでに措置が実施された土地についての対応等、運用における混乱が生じることが予想される。

さらに、中小企業の狭あいな土地における土壤汚染の調査・対策に要する費用負担が大きいことから、土壤汚染対策が進まず円滑な土地利用が進まない懸念がある。

加えて、土壤汚染対策においては、一般的に掘削除去等の対策をとることが多く、搬出する汚染土壌の運搬・処理に大量のエネルギーが使用されるとともに、埋戻し土壌に山砂が使用されることで自然環境に影響を与えている事例がある。

また、環境負荷だけでなく、土地取引の中で掘削除去を求められること等により対策費用がかさむばかりか、土地の利活用が阻害され、ブラウンフィールドの発生につながる可能性も懸念されている。基準不適合土壤が確認されている土地において、法令等で求められている土壤汚染による人の健康被害の防止が確実に図られていることを前提として、個々の現場状況に応じて、環境面・経済面・社会面に配慮した持続可能な土壤汚染対策を実現していくことが重要になる。

特に自然由来等土壤については平成31年4月の法改正により一部の規制が緩和され、有効利用が可能になったが、現状では、法改正前と同様にほとんどが汚染土壤処理施設へ搬出されており、有効利用が進んでいない。これにより、大量の自然由来等土壤の処理に莫大な費用が掛かるとともに、エネルギー消費による地球温暖化等への影響も生じている状況である。

これら多くの課題解決のため、国においても必要な普及啓発等を進めるとともに、法制度の更なる運用改善や助成制度の整備等が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 土壤汚染対策法や基準の改正について、各自治体の実情を踏まえ、寄せられる各種の照会に対し、迅速かつ明確に対応できる体制を整備すること。

また、調査及び措置に関するガイドラインは、実務を行う上での指針となっているが、現場の実情に即したものにするため、自治体や学識経験者も交えた議論の場を設定し、適宜適切な改訂を行うこと。特定有害物質の基準の見直しに関しては、事業者が調査・対策を円滑に実施できるよう、これまでに措置が実施された土地等において混乱が生じることがないように引き続き運用を検討すること。

- (2) 大都市の住宅と工場が混在する狭い土地に対応でき、かつ、資金力に乏しい事業者が低コストで土壤汚染対策が行えるよう早急に汚染処理技術の開発を促進するとともに、事業者が対策を円滑に行うための助成制度の拡充を図ること。

- (3) 事業者が汚染範囲を迅速かつ低コストで確認し、円滑に対策を実施できるよう、都は、条例に定める土壤汚染調査のうち、汚染範囲の絞り込みに使用できる簡易で迅速な分析技術を既に選定している。

国においても、このような技術を参考にして、土壤汚染対策法に基づく調査・対策においても簡易で迅速な分析法の導入を図っていくこと。

- (4) 有害物質を取り扱う操業中事業者に対しては、施設の廃止時に必要となる土壤汚染調査や対策について、制度の周知徹底を図るとともに、施設の廃止時に備えた取組を含めた啓発を行うこと。

また、操業中でも実施できる浄化技術の開発を進めるとともに、対策の実施に必要な資金の助成制度等の促進策を設け、事業者の負担軽減を図ること。

- (5) 掘削除去によらない土壤汚染対策が選択されるよう、技術開発や普及啓発、必要な制度改善を実施すること。

また、自然由来等土壤の有効利用を促進するために、関係機関への周知・調整や実態把握を行い、その上で、例えば工事中の搬出入調整のための仮置ヤードでの一時保管を可能にするなど、更なる制度改善等を進めること。

1 4 P C B 廃棄物処理の促進

(提案要求先 経済産業省・環境省)
(都所管局 環境局)

P C B 廃棄物処理の促進を図ること。

<現状・課題>

平成28年8月から施行されたポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(平成28年法律第34号。以下「改正P C B 特別措置法」という。)に合わせ、電気事業法(昭和39年法律第170号)の省令等も改正され、高濃度P C B 廃棄物の期限内処理及び高濃度P C B 使用製品については処分期間内に使用を終えて廃棄することが義務付けられた。

高濃度P C B 廃棄物の処理費用の負担軽減措置としては、中小企業者等を対象とした収集運搬・処分費用に対する軽減措置があるものの、「安定器」についてはJ E S C O 北海道P C B 処理事業所で処分されるため、収集運搬費用は東京P C B 処理事業所までの経費に比べて高額となる。今後、昨今の世界情勢に起因する原油価格高騰に伴う輸送コストの上昇や、新型コロナウイルス感染拡大による経営状態の悪化の影響が長期間に及ぶことも想定され、「安定器」の処理費用が大きな負担となることで、処理が停滞するおそれがある。

また、改正P C B 特別措置法では、法に基づく届出がなされていない高濃度P C B 廃棄物等について、都道府県等による事業者に対する報告徴収や立入検査の権限が強化され、P C B 保管事業者が不明等の場合に、都道府県等は高濃度P C B 廃棄物の処分に係る代執行を行うこともできることになったが、代執行に係る人件費等の事務執行に係る費用については、財政負担等が考慮されていない。

さらに、低濃度P C B 含有機器(P C B 含有の疑いのある機器を含む。)については、使用期限やP C B 濃度の分析義務が法で定められていない。その上、国からの適正処理に関する周知が不十分であり、国が定める期限までのP C B 廃棄物処理の完了が厳しい状況が予想される。

<具体的要求内容>

P C B 廃棄物の早期かつ適正な処理の推進に向けて、

- ① 「安定器」の収集運搬・処分費用に対する中小企業者等を対象とした軽減措置について、更なる負担軽減措置を講じること。
- ② 高濃度P C B 廃棄物の行政代執行に係る経費について、処分費用に対してだけでなく、事務執行に係る費用に対しても財政措置を講じるとともに、円滑な行政代執行に必要な支援を行うこと。
- ③ 低濃度P C B 含有機器(P C B 含有の疑いのある機器を含む。)について、使用期限やP C B 濃度の分析義務を法で定めること。コンデンサー等の封じ切りの電気機器については、分析により生じる代替機器購入費用等について、財政措置を講じること。

また、国が把握している電気工作物設置者のデータ等を活用し、使用中の事業者に対して、国が期限内の適正処理について指導するとともに、周知を図ること。

1 5 森林循環促進に向けた施策の拡充【最重点】

(提案要求先 林野庁)

(都所管局 産業労働局・政策企画局)

- (1) 森林循環に資する国産材の利用促進施策を拡充すること。
- (2) 森林循環の促進に必要な基盤整備や、低コスト化推進のための施策を強化すること。
- (3) 森林循環を促進するように実情に合わせて森林経営計画制度の認定要件を見直すこと。

<現状・課題>

我が国の森林は、戦後植林された人工林が伐採の時期を迎えているが、木材価格の下落などを通じた林業の低迷により、森林の管理や伐採更新が停滞している。こうした状況を受け、若い森林が極端に少ない偏った齢級構成となっており、花粉飛散の増大や森林の二酸化炭素吸収能力の低下を招いている。

また、近年、台風等の豪雨災害が頻発しており、森林の有する土砂災害防止や洪水緩和といった機能の重要性が一層高まっている。

このため、偏った齢級構成の是正や、森林の有する機能の持続的な発揮に加え、国の掲げる木材自給率50パーセントの目標を達成していくためには、伐採、利用、植栽及び保育という森林循環を促進し、全国の森林再生、すなわち治山への取組へとつなげていくことが必要である。

そこで、都は、地域材である多摩産材の利用拡大や林道等の基盤整備を進めるとともに、森林所有者と協定を結び、伐採や花粉の少ないスギの植栽及び保育の実施に取り組んできたが、急傾斜地での木材搬出技術を持つ事業体の不足等が課題となっており、高度な技術者の育成を進めているところである。

また、平成30年6月に発生した大阪北部地震により、安全性に問題のあるブロック塀の倒壊事故が発生したことを受け、対策の一つとして都有施設で国産材を活用した塀の設置を進めるなど、多摩産材をはじめとした国産材の更なる活用を進めている。

あわせて、新型コロナウイルスの影響等によって今後の木材需要の先行きが不透明であることから、これまで以上に公共部門等における木材需要の創出が求められている。

さらに、都の提案により全国知事会に設置され、47都道府県が参加する国産木材活用プロジェクトチームでも、地域の活性化や国土強靱化などにつながる国産木材の更なる需要拡大に向けた政策提言を取りまとめ、国に対して協力を要請するとともに、都道府県が創意工夫を凝らした取組を展開し、地方の責任を果たしていくという決意と姿勢を示す行動宣言を策定し、都道府県で更なる取組を進めているところである。

国は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」を令和3年10月に施行し、建築物における木材利用を促進することとしており、昨今のウクライナ情勢に伴う輸入材の供給不足等も踏まえ、国産木材利用を通じた森林循環のより一層の推進が必要なことから、以下の要求を行う。

＜具体的要求内容＞

（１）森林循環に資する国産材の利用促進施策の拡充

伐採したスギ等の国産材を積極的に利用するため、国産材を使用した塀など、幅広い用途での普及を加速させる財政支援を継続的に行うこと。

また、民間利用の一層の促進や中高層建築物の木造化に向け、技術研究開発や設計・施工を担う人材育成などの施策を拡充すること。

（２）森林循環の促進に必要な基盤整備や低コスト化推進のための施策の強化

森林の多面的機能の発揮、花粉飛散量の低減及び木材自給率目標の達成に不可欠となる林道等の基盤整備、森林の所有者や境界の明確化、林業におけるデジタル技術の活用などに向けた対策を強化すること。

また、急傾斜地等での森林循環を推進するため、架線系高性能林業機械の開発・普及や、架線技術者育成のための取組を強化すること。

（３）森林循環を促進するように実情に合わせた森林経営計画制度の認定要件の見直し

林業経営体が積極的に伐採・植栽・保育を行えるように、森林経営計画における伐採上限や間伐要件を緩和するなど制度の見直しを図ること。

1 6 東京湾の水質改善対策の促進

(提案要求先 農林水産省・国土交通省・環境省)
(都所管局 政策企画局・都市整備局・環境局・建設局・港湾局・下水道局)

東京湾の水質改善に資する施策に対し必要な財政措置を講じるなど、国が中心となって広域的な視点からその実施を推進すること。

<現状・課題>

東京都では、50年100年先を見据え、持続可能なまちづくりを目指す「東京ベイeSGプロジェクト」に着手した。このプロジェクトでは、水と緑溢れる都市づくりのひとつとして、「泳げる東京湾」の実現を目標に掲げている。

一方、東京湾の水質については、有機汚濁の代表的な水質指標であるCOD（化学的酸素要求量）がこの20年間で大幅には改善されておらず、窒素、りん等の流入による東京湾の富栄養化に伴う赤潮や青潮の発生、雨天時における糞便性大腸菌群の増加などの課題が依然として存在する。東京湾は東京都以外からの汚濁負荷の排出割合が約7割を占めており、水質を改善するには、関係する全ての自治体の協力が欠かせない。

現在、「東京湾再生のための行動計画（第二期）（平成25年5月31日付東京湾再生推進会議策定）」に基づき、東京湾再生に向けた取組が進められており、関係する他の自治体とともに広域的な取組を進めることが重要となっている。

<具体的要求内容>

東京湾の水質改善に向け、関係自治体に取り組む以下の施策に対し、必要な財政措置を講じるなど、国が中心となって広域的な視点からその実施を推進すること。

○下水道

合流式下水道の改善、高度処理の導入促進、未整備地域の整備促進等

○雨水流出抑制

貯留・浸透施設の設置等

○農業集落排水施設

未整備地域の整備促進、老朽化施設の更新整備、高度処理の導入促進等

○河川・港湾

河川や運河等での汚泥しゅんせつ等の有機汚濁対策、湿地や河口及び港湾における干潟整備等の自然再生

1 7 食品ロス削減施策の推進【最重点】

(提案要求先 消費者庁・農林水産省・経済産業省・環境省)
(都所管局 環境局)

食品ロス削減に向け、多様な主体と連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するとともに、食品リサイクル法の対象を拡大すること。

<現状・課題>

日本国内で発生する食品由来の廃棄物等のうち、本来食べられるにもかかわらず捨てられている、いわゆる食品ロスは令和元年度実績で570万トンと推計されており、これは国連世界食糧計画（WFP）による食糧援助量（約420万トン）の1.4倍に相当する膨大な量である。

- ① 令和元年10月、食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）が施行されるとともに、令和2年3月には、食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針が示された。都においても令和3年3月に策定した東京都食品ロス削減推進計画に基づき、多岐にわたる施策を着実に推進しているところであり、国民運動として事業者・消費者・行政等の多様な主体が協働により取組を進めていく必要がある。
- ② 流通段階（製造、卸売、小売）で発生する食品ロスは、食品ロス全体の3分の1に上る。平成31年3月、農林水産省の「食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチーム」（以下「ワーキングチーム」という。）において加工食品や日配品の商慣習に関しての取りまとめが行われ、納品期限の緩和等の動きが進展しているものの、更に実効性のある対策を進める必要がある。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響により、家庭での食事の機会も増加していることから、買い物前のストックチェックや、商品を陳列棚の手前から取るなど、食品ロスを意識した消費行動の重要性が一層増している。食品ロスの削減に向けた具体的な行動を促すよう、「新しい日常」にも配慮しながら、普及啓発等に継続的に取り組んでいく必要がある。
- ④ 令和元年7月から計34の業種区分について発生抑制の目標値を設定したものの、目標値の設定がなされていない業種区分も多い。
発生抑制は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号。以下「食品リサイクル法」という。）において最優先で取り組むべき事項であり、施策を更に強化する必要がある。
また、食品リサイクル法の対象となっている業種は、食品製造業・食品卸売業・食品小売業・外食産業の4業種であり、学校などは法の対象となっていないことから、食品リサイクル法の対象とするよう検討する必要がある。
- ⑤ 食品廃棄物のリサイクル促進のため、リサイクル施設の整備促進が重要である。

＜具体的要求内容＞

新型コロナウイルス感染症の影響は、食の各分野にも及んでおり、食品ロス削減に当たっては、フードサプライチェーンの強靱化、安全・安心志向の高まり、社会貢献意識の高まりなどの変化を的確に捉え、対応していくことが必要である。食品廃棄物の発生抑制及びリサイクル促進に当たり、次のとおり取り組むこと。

① フードサプライチェーンが複雑に絡み合う過程で発生する食品ロスの削減に向けて、事業者、消費者、行政等の各主体の連携の下、実効性ある取組が進むよう施策を講じること。

② ワーキングチームにおける議論等を更に進め、賞味期限の延長など一部企業で行われている取組を業界全体に広げる方策を検討するなど、商慣習による食品ロスの削減に引き続き取り組むこと。

また、A I、I C T等の情報通信技術を活用した流通段階における食品ロスの発生状況を事業者自らが把握するシステムの普及など、具体的な削減につながる施策を早急に打ち出すこと。

あわせて、フードバンク等を活用し、発生した食品ロスの寄贈や再流通を促進すること。

③ 消費者の食品ロスに関する実態把握や理解促進が進むよう、行政や事業者等における削減の取組を積極的に情報発信するとともに、食品ロス削減に関して体系的に理解できる普及啓発資材の開発や、知識を得る機会の創出を積極的に図ること。

④ 令和元年7月に告示された食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針に基づき、発生抑制の目標値が設定されていない業種区分の目標値を早期に設定すること。既に設定された目標値についても、更なる排出抑制促進のため、目標値の見直しを検討すること。

また、学校給食用調理施設について、学校給食から発生する食品ロス等の状況に関する調査結果を踏まえ、食品リサイクル法の対象とするよう検討すること。

⑤ 食品廃棄物リサイクル施設の整備促進を図ること。

18 ヒアリ等の侵入、定着防止措置の実施

(提案要求先 国土交通省・環境省)
(都所管局 環境局・港湾局)

危険な特定外来生物であるヒアリ等を国内へ侵入定着させないため、関係国と協力して混入防止が確実に実施されるような仕組みづくりを進めるとともに、ヒアリ等が確認された場合には速やかに防除を実施すること。国以外の者が防除を行う場合には、十分な財政支援及び技術支援を実施すること。

<現状・課題>

平成29年6月9日に兵庫県尼崎市において国内で初めて特定外来生物である「ヒアリ」が確認されて以降、これまでに「ヒアリ」及び「アカカミアリ」（以下「ヒアリ等」という。）が全国各地の港湾施設のみならず物流拠点でも確認されている。

ヒアリ等は攻撃性があり、人体への被害等を及ぼす生物であることから、ヒアリ等が国内に定着した場合、国民の生活に大きな影響を与える可能性がある。

また、ヒアリが定着している米国では、人体への被害に加え、年間の経済損失が60億ドルに上ると報告されており、その駆除に要する労力やコストは甚大なものとなることから、ヒアリ等の定着防止は正に喫緊の課題である。

そのためには、ヒアリ等を海外から侵入させないための予防的な防除が何より重要であるとともに、侵入が見られた場合には、初期段階における徹底的な防除と継続的なモニタリング調査による定着防止措置が必要である。

さらに、ヒアリの有翅女王アリが令和元年9月から10月にかけて東京港青海ふ頭において見つかるとともに、最近も全国各地で発見事例が続いていることから、今後は定着を想定した備えも必要である。

よって、次の事項について、国の緊急的かつ継続的な実施を強く求める。

<具体的要求内容>

- (1) 特定外来生物被害防止基本方針（平成26年3月18日閣議決定）の趣旨を踏まえ、今後とも関係地方公共団体との緊密な連絡調整の下に対策を講じること。
- (2) ヒアリ等が定着している海外港湾等からの貨物に対し、ヒアリ等の混入を防止する方法等を検討し、関係国と協力して混入防止が確実に実施されるような仕組みづくりを進める等、海外からの貨物に係る予防的防除を実施すること。
- (3) 上記(2)の対策が講じられるまでの間、東京港の外貿コンテナふ頭及びその周辺におけるヒアリ等の調査について継続して実施すること。
- (4) ヒアリ等が確認された場合には、速やかに根絶及び拡散防止のための措置

を講じること。

- (5) 今後も既にヒアリ等が定着している国や地域からのコンテナを取り扱う国際港湾・空港エリアからヒアリ等が侵入することが想定されることから、コンテナの流通経路の把握、点検・調査の方法、緊急防除の実施体制など効果的な防除に関して検討し、関係事業者に早期に周知すること。
- (6) 国際港湾・空港エリア外にヒアリ等が侵入することを想定した対応について、具体的な方策を検討し周知すること。
- (7) 地方公共団体及び関係事業者が調査・防除等を実施する場合の財政支援及び技術支援を実施すること。

19 プラスチック対策の推進【最重点】

(提案要求先 経済産業省・環境省)
(都所管局 環境局)

- (1) プラスチック等の資源利用の脱炭素化を進めるために、大幅なリデュース・リユース及び水平リサイクル技術の社会実装に向けた施策を推進すること。
- (2) リユース容器や再生樹脂の価格競争力を高めるため、経済的手法も含めた措置を検討し導入すること。

<現状・課題>

資源の大量消費が気候変動や生物多様性の損失を地球規模で引き起こしている。脱炭素社会を実現するために、使い捨て型の大量消費社会から持続可能な資源利用への大胆な移行を先進国が主導していく必要がある。

プラスチックは優れた素材であり、食品の保存等に欠かせないものであるが、その一方で、海洋ごみになった場合、海洋生態系に大きな影響を与えるリスクが増大しており、国際的にも早急かつ実効性のある対策が求められている。

使い捨てプラスチック容器包装・製品等の大幅な削減と使用済み容器包装・製品の水平リサイクルを実現する必要がある。

令和4年4月施行のプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環法」という。）では、（1）プラスチック使用製品の環境配慮設計及び使用の合理化の促進、（2）区市町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化、（3）製造事業者等による自主回収の促進、（4）排出事業者による排出の抑制及び再資源化の促進といった措置が盛り込まれたが、プラスチック資源循環を促進するため、各主体が実効性のある取組みを行うことができるように、国が積極的にイニシアティブを発揮することが重要である。

第5回国連環境総会では、2024年までに法的拘束力のあるプラスチック汚染対策に関する国際協定の制定を目指すことが合意された。プラスチックの汚染対策及び資源循環を今後一層促進するためには、プラスチック資源循環法ではカバーされていないリユースの促進策や、高度な水平リサイクル技術によって得られた再生樹脂が市場で優先的に選択される仕組み作りも喫緊の課題として検討する必要がある。また、プラスチック以外の資源も含めた資源利用の脱炭素化に向けた具体的なビジョンやルールを社会全体で議論するとともに、経済的手法も含めた施策を検討することが重要になっている。

<具体的要求内容>

- (1) 大幅なリデュース・リユースに向けた実効性ある制度の構築

指定容器包装利用事業者の判断の基準となるべき事項（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）第7

条の４）及び容器包装多量利用事業者の定期報告制度（同法第７条の６）の見直しを行い、プラスチック製の使い捨て容器包装・製品の大幅な削減やリユース容器への切替えなどを促進する実効性ある制度を構築すること。

また、プラスチック使用製品設計指針においてバイオマスプラスチックの利用を検討することが規定されているが、原料採取に係る持続可能性やリサイクル容易性等を十分に配慮すべきであることを周知すること。

さらに、使い捨てプラスチック容器のリユース容器への移行を促進するため、洗浄施設の整備等リユースに対する支援措置を講ずること。

（２）プラスチック使用製品廃棄物の再商品化等に係る区市町村の負担軽減等

プラスチック資源循環法第６条第１項に基づき区市町村がプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化を行う際には、要する経費に対し特別交付税措置を講ずることとしているが、具体的な算定要領等について早期に提示するとともに、区市町村に過度な負担が生じることなく安定的に取組を実施できるよう、十分な金額を措置すること。また、プラスチック資源循環法の施行後においても、必要に応じて制度の見直しを図り、区市町村の負担を軽減する施策を講ずること。

区市町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化や排出事業者によるプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化（同法第７章）の拡大に応じて、中間処理施設や材料リサイクル又はケミカルリサイクル施設の施設容量の増が必要となることから、区市町村・事業者による施設の新設・増設等を支援すること。

（３）リユース容器や再生樹脂の利用拡大に向けた経済的手法の検討

リユース容器や再生樹脂の利用拡大を図るため、「リユース容器と使い捨て製品」及び「再生樹脂とバージン樹脂」との価格差を埋めるための経済的手法の導入を検討すること。例えば、原料ナフサを対象とした炭素税の導入又は米国や欧州諸国が導入しようとしている使い捨てプラスチック製品へのバージン樹脂課税により使い捨てプラスチック製品やバージン樹脂利用の抑制を図るとともに、その財源をリユースシステムの普及や水平リサイクル技術の開発、社会実装への支援措置に充てること等が考えられる。

（４）資源利用に係る脱炭素化ビジョン等の検討

プラスチック以外の資源も含めた資源利用の脱炭素化に向け、循環型社会形成推進基本計画の改定等を通じて、具体的なビジョンやルールに関する検討を進めること。

20 学校給食におけるプラスチック製品削減等の推進

(提案要求先 文部科学省・農林水産省)
(都所管局 教育庁)

学校給食におけるプラスチック製品の削減等、環境への配慮について、自治体及び給食物資を提供する事業者に対し意識啓発を行うこと。特に、都道府県による学校給食用牛乳供給事業者の決定に当たっては、環境配慮等の取組も評価し事業者決定が行われるよう、学校給食用牛乳供給対策要領を見直すこと。

<現状・課題>

令和4年4月にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行され、ワンウェイプラスチック（※）の提供事業者が取り組むべき事項の判断基準が示されるなど、プラスチック製品の削減に向けた社会の気運は高まっている。

また、環境負荷の低減のみならず、児童・生徒への環境教育の面からも、学校給食を通じたプラスチックの削減は重要である。

現在、学校給食で使用する食器や物資については、プラスチックが使用されている実態がある。学校給食で使用する食器や物資を提供する事業者は、学校設置者である自治体の判断によりその選定及び契約が行われており、プラスチックの削減に向けては、自治体に対する意識啓発はもちろんのこと、各自治体がプラスチック削減等、環境に配慮した事業者を選定しやすくなるよう、事業者に対する意識啓発を行っていくことも必要である。

特に学校給食用牛乳については、飲用に当たり、プラスチックストローが使われているため、日々、大量のプラスチックごみが排出されている。

給食用牛乳の供給事業者の決定に当たっては、「学校給食用牛乳供給対策要領」において「都道府県知事は、徴集した見積価格表を比べ、区域ごとに予定価格以下で、最も低い価格を当該区域の供給価格とし、原則として、その価格を提出した乳業者を当該区域の供給事業者とするものとする。」と規定されており、原則として、価格競争のみにより供給事業者を決定している現状がある。

安価での供給は保護者負担の軽減の上で重要ではあるが、その一方で、環境への負荷を軽減するため、牛乳パックの形状変更によるストローレス化や代替素材等で作られたストローの採用など、供給事業者による環境への配慮等の取組を促進する必要がある。

※ワンウェイプラスチックの例…プラスチックで作られたストロー、スプーン等

<具体的要求内容>

学校給食の実施において、学校設置者である自治体及び給食物資を提供する事

業者に対し、プラスチックの削減等、環境への配慮について意識啓発すること。

また、都道府県が学校給食用牛乳の供給事業者を決定する際に、プラスチックの削減をはじめとした環境への配慮等、各自治体における政策的課題への取組についても評価の要素に加え事業者を決定する取組が促進されるよう、「最も低い価格を提出した乳業者を供給事業者とする」としている学校給食用牛乳供給対策要領を見直すこと。

2 1 国立公園の活用【最重点】

(提案要求先 環境省)

(都所管局 環境局)

- (1) 東京にある3つの国立公園について、ナショナルパークとしてのブランド化を進め、世界の旅行者が長期滞在したいと望む地とすべく、アクセス改善を含む積極的な観光振興を図ること。
- (2) 国立公園事業等、本来国が実施すべき事業については、国が着実に実施するとともに、対象を拡大すること。やむを得ず都が行う場合には、それに見合う財源を措置すること。

<現状・課題>

都心部に近接する東京の国立公園は、国内外から年間約1,700万人の観光客が来訪しているが、その魅力や自然の豊かさについての認知度は高くなく、アクセスや利用のための施設も限られているなど、ポテンシャルが十分に引き出されているとはいえない。

一方、国は観光振興について、国立公園のナショナルパークとしてのブランド化を目指す「公園満喫プロジェクト」を推進しており、この中で阿寒摩周国立公園など、先行して対象となった全国8か所の国立公園において重点的な投資を行っているが、8公園に準じる公園として追加で対象となった富士箱根伊豆国立公園も含め、東京の国立公園への対応はいまだ十分ではない。

国立公園事業については、平成17年度にそれまで都道府県に措置されてきた補助金制度が廃止され、国が直轄事業として執行することとなったが、その対象事業は限定的なものとなった。

さらに、国が行うとした事業の進捗も、極めて不十分であるため、現在、国立公園施設の老朽化が進行している。

一方、都が事業を実施するに当たっては、国立公園整備事業等を対象に平成27年度に自然環境整備交付金が、平成29年度に環境保全施設整備交付金がそれぞれ整備されたが、いずれも国の予算は十分なものとは言えず、必ずしも継続的な措置とは言えない状況である。

ついては、各地域の実情やニーズ、あるいは利用の状況等に応じて、国立公園を適正に活用していくために、次の取組を早急に進めることが必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 東京にある3つの国立公園について、ナショナルパークとしてのブランド化を進めるため、「国立公園満喫プロジェクト」等により計画的・集中的な投資を行うこと。

また、国立公園内のアクセスや回遊性を向上させる歩道整備、エコツアーリ

ズム推進のための人材育成等、地域の観光振興のために都や地元自治体が行うハード・ソフト対策について支援策を講じること。

その際、国立公園の豊かな自然環境の次世代への確実な継承を念頭におき、保護と利用のバランスを十分に図ること。

- (2) 国立公園の事業は、自然公園法上、国が執行することが原則であることから、これらについて、着実に行うとともに、事業の対象を拡大すること。

さらに、東京都域の利用施設整備に係る国立公園事業について、国による執行が一部に限られ不十分なこともあり、これまで東京都が担ってきた経緯がある。こうした現状に鑑み、やむを得ず都が行う場合には、必要な財源を措置するとともに、執行のための協議を一括で行うなど、迅速に事業が行えるよう制度の運用を図ること。

また、国立公園整備事業を対象にした地方自治体に対する自然環境整備交付金及び環境保全施設整備交付金については、十分な予算措置を図り、継続的な支援を行うこと。

2 2 廃棄物・リサイクル対策の拡充

1 希少資源の循環促進や有効活用に向けた取組を強化

(提案要求先 環境省)

(都所管局 環境局)

希少資源の循環促進や有効活用に向けた取組を強化すること。

<現状・課題>

平成25年4月に施行された使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律により、希少金属の再資源化に向けた使用済小型家電のリサイクルの仕組みが構築された。東京2020大会に向けた「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」などを契機に、都内でも多くの区市町村が小型家電リサイクルに取り組むようになったが、国民に広く浸透しておらず、希少金属が十分に有効活用されているとはいえない状況にある。

加えて、今般のウクライナ危機を受けたロシアへの経済制裁により、パラジウム等希少金属の需給がひっ迫することが懸念されている。この状況が長期化するおそれもある中で、希少金属を比較的多く含有するパソコンをはじめとした小型家電のリサイクルの重要性が増しており、資源の有効活用に向けてこれまで以上の積極的な後押しが必要となっている。

<具体的要求内容>

ロシア・ウクライナ情勢を踏まえ、国民に対する小型家電リサイクル制度のさらなる普及啓発など、希少資源の循環促進や有効活用に向けた取組を強化すること。

2 新型コロナウイルス感染症対策の充実【最重点】

(提案要求先 環境省)

(都所管局 環境局)

廃棄物処理・リサイクルの仕組みを維持するため、新型コロナウイルス感染症対策を充実すること。

<現状・課題>

国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、廃棄物の処理業者（収集・運搬、処分、リサイクル）その他の廃棄物処理に関わる事業者は「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者」として位置付けられている。

こうした中、国は、廃棄物の適正かつ円滑な処理に向けた通知やQ & Aを適時発出するなど、社会インフラとしての廃棄物処理が円滑に実施されるよう、マスクや消毒液の必要資材の確保に向けたメーカー等への働きかけも含め、様々な対策を講じてきた。その甲斐もあり、今では個人防護具の使用、消毒の徹底等の安全対策が定着するに至った。

しかし、新型コロナウイルスについての研究調査が進み、環境における生存期間その他の性状についての情報が明らかになってきたが、変異種が確認されるなど、依然として不明な点が多く残されており、未知のウイルスへの感染の不安が払拭されたとは言い難い。

新型コロナウイルスの収束が見通せないことから、廃棄物処理・リサイクルにおける新型コロナウイルスへの対応は今後も実施していく必要がある。

<具体的要求内容>

新型コロナウイルス感染への不安を払拭するため、廃棄物の排出、収集・運搬、処分、リサイクルの各段階における新型コロナウイルスの付着可能性、生存期間等の性状を調査し、地方自治体及び関係業界に対して情報提供を行うとともに、詳細な感染防止対策を示すこと。

２３ 産業廃棄物処理業の許可申請手続等の電子化

(提案要求先 環境省)

(都所管局 環境局)

- (１) 産業廃棄物処理業の許可申請手続等の電子化に当たっては、国が全国統一の電子申請システムを構築すること。
- (２) システム構築に際しては、公的証明書の確認に必要な関係行政庁とのネットワーク構築や証明書に代わる自動確認の仕組みなどを導入し、申請受付から審査までを完結できる機能を持たせるなど、必要な措置を講じること。

<現状・課題>

産業廃棄物処理業の許可事務は法定受託事務であり、審査に際しては、適正な業務の遂行を期待し得ない事業者を確実に排除するため、法に定める欠格要件に該当しないか調査することが求められている。そのため、国の通知等に基づき、商業登記簿などの確認のほか、申請者である個人や法人が欠格要件に該当しないか、区市町村や検察庁宛てにも照会を行い、これら証明書を紙で取得した上で、審査を完結させている。

当該事務は法令に基づき、全国共通の手続で行われているものであり、都道府県をまたいで活動する事業者も多いことから、電子申請・審査の導入に当たっては、全国一律に実施する必要がある。

また、申請受付から審査までをシステム上で完結できる機能を持たせ、利便性を高めるには、関係行政庁から電子証明書を取得できるネットワークの構築やシステム連携などが必要であるが、自治体の権限では実現困難である。

<具体的要求内容>

- (１) 産業廃棄物処理業の許可申請等は、法令に基づき、全国共通の手続で行われているものであり、申請者の利便性及びデータ収集・活用の観点からも、国の負担において全国統一の電子申請システムを構築すること。
- (２) システム構築に際しては、以下のような措置を講じること。
 - ① １つの申請案件の中で、紙書類と電子書類の混在を避けるため、審査に必要な公的証明書を発行する関係行政庁とのネットワーク構築や、証明書に代わる自動確認の仕組みの導入などを図り、申請から審査までをシステム上で完結できる、一括システム化を検討すること。
 - ② 申請案件のうち、車両の変更等、複数の自治体へ同一内容の申請を行っているものは一括申請できるようにするなど、手続の合理化を図ること。
 - ③ 都道府県等に新たな負担が発生することのないよう、都道府県等の独自システムとのデータ連携を含めて検討すること。

- ④ システム化した場合、特に、積替え保管施設や処理施設の審査では、図面や設計計算書など多くの書類をネットワーク上に保存することとなる。そのため、システムの安定利用に必要不可欠な高速・大容量のネットワーク通信環境の確保、クラウドの利用、ハードウェアの整備等に対しても、都道府県の実情に合わせた助成について検討すること。
- ⑤ 電子申請に対応することができない事業者に対する技術的・財政的な支援も国が主体となって実施すること。

2 4 狩猟免許更新等における柔軟な対応

(提案要求先 環境省)

(都所管局 環境局)

- (1) 都民の利便性向上のため、狩猟免許更新に係る講習実施の柔軟な適用が可能となるよう規則を見直すこと。
- (2) 狩猟免許更新等の手続全般において、感染症対策等を踏まえた柔軟な取組が可能となるよう、効果的、効率的な実施方法を確立すること。

<現状・課題>

狩猟免許の試験及び更新に当たっては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）（以下「法」という。）第48条第1号、法施行規則第52条から54条までに規定する適性試験などを行うこととなっており、現在都では、本人の来庁又は更新等会場への来場により手続を行っている。

また、法施行規則第61条において都道府県知事は狩猟免許の更新を受けようとする者に対し、3時間以上の講習を適性試験に併せて行うこととなっている。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症対応として、国の事務連絡により、郵送したテキストや資料、WEB上の動画などを活用し、受講者の自宅において学習することで同条に規定する3時間の講習に代替することも可能となったものの、現行の法施行規則では、手法が限定され、受講者の負担となっている。

さらには、法施行規則第55条及び国の通知において、適性試験、知識試験及び技能試験の試験実施順序や各試験の同日開催など、規定に沿って行うこととなっており、柔軟な開催が妨げられ、受験者等の負担に繋がっている。

令和3年度は、上記の規定を踏まえた対応を図った上で、感染症対策の観点から1回当たりの受験者数の制限を設けた一方、多くの受験希望者が受験できるよう、試験回数を追加するなどの対応を実施し、都道府県の負担が増大した。

このように、狩猟免許試験及び更新等の手続全般において、感染症対策を兼ねた取組が求められる中、受験者等や都道府県双方の負担に繋がっているのが現状である。

<具体的要求内容>

- (1) 受講者を一カ所に集めての講習会形式にとらわれることなく、動画配信といったデジタル技術を活用し、場所や時間に柔軟性を持たせた講習が実施できるよう法施行規則を見直すこと。
- (2) 狩猟免許更新等の手続全般において、都道府県が感染症対策等を踏まえた柔軟な取組を図ることが可能となるよう、効果的、効率的な実施方法を確立すること。

7. 福祉・保健・医療

1 少子社会対策の推進

1 子供・子育て支援における施策の充実【最重点】

(提案要求先 内閣府・厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局・産業労働局)

(1) 子供・子育て支援のための財源を十分に確保すること。

<現状・課題>

国の子ども・子育て会議では、新制度による子供・子育て支援の「量的拡充」と「質の改善」の実現のためには、1兆円超の財源が必要とされていたが、新制度が施行された平成27年度以降、予算措置額は7千億円の範囲となっている。子育て支援施策の更なる拡充を進めるためには一層の財源確保が必要である。

公定価格の地域区分については、令和2年度に、国家公務員等の地域手当の設定がある区市町村で、より支給割合の高い自治体に囲まれている場合は、囲んでいる自治体のうち支給割合が最も近い自治体の地域区分まで引き上げる見直しが行われた。しかし、見直しによってもなお、同一の生活圈や経済圏を構成する周辺の自治体と比較して低い設定となっている自治体もあり、そうした自治体からは、人材確保に支障が生じる等の懸念が示されている。

また、基本分単価や地域区分、減価償却費加算、賃借料加算等の額、保育所等の施設整備費補助、利用者支援事業等の運営費などが、大都市の実情に応じた額になっていない。

<具体的要求内容>

保育所待機児童対策をはじめ、地域の子育て支援、社会的養護の充実など、子供・子育て支援施策の強化・推進を図るため、恒久的、安定的財源を十分に確保するとともに、公定価格の単価などについて大都市の実情に応じた財政支援を行うこと。

また、公定価格の地域区分については、各区市町村からの意見を聴いた上で地域の実情を踏まえた設定をすること。

(2) 多様な保育ニーズに対応するため、認証保育所の実績を認め、財政措置を講じるとともに、地方自治体の裁量を拡大するなど規制改革を行うこと。

また、保育所等の整備を促進するための税制措置を講じること。

<現状・課題>

女性の社会進出等により、潜在需要を含め依然として高い保育ニーズに的確に対応し、子供・子育て支援施策を更に充実させるためには、地方自治体の裁量を拡大するなど規制改革を行う必要がある。

都の認証保育所制度は、0歳児又は1歳児保育や13時間開所を全ての施設で実施し、大都市特有の多様な保育ニーズに対応するなど、都の保育施策の重要な柱の一つとなっている。こうした実績があるにもかかわらず、都の認証保育所は国の財政支援の対象とされていない。

地域型保育事業では、設備・運営に関する基準の多くが、国の基準に従うものとされており、例えば、家庭的保育事業についても自園調理を原則とするなど、事業形態等に即さない基準が設けられている。

<具体的要求内容>

多様化する保育ニーズに対応し、全ての子供と子育て家庭が保育の必要度に応じてサービスを利用できるよう、地方自治体の裁量を拡大するなど規制改革を行うとともに、保育所等の整備を促進するための税制措置を講じること。

- (1) 区市町村や保育サービスを提供する事業者が、保育所整備に積極的に取り組むことができるよう、保育所や認定こども園の認可基準について地方自治体の裁量を拡大し、施設の設備・運営基準を弾力的に定められる制度とすること。

また、小規模保育、家庭的保育、事業所内保育など地域型保育事業についても同様に、地方自治体の裁量を拡大すること。

- (2) 3歳未満の低年齢児を中心に受け入れ、育児休業明けなど年度途中の入所ニーズにも柔軟に対応している都の認証保育所の実績を認め、認証保育所を国の制度に位置付け、十分な財政措置を講じること。
- (3) 保育所等への用地供給を促進するため、保育所等の敷地として貸与されている土地の相続税及び贈与税を非課税とすること。

- (3) 働きながら子育てしやすい環境づくりを進めるため、育児休業制度について、期間延長の条件撤廃や給付金の給付率引き上げ、事業主による制度実施の徹底など制度改革を行うこと。

<現状・課題>

育児・介護休業法等の改正により、平成29年10月から、原則1歳までの育児休業期間について、6か月の延長が2回まで（2歳まで）可能となり、それに合わせ育児休業給付金の支給期間も延長された。

しかし、延長が認められるのは、保育所等の利用を希望しているが入所できない等の事情がある場合に限られており、その結果、例えば、保育所入所保留通知書を求めて入所申込をするケースなども見受けられる。

新型コロナウイルス感染症の影響により区市町村から登園を控える旨要請がな

され育児休業を延長した保護者について、認可保育所の内定を受けている場合には暫定的に育児休業給付金が支払われているが、認証保育所の利用のみを希望していた場合には育児休業給付金の給付対象となっていない。

育児休業給付金の給付率は育児休業開始から6か月間は67パーセント、その後は50パーセントとされており、家計収入が減となるといった理由から、育児休業を切り上げざるを得ない場合がある。

事業主は従業員が育児休業の取得を申し出た場合、原則、認めなければならないが、事業主が不当な取扱いをした場合の罰則等は設けられていない。

働きながら子育てしやすい環境づくりを進めるためには、保育施策の充実だけではなく、育児休業制度の見直しも必要である。

<具体的要求内容>

育児休業を希望する子育て家庭が安心して制度を利用できるよう、以下の点について関係法令の改正等、必要な措置を講じること。

- (1) 保育所等に入所できない場合等、育児休業期間延長の条件を撤廃すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症に係る育児休業給付金の暫定的取扱いについては、都の認証保育所等、地方が独自に実施する保育サービスにおいても認可保育所と同様に取り扱うよう、速やかに対応すること。
- (3) 育児休業給付金について、現行の給付率を更に引き上げること。
- (4) 希望する従業員に育児休業を取得させない等の事業主に対しては企業名の公表や罰則を設ける等、制度実施を徹底するための方策を講じること。

(4) 多子世帯に対する支援を拡充すること。

<現状・課題>

国の制度の多子世帯の保育料負担軽減は、年収360万円未満の世帯や第1子が保育所等を利用している世帯が対象であり、収入制限や年齢制限がある。さらに、負担軽減の対象となる児童が利用する施設は、認可保育所や家庭的保育事業等とされており、一定の基準を満たす認可外保育施設等は対象となっていない。

都は、世帯に係る要件を緩和するとともに、認証保育所や一定の基準を満たす認可外保育施設等の利用について、国制度の対象とならない世帯も含めた全ての多子世帯の保育料の負担を軽減している。

<具体的要求内容>

多子世帯への保育料負担軽減の第1子の年齢制限や、収入制限を撤廃するとともに、一定の基準を満たす認可外保育施設等も多子世帯への保育料負担軽減の対象施設とするなど、多子世帯に対する支援を拡充すること。

(5) 保育士登録制度の見直し等に向けた検討、必要な法整備等を行うこと。

<現状・課題>

令和3年5月に成立した「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）」では、幼稚園教諭や保育教諭を含む教員について、資格管理の厳格化が法定化されたほか、附帯決議において、わいせつ行為を行った保育士の実態調査を進めるとともに、早期に保育士資格についても、教員と同様の仕組みを検討することとされていた。

令和4年3月「児童福祉法の一部を改正する法律案」（以下「法律案」という。）が国会に上程され、児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化について審議が進められている。改正の具体的内容としては、保育士の欠格事由に係る登録禁止期間の延長や、保育士の取消事由に「児童へのわいせつ行為を行ったと認められる場合」の追加、児童へのわいせつ行為により保育士登録を取り消された者の再登録時の審査の仕組みの導入が明記されているが、どのような場合にわいせつ行為を行ったと認められるのか、また、どのような場合に再登録が可能となるのかなどの詳細は示されていない。保育士資格は国家資格であることから、都道府県によってその取扱いに差異が生じることは適当でなく、全国統一の明確な基準が必要である。

また、わいせつ行為により登録を取り消された者について、再登録時の審査の仕組みが導入されるものの、現行の保育士登録の手続き上、申請者が新規登録希望者であるか、再登録希望者であるか、確認することはなく、犯罪歴等の確認についても自己申告である。児童へわいせつ行為を行った保育士等の情報に係るデータベースが整備され、雇用主が保育士の雇用の際に当該情報を活用できることになる旨も明記されたが、保育士登録の審査において、当該データベースの活用は想定されておらず、不適切な再登録の防止には繋がらない。

<具体的要求内容>

わいせつ行為を行った保育士の取消及び再登録について、早期に統一的かつ明確な基準とその具体的な運用方法を明示すること。また、わいせつ行為を行った保育士等の情報に係るデータベースについて、再登録時も含め、効果的に活用できる方策を検討した上で、早期に整備すること。

2 多様な保育ニーズに対応するための支援の充実【最重点】

(提案要求先 内閣府・財務省・厚生労働省)

(都所管局 福祉保健局)

(1) 保育所等の整備促進に係る支援を充実すること。

<現状・課題>

都においては、待機児童の解消に向け、保育の受け皿確保は引き続き課題となっている。保育サービスの整備について、国は交付金や補助金で一定の支援を行っているものの、近年、建築資材や労務単価、建物の賃借料が高騰し、実勢と補助基準額とが大きくかい離している。平成29年度からは、都市部における保育所への賃借料支援が盛り込まれているが、都内の実勢に対応した補助水準となっておらず、平成30年度からは、特別区及び財政力指数が1.0を超える市町村については、交付額が従前の10分の9に縮小されている。また、国は定期借地権設定のための一時金加算の創設など、土地借料への支援の充実を図っているが、普通借地権の場合の開設後の土地借料に対する補助がないなど、補助水準が十分でない。

保育所等整備交付金は、協議受付時期が年5回に限られていることや、協議受付から内示まで2か月程度かかることから、設計着手までに時間を要している。

賃貸物件による保育所改修費等補助は、工事期間が複数年度にわたる場合は補助対象外とされており、迅速な整備に支障を来している。また、近隣住民等への配慮から防音対策を講じるための防音壁設置費が補助対象となっていない。

保育所等の設置に向けた近隣住民との調整では、防音壁以外にも、園庭の砂ぼこり対策などが必要となる場合もあるが、こうした外構工事が補助対象となっていない。

都内の一部の自治体では、大規模マンションの建設地域や通勤等の利便性が高い駅周辺等に保育ニーズが集中し、その他の周辺地域では空きが発生するなど、自治体の中でも保育サービスの地域偏在が生じており、今後は、マッチングの促進など、地域の実情に応じた支援を充実していく必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 保育サービスの確保に取り組む区市町村が、保育所等の整備を着実に進められるよう、保育所等の整備に関する交付金等の補助額、補助率を引き上げるとともに、必要な財源を確保すること。
- (2) 建物賃借料に対する補助基準額を実勢に対応した水準に引き上げるとともに、開設後の土地借料に対する財政支援を行うこと。
- (3) 保育所等整備交付金の内示手続を迅速に行うこと。
- (4) 賃貸物件による保育所改修費等補助について、複数年度にわたる工事や防音壁設置費を補助対象とすること。
- (5) 保育所等の整備費のうち、地域住民との調整で必要となる外構工事に要する経費を補助対象とすること。
- (6) 地域の実情に応じた保育の受け皿確保が進むよう、広域的保育所等利用事業の実施促進に向けた改善等、支援を充実すること。

(2) 国有地の貸付けについて、貸付条件を見直すこと。

<現状・課題>

国は、介護施設を整備する場合に限り、国有地の貸付料を減額しているが、その他の分野は減額対象とされていないため、地価の高い都市においては活用が図りにくい。

また、国から社会福祉法人への直接貸付けは可能となったものの、株式会社や特定非営利活動法人などの事業者に対する直接貸付けは認められていない。

<具体的要求内容>

国有地の貸付けに当たっては、低廉な価格で児童福祉施設を整備することができるよう、貸付料の減額を行うこと。

また、国から社会福祉法人以外への直接貸付けも可能とすること。

(3) 安定的に保育人材が確保できるよう、保育士宿舎借り上げ支援事業等について制度運用の改善を図ること。

<現状・課題>

保育所待機児童の解消に伴う近年の保育所整備等の増加により、都内における保育人材の需要が大きく伸びている。令和3年度から令和6年度末までに全国で約14万人分の保育の受け皿を整備するためには、サービスの担い手となる保育人材の確保及び定着が重要である。

保育士宿舎借り上げ支援事業は、平成29年度から、採用後10年目までの保育士へ対象が拡大されたが、令和4年度は、採用後8年目までに縮小される見込みである。また、保育士以外の職員は補助対象となっていない。

また、平成30年度からは、待機児童数が50人未満かつ有効求人倍率が全国平均を超えていない区市町村、令和2年度からは、直近2か年の待機児童数が連続して50人未満かつ直近2か年の有効求人倍率が連続して全国平均以下の区市町村、令和3年度からは、直近2か年の有効求人倍率が連続して2未満の区市町村について、対象が採用後5年目までとされたほか、平成30年度から、特別区及び財政力指数が1.0を超える市町村については、交付額が従前の4分の3に縮小されている。

さらに、令和2年度からは、補助基準額について、周辺の自治体と比較して低い設定とされている自治体もあり、そうした自治体からは、離職者の増加や周辺自治体への人材流出により保育士確保に支障が生じる等の懸念が示されている。

国は、保育士のキャリアアップの仕組みとして、「キャリアアップ研修」の受講を要件に、技能経験を積んだ職員に対し、追加的処遇改善を行うこととした。キャリアアップ研修受講修了者の情報管理は、全国統一のシステムが必要になると想定されるが、詳細が示されていない。

また、e ラーニングによる研修実施について、国は調査研究結果を取りまとめたが、具体的な実施方法は各都道府県に委ねられており、全国で一定の水準が求められる研修の質に差が生じる懸念がある。

さらに、国は、保育所等における園内研修の受講により、キャリアアップ研修の研修時間を最大4時間短縮できるとしたが、その運用方法について、詳細が示されていない。

なお、国は、令和4年度をめどに本研修の受講を処遇改善等加算Ⅱに係る要件とすることを目指していたが、新型コロナウイルス感染症の影響による研修の中止及び延期を踏まえた研修の受講状況や実施状況調査結果を基に、令和3年9月に研修修了要件の取扱いについて示した。

国の平成27年度補正予算では、保育士修学資金貸付事業の拡充のほか、保育補助者雇上費用や潜在保育士の就職準備金等新たな貸付事業等が創設された。これらの貸付事業に係る事務費は上限額が定められており、貸付実績の伸びに伴う事務量の増加により、システム経費や債権管理経費など事務運営上必要な経費の不足について実施主体の負担が懸念される。

平成24年度から開始した保育士修学資金貸付事業は、5年間の就労により奨学金の返済が免除となる仕組みが設けられたが、事業開始以前に一般の奨学金制度を利用して資格を取得した保育士については、一定期間の就労に対する奨学金の返済免除の仕組みがない。

支給認定、施設型給付費及び地域型保育給付費、処遇改善等加算における賃金改善要件などの制度が複雑であるため、区市町村及び事業者に過度な事務負担が生じていることに加え、処遇改善等加算Ⅰは都道府県をまたいで配分調整を行うことが可能となっているため、加算額の大部分が同一事業者の他道府県の保育所等に配分される実態もある。

<具体的要求内容>

- (1) 保育士宿舍借り上げ支援事業について、待機児童数や有効求人倍率にかかわらず補助対象となる採用後の年数を同一とすること。また、採用年数の縮小を見直すことや保育士以外の職員も補助対象とするよう制度の充実を図ること。

さらに、交付額が4分の3に縮小された区市町村について従前の算出方法に見直すこと。

加えて、区市町村別に補助基準額を設定する場合、現基準より減額され、周辺自治体と比較して低い額となる自治体の保育士確保が困難とならないよう配慮すること。

- (2) 保育士等キャリアアップ研修受講者の情報を全国統一的に管理できる仕組みを構築するとともに、e ラーニングによる研修実施方法や園内研修の取扱いについて、全国統一のスキームを詳細に示すこと。また、研修終了要件の適用時期について、引き続き新型コロナウイルス感染症による受講状況への影響を把握し、必要に応じて見直すこと。
- (3) 保育対策総合支援事業費補助金により実施されている保育士修学資金貸付等事業について、事業の安定的な実施が可能となるよう、事務費の上限額を

引き上げるとともに、債権管理経費を継続的に措置すること。

- (4) 平成24年度以前に奨学金制度を利用して資格を取得した保育士に対し、一定期間保育士として就労した場合、奨学金の返済を支援する制度を設けること。
- (5) 支給認定や施設型給付費・地域型保育給付費等の仕組みを簡素な仕組みに見直すとともに、公定価格の基本部分単価や事務職員雇上費加算等、給付費を増額すること。
- (6) 処遇改善等加算Ⅰについて、同一法人の他の教育・保育施設の職員への配分額に上限を設けること。

3 多様な保育サービスの充実

(提案要求先 内閣府・厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

夜間保育について、多様化する保護者の働き方や保育ニーズに対応するため、午後10時以降の保育の実施に適した制度に見直しを行うとともに、実施する際の留意事項等を示した指針を定めること。

<現状・課題>

国制度における夜間保育の運営に対する支援は、給付費の夜間保育加算や延長保育事業がある。

夜間保育加算は認可の夜間保育所のみ対象となり、通常の認可保育所は対象としないことに加え、その開所時間は、午後10時までが原則とされており、多様化する保護者の働き方や保育ニーズに対応できていない。

夜間保育所が午後10時以降開所した場合については、令和2年度から、延長保育事業の補助単価が拡充された。しかしながら、認可保育所は対象としないことに加え、その拡充内容が深夜の運営に要する費用として不十分である。

また、夜間保育所は、認可保育所に併設して実施することも可能であるが、保育室等の直接児童の保育の用に供する設備や保育士については、運用に支障が生じない範囲であっても、併設された認可保育所との共用が認められていない。

このように、既存の国の制度は、夜間保育の推進に効果的な制度となっていないため、夜間の保育サービスの整備が進んでいない。その結果、深夜帯の保育を必要とする保護者は、主にベビーホテル等の認可外保育施設を利用せざるを得ない状況となっている。

また、夜間保育の実施に当たっては、夜間の生活の場に相応しい保育を提供する必要があるが、保育所保育指針は、夜間を想定した内容となっていないため、夜間保育の質の確保・向上を図るための仕組みがない。

こうした状況を受け、都は独自に夜間保育に取り組む認証保育所に対し、夜間の割増賃金等への支援を実施しており、夜間の保育において留意すべき事項を示している。

<具体的要求内容>

夜間保育について、多様化する保護者の働き方や保育ニーズに対応するため、午後10時以降の保育の実施に適した制度に見直しを行うとともに、実施する際の留意事項等を示した指針を定めること。

4 企業が取り組む次世代育成支援の推進【最重点】

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 男性の育児休業取得の促進に向け、「産後パパ育休」の新設や労働者に対する個別の意向確認の義務化など、法改正内容の周知徹底等により、社会的機運の醸成や企業における取組に対する支援の強化を図ること。
- (2) 中小企業の従業員等が、育児・介護休業法に基づく育児休業期間の延長を活用できるよう、企業の自主的な取組を推進するとともに、小学校就学後も利用できる所定労働時間の短縮措置等が図られるようにする等両立支援制度の導入と定着に向けた施策を充実すること。
- (3) いわゆるマタハラ・パタハラ等の防止措置など、育児・介護休業法における企業の義務について、周知徹底を図るとともに、適切に指導監督を行うこと。

<現状・課題>

急速な少子化の進行は、我が国の社会経済活動においても深刻な影響を与えるものであることから、企業における労働環境の整備や子育てと仕事を両立するための方策を推進していく必要がある。

令和2年度雇用均等基本調査によると、従業員の育児休業取得率は、女性が81.6%である一方、男性は12.65%となっており、男性の育児休業の取得は十分に進んでいない。

男性の育児休業の促進に向けては、「産後パパ育休」の新設や労働者に対する個別の制度周知・意向確認の義務化などが盛り込まれた改正育児・介護休業法が令和4年4月から順次施行されたことを踏まえ、社会的機運の醸成や企業に対する支援の充実を図り、職場の意識改革など、企業における取組を進めていく必要がある。

また、平成29年10月から、原則1歳までである育児休業を6か月延長しても保育所に入れない場合等に限り、更に6か月（2歳まで）の再延長が可能となった。さらに、事業主に対し、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が、育児に関する目的で利用できる休暇制度（育児目的休暇等）の措置を設けることが努力義務となったが、これらが職場で活用されるには、事業主への周知啓発を強化する必要がある。

加えて、保育との受入れ時間の差などがある小学校就学後も従業員が利用できる所定労働時間の短縮措置や育児目的休暇など、子育てと仕事の両立に向けた柔軟な働き方ができる制度の導入や定着に自主的に取り組む中小企業等に対する支援も重要である。

なお、同法では、安心して育児と仕事の両立が図れるよう、いわゆるマタハラ・パタハラ等の防止措置が義務化され、令和2年6月からは事業主及び労働者の責務等、防止策が強化されている。こうした内容についても周知徹底を図るとともに、措置を行わない事業者に対しては適切に指導監督を行う必要がある。

< 具体的要求内容 >

- (1) 男性の育児休業取得の促進に向け、「産後パパ育休」の新設や配偶者の妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の制度周知・意向確認の義務化など、法改正内容に関する周知徹底等により、社会的機運の醸成や企業における取組に対する支援の強化を図ること。
- (2) 中小企業の従業員等が、育児・介護休業法に基づく育児休業期間の延長を活用できるよう、企業の自主的な取組を推進するとともに、助成金の拡充や普及啓発の強化、小学校就学後も利用できる所定労働時間の短縮措置等が図られるようにするなど両立支援制度の導入と定着に向けた施策を充実すること。
- (3) 安心して育児と仕事の両立ができるよう、いわゆるマタハラ・パタハラ等の防止措置など、育児・介護休業法における企業の義務について、周知徹底を図ること。また、企業が対応すべき措置義務が適切に行われるよう、指導監督を行うこと。

参 考

【改正育児・介護休業法の概要】（育児関連部分）

（施行日 下記1・2：令和4年4月1日 3・4：令和4年10月1日 5：令和5年4月1日）

- 1 個別の周知・意向確認の措置の義務付け
妊娠・出産の申出をした労働者に対し事業主から個別の制度周知・休業取得の意向確認を義務付け
- 2 有期雇用労働者の育児休業取得要件の緩和
有期雇用労働者の取得要件のうち「事業主に引き続き雇用された期間が1年以上である者」を廃止
- 3 出生時育児休業の新設（「産後パパ育休」）
- 4 育児休業の分割取得
育児休業（3の休業を除く）について分割して2回まで取得可能とする。
- 5 育児休業の取得状況の公表の義務付け
常時雇用労働者数1,000人超の事業主に対し、育児休業取得状況の公表を義務付け

【育児・介護休業法の概要】（育児関連部分）

- 1 いわゆるマタハラ・パタハラなどの防止措置義務の新設
 - （１）事業主による妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いは禁止
 - （２）上司・同僚からの、妊娠・出産、育児休業、介護休業等を理由とする嫌がらせ（いわゆるマタハラ・パタハラなど）を防止する措置を講じることを事業主へ新たに義務付け。
 - （３）派遣労働者の派遣先にも以下を適用。
 - ・育児休業等の取得等を理由とする不利益取扱いの禁止
 - ・妊娠・出産、育児休業、介護休業等を理由とする嫌がらせ等の防止措置の義務付け。
- 2 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止策強化
事業主及び労働者の責務、事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止
- 3 子の看護休暇について時間単位での取得が可能
- 4 育児のための所定労働時間の短縮措置
子の年齢が３歳までは措置義務、３歳から小学校就学までは努力義務

2 特別な支援を要する子供と家庭に係る施策の充実

1 児童相談体制の一貫した充実強化【最重点】

(提案要求先 厚生労働省)

(都所管局 福祉保健局)

- (1) 児童相談所の相談体制や一時保護体制の強化を図ること。
- (2) 児童相談所の職員の専門性向上・人材確保を図ること。
- (3) 虐待の未然防止に向け、区市町村の相談支援機能を強化すること。

<現状・課題>

児童相談所は、子供を守る中核機関として、安全確認、安全確保を第一に迅速、的確な対応が求められているが、家庭や地域における養育機能が低下している中で、児童虐待や非行など、子供や家庭に関する深刻な相談が増加し、その内容も複雑、困難化している。

また、それに伴い、一時保護件数も増加している。

様々な課題を抱える子供と家庭に的確に対応するためには、児童相談の一義的な窓口である区市町村も含め、児童相談体制の更なる強化が不可欠である。

令和4年3月に閣議決定された「児童福祉法等の一部を改正する法律案」(以下、「児福法等改正案」という。)では、一時保護所の設備及び運営の基準の設定や、一時保護開始時の司法審査の導入や児童相談所の調査権等が盛り込まれている。

一時保護施設では、年齢も主訴も異なる児童が一緒に生活しており、多くの児童は、虐待による愛着障害や発達障害など様々な課題を抱えている。

また、児童養護施設とは異なり、緊急保護や夜間における身柄付き通告による保護もあるほか、日中も常時児童が生活しており、日々の入退所により常に児童の入れ替わりがあるため、職員の負担感も大きい。

さらに、心身疾患や障害がある児童等も増えており、医療的な援助が必要な保護児童に対しては、医療機関等への一時保護委託を行い、よりきめ細かなケアを提供する必要があるが、委託費の単価は十分ではない。

司法審査については、一時保護開始時から7日以内に一時保護状を請求するとされているが、保護者の同意を得るためのケースワークの期間を考慮するなど現場の状況に応じた柔軟な対応をするほか、提出資料については様式等を簡便にするなど、現場に過度な負担が掛からないようにする必要がある。

児童相談所の調査権については、対象機関が限定されており、また、応諾義務がないため、必要な情報を入手することが難しい場合がある。

保護者の働き方が多様化する中、児童相談所の相談援助活動においては、勤務

時間外における家庭訪問や保護者面接等が増えているほか、夜間における身柄付き通告による一時保護も増えている。限られた人員体制の中で、児童相談所がより迅速かつ的確に重篤な虐待対応を行うとともに、専門的知見を活かした相談援助活動に注力できるよう、民間機関の活用も必要である。

相談援助業務を担う児童福祉司等は、家族関係も踏まえた虐待に係るリスクなどを的確に評価する高いアセスメント力が求められており、さらに必要な場合には、躊躇なく一時保護等の法的対応を講ずるなど高度な専門性を発揮していかなければならない。

そのためには、質の高い人材を計画的に確保し、育成していくことが喫緊の課題である。

国が平成30年12月に取りまとめた「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」では、児童福祉司については人口3万人に対して1人、児童心理司についてはその半数を配置することとしており、今後、更なる人材確保・育成策及びそのための財源が必要となる。

都では、区市町村に子供家庭支援センターを設置し、児童相談所と連携・協働・分担しながら地域の子供と家庭に関するあらゆる相談に対して総合的な支援を行っている。

子供家庭支援センターにおいては、要保護児童対策地域協議会における登録ケースや児童相談所からの事案送致件数の増加に伴い、業務負担が増大しているため、相談体制の充実強化や相談員の専門性の向上が急務である。子ども家庭総合支援拠点の運営費については、常勤職員は地方交付税措置、非常勤職員はDV補助金により財政措置されているが、地方交付税措置の常勤職員の配置基準は、こうした都内の子供家庭支援センターの運営実態を反映したものになっておらず、不十分である。

児福法等改正法案では、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充が示された。新たに明記されたこども家庭センターは、現行の子育て世代包括支援センター（母子保健部門）と子ども家庭総合支援拠点（児童相談部門）の一体的運営を行うとしているが、実効性を担保する具体的な方策が示されておらず、また、財源措置についても現時点では明らかになっていない。

都においては、昨年度から、地域の身近な区市町村において、児童相談部門と母子保健部門が一体となり、妊娠期からきめ細かなニーズを把握し早期に支援につなげ、虐待を未然に防止する予防的支援の取組を開始しているが、こども家庭センターにおいても、こうした視点に立って体制を構築する必要がある。

また、家庭支援事業の「措置」については、意思決定の手续や住民に対する丁寧な説明など業務量が増大するため、区市町村の体制強化が必要である。措置によるショートステイ（子育て短期支援事業）については、児童相談所による一時保護との違い（役割分担）を明確にする必要もある。

<具体的要求内容>

（１）児童相談所の相談体制や一時保護体制の強化を図ること。

- ① 児福法等改正法案では、一時保護施設の設備及び運営を条例で定めることとされているが、その前提となる内閣府令で定める基準について、国の

調査研究や検討状況、参考条例文を含め、令和4年度早期に確実に示すこと。職員体制については、多職種が連携し保護児童の支援や行動診断を行えるよう、児童指導員や保育士だけではなく、看護師、心理士、学習指導を行う職員や、職員の育成を担うスーパーバイザーの配置も明確に示すこと。

また、入退所や生活支援の業務に24時間対応をするための交代制勤務を組むことが可能となる職員の配置基準を示すこと。

- ② 一時保護開始時の司法審査の導入に当たっては、自治体の意見を十分に聞き、児童相談所に過度の業務負担が生じないような措置を講じること。

また、児童相談所の調査権については、刑事訴訟法第197条や弁護士法第23条と同様に「公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる」のように対象機関を限定しないこと。さらに、児童相談所の調査権に対する応答義務を明記すること。

- ③ 児童相談所における体制整備について、必要な財政措置を講じること。

また、児童相談所が重篤な虐待対応や専門性が求められる相談援助活動に注力できるよう、民間機関を活用できる範囲を具体的に示すなど、児童相談所の業務の効率化に向けた支援の充実を図ること。

- ④ 障害児、医療的ケアを必要とする児童等、児童相談所の一時保護所では対応が難しい生命の安全確保や介護に十分な配慮を要する児童の支援について一時保護委託費の単価の引上げなど充実を図ること。

(2) 児童相談所の職員の専門性向上・人材確保を図ること。

- ① 児童福祉司、児童心理司の実践力向上に資するよう、アセスメントの手法に係る研修カリキュラムや演習型研修の手法を構築するとともに、児童福祉司・児童心理司の対応ケースについて分析し、得られたノウハウを提供するなど、職員の専門性向上のための方策を講じること。

- ② 一時保護施設では、虐待により傷つき、対応が困難な児童も入退所するなど、支援を担う職員には高い専門性が求められることから、専門研修カリキュラムの提示など職員のスキルアップの方策を講じること。

- ③ 児童福祉行政及び法的対応や行政実務に卓越した経験と能力を有する人材を児童相談所長に任用できるよう、その資格要件を拡大すること。

- ④ 各地方自治体が児童福祉司等の質の高い人材を安定的に確保できるよう、学生等の若年層に対して、児童相談所の業務内容や魅力を分かりやすく発信するなど、国レベルで訴求効果の高い普及啓発を継続的に行うこと。

(3) 虐待の未然防止に向け、区市町村の相談支援機能を強化すること。

- ① こども家庭センターの設置や区市町村における措置制度の創設などに当たっては、地方自治体の意見を十分に踏まえた上で、実効性のある制度にすること。特に、こども家庭センターの設置に向けては、母子保健部門と児童相談部門の効果的な連携策を具体的に示すとともに、業務負担に見合う人材の配置が可能となるよう十分な財政措置を講じること。

- ② こども家庭センターが設置されるまでの間、区市町村が安定的に支援拠点を運営できるよう、財政措置の充実を図ること。

2 社会的養育推進計画に基づく取組の促進のための対応

(提案要求先 厚生労働省)

(都所管局 福祉保健局)

- (1) 地域の実情を踏まえた上で、児童相談所や児童養護施設等の体制強化を図ること。
- (2) フォスタリング機関の体制等については、各自治体の実情や取組を十分考慮した上で必要な財政支援を行うこと。

<現状・課題>

都は、令和元年度に国が示した都道府県社会的養育推進計画策定要領（以下「要領」という。）に基づき、東京都社会的養育推進計画を策定した。

この要領に基づき、国は、各都道府県の計画の各取組の指標を取りまとめ、進捗のモニタリング及び評価を行うことを目的に、ホームページ上で公表しているが、自治体によって人口や財政事情、里親を含む社会的資源の状況は様々である。

児童自立支援施設については、「当事者やその代弁者、有識者、施設関係者と意見交換を十分に重ね、その結果を踏まえ、方向性を示す」とあるが、具体的な記載はなく、その方向性も依然として示されていない。

また、フォスタリング機関を設置し、里親への支援を進めていくこととされているが、国は、児童福祉法の改正を行い、フォスタリング機関を新たに「里親支援センター」として児童福祉施設に位置付けることを予定している（令和6年4月施行予定）。都道府県等から委託を受けた里親支援事業の実施に要する費用について、義務的経費とし、都道府県等の支弁とそれに対する国の負担についても規定することとしている。

<具体的要求内容>

- (1) 地域の実情を踏まえた上で、児童相談所や児童養護施設等の体制強化を図ること。

- ① 国は、計画の進捗のモニタリングや評価を行うに当たっての指標を示す際には、子供の最善の利益の確保の観点に立った上で、全国一律ではなく、地域の実情に十分配慮すること。

また、施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化や、児童相談所等の職員の確保・育成、里親委託の促進も含め、十分な財政支援等を行うこと。

- ② 児童自立支援施設の在り方について、当事者やその代弁者、有識者、施設関係者と意見交換を十分に重ね、その結果を踏まえ、施設の方向性を示すこと。

また、その方向性を踏まえ、施設の体制強化に向けた十分な財政支援等を行うこと。

- (2) フォスタリング機関が「里親支援センター」として児童福祉施設に位置付

けられ、その費用が義務的経費となった場合にも、既にフォスタリング事業を実施している自治体において、里親支援の質・量が後退することがないよう、また、各自治体が地域の実情を踏まえた取組を行えるよう、十分な財政支援を行うこと。また、「里親支援センター」の人員配置・運営基準等を早期に明らかにし、民間機関における人材の確保等についても必要な支援策を検討すること。

3 児童に関する相談支援機能の強化

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

- (1) 「全国要保護児童等に関する情報共有システム」について、全ての自治体が導入できるよう対策を講じること。
- (2) 体罰等によらない子育ての推進に向けた普及啓発を充実すること。
- (3) 要保護児童対策地域協議会の構成機関によるオンライン会議の円滑な実施に向け、個人情報保護制度との整理など、必要な支援を行うこと。

<現状・課題>

平成30年3月に起きた虐待死事案では、転居元及び転居先の児童相談所が、国指針や全国ルールに基づく引継ぎ事務を行う中で、指針等の解釈や取扱いの相違、共通のアセスメントシートや情報提供票等がなかったことなどから、リスクに係る認識のずれ等が生じた。こうしたことを受け、転居した際に自治体間での確に情報共有を行うとともに、児童相談所と区市町村において夜間・休日も含め、日常的に迅速な情報共有を行うことができる「全国要保護児童等に関する情報共有システム」を国が構築した。本システムには児童相談所と区市町村で相談を受けたケース全てを登録することに意義があると考えるが、国が個人情報保護に関する根拠規定としている児童福祉法第25条の2及び児童虐待の防止等に関する法律第13条の4は、要保護児童対策地域協議会の登録ケースや虐待ケースのみを対象としており、当該規定のみでは、要保護児童等のケース全てを登録し、共有することは個人情報保護の観点から難しいとする区市町村も少なくない。また、本システムの基本的仕様では、子供一人当たり一つの相談情報しか登録できないなど、各自治体で使用されている相談情報管理システムとの整合性が十分考慮された内容となっていない。

都は、子供への虐待の防止等に関する条例を制定し、子供の権利利益の擁護、健やかな成長を図ることを目的として、保護者による体罰等の禁止を明記した。国も、親権者が児童のしつけに際して体罰を加えてはならないことを盛り込んだ

児童虐待の防止等に関する法律等の改正法律案を令和元年6月に公布し、令和2年2月には、体罰の範囲や体罰禁止に関する考え方を示したガイドライン「体罰等によらない子育てのために」を作成した。体罰等は、医学的に、子供の脳の発達に深刻な影響を及ぼすこともあるとされている。しかしながら、日本では、しつけとしての体罰を容認する風潮もあり、子供が独立した人格と尊厳を持つ存在であるという考え方が、必ずしも浸透しているとは言えない状況があることから、体罰等によらない子育てを普及していくことが求められる。

要保護児童対策地域協議会の調整機関である子供家庭支援センターと、要保護児童対策地域協議会の関係機関による速やかな個別ケース検討会議の開催や情報共有を行うためには、オンライン会議の活用や構成機関が共有できるデータベースの構築が有効である。

今般の個人情報保護制度の改正においては、オンライン結合（オンライン会議やデータベース構築）について、使用の都度の諮問が必要ない旨示された。

一方で「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」においては、既存のクラウドサービスやオンライン会議ツールなどの約款による外部サービスを使用したオンライン結合について、機密性2以上の情報（個人情報）を取り扱わないよう規定されていることから、区市町村におけるオンライン会議やデータ構築の取組を進める上での支障となっている。

<具体的要求内容>

- (1) 国が令和3年度から運用を開始した「全国要保護児童等に関する情報共有システム」を全ての自治体が速やかに導入、活用できるよう対策を講じること。
 - ① 要保護児童等の全てのケースを情報共有システムで共有することについて、個人情報保護の根拠規定が明確となるよう、法令改正や通知等の発出などの措置を講じること。
 - ② 各自治体の実情や意見を把握し、現在使用されているものとの整合性を考慮した内容となるようシステムの仕様を修正すること。
 - ③ 全ての自治体に参加できるよう、必要な財政支援を行うこと。
- (2) 児童虐待の防止に向けて、体罰等によらない子育ての推進に向けた普及啓発を更に充実すること。
- (3) 区市町村において、子供家庭支援センターと要保護児童対策地域協議会の関係機関によるオンライン会議の円滑な実施や構成機関間でのデータベース共有できるよう、個人情報保護制度の解釈と運用をガイドラインで示すなど、必要な支援を行うこと。

参 考

【児童相談所長の資格要件（児童福祉法第12条の3第2項）】

所長は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 医師であつて、精神保健に関して学識経験を有する者
- 二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者
- 三 社会福祉士
- 四 児童の福祉に関する事務をつかさどる職員(以下「児童福祉司」という。)として二年以上勤務した者又は児童福祉司たる資格を得た後二年以上所員として勤務した者
- 五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、厚生労働省令で定めるもの

4 社会的養護施策の充実

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

- (1) 里親等委託や施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化等の取組の推進を図ること。
- (2) 社会的養護の下で育つ子供への支援を、退所後を含めて充実、強化すること。

<現状・課題>

児童養護施設等においては、令和2年度から措置費等で、小規模かつ地域分散化された施設の職員の常時複数配置が可能となったが、実態は、社会的養護の従事希望者の減少により職員を確保できないなど、人材確保はひっ迫している。さらに、小規模かつ地域分散化された施設はスキルや経験を必要とするため、経験者を配置しなければならないが、経験者の人数も足りない状況である。小規模かつ地域分散化された施設は孤立した空間となるため、常時複数配置だけでは職員が感じる孤立感の解消までは至らない。

都は、特に重い情緒面・行動面の問題を抱えた児童に対して心理的ケアに重点を置き支援を行う専門機能強化型児童養護施設の設置を促進するとともに、医療が必要な乳幼児については医療体制整備事業で受入体制を整備している。国は、令和2年3月6日付で「医療的ケア児等のための「4人の生活単位」の設置運営について」を発出し、医療的ケア児等受入加算実施要綱を示したが、対象となる児童や職員の配置にかかる経費等が実態に合っておらず、必要な支援に対応でき

るものとなっていない。

また、不規則勤務や、長時間通勤による就業負担及び家賃に係る経済的負担が大きいとの指摘や、保育士の場合、保育所保育士と比べて処遇に差があるなど、人材の確保・定着について課題となっている。

乳児院では、夜間においても授乳や呼吸確認などの業務が継続的に必要となるが、夜勤職員は1人で児童10名以上を養育しているほか、一時保護委託の受入れも行っている。そのため、夜勤職員の業務は過大で、心理的負担となっている。

自立援助ホームでは、被虐待や発達障害など様々な困難を抱える児童を多く引き受けている実態があるが、国では自立度の高い児童を想定し、職員配置基準は定員6名の場合、2.5名となっており、処遇困難な児童の支援に十分に対応できるものとなっていない。

国は、ビジョンや要領において、社会的養護の下で育つ子供たちは、「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親等への委託を進め、施設においても「できる限り良好な家庭的環境」において養育するよう求めているが、この推進のためには施設や養育家庭等の養育の質の確保と支援の充実が不可欠である。

里親等委託率の向上のためには、ファミリーホームの設置促進も欠かせない。現在ファミリーホームは障害等の特性のある児童を多く受け入れており、児童の受託により家屋の改修が必要になることも少なくないが、改修経費の補助は1ホームにつき800万円を上限に1回限りとなっているほか、里親移行型のファミリーホームであっても、法人等と同じ基準の財産処分制限がかかることから、活用しづらいとの声が挙がっている。

また、特性のある児童が里親に委託されるケースも増加している。里親が特別な配慮を要する児童等を養育する中で、感情的になり怒鳴ったり、子供の前で物にあたったりするなどの不適切な対応を行ったことで、被措置児童等虐待として認定せざるを得ないこともある。被措置児童等虐待を行った者は、養育里親及び養子縁組里親となることができない旨児童福祉法に定められており、その行為の軽重にかかわらず、里親登録が取り消されることになる。施設職員についてはこうした規定はなく、不適切な対応を行った場合でも施設長等に指導を行った上で児童の委託を継続することができる。里親については、それまでの委託児童との関係性や委託児童自身の意向にかかわらず直ちに措置変更とせざるを得ず、子供の最善の利益を損なうおそれがある。

施設における小規模かつ地域分散化の取組について、過渡的に本体施設のユニット化を経て独立させていく場合でもおおむね10年程度での地域分散化及び多機能化等を図る計画を求めているが、現に大規模な施設等においては10年程度での地域分散化の促進は困難である。さらに、国は施設の小規模化を進めているが、既存の建物の解体工事費補助は小規模化後の定員数で算定されるため、小規模化を進めた結果補助額が減少し、小規模化への取組の妨げとなる状況がある。

施設の小規模化・地域分散化等による本園の取りまとめの業務の増加や、特別育成費の実費化により事務量が増加している。そのため、直接子供の処遇に当たる職員が事務業務を一部担っている実態があり、こうした事務処理への対応のため、処遇困難な子供の入所が増加傾向にある中で、きめ細かなケアの支障となっている。

新型コロナウイルス感染症の影響で、子供達の学習環境はオンラインやタブレ

ット等を利用したスタイルへ変換している。そのため、児童養護施設においてはW i - F i等のネット環境を整備運用しネット社会に対応していかなければならないが、措置費事務費はそれに対応したものになっていない。また、国の青少年のインターネット利用実態調査によれば、中高生のインターネット利用は約98パーセントで利用機器はスマホ67パーセント、タブレット36パーセントと、ほとんどの中高生はスマホもしくはタブレットを所有しているが、措置費事業費では中高生のインターネット機器の整備や利用料について措置されていない。

国は、平成28年の児童福祉法改正に伴う通知で、乳幼児について、里親等への委託を原則とするとともに、平成30年3月に一部改正された「里親委託ガイドライン」において、心身の発達にとって大切な新生児の時期から里親委託を検討することが重要であると示している。そのためには、専門性を持つ養育家庭等の育成や手当の充実及び早期からの里親委託が可能となるような仕組みづくりが必要である。

また、施設等を退所した後、安定した生活を送るためにも、社会的養護における自立支援策の強化が求められている。国制度では、措置延長した者に対しては、22歳まで自立に向けた様々な支援があるが、18歳で措置解除した者に対しての支援策は十分なものになっていない。さらに、児童の自立を支援する自立支援担当職員について、措置費の加算額では、退所者のアフターケアを十分に行うことが出来ない。

コロナ禍においても施設を運営していくためには、引き続き新型コロナウイルス感染防止対策を講じていく必要がある。

国は児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化することである。この見直しにより支援する期間が長期化し、児童相談所や施設の業務量が増えることが懸念される。

<具体的要求内容>

(1) 被虐待児童及び発達障害を持つ児童の増加や常時医療が必要な乳児などに適切に対応できるよう、また、小規模かつ地域分散化が進むよう社会的養護の体制整備を図ること。

① 社会的養護を担う施設職員の人材確保は喫緊の課題である。人材確保・育成等に対する支援の一層の充実を図るとともに、多様な専門職や専門性の高い職員を継続的に配置できるよう措置費事務費の増額等の見直しを行うこと。

② 地域小規模児童養護施設などのグループホームや児童養護施設等を設置する法人が事業者となるファミリーホームについて、開設促進のための支援や、勤務する職員が孤立することのないよう地域分散化された施設を支援する職員の本体施設への配置を行うほか、遠隔地に設置する場合に本体施設とは別にバックアップを行う拠点等の整備運営を支援するなど、地域分散化された施設の安定した事業運営に向けた仕組みを構築すること。

③ 医療的ケアや心理的ケアなどの専門的ケアを必要とする児童へ十分な対応が行えるよう、児童養護施設及び乳児院への精神科医や治療・指導職員等の専門職員の配置に係る医療的ケア児等受入加算の充実を図ること。その際には地域の実情に応じた補助体系とすること。

- ④ 職員宿舍の借り上げを行う事業者に対する補助を行うこと。
 - ⑤ 乳児院における夜間の職員配置に対する支援を充実すること。
 - ⑥ 医療的なケアを必要とする乳児への対応を強化するため、乳児院の看護職員の配置を充実するとともに、常時医療及び看護が必要な病虚弱児等を受け入れられるよう、措置費の病虚弱等児童加算を充実すること。
 - ⑦ 乳児院は入所児童の在籍期間が短期であり、入退所が頻繁に発生する施設であることから、乳児院の施設特性、社会的ニーズに配慮した暫定定員制度の見直しを図ること。
 - ⑧ 自立援助ホームにおいて、被虐待や発達障害など処遇困難な児童への支援を強化するため、基準以上に職員を配置したホームに対する人件費加算を創設すること。
 - ⑨ 施設の改築、増築における施設整備の補助について、小規模化かつ地域分散化された施設の設置を優先する場合でも地域や施設の実情を勘案して採択するとともに、対象経費の実支出額に対して補助を行うこと。また、解体費用については整備前の施設定員等の状況により支援すること。
 - ⑩ 直接処遇職員の事務業務の負担軽減を図るとともに、措置費加算の実費払いを定額払いに見直しを行い、事務を円滑に実施できるよう児童養護施設等における事務職員の増員に向けて支援を充実すること。
 - ⑪ 新型コロナウイルス感染症流行に伴う子供の学習環境の変化に対応し措置費を拡充すること。
 - ⑫ 新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援を継続すること。
- (2) 養育家庭等へ委託の一層の推進を図ること。
- ① 社会全体での養育家庭等への理解を高めるため、一層の普及啓発を図ること。
また、各自治体が取組を行うための十分な財政支援を行うこと。
 - ② 障害等の特性のある児童の委託を促進するため、一般生活費の加算等、措置費の充実を図ること。
 - ③ 養育家庭委託についても、育児休業制度が利用できるよう、国として必要な措置を講じること。
特に、乳幼児の委託促進を図るため、里親の休暇制度の充実に向けた支援を行うこと。
 - ④ 新生児委託を進めるため、乳児院に専任職員を配置する等、地方自治体の実情に応じた柔軟な取組を展開できるよう必要な経費補助を行うこと。
 - ⑤ 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業の改修経費補助について、ファミリーホームが障害等のある児童を多く受託している現状を踏まえ、改修が必要となった際に現行の上限額の範囲内で複数回活用できるようにするなど弾力的な運用を可能とすること。また、補助金の財産処分制限に関する規定については、里親移行型のファミリーホーム事業者が高齢等やむを得ない事情でホームを廃止する場合の特例措置を設けること。
 - ⑥ 児童福祉法第34条の20第1項第2号には、養育里親の欠格事由として「この法律、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（中略）により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者」とあるが、児童買

春、児童ポルノに係る行為等により処せられた者についても、同項第3号の規定にある「児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者」と同等の取扱いとするよう、早急に法の改正を行うこと。

- ⑦ 里親が不適切な対応を行った場合、その軽重にかかわらず被措置児童虐待と認定され、それにより児童福祉法に規定する欠格事由に該当するとして、一律に里親登録を取り消すのではなく、里親登録を継続しながら、里親や委託児童の状況に応じた必要な指導等を行うことができるよう、必要な措置を講じること。

(3) 社会的養護の下で育つ子供の自立を支援すること。

- ① 退所後の自立を見据え、高校生の特別育成費は学外での学習に必要な経費を対象とするとともに、補習費や資格取得等の加算額を拡充すること。大学等に進学する児童に対する入学支度金の拡充等の支援を行うこと。
- ② 社会的養護自立支援事業の活用条件を緩和し、措置延長を経ずに活用できるようにすること。また、自立後生活体験支援の期間を児童の状況に応じて柔軟な利用も可能とすること。
- ③ 措置費の自立支援担当職員加算について、旅費等の活動経費も算定した額に改めること。
- ④ 児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限の弾力化に当たっては、児童への円滑な支援が行えるよう対策を講じること。

5 ひとり親家庭の自立支援策の推進

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

ひとり親家庭の自立支援策を拡充すること。

<現状・課題>

ひとり親家庭が抱える課題は、母子家庭では、低賃金や不安定な雇用条件等の就労上の問題、父子家庭では、家事等生活面の問題など、それぞれの状況によって様々であるため、ひとり親家庭の自立を進めるためには、各家庭の状況やニーズを把握した上で、相談体制の整備、就業支援、子育て支援・生活の場の整備、経済的支援を総合的に推進していく必要がある。新型コロナウイルスの感染拡大による社会状況の変化によって、多くのひとり親家庭が収入への影響を受けており、特に就業支援及び経済的支援の拡充が求められる。

<具体的要求内容>

ひとり親家庭の生活実態を踏まえ、ひとり親家庭施策への更なる財政支援を行うこと。

3 新型コロナウイルス感染症に係る母子保健事業 の充実【最重点】

(提案要求先 内閣府・厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、区市町村が実施する健康診査事業等の回数増に伴う追加的経費について、財政措置を講じること。
- (2) 母子保健事業において使用する衛生資材等、感染症対策に係る経費について、財政支援を講じること。

<現状・課題>

新型コロナウイルス感染症について、令和2年4月7日、令和3年1月7日及び同年4月25日に、新型インフルエンザ等特別措置法（平成24年法律第31号）第32条に基づく緊急事態宣言が発出され、母子保健事業においても、その趣旨に留意し、原則として集団での乳幼児健康診査実施を延期する措置がとられた。

また、緊急事態宣言が解除されている期間においても、乳幼児健康診査における新型コロナウイルス感染症対策として、三密を回避することから実施回数を増やし、1回の人数を減らしながら事業を継続しており、事業費が大幅に増加している。

国庫補助金である母子保健衛生費補助金については、令和3年度補正予算に計上されている「幼児健康診査個別実施支援事業」は令和4年度に繰り越され、三密を回避するため、1歳6か月健診、3歳児健診を医療機関における個別健診へと切り替えた場合の区市町村の負担が軽減されている。一方、集団で行う乳幼児健康診査については、集団で行う際の1回当たりの人数を制限して複数回実施するなど、区市町村が創意工夫をした場合でも、特段、追加的な財政支援はなされていない。

新型コロナウイルス感染症への対応として、母子保健事業において、感染症に対する体制を整え、対策を徹底しつつ、事業を継続的に実施していくため、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくための経費が必要であるほか、来所者が使用するマスクや手指消毒液等の購入に係る経費も必要となった。

衛生資材に係る経費は、利用者支援事業、乳児家庭全戸訪問事業等の、地域子ども・子育て支援事業においては財政支援が講じられているところであるが、母子保健事業には同様の財政支援が講じられていない。

<具体的要求内容>

- (1) 集団で行う健康診査について、1回当たりの人数を制限して複数回実施するなど、区市町村の創意工夫についても補助が出るよう財政支援を更に充実すること。
- (2) 母子保健事業において、感染症対策を講じるために必要な衛生資材に係る経費についても、財政支援を講じること。

4 高齢社会対策の推進

1 介護保険制度の円滑な運営

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

- (1) 介護分野の文書に係る負担軽減を進めるに当たり、適切な介護サービスの提供が行われるよう、事業者や自治体の意見を十分に聴いた上で、文書の「標準化」や「簡素化」、「ICTの活用」を進めること。
- (2) 介護サービス事業所の指定申請等における電子申請の導入について、自治体が円滑にシステムを導入できるよう、国の責任において十分に支援すること。

<現状・課題>

令和元年、国の社会保障審議会介護保険部会の下に「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」が設置され、介護分野の文書に係る負担軽減の実現に向けて、中間取りまとめが公表された。

令和2年度は、中間の取りまとめを踏まえ、個々の申請様式・添付書類や手続に関する「簡素化」、自治体毎のローカルルール解消による「標準化」、共通して更なる効率化に繋がる可能性のある「ICT等の活用」の3つの視点から、検討が進められた。

令和3年度は、当該専門委員会での議論を踏まえて、各種加算の届出書等の様式例等の整備を検討するとともに、介護サービス事業所の指定申請について、介護サービス情報公表システムを改修し、令和4年度から段階的に電子申請を可能とするよう検討が進められた。

しかしながら、加算の届出に係る簡素化・標準化やICTの活用については、引き続きの検討事項となっており、事業者や自治体の実態把握を踏まえて進めていく必要がある。

また、電子申請の導入についても、都においては、事業所数が膨大であり、業務の効率化の観点から、事業者の指定事務を公益財団法人に委託しているが、当該システムは自治体以外のアクセスを想定しておらず、受託団体が利用することができないため、指定申請等の審査が円滑に行えるようなシステム設計とする必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 「介護分野の文書に係る負担軽減」を進めるに当たり、適切な介護サービスの提供に配慮し、事業者や自治体の意見を聴取するとともに、十分な準備

期間を設けた上で文書の「標準化」や「簡素化」、「ICTの活用」を進めること。

- (2) 介護サービス事業所の指定申請等における電子申請の導入について、指定事務の受託団体においてもシステムへのアクセスを可能とするとともに、事業者や自治体の意見を聴取し、円滑にシステムが導入できるよう必要な支援を行うこと。

2 大都市にふさわしい介護報酬及び施設基準の見直し【最重点】

(提案要求先 厚生労働省)

(都所管局 福祉保健局)

- (1) 介護報酬改定に向けて実施する介護事業経営実態調査等について更なる精緻化を進め、人件費割合や物件費・土地建物の取得費等の実態の把握・分析を適切に行った上で、東京の実態に合わせ、介護報酬へ適切に反映すること。

<現状・課題>

介護報酬は、介護サービスに要する平均的な費用の額を勘案しており、地域ごとの人件費の地域差を調整するため、地域区分を設定し、地域別・人件費割合別（サービス別）に1単位当たりの単価を定めている。

地域区分については、統一かつ客観的に設定する観点から、原則として、民間事業者の賃金水準等を反映させたものである公務員（国家・地方）の地域手当に準拠して設定しているが、公平性・客観性を担保する観点から、隣接地域の状況によって、級地の変更を認める特例や経過措置が講じられている。

しかし、これらによってもなお同一の生活圈及び経済圏を構成する周辺の自治体と比較して低い設定となっている保険者もあり、そうした保険者からは、今後のサービス事業の経営や人材確保に支障が生じる等の懸念が示されている。

また、地域区分の各サービスの人件費割合については、人員基準で規定している介護、看護等の職種のみを勘案するという考え方を国は示している。この人件費割合は、介護報酬改定に向けて国が実施する介護事業経営実態調査の結果等を踏まえて、見直しが行われているが不十分であり、現行の介護報酬上の人件費割合と、介護事業経営実態調査における収入に対する給与費の割合にはかい離が生じている。

介護事業所・施設においては、人員基準で規定していない事務員等の人件費も含めて介護報酬で賄うことが求められていることから、実態に即した人件費割合を設定するとともに、その設定の根拠等についても明らかにすべきである。

なお、国は、減価償却費・物件費には有意な地域差が見られないこと及び土地代等が反映する居住費は原則として給付対象外となっていることから、人件費以外の費用については地域差を勘案する必要がないとの考え方を示している。

しかし、建築価格や物価等の各種調査によると、減価償却費・物件費には明ら

かな地域差が生じている。また、施設サービスの居住費は原則利用者負担とされているものの、居宅サービスにおいても一定の面積確保が設備基準で規定され、その費用は介護報酬で賄うことが求められている。こうしたことから、人件費のみならず物件費や土地・建物の調達費用についても、地域差を勘案すべきである。

＜具体的要求内容＞

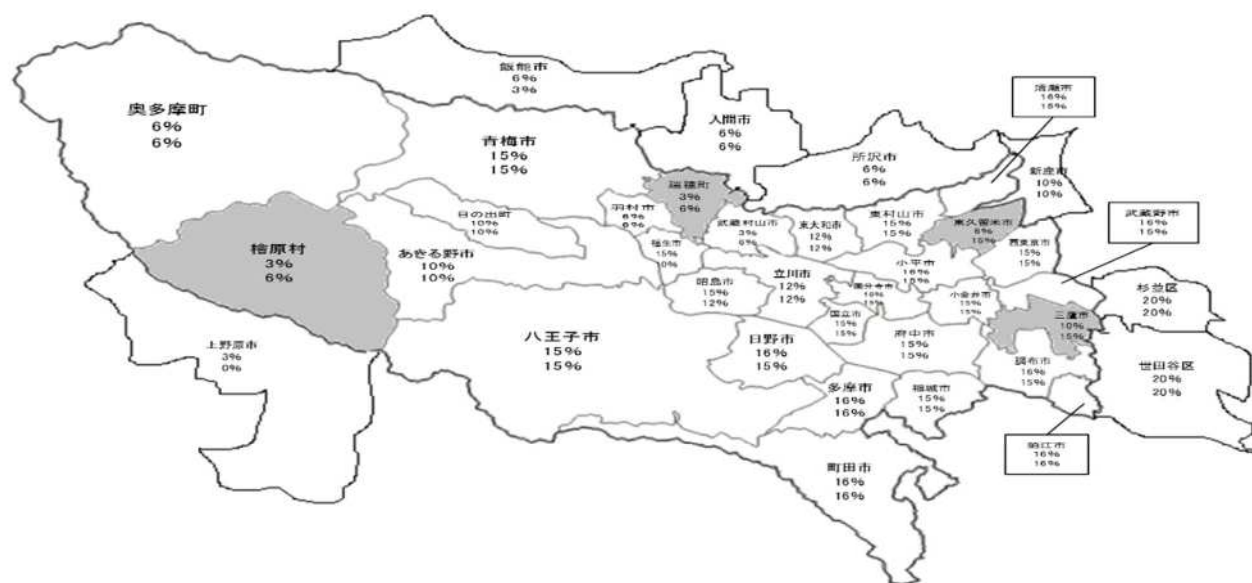
- (1) 介護報酬改定が、客観的で信頼性の高いデータに基づき行われるよう、介護事業経営実態調査等について、各サービスの物件費や土地建物の取得費等を含めた事業者の経営状況の把握・分析を行うなどの精緻化を進め、介護現場の実態を適切に把握すること。
また、把握したデータについて、社会保障審議会介護給付費分科会等での検討に資するよう、可能な限りその集計・分析の根拠等も併せて公表すること。
- (2) 地域区分の級地の設定については、各区市町村からの意見を聴いた上で地域の実情を踏まえた設定をすることや、隣接する保険者間の地域的な一体性を確保するための調整を可能とするなど、広域的な調整等を行う仕組みについて、検討を行うこと。
- (3) 介護報酬における各サービスの人件費割合については、介護事業の運営実態を踏まえて適切に見直すこと。
- (4) 物件費、特に土地・建物の取得費や賃借料等の地域差について、東京の実態に合わせ、適切に介護報酬に反映すること。

参 考

○令和3年度改定における介護報酬の地域区分と上乗せ割合

地域区分	上乗せ割合	区市町村への適用
1 級地	2 0 %	特別区
2 級地	1 6 %	町田市、狛江市、多摩市
3 級地	1 5 %	八王子市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、調布市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、清瀬市、東久留米市、稲城市、西東京市
4 級地	1 2 %	立川市、昭島市、東大和市
5 級地	1 0 %	福生市、あきる野市、日の出町
6 級地	6 %	武蔵村山市、羽村市、瑞穂町、奥多摩町、檜原村
7 級地	3 %	なし
その他	0 %	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

○令和3年度改定における介護報酬の地域区分の適用状況（東京都多摩地域）



※各市町村の地域区分に基づく上乗せ割合を記載（上段が本則に基づく上乗せ割合、下段が経過措置を含めて適用された上乗せ割合）。令和３年度改定では、報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から設定された経過措置を令和５年度末まで引き続き適用。

※当該地域を囲んでいる地域区分のうち一番低い地域区分の範囲内で選択する完全囲まれルールでは、他の都道府県内の地域を隣接地域から除くことができることが認められている。網掛け部分は「完全囲まれルール」が適用された地域（平成30年度改正が三鷹市、令和3年度改正が東久留米市、瑞穂町、檜原村）

○各サービスの人件費割合の状況

サービス種類	介護報酬上の 人件費割合(A)	収入に対する 給与費の割合※(B)	差(B-A)
訪問介護	70%	65.8 %	-4.2
訪問入浴介護		56.8 %	-13.2
訪問看護		66.6 %	-3.4
居宅介護支援		80.2 %	10.2
夜間対応型訪問介護		72.7 %	2.7
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		69.9 %	-0.1
訪問リハビリテーション		65.1 %	10.1
通所リハビリテーション	55%	52.7 %	-2.3
短期入所生活介護		54.2 %	-0.8
認知症対応型通所介護		55.5 %	0.5
小規模多機能型居宅介護		58.6 %	3.6
看護小規模多機能型居宅介護		61.8 %	6.8
通所介護	45%	52.0 %	7.0
地域密着型通所介護		50.7 %	5.7
特定施設入居者生活介護		37.3 %	-7.7
地域密着型特定施設入居者生活介護		49.2 %	4.2
認知症対応型共同生活介護		56.7 %	11.7
地域密着型介護老人福祉施設		54.9 %	9.9
介護老人福祉施設		52.1 %	7.1
介護老人保健施設		50.0 %	5.0
介護療養型医療施設		41.9 %	-3.1

※厚生労働省「令和2年度介護事業経営概況調査」

○介護従事者の月収（通常月の税込み月収）の地域差

	東京都	愛知県	大阪府	福岡県	青森県
所定内賃金（月給）	231,082 円	212,960 円	217,203 円	195,119 円	178,034 円

資料：公益財団法人介護労働安定センター「令和２年度介護労働実態調査」

○特別養護老人ホーム建設費の地域差

	東京都	愛知県	大阪府	福岡県	青森県	全国平均
平米単価	364 千円	291 千円	295 千円	(データなし)	258 千円	312 千円

資料：独立行政法人福祉医療機構「令和２年度福祉・医療施設の建設費について」

○消費者物価の地域差

	東京都区部	名古屋市	大阪市	福岡市	青森市	全国平均
指数	106.0	98.5	100.7	97.8	97.9	100.0

資料：総務省統計局「令和２年小売物価統計調査（構造編）」

○地価の地域差

	東京都	愛知県	大阪府	福岡県	青森県
住宅地平均価格 （／㎡）	380,900 円	105,300 円	150,900 円	56,800 円	15,900 円

資料：国土交通省「令和３年都道府県地価調査」

○同一地域区分内の地価・家賃の比較

	東京都府中市	愛知県名古屋市	兵庫県西宮市
地域区分	３級地	３級地	３級地
住宅地平均地価（／㎡）	293,600 円	194,100 円	251,400 円
家賃（民営借家）（／坪）	7,427 円	4,656 円	5,558 円

資料：国土交通省「令和３年地価公示」

総務省統計局「小売物価統計調査（動向編）令和３年平均」

（２）介護事業者が介護人材の確保・育成・定着を図り、事業運営を
安定的に行うことができる介護報酬とすること。

<現状・課題>

人材不足が深刻な介護現場において、質の高い人材の確保・育成・定着に向けては、介護職員等の処遇改善とともに、資格・技能等に対する評価や、職責に応じたキャリアパスや昇給の仕組み等の構築が必要である。

国は、平成２４年度に介護職員の処遇改善を目的とした介護職員処遇改善加算を創設し、平成２７年度及び平成２９年度には、職位・職責等に応じた任用要件や経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み等を要件に加算の拡充を図り、１

人当たり月額平均3万7千円相当の改善が行われている。加えて、令和元年10月の報酬改定において、勤続10年以上の介護福祉士を対象に月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設された。

さらに、令和4年2月からは、介護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置として、介護職員処遇改善支援補助金の制度が実施された。この補助金では、補助額の3分の2以上は介護職員等の基本給等の引上げに使用することが要件であり、令和4年10月からの臨時の報酬改定では、この要件を引き継いで「介護職員等ベースアップ等支援加算」が設けられることになっている。

しかしながら、これらの処遇改善加算はあくまでも経過的な取扱いであって、恒久的なものでないことから、事業者が長期的な視点でキャリアパスや賃金体系を構築することが難しい。

< 具体的要求内容 >

- (1) 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に、介護職員等ベースアップ等支援加算が加わることにより、事務手続きが更に煩雑となることが想定されるため、計画書等の様式の統一、簡素化を図るとともに、加算の算定要件を整理すること。
- (2) 介護職員の処遇改善については、介護事業者が長期的な視点で介護人材の確保・定着を図れるよう、介護報酬の基本部分に組み込むなど恒久的なものとする。

(3) 良質な介護サービスの提供等に資する介護報酬とすること。

< 現状・課題 >

現行の介護報酬においては、例えば看護職員の常勤配置が必要な施設で一時的に常勤職員が欠けることになった場合、常勤換算での必要数を満たしていても、翌月の報酬が一律に3割減算されるなど、施設の安定的な運営に著しい影響を及ぼすものとなっている。

また、福祉用具貸与の報酬について、離島等に所在する事業所は、運搬に要する経費として、貸与費の100分の100を上限に、特別地域加算を算定できる。しかし、本土から離島への運搬費が高騰している現状では、加算の上限を大幅に超えるケースが生じており、事業所の負担となっている。加えて、貸与期間が半月に満たない場合、貸与費本体が最大で半月分しか算定できないため、これに連動して特別地域加算も減額される仕組みとなっている。これら運搬に要する経費は、現状に適した額を加算として算定することが必要である。

このような状況は、平成30年10月からの貸与価格の上限設定により価格設定に対する事業所の裁量の余地が狭まっていることと併せ、離島においては、事業所の健全な運営に著しい影響を及ぼすものとなっており、利用者への安定的なサービス提供に支障が生じないよう見直しをする必要がある。

< 具体的要求内容 >

- (1) 職員配置が基準を下回った場合の介護報酬減算については、一律に3割減算とすることなく、常勤換算や期間の長短などを考慮した段階的な設定とし、施設の安定的な運営に配慮した制度とすること。
- (2) 福祉用具貸与における特別地域加算について、上限の拡大や、貸与開始月の福祉用具貸与費が半月分の場合でも、1月分の貸与費を特別地域加算の基準とするなどの見直しを図ること。

(4) 介護保険施設の居住費等の基準費用額について、東京の地価等を反映したものとする。

< 現状・課題 >

介護保険施設の人員基準を含め多くの事項は、国が「従うべき基準」として定めており、全国一律の居住費・食費の基準費用額の設定は、地価や物件費・人件費の高い大都市東京の実態に即していないため、事業者が創意工夫しながら施設運営を行うことが難しい状況にある。

< 具体的要求内容 >

健全な施設運営が可能となるよう、介護保険施設の居住費等について、低所得者の負担増とならないよう配慮した上で、基準費用額を東京の地価等を反映したものとする。

3 介護人材の確保及び育成

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

今後の急速な高齢化と労働力人口の減少を踏まえ、将来に向けた専門性の高い介護人材を確保・育成・定着していくための総合的な人材対策を確立し、着実に推進すること。

< 現状・課題 >

介護関連職種の有効求人倍率は依然として全職業を大きく上回る水準で推移しており、介護人材の人手不足は深刻化している。公益財団法人介護労働安定センターが実施した令和2年度の「介護労働実態調査」においても、介護人材の不足感は引き続き高い水準となっており、労働者の悩みは「人手が足りない」が52.0パーセントと一番多く、介護職員にとっては、人手不足が賃金よりも大きな悩みや不満となっている状況である。

その一方で、第8期介護保険事業計画における介護人材の需給推計によると、

令和7年度末までに全国で約32万人の人材を確保する必要があると見込まれており、介護人材の確保は喫緊の課題となっている。

さらに、いわゆる団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年（2040年）までの人口推計を踏まえると、生産年齢人口の急速な減少とともに、東京をはじめとする都市部では引き続き要介護高齢者の増加が見込まれており、社会全体での働き手の確保が一層難しくなる一方で、介護ニーズは増加していくことから、将来的に介護分野での人材確保はより一層厳しくなることが予測されている。

今後は、従来の人材対策に加え、現在働いている介護人材が長く働きやすい職場づくりや、限られた人材で質の高い介護が提供できるような介護現場の改革、地域の特性に応じた対策など、少子高齢社会における介護現場の状況を踏まえた介護人材対策の更なる充実が求められる。

また、介護人材対策は、国や都道府県だけでなく、区市町村においても、地域の特性に応じた取組を推進することが重要であるが、区市町村が効果的な対策を検討するには、区域内の人材の需給状況を把握することが望ましい。しかしながら、国が提示している方法では、都道府県レベルの需給推計しか行うことができない。

さらに、訪問介護等の介護現場において、利用者やその家族からのハラスメントが存在することが指摘されており、介護職員が安心して働ける環境を整備する必要がある。国は、平成30年度老健事業の「介護現場におけるハラスメントに関する調査研究」において、実態把握や取組事例の収集を行い、介護事業者向けのハラスメント対策マニュアルを作成した。さらに、令和元年度の老健事業では、介護事業者や自治体が介護分野のハラスメント研修を行う際の手引きと介護事業所等で相談支援を行う際の手引きを作成した。令和2年度予算からは、地域医療介護総合確保基金のメニューとして、利用者に周知するためのリーフレット作成やヘルパー補助者同行事業等が加わっている。また、令和3年度の制度改正により、介護サービス事業者に対し相談体制の整備など事業主が講ずべき措置が求められることになった。

現在、都は、安全配慮義務のもと事業主が利用者等からのハラスメントについて取り組むべきことを周知しているが、利用者等に対する注意喚起などについては、国から基本的な方針やガイドラインが示されていない。

<具体的要求内容>

- (1) 深刻な人材不足と今後の介護ニーズの増大に対応するため、介護現場における介護人材の配置状況や業務の実施状況等の実態を把握・検証した上で、総合的な介護人材対策の充実を図ること。
- (2) 介護人材の需給推計について、区市町村ごとの需給推計が可能となるよう、見直しを図ること。
- (3) 介護職員が安心して働ける環境を整備するため、国として「介護現場におけるハラスメント」について、基本的な方針と実効性のある対策を示すこと。

4 認知症施策の総合的な推進【最重点】

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局・病院経営本部)

認知症施策を総合的に推進するため、十分な財源を確保するとともに、地域の実情に応じた取組が可能となるよう、必要な措置を講じること。

<現状・課題>

令和元年6月、認知症施策推進大綱が取りまとめられ、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進することとされた。

都における認知症高齢者は、令和元年度には46万人であったが、令和7年には約55万人になると見込まれている。こうした中、認知症になっても尊厳を保ちながら、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、区市町村をはじめとする関係機関と連携し、認知症施策を総合的に推進することが重要であり、特に、科学的介護の推進、認知症の人と家族を支える医療・介護職等の人材育成、地域の実情に応じた支援体制の構築が急務である。

そのためには、国において、行動・心理症状（BPSD）等に対する効果が確認された支援手法を速やかに普及するとともに、介護事業者が取り組みやすい仕組みとする必要がある。

また、都道府県や区市町村が効果的かつ効率的に事業を実施できる仕組みとする必要があるが、認知症施策推進大綱では、具体的な内容が明示されていないものがあるほか、都道府県や区市町村が実施すべき取組について一律にKPIを定めるなど、必ずしも地域の実情を十分に踏まえていない。

認知症疾患医療センターについては、専門医療の提供、地域連携の推進、人材育成など多くの機能を担っているため、関係機関が多く存在していることに加え、人件費や物件費等が高いといった都市部の特性に合わせた配慮が必要であるが、国庫補助額が不十分な現状にある。

あわせて、今後ますます増加する認知症の鑑別診断等を円滑に行っていくためには、認知症疾患医療センターと同等の機能を持つ医療機関も認知症の鑑別診断等に積極的に取り組んでいくことが必要であるが、認知症専門診断管理料の対象となっていない。

<具体的要求内容>

- (1) 認知症施策の具体的な事業内容や目標値を定める場合には、都道府県及び区市町村の意見を幅広く聴取し、地域の実情に応じた事業を円滑に実施できる仕組みとすること。
- (2) 行動・心理症状（BPSD）の改善等に効果的な支援手法について、普及を促進するため、介護報酬での評価の対象とするなど事業者が継続して取り組

める恒久的な仕組みとすること。

(3) 認知症疾患医療センター運営事業に対する補助金について、事業内容や地域特性に見合った十分なものとすること。

(4) 認知症専門診断管理料は、認知症疾患医療センターと同等の機能を持つ医療機関も対象とするとともに、業務の実態に即した報酬水準とすること。

5 地域医療介護総合確保基金（介護分）の充実

(提案要求先 厚生労働省)

(都所管局 福祉保健局)

地域医療介護総合確保基金について、自治体が地域の実情に応じた有効な施策展開を図れるよう、弾力的に活用できる仕組みとすること。

<現状・課題>

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づき、医療・介護サービスの提供体制の総合的・計画的な整備等を推進するため、都道府県は、国3分の2、都道府県3分の1の負担割合により、地域医療介護総合確保基金（以下「基金」という。）を設置している。なお、都道府県負担分は、地方交付税交付金により財源措置されているが、不交付団体である都においては、これを自主財源で賄っている。

国は、平成27年度補正予算において、「介護離職ゼロ」に向けた緊急対策として、基金の積増しを行った。

しかし、基金の活用に当たっては、原則として、各年度の所要額は当該年度の積立額により充当すべきとされていることや、平成27年度補正予算分の使途が限定されていること、基金造成事業に要する各区分（介護施設等の整備分、介護従事者の確保分）の経費の配分変更が認められていないことから、都においては多額の基金残高が累積している。

介護施設等整備事業については、平成18年度の三位一体改革との関係から、基金対象事業が地域密着型施設の整備などに限定されており、より需要のある広域型施設の整備等へ充当できない。さらに、基金事業の配分基礎単価は令和元年度に一定程度引上げられたものの、基本的に全国一律であり、建築価格や人件費の高騰は、首都圏をはじめとした大都市においてより深刻であるという実態を十分に反映していない。特に、定期借地権の一時金に対する補助について、その補助額は、路線価の2分の1に対して、その2分の1（実質4分の1）となっているため、事業者の負担が大きく、都は、独自に上乘せして補助を行っている。

また、対象事業が限定的に列挙されているため、例えば、都が独自に実施している、特別養護老人ホーム等を整備する際の土地賃借料への補助や、奨学金の貸与を受けた介護職員に対して返済相当額を手当として支給する事業者や介護職員

用の宿舎を借り上げる事業者への支援など、自治体が地域の実情に応じて取り組む事業が対象とならない。

< 具体的要求内容 >

- (1) 過年度予算分の柔軟な活用を可能とすること。
- (2) 介護施設等整備事業について、以下のような対象の拡充を図ること。
 - ① 地域の実情に応じた医療及び介護の総合的な確保のための事業に要する経費を支弁するという基金の設置目的に鑑み、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の広域型施設の整備についても補助対象とすること。
 - ② 特別養護老人ホーム等を整備する際の土地賃借料への補助など、自治体の地域の特性に応じた独自の取組も対象とし補助対象メニューの拡大を図ること。
 - ③ 大都市における建築価格や人件費の高騰及び地域差を踏まえ、既存基金事業（地域密着型施設整備費、介護医療院転換支援の補助など）の配分基礎単価を増額すること。
 - ④ 定期借地権等の一時金に対する補助について、大都市における路線価の地域差などを踏まえ、補助率（2分の1）及び基準額（路線価の2分の1）を引き上げること。
- (3) 介護従事者確保事業について、奨学金の貸与を受けた介護職員に対し返済相当額を手当として支給する事業者や、介護職員用の宿舎を借り上げる事業者への支援など、自治体の地域の特性に応じた独自の取組も対象とすること。

参 考

○地域医療介護総合確保基金の執行状況（東京都）

1 介護施設等整備分

（単位：千円）

年度	積立額 (A)	取崩額 (B)	残高 (A)-(B)
平成27年度 当初分	6,918,363	6,918,363	0
平成27年度 補正分 (平成37年度までに充当)	14,921,750	1,918,112	13,003,638
平成28年度 当初分	7,736,157	7,736,157	0
平成29年度 当初分	2,206,933	2,206,933	0
平成30年度 当初分	3,845,918	3,845,918	0
令和元年度 当初分	6,381,509	6,381,509	0
令和2年度 当初分	5,148,920	5,148,920	0
令和3年度 当初分	8,809,500	5,289,111	3,520,389
計	55,969,050	39,445,023	16,524,027

2 介護従事者確保分

（単位：千円）

年度	積立額 (A)	取崩額 (B)	残高 (A)-(B)
平成27年度 当初分	920,885	920,885	0
平成27年度 補正分 (平成37年度までに充当)	1,449,182	1,449,182	0
平成28年度 当初分	1,975,850	1,975,850	0
平成29年度 当初分	565,108	565,108	0
平成30年度 当初分	2,707,868	2,707,868	0
令和元年度 当初分	1,873,151	1,873,151	0
令和2年度 当初分	2,115,497	2,115,497	0
令和3年度 当初分	5,900,599	5,900,599	0
計	17,508,140	17,508,140	0

6 介護サービス基盤の整備に向けた施策の充実

(提案要求先 厚生労働省・財務省)

(都所管局 福祉保健局)

(1) 定期借地権を利用した未利用国有地の貸付けについて、減額措置の期間を延長するとともに、貸付条件を見直すこと。

<現状・課題>

都では、令和12年度末までに特別養護老人ホームを6万4千人分、介護老人保健施設を3万人分、認知症高齢者グループホームを2万人分整備すること等を政策目標としており、介護施設等の計画的な整備を促進するためには、施設用地を確保する必要がある。

国は、平成28年1月から一億総活躍社会の実現に向けた緊急対策として、都市部の国有地を活用して介護施設等を整備する場合に、貸付料の50パーセント減額を行っているが、都市部の中でも地価の高い地域においては、減額後の貸付料でもなお高額であることに加え、定期借地権の期間に関わらず、減額期間が貸付始期から10年間に限られていることから、施設を整備・運営する事業者の負担が大きい。

また、貸付対象が地方公共団体又は社会福祉法人に限定されているほか、介護老人保健施設については、社会福祉法第2条第3項第10号に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護老人保健施設を利用させる社会福祉事業の用に供する場合に限られている。

さらに、貸付けの要望受付時において、貸付料の参考価格が示されないため、貸付要望者が収支を見込むことが難しく、貸付料が見込みを大きく上回ることによって、貸付料が示された時点で事業計画の見直しが必要となる事例や計画自体を取り下げる事例が発生している。

<具体的要求内容>

- (1) 国有地に低廉な価格で社会福祉施設を整備することができるよう、地価が高い地域においては、更なる減額を行うこと。
- (2) 貸付期間全体を通して、貸付料の減額を行うこと。
- (3) 多様な民間事業者の参入を促すため、対象施設を整備・運営することが可能な医療法人等を減額貸付の対象に加えること。
- (4) 介護老人保健施設の整備促進が図られるよう、社会福祉事業の用に供する場合に限らず、介護老人保健施設を減額貸付の対象とすること。
- (5) 貸付要望者に、適正な時価に基づく貸付料の予定価格を示すこと。

(2) 社会福祉法人以外の者が特別養護老人ホーム等を整備する場合について、独立行政法人福祉医療機構の実施する福祉貸付事業の融資対象とすること。

<現状・課題>

国は平成28年7月、特別養護老人ホーム及び当該特別養護老人ホームに併設する老人短期入所施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）の用に供する建物について、国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けることを可能とする規制緩和を行った。

これにより、社会福祉法人以外の個人や株式会社等が特別養護老人ホーム等の整備を行うことが可能となったが、現在、特別養護老人ホーム等の整備に係る独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付事業の対象は、独立行政法人福祉医療機構法第12条において、「社会福祉事業施設を設置し、又は経営する社会福祉法人その他政令で定める者」とされており、融資対象が社会福祉法人に限定されている。

国が行った規制緩和を実効性のあるものにするためには、社会福祉法人以外の者が特別養護老人ホーム等を整備する場合についても、福祉貸付事業の融資対象とすることが有効である。

<具体的要求内容>

社会福祉法人以外の者が特別養護老人ホーム等を整備する場合の整備費等について、地方公共団体の補助制度の対象となっているなど、一定の要件を満たす整備計画については、福祉貸付事業の融資対象とすること。

5 医療保険制度の改革等

1 国民健康保険制度の見直し等

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

- (1) 医療保険制度が将来にわたり安定的で持続可能なものとなるよう、制度全般の具体的な将来像とそこに向けた道筋を示すこと。
- (2) 国民健康保険制度については、今後の医療費の増すうに耐え得る財政基盤の強化を図っていくこと。また、必要な財源を確保するとともに、地域の特性にも十分配慮すること。
- (3) 国と地方との協議の場における合意に基づく公費拡充については、令和5年度以降も確実に実行すること。
- (4) これらの事項の検討に当たっては、地方自治体や保険者などの関係団体等と十分協議すること。
- (5) 保険者努力支援制度の評価指標や配点基準等を変更する場合は、変更の考え方等を具体的かつ早期に示し、地方自治体と十分協議すること。特に新型コロナウイルス感染症等により影響が生じる評価指標については十分配慮すること。
- (6) 新型コロナウイルス感染症や診療報酬の特例的な対応が国民健康保険の医療費の動向に与える影響について、国の責任で検証・分析を行ない明らかにするとともに、必要な措置を講じること。
- (7) 少子化対策のため、子供に係る均等割保険料軽減措置の対象拡大を図るとともに必要な費用を全額措置すること。

<現状・課題>

国民健康保険制度については、国が財政支援の拡充等により財政基盤を強化した上で、平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、運営について中心的な役割を担う新たな制度が開始した。

今後、毎年約3,400億円の追加公費の財源を恒久的に確保することとされたが、高齢化に伴い、医療費の増すうが見込まれる中で、将来にわたり安定的で持続可能な医療保険制度を構築するためには、制度設計者である国の責任において、医療費等の将来推計を適切に行った上で、医療保険制度全般の具体的な将来像とそこに向けた道筋を示すべきである。

特に、国民皆保険を支える国民健康保険制度の安定化は極めて重要な課題である。先般の制度改革後においても、各都道府県における追加公費の影響を明らかにするなど、引き続き制度の運営状況を検証し、財源の確保を含めた必要な措置を講じることにより、医療費の増すうに耐え得る財政基盤の確立を図っていく必要がある。その際には、各都道府県において安定的に制度運営を行えるよう、地域の特性に十分配慮する必要がある。

これらの事項の検討に当たっては、地方自治体や保険者などの関係団体等の納得と理解を得ていく必要がある。

国は、「経済財政運営と改革の基本方針2015」に基づき、保険者の医療費の適正化等に向けた取組を支援することを目的として、平成30年度から保険者努力支援制度を本格導入したが、令和2年度交付分から加減算双方向でのインセンティブ措置を導入するなど、制度の抜本的な強化を行った。

国は、今後も各指標の達成状況等を踏まえ、必要に応じて制度を見直すこととしているが、保険者は制度の評価指標や配点基準等を踏まえ事業に取り組んでおり、事前の周知もなく評価指標や配点基準等が変更された場合、保険者の取組が阻害されるおそれがある。法定外一般会計繰入の解消や特定健診等の実施率等については、新型コロナウイルス感染症により、また、後発医薬品の使用促進については供給不足を起因として影響が生じているため、評価指標については都道府県や区市町村の実施状況に配慮する必要がある。

令和2年度の全国の国民健康保険の医療費は、受診控え等により前年度より大幅に減少し、一方、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年度を上回る水準が見込まれる。都においても、令和2年度の医療費総額は大幅に減少したが、被保険者数の減にもかかわらず、令和3年度は大幅に増加するなど、これまでと異なる傾向となっている。

また、子供に係る均等割保険料軽減措置については、令和4年度から未就学児に係る均等割保険料を減額し、その減額相当額を公費で支援する制度が創設された。しかしながら、対象が未就学児にとどまっており、必要財源についても、地方交付税措置を講ずるとされているものの、都道府県や区市町村に負担を求めるものとなっており、国が全額責任をもって措置すべきである。令和3年6月の参議院厚生労働委員会における附帯決議を踏まえ、少子化対策の観点から18歳未満までの対象拡大や減額幅の更なる拡充を引き続き検討する必要がある。

< 具体的要求内容 >

- (1) 医療保険制度が将来にわたり安定的で持続可能なものとなるよう、医療費等の将来推計を適切に行った上で、医療保険制度全般の具体的な将来像とそこに向けた道筋を示すこと。
- (2) 国民健康保険制度については、制度改革における各都道府県への追加公費による影響を分析し明らかにするなど、引き続き制度の運営状況を検証した上で、必要な措置を講じ、今後の医療費の増すうに耐え得る財政基盤の強化を図っていくこと。その際に必要となる財源については、地方自治体に負担を転嫁することがないよう、国の責任において確保すること。
また、各都道府県において安定的な制度運営が行われるよう、地域の特性にも十分配慮したものとする。
- (3) 国と地方との協議の場における合意に基づく公費拡充については、令和5年度以降も確実に実行すること。
- (4) これらの事項の検討に当たっては、地方自治体や保険者などの関係団体等と十分協議すること。
- (5) 保険者努力支援制度の評価指標や配点基準等を変更する場合は、変更の考え方等を具体的かつ早期に示し、地方自治体と十分協議すること。特に新型コロナウイルス感染症や後発医薬品の供給不足により影響が生じる評価指標については都道府県や区市町村の実施状況に十分に配慮すること。
- (6) 新型コロナウイルス感染症や診療報酬の特例的な措置が国民健康保険の医療費の動向に与える影響について、国の責任で検証・分析を行ない明らかにするとともに、必要な措置を講じること。
- (7) 少子化対策として、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、子供に係る均等割保険料軽減措置を18歳未満まで対象拡大を図るとともに必要な費用を全額措置すること。

2 国民健康保険の財源確保等

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

- (1) 国民健康保険における地方独自の医療費助成制度に対する国庫支出金減額調整制度を全て廃止すること。
- (2) 年度間で医療費の変動が大きい場合に、国民健康保険財政が不安定とならないよう、必要な対応を行うこと。

<現状・課題>

子供医療費助成に係る国庫支出金の減額調整措置については、社会保障審議会医療保険部会において検討が行われ、自治体の少子化対策の取組を支援する観点から、平成30年度から、未就学児までを対象とする医療費助成については減額調整措置を行わないこととされたが、これ以外の地方単独医療費助成制度に対する減額調整措置は継続している。地方独自の医療費助成については、必要な受診機会の確保により対象者の保健の向上と福祉の増進とを図ることを目的としており、地方自治体が単独事業として取り組まざるを得ない状況にあるにもかかわらず、これを理由とする国庫支出金の減額は多額に上っており、国民健康保険の制度運営に大きな影響を及ぼしている。

国民健康保険事業費納付金算定における医療費の推計は、直近の実績を基に行うこととされているが、年度間の医療費の変動が大きいと適切な推計が困難となり、結果として納付金不足による基金の取り崩しが生じるなど、国保財政の運営が不安定となる。令和4年度より財政安定化基金に財政調整事業が追加されたが、積立の原資となる決算剰余金は、医療費の動向や国庫清算金の状況により、十分な額を安定的に確保出来ないことが想定される。一方、都に設置している財政安定化基金の特例基金（財政基盤強化分）については、現在、活用見込がない状況である。

<具体的要求内容>

- (1) 国民健康保険における未就学児までを対象とする子供医療費助成以外の地方独自の医療費助成制度に対する国庫支出金減額調整制度を直ちに廃止すること。
- (2) 近年の医療費の動向を踏まえ、国民健康保険事業費納付金算定における適切な医療費推計方法を示すこと。また、都道府県の国民健康保険財政の安定的な運営を図るため、国費による本体基金の積み増しを行うとともに、特例基金（財政基盤強化分）の執行残を納付金算定上の調整財源として活用可能とするなど、必要な対応を行うこと。

参 考

- 都及び区市町村単独の医療費助成制度に対する国庫支出金減額調整の状況（令和２年度 区市町村計）

国庫支出金減額調整額	1,883,550 千円

〔減額調整対象医療費助成制度〕

義務教育就学児医療費助成、ひとり親家庭医療費助成、
妊娠高血圧症候群等医療費助成、心身障害者医療費助成、
難病医療費助成、大気汚染関連疾病医療費助成

※ 国庫支出金減額調整額は、療養給付費等負担金分（負担割合３２％）の減額調整額である。

また、平成２９年度まで減額調整対象とされていた医療費助成制度に係る月遅れ請求分を含む。

- 都独自の医療費助成制度に対する国庫支出金減額調整に係る都費による補てん状況（令和２年度）

減額調整費合計	2,527,592 千円
心身障害者医療費助成制度	2,406,117 千円
難病医療費助成制度	17,681 千円
大気汚染医療費助成制度	103,794 千円

3 後期高齢者医療制度の財源確保等

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

- (1) 後期高齢者医療制度における保険料負担や財政安定化基金の在り方について考えを示すこと。
- (2) 窓口負担割合見直しに関する法施行に当たっては、地方自治体や保険者などの関係団体等と連携のうえ、十分協議し、被保険者に丁寧な説明と周知を図ること。今後、現行制度の更なる見直しを行う場合は、低所得者に十分配慮した制度の在り方を検討するとともに、必要な財源を確保すること。
- (3) 広域連合が安定した財政運営を行えるよう、調整交付金の算定方法等を見直すこと。

<現状・課題>

後期高齢者医療制度は、高齢化に伴う医療費の増大が見込まれる中で、高齢者と若年世代との負担の明確化等を図り、国民全体で支える仕組みとして、保険料、支援金、公費の負担割合が定められた。

財政安定化基金については、医療給付費の急激な上昇や保険料の収納不足により財源不足が生じた場合に、広域連合に交付又は貸付を行うことを目的として都道府県に設置されている。

国は、財政安定化基金の活用について、平成22年に高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正し、附則に、特例として当分の間保険料増加抑制のために活用できると定めたが、その活用については都道府県の判断に委ねており、その後、明確な考えは示していない。

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律では、高齢者医療制度の在り方については、必要に応じ、見直しに向けた検討を行う」とされた。

令和2年12月に閣議決定された全世代型社会保障改革の方針では、後期高齢者の自己負担の在り方について、現役世代の負担上昇を抑えながら、全ての世代が安心できる社会保障制度を構築するため、「後期高齢者（75歳以上、現役並み所得者は除く）であっても、一定所得以上の方について、その医療費の窓口負担割合を2割とし、それ以外の方は1割とする」ことが示され、この方針を踏まえ、法改正が行われ、令和4年10月1日に施行することが政令で定められた。

後期高齢者の窓口負担の見直しに関する法施行に当たっては、新たに2割負担となる対象や配慮措置の仕組み等について、地方自治体や保険者などの関係団体

等と連携のうえ、被保険者に丁寧な説明を行い、制度に対する理解を得ることが必要である。

今後、現行制度の更なる見直しを行う場合は、必要な医療への受診抑制につながることはないよう、低所得者に十分配慮した制度の在り方を検討するとともに、財源については、地方自治体に対し財政安定化基金による特例的な対応を求めるなど負担を転嫁することのないよう、国の責任において確保することが必要である。

さらに、後期高齢者医療制度における調整交付金は、都道府県単位で所得水準に応じ加減される仕組みとなっているが、わずかな所得額の変動が交付額に大きく影響するなど、広域連合の財政運営が不安定になっている。

<具体的要求内容>

(1) 後期高齢者医療制度における保険料負担や財政安定化基金の在り方について考えを示すこと。

(2) 窓口負担割合の見直しに関する法施行に当たっては、地方自治体や保険者などの関係団体等と連携のうえ、被保険者に丁寧な説明と周知を図ること。

今後、現行制度の更なる見直しを行う場合は、制度設計者である国の責任において、必要な医療への受診抑制につながることはないよう、低所得者に十分配慮した制度の在り方を検討するとともに、必要な財源については、国の責任において確保すること。

(3) 広域連合が安定した財政運営を行えるよう、国庫支出金の一部を都道府県の所得水準に応じて加減する調整交付金の算定方法等を見直すこと。

4 後期高齢者医療制度における老人福祉施設等所在地の財政負担について

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

後期高齢者医療制度における区市町村間の財政負担の均衡を図るため、施設所在地の区市町村の財政負担が生じないよう、財政調整の仕組みを構築すること。

<現状・課題>

広域連合が運営主体となっている後期高齢者医療制度においては、施設への入所等のため広域連合間で住所の移動があった場合に、前住所の広域連合が引き続き保険者となる住所地特例制度がある。

また、平成30年度からは、後期高齢者医療制度加入時に、施設への入所等により国民健康保険制度の住所地特例を受けている場合、その入所等が継続する間、前住所地の広域連合が引き続き保険者となる。

しかし、広域連合内の区市町村間の移動については、広域連合間の移動の際に適用される住所地特例制度のような仕組みがないため、老人福祉施設等が所在する区市町村では、他区市町村から入所している高齢者の定率公費負担分について財政負担が生じる。

施設所在地の財政負担の均衡を図るために、広域連合が独自に条例改正等により財政調整を行うことは、地方財政法に抵触するおそれがあるため、国による法改正が必要である。

<具体的要求内容>

後期高齢者医療制度における区市町村間の財政負担の均衡を図るため、住所地特例制度の対象とならない下記の場合について、施設所在地の区市町村の財政負担が生じないよう、法改正により財政調整の仕組みを構築すること。

- (1) 75歳以上の者が、老人福祉施設等への入所のために、広域連合内で区市町村をまたぐ移動をした場合
- (2) 75歳に達する前に、老人福祉施設等への入所のために、広域連合内で区市町村をまたぐ移動をした場合

6 障害者施策の推進

1 障害者・障害児の支援に関する法制度

(提案要求先 内閣府・厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

障害者・障害児の支援に係る法・制度について、障害者等の生活実態に即した効果的な仕組みとするとともに、円滑な運用を図ること。

<現状・課題>

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法における障害児支援の規定については、法附則において、その施行状況等を勘案しつつ検討を加え、必要な見直しを図ることとされている。

平成25年度に施行された障害者総合支援法は、施行から3年後となる平成28年度に一部改正法が成立、平成30年に施行され、障害者の望む地域生活の支援のため自立生活援助事業や就労定着支援事業の創設、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応のため居宅訪問型児童発達支援事業の創設や保育所等訪問支援事業の対象拡大が図られた。

令和4年度には国において障害者総合支援法の更なる見直しが行われる予定であり、関係団体ヒアリング等を踏まえて、令和4年半ばまでを目途に取りまとめることとしている。

高齢障害者が介護保険サービスを利用した場合に発生する利用者負担金については障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みが設けられたが、対象が65歳に達する日の前の5年間にわたり、相当する障害福祉サービスに係る支給決定を受けていることなどと限定されている。

障害者総合支援法に位置付けられている地域生活支援事業は、自立支援給付と相まって障害者を支える重要なサービスであり、今後とも必要に応じてメニューを充実させていくべきであるが、国の財源確保が不十分である。そのため、屋外での移動が困難な障害者の移動支援や盲ろう者への通訳・介助者派遣、青年・成人の障害者の交流・集団活動への支援など事業の充実、低所得者に係る利用者負担の軽減等、地域のニーズを踏まえて取り組んでいる都道府県や区市町村に大きな超過負担が生じている。

また、平成30年4月の報酬改定において、盲ろう者に対する同行援護の加算が新設され、同行援護の対象になじまない場合等は、同行援護の活用と合わせて地域生活支援事業である盲ろう者通訳・介助者派遣事業を推進することとされているが、大きな超過負担により、利用者のニーズを踏まえたサービス量の確保が困難となっている。

また国は、障害者総合支援事業費補助金により「障害福祉分野のICT導入モデル事業」及び「障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業」を実施していたが、令和3年度に引き続き、令和4年度においても、当初予算として財政措置

が講じられておらず、障害者に必要なサービスを提供する事業所等への支援が不十分である。

さらに、国は、令和４年度障害者総合福祉推進事業により、モデル事業の実施により得られた事例について効果検証を実施する予定だが、ＩＣＴやロボットの導入を効果的に進めるには、着実に効果検証を実施し、丁寧に情報提供していくことにより、事業者の取組を支援していくことが求められる。

子供の聴覚障害は、早期に補聴器の使用などの適切な支援を行うことで言葉の遅れなどを防止し、言語能力や生活能力等を高めると言われているが、障害者総合支援法に基づき支援を受けられるのは、身体障害者手帳の対象となる重度の難聴に限られている。

福祉型障害児入所施設の１８歳以上の入所者（以下「過齢児」という。）への対応について、障害児入所施設の指定を受けていることをもって障害者支援施設の指定を受けているとみなす、現行のみなし規定が令和５年度末まで延長されたが、国は「障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議」を設置し、令和３年８月には報告書が取りまとめられた。

都は、この報告書等を踏まえ、移行調整にかかる検討を開始しているが、強度行動障害などの障害特性等により移行調整は難航が見込まれるだけでなく、対象者を確実に地域移行させるには、地域資源や人材確保などの課題も多い。

障害者総合支援法附則第３条第３項によると、「政府は、障害者等の福祉に関する施策の実施状況、障害者等の経済的な状況等を踏まえ、就労の支援を含めた障害者等の所得の確保に係る施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされている。平成２５年度からの障害者基本計画（第３次）で「所得状況の把握について改善を検討する」とされていたが、平成３０年度からの５年間を計画期間とする障害者基本計画（第４次）では「障害者の所得状況を定期的に把握する」とされ、具体的な検討や措置が行われていない。

身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）に基づく精神障害者保健福祉手帳について、国は、平成３１年３月末に省令改正を行い、これまで省令に規定していた手帳の様式を削除するとともに、部長通知においてカード形式と紙の様式を示し、本人が希望する場合には新たにカード形式の手帳を交付できることとした。本通知は技術的助言であるにもかかわらず、カードの形状や材質、偽造防止対策の方法など国が示す仕様を遵守することとしており、事実上の義務付けとなっているが、これに伴う財源措置は講じられていない。また、手帳の提示によって各種減免・割引を行っている公共交通機関や行政機関等の関係機関との協議も不十分である。

知的障害者・児に対する療育手帳については、昭和４８年厚生事務次官通知等に基づき各都道府県等が知的障害の判定等を実施しているが、法律上の位置付けがない。また、知的障害の定義や療育手帳該当と判定する際の基準が明示されていないため、自治体ごとの運用に違いが生じている。

特別児童扶養手当の受給資格の認定事務は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律により、都道府県と区市町村が法定受託事務として実施している。申請に

当たっては、請求者が、区市町村長に診断書等の添付書類とともに認定を請求し、都道府県が審査や国への報告等を行った後、国が個人への支払等を行っている。

また、身体障害者手帳の申請は、身体障害者福祉法施行令により、福祉事務所長、町村長を経由して行わなければならないとされており、申請に当たっては、申請書のほか、診断書・意見書等を添付する必要がある。

精神保健福祉法施行令及び障害者総合支援法施行令により、精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（以下「精神障害者保健福祉手帳等」という。）の申請は、区市町村を経由して行わなければならないとされており、申請に当たっては、申請書のほかに診断書・意見書等を添付の上、本人確認を行う必要がある。

都は、これらの業務の円滑な実施のため、受給者情報や支払記録等の管理及び各種交付書類の発行等を行う独自システムを構築しているが、申請等の行政手続を電子化し、都民の利便性の向上を図る必要がある。また、特別児童扶養手当認定請求書、身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳等の申請書は特定個人情報であるほか、添付書類には要配慮個人情報が含まれることから、電子メールによる申請とすることは適切ではなく、個人情報の保護等に配慮した専用のシステム構築が必要である。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正障害者差別解消法」という。）については、令和3年6月、公布され、施行に向けて関係団体へのヒアリング等が行われている。

改正障害者差別解消法では、新たに、国及び地方公共団体の連携協力の責務が追加されたが、詳細が不明で、国、都道府県及び区市町村の役割分担も明確でない。

また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）に、「障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項」を追加したが、地方公共団体による支援措置の内容が示されていない。

さらに、国及び地方公共団体が、障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成・確保する責務が明確化されたが、人材の確保・定着・育成に向けた具体策やノウハウは示されていない。

加えて、地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供に努めるものとされたが、情報共有や協議の場である「障害者差別解消支援地域協議会」について、開催に必要な財源を確保できず、事例の蓄積や共有が進まないおそれがある。

< 具体的要求内容 >

- （１）制度改正に当たっては、実施状況や地方自治体の意見を十分に踏まえた上で、障害者の生活実態に即した効果的な仕組みとするとともに、障害者（児）、その家族等への周知のための期間や事業運営の準備期間が適切に確保できるよう、早期にその具体的内容を地方自治体や事業者等に提示すること。

さらに、後年度負担を考慮した十分な財源を確保し、安定的な制度とするとともに、法施行に伴う経費について、十分な財源措置を講じること。

- （２）利用者負担については、高齢障害者の利用者負担軽減制度が創設されたが、特定疾病により65歳未満で介護保険が優先して適用される障害者は対象外

となるなど対象が限定的であることから、今後とも必要に応じた軽減措置を検討すること。

- (3) 地域生活支援事業のうち「地域生活支援促進事業」については、5割等の補助率が確保されているものの、その他の事業についても、事業の充実に取り組む都道府県や区市町村に超過負担が大きく生じている実態を踏まえるとともに、事業メニューの追加、個別補助事業からの移行、低所得者に係る利用者負担の軽減なども考慮した上で、十分な予算措置を講じること。

また、国庫補助対象となる事業メニューの見直しについて、早期に情報提供を行うとともに、廃止に当たっては、実施率だけではなく事業の実態や見直しによる影響を十分に考慮する一方、採択に当たっては、年代ごとに異なる利用者の社会参加のニーズや地方自治体での取組状況等を反映すること。

また、移動支援事業は、単独での外出が困難な障害者には必ず必要となるサービスであり、平成23年10月からは重度視覚障害者の同行援護については個別給付化が図られてはいるが、移動支援についても個別給付化を行うこと。また、個別給付化に当たっては、自治体に超過負担が発生しないよう十分な財政措置を講じること。

- (4) 障害者総合支援事業費補助金について、障害福祉分野におけるICT・ロボット等の導入を支援するための財政措置を講じるとともに、モデル事業の効果検証を着実に実施し、得られた効果の具体的内容を地方自治体や事業者等に提示すること。
- (5) 障害者総合支援法に基づく支援の対象とならない難聴児に対して、国として補聴器の購入費助成など適切な支援を行うこと。
- (6) 福祉型障害児入所施設に入所している過齢児が障害者支援施設やグループホーム等に円滑に移行できるよう、移行先の調整・受け皿整備の有効な方策を具体的に整理すること。ただし、関係者が最大限の努力を継続してもなお移行先が決まらないまま退所を迫られることがないように、地方自治体の検討状況も踏まえた上で、経過措置の取扱いなど、適切に必要な措置を講じること。
- (7) 障害者総合支援法附則第3条第3項の趣旨を踏まえ、就労の支援を含めた障害者等の所得の確保に係る施策の在り方について検討を進め、必要な措置を講じること。
- (8) カード形式の障害者手帳の交付が可能となったことについて、国民や事業者団体等の関係機関に対し制度改正の内容が正しく理解されるよう、国の責任において丁寧に説明・周知すること。また、国が示す仕様でのカード形式の手帳の発行等に必要な財源措置を講じること。
- (9) 自治体や関係者等の意見を踏まえた上で、知的障害者福祉法において、知的障害の定義及び療育手帳制度を規定すること。
- (10) 特別児童扶養手当、身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳等の電子申請に係る専用システムを国の責任において構築すること。また、各都道府県・区市町村において既存システムの改修が必要となる場合、不交付団体も含めた確実な財政措置を講ずるとともに、申請書に添付される診断書の真正性を確保するための方策を講ずること。
- (11) 改正障害者差別解消法については、国、都道府県及び区市町村の意見を十

分に踏まえた上で役割分担を明確にし、連携・協力体制の仕組みを整備すること。

また、基本方針に盛り込まれる「障害を理由とする差別を解消するための支援措置」について、具体的な内容を明らかにするとともに、障害を理由とする差別を解消するための情報収集、整理及び提供に必要な財源措置を行うこと。

さらに、障害を理由とする差別に関する相談に対応する相談員の専門性の向上を図るため、研修や連絡会を開催するなど、人材の育成を支援するとともに、必要な財源を措置すること。

2 障害福祉サービス基盤整備

(提案要求先 厚生労働省・財務省)
(都所管局 福祉保健局)

障害者（児）の地域生活基盤の整備促進のため、地方自治体ごとの人口規模、地域の整備状況等を勘案した国庫補助制度とするとともに、関係法令上の取扱いについて関係省庁との調整を図ること。

また、国有地の柔軟な活用を図る制度とすること。

<現状・課題>

都では、障害者・障害児施策推進計画において、障害者の地域生活移行の推進や障害児への支援の充実のため、「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」を策定し、グループホーム、通所施設、児童発達支援センターや主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所等の地域生活基盤の整備を進めている。

また、老朽化による改築、一定年数を経過し使用に耐えなくなった設備等の更新や、入所者の生活環境改善のための、大規模修繕も行う必要がある。

国は、令和2年12月11日に「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を閣議決定し令和2年度第三次補正予算から予算措置を行っているが、近年、多くの自然災害が発生していることを踏まえ、引き続き移転改築を含めた防災・減災対策を実施していく必要がある。

こうした基盤の整備に際し、国庫補助制度を活用しているが、当初予算が十分に確保されておらず、平成29年度からは国庫負担が1億円以上の協議案件などについて内示額を減ずる措置が実施されているため、計画や施設の状況を踏まえた施設整備が困難な状況となっている。また、令和3年度後半に入り、コロナや社会情勢を起因とした資材高騰等が続き建設費が高騰しており、国への補助協議時からの建設費の乖離が大きいことから、資金計画や建物の計画の大幅な変更を余儀なくされている。

なお、補正予算においても補助協議が行われているものの、内示時期が年度末となり、予算の繰越を前提としても、工期が1年以内の案件に協議対象を限らざるを得ない。また、近年、防災減災対策については、補正予算による措置のみとなっており、改築等の工期が長いものは協議が困難となっている。さらに、令和3年度補正予算においては、一般整備分の予算措置は行われなかったため、多くの案件で協議が行われなかった。

耐震性の低い施設の改築等については、これまで社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金により対応してきたが、平成26年度末で終了した。

令和2年度からの社会福祉施設等施設整備費では、障害者支援施設等におけるウイルス感染症等の拡大防止の観点から、多床室を区切り、入所者を空間的に隔離するための個室化を行う大規模修繕等事業が可能となった。個室化に当たり、居室の面積など設備基準を満たすために、増築が必要な場合もあるが、社会福祉施設等施設整備費において、定員の増員を伴わない増築は認められていない。

国庫補助制度は、国への協議時期が着工の前年度となっているなど、特にグループホームの創設、防火対策などに当たっては、工期が短いため活用しづらい。

国有地の活用については、新成長戦略により、地方自治体だけでなく社会福祉法人も、国から直接国有地を借りることができるようになったが、依然として社会福祉法人以外の民間事業者は転貸でしか活用できない状況である。また、国は、介護施設を整備する場合に限り、貸付料の減額を行うようになったが、その他の分野は減額対象とされていないため、他地域と比較して特に地価の高い都においては、活用が図りにくく、施設整備の促進につながりにくい。

区市町村からも、貸付料の減額、国から事業者への直接貸付けを可能とすること、未利用地だけでなく将来的に利用が終了する国有地の情報の早期提供を求める意見が多い。保育・介護分野については、未利用国有地等の情報提供がされるようになったが、その他の分野には情報提供がされていない。

< 具体的要求内容 >

- (1) 障害者の地域生活への移行を推進し、障害児への支援を充実していくために、障害福祉計画に位置付けられている施設の整備は極めて重要である。また、施設の生活環境改善のための改築や修繕も不可欠である。そのため、必要な財源を確保し、地方自治体ごとの人口規模、地域の整備状況等を勘案して配分すること。
- (2) とりわけ、コロナ等を起因とした建設費の高騰も踏まえ、社会情勢に即した補助額とするとともに、計画変更も含め複数年の工期にも対応できるよう、当初予算において必要な財源を確保すること。
- (3) 障害者支援施設については、地域特性、施設の設置状況を踏まえ、真に必要な場合には新規創設も引き続き整備費補助を行うこと。
- (4) 障害者（児）施設の更なる耐震化、老朽化による改築や都市計画法に基づく災害レッドゾーン等からの移転改築の整備促進を図るため、社会福祉施設等施設整備費とは別に、創設、改築など工期の長い案件にも対応できる新たな交付金を創設するなど、必要な財源を確保すること。
- (5) 感染症対策など利用者の安全確保に必要な場合には、定員増を伴わない増築も可能となるよう、社会福祉施設等施設整備費の補助対象を見直すこと。
- (6) グループホーム等は「社会福祉施設等施設整備費」等の対象となっているが、整備規模、協議日程等は速やかに整備が行えるよう活用しやすい制度とすること。
- (7) 国有地に低廉な価格で社会福祉施設を整備することができるよう、介護施設と同様、貸付料の減額を行うこと。また、社会福祉法人以外の民間事業者へ直接貸し付けるなど、柔軟な貸付けの仕組みを構築すること。さらに、計

画的に社会福祉施設の整備を行うことができるよう、現在利用可能な国有地の情報だけでなく、将来利用可能となる情報についても、保育・介護分野における情報提供と同様、早期に提供すること。

参 考

○整備費制度比較

【グループホーム分】

区分		社会福祉施設等 施設整備事業 (国庫事業)	障害者通所施設等 整備費補助 (都単独事業)			
補助対象法人格		社会福祉法人等	全ての法人格			
建築等	補助内容	創設・改修	創設・改修			
	補助基準額	26,100千円(創設)	32,000 千円	消防加算	重度加算	防犯加算
		10,000千円(改修)		4,500千円 (6項ロ) 1,200千円 (6項ハ)	6,000千円	500千円
	補助率	国:1/2 都:1/4 事業者:1/4	(特別助成の場合) 都:7/8 事業者:1/8			
	補助対象物件	自己所有・賃貸物件	自己所有・賃貸物件			
備品等	補助対象内容	—	1件当たり10万円以上			
	補助基準額	—	1,000千円			
	補助率	—	(特別助成の場合) 都:7/8 事業者:1/8			
協議時期		着工の前年度	当該年度			
		(令和4年度分) 国: 内示 令和4年6月頃	(令和4年度分) 都:書類提出日 令和4年6月、9月 年2回実施			

※令和3年度単価

3 障害者の地域生活の実現のための報酬の改善

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

障害者を支える人材確保、良質なサービス提供のため、サービス全般にわたり基本的な報酬の改善・財源確保等を行うこと。

<現状・課題>

令和3年4月の報酬改定では、福祉・介護職員の人材確保・処遇改善にも配慮しつつ、感染症等への対応力強化等を踏まえ、全体の改定率は0.56パーセントの増となった。(うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための、令和3年9月末までの0.05パーセントを含む)

令和3年4月改定により、基本報酬や各種加算の見直し、障害福祉人材の処遇改善について一定の改善が図られた。また、障害福祉人材の収入を3%程度引き上げるための福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の制度が令和4年2月から実施され、令和4年10月からは福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算に引き継がれることになっている。

しかしながら、本加算の要件は、当該特例交付金同様、処遇改善の加算算定としないサービスや職種があり、障害福祉・介護分野に関わる職員全体の処遇改善には不十分である。

福祉分野においては、有効求人倍率や離職率が高く、人材の確保・定着や計画的な人材育成が難しい状況にあり、質の高い福祉サービスの提供のために、質の高い人材を安定的に確保していくことは喫緊の課題であるが、障害福祉サービス等を担う福祉人材の確保・育成・定着への取組については、介護保険サービス・保育サービスに比べても、国の支援が不十分である。

障害福祉サービスの地域区分については、原則として国家公務員の地域手当の設定に準拠しているが、人件費、物件費等が高額である大都市の実情を適切に反映していない。

計画相談支援・障害児相談支援については、令和3年度の報酬改定において、質の高い相談支援を提供するため、基本報酬の充実や従来評価されていなかった相談支援業務の新たな評価等、報酬体系が見直されたが、事業が安定的に実施できるよう基本報酬等を充実する声も多いため、引き続き効果検証が必要である。また、相談支援等において、ピアサポートの専門性について、障害者ピアサポート研修事業の修了等の一定の要件を満たす事業所を加算として評価することが盛り込まれ、都道府県においては、早期に障害者ピアサポート研修事業を実施することが求められた。こうした中、国は、令和3年度に「障害者ピアサポート研修事業」の講師養成のためのカリキュラムを活用した研修を試行的に実施し、カリキュラムの効果測定やガイドブックの開発を行った。また、令和4年度から「障害者ピアサポート研修事業に係る指導者養成研修」において、行政職員、障害当事者、専門職等の都道府県における研修事業の中心的な役割を担う者の養成を開

始する予定であるが、これらにより都道府県が研修の充実や質の高いピアサポート活動の取組の支援向上を図っていくことが重要である。

訪問系サービスについては、政令で国庫負担の上限が定められているため、令和3年度において、都内の区市町村では、約78億円の超過額が生じており、都内区市町村がいわば国の肩代りを行った額は、約35億円となっている。令和3年度の報酬改定で、国庫負担基準の見直し等が行われたが、依然として区市町村の超過負担が解消されないことは明らかであり、サービスの利用制限も生じかねない。

共同生活援助（グループホーム）については、地域移行を進める観点から、医療的ケアが必要な障害者、強度行動障害者、高齢重度障害者等、重度の障害者に対して十分な支援を行えるようにする必要がある。令和3年度の報酬改定により、グループホームにおける障害者の重度化・高齢化への対応として、重度障害者支援加算の対象者の拡大、医療的ケア対応支援加算の創設、強度行動障害者体験利用加算の創設、日中サービス支援型の基本報酬の見直しなどが行われたが、特別な支援を必要とする重度の障害者の地域移行等を進め、より質の高いサービスを行うためには、更なる職員配置の充実が必要である。

また、第2期障害児福祉計画の国指針において、主たる利用者を重症心身障害児（者）とする児童発達支援及び放課後等デイサービスの提供体制の整備が定められたが、報酬が十分でないなどの理由から、地域における提供体制が不足している状況である。保育所等訪問支援については、令和3年度の報酬改定において、一定の改善が図られたが、業務の実態に即した評価となっているか引き続き検証が必要であるとともに、事業の利用が進むよう支援の専門性の向上や事業の認知が課題となっている。

放課後等デイサービスについては、基本報酬が減額となる一方、令和3年度の報酬改定において、児童の状態像に応じた指標該当児の割合により決定する報酬区分を廃止するなどの見直しが行われたが、新たに創設された専門的支援加算では、これまで児童指導員等加配加算Ⅱとして認められていた5年を経験した保育士や児童指導員について、放課後等デイサービスでは認められず、不合理な改定により事業者の混乱を招くなど、サービスの質への影響が懸念される。

国は、令和3年10月、障害児通所支援の在り方検討報告書において、次期報酬改定に向け、人員基準や報酬の在り方を検討することとしているが、都はこれに先立ち、経験豊富な職員の配置など、質の向上に取り組む事業所を支援する都型放課後等デイサービス事業を開始した。

重症心身障害児（者）や医療的ケア児を対象とした放課後等デイサービスでは、専門的知識や経験とともに高い支援技術が求められることから、受け入れられる事業所が増加せず、診療報酬での評価などの支援策が必要である。医療的ケアが必要な重度障害児・者を受け入れる事業所においては、必要な看護職員の加配を行っているにも関わらず、利用者の欠席率が多く、安定的な運営に苦慮している。

児童発達支援センターは、児童発達支援を利用する障害児やその家族に対する支援を行うほか、施設の有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な施設としての役割が求められているが、支援の在り方やサービス内容についても

課題があるほか、その機能を果たすために十分な財源措置が講じられていない。

重度心身障害児（者）や医療的ケア児（者）については、令和３年度報酬改定において、医療的ケアの受入れが進むような支援策を講じているが、未だ十分ではなく、通所事業所においても多機能型事業所の利用定員は５人以上であるのに対し、生活介護単独事業所では２０人以上となっており、整備を行う上での課題となっている。また、在宅生活を支える訪問看護や短期入所も不足しており、整備の促進が必要である。

医療的ケア児については、令和３年９月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、都では令和４年度に医療的ケア児支援センターを設置し、区市町村や民間の医療的ケア児コーディネーターと連携しながら支援を進めていく。

しかし、医療的ケア児が地域で暮らすための社会資源や、人材の確保・育成は未だ不十分な状況であり、今後、医療的ケア児支援センターや医療的ケア児コーディネーターがその役割や機能を十分に発揮するためには、社会資源の充実や人材確保・育成のための十分な財源措置が必要である。

医療的ケア児コーディネーターは、医療的ケア児のサービス等利用計画の作成のみならず、地域での生活のキーパーソンとして、支援に関わる保健、医療、福祉、子育て、教育等の関係機関との連携や地域に必要なサービスの調整を求められているが、これらは報酬で評価されておらず、医療的ケア児コーディネーターの資格を有している者が十分に活躍できていない。

福祉型障害児入所施設については、令和３年度報酬改定において、人員配置基準の見直しやソーシャルワーカーを配置した場合の報酬上の評価などの見直しが行われたが、地域と連携した支援を専門的に行うソーシャルワーカーを専任で配置することが必要であり、計画的な配置に向けた人材の確保についての課題がある。

精神障害者の地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）については、令和３年度の障害福祉サービスの報酬改定により、前年度実績など一定の要件を満たす事業所での単価等が新たに設定されたが、従来から設定されている単価の見直しが十分ではない。

障害者支援施設では、入所者の重度化・高齢化が進んでおり、介護量の増加や通院の付添いに対応する手厚い職員体制、医療的ケアや看取りケアに対応する医療体制の確保が必要となっている。令和３年度の報酬改定において常勤看護職員等配置加算や重度障害者支援加算等の充実が図られたが、増大する支援に見合う職員の配置や医療体制を確保するための医師の配置等への報酬上の評価は不十分である。また、訪問看護等の地域の医療資源が活用できる体制にもなっていない。

< 具体的要求内容 >

- （１）報酬単価の設定に当たっては、人件費、物件費等（特に土地建物取得費、賃借料）が高額である大都市の実情を地域区分やその上乗せ割合として適切に反映させること。

さらに、職員の処遇改善につながるよう、処遇改善に係る加算については、

対象サービスや職種を限定しない対応をするとともに、職員の確保・育成・定着に向けた取組への支援を行うため、地域医療介護総合確保基金事業のような総合的・体系的な支援策を提示し、併せて必要な財源の確保を図ること。

- (2) 計画相談支援・障害児相談支援については、令和3年度の報酬改定の効果を検証し、引き続き、必要に応じて報酬体系の見直しについて検討すること。

特に障害児相談支援については、障害児通所支援の利用者に限らず、発達の子供になる子供を含む障害児やその家族に対する支援も含めた制度とするよう改善を図ること。

また、区市町村が実施する相談支援事業や、都道府県が実施する研修について、十分な財源措置を講じること。

また、相談支援専門員の資格要件については、5年度ごとに現任研修を修了することとされているが、やむを得ない事情で修了できなかった場合、資格を失効せずに翌年度の現任研修を受講できるようにするなど、実情に応じた見直しを行うこと。

今後、都道府県が「障害者ピアサポート研修事業」の充実を図っていくことができるよう、「障害者ピアサポート研修事業に係る指導者養成研修」においては、各障害領域のピアサポート活動の実態を踏まえ、ピアサポート活動の一層の推進に繋がる視点を盛り込んで実施するとともに、取組の工夫や課題の共有に向けた支援を実施すること。

- (3) 訪問系サービスについては、重度障害者の地域での自立生活を保障するために長時間サービスを提供している地方自治体が超過負担を強いられることのないよう、区市町村の支給決定を尊重し、区市町村が支弁した費用額の2分の1を国が負担すること。

また、「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業」の実施に当たっては、国庫負担基準総額のかさ上げ率について、重度障害者の割合に応じたきめ細かな率を設定するとともに、更なるかさ上げを行うこと。さらに、従前どおり特別区を対象とするとともに、人口や財政力に応じた削減を行わないこと。

- (4) 重度訪問介護の報酬単価については、事業の実態に即して改善すること。

また、入院中の重度訪問介護の利用については、障害支援区分6の者のみを対象としているが、対象者要件を見直すこと。

- (5) 障害の重度化や高齢化を踏まえて職員を手厚く配置する事業者が充実した支援を行えるよう、グループホームについて、事業者が、利用者の状況や意向に沿った適切なサービスの提供や、夜間に十分な安全支援体制の確保を行うことができるよう、入院時加算や日中支援加算などを充実させること。また、夜間支援等体制加算については、令和3年度の報酬改定にて見直しが行われたが、事業者が質の高いサービスを提供できるよう、加算の充実を図ること。

- (6) グループホームの職員配置基準を見直すとともに、グループホームの運営体制を適切に評価し、基本報酬を充実すること。

- (7) 障害児入所施設については、令和3年度より、施設入所や地域移行の際など、地域と連携した支援を専門的に行うソーシャルワーカーの配置が評価さ

れることとなったが、福祉型障害児入所施設においてソーシャルワーカーの計画的な配置ができるよう、人材育成等の更なる支援策を講じること。

- (8) 障害者支援施設及び生活介護事業所において、利用者の重度化・高齢化に対応した手厚いケアが提供できるよう、生活介護における人員配置体制加算Ⅰを上回る職員配置をした場合の報酬上の評価を行うこと。

また、医療的ケアや看取りケアに対応できるよう医療体制の確保に配慮した報酬とするとともに、必要に応じて訪問看護の導入等の外部資源の活用により体制の充実を図れるようにすること。

- (9) 主たる利用者を重症心身障害児とする児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、利用者の障害特性に配慮し、サービス提供の実態に即した報酬水準に改善すること。
- (10) 主たる利用者を重症心身障害児以外とする児童発達支援及び放課後等デイサービスについても、今後の医療的ケア児の受入れ状況等の実態を踏まえて、受入れが進むよう必要な支援策を講じること。
- (11) 放課後等デイサービスにおける専門的支援加算については、専門性の確保や人材の確保、それによる質を確保するため、児童福祉事業に5年以上従事した保育士・児童指導員についても対象とすること。さらに、都型放課後等デイサービス事業の対象事業所のようにサービスの質の向上に取り組む事業所を、報酬上適切に評価すること。
- (12) 重症心身障害者を対象とする通所事業所の整備を進めるために、主たる利用者を重症心身障害者とする生活介護について、令和3年度報酬の見直しがあったが、引き続き検証を行い、サービス提供の実態に即した報酬水準とするとともに、児童発達支援等と同様に定員5名以上での事業運営が可能となるよう、基準を見直すこと。
- (13) 多くの重症心身障害児（者）や医療的ケア児（者）が在宅で生活している実態を踏まえ、可能な限り家族と在宅で生活を継続できるよう、訪問看護、短期入所等必要な事業への支援の充実を図ること。
- (14) 医療的ケア児コーディネーター養成研修を修了した者が、医療的ケア児の心身の状況に応じた保健、医療、障害福祉、教育等の各関連分野の支援を総合的に調整する役割が担えるよう、業務の実態に即した適切な報酬上の評価を行うこと。
- (15) 保育所等訪問支援については、保育所等の一般的な子育て支援施策における障害児の受入れが進むよう、事業について広く周知を図るとともに、支援の専門性について明確な基準を示すこと。また、改定後の報酬について、引き続き検証を行い、必要に応じて見直しを行うこと。
- (16) 児童発達支援センターが、専門職員を配置し、相談支援体制の確保や他の施設への助言等を行うなど、地域の中核的な施設としての役割を十分に果たせるよう報酬の充実を図ること。
- (17) 精神障害者の地域移行支援・地域定着支援に係る報酬単価の更なる充実を図ること。特に、地域移行支援における体験宿泊や、地域定着支援における緊急時の滞在型支援について、実態に即した居室確保の助成を行うとともに、体験宿泊加算の利用可能な日数について、弾力的な運用を認めること。

また、令和３年度の報酬改定により新たな基本報酬が設定された地域移行支援サービス費や新設されたピアサポートの加算については、評価・検証を行い、必要に応じて見直しを行うこと。

４ 就労支援の充実

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

就労・定着支援体制の強化に向けて、地域の関係機関の連携を確保するための効果的な取組を行うこと。

また、工賃水準向上への支援策を充実し、併せて区市町村も実施主体として取り組めるよう、財政支援を行うこと。

<現状・課題>

障害者の雇用・就業等については、平成３０年４月１日から法定雇用率の算定基礎の対象に新たに精神障害者が加わるとともに法定雇用率が２．２パーセントに上げられ、令和３年３月に、さらに２．３パーセントまで上げられた。

都内の民間企業の雇用障害者数は過去最高となり、障害者雇用率は２．０９パーセントとなったものの依然として法定雇用率を下回る等、厳しい状況が続いており、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、令和２年度に大きく落ち込んだ東京のハローワークにおける障害者の就職件数がコロナ以前の水準に回復しないなど雇用の冷え込みも懸念されることから、今後も就労支援の取組を強化する必要がある。さらに、雇用障害者数の増加に伴い、就労後の定着支援等の必要性も年々高まっている。

現在、国においては、「障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会報告書」において、就労アセスメントの在り方や、障害者就労支援人材の育成・確保、及び就労支援体系の在り方等の方向性が示されている。人材育成・確保等については、地方自治体が独自に実施する研修等の取組も踏まえて効果的な施策を検討する必要がある。また、雇用と福祉の切れ目ない連携による新たな就労支援体系を構築し、障害者雇用の一層の拡大と就労・定着支援の充実を図るためには、区市町村障害者就労支援センターをはじめとする多様な就労支援機関の連携体制の構築や、連携を担う専門人材の育成等就労支援機関の支援力向上と体制強化が必要である。

また、同報告書では、雇用と福祉の分野横断的な基礎的知識・スキルを付与する研修の実施について言及されており、幅広い者が受講できるよう門戸を広げるべきであるとされている。

さらに、同報告書においては、医療分野と就労支援機関等との連携についても言及されているが、医療機関側の就労支援に対する取組が評価される仕組みがなく、連携が限定的にならざるを得ないことが課題である。

企業における障害者雇用を促進し、また、職場定着を図るため、障害者雇用を

支援する制度が設けられるなど、障害者雇用の推進に向けた環境整備が進む中、情報通信技術の発達や働き方の多様化などにより、今後、在宅勤務などで仕事に従事する障害者が増えることが想定される。現行制度では、勤務中は障害福祉サービスを利用することができないため、日常生活の支援が必要な障害者は、企業からの支援がない場合に、勤務が困難になるなどの事例が生じており、支援の在り方が課題となっている。

福祉的就労については、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響による発注の減少等に伴い生産活動が停滞し、新たな生産活動への転換等を実施した事業所に対し、国制度を活用しながら、都は生産活動拡大支援事業により、支援を行っているが、新型コロナウイルス感染症の影響は大きく、福祉施設を取り巻く状況を踏まえた上で、更なる支援を行う必要がある。また、区市町村によっては、複数の事業所が共同で仕事を請け負う共同受注ネットワークの運営や事業所の経営改善支援を行っている。今後も事業所や区市町村の実情に応じて、工賃向上のための支援が必要である。

就労継続支援など就労系サービスは、令和3年度の報酬改定において、障害者の希望や能力、適性に応じた効果的な就労支援に向けて、前回改定で導入した実績に応じた報酬体系の更なる見直しを行うとともに、支援効果を高める取組の評価や多様な就労支援ニーズへの対応等が行われた。

就労継続支援B型事業所は就労・訓練の場であるが、利用期間が長期化して高齢となったり障害が重度化した結果、本来の目的である就労・訓練が難しくなっている障害者も利用している。そのような利用者の移行先について、適切なサービスがない場合がある。

就労移行支援事業等の在宅利用は、在宅でのサービス利用を希望するものであって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると区市町村が判断した場合に限られる。また、令和3年に在宅でのサービス利用にかかるガイドラインが示されたことも踏まえ、支援の質を確保していくことが必要である。

< 具体的要求内容 >

- (1) 障害者の就労・定着支援をより効果的に推進するため、ハローワーク、区市町村、就労支援機関や医療機関等の関係機関とのネットワークの充実強化及び地域障害者職業センター等による人材育成の一層の充実に努めること。

雇用と福祉の両分野の知識等を付与する研修等の実施に当たっては、障害者就業・生活支援センターや就労系サービス事業所のみならず、区市町村障害者就労支援センター等、障害者支援に関わる関係機関支援員に十分な受講機会を確保すること。また、自治体独自に実施する研修とのタイアップや、自治体が自ら実施する専門人材の育成研修について、予算措置を講じること。

さらに、医療機関による就労支援機関等との連携が、診療報酬上、評価される仕組みを検討すること。

- (2) 重度障害者等の就労について、令和2年度に障害者雇用納付金制度に基づく助成金が拡充されたほか、令和3年度から新たに地域生活支援促進事業として「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」が位置付けられたが、引き続き、自治体の意見や福祉施策と労働施策との役割分担を踏

まえ、障害者がより働きやすい社会を実現する観点から支援の在り方について検討し、検討状況等を適宜速やかに示すとともに必要な措置を講じること。また、具体的な取組事例を収集・整理し、幅広く共有して取組が広がるようにするとともに、必要に応じて簡素化などの見直しを行うこと。

- (3) 福祉施設に対する新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、更なる支援を検討すること。また、福祉施設を取り巻く状況を踏まえた上で、工賃水準向上への支援策を充実させ、区市町村が地域の実情に応じて主体的に実施する共同受注ネットワークの支援や経営コンサルタントの派遣などに財政支援を行うこと。
- (4) 就労継続支援など就労系サービスは、令和3年4月の報酬改定から実績に応じた基本報酬の設定とともに、利用者の就労や生産活動等への参加等をもって一律に評価する設定も可能設定となったが、新設された加算の取得状況も踏まえ、報酬改定の効果や事業所運営への影響について、十分な検証を行うこと。
- (5) 就労継続支援B型事業所における利用者の現状を把握した上で、高齢化や障害の重度化等に伴い就労・訓練が困難になった利用者の移行先が確保できるよう、日中活動系サービスの在り方について検討すること。
- (6) 就労移行支援事業等における在宅訓練・勤務に関して、本来の就労移行支援事業等の目的が損なわれないよう、支援の質の担保について、検証を行い、必要な措置を講じること。

参 考

(1) 「工賃向上計画」による福祉的就労の底上げ

障害者が地域で経済的にも自立して生活するためには、一般就労への移行支援のみならず、福祉施設等における工賃水準の向上を図ることが重要である。

このため、平成19年度から「工賃倍増計画支援事業」を創設し、都道府県ごとに工賃の倍増を図るための具体的な方策を定めた「工賃倍増計画」が策定されることとなり、5年後の平成23年度には現状の工賃の倍増を目指すこととされた。

平成24年度以降は3年毎に、都道府県及び事業所による「工賃向上計画」の策定及び「工賃向上計画支援等事業」の実施により、目標達成に向けた取組等を奨励し、工賃向上に資する取組を計画的に進めることとされた。

また、令和3年度以降の3か年についても、これまでの実績を踏まえた上で新たに「工賃向上計画」を策定し、引き続き工賃向上に向けて取り組むこととされた。

「工賃向上計画支援等事業」において、都道府県が取り組む具体的方策としては、経営コンサルタントの派遣等による事業所の生産活動の経営改善支援、共同受注窓口を活用した品質向上支援、事業所・共同受注窓口職員の人材育成のための研修等の実施及び共同受注窓口による事業所が提供する物品等の情報提供体制の構築等に係る事業などが掲げられている。

5 精神科医療等の充実

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局・病院経営本部)

精神科医療を充実させるため、診療報酬の改善を図るとともに、精神障害者に対する各種福祉サービスを拡充すること。

<現状・課題>

精神疾患は統合失調症やうつ病、認知症など症状が多様であるほか、発症や病状の変化に本人や周囲も気づきにくいといった特徴もある。このため、患者が病状に応じて早期に適切な治療が受けられるよう、精神科だけでなく一般診療科医療機関に加え、保健、福祉等の地域の様々な機関が参画した医療連携体制の構築が必要である。

都では治療抵抗性統合失調症治療薬等の専門的治療に関する助言を行う取組を実施予定だが、難治性の精神疾患を有する患者が地域で安心して生活するため、地域における支援体制の構築に対する十分な財源措置が講じられていない。

アウトリーチについては、平成30年度診療報酬改定において、「精神科在宅患者支援管理料」が新設され、一定の評価の充実が図られたが、集中的な支援を必要とする重症患者等に対しては、引き続き24時間往診体制等が要件となっているなど、医療機関の負担が大きい。

精神身体合併症医療については、救命救急入院料を算定する病棟と精神科救急入院料を算定する病棟間の連携などに関して、診療報酬上の評価が、いまだ十分になされていない。

また、精神保健費等国庫補助金事業のうち、精神科救急医療体制整備事業費について、救急体制維持のために必要な経費に対して、十分な補助がされていない。

依存症については、診療報酬の対象が拡充されるなど、国において取組が進められているが、評価の対象はアルコール依存症・薬物依存症・ギャンブル依存症の3つに限定されている。令和元年5月には、WHOにおいてゲーム障害が精神疾患の一つとして位置付けられたように、今後も状況を踏まえて取組を充実させることが必要である。また、国は、依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備を求めているが、依存症治療指導者養成研修の各自治体の参加枠は一律数名程度と制限されており、都においては、希望しても受講できない医療従事者が生じているほか、選定される医療機関に対する財源措置が講じられていない。さらに、国は地域生活支援促進事業において、都道府県等を通じた民間団体への支援を求めているが、都内の自治体では活用が進んでいない。

認知行動療法については、うつ病等の気分障害や不安障害等の一部が対象となっており、統合失調症など他の疾患は対象とされていないほか、個別の患者に実施すること等の要件がある。

発達障害者への支援については、診断や二次的な障害への対応等において医学的見地での支援が必要だが、精神科医等と連携した相談支援体制が不十分である。

措置入院者が退院した後の医療等の支援強化や、精神障害者に対する適切な医

療及び保護を確保するための入院手続等の見直し等を行う精神保健福祉法の改正法案は平成29年に廃案となった。

都は、措置入院者が退院した後の支援について、現行の精神保健福祉法に基づく措置入院者等の退院後支援計画の作成等を盛り込んだ国の退院後支援ガイドラインの発出を受けて、令和元年度に「東京都における措置入院者退院後支援ガイドライン」を策定し、令和2年度から本格実施している。

各自治体の体制確保については、平成29年度から地方交付税により、必要な経費の一部のみ措置されているが、十分ではなく、国のガイドラインを受けた取組に対する財政支援策も講じられていない。

また、医療保護入院については、改正法案の廃案により、区市町村長同意の手続の見直しが行われないうままとなっている。

国は、令和元年12月25日付「災害拠点精神科病院の指定の促進について」により、災害拠点精神科病院を早期に指定するよう求めているが、体制整備に向けては医療機関の負担をより一層軽減させることが必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 地域において、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を構築するため、精神疾患についても、医療連携体制推進事業の補助対象とするなど、計画の実効性が担保されるよう必要な財源措置を講じること。
- (2) 精神科在宅患者支援管理料について、対象疾患を限定することなく、精神疾患患者に継続的な医療が提供されるよう、医療機関の施設基準を緩和すること。
- (3) 難治性の精神疾患患者に対する専門的な治療が普及するよう、都道府県による地域の実情に応じた支援体制の構築に必要な財源措置を講じること。
- (4) 精神身体合併症患者に対する適切で円滑な医療提供体制を一層整備するため、一般診療科と精神科の連携を促進し、患者の受入れに必要な診療報酬の充実を図ること。
- (5) 精神科救急医療の充実のため、待機医師及び看護師等に要する経費等の人的・財政的負担の実情を考慮した上で、十分な財源措置を講じること。
- (6) 依存症対策については、患者数の推移等も踏まえながら、診療報酬の対象の更なる拡充など、必要な措置を講じること。また、依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備が円滑に進むよう、「依存症治療指導者養成研修」の受講者については、自治体ごとの人口規模やニーズを踏まえて決定するとともに、選定される医療機関への必要な財源措置を講じること。さらに、民間団体への支援については、国と自治体の役割分担を踏まえて、各自治体における取組が推進されるよう、必要な措置を講じること。
- (7) 認知行動療法に対する診療報酬について、対象疾患を拡大し、集団を対象とする場合にも認めるなど評価の充実を図ること。
- (8) 発達障害者支援センターへの精神科医の配置など、都道府県等が発達障害者への相談支援体制の充実を図ることができるように必要な財源措置を講じること。
- (9) 現行の精神保健福祉法に基づく退院後支援ガイドラインを踏まえた各自治

体の実施状況、課題等を把握するなど、退院後支援の充実に向けた検討を引き続き行うとともに、体制整備に必要な財源措置を講じること。

医療保護入院における区市町村長同意については、患者の人権等に配慮しつつ、実態に即した運用が可能となるよう、必要な措置を講じること。

(10) 都道府県が地域の実情を踏まえた災害時の精神科医療体制を構築できるよう、必要な財源措置を講じること。

7 生活・雇用に関するセーフティネットの強化

1 生活困窮者自立支援制度の充実【最重点】

(提案要求先 厚生労働省)

(都所管局 福祉保健局)

多様な課題を抱える生活困窮者に対し、地域において総合的な支援が実施できるよう、安定的かつ十分な財源確保を図るとともに、相談支援員の増配置等による負担増に対する支援を行うこと。

また、ハローワークが自治体との連携を強化し、生活困窮者に対する実効性のある就労支援を実施すること。

生活に困窮する方への効果的な支援策を早急に示すとともに、生活困窮者自立支援法の見直しに当たっては、地方自治体の意見を十分に取り入れて支援策を講じること。

生活困窮者自立支援法に基づき、区市等が実施主体となり、自立相談支援事業などの必須事業に加え、地域の実情に合わせて、就労準備支援、子供の学習・生活支援などの任意事業を実施している。

各事業の補助基準額については、地方自治体の人口規模等に応じて上限が設定されており、各種の任意事業を積極的に取り組む自治体ほど、基準額とのかい離が大きくなる構造となっている。また、保護率の割合などにより加算される経過措置については、段階的に縮減し廃止していくとしている。今後、人材養成研修の実施や先行事例の蓄積等により、実施自治体が段階的に増加していく見込みであることから、財源不足が懸念される。さらに、新型コロナウイルス感染拡大の影響による離職又は休業等に伴う収入減少により住居を失うおそれのある方等への継続的な支援が必要となっており、相談支援員の増配置や住居確保給付金の支給等により地方負担額も増大している。また、平成30年6月に成立した改正法では、就労準備支援事業及び家計改善支援事業については努力義務とされ、令和4年度までに全国的な実施を目指すこととしているが、必須事業より補助率は低く、全ての自治体において実施体制を整備することは困難である。

令和2年度から実施主体が都道府県に移管されている人材育成に関しては、自立相談支援事業をはじめ、就労準備支援事業及び家計改善支援事業について、当面の間、一部継続される国の従事者養成研修の受講が必要となるが、今後新たに事業に従事する者も含めると、十分な実施規模とは言えない。また、専門性の向上を図るための現任研修など、従事者に向けた研修は、これまで実施されていない。

現在示されている国の財政措置の内容も不十分であり、今後、養成研修の更なる

移管が進めば、都道府県の財政負担の増大が懸念される。

生活困窮世帯の子供に対する支援としての子供の学習・生活支援事業は、生活習慣・環境改善に関する支援等の取組への加算措置に加え、令和２年度から、実施箇所数に応じた支援実績加算措置が図られることとなった。一方、生活困窮世帯の子供へのバランスのとれた温かい食事提供などの経費は、補助対象から除外されており、子供が安心して過ごせる居場所機能の充実に取り組む自治体を支援するための財源措置が必要である。

就労訓練事業については、令和元年度から非雇用型の利用者向けの傷害保険加入料等を補助できることとなったが、事業所に対する経済的インセンティブ支援としては不十分であり、生活困窮者を受け入れることが困難となっている。また、改正法では、自治体に対し認定就労訓練事業所の受注の機会の増大を図るように努めることとされたが、その促進に向けた具体的な方策が示されていない。

新型コロナウイルス感染拡大の影響による失業や休業に伴い収入が減少した生活困窮者を対象とした生活福祉資金の特例貸付の申込受理件数は、令和４年５月２０日現在で、緊急小口資金は約２５万件、総合支援資金は約１９万件となり、申請受付期限は令和４年８月末まで延長となっている。また、償還免除については、①緊急小口資金、②総合支援資金の初回貸付分、③総合支援資金の延長貸付分、④総合支援資金の再貸付けという資金種類ごとに一括して行い、借受人と世帯主が住民税非課税であれば対象となることが示された。

多様な課題を抱える生活困窮者の就労自立を促進するためには、就労準備支援や就労訓練を経た上で、ハローワークの雇用開拓、職業紹介機能を有効に活用し、一般就労を実現していく必要がある。

生活福祉資金の特例貸付が上限額に達した等の一定の生活困窮世帯に対し「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」の支給が令和３年７月から開始されたが、今後、失業や収入減少に伴う影響の長期化に加え、原油価格の高騰等で離職を余儀なくされる方の増加も懸念される中で、生活に困窮する方への効果的な支援策について検討し、それを早急に示す必要がある。

また、改正法附則では、法施行後５年を目途として、改正後の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは所要の措置を講ずることとしているが、その実施に当たっては、引き続き実施主体の区市等の意見を十分踏まえるべきである。

＜具体的要求内容＞

- (１) 実施主体である区市等において、生活困窮者に対する包括的な支援が実施できるよう、実績に応じた国庫負担・補助基準額の引上げ及び就労準備支援・家計改善支援両事業の補助率引上げを含め、十分な財源確保を図ること。また、相談支援員の増配置等による負担増に対する支援を行うこと。
- (２) 実施主体を都道府県に移管後も、一部継続される国の従事者養成研修について、自立相談支援事業、就労準備支援事業及び家計改善支援事業の従事者の必要数を踏まえ、必要な実施規模を確保すること。また、都道府県において、移管される養成研修の対応や、現任研修も含めた更なる研修体系の充実が図れるよう必要な財源の確保を図ること。
- (３) 子供の学習・生活支援事業に関しては、地域の実情に応じ効果的な支援が実

- 施できるよう、国庫補助対象範囲を拡大すること。
- (4) 就労訓練事業の実施事業所の確保に向け、自治体による受注の機会の増大も含め、民間事業者の積極的な参入を促進するための具体的な対策を講じること。
- (5) 生活福祉資金の特例貸付における償還免除の適格要件等については、住民税非課税世帯に限定しないなど、更なる検討を行い、その内容を早急に示すこと。また、償還業務が終了するまでの都道府県社会福祉協議会の事務体制に対する事務費を国が責任を持って確実に財源措置すること。
- (6) ハローワークにおいて、自治体に設置した常設窓口や巡回相談等のワンストップ型の支援を充実させるとともに、自治体との連携を強化し、生活困窮者に対する実効性のある就労支援を実施すること。
- (7) 新型コロナウイルス感染拡大の影響の長期化に加え、原油価格の高騰等で離職を余儀なくされる方の増加も懸念される中で、生活に困窮する方への効果的な支援策について検討し、その内容を早急に示すこと。
- (8) 生活困窮者自立支援法の見直しに当たり、生活困窮者の支援状況を把握するとともに、実施主体である地方自治体の意見を十分に取り入れること。

参 考

○都内区市の任意事業の実施状況（国庫負担・補助金協議時点）

区分	就労準備 支援事業	一時生活 支援事業	家計改善 支援事業	子供の学習 ・生活支援 事業	その他 事業
27年度	20	5	13	27	2
28年度	26	8	23	39	3
29年度	30	9	30	46	3
30年度	34	10	35	47	3
令和元年度	37	10	38	47	3
令和2年度	40	10	44	48	4
令和3年度	41	10	45	48	4
実施率	83.7%	20.4%	91.8%	98.0%	8.2%

○令和3年度の都内区市の超過負担の状況（国庫負担・補助金協議時点）

区分	自立相談支援事業	学習・生活支援事業
所要額が基準額を超える区市	6区5市	6区1市
平均超過率	13.9%	82.2%

※自立相談支援事業については、上記以外の3区5市においても人口規模等により適用される基準額を超過していたが、厚生労働省との個別協議の結果、基準額が引き上げられている。

○生活困窮者自立支援制度人材養成研修修了者数と事業従事者数の状況（東京都内）

区分	自立相談支援事業			就労準備支援事業	家計改善支援事業
	主任相談支援員	相談支援員	就労支援員		
平成２６年度修了者	１１人	１１人	１１人	－	－
平成２７年度修了者	１１人	１１人	１１人	１２人	２０人
平成２８年度修了者	２３人	２８人	１７人	１０人	１２人
平成２９年度修了者	１６人	２８人	１４人	１１人	１６人
平成３０年度修了者	１５人	２９人	１０人	１９人	２９人
令和元年度修了者	１８人	３３人	１７人	１８人	２２人
令和２年度修了者	１７人	４７人	２１人	３６人	２３人
令和３年度修了者	１７人	４０人	２９人	５５人	２０人
修了者累計（都内）	１３４人	２２７人	１３０人	１６１人	１４２人
事業従事者（都内）	７６人	２７６人	１４５人	１３８人	１１６人
うち専従	３４人	１００人	３２人	３１人	１９人
うち兼務	４２人	１７６人	１１３人	１０７人	９７人

※研修修了者数は、修了後の異動、退職等を含む。

※事業従事者数は、令和２年９月末時点。

○居場所機能等の充実に関する都内区市の検討状況

	実施したい	検討中
区	４	１２
市	２	７
合計	６	１９

（平成２８年２月調査）

○就労訓練事業等の認知度、就労訓練事業の認定取得意向

就労訓練事業等の認知度	構成比	就労訓練事業の認定取得意向	構成比
就労準備支援事業及び就労訓練事業の両方について知っている	18.4%	認定を取得する意向あり	3.0%
就労準備支援事業についてのみ知っている	2.9%	類似事業を実施するが、認定は取得しない予定	0.8%
就労訓練事業のみ知っている	3.9%	事業（類似事業を含む）は、実施しない予定	47.4%
就労準備支援事業も就労訓練事業も、ともによく知らない	74.0%	検討中／わからない	47.0%
無回答	0.8%	無回答	1.8%
合計	100%	合計	100%

出典：「就労準備支援事業及び就労訓練事業（中間的就労）に関するアンケート調査等報告書」（平成２６年１２月東京都福祉保健局）。アンケート回答数１,０７９社／４,０００社

○生活福祉資金特例貸付申込受理件数(令和4年5月20日現在)

緊急小口資金	総合支援資金		
	初回	延長	再貸付
254, 464	187, 968	95, 212	122, 538

○都内自治体のハローワーク常設窓口、巡回相談、就職支援ナビゲーターの状況

区分	区	市	合計
自治体常設窓口	19カ所	4カ所	23カ所
巡回相談	18カ所	20カ所	38カ所
就職支援ナビゲーター	77人	28人	105人

※就職支援ナビゲーターは、ハローワークと自治体常設窓口を合わせた人数
(令和4年4月末時点)

2 権利擁護の推進

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

- (1) 日常生活自立支援事業について、将来にわたり事業実施に必要な財源を確保すること。
- (2) 成年後見制度利用促進基本計画の求める地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき機能を整備するために、区市町村に対し十分な財政支援を行うこと。

<現状・課題>

日常生活自立支援事業については、生活困窮者自立相談支援事業等補助金の任意事業に位置付けられているが、今後の認知症高齢者の増加等に伴い、ニーズの拡大が見込まれることから、将来的な財源不足が危惧される。都では、都内全域に専門員を配置しており、事業継続のためには安定した人件費の確保が不可欠である。

成年後見制度については、国は、第二期成年後見制度利用促進基本計画（以下「第二期計画」という。）において、地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみとしての地域連携ネットワークを作っていく必要があるとし、福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能として、①「権利擁護の相談支援」機能②「権利擁護支援チームの形成支援」機能③「権利擁護支援チームの自立支援」機能をあげ、家庭裁判所とも連携し、自発的に協力して取り組むことを求めている。平成30年度から中核機関の設置運営に要する費用について一部地方交付税措置しているが、これらの機能を担う運営には不十分である。

<具体的要求内容>

- (1) 日常生活自立支援事業の今後の利用実績の増加を見据え、人件費等将来にわたり事業実施に必要な財源を確保すること。
- (2) 成年後見制度について、第二期成年後見制度利用促進基本計画の求める福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能の整備に取り組む区市町村に対し、安定的かつ十分な財政支援を行うこと。

参 考

○都内認知症高齢者数

区分	令和元年度 (2019 年度)	令和 7 年度 推計 (2025 年度 推計)
認知症高齢者の日常生活自立度Ⅰ	約 12 万人	約 14 万人
認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上	約 34 万人	約 41 万人
計	約 46 万人	約 55 万人

出典：東京都福祉保健局高齢社会対策部「令和元年度認知症高齢者数等の分布調査」
(令和 2 年 3 月)

○都内の日常生活自立支援事業の利用実績

年度	契約件数	相談件数
平成 25 年度	3, 1 5 3 (9 8 4)	1 7 4, 3 7 1
平成 26 年度	3, 3 7 3 (1, 1 6 4)	1 8 3, 4 3 2
平成 27 年度	3, 5 2 7 (1, 3 2 3)	1 8 5, 1 6 9
平成 28 年度	3, 5 1 5 (1, 3 6 5)	1 9 7, 2 7 2
平成 29 年度	3, 6 0 8 (1, 4 2 9)	2 0 5, 0 9 0
平成 30 年度	3, 7 5 3 (1, 5 2 1)	2 1 4, 3 9 3
令和元年度	3, 8 3 9 (1, 6 0 3)	2 0 7, 3 5 2
令和 2 年度	3, 9 7 6 (1, 5 8 5)	2 1 4, 1 2 3
令和 3 年度	4, 1 2 3 (1, 5 9 7)	2 2 8, 3 1 4

※契約件数の()内は生活保護受給者で内数

○都内の成年後見制度利用者数

後見	保佐	補助	任意後見	合計
19,838 人	4,844 人	1,523 人	513 人	26,718 人

出典：東京家庭裁判所提供資料(令和 3 年 1 2 月 3 1 日時点)

○都内の成年後見制度推進機関の設置自治体数 (令和 3 年度末時点)

成年後見制度推進機関の設置自治体	5 2 区市町村(内訳：2 3 区、2 6 市、2 町、1 村)

○都内の社会貢献型後見人養成講習修了者数 (令和 3 年度末時点)

都内の社会貢献型後見人養成講習修了者数	2, 1 5 6 人

8 保健医療施策の推進

1 医師確保対策の充実

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局・病院経営本部)

現下の医師不足の状況に対して、不足が顕著な産科、小児科、救急医療、へき地医療等の医師の早急な確保について、より実効性のある対策を国の責任において講じるとともに、医師養成課程における研修の質を担保するため、適切な制度運用を図ること。

<現状・課題>

全国的に医師不足が続く中、都内においても依然として、小児・周産期・救急・へき地医療など、特定の診療科や地域で医師の確保が困難な状況にある。

国は、平成20年度から医学部入学定員増を臨時的に認めているが、医師の養成には時間を要するため、併せて今ある危機に対し即効性のある対策も重層的に講じる必要がある。

国は、平成30年度に医療法の改正を行い、都道府県が医師確保計画を策定することとし、新たに医師偏在指標に基づく医師多数・少数区域等を設定した。しかし、指標は医師の総量的な偏在状況を相対的に示しているものに過ぎず、地域の実情を十分に表すものとなっていない。また、医師多数とされた都道府県においては専攻医の定員数が制限されるなど、医師確保に柔軟に取り組むことができない。

医師の偏在対策は全国的な課題であるとともに、地域の医療提供体制の確保も視野に入れながら進めていくべきものであり、国において長期的な視点を持ちつつ、主体的に実効性のある医師確保対策を講じる必要がある。

新たな専門医制度は、平成30年度に改正された医師法により国及び都道府県の役割が明確化されたが、引き続き国が全国的な影響や研修の質を検証し、都道府県の意見を踏まえた上で一般社団法人日本専門医機構に直接働きかけを行うなど、主体的に関与する必要がある。

医師の地域偏在是正の視点から、専攻医の都市部への集中が問題視され、専攻医採用数について、令和2年度から新たな算定方法によるシーリングが導入された。新たなシーリングの実施によって、都市部の専攻医の定員が過度に制限され、地域の医療提供体制に大きな影響を与えることにもつながりかねず、また、専攻医が希望する質の高い研修の機会が奪われ、制度本来の目的とかい離れた仕組みとなってしまう。さらに、一般社団法人日本専門医機構は、専門医の更新時に多様な地域での診療実績を求めることを検討しているが、過度なシーリングと併せて行われることで、地域の医療提供体制へより深刻な影響を及ぼす可能性がある。

専門医の質の向上という制度本来の目的に鑑み、症例が豊富で研修の体制も整った都市部の病院の機能を評価し、研修の質が損なわれることがないように十分に

考慮するとともに、現状の地域医療提供体制に深刻な影響を及ぼすことがないように配慮した制度とすることが必要である。

国は、平成27年度の医師臨床研修制度の見直しから、研修希望者に対する募集定員の割合を縮小してきているが、都内には高度先進医療を行う、症例の豊富な臨床研修病院が数多く存在し、都内外の医師派遣や急性期患者の受入れなどを行っており、募集定員の算定に当たって、このような実態が評価される必要がある。しかし、令和3年度の都道府県別の定員上限について、都市部を中心に大幅な削減が行われるとともに、募集定員倍率については、今後、令和7年度までに1.05倍となるよう更に段階的に圧縮していくとしており、これ以上の削減及び圧縮は、研修医の選択の過度な制約となるとともに、臨床研修病院間の競争が行われず研修の質が担保出来なくなることにつながるおそれがある。国は、医師法改正により、臨床研修病院の指定や定員の設定の権限を都道府県に移譲したが、そのために必要な財源は国の責任において措置する等、移譲後の事務を適切に実施できるよう、都道府県を支援する必要がある。

国は、地域の医師確保など、地域医療の課題解決のため、平成26年度からは、医師をはじめ医療従事者の確保・養成も地域医療介護総合確保基金の支援対象とした。また、医療法を改正し、地域医療支援センター及び医療勤務環境改善支援センターの法的な位置付け、各職種の業務範囲や業務の実施体制の見直しなどを行った。都道府県においては、令和元年度に「医師確保計画」を策定したが、都道府県における対策には限界があり、医師の養成、医師法等を所管する国の責任において、医師確保対策の更なる充実を図る必要がある。

新型コロナウイルス感染症をはじめとした新興・再興感染症の流行拡大期においても、医療機関が必要な診療を継続し、国民が過度に診療を控えることがないように、通常の診療を担う医療機関においても感染症対策に精通した医師の確保が必要である。

さらに、疾病予防をはじめとする地域保健の推進はもとより、災害時や感染症の感染拡大等の健康危機管理の対応に当たっては、保健所が重要な役割を果たしており、その機能を十分に発揮するためには、公衆衛生医師の安定的な確保が必要である。特に、新型コロナウイルス感染症への対応において、公衆衛生医師は保健師とともに中心的役割を担っており、昼夜間問わず対応が求められることから、新たな業務負担が発生している。都においては、公衆衛生医師の魅力を発信し、より一層関心を高めるため、採用案内ホームページのリニューアル等によるPRの強化、オンライン形式の業務説明会を行うとともに、民間住宅の借り上げを実施する予定である。健康危機に保健所が迅速かつ機能的に対応するため、公衆衛生医師の安定的な確保は喫緊の課題である。

<具体的要求内容>

(1) 産科、小児科、救急医療、へき地医療などの医師の確保について、実効性のある措置を緊急に講じること。

- ① 医師の偏在対策において、国は、都道府県間の相対的な比較ではなく、地域の実情を踏まえた上で診療科別・地域別の必要数を示すとともに、医師多数とされた都道府県についても、医師確保に柔軟に取り組むことがで

きるようにすること。

また、医師の地域偏在及び診療科偏在対策については、現状の地域医療提供体制の確保に配慮しながら、長期的なビジョンを持ちつつ国が主体的な取組を行うこと。

- ② ヘき地等勤務医師の安定的な確保や在宅医療を推進するため、新たな専門医制度とも対応させた医師キャリアシステムの構築を図るとともに、ヘき地等派遣医師に対する特別な手当を創設すること。

- (2) 新たな専門医制度については、医師の地域偏在及び診療科偏在是正の観点からの取組を過度に推し進めることなく制度本来の目的を鑑み、専攻医が希望する質の高い研修を受けられるようにするとともに、専攻医採用数のシーリングや専門医の更新時に多様な地域での診療従事を求めることにより、地域の医療提供体制に深刻な影響を与えることがないように、適切に運用すること。

また、国が責任を持って地域医療への影響や研修の質、研修を終えた専門医の能力への影響等の検証を行うとともに、医師法の趣旨に則り、都道府県の意見を踏まえた上で、一般社団法人日本専門医機構に対し必要な働きかけを行うこと。

- (3) 都道府県別の初期臨床研修の募集定員上限を算定するに当たっては、都内外の医師派遣や急性期患者の流入状況等を反映させること。また、都市部を中心にした募集定員削減の医師の地域偏在対策への有効性を検証するとともに、研修の質等を担保するため、これ以上の募集定員倍率の圧縮は実施しないこと。権限移譲後も都道府県に対し、必要な財源措置や適切な事務執行への支援を行うこと。
- (4) 今般の新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、新興・再興感染症の発生時において必要な地域医療提供体制を確保できるよう、国の責任において、医療機関における感染対策に指導的な役割を果たすことができる感染症専門医の養成を早急に進めること。
- (5) 公衆衛生医師の安定的な確保に向けて、医師養成等において保健所での研修を改めて必修にすることや、医学生や研修医が公衆衛生分野に関心を持つ機会を提供するなど、公衆衛生分野の職務を理解する機会をより一層提供すること。

2 看護職員確保対策の充実

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局・病院経営本部)

- (1) 「看護職員需給推計」は、都道府県の実効性ある看護職員確保対策に資するものとする。
- (2) 都道府県が地域の実情に応じて実施する看護職員の新規養成・定着促進・復職支援対策に対して十分な財源を確保すること。
- (3) 令和4年からの教育カリキュラムを踏まえた学校・養成所の支援を充実強化すること。
- (4) 看護職員確保のための資格管理体制を構築すること。
- (5) 感染対策の強化を図るため、感染管理に関する専門的知識等を持つ看護職員の養成について支援すること。
- (6) 看護職員等の処遇改善について、対象となる医療機関を拡大すること。また、医療機関の実情に応じて、処遇改善が適切に行われるよう、必要な措置を確実に行うこと。

<現状・課題>

高齢化の進展などにより増大する医療ニーズに対応するためには、看護職員の確保に関する取組を一層進めていくことが必要である。特に、地域包括ケアシステムを推進するためには、医療機関だけではなく、訪問看護の人材確保は重要である。都は、新規養成・定着促進・復職支援の三本柱に、定年後に向けての就業支援を加え、総合的な看護職員確保対策等を展開している。

令和元年度、看護職員の需給推計が取りまとめられたが、病院及び有床診療所、精神病床、訪問看護事業所等（以下「領域」という。）別の供給数が算定されておらず、充足状況が把握できないため、都道府県が看護職員確保対策に取り組む上で有効なものとなっていない。

また、看護師等の確保の促進のために必要な財政上の措置は国の責務であるが、都において地域医療介護総合確保基金で支弁されている額は不十分なものである。

令和4年からの改正教育カリキュラムは、教育内容に関し、養成所の裁量に委ねられている部分が多い。教育の質を担保し各養成所の多様性を生かすためには、看護教員の更なる教育力の向上が必要である。教育内容の充実のため、教育環境の整備も必要である。

看護師等免許保持者の届出制度は、離職者の再就業対策に有効なものであるが、届出件数の伸び悩みに加え、届出者が就業に関する状況を更新していないことが

あり、効果的な支援に結び付きにくい。また、新型コロナウイルス感染症の発生により、これまで以上に看護職員の確保に苦慮している医療機関・施設等が見られることから、潜在看護職員の掘り起こし、再就業の促進を図る必要があるが、現在の看護師の免許制度では資格保有者全体を把握することはできず、潜在看護師の全体像を把握することが困難である。

新型コロナウイルス感染症が発生して以降、感染症に関する専門的な知識と技術を持つ感染管理認定看護師等は、医療機関等における感染対策の強化などに力を発揮しているものの、そうした高い専門性を有する人材の養成には時間を要し、また、その多くは大規模病院での配置となっている。都内の7割を占める中小規模医療機関や及び介護施設において感染対策を強化していくためには、感染管理に精通している看護師等の養成をしていく必要がある。

看護職員の処遇改善については、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、段階的に収入を3%程度（月額平均12,000円相当）引き上げていくこととし、令和4年2月から、収入を1%程度（月額4,000円）引き上げるための措置として「看護職員等処遇改善事業」が実施されている。また、本年10月以降の更なる対応については、診療報酬により対応することとされ、現在、具体的な仕組みが検討されている。しかし、この地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関とは、一定の救急医療を担う医療機関（救急医療管理加算を算定する救急搬送件数200台／年以上の医療機関及び三次救急を担う医療機関）に限られており、また、看護補助者、理学療法士・作業療法士等のコメディカルの処遇改善は、この処遇改善の収入を充てることとしている。

<具体的要求内容>

- (1) 都道府県が、看護職員が特に不足すると見込まれる領域に対し効果的に看護人材確保対策を講じることができるよう、看護職員の供給数について、都道府県ごとの領域別の推計値を提示すること。
- (2) 地域医療介護総合確保基金については、看護職員の確保対策を充実するため、訪問看護の促進、看護職員の確保を図るための研修・事業等の実施、勤務環境改善や再就業促進への取組への支援等、都道府県が行う取組に必要な財源を確実に措置すること。
- (3) 学校・養成所が新カリキュラムに対応するために必要な教育環境の整備や、療養の場の多様化に対応した実習先の確保について支援を図ること。
また、新カリキュラムによる教育内容の充実を担保するため、看護教員の更なる教育力の向上を図れるよう、キャリアに応じた研修を継続的に行う体制を構築すること。特にカリキュラム運営の要を担う教務主任を養成する研修体制について、国が責任を持って整備すること。
- (4) 離職時等の届出制度を活用した看護師等への復職支援の強化が図れるよう、離職時に次の就業先が決まっている場合でも届出が必要であることを周知徹底するとともに、病院等の就業先による代行届出の範囲を広げ、離職時だけでなく、再就業したときも代行届出を可能とすること。さらに、看護師資格保有者の全体を把握することができる資格管理制度を創設し、看護師の復職支援や人材確保の推進により一層の支援を図ること。

- (5) 中小規模の医療機関や介護施設における感染防止対策の強化に向け、医療機関や自治体による研修の実施に対し、必要な財政支援を行うこと。
- (6) 令和4年10月以降の診療報酬による看護職員等の処遇改善については、「看護職員等処遇改善事業」の対象とならない医療機関についても広く対象とすること。また、対象医療機関の実情に応じて、看護補助者、理学療法士、作業療法士等のコメディカル職員を処遇改善の対象とした場合に必要となる財源についても確実に措置すること。

3 医療従事者の勤務環境改善

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局・病院経営本部)

医療従事者の勤務環境改善、とりわけ医師の労働時間短縮は喫緊の課題である。国は、医療従事者の負担軽減に向けた取組を進めるとともに、医師の時間外労働の上限規制適用に向けて、総合的な対策を講じること。

<現状・課題>

質の高い医療提供体制を構築するためには、勤務環境の改善を通じ、医療従事者が健康で安心して働くことができる環境整備を促進することが重要である。

平成31年4月に働き方改革関連法が施行され、医療機関においてもこれまでに以上に勤務環境の改善に取り組むことが必要とされている。他職種よりも長時間労働が実態となっている医師については、令和6年に適用される時間外労働の上限水準を原則年960時間とし、地域医療提供体制確保の観点から必須の機能を果たすためにやむを得ず上限水準を超える場合は、年1860時間を上限とする特例水準が適用されることとなった。また、一定期間集中的に技能向上のための診療が必要な医師についても、研修プログラム等において想定される最大時間数を上限とする特例水準が適用されることとなった。

都はこれまで医療勤務環境改善支援センターを中心に、医業経営及び労務管理の専門アドバイザーによる改善計画策定支援や病院管理者の意識改革のための啓発事業などを実施してきたが、今後は医師の時間外労働の上限規制適用までに、特例水準を適用する医療機関を特定する必要がある。そのため、医療勤務環境改善支援センターが個々の医療機関の勤務環境の実態を把握することが求められている。

医療勤務環境改善支援センターは、本来、医療機関の勤務環境改善への自主的な取組を支援する目的で設置されており、労働関連法規への違反に係る指導監督権限を持たないことから、法令違反が疑われる場合の対応等について、監督機関との役割分担や連携の方法・手順、根拠規定等の明確化が必要である。

国が実施した医師の勤務実態の検証結果によれば、全国の約1割の医師が1860時間を超える時間外労働を行っている状況にあり、国は、令和6年までに連続勤務時間制限や勤務間インターバルの徹底、自己研さんの取扱いや宿日直の再

定義等により、時間外労働1860時間を超える医師をゼロにしている。

国の「医師の働き方改革の推進に関する検討会」において、特例水準医療機関の指定に関する枠組みが検討され、令和3年度には、特例水準適用の指定要件として、医療機関が策定する「医師労働時間短縮計画」は、新型コロナの影響を鑑み、医師の時間外労働の上限規制が適用される令和6年4月までは努力義務となった。しかし、特例水準適用の指定申請には、医療機関での適切な労務管理や、医師労働時間短縮の取組状況について、令和4年に開始される予定である都道府県から独立した「医療機関勤務環境評価センター」による第三者評価を受けなければならない、医療機関がこれらの取組を確実に実行できるよう支援が必要である。

地域医療提供体制確保のための特例水準を適用する医療機関の特定に当たっては、都内には救命救急センターをはじめとする高度な医療機能等が集中し、特例水準が適用される医療機関が多数となることを見込まれることから、それらの医療機関の勤務環境改善が促進されるよう、十分な支援を行うことが必要である。

一方、時間外労働の上限規制の適用により、地域医療支援のための医師派遣機能も担っている大学医局からの医師の確保が困難となるなど、地域医療へ影響が生じることが懸念される。

<具体的要求内容>

- (1) 医師をはじめとする医療従事者の働き方改革は、医療機関におけるタスク・シフティングやチーム医療の推進、働きやすい環境づくりなどの組織的な取組の促進策に加え、制度面の改善、財政的な措置、上手な医療のかかり方の周知など、全体的な取組が必要であり、国が主体となってこれらの取組を推進すること。
- (2) 都道府県の医療勤務環境改善支援センターが医療機関への実効ある支援を行えるよう必要な施策を講じること。
 - ① 医療機関における労働関連法規に違反する事案への対応は、労働法規を所管する行政機関が中心となって対応することを明確にするとともに、法令違反が疑われる事案を把握した場合の関係機関の役割分担、連携方法等についても明確にすること。
 - ② 医療勤務環境改善支援センターに新たな役割を担わせる場合には、現状の体制や各都道府県の地域特性を十分に考慮した上で、業務手順を示すとともに適切な準備期間を設けること。
 - ③ 医療勤務環境改善支援センターがより実効性のある業務を遂行するため、人員確保も含めたセンターの機能強化の支援と必要な財政措置を行うこと。
- (3) 医師の時間外労働の特例水準の適用等に当たっては、対象となる医療機関への支援も含め適切な運用を行うこと。
 - ① 時間外労働の上限規制の適用により、地域医療への影響が生じることがないように、医師の働き方改革の取組状況を検証すること。また、地域に必要な医療機能の確保とともに、医療機関の経営状況を踏まえた実効性のある支援を行うこと。
 - ② 大学病院や救命救急センター機能を有する病院等の年間時間外労働時間数が1860時間を超える医師が在籍する医療機関に対しては、速やかに国が重点的な支援を行うこと。

- ③ 地域医療提供体制確保のための特例水準を適用する医療機関の特定に当たっては、国と都道府県との意見交換の機会を設けること。
 - ④ 集中的技能向上水準については、研修プログラム等で想定される最大時間数を上限時間とするだけでなく、個々の医師の研修の進捗状況等に応じて柔軟に対応できる制度とすること。また、多数の医療機関から、一つの医療機関に対し複数のプログラムに係る申請が行われることが想定されることから、手続きが煩雑なものとならないように配慮して具体的な申請方法を示すこと。
 - ⑤ 特例水準を適用する医療機関については、地域に必要な医療機能の確保とともに、働き方改革に伴う医療機関の経営への影響も考慮しつつ、実効性のある支援を行うこと。
- (4) 労働時間短縮・勤務環境改善等のための全体的な取組を推進すること。
- ① 各職種が専門性を発揮し、業務を分担しつつ連携・協働することで、医師の負担軽減を図り、安全・安心・良質な医療を効率的に提供するチーム医療を支援する施策を推進すること。
 - ② 医療従事者の負担軽減、医師等の働き方改革の推進に係る診療報酬改定の評価・検証を行うとともに、地域医療介護総合確保基金を通じて医療機関の体制整備等支援の充実を図ること。
 - ③ 女性医師をはじめとした医療従事者が、仕事と家庭を両立できる多様な働き方ができ、働きやすい勤務環境づくりを進め、また、離職者の復職支援を進めるため実効性の高い取組を具体的に示すこと。
 - ④ 医師の働き方改革を進めるに当たっては、チーム医療への理解や上手な医療のかかり方の周知等の取組についても一体的に推進すること。

4 患者中心の医療・医療機関のデジタル環境の整備推進

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局・病院経営本部)

保健医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みの構築に当たっては、既存の地域医療連携ネットワークの取組と整合性を図るとともに、医療機関等が利用しやすく実効性の高いものとする。

<現状・課題>

データヘルス改革の推進に当たり、厚生労働省は、地域医療介護総合確保基金を活用した地域医療連携ネットワークの構築を支援するとともに、医療情報化支援基金等を活用した標準規格準拠の電子カルテの導入費等の支援を検討している。

また、保健医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みを構築するに当たって、既存の地域医療連携ネットワークによる情報共有の取組と整合性を図るとともに、医療・介護現場において患者の過去の医療情報等が適切に確認でき、より質の高い医療・介護サービスの提供が可能となるよう、実効性の高いものとする必要がある。

<具体的要求内容>

保健医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みの構築に当たっては、既存の地域医療連携ネットワークによる情報共有の取組と整合性を図るとともに、医療機関等が利用しやすく実効性の高いものとする。

5 外国人患者への医療提供体制等の充実

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局・病院経営本部)

- (1) 外国人が症状に応じて安心して医療機関を受診できるよう、外国人患者への医療情報提供及び医療提供体制を充実すること。
- (2) 外国人患者の受入体制整備が進むよう、国の責任において必要かつ十分な財政措置を行うこと。
- (3) 全国的な取組を行う場合は、地方自治体等の意見を踏まえるとともに、基本的な制度設計を行った上で進めること。

<現状・課題>

国は、平成28年3月に策定した「明日の日本を支える観光ビジョン」において、訪日外国人旅行者数の目標値を定め、これに基づき、平成30年6月に「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策」を取りまとめた。また、平成31年4月からの新たな外国人材の受入れ制度の開始に伴い、平成30年12月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を取りまとめ、外国人患者への医療提供に関する取組を推進している。

外国人患者は軽症でも大病院を受診する事例が多いことから、地域の医療機関・関係機関が連携し、症状に応じて外国人患者を受け入れる仕組みづくりが必要であり、外国人患者受入体制の整備に対する支援を充実する必要がある。

外国人患者への対応に当たっては、言語や宗教・文化、医療制度の違い等により、様々な体制の整備や配慮が求められるほか、未収金等のトラブルのリスクもあり、医療機関における受入れへの準備が必要となる。特に使用頻度が低い希少言語は、費用対効果等の面から、医療機関において医療通訳サービスの確保が難しい状況にある。

また、外国人旅行者は都道府県を越え広域的に移動することも多いため、外国人患者の未収金対応、医療通訳の育成・確保、海外への適切な情報発信等を国の責任において進める必要がある。

なお、国は、「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」など都道府県が実施主体となる取組を実施しているが、拠点的な医療機関の役割や位置付けを明確にすることなく都道府県に選出を委ねており、都道府県間の取組に差が生じている。

<具体的要求内容>

- (1) 外国人が症状に応じ安心して医療機関を受診できるよう、国の責任において、日本の医療制度や外国人旅行者向け旅行保険の周知等、医療情報提供の充実に向けた取組を進めるとともに、医療機関の未収金対応や医療通訳の育成・確保の取組を推進すること。特に希少言語に対応した遠隔通訳サービスについては、医療機関が利用しやすい利用料金を設定すること。
- (2) 地域の医療機関・関係機関等が連携して進める外国人患者受入体制の整備等に係る取組に対し、十分な財政措置を講じること。
- (3) 全国的な取組を行うに当たっては、地方自治体等の意見を踏まえるとともに、地域の実情に応じた取組となるよう、国において基本的な制度設計を行うこと。

6 病床確保の推進

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局・病院経営本部)

- (1) 基準病床数制度について、都道府県が地域の医療ニーズを反映できるような仕組みとすること。
- (2) 慢性期や在宅医療等の医療提供体制の着実な整備を担保するため、療養病床から介護医療院等への円滑な転換を進めるなど、総合的な施策展開を図るとともに、医療療養病床が介護保険施設等以外に転換できるように、財政措置等の支援策を充実すること。

<現状・課題>

都の老年人口は、今後も増加を続け、2050年には都民のおよそ3人に1人が65歳以上の高齢者という、極めて高齢化の進んだ社会が到来する。高齢化により医療需要の更なる増加が見込まれ、都民一人一人が身近な地域において安心して良質な医療が受けられるよう、医療需要の動向等を勘案しながら、医療資源や地理的条件等の地域の実情を基準病床数に反映するなど、きめ細かく対応し、計画的かつ効果的に病床整備を進めていく必要がある。

また、地域医療構想における将来の病床数の必要量は、療養病床入院基本料の医療区分Ⅰの7割を在宅医療等に移行することを前提とした推計値であるが、基準病床数の算定においても、在宅療養等で対応可能な数については、地域医療構想との整合を図るため同様の考え方となっている。しかし、医療区分Ⅰの患者の7割が必ずしも在宅医療等に移行できるとは限らないため、療養病床からの移行については、医療資源や区市町村等における体制整備の状況など地域の実情を踏

まえて検討すべきである。

急速な高齢化の進展に対応していくためには、急性期から、回復期、慢性期、在宅療養に至るまで切れ目のない医療提供体制の整備が不可欠である。

療養病床が提供してきた機能を担う新たな選択肢として、地域包括ケア強化法による介護保険法の改正により介護医療院が創設されたが、医療療養病床が介護医療院や別の機能を有する病床等の希望する形態へ円滑に移行し、必要な機能やサービスを提供するためには、財政措置等の支援が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 基準病床数制度について、人口動態のほか都外からの患者流入などの要素を考慮し、地域医療の実情を十分に反映したものとなるよう算定方式を見直すこと。
- (2) 急速な高齢化の進展を踏まえ、受け皿となる慢性期や在宅医療等の医療提供体制の着実な整備を担保するため、療養病床から介護医療院等への円滑な転換の促進を含め、総合的な施策展開を図るとともに、地域の実情に応じて医療療養病床が別の機能を有する病床等へ転換できるよう、財政措置等の支援策を充実すること。

7 地域の実情に応じた病床の機能分化・連携の推進

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局・病院経営本部)

- (1) 令和7年に向けて、都道府県が地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を円滑に推進するため、地域の実情に応じた事業を実施できるよう、十分な財政措置を図るとともに、地域医療介護総合確保基金の柔軟な運用を認めること。
- (2) 地域医療構想に係る取組や、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた課題等について検証を行い、令和7年以降の地域医療構想の方向性を早急に示すこと。
- (3) 将来の医療提供体制をきめ細かく検討していくため、必要なデータを活用しやすい形で区市町村別に提供すること。
- (4) 病床機能報告制度の改善を図ること。
- (5) 具体的対応方針の再検証等の議論に向けては、地域医療構想調整会議において、新興・再興感染症の発生を見据えながら、議論を一層深められるよう、地域の実情に応じた柔軟な運営ができるようにすること。

<現状・課題>

平成26年度の医療法改正により、都道府県は、令和7年の医療需要と目指すべき医療提供体制、その実現のための施策を盛り込んだ地域医療構想を策定した。

令和7年に向けて、都道府県は地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を円滑かつ着実に推進していく必要がある。国は、地域の実情や病床機能分化・連携の進捗状況、在宅医療等の整備状況を踏まえた柔軟な対応が可能となるよう、地域医療介護総合確保基金を設置しているところであるが、一層の財政措置が必要である。特に、医療分野においては、「①－1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業」、「①－2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業」、「②居宅等における医療の提供に関する事業」、「④医療従事者の確保に関する事業」、「⑥勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業」の5区分に基金が交付されているものの、「①」に重点配分されている。また、区分間の経費の流用は認められておらず、状況に応じた柔軟な運用ができない。

地域医療構想は医療法上の医療計画の記載事項であり、都道府県では次期第8次医療計画の策定に向けて令和5年度当初から協議会等で本格的に検討を行うこととなるが、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた令和7年以降の地域医療構想の方向性は未だ国から示されていない。

また、将来の病床数や在宅医療等の必要量を推計するためのデータは二次医療圏ごとに提供されているが、きめ細かく将来の医療提供体制を検討していくため、区市町村単位でも需要や供給の状況を把握することが必要である。加えて、国が提供するデータはナショナルデータベースを基に作成されているため、活用の際に制限が多い。

現在、地域医療構想調整会議において、医療機関の自主的な病床機能の分化・連携を進めるための検討を行っているものの、より実効性のある議論を進めるためには、現状の病床実態を把握し、将来の病床必要量と比較することが重要である。都においても定量的な基準を導入する等、議論活性化に向けた取組を行っているが、より一層、議論を深化させるためには、県外からの患者の流出入による影響や他県比較を考慮した検討が可能となるよう、病床機能報告制度の改善が必要である。

国は、地域医療構想調整会議において、公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について、令和4年度及び令和5年度に、民間医療機関も含めた各医療機関の対応方針の策定や検証・見直しを行うよう都道府県に求めている。今後、各医療機関の連携・役割分担等の議論については、新興・再興感染症の発生等を見据えながら、一層議論を進めていく必要があるが、地域医療構想調整会議の役割が随時追加され、一つ一つの課題に対して十分な議論を尽くすことができない。

<具体的要求内容>

- (1) 令和7年に向けて、都道府県が地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を円滑に推進するため、地域の実情に応じて必要な事業を実施できるよう、十分な財政措置を行うこと。特に地域医療構想の達成には在宅医療の推進や人材確保が不可欠であり、地域医療介護総合確保基金において、この2区分への十分な配分を行うとともに、区分間の流用など、都道府県の裁量による弾力的な活用を認めること。
- (2) これまでの地域医療構想に係る取組や、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた課題等について検証を行い、令和7年以降の地域医療構想の方向性を早急に示すこと。
- (3) 将来の医療提供体制をきめ細かく検討していくため、病床の必要量等を推計するためのデータ等を区市町村別に提供するとともに、都道府県が活用しやすい形で提供すること。
- (4) 医療機関の自主的な病床の機能分化・連携に関する議論の活性化に向け、県外からの患者の流出入による影響や他県比較等が行えるよう、病床機能報告制度の改善を図ること。
- (5) 地域医療構想調整会議において、医療機関の連携・役割分担等の議論と併せ、地域医療構想に係る民間医療機関も含めた各医療機関の対応方針の策定

や検証・見直しについて、新興・再興感染症の発生を見据えながら、議論を一層深められるよう、地域の実情に応じた柔軟な運営が行えるようにすること。

8 地域医療連携の推進

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局・病院経営本部)

(1) 中小病院が担っている地域医療における役割を踏まえ、地域の実情に応じた医療が提供できる診療報酬とすること。

<現状・課題>

地域包括ケアシステムの構築に向け、都内病院の多数を占める中小病院の役割は、ますます重要となっている。令和4年度の診療報酬改定においては、地域包括ケア病棟について、急性期治療を経過した患者の受入れ、在宅で療養を行っている患者等の受入れ、在宅復帰支援の3つの機能がより発揮できるよう、要件や施設基準等がさらに見直された。中小病院が、これらの機能を発揮するなど、急性期から慢性期まで地域医療ニーズに柔軟に対応し、地域医療を支えることができるよう、引き続き地域の実情を踏まえ、診療報酬の評価・検証を行う必要がある。

<具体的要求内容>

(1) 中小病院が担っている地域医療における役割を踏まえ、地域の実情に応じた医療が提供できるよう、引き続き診療報酬改定の評価・検証を行うこと。

9 在宅療養の基盤強化

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局・病院経営本部)

- (1) 地域の実情に応じて在宅療養の推進に取り組めるよう、地域医療介護総合確保基金については、十分な財源を確保するとともに、効果的に活用できる仕組みとすること。
- (2) 在宅療養に関する評価指標を充実するとともに、区市町村ごとのきめ細かなデータを継続的に提供すること。
- (3) オンライン診療の適切な実施に関する指針等の運用を通じて、引き続き適切に評価検証を行うとともに、在宅療養患者と医療・介護関係者が活用しやすい仕組みを構築すること。
- (4) デジタル技術を活用した医療・介護関係者の情報共有を促進するための効果的な取組を行うこと。

<現状・課題>

高齢化が急速に進展する中、在宅療養体制の整備は喫緊の課題であり、その推進のためには、住民に身近な保健・医療・福祉サービスを担う区市町村が主体となり、事業者や医師会等との協働体制の下、多職種が連携し、医療・介護サービスを切れ目なく提供する仕組みを構築することが重要である。

都は、東京都保健医療計画に基づき、区市町村の主体的な取組の支援、24時間安心な在宅療養体制の整備、在宅療養に関わる人材の育成・確保、暮らしの場における看取りの推進、在宅療養に関する情報等の都民への普及啓発など、様々な取組を進めている。

地域医療介護総合確保基金では、居宅等における医療の提供に関する事業が対象事業の一つとされているが、施設整備等に関する事業に重点配分され経費の流用は認められておらず、また、対象外となる取組があるなど、地域の実情に応じた取組ができるような仕組みになっていない。

在宅医療の体制構築に係る現状把握のための指標としては、患者数や訪問診療を行っている医療機関数等があるが、在宅療養を一層推進するためには、患者の満足度やQOL等のアウトカム指標による施策の評価を行うことが必要である。

国は技術的支援として、国保データベースシステムを活用し、区市町村ごとの在宅療養患者の状況、医療資源の状況等のきめ細かなデータの提供を行ったところであるが、在宅療養に関する取組の評価検証を行い、実効性のある施策につなげていくためには、こうしたデータの提供が継続的に行われる必要がある。

また、国保データベースシステムでは国保・後期高齢者の被保険者データは取

り扱っているが、その他の被保険者のデータや電子化されていない訪問看護等のデータは取り扱っていないため把握することができない。在宅療養体制の更なる推進を図るためには、訪問看護の実施状況や小児の在宅療養患者の状況も含めて施策の検討をすることが重要であり、こうしたデータも合わせて提供される必要がある。

国は、令和4年1月に「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を一部改訂し、オンライン診療を恒久化したところであるが、在宅療養患者と医療・介護関係者が、安心して活用できるよう安全性・信頼性に関し引き続き十分な検証を行うことが必要である。

国は、保健医療情報を全国の医療機関等において確認できる仕組みの構築に取り組んでいるが、地域におけるデジタル技術を活用した医療・介護関係者の情報共有や地域医療連携ネットワークによる情報共有の取組と整合性を図り、実効性の高いものとするとともに、地域における取組が促進されるよう支援していく必要がある。

また、個人情報保護等のセキュリティ対策が必要であるが、BYODに関しては、地域の取組状況を踏まえた対応が必要となる。

<具体的要求内容>

- (1) 地域の実情に応じて在宅療養の推進に取り組めるよう、地域医療介護総合確保基金については、十分な財源を確保するとともに、対象となる事業を広く認めるなど、効果的に活用できる仕組みとすること。
- (2) 在宅療養の一層の推進に向け、患者の満足度やQOL等のアウトカム指標を設定し評価指標を充実すること。また、在宅療養に関する区市町村ごとのきめ細かなデータについて継続的な提供を行うとともに、小児の在宅療養患者や訪問看護等のデータについても、都道府県や区市町村が活用しやすいよう提供すること。
- (3) オンライン診療の普及に当たっては、安全性・信頼性に関する課題を整理して、引き続き適切な評価検証を行った上で、在宅医療においても患者と医療・介護関係者が活用しやすいよう制度設計を行うこと。また、在宅医療においてオンライン診療を活用した際の診療情報や服薬情報等も含めた情報共有を図られるよう活用しやすい仕組みとすること。
- (4) 保健医療情報を全国の医療機関等において確認できる仕組みの構築に当たっては、地域におけるデジタル技術を活用した医療・介護関係者の情報共有の取組との整合を図ること。また、地域における取組が促進されるよう、十分な財政措置を講じること。

また、セキュリティ対策に関しては地域の実情に応じた取組を行うこと。

10 がん対策の充実

(1) がん予防対策の充実

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

- (1) 「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」において、国の指針で定める検診間隔を踏まえた上で、乳がん・子宮頸がんのクーポン券配布対象者を拡大すること。
- (2) 「がん対策推進基本計画（第三期）」において設定された精密検査受診率90パーセントの目標に向け、精密検査受診の重要性を国民へ普及啓発するとともに、区市町村に対し効果的な取組事例を紹介する等の支援や、要精検者の精検受診結果が区市町村に返送されるための仕組みを構築すること。
- (3) 職域におけるがん検診について、実施状況を把握するとともに、質の向上を図るため、検診受診から精密検査までの精度管理・事業評価ができるような仕組みを構築すること。
- (4) 乳がん検診の精度管理を維持するために、検診従事者に対する研修事業について、十分な財政措置を講じること。
- (5) 胃内視鏡検診の実施体制整備及び精度管理のため、検診従事者に対する研修事業について、十分な財政措置を講じること。
- (6) 科学的根拠に基づいたがん検診を推進するため、新たな検査方法に関する調査研究の充実を図り効果検証を進め、速やかに情報提供すること。また、導入に当たっては、都や区市町村からの意見を聞き、区市町村にとって実効性のある実施方法を定めるとともに、確実に財政措置すること。

<現状・課題>

国は、「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」において、平成29年度から乳がん検診・子宮頸がん検診のクーポン配布対象を、初年度の受診対象

者に限定した。国の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（以下、「国指針」という。）では、乳がん検診・子宮頸がん検診においては、隔年での受診を定めている。検診は定期的な受診が重要であることから、その後の受診を促進するため、初年度以外にも対象を拡大する必要がある。

国の「がん対策推進基本計画（第三期）」において、精密検査受診率の目標値 90 パーセントが設定されたことを踏まえ、都は平成 30 年度より、区市町村における要精検者の精密検査受診結果の把握を推進し、精密検査受診率を向上させる目的から、都内における精密検査結果報告書の標準様式の作成等の取組を進めている。しかし、精検実施機関から区市町村に報告書が返送されないケースが多く、区市町村が要精検者の受診動向を把握できないため、効果的な受診勧奨・再勧奨につながっていない。また、精密検査受診の重要性に関する国民の理解については十分とは言えず、精密検査の受診率を向上させるためには、国民の正しい理解を促すことが必要である。

職域におけるがん検診については、検診全体に占める割合が高いにもかかわらず、制度上の位置付けが明確でないため、実施状況の正確な把握や精度管理が十分でない。国は、「職域におけるがん検診に関するマニュアル」を作成し、研究班において実施状況の把握や精度管理について検討しているが、検診受診から精密検査までの結果把握が行われるような仕組みの構築は講じられていない。

乳がん検診については、国は令和 3 年 10 月に、集団検診において医師の立会いないマンモグラフィを可能とするため国指針を改正したところであるが、乳がん検診の精度管理を維持するためには、マンモグラフィの従事者に対する技術の向上に加え、エックス線撮影時の安全性確保などに関する研修を実施する必要がある。

さらに、平成 28 年度から胃内視鏡検診従事者研修の補助事業が開始されたが、重篤な偶発症に適切に対応できる体制整備及び精度管理を図るためには、今後も継続的な研修の実施が必要である。

国は対策型検診として科学的根拠に基づいたがん検診を推進するため、子宮頸がん検診における HPV 検査や乳がん検診における超音波検査など、新たな検査方法の導入に向けて、検査の実施手順や有効性評価などについて様々な調査研究を行ってきた。国立がん研究センターは令和 2 年 7 月、「有効性評価に基づく子宮頸がん検診ガイドライン」更新版を公開し、この中で新たに HPV 検査単独法を対策型検診として推奨しているが、検査実施に当たっては陽性者に対する長期の追跡を含む精度管理体制の構築が前提であり、国指針改正に当たっては、区市町村にとって実効性のある実施手順の構築が必要である。新たな検査を導入するに当たっては、区市町村が国指針に基づくがん検診を適切に実施していくため、区市町村が計画的に精度管理向上に向けた実施体制を整備できるよう支援するとともに、区市町村の取組に対する財政負担に配慮する必要がある。

< 具体的要求内容 >

- (1) 「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」における乳がん検診・子宮頸がん検診のクーポン券の配布について、定期的な受診を促すため、国の指針で定める検診間隔を踏まえた上で、配布対象者を拡大すること。

- (2) 「がん対策推進基本計画（第三期）」において設定された精密検査受診率 90 パーセントの目標達成に向け、精密検査受診の重要性を国民へ普及啓発するとともに、目標達成に向けた効果的な取組事例の紹介等の支援や、要精検者の精検結果報告書が区市町村に円滑に返送される仕組みを構築し、区市町村の結果把握の取組に対する支援を行うこと。
- (3) 職域におけるがん検診について、実施状況の正確な把握を行うとともに、企業や健康保険組合等が、従業員にとって受診しやすい環境整備や、区市町村が実施する対策型検診の課題や実施状況を参考に検診受診から精密検査までの結果把握が行えるような仕組みを構築すること。
- (4) 乳がん検診の精度管理を維持するため、マンモグラフィに携わる読影医師等に対する研修事業について、十分な財政措置を講じること。
- (5) 胃内視鏡検診の実施体制整備及び精度管理のため、今後も検診従事者に対する研修事業について、十分な財政措置を講じること。
- (6) 新たな検査の導入に向けた手順や有効性評価等について引き続き調査研究を進め、検証結果を速やかに提供すること。またこれらの検査を「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に新たに規定する場合、都や区市町村から意見を聞き、実効性のある実施方法を定めるとともに、区市町村に過度な負担が生じることのないよう、確実に財政措置を講じること。

(2) がん医療体制の充実

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局・病院経営本部)

- (1) 高度型を含めたがん診療連携拠点病院の指定について、都の取組や人口、がん患者数、患者の受療動向等の地域の実情を踏まえ、指定要件を満たしている病院は全て指定すること。また、指定要件の見直しに当たっては、適切な財源措置等を行うこと。
- (2) 地域医療介護総合確保基金の対象となったがん診療施設の整備事業については、必要額を確実に措置すること。
- (3) がん診療連携拠点病院機能強化事業及び地域がん診療病院等機能強化事業について、拠点病院等の取組実績を適切に評価すること。
- (4) がん診療連携計画策定料の算定要件の緩和を行うこと。
- (5) 専門医や医療従事者の養成・確保策の拡充を図ること。
- (6) 拠点病院や地域における緩和ケアの充実に向けた更なる支援を行うこと。
- (7) 小児がん及びAYA世代のがん患者への診療提供体制を国において十分検討すること。
- (8) AYA世代の多様なニーズに応じた支援体制と、小児やAYA世代の患者に対し介護保険制度と同様の仕組みを整備すること。生殖機能温存等に係る費用の助成について、助成額の充実に努めるとともに、受精卵（胚）等の凍結保存の更新料など、必要な経費について対象とすること。
- (9) がん患者の就労支援について、関係機関、事業者等が患者支援を行えるよう情報共有の仕組みづくり等を行うこと。また、地域の実情に応じた都道府県の就労支援に対する財政措置を行

うとともに、医療機関における治療と仕事の両立支援の充実に
向け引き続き診療報酬の評価・検証を行うこと。

(10) 国民に対するがんに関する正しい知識の普及啓発を徹底する
こと。

<現状・課題>

都内では、現在、13医療圏に29か所のがん診療連携拠点病院等が指定されている。都は、他県に比べて人口やがん患者数が多く、また、他県からがん患者が多数流入していることから、国が指定する拠点病院等だけでは、集学的治療の提供体制が不足するため、国拠点病院と同等の機能を有する病院を独自に整備してきた。都内にはまだ、指定要件を上回る診療実績を有する病院が多数あるが、国は、複数の病院が指定されている圏域については、新たに指定する相当の理由がなければ指定は難しいとしている。

また、平成30年7月に改定されたがん診療連携拠点病院等の整備に関する指針では、医療安全管理部門等について新たに要件が追加されたが、病院の費用負担の増加も見込まれる。さらに、地域拠点病院（高度型）の指定に当たっては、都の実情が反映されたものとなっていない。これらに加え、働き方改革の動向を踏まえた医療従事者の確保に要する経費に対して、診療報酬上の適切な評価も必要である。

国は、がん診療を行う病院の施設及び設備整備事業について、平成27年度以降は地域医療介護総合確保基金の対象としたが、医療機関において良質かつ適切な医療を安定的に提供できる体制を確保するためには、基金への移行後も、病院の整備が計画的かつ継続的に行われる必要がある。

拠点病院等に対しては、相談支援センターの運営や緩和ケア研修会の開催に係る費用を、国と都が2分の1ずつ補助している（がん診療連携拠点病院機能強化事業及び地域がん診療病院等機能強化事業）。国は、平成24年度から、がん相談支援事業について、年間の相談件数に応じた一定の基準額を設けたため、多くの拠点病院では補助額が減少している。

がん治療連携計画策定料の算定要件は、入院中又は退院した日から起算して30日以内にがん患者の治療計画を作成し、患者に説明し文書により提供するとともに、退院時又は退院した日から起算して30日以内に連携医療機関に患者の診療情報を文書により提供した場合に限られ、退院後に入院していた病院に31日以上経過して外来を受診した患者や、外来のみでがんの診断・治療を行う患者に対しては算定できないものとなっており、がん診療に係る医療連携を幅広く進めていくためには、算定要件を緩和する必要がある。

これまで拠点病院等を中心に、緩和ケアチームや緩和ケア外来等の整備を進めてきたが、今後は、それらが連携して施設全体で緩和ケアの診療機能を発揮することが求められる。現在、都道府県拠点病院のみに設置が義務付けられている緩和ケアセンターの機能を、地域拠点病院にも拡充する必要がある。

平成29年12月に策定された「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケ

「ア研修会の開催指針」では、がん等の診療に携わる全ての医師・歯科医師に加え、これらの医師と協働し、緩和ケアに従事するその他の医療従事者が受講対象者とされており、医師以外の医療従事者についても基本的な緩和ケアに関する知識を習得する必要がある。

小児がんとAYA世代のがん医療や支援に当たっては、小児がん拠点病院と成人の拠点病院等との連携が必要である。

AYA世代のがん患者については、年代によって就学、就労、妊娠等の状況が異なり、個々の状況に応じた多様なニーズに対応できるような情報提供や支援体制の整備が求められている。

また、小児やAYA世代のがん患者は、介護保険の対象外であるため、在宅で療養する際に必要となる介護サービスを利用する費用は全額自己負担となり、ケアマネージャーのような支援する人材もいない。さらに、国は、令和3年度から生殖機能温存治療に係る費用の助成制度を開始したが、生殖機能温存治療後から妊娠のための治療を開始するまでの間の、受精卵（胚）等の凍結保存更新の費用が対象となっていない。また、都は助成上限額について、都内医療機関における治療費を参考に、国単価に上乗せしている。

がん患者の就労支援については、平成28年12月に改正がん対策基本法に位置付けられ、国及び地方公共団体は、がん患者の雇用継続等について必要な施策を実施することとされた。

国は、事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドラインの作成や両立支援促進員の配置等に取り組んでいるが、がん患者への支援をより効果的に進めるためには、関係機関及び事業者等が連携して患者の状況に応じた相談支援等を行うとともに、働きながら治療を受けられる医療提供体制の整備が必要である。令和2年度の診療報酬改定では、「療養・就労両立支援指導料」の大幅な見直しが行われた。がん患者の治療と仕事の両立を支援していくためには、引き続き、診療報酬の評価・検証を行う必要がある。

国は、がん教育を推進するとともに、国民に対しては、国立がんセンターのがん情報サービスによる情報提供など、がんに関する普及啓発を推進してきたが、がん患者や経験者が、安心して療養し、自分らしく生活を継続できるよう、国民のがんに関する理解を一層深めることが必要である。

<具体的要求内容>

- (1) がん診療連携拠点病院の指定については、高度型拠点病院の指定を含め、人口、がん患者数、患者の受療動向等の地域ごとの実情を踏まえ、指定数を制限することなく、指定要件を満たす病院を全て指定すること。また、指定要件の追加や働き方改革への取組等による病院の費用負担等を考慮し、適切な財源措置等を行うこと。
- (2) がん診療を行う医療機関が良質かつ適切な医療を安定的に提供できるよう、地域医療介護総合確保基金の対象となった施設設備の整備事業について、必要額を確実に措置すること。
- (3) がん診療連携拠点病院において相談支援センター機能の一層の強化が図られるよう、がん診療連携拠点病院機能強化事業及び地域がん診療病院等機能

強化事業（がん相談支援事業）について、単に相談件数だけで評価するのではなく、取組実績に見合った基準額を設定するなど、適切に評価する制度に見直すこと。

- (4) がん治療連携計画策定料の算定要件について、患者への説明・連携医療機関への情報提供等の要件を、退院した日から起算して30日以内に限定しないこと。また、入院治療だけでなく外来治療にも算定できるようにすること。
- (5) 拠点病院や地域の医療機関等における適切ながん医療の提供、また、AYA世代や高齢者等に応じたがん医療の提供ができるよう、専門の医療従事者の養成・確保策の一層の拡充を図ること。また、がん相談支援センター相談員の人材育成について、ニーズに応じた十分な研修機会を確保すること。
- (6) 地域拠点病院においても、緩和ケアセンターと同様の機能が確保されるよう支援すること。また、医師以外の医療従事者が基本的な緩和ケアの知識について習得できるよう、職種に応じた研修プログラムによる育成を行うこと。
- (7) 小児がん及びAYA世代のがん患者に適切ながん医療等が提供できるよう、小児がん拠点病院と成人の拠点病院等が連携し、これらの患者に長期的な支援が可能な体制の構築が図られるよう検討すること。
- (8) AYA世代の多様なニーズに応じた情報提供、包括的な相談支援・就労支援を実施できる体制を整備すること。また、小児やAYA世代の患者が介護保険制度と同様の支援が受けられる仕組みを構築すること。さらに、生殖機能温存等に係る費用の助成について、助成額の充実を図るとともに、生殖機能温存治療費だけでなく、温存治療後から妊娠のための治療を実施するまでの受精卵（胚）等の凍結保存更新料など、必要な経費についても対象とすること。
- (9) がん患者の就労支援をより効果的に行っていくため、国の就労支援機関やがん診療連携拠点病院のがん相談支援センター等の関係機関及び事業者等が連携して、患者の状況に応じた支援を行えるよう、情報共有の仕組みづくりや人材育成等を進めること。また、患者のニーズや地域の実情に応じた都道府県の就労支援の取組に対する財政措置を行うこと。さらに医療機関の治療と仕事の両立支援に向けた積極的な取組が進むよう、引き続き適切な診療報酬の評価・検証を行うこと。
- (10) がん患者や経験者が、必要な支援を受けながら安心して生活し、活躍できるよう、国民に対するがんに関する正しい知識の普及啓発を徹底すること。

(3) がん登録の推進

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

全国がん登録を実施するに当たって、十分な財政措置を講じること。また、がん登録に携わる人材の確保・育成、オンラインシステムの環境整備を行うとともに、精度向上の観点からの対策及び国民等へがん登録の普及啓発を行うこと。さらに、がん登録の活用に向けた必要な支援を行うこと。

<現状・課題>

がん登録は、がんの発生状況・がん医療の実態を把握し、がん対策の評価や企画を行う際の基礎資料となるものであり、がん対策の推進に当たって重要な役割を担うため、高い精度が必要である。

平成28年1月にがん登録等の推進に関する法律が施行され、全国がん登録の実施に当たって、都道府県が負担する審議会や医療機関向けの説明会に係る事務処理費用等一部の経費のみ国庫補助の対象となっている。今後、全国がん登録を着実に推進していくためには、財政措置の充実が必要である。

法が施行されたことに伴い、がん登録は全ての病院に義務づけられたが、中小病院においては、がん登録に携わる医師等専門職が十分に配置されていないなど、体制が整備されていない。がん登録には高い専門性と秘密保持が求められるため、人材の確保と育成に十分な配慮が必要である。

平成29年4月からがん登録オンラインシステムの運用が開始され、各医療機関は都道府県へオンラインシステムによりがん登録データの届出をすることとなっているが、システム導入には、専門的知識が必要となることやシステム改修経費を負担する必要があるため、都内におけるオンライン化率は7割程度となっている。より多くの医療機関がオンラインシステムを導入するためには、わかりやすい導入手順の案内や問合せ窓口の充実、システム改修経費の確保など、中小病院にも配慮した対策が必要である。

また、全国がん登録は、全国のがん情報を一つにまとめて管理することで、精度の高い、正確ながん情報を効率的に集め、公表することを目的として開始されたが、患者の同一人物判定に必要な情報を確実に収集する仕組みが構築されておらず、精度向上の観点から対策が必要である。

さらに、全国がん登録が開始されたことで、都道府県単位でなく全国規模のがん登録データベースが構築されてはいるが、国民、医療機関、自治体への周知が十分に図られておらず、その重要性、必要性、有用性、活用方法について理解が進んでいないため、より一層の周知活動が必要である。特に、がん登録は、区市町村が、がん検診の効果検証を行うに当たって有効な手段であるとされているが、活用した先行事例が少なく、取組が進んでいないため、今後、区市町村ががん登

録を活用して精度管理の向上が図れるような支援が必要である。

＜具体的要求内容＞

- (1) 都道府県における全国がん登録の実施に必要な経費について、十分な財政措置を講じること。
- (2) 医療機関における届出に必要な人員体制の整備に係る財政措置を講じること。また、がん登録従事者に対し、資質の向上を図るための研修を実施するなど、必要な措置を講じること。
- (3) 医療機関がオンラインシステムを導入するに当たっては、システム整備に係る技術的支援及び財政措置を講じること。
- (4) 全国がん登録情報の精度向上の観点から、患者の同一人物判定に必要な情報を確実に収集できるような仕組みを構築すること。
- (5) がん登録の必要性について、国民及び医療機関の理解と協力を得るための積極的な普及啓発を行うこと。
- (6) 区市町村ががん登録を活用したがん検診の精度管理の向上が図れるよう、その活用方法や自治体における取組事例の紹介などの必要な支援を行うこと。

1 1 救急医療体制の整備

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局・病院経営本部)

- (1) 救急医療の厳しい現状を踏まえ、迅速・適切な救急医療の確保に向け、更なる充実策を講じること。
- (2) 医療提供体制施設整備交付金、医療提供体制推進事業費補助金及び医療施設運営費等補助金において、十分な財源を確保するとともに、地域の実情に応じた補助制度とすること。

＜現状・課題＞

都の救急医療体制は、「突発不測の傷病者が、いつでも、どこでも、だれでも、症状に応じた適切な医療が受けられる」という理念の下に、初期、二次、三次の救急医療機関の体系的な整備を進めている。

しかし、少子高齢化の進展や都民意識の変化等から、求められる救急医療が高度化・多様化しており、救急医療を担う医師の負担は大きなものとなっている。このような中、現在、医師の働き方や労働法制に関する見直しが行われているが、医師の確保は救急医療においても大きな課題となっており、人材の確保難や救急医療の不採算性等による救急医療機関数の減少や救急医療体制の維持に支障を来すことが危惧される。

また、救急搬送に占める割合が増加している高齢者については、入院期間が長期化するなどの懸念から医療機関が受入れを躊躇することもある。

都は、平成21年から「救急医療の東京ルール」に基づき地域全体で救急患者を受け止める搬送体制を開始し、二次医療圏内において搬送先選定困難者の受入調整に中核的役割を担う東京都地域救急医療センターを89施設指定するとともに、圏域内で受入れが困難な場合に広域的に受入調整を行う救急患者受入コーディネーターを令和2年度から増員し、救急患者の迅速な受入体制を確保している。

こうした東京ルールによる運営形態は、平成25年度までは国庫補助対象であったが、平成26年度から国の補助事業の再編に伴い、補助要件や基準額等の変更が行われたため、補助対象外となっている。

平成28年3月に総務省消防庁及び厚生労働省から発出された国通知では、救急業務としての転院搬送の際には医療従事者を同乗させることや、緊急性の乏しい転院搬送については、医療機関が所有するいわゆる病院救急車や消防機関が認定する患者等搬送事業者等を活用することとしている。しかし、当該保険医療機関の入院患者を他の保険医療機関に搬送した場合、救急搬送診療料は算定できないため、医療機関の実情に応じた運用になっていない。

平成28年度診療報酬改定においては、「夜間休日救急搬送医学管理料」の評価が充実されるとともに平日夜間帯も新たに算定可能となったが、救急医療管理加算については、一部項目が減額された。また、令和2年度改定においてより多くの患者受入を評価する新たな評価区分が設けられたが、医師の時間外労働規制の影響等を含めた救急医療の厳しい現状に対して十分なものとは言えない。

救命救急センター運営事業費補助については、救命救急センターの収支が赤字であっても、病院全体の収支が黒字の場合には補助基準額が2分の1とされ、その不採算性を病院に転嫁する仕組みとなっている。また、新たな充実段階評価が導入され、24時間重症・重篤な救急患者を受け入れる体制の確保や、積極的な患者受入れを強く求められている一方で、医師の働き方改革が進む中、病院側は人員体制の充実等が必要となるが、現行の診療報酬はこうした実情を十分に反映したものとなっている。

さらに、都は、東京消防庁のヘリコプターに救急医療用の医療機器等を搭載し、医師が搭乗する東京型ドクターヘリの運用を行っており、また、令和4年3月からドクターヘリの運航を開始している。今後、遠距離運航や夜間飛行が可能な東京型ドクターヘリと機動力が高いドクターヘリを併用することにより、都の救急医療体制の機能強化を図ることとしているが、国は都道府県又は都道府県知事等の要請を受けた基地病院が運航会社との委託契約によりドクターヘリを配備する場合にドクターヘリ導入促進事業の補助対象としており、東京型ドクターヘリを補助対象にしていない。

新型コロナウイルス感染症への対応が続くなか、国は新型コロナウイルス感染症患者及び新型コロナウイルス感染症を疑う患者の受入れを行う医療機関に対し、院内感染防止対策を講じながら一定の診療体制を確保するための支援を行っている。一方、救急医療機関においては、救急患者については、新型コロナウイルスに感染していることを疑って対応しなければならないが、全ての救急医療機関が支援の対象となっているわけではない。都内では、新型コロナウイルス感染症重点医療機関等に指定されていない救急医療機関において大規模な院内感染が発生している例もあり、救急患者の受入れによる感染リスクが大きい救急医療機関を

支援し、感染防止対策を強化する必要がある。

今後とも、迅速・適切な救急医療を確保するため、診療報酬の改善や医師確保対策の推進、補助の充実などの国の取組を更に進めていく必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 救急医療体制の確保については、救急医療の厳しい現状を十分に考慮するとともに、医師の働き方改革の動向等を踏まえ、勤務環境や診療報酬の改善などを図ること。また、救急医療機関の高齢者受入れが円滑に行えるよう検討を進めること。
- (2) 医師の働き方改革により時間外労働規制の上限規制が適用されることを踏まえ、人員体制充実の必要性や救急医療分野の業務実態を十分に把握し、救命救急センターや二次救急医療機関の安定的な運営が図られるよう、診療報酬について検証を行い、実態に即したものとすること。
- (3) 救命救急センターの充実段階評価について、救命救急部門の運営実態をより踏まえたものとするため、精査を行った上で十分な評価を行うとともに、救命救急センター運営費については、病院全体の収支に関わらず、必要な経費を確実に補助すること。
- (4) 救急医療の整備については、医療提供体制施設整備交付金及び医療提供体制推進事業費補助金において、十分な財源を確保すること。
- (5) 「救急医療の東京ルール」など地域の実情に応じた取組が「メディカルコントロール体制強化事業」及び「搬送先困難事例受入医療機関支援事業」の補助対象となるよう要件を早急に見直すとともに、大都市における救急搬送の実態等を踏まえ、補助基準額の設定等を見直すこと。
- (6) 真に急を要する救急患者に的確に対応できるよう、救急医療の適切な受診について国民の理解促進に積極的に取り組むこと。
- (7) 転院搬送について、医療機関の実情を踏まえた取組が進むよう、診療報酬の充実を図ること。
- (8) 「救急医療管理加算2」については評価を引き上げるなど、救急搬送患者を積極的に受け入れる二次救急医療機関を支援すること。
- (9) 地方自治体がそれぞれの医療体制の現状や資源を活かしながら、ヘリコプターを用いた救急医療体制の確保が進められるよう、ドクターヘリ導入促進事業の対象をヘリ運航会社との委託契約に限るとする運営方針を見直し、東京型ドクターヘリを補助対象に拡大すること。
- (10) 新型コロナウイルス感染症患者及び新型コロナウイルス感染症を疑う患者を受け入れるための救急医療機関等に対する支援に加え、救急患者を受け入れている全ての救急医療機関に対して幅広く支援すること。
- (11) 医療機関が救急患者等の受入れに伴って発生する未収金などによる不利益を被らないよう、国の責任において補助制度を創設すること。

1 2 周産期医療体制の充実

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局・病院経営本部)

- (1) 周産期母子医療センターに対するNICU及びMFICU運営費に係る補助基準単価について、十分な財源措置を講じること。
また、NICU入院児の重症度等を勘案し、補助制度の拡充を図ること。
- (2) 周産期母子医療センター等で働く医師等の確保を含め、安定的な運営を図れるよう、財源措置を講じること。
- (3) NICU等長期入院児の在宅移行に向けた施策について、財政支援を図ること。
- (4) 将来の新興感染症等の発生に備え、安全安心な周産期医療体制を確保するための必要な措置を講じるとともに、院内感染防止対策等に取り組む周産期医療機関に対し、財政支援の拡充を図ること。

<現状・課題>

周産期母子医療センターは、24時間体制で、緊急帝王切開術や超低出生体重児等、周産期救急医療体制の確保が求められているにも関わらず、十分な診療報酬となっていないため、各医療機関において不採算部門となっている。また、在胎期間や出生体重、児の疾患状況・外科的対応の有無等により、NICU入院児の受入状況は医療機関によって差が生じているが、入院児の重症度や対応困難度、病床利用率等は評価されていない。

周産期母子医療センターにおける医師等の確保という面では、実際に現場で働く医師等への処遇改善には、いまだ十分とは言えず、特に新生児を専門とする医師は1施設当たり常勤医が平均6名しかおらず、今後の医師の働き方改革等を踏まえると、勤務環境や医師の確保がさらに厳しい状況にある。

また、都はNICUの整備を進めているものの、医療ニーズや療育支援の必要性が高い児への医療・保健・福祉サービスが地域に不足しているなどの理由により、集中治療を脱した後も円滑に退院できない状況が、NICUの満床状態を解消できない要因の一つとなっている。

平成30年度診療報酬改定において、小児在宅医療に関する一定の評価がなされたものの、在宅療養等へ円滑に移行するためには、NICU入院児支援コーディネーターの配置や、地域において円滑に在宅生活を送れるような在宅移行支援

病床やレスパイト病床の確保、地域小児科医及び訪問看護師の拡充など、引き続き環境整備を図ることにより、円滑な退院に向けた更なる支援を行う必要がある。

さらに、平成28年6月の児童福祉法改正、令和3年9月の医療的ケア児支援法の施行により医療的ケア児の支援に関する保健・医療・福祉等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の基の切れ目ない支援を行うこととされた。医療依存度の高いNICU等入院児の在宅療養への移行を更に進めるためには、入院中から退院後の生活を支援する多職種の関わりが重要である。

新型コロナウイルス感染症への対応が続く中、国は新型コロナウイルス感染症に罹患又は疑いのある妊産婦を受け入れる医療機関に対する支援を行っているが、他の新興・再興感染症発生時においても、都民が地域で安心して子供を産み育てられるよう、これまでの知見を踏まえ、相談・往診体制の構築や産科かかりつけ医と周産期医療機関、その他医療機関との医療連携体制の確保に向けた必要な措置を講じるとともに、妊産婦を受け入れる医療機関における院内感染防止対策への支援が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 周産期母子医療センターの実態等を踏まえ、NICU及びMFICU運営費の補助基準額の設定等を見直すこと。また、NICU入院児の重症度や対応困難度を評価する仕組みを構築し、加算の拡充を図ること。
- (2) 周産期母子医療センター等で働く産科医や新生児科医等を確保するため、診療報酬の改善などの更なる充実策を講じるとともに、分娩手当や新生児科医に対する手当の補助等、地域医療介護総合確保基金の対象となった事業については必要額を確実に措置すること。
- (3) NICU入院児支援コーディネーターの配置促進や、在宅移行支援病床・レスパイト病床の確保、訪問看護ステーションの拡充など、円滑な退院や在宅生活を支援する仕組みを充実させるとともに、必要な財源措置を講じること。
- (4) NICU等退院児の地域における在宅療養の充実を図るため、入院中からの支援や訪問看護等に対する診療報酬を更に充実させること。
- (5) 新興・再興感染症発生時において、都民が身近な地域で子供を安心して産み育てられるよう、相談・往診体制や医療連携体制の確保に向けた必要な措置を講じること。また、院内感染防止対策に取り組む周産期医療機関に対する財政支援の拡充を図ること。

1 3 小児救急医療体制の整備

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局・病院経営本部)

- (1) 小児救急医療体制を確保するため、医師確保策を緊急に講じるとともに、小児救急医療に係る診療報酬の改善等に引き続き努めること。
- (2) 小児救急医療対策に係る医療提供体制施設整備交付金及び医療提供体制推進事業費補助金の一層の充実に努めるとともに、補助対象を拡充・改善すること。
- (3) 災害時の小児周産期医療体制の確保に向けた支援策を講じること。

<現状・課題>

令和4年度診療報酬改定において、小児救急医療に係る改定が一部なされたが、不採算性の解消のためには、引き続き診療報酬の改善が図られる必要がある。

重篤な小児の救命救急医療及び集中治療については、小児救命救急センターに対する運営費補助による支援や診療報酬による評価がなされているが、実質的には多額の持ち出しとなっている。小児救命救急センターは、小児救急患者を24時間体制で受け入れるなど高度医療の役割を担っていることから、体制整備のため、実情を踏まえた適正な補助を行う必要がある。

限りある医療資源を有効に活用するには、医療機関が連携を強化し、効果的・効率的に医療を提供できる体制づくりが必要である。中でも、小児集中治療室のある医療機関で、全身状態が安定した後も引き続き医療機器（人工呼吸器等）や医療ケアが必要な患者について、令和4年度の診療報酬改定で小児在宅医療に係る評価はなされたが、在宅移行に向けた取組を更に支援する必要がある。

さらに、医療提供体制施設整備交付金や医療提供体制推進事業費補助金について、地域の実情に合った小児救急医療体制の整備を進めるためには、現行制度をより柔軟に活用できるよう、補助対象の拡充等が図られる必要がある。

国は、平成28年度から災害時小児周産期リエゾン研修を実施し、平成31年2月8日には「災害時小児周産期リエゾン活動要領」を策定した。都もこれを受けて独自のリエゾン養成研修を実施し、令和3年度からは「東京都災害時小児周産期リエゾン」及び「地域災害時小児周産期リエゾン」の運用を開始し、有事に備え、平時から関係機関との連携を図っている。こうした災害時の小児周産期医療体制の構築に向けた取組を地方自治体が進めるに当たっては、制度設計を行い全国的な体制整備を推進する立場にある国の責任において、技術的・財政的な支援が図られる必要がある。

< 具体的要求内容 >

- (1) 小児救急医療の厳しい現状を踏まえ、引き続き小児救急医療を担う人材の確保や、医師の働き方改革による人員体制充実の必要性を踏まえ、小児救急医療に係る診療報酬を抜本的に見直すこと。また、都の行う小児科医師の確保・育成策について恒常的な支援を行うとともに、小児集中治療室の医療従事者に対する研修等、地域医療介護総合確保基金の対象となった事業については必要額を確実に措置すること。
- (2) 初期、二次、三次の医療機関が連携を強化し、効果的・効率的に医療を提供できる体制づくりなどに対して、実効性のある支援策を講じること。また、急性期の治療を終え、状態の安定した患者の転・退院支援や在宅療養中に病状が変化した患者の入院、療養患者を支える家族の一時支援等に必要な体制整備を進めるため、人材育成・確保に係る補助事業や在宅移行支援に関する診療報酬の更なる充実を図ること。
- (3) 小児救急医療対策に係る医療提供体制施設整備交付金及び医療提供体制推進事業費補助金の一層の充実に努めるとともに、地域の実情に見合った実効性のあるものとするため、補助対象を拡充・改善すること。
- (4) 災害時小児周産期医療体制の整備に向けた取組に対する支援策を講じること。
 - ① 災害時小児周産期リエゾンの安定的な確保に向け、養成のために自治体を実施する研修への財政的支援を講じること。
 - ② 有事の際、災害時小児周産期リエゾンが円滑に活動できるよう、訓練や通信環境等の充実に向け必要な財政的支援策を講じること。

1 4 医療機関経営安定化対策の推進

(提案要求先 厚生労働省)

(都所管局 福祉保健局・病院経営本部)

- (1) 大都市の地域特性に配慮して、診療報酬制度の改善を図ること。
- (2) 医療提供体制施設整備交付金について、財源を確保するとともに、更なる充実を図ること。

< 現状・課題 >

都は地方と比較して用地費や人件費等のコストが高く（地価は全国平均の4.8倍等）、診療報酬制度や医療機関の施設整備補助制度について、大都市の地域特性に合わせた配慮が必要である。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が顕著に見られた都においては、通常の診療にも影響が及び、病院経営は厳しさを増した。

診療報酬については、入院基本料等において地域加算が行われているが、都における医療機関の経営は厳しさを増しており、より一層の充実が必要である。

また、医療提供体制施設整備交付金は、都における医療機能の整備・充実を推進する上で、必要不可欠なものであるが、施設整備事業に係る算定基準は、大都市の地域特性が十分に反映されたものとなっていない。

加えて、国は平成23年度以降、医療提供体制施設整備交付金予算を大幅に減額しており、また、平成26年度からは、交付金事業の一部が地域医療介護総合確保基金の対象となっているが、医療提供体制施設整備交付金の予算額の減額は、医療機関の機能強化や耐震化整備に支障を来しかねない。

<具体的要求内容>

- (1) 患者サービスを向上させるとともに、医療機関の経営を安定化させるため、入院基本料に対する地域加算等の診療報酬について、人件費、土地取得費、物件費等、大都市の地域特性を詳細に把握した上で、必要な改善を行うこと。また、新興・再興感染症等の影響下においても安定した経営が行えるよう、必要な措置を講じること。
- (2) 医療機関の健全な経営を確保し、狭あい・過密な大都市において患者の療養環境及び職員の執務環境の改善を図るとともに、災害対策を一層促進するため、医療提供体制施設整備交付金の財源を確保し、地域特性に配慮した算定基準とするなど更なる充実を図ること。

1.5 院内感染防止対策の推進

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局・病院経営本部)

- (1) 医療機関における院内感染防止対策を推進するため、診療報酬における評価の充実を図ること。
- (2) 院内感染対策に係る医療機関の支援のため、地域における病院間の相互支援体制の構築に向けた施策の充実を図ること。

<現状・課題>

令和4年4月の診療報酬改定において新設された「感染対策向上加算3」は、入院初日のみならず入院期間が90日を超えるごとに算定できることとなったが、現在の「感染防止対策加算2」に概ね相当する改定後の「感染対策向上加算2」は、入院初日のみの算定とされている。東京都において、現在の「感染防止対策加算2」を算定している病院の約4割は療養病床を有する病院であり、依然として、入院が長期となる慢性期患者への対応の評価が低くなっている。

今般、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、多くの医療機関で院内感染が発生し、当該医療機関では入院・外来診療が一時休止するなど、地域の医療提供体制に影響を及ぼす事態も生じた。院内感染発生時には早期収束を図ることはもとより、発生防止のための平時からの体制整備が重要である。院内感染対策事業における「院内感染地域支援ネットワーク事業」においては、医療機関の感染防

止対策の支援のために、日常的に相談できる専門家の相談窓口設置のほか、ネットワーク構築や相互支援体制の構築のための取組（研修・情報交換等の実施）が補助対象とされている。しかし、地域の実情に応じた医療機関の感染防止対策をきめ細かく推進するためには、都道府県のみならず二次保健医療圏や保健所単位ごとなどでネットワークを構築していく必要がある。

<具体的要求内容>

- （１）「感染対策向上加算２」について、入院初日のみとされている算定要件を改め、入院期間が比較的長期となる慢性期患者に対応する医療機関に対して配慮するなど、実情を考慮した評価とすること。
- （２）院内感染が発生すると急速に拡大するリスクが高い精神科病床や、重症化リスクの高い高齢の入院患者の割合が高い療養病床を有する病院等、院内感染防止対策の強化が必要な医療機関に対する人材育成や標準予防策の徹底等の取組への支援を図ること。また、新型コロナウイルス感染症の院内感染発生事例を分析・検証し、検証結果を自治体へ示すとともに、今後の新興・再興感染症の発生を見据え、「院内感染地域支援ネットワーク事業」においては、地域の実情に応じた院内感染防止対策を実施できるよう制度の拡充を図ること。

1 6 「黒い雨」に係る被爆者健康手帳の交付について

（提案要求先 厚生労働省）
（都所管局 福祉保健局）

「黒い雨」に係る被爆者健康手帳の認定に必要な具体的な基準を明確にすること。

<現状・課題>

1945年8月6日に降った広島「黒い雨」に遭ったと思われる方が、被爆者健康手帳の交付を受けるためには、黒い雨を浴びた、黒い雨で服が濡れたなど、「黒い雨」に遭ったことが確認できること、また、黒い雨に遭った場所・時間帯、降雨状況、生活状況などが「原告」と同じような事情にあったことが確認できること、という要件に該当していることが必要である。

令和4年3月現在、国からは「黒い雨」に遭ったとされる対象地域の図（判例資料）しか示されていない（図には対象地域の具体的な町村名が記載されておらず被爆地の特定が困難である）。また、「原告」と同じような事情と判断するための判断基準も充分ではない。

そのため、今後の申請や認定に当たり、対象地域等、原告と同じような事情にあったと認められる要件が、具体的に示されていなければ、申請者及び自治体が交付の対象に該当するか否かの判断を適切に行うことができない。

< 具体的要求内容 >

「黒い雨」に遭ったことを確認するための、対象地域等、原告と同じような事情にあったと認められる要件を明確に示すこと。

1 7 被爆者援護法に基づく医療費の審査支払事務における紙申請の廃止

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

(1) 被爆者援護法に定める一般疾病医療費の審査支払事務をペーパーレス化できるよう法令改正及び申請・審査・支払事務等のシステム構築を行うこと。

< 現状・課題 >

一般疾病医療費のうち、大部分については原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号。以下「被爆者援護法」という。）第18条第3項により現物給付を行っているが、受診者が現物給付を受けることができなかった場合は、一旦医療費を支払い、後日、償還払の申請をする必要が生じる。

現物給付ができる医療機関は、被爆者援護法第19条により指定された被爆者一般疾病医療機関に限られ、一般疾病医療機関の指定を受けていない医療機関で受診した被爆者は、一旦医療費を支払い、後日、都道府県に対し償還払の申請をする必要がある。

また、償還払の手続において、一般疾病医療費支給申請書（様式第8号）、当該医療に要した費用を証する書類及び当該医療の内容を記載した書類の提出が求められている。現在は、被爆者から提出のあった申請書と領収書の原本等の書類を国に送付している。

ただし、領収書の原本の提出は、国税（所得税）の医療費控除において二重の利得を得ることに対する予防策にもなっているため、電子化に当たっては、何らかの措置を講じる必要がある。

< 具体的要求内容 >

- (1) 法改正により、被爆者一般疾病医療機関の指定制度を改め、全ての保険医療機関において現物給付を取り扱えるものとする。
- (2) 法改正により、申請書の電子申請を可能とすること。
- (3) 医療費助成の電子申請を可能とするに当たっては、当該事務が被爆者援護法による法定受託事務であることに鑑み、申請・審査・支払（履歴確認を含む。）の管理を一元化できるシステムを国が構築し、全国一律に導入する取扱いとすること。
- (4) 電子申請においては、医療の事実を証する書類の電子化（医療の事実及び内容を証する書類を、単にPDFや写真による添付で良いとするのではなく、

上記の管理システムに取り込むことが可能なデータ形式とすること)を可能とすること。

- (5) これらの制度改正を行う際は、所得税確定申告時に医療費控除として扱われないための防止策を国が講じ、税の公平性を担保すること。

(2) 柔道整復師（以下「柔整」という。）並びにあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師（以下「あはき」という。）による施術に係る各種健康保険適用分の審査支払事務についてもペーパーレス化及びシステム構築を行うこと。

<現状・課題>

柔整及びあはきによる施術のうち各種健康保険適用分に関しては、国の公費負担としている。

その支払については、施術所等が国民健康保険等の保険者に紙で提出した療養費支給申請書及び添付書類の写しを、同様に紙で都に提出させることで申請を受け付け、審査支払している。現在は、施術所等から提出のあった療養費支給申請書及び添付書類の写しを国に送付している。

<具体的要求内容>

- (1) 柔整及びあはきの保険者に対する療養費請求に関し、支給申請書を紙申請から電子申請とし、病院等における健康保険・介護保険の診療報酬請求のオンライン化と同等の電子化を進めること。
- (2) オンライン化後においても、原爆公費の審査を都道府県が担う場合、一般疾病医療費と同様に、国がシステムの構築を行うこと。

1 8 難病対策の充実

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

- (1) 医療費助成制度の対象に関して、指定難病及び当該指定難病に付随して発生する傷病や患者へ提供される医療の範囲を明確にすること。また、診断基準における検査等は、保険収載されているものに限ること。
- (2) 指定難病患者データベースの構築については、セキュリティを担保した上で、当初国が想定していた、指定医がオンラインで入力できる方法を着実に講じること。また、当分の間の対応については、個人情報保護の観点からも十分に配慮した上で、都道府県等の負担を軽減する方式に見直すとともに、国が全額費用負担すること。さらに、医療費助成の対象とならない患者のデータ登録については、全て国が行うこと。
- (3) 難病相談・支援センター事業をはじめとした各難病事業について、事業の充実に取り組む都道府県等に超過負担が生じないように、患者数等を適切に反映した財政措置を講じること。
- (4) 指定難病の選定に当たっては、公平性の観点から、難治性疾患克服研究事業の対象疾病だけでなく、幅広く希少難治性疾患を検討範囲に含め、難病の要件を満たすものについては指定難病とすること。また、指定難病患者申出制度について、指定難病検討委員会の場で十分に検討を重ねた上で、医療機関の負担が過大なものにならないよう制度設計するとともに、詳細を早急に明らかにすること。
- (5) 難病法の施行後5年以内を目途とした見直しにおいては、法施行から7年以上が経過していることから、関係団体及び

都道府県等の意見を十分に踏まえるとともに全体像を早期に示すこと。

(6) 在宅レスパイト事業について、診療報酬における「訪問看護基本療養費」だけでなく、訪問看護管理療養費や特別管理加算、難病等複数回訪問看護加算、乳幼児加算といった項目を加味し、看護人派遣に係る対価を適切に評価するとともに、派遣の実施時間に応じた経費だけではなく、本事業に係る事務経費も含め、補助基準額の設定等を見直すこと。

<現状・課題>

平成27年1月に難病の患者に対する医療等に関する法律（以下「難病法」という。）が施行され、同法に基づき、新たな医療費助成制度が開始されるとともに、難病患者の療養生活の質の維持向上を目的として、療養生活環境整備事業の推進等が図られることとなった。あわせて、同年9月に「難病の患者に対する医療等の総合的な推進を図るための基本的な方針」が告示されたところである。

新たな医療費助成制度では、指定難病及び当該指定難病に付随して発生する傷病に関する医療を助成対象としているが、具体的な医療の範囲が明確になっていない。

加えて、指定難病の診断基準に、保険収載されていない検査等が必須となっているものもあり、申請の妨げとなっている。

また、平成29年度から運用が開始された指定難病患者データベースは、当初、都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）の指定を受けた医師が、患者が医療費助成を申請する際に必要な診断書の情報をオンラインで入力する方法が提示されていたが、当分の間は、都道府県等が複数枚で構成される診断書を複写して国に提出し、国がその情報を入力する方法に変更された。この変更により、令和4年1月末現在、100,500人の指定難病患者が居住する都においては、診断書を複写し国に提出する事務に大きな負担が生じている。令和2年11月から複写以外にPDFファイル（DVD）での提出が可能となったが、複写（①複合機で複写、②複写を箱詰め、③発送）とPDFファイル（①複合機で読取り、②読取ったデータをDVDに保存、③発送）では作業工程に差はなく、負担軽減にはつながっていない。また、診断書には要配慮個人情報も記載されており、個人情報保護の観点からも適切であるとは言い難い。

なお、現在の本データベースは、難病法において国の責務に位置づけられている難病に関する調査及び研究の一環として構築されるものであるにもかかわらず、本業務は補助率2分の1の補助事業とされている。

現在、国は、当初提示していた方法により令和5年11月に導入する予定で検討しているが、指定医が新データベースにアクセスするためのID・パスワード

発行申請を都道府県等に行い、都道府県等が新データベースからID・パスワードの発行を受け、指定医に通知するフローになっている。また、指定医が新データベースにアクセスするためのソフト等が保存されたDVDについては、新データベース運用事業者から都道府県等を経由して指定医へ送付するとしており、効率が悪い上に都道府県等に多大な負担となる。

併せて、国は、医療費助成の対象とならない患者についても、新たに登録を開始し、都道府県等に、登録データの確認及び患者が各種福祉サービスを円滑に利用できるための「登録者証」の発行を負担させるとしている。さらに、データ登録に当たっては、患者から都道府県等への登録依頼を必要とする案も検討されており、患者の利便性の観点からも問題がある。

難病患者の療養生活の環境整備に係る事業のうち、難病相談・支援センター事業など一部の事業は、療養生活環境整備事業として法定化されたが、難病患者の支援事業を確実に展開していくためには、財政的担保が不可欠である。現在、要綱に基づき実施している在宅難病患者一時入院事業などについても、利用者ニーズに応えるためには、患者数等を適切に反映させた国による一層の財政支援が必要である。

現在、338疾病が難病医療費助成の対象となっており、国の指定難病検討委員会では、令和3年度実施分について追加の検討の俎上に上がらなかった疾病や、検討の結果、指定難病の要件を満たさないとされた疾病について、必要な情報が得られた段階で、改めて指定難病の検討を行うこととしている。これまでの指定難病の検討範囲は、難治性疾患克服研究事業において研究されてきた疾病及び小児慢性特定疾病の対象疾病に限定されていたが、より幅広い検討が必要である。

また、新たに検討されている「患者からの申出等を起点とした指定難病に係る検討(指定難病患者申出制度)」については、難病診療連携拠点病院が窓口となり、難病診療連携コーディネーターが関与する仕組みが示されているものの、医療機関の業務負担がどの程度増えるのか等、現時点で詳細が明らかになっていない。

さらに、現在、平成27年1月の難病法施行からすでに7年以上が経過している。令和3年7月に厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会において、法施行後5年以内を目途とした見直しに関する意見書が取りまとめられたところであるが、国からは見直しの全体像がいまだに示されていない。制度の見直しに当たっては、関係団体の理解と制度を運用する都道府県等の意見を踏まえるとともに、システム改修等の準備期間が必要である。特に、医療費助成制度の審査業務における医療保険の所得区分の確認事務(いわゆる「保険者照会」)については、都道府県から患者の保険者へ所得区分を照会するものであるが、この事務に伴い、特定医療費(指定難病)受給者証の発行に時間がかかる、変更時にレセプトが返戻されるなど、患者や医療機関に負担がかかっている。令和3年10月から本格運用を開始したオンライン資格確認により、医療保険の所得区分が確認できるようになったことから、難病対策委員会においては、その普及状況を踏まえつつ、本事務の簡素化を行うことで負担を軽減することが適当であるとされている。

令和3年3月31日付一部改正された難病特別対策推進事業実施要綱に在宅レスパイト事業が位置付けられたが、国の財政措置は、診療報酬における「訪問看護基本療養費」を基に単価が設定されており、実施時間に応じた経費のみとなっ

ている。本事業は在宅人工呼吸器使用難病患者の家族等の介護者の病気治療や休息（レスパイト）を目的として患者宅に看護人を派遣するものであり、訪問看護事業所は人工呼吸器使用難病患者に対応できる高度な技術と知識を有する看護人を確保する必要がある。そのための費用を適切に見積もらなければ、元来人材確保が課題でもある訪問看護事業所において本事業を実施するために適切な人材を確保することは困難である。そのため、医療保険に基づく訪問看護費用の金額と乖離しないよう、少なくとも診療報酬上の訪問看護管理療養費や特別管理加算などといった項目を加味し、対象者に見合った単価設定がされる必要がある。また、本事業の実施に当たっては、訪問看護事業所の協力が不可欠であり、事業を適切かつ円滑に実施していくためには、事務の一部を各訪問看護事業所と連携、調整できる職能団体等に委託する場合もあるが、その点を踏まえた補助基準額となっていない。

<具体的要求内容>

- (1) 医療費助成制度の対象に関して、指定難病及び当該指定難病に付随して発生する傷病や患者へ提供される医療の範囲を明確にすること。

また、診断基準における検査等は、保険収載されているものに限ること。

- (2) 指定難病患者データベースの構築については、セキュリティを担保した上で、当初、国が想定していた、指定医がオンラインで入力できる方法を早急に講じること。また、当面の対応については、個人情報保護の観点からも十分に配慮した上で、都道府県等の負担を軽減する方式に見直すとともに、国が全額費用負担すること。さらに、医療費助成の対象とならない患者のデータ登録の確認及び「登録者証」の発行については、患者の利便性等を考慮し、全て国が行うこと。

- (3) 難病相談・支援センターの機能強化をはじめ、療養生活環境整備事業及び難病特別対策推進事業において、難病患者の支援の一層の充実が図られるよう、患者数等を適切に反映させた十分な財政措置を講じること。

- (4) 指定難病の選定に当たっては、公平性の観点から、これまでの難治性疾患克服研究事業の対象疾病に限定することなく、希少難治性疾患のうち、他の研究事業の対象となっている疾病等についても幅広く検討の範囲に含め、難病の要件を満たすものについては、指定難病とすること。

また、指定難病患者申出制度について、指定難病検討委員会場で十分に検討を重ねた上で、医療機関の負担が過大なものにならないよう制度設計するとともに、詳細を早急に明らかにすること。

- (5) 難病法の施行後5年以内を目途とした見直しにおいては、法施行から7年以上が経過していることから、関係団体及び都道府県等の意見を十分に踏まえるとともに、都道府県等の準備期間を十分に確保できるよう、早期に全体像を示すこと。特に、医療保険の所得区分の確認事務（いわゆる「保険者照会」）については、オンライン資格確認の普及拡大を図った上で、早期に廃止に向けた検討を進めること。

- (6) 在宅レスパイト事業における看護人の派遣について、診療報酬上の訪問看護管理療養費や特別管理加算、難病等複数回訪問看護加算、乳幼児加算とい

った項目を加味し、適切に評価することとともに、派遣の実施時間に応じた経費だけではなく、本事業に係る事務経費も含め、補助基準額の設定等を見直すこと。

参 考

(1) 難病医療費助成国庫補助金及び負担金の交付状況

特定疾患治療研究費国庫補助金の交付状況（東京都）

（単位：千円）

	交付申請額	補助額	交付率
平成23年度	5,363,305	2,583,554	48.2%
平成24年度	5,698,708	3,203,186	56.2%
平成25年度	6,164,721	4,051,396	65.7%
平成26年度	6,008,340	4,447,882	74.0%
平成27年度	52,260	50,779	97.2%
平成28年度	58,138	57,587	99.1%
平成29年度	43,757	43,459	99.3%
平成30年度	42,839	42,839	100.0%
令和元年度	41,062	36,977	90.1%
令和2年度	44,698	40,694	91.0%

※スモン患者への施術費用（補助率10／10）を含む。

難病医療費等国庫負担金の交付状況（東京都）

（単位：円）

	対象経費	負担金額
平成27年度	11,721,136,802	5,860,568,401
平成28年度	14,135,207,156	7,067,603,578
平成29年度	17,237,141,390	8,618,570,695
平成30年度	17,972,772,912	8,986,386,456
令和元年度	18,459,018,642	9,229,509,321
令和2年度	19,364,299,721	9,682,149,860

(2) 在宅難病患者一時入院事業

(令和4年4月1日現在)

委託病院名
東京都医療生活協同組合 新渡戸記念中野総合病院
都立駒込病院
日本赤十字社東京都支部大森赤十字病院
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター病院
都立大塚病院
日本私立学校振興・共済事業団東京臨海病院
都立墨東病院
青梅市立総合病院 ※現在利用不可（開始時期未定）
稲城市立病院
国家公務員共済組合連合会立川病院
都立神経病院
医療法人社団松和会池上総合病院
地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター
医療法人社団東光会西東京中央総合病院

(3) 難病相談・支援センター事業に係る国庫補助基準額の推移

(単位：円)

	都予算額	国基準額	不足額
平成28年度	30,353,000	29,063,000	1,290,000
平成29年度	40,499,000	30,815,000	9,684,000
平成30年度	41,837,000	31,232,000	10,605,000
令和元年度	42,091,000	31,397,000	10,694,000
令和2年度	47,846,000	30,866,000	16,980,000
令和3年度	46,066,000	30,942,000	15,124,000

※補助率は1/2

1 9 受動喫煙対策の推進

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

- (1) 令和2年4月に改正健康増進法が全面施行されたところであり、制度の実効性が担保されるよう、引き続き、法の趣旨や規制内容等について、国の責任において広く周知を行うとともに、事業者への指導等の実務を担う地方自治体に対して、必要な技術的支援を行うこと。
- (2) 地方自治体が、地域の実情を踏まえた独自の対策を講じることができるよう、必要な財政的支援を行うこと。

<現状・課題>

受動喫煙対策を強化するための改正健康増進法が平成30年7月に成立し、令和2年4月1日に全面施行され、屋内は原則禁煙となった。また、違反事例が発覚した場合の助言・指導や勧告、命令等の対応は、保健所設置区市が行うこととなった。

全面施行以降、飲食を主目的とする居酒屋等が、喫煙場所の提供を主たる目的とする「喫煙目的施設」を標榜する例が多数発生し、都や保健所等への情報提供や苦情が増加している。また、屋内か屋外かの基準が曖昧であり、屋内と思われる場所への喫煙器具の設置など違反が疑われる事例が散見される。

本制度を実効性のあるものとするため、多くの疑義が生じている喫煙目的施設の定義や要件、屋内・屋外の区分の明確化、疑義照会への回答への迅速な対応、制度開始前から更新されていないQ&Aの整備など、全国統一的に適切な対応ができるよう、引き続き、国の技術的支援が必要である。

また、たばこ事業法を管轄する財務省などとも連携し、各制度の整合を図りながら、住民や事業者、関係団体等に対して、法の趣旨や規制内容等を引き続き広く周知し、理解促進を図る必要がある。

さらに、違反件数・要指導件数や地域の実情を踏まえ、保健所設置区市が対応可能な体制を整えるために財政措置を含め支援の充実が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 令和2年4月に改正健康増進法が全面施行されたところであり、制度の実効性を担保するため、引き続き、法の趣旨や規制内容等について、省庁間の連携を図りながら、国の責任において広く周知を行うとともに、事業者への指導等の実務を担う地方自治体が適切に対応できるよう、制度における各規定の定義の明確化や、自治体からの疑義照会等への迅速な対応、自治体や事業者等に向けたQ&Aの更新など、技術的支援を行うこと。

- (2) 地方自治体が、必要な人員体制を確保するとともに、地域の実情を踏まえた独自の対策を講じることができるよう、財政的支援を強化すること。

9 ウイルス肝炎対策の強化

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

- (1) 肝炎ウイルス検査の受検を促進するため、検査の必要性を普及啓発するとともに、検査実施に係る十分な財政措置を講じること。
- (2) 医療費助成は低所得者の経済的負担に配慮し、確実な財政措置を講じること。
- (3) ウイルス性肝炎の効果的な治療法の研究・開発を推進すること。
- (4) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に当たっては、低所得者の経済的負担に配慮するとともに、全額国負担とし、国の責任において確実な財政措置を講じること。

<現状・課題>

国は肝炎対策基本指針において、地方自治体等と協力した効果的な広報活動の実施や職域における取組を推進するとしているが、実効性ある施策を推進するためには、地方自治体への確実な財政措置が必要である。

ウイルス肝炎対策においては、早期発見、早期治療が極めて重要であり、地域特性を踏まえた検査の受検促進や、検査体制などについて充実を図る必要がある。現在、健康増進事業及び特定感染症検査等事業により区市町村及び保健所において肝炎ウイルス検査を実施しているが、補助基準額が実際の検査に係る経費に見合っていない。

また、国は医療費助成制度の創設以来、制度の対象となる治療法については拡充しているが、低所得者に対する配慮が十分ではない。

B型肝炎については、いまだウイルス排除の可能な薬剤は開発途上にあり、C型肝炎については、新薬が開発されているものの、依然として難治症例があることから、今後も引き続き、ウイルス性肝炎の根治を目指し、研究・開発を推進していく必要がある。

国において、平成30年度から都道府県を実施主体として、「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業」を実施しているが、当初、国負担10分の10と示されていた事業費について、最終的に国負担2分の1に変更された。国の肝炎対策基本指針において、肝炎に関する調査及び研究に関する事項は国が主体となることが明記されていることから、本事業は本来、国の責任において確実な財政措置を講じる必要がある。また、令和3年4月に通院治療にも対象拡大されたが、本事業

により定められている自己負担限度額は、所得にかかわらず一律となっているなど、低所得者に対する配慮が十分でない。

＜具体的要求内容＞

- （１）肝炎患者の治療については、国民へ正しい知識を普及するとともに、働き盛り世代への治療が確実に行われるよう、職場での理解を進めるための必要な措置を講じること。
- （２）肝炎ウイルス検査の受検を促進するため、普及啓発を強化するとともに、区市町村及び保健所における検査実施については実態に合わせて十分な財政措置を講じること。
- （３）医療費助成制度については、低所得者の負担の軽減措置を図るとともに、確実な財政措置を講じること。
- （４）ウイルス性肝炎の効果的な治療法の研究・開発を推進すること。
- （５）肝がん・重度肝硬変研究治療促進事業の実施に当たっては、低所得者の負担の軽減措置を図るとともに、本事業の趣旨を踏まえ、全額国負担とし、国の責任において確実な財政措置を講じること。

参 考

医療費助成制度の助成内容

B型・C型ウイルス肝炎のインターフェロン治療、B型ウイルス肝炎の核酸アナログ製剤治療及びC型ウイルス肝炎のインターフェロンフリー治療に係る保険診療の患者一部負担額から、下記の自己負担分を除いた額を助成

自己負担額(①+②)		
①	世帯の区市町村民税非課税	なし(※)
	世帯の区市町村民税課税年額 235,000 円未満	月額1万円まで
	世帯の区市町村民税課税年額 235,000 円以上	月額2万円まで
②	入院時食事療養・生活療養標準負担額	

※ 低所得層の経済的負担に配慮し、非課税世帯については、東京都独自に「自己負担なし」としている。

1 0 新興・再興感染症対策の充実

1 新型コロナウイルス感染症対策の推進【最重点】

(提案要求先 内閣官房・内閣府・法務省・厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局・総務局)

- (1) 水際対策及びサーベイランスの強化を図るとともに、ウイルスの特性に応じた的確な対応を行うこと。
- (2) 検査を確実に実施するための医薬品の供給や体制整備の支援等を行うこと。
- (3) 積極的疫学調査や感染拡大防止の指導など、まん延防止のための多岐にわたる取組を行う保健所の機能強化に取り組むこと。
- (4) 患者に対し、症状に応じた適切な医療を確実に提供するための取組の強化を図ること。
- (5) ワクチン接種について、今後の方針を明らかにするとともに、ワクチン及び治療薬の確実な供給を行うこと。
- (6) 感染状況に応じた感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた戦略について、早急に検討を進め、基本的対処方針に明示すること。

<現状・課題>

令和元年（2019年）末に発生した新型コロナウイルス感染症は、我が国を含む世界各地域に拡散した。特に、令和4年2月のオミクロン株の流行下においては、これまで経験したことのないスピードで感染が拡大し、保健所や医療機関への著しい負荷や医療提供体制のひっ迫を招くとともに、自宅で療養する患者が急増した。また、検査需要が高まり、全国的に、抗原定性検査キット等が一時的に不足する事態も生じた。

こうした中、都では、先手を打った病床確保、高齢者や妊婦を受け入れる臨時の医療施設の設置、大規模接種会場設置によるワクチンの追加接種の加速化及び、中和抗体薬や経口抗ウイルス薬の積極的活用など、戦略的に取組を展開してきた。

現在、新型コロナウイルス感染症は収束に至らず、感染再拡大や新たな変異株の発生の可能性も残る一方で、新型コロナウイルス感染症に関する知見の蓄積やワクチン及び治療薬の開発・普及、ワクチン接種の進捗等による感染状況の変化がみられる。

こうした状況を踏まえ、感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた措置等の考え方を基本的対処方針において明確に示すとともに、必要な法制度の改正や運用の見直し、財政措置等を行うなど、新たな感染の波を見据えた体制構築を進めることが課題となっている。

また、感染状況や医療提供体制の状況を踏まえ、国と都が緊密に連携し、実効ある対策を進めていくことが必要である。

<具体的要求内容>

(1) 水際対策及びサーベイランスの強化を図るとともに、変異株の特性に応じた的確な対応を行うこと。

ア 変異株等の発生状況を注意深く監視し、その特性に関する科学的知見の収集・分析を速やかに進め、地方自治体に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うこと。

イ 国外の変異株の発生状況に応じて、検疫体制を強化するとともに、国の責任において帰国者・入国者等への基本的感染防止対策の周知、受入責任者を通じた対策の徹底、一時滞在施設の確保や陽性と判明した者の入院又は施設での療養の徹底、健康監視対象者等の入国後の情報の確実な把握、保健所へ迅速な連絡を行う体制の確立など必要な対策を講じること。

ウ 検疫事務について、デジタル化などにより、利用者への負担軽減など、利便性の向上を図ること。

(2) 検査を確実に実施するための医薬品の供給や体制整備の支援等を行うこと。

ア 行政検査、施設等での集中的検査、感染拡大時における無症状者への検査などに対し、医薬品の確保と確実な供給を図るとともに、検査体制確保のための必要な支援を行うこと。

イ 集中的実施計画に位置付けて実施する検査について、行政検査や独自検査等の区分に関わらず、国の責任において、全額、確実な財源措置を行うこと。また、自治体が行う検査に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を確実に充当できるよう、地方単独事業分の増額など財源措置を行うこと。

ウ 国のPCR等検査無料化における「感染拡大傾向時の一般検査事業」について、全額国が費用負担すること。

エ 変異株への対応を含め必要な検査が広く行われるよう、新たな検査手法の開発等を継続的に行うとともに、地方衛生研究所や民間検査機関等の検査処理能力向上のための支援の拡充を図り、検査体制の強化を図ること。

(3) 積極的疫学調査や感染拡大防止の指導、入院勧告の実施など、まん延防止のための多岐にわたる取組を行うこととなる保健所の機能強化に取り組むこと。特に、保健所・都道府県・医療機関等をはじめとした関係者間の情報共有に用いる新型コロナウイルス感染症等情報把握・管理システム(H E R－S Y S)については、保健所や医療機関における入力等の負担も考慮しながらシステムの改善等を図り、自宅療養者の健康観察において簡便・効率的な方法で個々の患者の状況をよりの確に把握可能にするなど、機能を充実させること。

(4) 新型コロナウイルス感染症の患者に対し、症状に応じた適切な医療を確実に提供するための取組の強化を図ること。

ア 感染状況や医療機関の需要を踏まえ、病床確保や診療体制の確保等のため、引き続き必要な財源を確実に措置すること。

イ 療養期間が終了した高齢者等の入院患者について、療養病床への転院を促進するため、要介護の患者を受け入れられるよう、診療報酬の見直しや周知を図るなど、介護と医療の両立に取り組むこと。

ウ 急激な感染拡大により、医療提供体制の逼迫度が高じた場合に近隣都道府県間等における広域的な患者受入れ・搬送等が円滑に進められるよう、要請基準や適用例の整理も含め早期に課題を整理し、実施体制の整備を進め、また、そのための搬送体制の整備も含め必要な財源を措置すること。

エ 国立病院機構、地域医療機能推進機構など国所管の公的病院において、中等症以上の高齢患者を積極的に受け入れること。また、感染拡大時には臨時の医療施設等への人材派遣など地域に必要な医療機能の確保のための支援を引き続き行うこと。

オ 通常診療を担う医療機関においても、医療提供体制が確実に維持されるよう、医療機関の実情を踏まえた財政支援を講じること。

また、感染状況の沈静化後に通常診療を再開する際も、診療体制の移行や実際の患者受入れまでに相当程度の期間を要すること、風評等の影響も懸念されること等を十分に考慮し、医療機関に対し必要な財政支援策を講じること。

カ 新型コロナウイルス感染症による後遺症の実態把握や治療、相談支援等の実施体制の整備を進めること。

(5) ワクチン接種について、接種対象者やワクチンの種類など、今後の方針を明らかにすること。更なる追加接種が必要となる場合には、必要なワクチンの早期確保と十分な量の迅速な供給を図るとともに、適時の情報提供など、地方自治体との連携をきめ細かく行い、デジタル化等による実務面の改善・効率化を進めること。また、国産ワクチン・治療薬の開発・早期の実用化に向けた取組を推進するとともに、経口抗ウイルス薬や中和抗体薬などの治療薬を必要な患者に迅速に投与できるよう、流通体制の改善に取り組むこと。

(6) 現在、感染は下降傾向にあり、社会経済活動の回復が期待される一方、新たな変異株の検出や、ワクチン三回目接種から一定の期間が経過することに伴う感染予防効果の減弱など、将来的な感染拡大のリスクも懸念されている。今後、感染状況に応じて、都民・事業者への行動制限、医療提供体制、社会経済活動の回復に向けた取組のバランスを図ることが重要である。このため、感染状況に応じた感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた戦略について、早急に検討を進め、基本的対処方針に明示すること。

また、オミクロン株の特性や、ワクチン効果などを踏まえ、法令に基づく措置の変更も含め、必要な対応を行うこと。

2 新興・再興感染症対策の推進

(提案要求先 法務省・厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

- (1) 海外の発生状況等の情報収集体制、水際対策の強化を図ること。
- (2) 感染症のまん延リスクの高い大都市における対策強化のための技術的・財政的支援の拡充を行うこと。
- (3) 保健所の人材確保や応援体制の構築、業務負担軽減に向けたデジタル化等を進め、まん延防止のための多岐にわたる取組を行う保健所の機能強化に取り組むこと。
- (4) 病床確保や患者の移送等、感染症発生時においても、確実に医療を提供できる体制を構築すること。
- (5) 新興感染症等の発生に備え、医薬品やワクチンに関する研究開発を進めるとともに、安定的な供給を行うこと。
- (6) 蚊媒介感染症や、遺体取扱いなど感染症対策に係る諸課題への対応を進めること。
- (7) 国において専門性の高い調査研究を行うとともに、地方自治体や関係機関と連携して一体的に対策を推進すること。

<現状・課題>

明治30年（1897年）に伝染病予防法が制定されて以降、医学の進歩、衛生状況の改善、国際交流の活発化、新興感染症の出現など、我が国の感染症を取り巻く環境は大きく変化してきた。

こうした変化に対応するため、平成10年10月2日に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）が、制定（平成11年4月1日から施行）され、感染症に迅速かつ的確に対応し、患者の人権に配慮した感染症対策が行われている。

一方で、令和元年（2019年）12月に発生した新型コロナウイルス感染症は瞬く間に日本を含む世界中に広がり、我が国における感染症対策の課題を浮き彫りにした。日本の経済活動の中心であり、国際空港や港を抱える東京が、今般の新型コロナウイルス感染症対応での経験を踏まえて、新興・再興感染症対策の強化を進め、今後の未知なる感染症流行時においても、社会を止めない、感染症に強い東京を実現する必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 感染症の発生の早期探知や国内侵入防止のため、海外における発生状況の情報収集体制を強化するとともに、検疫体制の充実、病原体等の検査体制及び地方自治体との連携体制の充実強化を図ること。
- (2) 国際化の進展や人口密集など、感染症のまん延リスクの高い大都市の特徴を踏まえ、旅行者等の入国者に対する多言語による情報提供、一類感染症等発生時対応の際に医療従事者が着用する防護着等の医療資機材確保など、独自の感染症対応策の強化に取り組む地方自治体に対し財政的支援を拡充すること。
- (3) 感染症発生時において積極的疫学調査や感染拡大防止の指導、入院勧告の実施など、まん延防止のための多岐にわたる取組を行うこととなる保健所の機能強化に取り組むこと。
 - ア 公衆衛生医師や保健師など感染症対策に携わる人材育成の拡充や人材確保に取り組む自治体への支援、都道府県域を越えた広域的な応援職員派遣の体制整備を更に進めるなど、保健所が感染拡大時にも対応できる体制の構築を図ること。
 - イ 保健所がデジタル技術を活用し、効率的に情報収集や整理などを行い、業務負担が軽減されるよう、DXの推進に向けて、必要な財政支援を行うこと。
- (4) 広く医療機関において、適切な感染制御の下に診療が行えるよう、感染症専門医や感染管理看護師等の育成・配置を促進するとともに、現場の実情に即した短期的な研修プログラムの作成・提供や、自治体が医療機関の人材育成等に対する支援を行う際の財源措置を行うこと。
- (5) 感染症発生時に医療機関が即応できるよう、予め病床確保や応援体制の仕組みづくりを進めること。また、感染者数が急増した際には、高齢者などのハイリスク者を適切な医療につなげられるような陽性者把握の仕組みを構築すること。
- (6) 感染症に罹患し入院を要する患者等の移送については、迅速に適切な医療の管理下に置き、安全かつ効率・効果的な運用が行えるよう、衛生主管部局と消防機関等との連携等についてルール化を行うこと。

また、一自治体による患者対応が困難な場合に近隣都道府県間等における広域的な患者受入れ・搬送等が円滑に進められるよう、要請基準や適用例の整理も含め早期に課題を整理し、実施体制の整備を進め、また、そのための搬送体制の整備も含め必要な財源を措置すること。
- (7) 新興感染症等の発生に備え、医薬品やワクチンに関する研究開発を進めるとともに、備蓄も含めた安定的な供給体制の構築を行うこと。
 - ア 安全性、有効性の高い治療薬やワクチンの開発が迅速に行われるよう、医薬品やワクチンに関する研究開発に恒常的に取り組む体制とともに、治験や承認を速やかに行える仕組みの構築を進めること
 - イ 医薬品及び医療資機材の確保を図り、有事の際に安定的供給や円滑な流通が迅速に行えるよう、備えを講じておくこと。
 - ウ 抗インフルエンザウイルス薬をはじめとする感染症治療薬について、引き続き安定的供給に努めること。また、医薬品等の備蓄については、効率

的な備蓄のための検討を行うとともに、廃棄処分に係る経費も含め備蓄に係る必要な財源措置を行うこと。

- (8) デング熱等をはじめとする蚊媒介感染症対策について、特定感染症予防指針を踏まえ、迅速検査法の開発促進や検査の保険適用の拡大などにより検査体制を拡充するとともに、国内外の治療・研究等に携わる専門機関と協力して最新の知見を集積し、関係機関や国民に広く情報提供を行うこと。
- (9) 新興感染症等の発生に備え、遺体の搬送、火葬等について、手順、方法等を具体的な基準として定めて示すとともに、自治体において体制整備等が必要な場合には、適切な支援を図ること。
- (10) 新興・再興感染症にかかる専門性の高い調査研究を行うとともに、地方自治体への的確な情報提供や支援を行い、一体的に対策を推進すること。新たな感染症の発生時には、感染症の特性を迅速に分析し、その特性を踏まえ、発生予防、まん延の防止、医療の提供その他の対策の総合的な推進を図るための指針を示し、地方自治体や関係機関と連携して対策を推進するとともに、十分な財源を確保し地方自治体等の取組を支援すること。

また、地方自治体による感染者情報の公表に関して、地域によって基本的な内容に差異が生じることがないように、国民の安全・安心の確保とプライバシーの保護、感染症を理由とした差別や風評被害の防止等を十分に考慮して、統一的な公表基準を示し、広く周知すること。

1 1 健康危機管理体制の充実

1 食品の安全・安心確保のための施策の推進

(提案要求先 消費者庁・厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

- (1) 輸入食品の監視体制の充実を図ること。
- (2) 食品の表示について、十分に普及啓発を行うこと。
- (3) 改正食品衛生法を適切に運用するための必要な支援を行うこと。

<現状・課題>

我が国が輸入する食品は増加し、カロリーベースで約6割に達している。そのため、輸入食品の安全性に対する消費者の関心も高く、輸入食品の監視体制を充実・強化することが必要である。

食品の表示については、食品添加物の不使用表示に関するガイドラインが令和4年3月に策定され、遺伝子組換え食品に関する新たな任意表示が令和5年4月に施行となる。これらをはじめとする食品表示制度について、事業者及び消費者に十分な普及啓発を行う必要がある。

改正食品衛生法が令和3年6月に全面施行され、HACCPに沿った衛生管理の導入・定着に当たっては、事業者がその内容を十分に理解するとともに、監視員が適切に監視指導を行う必要があるが、実務についての詳細が示されていない。

また、国は、法改正と合わせて統一的な食品衛生申請等システムを構築した。各自治体は、事業者が当該システム上に入力した申請情報等を利用することとなるため、都においては既存システムに当該システムのデータ取り込み機能を追加する改修を行った。

<具体的要求内容>

- (1) 輸出国における衛生管理の徹底及び輸入事業者への指導の強化により違反食品の輸入を未然に防止するとともに、輸入時の監視体制の充実・強化を図ること。
- (2) 食品添加物の不使用表示に関するガイドラインや遺伝子組換え食品に関する新たな任意表示をはじめ、食品表示制度について事業者及び消費者に十分な普及啓発を行うこと。
- (3) 改正食品衛生法を適切に運用するための必要な支援を行うこと。
 - ① HACCPに沿った衛生管理について、各自治体が適切な監視指導を行えるよう、監視員向け教育の実施や監視指導のガイドラインを作成するなど、必要な支援を講じること。

- ② 食品衛生申請等システムについて、利用する事業者や実務を担当する各自治体の意見を聞き、使いやすいシステムになるよう適宜改修すること。

2 結核対策の推進

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

- (1) 結核予防対策を充実強化するとともに、必要な財政措置を講じること。
- (2) 結核医療の維持に必要な対策を行うこと。

<現状・課題>

近年、新登録結核患者数及び人口10万人対り患率は減少傾向にあり、令和2年に報告された東京都のり患率は、11.3にまで低下し、り患率10以下の低まん延状態となることも視野に入ってきたが、全国(10.1)と比べ依然として高い状態にある。また、増加傾向にあった外国出生結核患者数は、令和元年以降減少に転じたが、新登録結核患者数における外国出生結核患者数の割合は、令和2年でも12.9%と全国(11.1%)と比較すると依然として高い。国は、令和2年3月に入国前結核スクリーニングの実施についてガイドラインを公表し、令和2年7月以降準備の整った対象国から順次実施をすることにしたが、いまだに開始されていない。

さらなるり患率の減少に向けては、現在新型コロナウイルス感染症対策として実施されている入国規制の緩和後、入国前結核スクリーニングを早期に開始するとともに、外国人結核対策など、結核根絶に向けたきめ細かい予防対策をより一層推進する必要がある、これには、結核対策特別促進事業における十分な財源確保が不可欠である。

結核医療については、結核病床の減少傾向に歯止めがかかっていない状況にあり、また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により結核病床の一部が転用されている実態がある。

このため、特に透析医療が必要な患者や精神疾患等の合併症を有する患者、多剤耐性結核に感染した患者の入院調整に時間を要し、専門的かつ多様な医療が必要とされる患者に対する良質かつ適切な結核医療の提供が更に困難な状況となっている。

さらに、合併症を有する患者の受入れや外来での服薬指導等は、診療報酬で評価されていない。

治療については、平成26年にデラマニドが公費負担対象薬剤に追加されて以降、平成28年にレボフロキサシン、平成30年にはベダキリンが追加されたが、依然として14種類に限られており、多剤耐性結核など、専門的かつ多様な医療が必要とされる患者の治療に支障が生じている。

<具体的要求内容>

- (1) 自治体が地域の実情に応じたきめ細かい予防対策をより一層推進できるよう、結核対策特別促進事業に十分な財源措置を講じるなど、結核根絶に向けた取組を強化すること。
- (2) 入国前結核スクリーニングを早期に開始し、その精度管理を徹底すること。
- (3) 行政的医療である結核医療の維持に当たっては、専門的かつ多様な医療が必要とされる患者への対応や外来診療の評価を充実するために、診療報酬の更なる改善その他必要な対策を講じること。
また、専門的医療に対応可能な国立病院等の結核病床を維持し、中心的な役割を担っていくこと。
- (4) 薬剤耐性結核の治療に関し、専門的な治療を提供する現場のニーズに対応できるよう、公費負担の対象となる薬剤の範囲の拡大を図ること。

3 予防接種施策の充実

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

感染症の拡大を防止するため、予防接種対策をより一層充実するとともに、継続的・安定的な制度を構築すること。

<現状・課題>

高齢者、乳幼児等の健康と生命を守るためには、予防接種による感染症予防策の一層の充実が重要である。

国は、広く接種を推進することが望ましいとするワクチンのうち6ワクチンを定期接種に追加したが、おたふくかぜワクチン等は、引き続き、課題等の整理・検討を行うこととされており、具体的な導入の見通し等は示されていない。

定期接種を円滑に実施するためには、ワクチンの追加等に関して具体的な年度目標等を示すなど、中長期的な展望を明らかにした上で導入を進めるとともに、供給の安定化についても対策を講じる必要がある。また、予防接種による健康被害への不安や、有効性・安全性に関する情報提供を求める声もあり、これらに適切に対処し、国民の理解を求めていく必要がある。

風しんについては、国は、「風しんに関する特定感染症予防指針」を策定し、令和2年度までに国内からの風しんの排除を達成することを目標に掲げ、抗体保有率の低い世代の男性に対する抗体検査・予防接種等を推進してきたが、現在も目標は達成されておらず、引き続き、総合的な対策を進めていく必要がある。

子宮頸がんの原因となるHPVの感染を防ぐワクチンの接種については、ワクチンとの因果関係を否定できない疼痛の発生を踏まえ、平成25年6月から定期接種の積極的勧奨が差し控えられてきたが、令和3年11月に積極的勧奨の再開が決定された。差控え期間中に接種機会を逃した対象者については、令和4年4月から3年間は定期接種の対象とすることとされたが、これまでの経緯も踏まえ、被接種者が安心して接種を受けられるよう、十分な情報提供が必要である。

また、定期接種を受けた後に医療行為により免疫を失った場合の再接種については、国においてその取扱いの検討が行われているが、現行制度下では任意接種の扱いとなるため、被接種者の費用負担が大きく、その軽減のために自治体が独自に助成事業を行っている現状がある。

さらに、新型コロナウイルスワクチンの接種に際しては、従来の制度のいずれの類型にも該当せず、臨時接種の対象とするための法改正に時間を要した経緯があり、速やかに接種を行える法制度の整備が重要である。

<具体的要求内容>

- (1) 定期接種ワクチンの追加に関する具体的な年度目標等の中長期的な展望を早期に提示するとともに予防接種の意義やリスク等について、国民等への十分な情報提供を行っていくこと。

また、予防接種・ワクチン分科会において、感染症の発生状況、ワクチンの開発状況、予防接種の有効性・安全性に関する知見の集積等の状況を踏まえ、既存の対象疾患・ワクチンも含めた予防接種制度全般に関する検証を継続的にやっていくこと。

- (2) 定期接種の円滑な実施に向けて、以下の点に十分に配慮すること。

- ① 継続的・安定的に定期接種が行えるよう、国の責任において実施に必要な財源を確保すること。
- ② ワクチンの安定供給対策を十分に講じるとともに、価格抑制のための取組を行うこと。
- ③ 被接種者の負担軽減や接種スケジュールの緊密化の緩和等のため、混合ワクチンの開発を促進すること。
- ④ ワクチンの有効性や安全性を十分に検証した上で、国民に分かりやすく情報提供を行うとともに、安心して予防接種が受けられる環境整備を行うため、接種後に重い副反応が生じた場合に適切な医療を受けられる体制や、被接種者等からの相談に適切に応じる体制を整備すること。特に、HPVワクチンの積極的勧奨再開に当たり、被接種者が安心して接種を受けることができるよう、ワクチンの安全性や副反応発生時の支援体制等について、国民や医療機関に対し十分な情報提供を行うこと。

また、複数ワクチンの同時接種や事故防止等に関する国の考え方を示し、予防接種が安全かつ統一的な方法で実施されるよう、適切に情報提供を行うこと。

- ⑤ 予防接種の重要性や予防接種制度が担う役割等について、広く国民の理解を得るための普及啓発を強化すること。
 - ⑥ 制度変更等に際しては、住民や地域の関係者への周知や、実施主体である地方自治体の準備期間等に十分に配慮し、早期の情報提供を行うこと。
- (3) 「風しんに関する特定感染症予防指針」において目標とされた、先天性風しん症候群の発生防止や国内からの風しん排除の達成に向けた工程を定め、以下の対策を講じること。

- ① 最優先の課題である先天性風しん症候群の発生防止のため、妊娠希望女性等への抗体検査及び予防接種を推進するための継続的な財政措置を講じ

ること。

- ② 風しん排除に向けて、職場における予防対策の推進等を行う地方自治体に対する財源支援など、抗体保有率向上のための必要な措置を講じること。
- ③ 風しん予防の重要性について、予防接種の勧奨や職場等における感染予防などを含め、広く国民への普及啓発を進めること。
- (4) 定期接種後に造血幹細胞移植や抗がん剤治療などの医療行為により免疫が消失・低下した場合の再接種の扱いについて、定期接種化について検討を進めるとともに、免疫が消失・低下した者に対する助成事業を実施する自治体への財政支援を行うこと。
- (5) 新たな感染症の発生等に備え、速やかな予防接種ができるよう法制度上の仕組みを構築すること。

4 危険ドラッグ対策の強化

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

- (1) 各自治体における試験検査体制の整備を支援すること。
- (2) インターネットによる取引について、海外のサーバを利用するもの等の取締りを強化するとともに、各自治体の取組を支援し、効果的な対策を推進すること。
- (3) 危険ドラッグの原料となる化学物質が不正に流通しないよう水際対策の徹底を図ること。
- (4) 各自治体における啓発活動の一層の推進に向け、必要な支援を行うこと。

<現状・課題>

危険ドラッグを乱用した者による重大な交通事故等が発生するなど、危険ドラッグは大きな社会問題となっている。

都では、迅速な検査・分析により化学構造を特定して未規制薬物を早期に発見し、生体への影響を評価した上で、都条例に基づき、速やかに知事指定薬物に指定している。その後、国へ情報の提供を行い、全国的な規制へとつなげていくことにより、危険ドラッグの乱用防止を図っている。しかしながら、いまだ麻薬や指定薬物等の化学構造の一部を変えた新たな製品が次々と出現しており、このような状況に対応するためには、国と地方自治体が協力して迅速な規制を行う体制が必要である。

平成26年度からの関係機関と連携した取締りの強化などにより、平成27年7月に都内の店舗数はゼロになったが、インターネットによる危険ドラッグの取

引は、海外のサーバ利用、暗号化アプリの使用、会員制サイトでないと購入できないなど、手口の巧妙化や国外の機関との協力が必要な事例も見られるようになっており、国内外を含めた監視体制の整備が必要である。

都は、独自にビッグデータ解析を行い、インターネット上に氾濫する危険ドラッグ店舗や製品等に関する情報を統計的に分析・評価し、流通実態の把握を行うなど、監視を強化しているが、国として対策を強化するとともに、各自治体の取組と連携して効果的な監視を行っていく必要がある。

海外からの流入品を中心に未規制薬物の流通・摘発は依然として続いており、平成27年4月に改正関税法が施行され指定薬物の輸入が禁止されたものの、原料の段階で輸入されるなど個人輸入対策を含め徹底した水際対策が急務である。

国が取りまとめた「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」（平成26年7月）では、国・地方自治体等が、地域から危険ドラッグの乱用の根絶を図るため、訴求力の高い広報媒体・手法等を活用して、広報啓発活動を徹底するとともに、青少年による危険ドラッグの乱用の防止に向け、地域社会や家庭における薬物根絶意識の醸成が不可欠であるとしている。こうした取組を継続的に実施していくためには、国からの財政支援等が必要である。

< 具体的要求内容 >

- (1) 国とともに地方自治体が協力して全国的に迅速な検査を行える体制整備を図るため、試験検査体制の整備に必要な、研修等の技術的支援及び財政的支援を行うこと。
- (2) インターネットによる危険ドラッグの取引について、海外のサーバを利用するもの等の取締りを強化するとともに、各自治体の取組に対し技術的、財政的支援を行い、連携して効果的な対策を推進すること。
- (3) 危険ドラッグの原料となる化学物質が不正に流通しないよう、個人輸入に対する検査命令の実施等の対策を含め、水際対策の徹底を図ること。
- (4) 都道府県等が行う広域的な広報啓発や、区市町村単位での薬物乱用防止活動を継続的に行えるよう、地方自治体が行う取組に対する財政支援や啓発資材の提供を行うこと。

1 2 緊急被ばく医療体制の整備

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

実効性のある「緊急被ばく医療体制」を構築すること。

<現状・課題>

国は、原子力災害や放射線事故等に対応するため、原子力施設の所在又は隣接する24道府県において「緊急被ばく医療体制」を構築するとともに、当該道府県に対し必要な診療資器材の整備等に要する費用として原子力発電施設等緊急時安全対策交付金を交付している。

しかし、福島第一原子力発電所の事故では、国が想定した範囲を超えて放射性物質が飛散し、住民も広域的に避難する事態となった。このため、被ばく医療に関する診療体制が構築されていない地域の医療機関においては、必要な診療資器材等が不十分であり、避難者等への円滑な対応が難しい場合があった。

<具体的要求内容>

国の責任において「緊急被ばく医療体制」の見直しを行うとともに、全都道府県に必要な診療資器材を整備すること。

8. 生 活 ・ 産 業

1 国際金融・経済都市の実現【最重点】

(提案要求先 内閣府・金融庁・法務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・
経済産業省)

(都所管局 政策企画局・総務局・財務局・産業労働局・教育庁)

東京が世界をリードする国際金融都市として輝くための都の抜本的な取組を支援し、東京に必要な資源を集中的に投入すること。

<現状・課題>

都では、平成29年11月に策定した「国際金融都市・東京」構想を令和3年11月に「国際金融都市・東京」構想2.0へと改訂し、構想に掲げる施策の具体化をスピード感を持って推進している。

東京が世界をリードする国際金融・経済都市として輝くためには、都のみならず国、官民連携金融プロモーション組織である「FinCity.Tokyo」、民間の関係事業者が一体となってこうした施策に取り組むことが不可欠であり、国の対応が期待される税制見直しや規制緩和などについて、以下の項目を要望する。

<具体的要求内容>

- (1) 国内外金融系企業、とりわけ資産運用業及びフィンテック企業の新規参入促進のため、法人税や所得税などの負担軽減を一層推進すること。また、ブロックチェーンを始めとするフィンテック産業のイノベーション、関連企業や人材の集積を促進するため、暗号資産等に係る税制、規制の取扱に関して、適切な措置を講ずること。
- (2) 2,000兆円に及ぶ国内個人金融資産が、高い環境技術や潜在力を有する国内企業の成長資金として活用されるよう、つみたてNISAの対象として指定されたインデックスにESG指数を追加するなど、個人投資家のESG投資を後押しする税制に関する措置を講ずること。
- (3) 金融所得に対する課税のあり方について検討を行う際には、「貯蓄から投資へ」の動きを加速させるという視点等に十分に配慮すること。
- (4) 金融関連法令の英語翻訳・公表の推進や、拠点開設サポートオフィスにおける英語での登録手続等の対象となる業の拡大等、金融行政の一層の英語化を図ること。
- (5) 国内企業の魅力を広く海外に発信するとともに、海外から日本の金融市場への投資を呼び込むため、上場企業の英文による情報開示を推進すること。
- (6) 都による誘致関係のインセンティブが付与された企業や、東京版EMP（新興資産運用業者育成プログラム）によって育成される企業など、確実に都内に拠点を置くことが見込まれる海外金融系企業を対象に、金融業の登録申請等をスムーズに進める「ファストエントリー」に引き続き取り組むこと。
- (7) 金融系外国人材・企業による口座開設の円滑化に向けた支援を行うこと。
- (8) 金融系外国人材等が安心して活躍できる生活環境を整備するため、
 - ① 高度外国人材の受入促進による金融系外国企業等の進出の加速化、LG

B T等の方々も活躍できるダイバーシティ実現の観点から、同性パートナーの在留に係る特例を創設すること。

- ② 高度金融人材等のニーズにかなった家事使用人利用の促進を図るため、特区による高度人材の家事使用人や親の帯同要件の更なる規制緩和を実現すること。
 - ③ 国家戦略特区において、インターナショナルスクール向けに建物を整備し、貸し付けた者に係る税制優遇措置の拡充を図ること。
 - ④ 外国人の都内生活の利便性向上等の観点から、ペイロールカード口座への賃金支払を可能とする労働基準法上の措置を実現すること。
 - ⑤ 家事支援外国人受入事業について、サービス提供地域の拡大の制度拡充を実現すること。
- (9) 世界で学び、活躍する人材を育成し、また、国際都市として多くの留学生を引きつけるために、秋季入学を含めた柔軟で多様な学びのあり方について、幅広い観点から議論を積み重ねるなど、国の責任において検討を進めること。
- (10) クールジャパンの魅力発信等に資する外国人材を誘致するため、特区により、
- ① 外国人理容師の就労を可能とする在留資格緩和を実現すること。
 - ② 外国人料理人の就労を促進する在留資格緩和を実現すること。
- (11) 国際仲裁の活性化に向けて、実効的な人材の確保・育成や効果的な広報・意識啓発等、必要な措置を講じること。
- (12) ビジネス環境が充実したポテンシャルの高い都心の国有地など、産業の活性化に資する拠点等となる場を確保すること。
- (13) サステナブルファイナンス等の視点も持った高度金融専門人材及び当該人材を支えるデータサイエンティストや金融関連の法務・コンプライアンス人材の育成について、取組を強化すること。
- (14) 幅広い都民の資産形成を含めた金融リテラシー向上に向け、一層の取組を推進すること。
- (15) 本年2月に国において策定した「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針（Ver. 3.0）」に基づく取組を着実に実施するとともに、今後の情勢の変化等を踏まえ、金融業界全体のサイバーセキュリティの高度化を図ること。

2 「スマート東京」実現に向けた高速モバイルインターネット網の早期構築等【最重点】

(提案要求先 総務省・デジタル庁)
(都所管局 デジタルサービス局)

- (1) 5Gによる高速モバイルインターネット網の構築に向け、国が掲げる基地局数、基盤展開率及び人口カバー率の目標を早期かつ着実に達成すること。また、都道府県別の整備状況を示すこと。
- (2) 高速モバイルインターネット網を都内にくまなく行き渡らせるため、国の無線システム普及支援事業（携帯電話等エリア整備事業）において、対象外となっている地域のうち、支援を必要とする地域にも対象を拡大すること。あわせて、基地局設置後も高速モバイルインターネット網が継続的に利用できるよう、実効性のある財政措置を講じること。
- (3) ローカル5Gについて、地方公共団体が容易に展開導入できるよう、必要な技術的、財政的支援を講じること。
- (4) 安全・安心にデータが利活用される社会を、個人情報保護とデータ活用を両立しつつ実現することを目的とした、官民連携データプラットフォームの構築及び関連するスマートサービスの推進を図る都の取組を支援すること。

<現状・課題>

5Gによる高速モバイルインターネット網の整備は、国民のQOLを向上させるために必要不可欠である。

国においても、少子高齢化・過疎化といった課題に対し、デジタル実装を進め、都市の活力と地方のゆとりの両方を享受できる「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、デジタル基盤の整備を促進している。

都ではデジタルの力で東京のポテンシャルを引き出し、都民が質の高い生活を送ることができる「スマート東京」の実現を目指している。具体的な取組として、都保有アセットへの5G基地局等設置の手続の簡素化を目指し、令和元年11月にアセットデータベースの公開やワンストップ窓口を運営している。

高速モバイルインターネット網は基幹的公共インフラであると同時に、その利用はユニバーサルサービスとされるべきである。しかしながら、「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」での5G基地局の2023年度末整備目標は28万局だが、足元では5万局程度に留まっており、都道府県別の整備状況も開示されていない。また、都内には、5Gの整備以前に4Gが未だ整備されていない通信困難地域が存在している。

通信困難地域における基地局等の設置について、国は無線システム普及支援事業（携帯電話等エリア整備事業）を実施し、基地局等整備費用に対する補助金交付を行っているが、補助対象地域は「条件不利地域（過疎地など）」に限定されているため、対象外の地域では補助を活用できない。一方、ローカル5Gにおいても設備機器が高価である等、整備環境に課題がある。

5Gネットワークを早期に構築し、最先端技術が生み出す豊かさを誰もが等しく享受できるよう、国のリーダーシップの下、通信事業者による5G基地局の設置を促進するほか、ローカル5Gの取組も推進する必要がある。

さらに、都は、国や関係する民間企業、大学などの学術機関、NPO、都内の区市町村や周辺の地方公共団体等との連携の下、都庁自身の持つデータに加えて、都内区市町村、関係機関、民間企業等から得た公共データや民間データなどをオープンAPIで呼び出し連携する、官民が連携したデータプラットフォーム（東京データプラットフォーム）を構築していく。

地方公共団体がデータプラットフォームを構築し、関連する民間等のスマートサービスの実施を支援するには、個人情報等のデータのガバナンスに配慮し、適切な情報の取扱いとデータの利活用促進を両立させることが重要である。また、分野間・都市間で横断して持続的に活用できるプラットフォームとするために、国のデータ収集に係る基盤整備の動向等を注視しながら、構築を進めていく必要がある。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

< 具体的要求内容 >

- (1) 5Gによる高速モバイルインターネット網の構築に向け、国が掲げる基地局数、基盤展開率及び人口カバー率の目標を早期かつ着実に達成すること。
また、都道府県別の整備状況を示すこと。
- (2) 高速モバイルインターネット網を都内にくまなく行き渡らせるため、国の無線システム普及支援事業（携帯電話等エリア整備事業）において、対象外となっている地域のうち、支援を必要とする地域にも対象を拡大すること。
あわせて、基地局設置後も高速モバイルインターネット網が継続的に利用できるよう、実効性のある財政措置を講じること。
- (3) ローカル5Gについて、地域課題の解決に資するようなユースケースを開発実証するとともに、地方公共団体が容易に展開導入できるよう、必要な技術的、財政的支援を講じること。
- (4) 安全・安心にデータが利活用される社会を、個人情報保護とデータ活用を両立しつつ実現することを目的とした、官民連携データプラットフォームの構築及び関連するスマートサービスの推進を図る都の取組を支援すること。

参 考

- (1) (2) (3) 国施策の根拠法令・計画
- ・総務省「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」（令和４年３月発表）
 - ・総務省「無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱」（平成１７年１１月２５日総基移第３８０号 最終改正：令和４年３月２２日総基移第６３号）

3 地方消費生活行政の財源確保

(提案要求先 消費者庁)
(都所管局 生活文化スポーツ局)

地方消費生活行政において積極的な取組を行うために、必要な財源を継続的・安定的に確保すること。

<現状・課題>

現状、国は、平成29年度までに開始した消費者行政の充実・強化に関する事業の経費について、最長で令和9年度までは「地方消費者行政強化交付金（推進事業）」により財政支援を行うこととしている。

しかし、令和10年度以降に財政支援が行われないことになると、これまで充実させてきた消費生活相談事業や消費者被害防止のための地域における高齢者の見守りの取組強化といった区市町村の事業継続が困難になる恐れがある。

加えて、民法改正による成年年齢の引下げ、インターネットやSNSの普及などの社会環境の変化に伴う新たな消費者被害にも対応していく必要がある。

また、国は、平成30年度以降に開始された事業について、「地方消費者行政強化交付金（強化事業）」により財政支援を行っているが、これまでの「地方消費者行政推進交付金」と比べて、用途が限定的であり、補助率も2分の1（一定の水準を満たさない場合は3分の1）となっている。このような状況が続くと現行の事業が維持できず、地方消費者行政の後退を招く可能性がある。

<具体的要求内容>

地方消費生活行政推進のために、平成29年度までと同等以上の財政支援を行うとともに、必要な財源を継続的・安定的に確保すること。

4 原油価格・物価高騰対策による都民生活の安定確保

(提案要求先 消費者庁・農林水産省・経済産業省)
(都所管局 生活文化スポーツ局)

- (1) 原油価格・物価高騰等対策の的確な実施により、価格の安定を図るとともに、その他の生活必需品の価格高騰にも適切に対応し、都民生活への影響を最小限に抑えること。
- (2) 便乗値上げが疑われる事案に関しては、国と都で情報を共有するなど、相互の連携を図ること。

<現状・課題>

国は令和4年4月、「コロナ禍における『原油価格・物価高騰等総合緊急対策』(以下「総合緊急対策」という。)を策定し、今後の原油価格や物価高騰等によって影響を受ける、既にコロナ禍で経済的に厳しい環境に置かれた生活者等に対する支援など、直面する物価高騰による影響を緩和するための対応を緊急かつ機動的に実施することとしている。

現在、既に原油や、小麦粉が原材料となっている品目の価格が上昇しており、国の「総合緊急対策」の継続的な実施は待ったなしの状況にある。加えて、食品などの価格も上昇傾向にあり、これらの価格動向を踏まえた対策も必要となりつつある。

<具体的要求内容>

- (1) 国が現在取組んでいる「燃料油に対する激変緩和事業」や「輸入小麦の政府売渡しの着実な実施」等を当面の間、継続して実施するとともに、上昇傾向にある食品などの価格動向を踏まえた対策にも取り組み、都民生活への影響を最小限に留めること。
- (2) 国は、「便乗値上げ対策」にも取り組むとしているが、原材料価格が高騰するなか、その見極めは難しいことから、消費者から寄せられた便乗値上げが疑われる事案については、国と都で相互に情報を共有するなど連携を図ること。

参 考

◎ 国の「コロナ禍における『原油価格・物価高騰等総合緊急対策』」の関連事業

(1) 燃料油に対する激変緩和事業（経済産業省）

これまで実施してきた激変緩和策について、新たに、基準価格を168円とし、支給幅を35円とするとともに、更なる超過分について1/2を支援する制度を設ける。

(2) 輸入小麦の政府売渡しの確実な実施（農林水産省）

ウクライナ情勢の影響により、輸入小麦の国際価格が更に上昇しているが、国内においては、その影響が本格化する以前の国際価格に基づき令和4年4月期の政府売渡価格が設定されており、製粉企業等への安定供給に着実に取り組む。

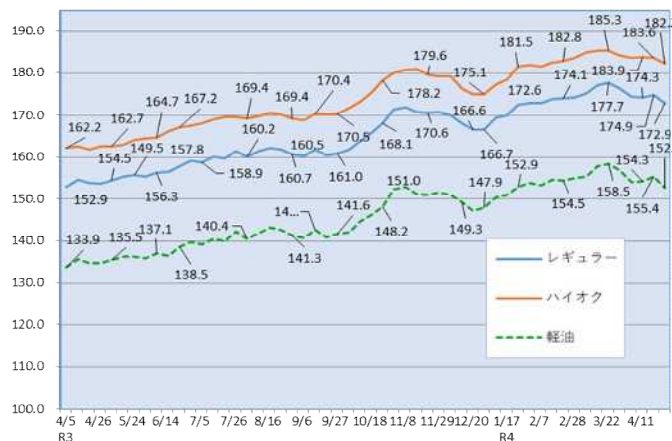
(3) 便乗値上げ対策（消費者庁）

生活関連物資等の値上げについて注視していくため、消費者庁において「便乗値上げ情報 消費者受付ウェブ窓口」（仮称）を設置し、物価担当官会議を通じて関係省庁と情報共有を図る。

◎ 都内のガソリン（レギュラー1ℓ当り）、灯油（配達18ℓ当り）価格の推移 直近の価格 ガソリン：172.9円、灯油：2,464円

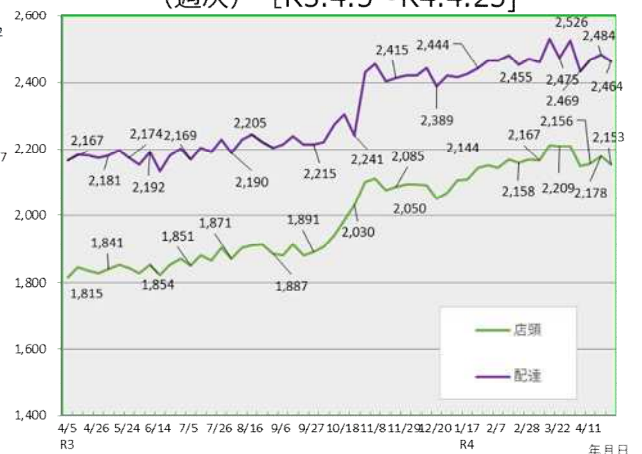
都内の石油（灯油を除く）小売価格の推移

（週次）[R3.4.5～R4.4.25]



価格（¥/180ℓ） **都内の石油（灯油）小売価格の推移**

（週次）[R3.4.5～R4.4.25]



出所：資源エネルギー庁「石油製品価格調査」

◎ 都内生活関連物資の価格（令和4年3月速報値）

原材料等の輸入価格上昇が生活関連物資の価格に影響している場合が多い

品目	単位	3月速報値	対前年同月比	値上原因（輸入との関連）
まぐろ	100g	533円	123.4%	漁船の重油価格上昇
いか	100g	180円	125.9%	国内不漁、漁船の重油価格上昇
キャベツ	1kg	209円	145.1%	輸入品の価格上昇
玉ねぎ	1kg	419円	165.0%	国内不作、輸入品の価格上昇
食パン	1kg	470円	108.8%	輸入小麦の価格上昇
マヨネーズ	450g	281円	117.6%	輸入食油の価格上昇
灯油	店頭18ℓ	2,153円	121.0%	原油価格上昇
ガソリン	1ℓ	173円	117.7%	原油価格上昇

出所：東京都総務局統計部「東京の物価」

5 原油価格・物価高騰等の影響を受ける農林漁業者 に対する支援の充実【最重点】

(提案要求先 農林水産省・林野庁・水産庁)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 原油価格・物価高騰等の影響を受ける農業・漁業者に対する支援の充実を図ること
- (2) 国産木材の利用拡大に向けた支援を図ること

<現状・課題>

我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況は緩和されつつあるものの、ウクライナ情勢による肥飼料等の供給不足や原油の価格高騰などが、農業者や漁業者の経営に大きな影響を与えている。

このため都では、配合飼料価格安定制度及び漁業経営セーフティーネット構築事業において、畜産業者や漁業者が負担する積立金に対する助成や無料の土壌診断による肥料コストの低減など農業者・漁業者への支援に取り組んでいる。

また、「ウッドショック」と呼ばれる輸入材の供給不足により、木材価格が上昇し高止まりしていることから、多摩産材をはじめ国産木材の利用拡大に向けた施策を展開している。

国は、令和4年4月に、原油価格高騰対策やエネルギー・原材料・食料等安定供給対策等を柱とする「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」を策定し、漁業、農林業など大きな影響を受ける業種への支援や配合飼料の価格高騰対策、国産材への転換支援対策等に取り組むとしている。

しかし、長引くウクライナ情勢の影響に加え、急速に進む円安や電力需要のひっ迫など、景気の先行きに不透明感がある中、長期化が懸念される原油や原材料等の価格高騰に対し、農林漁業者の経営の安定化を図られるよう、以下の要求を行う。

<具体的要求内容>

- (1) 原油価格・物価高騰等の影響を受ける農業・漁業者に対する支援の充実
配合飼料価格安定制度への基金の積み増しや肥料コスト低減体系への転換を進めるなど肥飼料等の価格高騰対策を一層推進するとともに、肥料原料の安定的な調達や収入保険等の公的保険制度の一層の充実を図ること。
また、漁業経営セーフティーネット構築事業の基金積み増しなど、漁業用燃油等のコスト低減に向けた一層の取組の推進を図ること。
- (2) 国産木材の利用拡大に向けた支援
国産木材の安定供給・安定需要の体制を構築し、国産木材の利用拡大・国産材製品への転換に一層取り組むこと。

6 文化政策の推進

(提案要求先 内閣府・文化庁・経済産業省・観光庁)
(都所管局 生活文化スポーツ局)

芸術文化に関わる政策を都と連携して着実に実施するとともに、
財政負担を含めた必要な支援を行うこと。

<現状・課題>

芸術文化は、人々に楽しさや感動、生きがいや精神的安らぎを与えるものであると同時に、芸術文化の持つ創造力は、創造産業や、観光振興、地域の活性化、新たな雇用の創出、国際交流など、様々な分野において、国や都市の国際競争力の向上や成長発展に大きく寄与するものである。国においても、「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）」の中で、文化芸術活動に対する効果的な支援や、国内外の文化的多様性や相互理解の促進など、「文化芸術立国」の実現を掲げている。

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会が終了し、新型コロナウイルス感染症の影響、持続・共生社会へのシフト、デジタル化の進展など、社会環境が大きく変化しているタイミングを捉え、2030年度までの東京都の文化行政の方向性や重点的に取り組む施策を示した「東京文化戦略2030 ～芸術文化で躍動する都市東京を目指して～」を策定した。

今後は、東京 2020 大会のレガシーを未来に継承・発展させていくとともに、芸術文化の力で「躍動」と「豊かさ」が両立した社会、「芸術文化で躍動する都市東京」を目指し、都民の生活をより豊かにしていくため、文化戦略に基づいた様々な取組を展開していく。

<具体的要求内容>

- (1) 都民が様々なアートに出会い、楽しめるよう、国公立、民間の文化施設間の連携推進について積極的な支援を行うこと。

また、国や民間などと連携したフェスティバルを構築する取組、具体的には、国際文化芸術発信拠点の形成を図る東京芸術祭等の取組に対し、積極的な支援を引き続き行うこと。

- (2) 多様な芸術分野で才能のある人材を積極的に受け入れ、交流を促進し、作品創作に向けた新たな発想や表現を生み出す場を整備する取組に対し、積極的な支援を行うこと。
- (3) アール・ブリュット等の振興や、障害者の芸術創造活動や鑑賞・参加を促すNPO等の活動に対する支援、芸術文化の多様性や包摂性を生かした事業に対する支援など、共生社会の実現を目指す取組に対し、必要な支援を行うこと。
- (4) 能楽、邦楽、落語、茶道等、小中学生等を対象とした伝統文化体験プログラムなど、次代を担う子供たちに伝統文化の価値を正しく伝え継承する取組に対し、必要な支援を行うこと。

- (5) アート市場の活性化に向けた都の取組に対して、必要な支援を行うこと。
また、現在議論が進められているブロックチェーンや **NFT** の活用については、アーティスト活動の支援につながるよう、法制的な検討と環境整備を行うこと。

7 MICE推進施策の強化【最重点】

(提案要求先 観光庁)
(都所管局 産業労働局)

- (1) MICE誘致・開催に関する海外からの情報収集や分析を通じて、マーケティング戦略を強化するとともに、国内の最新情報等を積極的に海外に発信すること。
- (2) 激化するMICE誘致競争に打ち勝つため、国際会議等の誘致・開催に係る経費等の支援制度を強化すること。
- (3) 国際競争力の維持・向上に向け、人材育成を強化し、MICE推進に係る基盤整備を図ること。
- (4) ユニークベニユーの活用促進によるMICE誘致の国際競争力や都市ブランド力の向上を図ること。

<現状・課題>

都では、平成27年7月に「東京都MICE誘致戦略」を策定し、経済波及効果や産業力の強化など、開催都市に多くのメリットをもたらす国際会議等の誘致に向けた取組を進めてきた。こうした中、今般の新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、都内で予定されていたMICEの多くは中止や延期を余儀なくされ、MICEに関連する事業者はもとより都内の経済にも影響を及ぼしている。

一方、シンガポールやソウルなどの競合都市では、コロナ禍での需要の変化を捉え、デジタル技術の活用や誘致に向けた情報発信など積極的な取組を行っており、これまで以上に都市間での誘致競争は激化している。

今後段階的な渡航制限等の緩和により国際的な交流が徐々に再開されていくことを見据え、コロナ収束後には、国内でのMICE開催件数を着実に回復させ、経済や産業の活性化を後押ししていくことが必要である。このため、国を中心とした開催都市などとの連携を更に深め、海外都市の動向などを把握し、MICE開催における需要への的確な対応などにより国際競争力を一層強化することが重要である。

<具体的要求内容>

- (1) MICEに関連する国際団体等との継続的なコミュニケーションが図られるよう国際団体等へ国内の関係者を配置するなど連携強化を図り、参加者の動向や主催者のニーズなど有益な情報の収集・分析を行うことでマーケティング戦略を強化するとともに、海外の主催者等に対し、対策の緩和状況や安

全・安心に係る取組など、M I C E開催国としての日本の優位性を積極的に発信すること。

- (2) 国際会議等の誘致・開催を促進するため、誘致活動や開催経費等に対する助成など、主催者や地方自治体のニーズを踏まえた支援策の強化を図ること。
- (3) 急速なデジタル活用の進展や中長期的な国際競争力の維持・向上の観点から、M I C E業界においても新たなテクノロジーなどの導入を推進するため、I T関連業界等との連携を促進するとともに、大学生など次代を担う人材を着実に育成するための取組を強化すること。また、M I C E誘致を推進するための基盤強化に向け、大学の教員等が行う国際会議等の誘致活動に対する適正な評価を行う仕組みの導入を関係府省庁へ働きかけること。
- (4) ユニークベニユーは、開催都市の魅力を効果的にP Rできる点において重要であるため、国内各地域が連携して活用促進に向けた取組を進められるよう、関係府省庁への働きかけを行うなど、M I C E誘致の国際競争力や都市のブランド力の向上につなげていくこと。

8 観光産業の早期回復に向けた取組の充実【最重点】

(提案要求先 観光庁)
(都所管局 産業労働局)

- (1) インバウンド需要の回復に向けた戦略を示し、必要な取組を段階的に推進するとともに、観光地が安心して外国人旅行者を受け入れることができるよう取り組むこと。
- (2) インバウンド需要回復を見据え、外国人旅行者等に対する受入環境整備を推進するとともに、観光産業が着実に回復の軌道に乗るよう、観光関連事業者の多様な取組への支援を継続すること。

<現状・課題>

ワクチン接種の進展により、海外では観光目的の入国者に対する制限の緩和が加速している。我が国でも水際対策の緩和の動きがある一方、入国制限の急激な緩和による感染拡大の影響を心配する声もある。

また、外国人旅行者の受入環境については、東京2020大会に向けて進めてきた多言語対応や通信環境の整備などにより、訪都外国人旅行者の満足度の向上につながってきた。今後、インバウンド需要回復を見据え、免税販売手続きにおける利便性の更なる向上、多様な文化・習慣に配慮した受入環境整備等を着実に進めていく必要がある。合わせて、インバウンド需要回復の過渡期においては、旅行需要の回復に備えて、観光関連事業者の新たな取組等を強力に後押しする必要がある。

こうした取組により、観光産業の早期回復につなげていくことが求められる。

<具体的要求内容>

- (1) -① インバウンド需要の回復を着実に進めていくため、我が国のインバウンド受入再開の条件やロードマップを示し、必要な取組を段階的に推進していくこと。
- (1) -② 国民や観光関連事業者に対して、インバウンド受け入れのための安全対策を周知し、観光地が安心して外国人旅行者を受け入れることができるよう取り組むこと。
- (2) -① 外国人旅行者への免税販売に関して、引き続き、事業者等への普及啓発や免税販売手続きの効率化などを通じて、免税店舗のさらなる拡大等につなげるとともに、旅行者の一層の利便性の向上を図ること。
- (2) -② 食事や生活上の習慣に一定の要件がある外国人旅行者のニーズにきめ細かく対応するため、外国人旅行者が多く集まる空港や鉄道ターミナル、

観光施設などの運営者等に対し、異なる文化・習慣に関する普及啓発を図るとともに、外国人の多様な文化・習慣に配慮した環境整備に向けた支援の充実を図ること。

- (2) ー③ デジタル技術を活用した新たなビジネス展開をはじめとする観光関連事業者の取組を引き続き支援すること。

9 中小・小規模事業者のキャッシュレス化の推進

【最重点】

(提案要求先 財務省・経済産業省)

(都所管局 産業労働局)

キャッシュレス化の中小・小規模事業者への更なる普及促進に向けた環境整備を図ること。

<現状・課題>

新型コロナウイルス感染拡大を受け、事業者は、営業時の感染予防対策や売上低下、スタッフ出勤不可による人手不足など様々な問題に直面している。

キャッシュレス化の推進は、非接触による感染リスクの低減、レジや現金管理・集計業務の短縮などの業務効率化、購買データの利活用による売上増加など、人手不足への対応や生産性の向上が期待される。

国は、令和元年10月1日の消費税率引上げに伴い、需要平準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、令和2年6月30日まで、中小・小規模事業者による「キャッシュレス・消費者還元事業」を実施したところである。こうした取組を通じて、キャッシュレス決済の普及は進展しつつあるが、キャッシュレス決済の手数料負担が重いことや導入のメリットが見えづらいこと等が更なる普及の課題となっている。キャッシュレス決済の利用拡大のためには、こうした中小・小規模事業者の現状を踏まえ、キャッシュレス化の更なる普及促進に向けた環境整備が必要である。

<具体的要求内容>

中小・小規模事業者のキャッシュレス化を推進するため、キャッシュレス決済の手数料負担低減や導入メリットの定量化などの環境整備を図ること。

10 多文化共生社会の実現に向けた外国人受入環境整備促進

(提案要求先 総務省・出入国在留管理庁・文化庁)
(都所管局 生活文化スポーツ局)

国は、多文化共生社会の実現に向けた外国人受入環境を整備するため、国が主体となって必要な施策を推進するとともに、地方自治体、受入企業、在住外国人支援団体等が求められる役割を担うための財政支援等を講ずること。

<現状・課題>

国内の在留外国人数は282万人を超え、地域における定住化も進んでいる。都内の在留外国人は全国の約20%にあたる約54万1千人で（令和3年6月末現在）、都民の約4%を占めるに至っている。今後も、新型コロナウイルス感染症の収束とともに、都内の在住外国人の増加や定住化が見込まれる中で、外国人が地域社会の中で安心して生活し、かつ都市の活力を支える人材として活躍することができる環境の整備が必要である。

現在、都は、平成28年に「東京都多文化共生推進指針」を策定し、生活情報の多言語対応に加え、医療・福祉・学校教育等において在住外国人の支援を行っている。また、令和2年10月、多文化共生社会づくりを取組の柱の1つとする一般財団法人東京都つながり創生財団を設立し、区市町村、国際交流協会、外国人支援団体等との連携や、地域に密着した専門人材の配置、柔軟な執行体制による機動的な事業展開等により、施策の更なる充実を図っている。

一方、国は、外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設等、多文化共生施策を取り巻く社会経済情勢の大きな変化を踏まえ、令和2年9月に「地域における多文化共生推進プラン」を改訂し、地域における多文化共生を推進するための具体的な施策及び推進体制の整備における地方自治体の役割等を示したが、その実施は地域の状況に応じ推進することとしており、各地域に委ねられている。

多文化共生社会の実現に向けて、国は、自らが主体となって必要な施策を推進するとともに、地方自治体、受入企業、外国人支援団体等が「地域における多文化共生推進プラン」に示された役割を担うための財政支援等を講ずる必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 国は、在住外国人を取り巻く今日的な状況を踏まえ、外国人が地域社会で自立した生活を円滑に送るために必要な次の施策を主体となって実施すること。
 - ・ 外国人が、差別や偏見を受けることなく安心して地域で暮らせるよう、日本人を含めた住民に対する多文化共生社会への理解促進

- ・ 日本語能力の習得や日本社会の習慣に対する理解促進のため、全ての外国人に日本語学習等の機会を提供するための支援
 - ・ 公的機関等における通訳支援、多言語による情報提供を行うための体制整備
 - ・ 災害時における各種情報を、少数言語を含め国において統一的かつ迅速に多言語化するなど、外国人が必要な情報にアクセスできる環境の整備
- (2) 国は、全ての在住外国人が安全・安心に暮らし、社会の担い手として活躍できる多文化共生社会の実現に向けた取組を、都内自治体や在住外国人支援団体等が計画的かつ総合的に実施できるよう、多様な外国人が居住する東京の特性も踏まえ、必要な財政措置を迅速かつ継続的に講じること。

参 考

(1) 在住外国人数（全国）

2, 823, 565人

※法務省統計「在留外国人」（令和3年6月末現在）

(2) 在住外国人数（東京都）

541, 807人

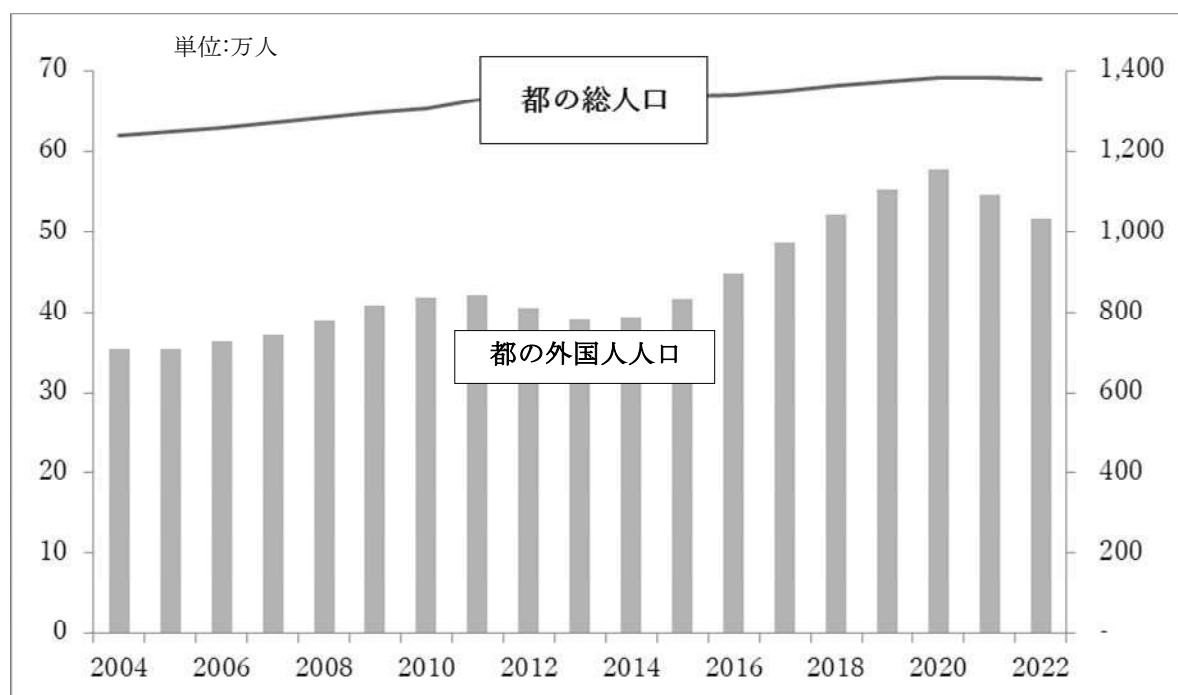
[国籍・地域別外国人数上位10]

・ 中国	214, 168人
・ 韓国・朝鮮籍	91, 624人
・ ベトナム	35, 924人
・ フィリピン	33, 378人
・ ネパール	25, 095人
・ 米国	18, 391人
・ 台湾	18, 099人
・ インド	14, 026人
・ ミャンマー	9, 577人
・ タイ	7, 628人

※法務省統計「在留外国人」（令和3年6月末現在）

(3) 在住外国人人口の推移（東京都）

※東京都統計「外国人人口」（令和4年1月1日現在）



1 1 ベンチャー企業の支援の拡充

(提案要求先 財務省・経済産業省)
(都所管局 産業労働局)

ベンチャー企業の創業や成長の促進を図るために必要な税制上の支援措置を講じること。

<現状・課題>

ベンチャー企業は新たな発想や技術を基に創造的・革新的な経営によって新しい事業分野を開拓し、経済に活力をもたらすとともに、雇用の増大にも貢献するものである。

しかし、我が国ではベンチャー企業が数多く起業し成長する環境が十分ではない。例えば、創業時には初期設備投資や顧客開拓資金など多額の資金が必要となるが、創業間もなく信用力の乏しいベンチャー企業が十分な資金を調達できる仕組が整っていない。

国では、令和2年度税制改正においてエンジェル税制について、対象企業要件を設立後3年未満から5年未満へ拡充した。しかしながら、控除対象上限額については、令和3年1月1日以後800万円に引き下げられ、一部縮小が図られることになった。これにより、投資のインセンティブが低下する懸念がある。

<具体的要求内容>

ベンチャー企業への投資拡大を図るため、エンジェル税制における投資額の所得控除上限額を引き上げるなど、ベンチャー企業の資金調達を支援する税制措置を講じること。

1 2 都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善【最重点】

(提案要求先 財務省・農林水産省・国土交通省・環境省)
(都所管局 産業労働局・都市整備局・環境局)

「都市農業振興基本法」の趣旨を踏まえ、都市農業の振興と都市農地の保全に必要な制度改善や税制措置に取り組むこと。

<現状・課題>

東京の都市農業は、新鮮で安全・安心な農産物を供給するとともに、その生産基盤である農地は、防災や環境保全など多面的機能を有しており、安全で快適な都市づくりに極めて重要な役割を果たしている。

しかし、現行の農地制度や税制度の下で、都市農地は相続時の高額な税負担や高齢化による担い手不足などにより年々減少し続けており、都市農業の存続に深刻な影響を及ぼしているため、都は「都市農業特区」を提案するなど、制度改善の要求を行ってきたところである。

国は、平成27年4月に制定された「都市農業振興基本法」に基づき、平成28年5月に都市農業の振興に関する施策の方向性を示す「都市農業振興基本計画」を閣議決定した。その後、国は生産緑地法を改正し、特定生産緑地制度の新設、面積要件の緩和を実施したほか、相続税納税猶予制度等の税制の改正、都市農地の貸借の円滑化に向けた新たな法律の制定など、制度改善を進めてきたが、今後、残された課題に対応する制度等の改善が必要であるため、以下の要求を行う。

<具体的要求内容>

都市農業の安定的な継続と都市農地の保全に向けて、「都市農業振興基本計画」に示された具体的な取組を着実に実施するなど、以下の制度改善や必要な税制措置に取り組むこと。

- ① 相続税納税猶予制度について一定の土地利用制限の下、農業経営に必要な農機具倉庫、農産物販売施設、畜舎、農業用井戸などの農業用施設用地や屋敷林等についても農地扱いとして対象を拡大するなど、相続税の軽減措置を講じること。
- ② 自治体が生産緑地を計画的に買い取ることができるよう、財政的な支援を拡充すること。
- ③ 相続税の物納により国有化される市街化区域内農地については、自治体に低額で貸付けし市民農園等として活用させるなど、農的利用の継続を図り、引き続き多面的機能が発揮できる新たな制度を創設すること。

都市農業・農地の現状と国への提案

- 都市農業は、新鮮で安全・安心な農産物を供給するとともに、その生産基盤である農地は、防災や環境保全など多面的機能を併せ持つ都市の貴重な財産

現 状

- 東京都の農地の6割が、市街化区域内に存在、そのうち8割が生産緑地
- 10年間で約900haの市街化区域内農地が減少
- 農地減少の主な要因は相続
 - ・ 地価が高いため、高額な相続税の負担

【都内の農地面積の推移】



出典：耕地及び作付面積統計、東京の土地 2020

現行の都市農業・農地に係る制度と課題

■ 制度

生産緑地制度

- 市街化区域内で農地を保全する制度
 - ・ 固定資産税は農地課税
 - ・ 相続税は宅地課税だが、納税猶予制度が適用可

相続税納税猶予制度

- 後継者に農地を引き継ぐための税制の特例
 - ・ 終生営農が条件
 - ・ 市街化区域内では生産緑地のみが対象(田園住居地域を除く)

■ 課題

- ・ 農業に必要な農機具倉庫や畜舎、屋敷林等は、相続税が宅地課税されている
- ・ 自治体の財政が脆弱なため、買取り申出に対応できない

国への提案要求

- 都市農業の安定的な継続と都市農地の保全に向けて、制度改善や税制措置に取り組むこと
 - ・ 農業用施設用地や屋敷林等について、相続税納税猶予制度の適用拡大
 - ・ 生産緑地の買取りのために財政的な支援を拡充
 - ・ 相続税で物納された土地の農的利用を継続させる新たな制度を創設

1 3 ライフ・ワーク・バランスの推進【最重点】

1 働き方改革の推進

(提案要求先 内閣府・厚生労働省・中小企業庁)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 中小企業が働き方改革関連法を踏まえ、実情に応じた対応を図ることができるよう、働き方改革推進支援センターでの支援や助成金の拡充など具体的な施策を充実すること。また、「働き方改革」に取り組む企業に対して、生産性向上に関する支援策を併せて実施すること。
- (2) ライフ・ワーク・バランスの実現に向け、柔軟な働き方や育児・介護等と仕事の両立など、企業の働き方改革を支援する取組の推進を図ること。
- (3) 中小企業の働き方改革の推進を図るため、長時間労働につながる商慣行の是正に取り組むこと。また、中小企業が取組を進めるに当たって、事前の相談などきめ細かな対応を行うとともに、助言及び指導においては、それぞれの企業の事情を踏まえること。

<現状・課題>

残業時間の上限規制や年次有給休暇の付与義務などを定めた働き方改革関連法が、2019年4月から順次施行され、2020年4からは中小企業に残業時間の上限規制が適用されている。また、2023年4月には中小企業における割増賃金率の猶予が廃止される。こうした中、経営基盤がぜい弱である中小企業が、法を踏まえ適切に労働時間の短縮などを進めていくには、個々の実情に応じた対応を図れるよう支援を行うとともに、業務効率化などの生産性向上に向けた支援も必要である。

2020年12月に閣議決定した「第5次男女共同参画基本計画」は、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や多様で柔軟な働き方を実現するため、週60時間以上働く雇用者の割合や年次有給休暇の取得率、男性の育児休業取得率など、2025年に達成すべき数値目標を設定している。

このため、仕事と生活の調和の実現（ワーク・ライフ・バランス、都ではライフ・ワーク・バランスとして推進）に向けて、新たな目標を設定し、更なる取組

を推進していくことが重要である。

一方、中小企業の働き方改革については、取引先からの短納期の発注や納期の短縮など取引慣行が阻害となっていることから、こうした長時間労働につながる商慣行の是正も必要である。

< 具体的要求内容 >

- (1) 中小企業が働き方改革関連法を踏まえ、実情に応じた対応を図ることができるよう、改正法の周知啓発とともに、働き方改革支援センターでの支援や助成金の拡充など具体的な施策を充実すること。また、働き方改革に取り組む企業に対して、生産性向上に関する支援策を併せて実施すること。
- (2) 全ての労働者が意欲と能力を十分発揮し、生活と仕事の調和のとれた働き方を実現していくために、長時間労働の削減や年次有給休暇等の取得促進、育児・介護等と仕事との両立支援、メンタルヘルス対策などの取組を促す施策を推進すること。
- (3) 中小企業の働き方改革の取組を進めるため、取引先の休日労働や深夜労働につながる短納期の発注の抑制など、長時間労働につながる商慣行の是正に向けた取組（しわ寄せ防止の取組）を行うこと。また、中小企業が働き方改革の取組を進めるに当たって、事前の相談などきめ細かな対応が実施可能な体制を整備するとともに、中小企業への助言及び指導においては、労働時間の動向、人材確保の状況、取引の実態などそれぞれの企業の事情を踏まえたものとなるよう配慮すること。

参 考

(1) 働き方改革関連法の概要（労働時間法制の見直し）

主な改正項目		施行日	
		大企業	中小企業
労働基準法	残業時間の上限規制	2019年4月1日	2020年4月1日
	年次有給休暇の付与義務		
	月60時間の残業の割増賃金率引上げ	※施行済	2023年4月1日
	フレックスタイム制の拡充	2019年4月1日	
	高度プロフェッショナル制度の新設		
労働時間等設定改善法	勤務間インターバル（努力義務）		
労働安全衛生法	労働時間の客観的な把握		
	産業医・産業保健機能の強化		

(2) 第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）数値目標
（抜粋）

（内閣府男女共同参画局）

数値目標設定指標	現状（直近の値）	2025年
週労働時間60時間以上の雇 用者の割合	6.4%	5%
年次有給休暇取得率	56.3%	70%
労働時間等の課題について労使 が話し合いの機会を設けている割 合	64.0%	全ての企業で実施
男性の育児休業取得率	7.48%	30%
25歳から44歳までの女性の 就業率	77.7%	82%
第1子出産前後の女性の継続就 業率	53.1%	70%

(3) しわよせ防止対策の推進

- ・しわよせ防止キャンペーン月間（11月）の実施

2 テレワークの推進

(提案要求先 内閣府・総務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省)
(都所管局 産業労働局)

デジタルトランスフォーメーションによる社会構造変革を見据え、テレワークの促進と定着に向けて、テレワークを社会に根付かせるためのルールの普及啓発を進めるとともに、テレワークの導入が難しい業種や非正規雇用への導入支援のほか、民間企業・自治体等が行うサテライトオフィス整備に対する支援を行うこと。

<現状・課題>

テレワークは、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を可能とするものであり、労働者のライフ・ワーク・バランスの向上による働き方改革の促進のほか、企業にとっても、生産性の向上や多様な人材の確保、災害時の事業継続対策などに有効である。

都では、これまで東京 2020 大会における「交通需要マネジメント（TDM）、テレワーク、時差B i z」を一体的に推進する「スムーズビズ」の推進や、感染症の拡大防止に向けた緊急対策などに取り組んできた。その結果、都内企業（従業員30人以上）のテレワーク実施率は約6割に達し、利用する社員の割合も大幅に増加するなど、テレワークは急速に拡大している。

この勢いを止めることなく、感染症の拡大防止と経済活動の両立を図りながら、テレワークの更なる導入の促進と定着に向けた取組を強化していく必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) デジタルトランスフォーメーションによる社会構造変革を見据え、テレワークを企業に根付かせるためのルールの普及啓発を官民一体で進めること。
- (2) 中小企業をはじめ、企業のテレワーク機器・ソフトウェア等の導入や定着を促進するための支援策を拡充すること。
- (3) 自宅だけでなく身近な地域におけるテレワークの実施環境の整備を促進するため、民間企業や自治体等によるサテライトオフィス設置に対する支援を行うこと。
- (4) テレワーク勤務の運用においては、非正規雇用の従業員も正規雇用の従業員と同様に活用できるよう、企業に対し指導を行うとともに、非正規雇用へのテレワークの導入が進むよう支援策を拡充すること。
- (5) 労働時間の管理やコミュニケーションの確保、通信環境の整備など、テレワークの導入・運用上の課題を抱える企業に対して、テレワークガイドラインの普及啓発を図るとともに、課題解決に向けたサポートを行うこと。

また、テレワークの導入が難しい業種において導入が進むよう、テレワークに必要な業務改革などについて支援を行うこと。

参 考

【テレワークの導入促進と定着に向けた都の取組】

○「テレワーク東京ルール」の策定

【テレワーク東京ルール】

＜テレワーク戦略ビジョン＞

テレワークで実現するワーク・ビジネススタイルの変革

・働き方改革	ライフ・ワーク・バランスの実現
・ビジネス革新	生産性の向上（ビジネスにおけるDX）
・人材活用	多様な人材の活躍（ダイバーシティの実現）
・危機管理	災害・感染症拡大時など非常時の事業継続
・地域振興	勤務地・働く場所の分散による地域活性化

＜テレワーク実践ルール（我が社のテレワークルール）＞

テレワーク戦略ビジョンを踏まえ、各企業が実情に応じ具体的な取組ルールを設定

【ルールの設定例】

- 働き方改革 : テレワークデー・テレワークウィークの設定、育児・介護中はテレワーク勤務を活用
- ビジネス革新 : 会議や商談・営業は、オンラインで実施（テレビ・ウェブ会議システムの活用）
- 人材活用 : テレワークの活用で障害者等の雇用促進、研修は在宅でeラーニングで実施
- 危機管理 : 警報（台風・大雪等）時や、感染症の拡大時は原則テレワーク勤務
- 地域振興 : 観光地のサテライトオフィス勤務の実施

○「テレワーク東京ルール」の普及

「テレワーク東京ルール」の普及に向け、官民一体で取組を強力に進めていくため、「公労使による「新しい東京」実現会議」（令和2年9月14日）において、経営者団体や労働者団体の代表者、国（東京労働局）、都で、共同宣言を実施

1 4 就職氷河期世代等の非正規労働者に対する支援の強化

(提案要求先 内閣府・厚生労働省)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 正規雇用を希望する就職氷河期世代等の非正規労働者が円滑に正規雇用化できるよう支援策を着実に推進すること。
- (2) 「就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォーム」の運営について積極的に関与し、更なる取組の推進を図ること。
- (3) 「地域就職氷河期世代支援加速化交付金」の充実を図ること。

<現状・課題>

就職氷河期世代等の非正規労働者については、不本意ながら不安定な仕事に就いている、いわゆる「不本意非正規」の問題や、正規労働者と比較して雇用の不安定さやキャリア形成が不十分である、といった課題がある。

国においては、「正社員転換・待遇改善実現プラン」（平成28年1月）により、キャリアアップ助成金の活用促進など非正規労働者の正社員転換・待遇改善を加速させるための取組を推進しており、都においても、国と連携しながら、転換後の計画的な育成の支援などに取り組んでいる。

また、就職氷河期世代については、令和元年5月に発表された「厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プラン」に基づき、「就職氷河期世代支援プログラム」（3年間の集中支援プログラム）がとりまとめられ、都において、令和2年7月に「東京就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」を東京労働局と設置し、同年11月に事業実施計画を策定した。

さらに、令和3年12月に閣議決定された「就職氷河期世代支援に関する行動計画2021」では、令和元年度から令和4年度予算までの合計で、「就職氷河期世代支援プログラム」の目標は達成される見込みとしているが、就職氷河期世代の方々は就業先での傷つき体験や生活困窮など事情が多様であり、セーフティーネットによる支援や再就職支援など長期に取り組むべき課題としており、今度も就職氷河期世代の活躍の機会の拡大に向けた取組が重要である。

<具体的要求内容>

- (1) 企業が非正規労働者を正規雇用として雇用するインセンティブを付与する措置について、広く事業主に周知し利用促進を図ること。

また、就職氷河期世代の支援については、国で掲げている目標（30万人の正規雇用化等）の達成状況の分析などを行い、更なる就職氷河期世代の活躍促進に向けた支援の充実を図ること。

- (2) 就職氷河期世代の支援については、国と地方自治体が連携し、就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームを形成し、都道府県内の支援策のとりまとめ、進捗管理を行うこととされている。今後も、プラットフォームの運営について、積極的に関与し、都道府県域内での施策の更なる推進を図ること。
- (3) 「地域就職氷河期世代支援加速化交付金」については、都や区市町村が地域の実情に応じて適切な支援を実施できるよう基金を活用した事業など都道府県プラットフォームで策定する事業計画に位置付けた事業の全てを交付対象にするとともに、必要な予算を確保するなど交付金制度の充実を図ること。

参 考

(国の動向)

- (1) 非正規労働者の正社員転換・就職氷河期世代の支援
- 「正社員転換・待遇改善実現プラン」（平成28年1月）
 - ・計画期間 平成28年度～平成32年度
 - ・具体的な取組事項（（1）①不本意非正規の雇用労働者の正社員転換等）
キャリアアップ助成金の活用促進（平成28年度～平成31年度継続的に実施）
 - 「厚生労働省就職氷河期世代活躍促進プラン」（令和元年5月29日「2040年を展望した社会保障・働き方改革本部」とりまとめ）
 - 「経済財政運営と改革の基本方針」（令和元年6月21日閣議決定）
 - (3) 所得向上策の推進 ①就職氷河期支援プログラム
 - ・支援対象は100万人程度、正規雇用者を30万人増やすことを目指す。
 - ・相談、教育訓練から就職までの切れ目のない支援 など
 - 「就職氷河期世代支援に関する行動計画2021」（令和3年12月24日就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議決定）

1 5 非正規労働者の待遇改善に向けた支援の強化

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 産業労働局)

同一労働同一賃金の実現に向け、周知の徹底と適切な運用を図ること。中小企業が適切な運用が図れるよう支援を強化すること。

<現状・課題>

平成30年6月には「働き方改革関連法」が成立し、パートタイム労働法（パートタイム・有期雇用労働法に改正）、労働契約法、労働者派遣法の改正が、令和2年4月から施行（中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の適用は令和3年4月1日）された。

平成30年12月28日には、短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針（いわゆる「同一労働同一賃金ガイドライン」）が告示されている。

また、派遣労働者については、派遣期間の上限設定など改正労働者派遣法の適切な運用に向けた周知啓発や指導が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 非正規労働者の不合理な待遇差の解消に向けて、中小企業等が適切な対応をとれるよう、ガイドラインの普及啓発や具体的な助言を行うこと。

なお、派遣労働者については、派遣事業者に対して法制度の周知徹底を図るとともに、適切な運用が図られるよう指導監督を行うこと。

- (2) 有期雇用契約労働者をはじめとする非正規労働者の待遇改善に向けた措置を講ずるとともに、正規雇用への転換やキャリアアップなどに取り組む事業主等を支援するために必要な財政措置を講じること。

参 考

(国の動向)

働き方改革関連法の概要等

○雇用形態に関わらない公正な待遇の確保（パートタイム労働法（パートタイム・有期雇用労働法に改正）、労働契約法、労働者派遣法の改正）

・見直しの目的

同一企業内における正規と非正規との間の不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けられるようにすることで、多様で柔軟な働き方を選択できるようにする。

・見直しの内容

① 雇用形態による不合理な待遇差をなくすための規定の整備

② 労働者に対する、待遇に関する説明義務の強化

③ 行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続き（行政ADR）の規定の整備

・施行日 令和2年4月1日

※中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の適用は令和3年4月1日

○短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針（同一労働同一賃金ガイドライン）

（厚生労働省告示第430号 平成30年12月28日）

・正社員（無期雇用フルタイム労働者）と非正規雇用労働者（パートタイム労働者・派遣労働者）との間で、待遇差が存在する場合に、いかなる待遇差が不合理なものであり、いかなる待遇差は不合理なものでないのか、原則となる考え方と具体例を示したもの。

1 6 障害者の就業支援策の一層の充実【最重点】

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 障害者や難病患者の雇用促進や職場定着を図る施策の充実を図ること。また、障害者や難病患者の安定的な雇用や処遇の改善、キャリア形成の支援の充実を図ること。あわせて、改正障害者雇用促進法に基づく「障害者差別禁止指針」及び「合理的配慮指針」の周知徹底を図ること。
- (2) 民間企業の法定雇用率2.3パーセントへの引上げを踏まえて、企業に対する周知徹底や事業主に対する一層の支援策を講ずること。
- (3) 重度身体障害者が安心して働くことができる職場環境の整備を促進するため、助成金制度等の周知や施策の充実を図ること。
- (4) 障害者委託訓練については、多様なニーズに対応できるよう委託料の単価を引き上げること。

<現状・課題>

都における令和3年6月1日現在の民間企業の障害者の実雇用率は、2.09パーセントと過去最高を更新し、雇用障害者数も過去最高となっている。

しかし、依然として法定雇用率2.3パーセントを下回っており、大企業の障害者雇用は進展しているものの中小企業の障害者雇用は進んでいないなど、更なる雇用促進の取組が必要である。

障害者の雇用においては、雇用されても早期に離職する例が多く、職場定着の支援が重要となっている。さらに、難病を抱える方の就職支援や雇用継続の支援も課題となっている。

また、国において重度身体障害者に対する支援として障害者雇用納付金制度に基づく助成金等の拡充が図られているところであるが、こうした制度の着実な実施を図るとともに、利用促進に向けた周知や施策の更なる充実が必要である。

一方、障害者の雇用は有期雇用契約が多く、賃金も最低賃金といった場合も多い。このため、安定的な雇用、処遇改善や将来を見据えたキャリア形成の支援など、障害者が希望とやりがいをもって働ける環境整備が必要である。

また、このような環境整備のためにも、改正障害者雇用促進法に基づく「障害者差別禁止指針」及び「合理的配慮指針」の周知徹底などの普及啓発が重要である。

加えて、令和３年３月に民間企業の法定雇用率が２．３パーセントへ引き上げられたことに伴い、雇用義務の対象となる中小企業の範囲が拡大したことを踏まえて、中小企業をはじめ企業に対する更なる支援策が必要である。

さらに、企業がより一層の障害者雇用を進めていくためには、週２０時間未満の障害者の雇用に対する支援策が必要となる。

障害者雇用の促進に有効な「障害者の多様なニーズに対応した委託訓練事業」では、訓練応募者が少人数の場合、受託者の採算が合わず、開講中止となる訓練がある。

< 具体的要求内容 >

- (１) 障害者の雇用の促進とともに、職場定着が図られるよう、職場体験実習やトライアル雇用の推進、ジョブコーチ事業の拡大など施策の充実を図ること。
また、障害者や難病患者が安心して活躍できる職場環境を整備するため、安定的な雇用や処遇の改善、キャリア形成を支援する取組の充実を図ること。
あわせて、「障害者差別禁止指針」及び「合理的配慮指針」の周知徹底などを行うこと。
- (２) 民間企業の法定雇用率が２．３パーセントへ引き上げられたことを踏まえて、精神障害者をはじめ障害者の雇用についての中小企業に対する普及啓発や、障害者の雇用を更に拡大するためのテレワークの導入支援など、事業主に対する支援策を講ずること。
- (３) 重度身体障害者が安心して働くことができる職場環境の整備を促進するため、障害者雇用納付金制度に基づく拡充された助成金制度等の周知を行うとともに、更なる施策の充実を図ること。
- (４) 「障害者の多様なニーズに対応した委託訓練事業」については、応募者が少人数の場合でも多様な訓練が実施できるよう、委託料の単価を引き上げること。

参 考

【民間企業の雇用者数（東京）】

令和 3 年 6 月 1 日現在

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
平成 2 8 年度 （対前年比）	125, 448. 0 （1. 9％）	31, 712. 0 （8. 0％）	16, 410. 0 （21. 0％）
平成 2 9 年度 （対前年比）	127, 568. 5 （1. 7％）	33, 996. 5 （7. 2％）	19, 400. 0 （18. 2％）
平成 3 0 年度 （対前年比）	131, 700. 5 （3. 2％）	37, 022. 5 （8. 9％）	25, 071. 0 （29. 2％）
令和元年度 （対前年比）	135, 139. 5 （2. 6％）	39, 599. 0 （7. 0％）	29, 276. 0 （16. 8％）
令和 2 年度 （対前年比）	136, 369. 5 （0. 9％）	41, 628. 5 （5. 1％）	33, 494. 0 （14. 4％）
令和 3 年度 （対前年比）	137, 835. 0 （1. 1％）	44, 114. 5 （6. 0％）	37, 582. 0 （12. 2％）

※雇用者数（人）はカウント数

【障害者委託訓練】

○委託料の単価（集合訓練の場合）

訓練生 1 人当たり、上限月額 6 万円（1 か月当たり標準 1 0 0 時間）

○実施コース数及び中止コース数

	実施コース数	中止コース数（※）
令和元年度	1 4 8	5 5
令和 2 年度	1 3 7	2 9
令和 3 年度	2 2 7	3 6

※応募者がいるにも関わらず、採算が取れないという理由で中止となったコース。

1 7 ウクライナ情勢に伴う避難民受入れを踏まえた外国人避難民等への就労支援の充実

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 産業労働局)

ウクライナ避難民受入れの状況を踏まえ、きめ細かな就労支援スキームの構築や財源の措置、モデルケースの提示など、外国人避難民等に対する就労支援の充実を図ること。

<現状・課題>

ロシアによるウクライナ侵攻は、国際秩序を揺るがす断じて許されないものであり、侵攻により諸外国へ避難する方々に対しては人道的な支援を速やかに実施していく必要がある。日本においても、令和4年5月8日時点において、878名のウクライナ避難民を受け入れており、生活支援をはじめ様々な支援が求められている。

国はそうした状況において、就労を希望するウクライナ避難民に対し、個別事情を考慮しつつ、就労可能な在留資格「特定活動（1年）」での滞在を認めるとともに、全国のハローワークを通じて就労支援を行う方針を打ち出すなど、対応を進めてきた。

しかし、ハローワークの受入体制や、ウクライナ避難民の就労に向けた要望の把握、支援を申し出た企業とのマッチング方法、ビジネス用語やマナーの習得をはじめ、採用後の定着に向けたサポートなど、就労支援の具体的な内容が明らかになっていない。また、地方自治体との役割分担が示されておらず、必要となる財源についても措置されていない等の課題がある。

今後、ウクライナ避難民をはじめ、外国人避難民の日本における円滑な就労を後押しするためには、きめ細かな就労支援スキームの構築が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 外国人避難民が日本で安心して就労することができるよう、地方自治体との役割分担を踏まえた、きめ細かな就労支援スキームを構築すること。また、その就労支援スキームを実施するために必要となる財源を措置すること。
- (2) ウクライナ避難民に対する就労支援の好事例を収集し、モデルケースを作成するとともに、地方自治体や関係団体等に周知すること。

1 8 情報通信網の維持管理及び再整備に対する支援

(提案要求先 総務省)
(都所管局 デジタルサービス局)

島しょ部における超高速ブロードバンド環境整備後の通信基盤施設の維持管理について必要な財源を確保するとともに、補助事業の恒久化を図ること。また、災害対応力の強化に向けた通信基盤施設の再整備にも活用できるよう、補助対象の拡充を図ること。

<現状・課題>

超高速ブロードバンドは全国の整備率が99.5%に達する基幹的なインフラであるが、都内の島しょ部は、人口規模が小さく採算面等が厳しいため民間事業者による通信基盤網の整備が進んでこなかった。このことから、都は、島しょの超高速ブロードバンド環境を整えるため、海底光ファイバーケーブルの整備を進めてきた。

平成22年度に小笠原、平成28年度に神津島、御蔵島、平成29年度に新島、式根島、令和元年度に利島、青ヶ島の通信基盤の整備を完了した。これにより、各島で超高速ブロードバンドを用いた様々なサービスが展開されており、海底光ファイバーケーブル等の通信基盤は島民の生活に不可欠な基幹インフラとなっている。

これらの整備にあたっては国の財政支援により事業を進めてきたが、整備後には、施設の維持管理に加えて自然災害（台風、波浪）による損傷の復旧にも多額の費用が生じている。整備後も安定した通信ネットワーク環境を維持していくためには、通信基盤の適切な維持管理と災害に強い施設へ再整備していくことが重要である。

国においては、令和3年度に補助事業の見直しがなされ、災害への対応含め維持管理に要する経費について補助の対象となったが、令和5年度までの時限的な措置となっている。

また、頻発する自然災害への対応も急務であり、減災に向けた通信ネットワークの再整備に対する国の財政的な支援が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 情報通信基盤の整備後の維持管理の負担が大きいことから、令和5年度までの時限となっている維持管理に係る補助事業について恒久化を講じること。
- (2) 安定した通信のネットワーク環境を常に維持するため、災害対応力の強化に向けた海底光ファイバーケーブル等の施設再整備も補助対象とする等の拡充を講じること。

- (3) 超高速ブロードバンド環境整備後の後年度負担については、運営自治体の財政を圧迫する要因となることから、ブロードバンドのユニバーサルサービス化を一層推進すること。

1 9 伊豆・小笠原諸島周辺海域における中国漁船の領海侵犯及び違法操業への対応

(提案要求先 農林水産省・国土交通省・防衛省)
(都所管局 産業労働局・総務局)

- (1) 中国漁船の領海侵犯及び違法操業への取締り体制の強化を継続すること。
- (2) 中国漁船の違法操業により影響を受けた漁場の回復策を引き続き講じること。

<現状・課題>

東京都の伊豆諸島、小笠原諸島は、日本の広大な排他的経済水域を支えており、漁業はこうした島しょ地域の基幹産業である。しかしながら、平成26年9月から平成27年1月にかけて、伊豆諸島、小笠原諸島周辺海域に多数の中国漁船とみられる船舶が出現し、排他的経済水域のみならず、領海にまで立ち入り、違法な宝石さんご漁業を行うという由々しき状態が続いた。こうした行為は、明確な領海侵犯である。

平成27年3月に水産庁が小笠原諸島周辺海域で実施した調査によると、中国漁船の漁網が海底に残存していることや、違法操業による宝石さんごや底生生物への影響が確認された。

また、多数の大型漁船による違法操業により、漁場への長期的な影響が懸念されることから、都では、現在、漁業調査指導船により漁場への影響調査を実施している。

その後は海上保安庁や水産庁による取締りの効果もあり、中国漁船の違法操業は確認されていない。また、令和3年3月には新巡視船「みかづき」の配備により小笠原周辺域での警備体制の強化が図られた。

しかしながら、平成31年2月に母島沖の排他的経済水域内で、宝石さんご漁業に使用する網を所有している中国漁船が海上保安庁の停船命令に従わずに逃走する事件が発生しており、違法操業等への懸念は払しょくされていない。

引き続き以下のとおり要求する。

<具体的要求内容>

- (1) 貴重な水産資源を有する我が国の排他的経済水域の権益を守るとともに、領土・領海の保全に万全を期し、都民の安全で安心な生活を確保するために必要なあらゆる対策を、引き続き実施すること。

特に、中国漁船の違法操業に対しては、万全な措置を講じること。

- (2) 中国漁船の違法操業により影響を受けた小笠原諸島周辺海域の漁場環境を回復するため、海底に残存している漁網の回収支援を引き続き講じること。

20 職場における女性の活躍を推進する雇用就業 施策の充実【最重点】

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 産業労働局)

女性の活躍を推進する観点から、女性の活躍推進に向けた取組を行う企業への支援策の充実や、女性の再就職に向けた施策の強化を図ること。

<現状・課題>

人口減少社会を迎える中、日本の成長を持続させていくためには、将来を担う若者だけではなく、女性や高齢者等が能力や個性を十分発揮し働き続けられることが必要である。

とりわけ、我が国最大の潜在力である「女性の力」を最大限発揮できるようにすることは、人材の確保にとどまらず、企業活動や行政、地域等の現場に多様な価値観や創意工夫をもたらし、家庭や地域の価値を大切にしつつ、社会全体に活力を与えることにもつながるものである。

しかし、女性の有業率が描くM字カーブの底は上昇しているものの、出産・育児を機に労働市場から退出する女性はいまだに多く、また、女性の出産後の継続就業は依然として困難な状況にある。

平成28年4月には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律により、常時雇用する労働者が300人を超える事業主に対し行動計画の策定が義務化された。加えて、令和元年5月には、101人以上300人以下の企業にも行動計画の策定が義務付けられる同法の改正案が成立し、令和4年4月に施行された。

<具体的要求内容>

- (1) 女性の活躍推進に向けた取組を行う企業に対する支援策の充実や、中小企業に対する行動計画の策定支援等を強化すること。

また、女性管理職が相当程度少ない企業において、女性社員向けの人材育成やキャリア形成支援の取組に対して支援を行い、女性の管理職登用やキャリアアップを中小企業に促すこと。

- (2) 女性のライフステージに対応した活躍を支援するため、マザーズハローワーク等支援拠点の更なる増加や事業の充実など、子育て等により離職した女性の再就職に向けた施策について、一層の強化を図ること。

2 1 中小企業のビジネスチャンスの拡大を図る取組の推進【最重点】

(提案要求先 農林水産省・経済産業省・中小企業庁)
(都所管局 産業労働局)

全国の中小企業のビジネスチャンスを拡大し、日本全体の経済の活性化を図るため、東京2020大会後も引き続き、都と連携して全国の事業者「ビジネスチャンス・ナビ」の利用を促すこと。

<現状・課題>

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）を契機とした中小企業の中長期的なビジネスチャンスの拡大を図るため、東京都は東京商工会議所、東京都商工会議所連合会、東京都商工会連合会、東京都中小企業団体中央会及び東京都中小企業振興公社と連携して「中小企業世界発信プロジェクト」を実施しており、その取組の一貫として都、国、組織委員会などの様々な発注情報を一元的に集約したポータルサイト「ビジネスチャンス・ナビ2020」を平成28年4月から運営してきた。

このサイトを全国の中小企業等が活用することで受注機会の拡大やビジネスパートナーの開拓につながるよう、国とも連携しながらサイトの周知を図り、登録や活用促進に向けて取り組んできており、また、各地域の産業に精通したネットワーク・サポーターを全国各地域に配置し、本サイトを活用して東京と地方の中小企業を結びつけることにより、受発注取引の広域化を推進してきた。

本サイトを含むプロジェクトについては、組織委員会の「東京2020アクション&レガシープラン2019」や、国の「東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営の推進に関する政府の取組の状況に関する報告」に掲載されるなど、都や経済団体等と連携し、東京2020大会を契機に全国の中小企業の受注機会を拡大していくこと等が位置付けられた。

こうした取組により、令和4年2月1日までに、本サイトにおいて累計1,645件の組織委員会の発注案件が掲載されたほか、東京都の政策連携団体等も31団体が本サイトを電子入札システムとして活用している。

このため、都としても、中小企業の発展につながるこのプロジェクトを継続し、東京2020大会の重要なレガシーの一つとして定着させ、更なる発展を図るため、ユーザーの利便性向上を目指しサイト機能の見直しを行うほか、民間企業同士の受発注取引の更なる活性化に向けたマッチング支援機能の強化を図るなど、プロジェクト内の取組についてより一層の活用促進に努め、中小企業の発展を後押しする。

こうしたビジネスチャンス・ナビの利便性向上やマッチング機能の強化を図る取組と、東京と地方の中小企業を結びつけ、受発注取引の広域化を図る取組をリンクさせることで、本プロジェクトの効果を日本全国に波及させることも引き続き

き目指すところであり、日本全体の経済の活性化を図るためには、本サイトへの登録と案件掲載を促していくことが重要である。

<具体的要求内容>

「ビジネスチャンス・ナビ」について、東京2020大会後も引き続き、都と連携して全国の事業者に登録・利用を促し、中小企業の受注機会の拡大を図ること。

参 考

<中小企業受注拡大プロジェクトの概要>

東京2020大会等を契機とする中長期的な受注機会の拡大や販路開拓支援などの取組を大会のレガシーとして定着させ、中小企業の更なる飛躍につなげるため、以下の取組を展開

① <ビジネスチャンス・ナビ>※令和4年4月1日から名称変更

官民の調達情報を一元的に集約した情報ポータルサイトであり、受発注取引のマッチングをサポートし、中小企業の受注機会の拡大を支援する。また、サイトを通じた受発注取引や事業者のPR情報をもとに、ビジネスパートナー企業の検索を可能とする。

② 東京ビジネスフロンティア

中小企業が開発した創意あふれる製品やサービスを一堂に集め、大規模な展示会へ出展する。

【ビジネスチャンス・ナビの概要】



<令和3年度までの組織委員会や国における位置づけ>

○東京2020アクション&レガシープラン2019 アクション一覧（抜粋）

東京2020大会開催等を契機とする様々な調達情報などを提供する「ビジネスチャンス・ナビ2020」を活用し、東京のみならず全国の中小企業の受注機会の拡大を支援

○東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営の推

進に関する政府の取組の状況に関する報告（令和３年６月）（抜粋）

大会開催に伴う経済効果を産業の持続的な成長につなげていくため、東京都と中小企業支援機関で構成される「中小企業世界発信プロジェクト推進協議会」が構築し、平成２８年４月から本格的に稼働されている、「ビジネスチャンス・ナビ２０２０」について、東京都、大会組織委員会、経済界等とで連携し、全国の中小企業に広く発注情報を提供するポータルサイトとして、積極的な活用が進められている。

２２ 脱炭素社会の実現に向けた中小企業への支援強化【最重点】

(提案要求先 経済産業省・中小企業庁)
(都所管局 産業労働局)

中小企業の脱炭素化に向けた設備投資や革新的な技術開発等の更なる支援強化を図ること。

<現状・課題>

新型コロナウイルス感染症による影響の長期化に加えて、今般のウクライナ情勢に伴うエネルギーや原材料の供給不安、価格の高騰などが重なり、中小企業を取り巻く環境は厳しさを増している。

また、先の福島県沖地震に起因して、今夏今冬の電力需給ひっ迫が懸念されており、省エネや節電等の取組を社会全体で進めていかなければ、経済活動に大きな影響を及ぼしかねない。

こうした中、世界では再生可能エネルギーの利用拡大が進むなど、脱炭素化に向けた動きが加速するとともに、新たな脱炭素技術の開発も活発化している。

脱炭素化に向けた世界の潮流に乗り、中小企業が持続的な成長・発展を遂げていくためには、今後拡大が見込まれる脱炭素市場への参入を図るとともに、省エネ設備の導入等の取組を進めていくことが重要である。

国では、ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）において新たに「グリーン枠」を創設し、温室効果ガスの排出削減に資する革新的製品・サービス開発又は生産プロセスの改善に必要な設備投資等の支援を実施しているところである。

カーボンニュートラルの実現に向けて、中小企業が脱炭素化に向けた設備投資や技術開発等に取り組むことができるように後押しする必要がある。

<具体的要求内容>

中小企業の脱炭素化に向けた設備投資や革新的な技術開発等の更なる支援強化を図ること。

2 3 中小企業の人材確保・定着への支援

(提案要求先 内閣府・厚生労働省・経済産業省)
(都所管局 産業労働局)

少子高齢化による労働力人口の減少を踏まえ、東京の経済を支える中小企業の人材確保・育成を促進していくための総合的な対策を実施すること。

<現状・課題>

少子高齢化に伴う労働力人口の減少が危惧される中、多くの産業において人手不足が深刻化しており、人手不足による倒産も増加傾向となっている。

特に中小企業においては、募集をかけても応募者が少ない、自社の強みを求職者に伝えるノウハウが不足しているなどの課題を抱え、求める人材を採用できない状況となっている。人材の計画的・中長期的な育成や活用にも課題を抱え、若年者の定着や技能承継に支障を来しているという状況もある。

また、社会のデジタルトランスフォーメーションが加速する中、中小企業にとってデジタル人材の確保・育成は大きな課題となっている。将来的にデジタル人材が大幅に不足すると見込まれていることを鑑みれば、求職者にデジタルスキルを付与する職業訓練を実施するのみならず、在職者をリスクリングによりデジタル人材として育成することが求められる。

さらに、国による新たな在留資格の創設等により外国人材の受入れ拡大が図られており、これに伴い、中小企業において外国人が安心して就労できる環境づくりが急務となっている。

加えて、国は、令和2年9月に「副業・兼業の促進に関するガイドライン」を改訂したが、今後、副業・兼業等の多様な働き方も含めた人材の確保を進めていくことが必要である。

中小企業が存続し、成長を遂げていくためには、人材の確保・育成は不可欠であり、ミスマッチの解消や実態を踏まえた総合的な支援を図る必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 中小企業が若手人材を採用できない主な要因は、学生の大企業志向や中小企業に関する情報不足であることから、企業研究促進や就業観の醸成に関する職業教育の充実を図るなど、学生や学校が中小企業に対する理解を深める対策を行うこと。
- (2) 即戦力となる専門・中核人材の確保に向けては、ハローワークや民間職業紹介事業者との求職・求人情報の共有による連携強化や、専門知識・経験を有する人材と中小企業のマッチング支援の推進など、総合的な対策を図ること。
- (3) デジタル人材を確保・育成するため、都の施策に対する新たな補助制度創設など支援を充実すること。
- (4) 外国人が安心して日本で就労できるよう、中小企業における労働環境の確

保や、住宅をはじめとする生活基盤の整備等について、支援の充実を図ること。

- (5) 人材不足が深刻な建設、医療、福祉、運輸業等における人材確保状況や労働実態を踏まえ、従業員の処遇改善など、総合的な確保対策を行うこと。
- (6) 国の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」について、適切な労働時間管理や健康管理などが図られるよう、企業・労働者双方に対して周知を図ること。

2 4 中小企業のデジタル化の推進

(提案要求先 中小企業庁)

(都所管局 産業労働局)

中小企業のデジタル化に向けて普及啓発やデジタル技術活用に必要な経費助成など更なる支援強化を図ること。

<現状・課題>

少子高齢化に伴う労働力人口の減少やコロナ禍でデジタル化が進展する中、中小企業が持続的に成長していくためには、データやデジタル技術の効果的な活用により生産性を向上させ、競争力を強化していくことが不可欠である。

こうした中、国では、「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）」や「IT導入補助金」において、新たに「デジタル枠」等設けて、デジタル化に資する革新的製品・サービスの開発等に必要な設備投資や、バックオフィスを効率化するためのツール導入等に対して、補助率の引き上げなどを行い、中小企業のデジタル化を推進している。

東京都においても、中小企業のデジタル化推進に向けて普及啓発や人材育成等の支援を行うとともに、デジタル技術活用に必要な経費助成などの充実を図り、中小企業の取組を後押ししているところである。

しかしながら、中小企業は大企業と比べて、デジタル化を進める上で資金やノウハウなどの経営資源が不足しており、今後、中小企業のデジタル化の取組を一層加速させていく必要がある。

<具体的要求内容>

中小企業のデジタル化に向けて、好事例の発信による普及啓発とともに、デジタル技術活用等に必要な経費助成の更なる支援強化を図ること。

25 高齢者の就業を推進するための支援の充実

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 産業労働局)

高齢者が希望や能力、経験などに応じて働き続けられるように、高齢者に向けた就業支援を一層充実するとともに、企業における高齢者雇用への理解や高齢者を受け入れる職場環境の整備を促進すること。

<現状・課題>

東京都における令和2年度の65歳以上の求職者（都内ハローワーク）は57,898人で年々増加しているが、令和2年度における就職率は16.4%（東京労働局）にとどまっている。

今後、高齢者の就業を推進し、高齢者が生涯現役で働き続けられるようにしていくには、高齢者が希望する仕事と求人とのミスマッチを解消するとともに、企業の高齢者の雇用に対する理解を促し、さらに高齢者が活躍する場を創出することが必要である。

また、令和2年「高年齢者雇用状況報告書」（令和3年1月東京労働局）によると、都内の従業員31人以上の企業のうち、66歳以上になっても継続して働ける企業は25.7%である。

そして、令和3年4月に施行された改正高年齢者雇用安定法では、65歳から70歳までの就業機会の確保措置について、企業に対して7項目（①定年延長、②定年廃止、③契約社員等での再雇用、④他企業への再就職支援、⑤フリーランスで働くための資金提供、⑥起業支援、⑦NPO活動等への資金提供）のいずれかの措置を講ずる努力義務が設けられた。本改正により企業はこれらの就業機会の確保措置について選択できる仕組みを整備することが求められている。

これらのことを踏まえ、今後、働く意欲のある高齢者がその能力を十分に発揮して活躍できるように、企業に対して高齢者雇用への理解促進と支援を充実させることが必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 都内ハローワークに設置されている「生涯現役支援窓口」等を活用して、高齢者に向けた情報提供や相談支援を充実するとともに、合同就職面接会や職場体験等を含めた企業とのマッチング機会の拡大・充実を図ること。
- (2) 65歳を超えて高齢者が活躍している企業の具体的な事例紹介を含めた企業向けの広報等を通じて企業の高齢者雇用への理解を促進するとともに、企業が高齢者を受け入れるための職場環境を整備するため、相談支援や情報提供などを充実させること。
- (3) 65歳以上の高齢者を採用した企業や、高齢者雇用の継続雇用に向けた制度構築に取り組む企業への支援を一層充実させること。

26 ソーシャルファームの普及

(提案要求先 総務省・厚生労働省・経済産業省)
(都所管局 産業労働局)

障害者等の就労に困難を抱える方の雇用拡大につながるソーシャルファームについて、その普及を図る取組を行うこと。

<現状・課題>

東京都では令和元年12月、「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例（令和元年東京都条例第91号）」を制定した。この条例は、就労の支援に係る施策の推進並びにソーシャルファームの創設及び活動の促進の基本となる事項を定め、就労の支援に係る施策等を総合的に推進することにより、都民一人一人が個性と能力に応じて就労し、誇りと自信を持って活躍する社会の実現に寄与することを目的としている。

この条例に基づき、都は令和2年6月、ソーシャルファームの創設及び活動を支援することを目的に、「東京都ソーシャルファームの認証及び支援に関する指針」を策定し、都の支援対象となるソーシャルファームを認証する基準及び支援策等を定めた。さらに、令和3年3月に、都の支援対象となるソーシャルファームを認証し、東京都認証ソーシャルファーム事業所が誕生しており、令和4年5月末時点では21事業所が就労に困難を抱える方の雇用等に積極的に取り組んでいるところである。

こうしたソーシャルファームの取組を全国にも広げるため、その普及を図る必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) ソーシャルファームは、自律的な経済活動の下、障害者、ひとり親、刑務所出所者など就労に困難を抱える方を多数雇用する新たな枠組みであり、こうした方々の雇用の場の拡大と自立の促進を図る上で極めて有効な取組であることから、ソーシャルファームの創設や活動が全国で促進されるよう普及啓発等に取り組むこと。
- (2) 都が認証したソーシャルファームについて、その立ち上げや運営に対する支援を行うこと。また、国や地方公共団体等からのソーシャルファームの受注の機会の増大に向け、必要な措置を講ずること。

参 考

○「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」（抜粋）

第3章 ソーシャルファームの創設及び活動の促進等

（ソーシャルファームの創設及び活動の促進）

第10条 都は、前章に定める就労の支援に係る施策のほか、事業者による自律的な経済活動の下、就労困難者と認められる者の就労と自立を進めるため、事業からの収入を主たる財源として運営しながら、就労困難者と認められる者を相当数雇用し、その職場において、就労困難者と認められる者が他の従業員と共に働いている社会的企業（以下「ソーシャルファーム」という。）の創設及び活動の促進を通じて、就労の支援を効果的に実施するものとする。

（認証等）

第11条 都は、ソーシャルファームの創設及び活動を支援するため、支援対象となるソーシャルファームを認証するものとする。

2 都は、ソーシャルファームの創設及び活動の支援に当たり、支援策等を取りまとめた指針等を策定するものとする。

3 支援対象となるソーシャルファームを認証する基準は、前項の指針等において定めるものとする。

○関係法令

- ・「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」
第3条（国及び独立行政法人等の責務）、第4条（地方公共団体及び地方独立行政法人の責務）ほか
- ・「地方自治法」
第234条第2項（契約の締結）
- ・「地方自治法施行令」
第167条の2第1項第3号（随意契約）

27 ハラスメント防止対策の総合的な推進

(提案要求先 厚生労働省)

(都 所 管 局 産業労働局)

事業主が適切にハラスメント防止対策を実施できるように、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等の防止に関する法令の周知啓発や相談等の支援を行うなど、ハラスメント防止対策の総合的な推進を図ること。

特に、中小企業においては、令和4年4月1日からパワーハラスメント防止措置が義務化されたことから、企業において法に基づく適切な措置が図られるよう、中小企業向けの支援を強化すること。

<現状・課題>

労働施策総合推進法が改正され、職場におけるハラスメント対策が明記されるとともに、パワーハラスメント対策の法制化が図られた。これにより、事業主にパワーハラスメント防止のため、相談体制の整備等の雇用管理上の措置を講じることが義務付けられ、令和2年6月から施行（中小企業への適用は令和4年4月）されている。

また、セクシュアルハラスメント等防止対策に関しては、事業主及び労働者の責務が明確化されるなど男女雇用機会均等法等の改正が行われ、事業所の規模を問わず令和2年6月から施行されている。

さらに、令和2年1月には、国において、職場におけるハラスメント関係指針が策定され、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント等に関して、事業主が講ずべき措置等の指針が示された。

<具体的要求内容>

事業主が適切にハラスメント防止対策を実施できるように、職場のパワーハラスメント・セクシュアルハラスメント等の防止に関して、事業主及び労働者に対してきめ細かく法令の周知啓発や相談等の支援を行うなど、ハラスメント防止対策を総合的に推進すること。

特に、中小企業においては、令和4年4月1日よりパワーハラスメント防止措置が義務化されたことから、企業において法に基づく適切な措置が図られるよう、中小企業向けの支援を強化すること。

28 感染症やウクライナ情勢等の影響を受ける中 小企業者への資金繰り支援【最重点】

(提案要求先 金融庁・経済産業省・中小企業庁)
(都所管局 産業労働局)

中小企業者の資金繰りに対する支援について、感染症収束までの間にとどまらず、経済が回復基調に至るまでの間、取組を継続するとともに、その更なる充実を図ること。

<現状・課題>

新型コロナウイルス感染症は、企業の様々な経済活動に影響を及ぼしている。

現在、影響が長期化する中、令和2年度に多くの中小企業者が利用した実質無利子融資の借入れの据置期間終了などにより、厳しい資金繰りの中で返済に苦慮する事業者も見受けられる。さらに、ウクライナ情勢の変化や円安などの社会経済情勢の変化によって、現在、中小企業が直面する資金繰り悪化要因は複合化・複雑化してきている。

中小企業者が引き続き厳しい経営環境下にある中、都は地域の金融機関に対し、返済猶予や借換え等の柔軟な対応を要請しているが、監督官庁である国からも各金融機関に対して適切に対応するよう指導していく必要がある。

また、政府系金融機関による実質無利子融資は、資金繰りに苦しむ中小企業にとって重要な融資制度となっていることから、今後も利用促進を図る必要がある。

さらに、金融機関が事業者の経営を伴走支援する統一保証制度は、コロナ禍で中小企業の経営を後押しする上で効果的であり、利用促進を図る必要がある。

加えて、国は令和2年に、セーフティネット保証4号の全都道府県への指定、同5号の全業種指定、危機関連保証の延長など、信用保証制度の充実強化を図ったが、同4号の全都道府県指定は時限措置であり、また、危機関連保証は令和3年12月末で終了している。また、セーフティネット5号における全業種指定は令和3年8月に解除され、現在は指定外業種が存在するため、今後の支援継続はもとより、日本経済が回復基調に至るまでの間、更なる支援強化の必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 新型コロナ対応融資を利用した多くの事業者において返済が始まっている中、ウクライナ情勢や円安等により更なる経営環境の悪化が見込まれることを踏まえ、国から金融機関に対し、事業者からの返済猶予や借換えなどの要請に柔軟に対応するよう、指導を行うこと。
- (2) 政府系金融機関の実質無利子融資について、現在令和4年9月末までとなっている申請期限の再延長を行うとともに、中小企業の利用促進のため貸付条件を緩和し、中小企業が直面する課題に対応させるなど充実を図ること。

- (3) セーフティネット保証の運用に当たっては、金融機関から中小企業への資金供給に支障が生じないように、感染症以外の資金繰り悪化要因も含めた指定や指定期間の延長等に適切に対応すること。

29 P I O－N E Tのモバイル化・クラウド化

(提案要求先 消費者庁)
(都所管局 生活文化スポーツ局)

消費生活相談の利便性の向上や相談員の多様な働き方の実現に向けて、P I O－N E Tのモバイル化・クラウド化を早期に実現すること。

<現状・課題>

P I O－N E T（全国消費生活情報ネットワークシステム）は、国民生活センターと全国の消費生活センターをネットワークで結び、消費者から各消費生活センターに寄せられる消費生活相談情報の収集を行う国のシステムであり、国が一元管理している。

消費者庁及び国民生活センターにおいても、要望に掲げた課題について、検討を進めていることから、今後とも都と国が実務的な協議を継続予定である。

<具体的要求内容>

消費生活相談員のテレワークを含めた多様な働き方の実現のためP I O－N E Tのモバイル化及びクラウド化を図ること。

あわせて、定型、簡易な相談については、消費者がA Iにより問題解決できるよう、チャットボットの開発、運用を早期に実現すること。

なお、相談業務のD X化の推進に当たっては、地方自治体と十分な協議を行った上で、相談現場の実態を踏まえた制度を構築するとともに、必要な財源を継続的・安定的に措置すること。

30 家庭における高速インターネット回線の整備

(提案要求先 総務省)

(都所管局 デジタルサービス局・教育庁)

デジタルトランスフォーメーション推進に向けては、各家庭における通信環境が重要であることから、社会インフラとして家庭における高速インターネット回線の整備を行うこと。

<現状・課題>

新型コロナウイルスとの戦いの中で、国民の暮らしには大きな変化が生じ、教育の分野におけるオンライン授業への対応など、生活の様々な場面でデジタルツールの活用が進展している。一方で、家計支出に占める通信費が増加しており、低所得世帯等に対する一層きめ細やかな支援措置が必要な状況にある。

また、今回のコロナ禍における対応を見ても、世界と比較して我が国の行政や企業、家庭におけるデジタルシフトは遅れており、それが社会の構造的な課題となっていることが浮き彫りとなっている。

今後、社会全体のデジタルトランスフォーメーションを進めていく上では、社会インフラのラストワンマイルともいうべき各家庭の通信環境の格差を是正し、行政手続のオンライン化など、あらゆる家庭に対してクオリティの高い行政サービスを届けることが必要である。

<具体的要求内容>

社会インフラとして全ての家庭における通信環境を整備するため、被保護世帯及び低所得世帯等に対して必要な措置を講じること。

参 考

○ 根拠等

- ・家計支出に占める通信費の増加に関すること
総務省「令和3年 情報通信白書」（令和3年7月）
- ・世界と比較したときの我が国のデジタルシフトの遅れ

都市全体のデジタル化		デジタル/オープンガバメント	モビリティ	キャッシュレス
SMART CITY GOVERNMENT RANKINGS 2018/2019 Eden Strategy Institute, ONG&ONG		E-Government Development Index 2018 国連	Urban Mobility Index 3.0 Arthur D. Little	キャッシュレス決済比率 経済産業省「キャッシュレスビジョン」 ※同調査では11ヶ国のみ比較（2015年）
1位	ロンドン	デンマーク	シンガポール	韓国 89.1%
2位	シンガポール	オーストラリア	ストックホルム	中国 60.0% (Alipay、WeChatPayのみ含む参考値)
3位	ソウル	韓国	アムステルダム	カナダ 55.4%
4位	ニューヨーク	イギリス	コペンハーゲン	イギリス 54.9%
5位	ヘルシンキ	スウェーデン	香港	オーストラリア 51.0%
6位	モントリオール	フィンランド	ウィーン	スウェーデン 48.6%
7位	ボストン	シンガポール	ロンドン	アメリカ 45.0%
8位	メルボルン	ニュージーランド	パリ	フランス 39.1%
9位	バルセロナ	フランス	チューリッヒ	インド 38.4%
10位	上海	日本	ヘルシンキ	日本 18.4%
11位	サンフランシスコ	アメリカ	東京	ドイツ 14.9%
：	東京（28位）	：	：	：

出典：各種レポートより作成

3 1 豚熱及びアフリカ豚熱対策の強化

(提案要求先 農林水産省)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 野生イノシシの豚熱対策を確実に実施するため、東京都が行う事業に必要な財源と経口ワクチンを確保すること。
- (2) 近隣国で発生しているアフリカ豚熱の国内侵入防止策を確実に実施するとともに、国内でのまん延防止対策に万全を期すこと。

<現状・課題>

平成30年9月に岐阜県で発生した豚熱は、全国飼養頭数の約4分の1を占める関東地域にまで拡大し、養豚農家の経営に多大な影響を与えている。

こうした中、国は、豚熱発生県及びその隣接県（39都府県）をワクチン接種推奨地域に指定し、飼養豚への予防的ワクチン接種を進めるとともに、野生イノシシによる感染拡大を防ぐため、野生イノシシへの経口ワクチン散布を推進してきた。

東京都では、こうした国の対策を踏まえて、令和元年12月末から養豚農家等への予防的ワクチンの接種を行うとともに、東京都野生イノシシCSF対策協議会を設立し、令和2年3月中旬から本協議会が実施主体として経口ワクチンの散布を実施し、感染防止に努めてきた。

令和3年4月1日から、改正家畜伝染病予防法が施行され、野生イノシシへの経口ワクチン散布は、都道府県事務として位置づけられたにもかかわらず、必要な規定や経口ワクチンの流通体制が未整備で、国庫負担金を財源とした都道府県事務としての散布が行えない状況である。野生イノシシの豚熱対策を確実に実行するため、野生イノシシにおける豚熱の浸潤状況調査、経口ワクチン散布等に係る経費について、国は必要な財源と経口ワクチンを確保し、各都道府県に配布することが必要である。

加えて有効なワクチンがないアフリカ豚熱については、韓国の野生イノシシで継続して発生し、飼養豚での発生も確認されている。アジア全体でも発生が継続しており、我が国への侵入リスクが高まっている。国は動物検疫の強化や畜産物の輸入に係るPRを行っているが、違法な畜産物の輸入はいまだ後を絶たない。

また、国内に本病が侵入した場合に備え、国は法改正により予防的殺処分の規程を定めた他、令和2年度よりワクチン開発に着手するなど、まん延防止の対策にも努めているところである。野生イノシシの対応についても、豚熱が国内に侵入、拡大した経験則から特定家畜伝染病防疫指針に示されているものの、具体的な方法については検討が始まったばかりである。

本病は一度、国内へ侵入を許せば、非常に深刻な被害が生じると考えられ、より効果的かつ具体的な対策を講じる必要がある。

今後、都内の養豚農家が安心して経営を継続していくためには、更なる対策が必要であることから、以下の要求を行う。

< 具体的要求内容 >

- (1) -① 野生イノシシの豚熱対策を確実に実施するため、家畜伝染病予防法に基づき、野生イノシシの豚熱経口ワクチン散布を同法第 60 条第 1 項第 8 号に定める農林水産大臣が特に必要と認める投薬として指定すること。
- (1) -② 本事業に係る経費を各都道府県に対し国庫負担金として交付できるよう早急に必要な規定を整備するとともに、野生イノシシの豚熱浸潤状況調査及び経口ワクチン散布等に係る必要な財源を国が確保すること。
- (1) -③ 経口ワクチンを承認済みの動物用医薬品として国内流通できる体制を構築し、都道府県が円滑に経口ワクチンを確保できる体制を整えること。
- (2) -① 近隣国で発生しているアフリカ豚熱の国内侵入を防止するため、空港など水際での防疫体制を一層強化するとともに、可能な限り早期に飼養豚及び野生イノシシに対するワクチンを開発すること。
- (2) -② 野生イノシシにアフリカ豚熱が確認された場合の対策について、特定家畜伝染病防疫指針に規定する都道府県による積極的な死体探索方法とあわせ、死体の回収・処理方法について、国内の山岳地形等を踏まえた上で、実現性のある手法を早急に開発すること。また、本手法に基づく対応を行った都道府県に対し、十分な予算措置を行うこと。

3 2 漁業収入安定対策事業の拡充

(提案要求先 農林水産省)
(都所管局 産業労働局)

漁業収入安定対策事業の強度資源管理タイプ対象魚種拡大を図ること。

<現状・課題>

キンメダイは、房総半島から南西諸島に至る太平洋岸に分布し、関東沿岸から伊豆諸島周辺が最大の漁場であり、東京都のほか、千葉、神奈川、静岡の各県の漁業者が漁獲している。

東京都では、全体の漁獲金額のうちキンメダイが45%を占めており、漁業経営上最も重要な魚種の一つである。東京の漁業者は、資源を持続的に利用するために夜間操業の禁止や禁漁期、禁漁区の設定、漁具の制限を行うなどキンメダイの資源管理に努めてきた。

一方、令和3年度の国の資源評価によれば、キンメダイの資源量は2.5万トンと推定されている。また、一都三県の漁獲量や親魚量の推移から資源水準は低位、資源動向は減少と判断されている。

このため、国はキンメダイの資源回復のため、現状の漁獲量の削減策を提案している。

国の提案に対応するためには、これまで以上の厳しい管理措置に取り組む必要があり、漁業経営への影響が大きいため、国による支援が必要である。

このため、以下の要望を行う。

<具体的要求内容>

漁業者がキンメダイなど、地域において重要な魚種の資源管理に取り組み、漁獲金額が減少した場合にも、強度資源管理の対象となるよう資源管理指針・計画作成要領を改正するとともに、クロマグロ漁業と同様に漁業共済の払い戻し判定金額の下げ止め措置を講じること。

3 3 公共職業訓練施設の入校申請に必要なハローワークにおける手続の電子化

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 産業労働局)

公共職業訓練施設の入校申請に必要なハローワークにおける手続の電子化等を進めること。

<現状・課題>

公共職業訓練の受講希望者のうち、雇用保険受給者等はハローワーク経由での申込みが必要である。

ハローワークでは、受講希望者から申込みを受ける場合、相談対応や手続の説明、入校願書の受付などを対面で実施することとしている。

都では現在、公共職業訓練のオンライン化を進めているが、こうした取組をより効果的に進めるためには、入校申請手続においてもオンライン化が必要である。

<具体的要求内容>

公共職業訓練施設への入校に当たり、受講希望者がハローワークにおける手続の電子申請やオンラインを活用した相談等ができるよう運用を見直すこと。

9. スポーツ・青少年・ 教育

1 東京 2020 大会レガシーを生かしたスポーツ振興事業の推進

1 スポーツ施設の整備促進と国際大会の招致・開催

(提案要求先 スポーツ庁)
(都所管局 生活文化スポーツ局)

- (1) 地域スポーツ推進の拠点となる施設整備に向けて、必要な財源を適切に確保すること。
- (2) 地域スポーツセンター新改築・改造事業等について、新たに改修事業を補助対象とし、補助対象にかけられている制限を撤廃するとともに、国庫補助率を引き上げること。
- (3) 広域的機能を持つ都道府県が整備すべきスポーツ施設の規模や機能を踏まえ、交付金交付要綱等に定める対象となる経費及び配分基礎額の算定方法について、算定要件の拡大及び緩和を図ること。
- (4) 国際大会の招致・開催に向け、国の有する知見の提供を行うとともに、大会実施にあたっての人的・財政的支援など、国として積極的な取組を行うこと。

<現状・課題>

誰もがスポーツに親しめる社会を実現するために、スポーツ施設の果たす役割は大きい。国は、平成23年8月に施行したスポーツ基本法（平成23年法律第78号）において、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにする等のため、スポーツ施設の整備等必要な施策を講ずるよう努めなければならないとしている。令和4年3月に策定した「第3期スポーツ基本計画」において、ストックの適正化の下、既存施設の有効活用やオープンスペース等のスポーツ施設以外のスポーツができる場の創出、誰もがスポーツを行いやすくするユニバーサルデザイン化の推進等により、安全で持続可能な地域スポーツ環境の量的・質的充実に図る、という政策目標を掲げ、地域において、住民の誰もが気軽にスポーツに親しめる「場づくり」を実現する、としている。

一方、都は、平成30年3月、「東京都スポーツ推進総合計画」を策定し、都民が身近な場所でスポーツ活動が行えるよう、既存のスポーツ施設や東京2020大会の競技施設を適切に管理運営するとともに、区市町村のスポーツ施設整備を支援

するとしている。また、令和４年２月の『未来の東京』戦略 version up 2022』においても、スポーツを楽しめる環境整備に取り組む区市町村を支援するとしている。

こうした観点から、都は、区市町村と連携し、スポーツ振興の拠点となるスポーツ施設の整備促進を図っていく必要があるが、国のスポーツ施設整備に関する財源及び補助制度は不十分である。

また、整備されたスポーツ施設の特性を活かし、国際大会の招致・開催など、多様な活用を推進していくことは、スポーツ振興に加え経済活性化の効果等があり、開催する自治体だけでなく国にとっても有益である。国際大会の開催にあたっては、競技団体や自治体が持続可能な形で国際大会を開催できるよう、国においても、ノウハウや人的・財政的支援を行うなど積極的な取組を推進することが不可欠である。

<具体的要求内容>

- (１) 国の策定したスポーツ基本法の目標を達成すべく、地域スポーツ推進の拠点となる施設整備に向けて、必要な財源を適切に確保すること。
- (２) スポーツ施設の整備とともに、既存スポーツ施設の有効活用を図るため、「学校施設環境改善交付金交付要綱」（令和３年４月９日付３文科施第２０号）における地域スポーツセンター、地域水泳プール、地域屋外スポーツセンター及び地域武道センターの新改築・改造事業の四事業について、新たに改修事業を補助対象とし、地域武道センターの新改築事業にかけられている制限（財政力指数１．００を超える都道府県及び特別区は除外）を撤廃するとともに、これに社会体育施設の耐震化事業、ラグビー競技を実施できるスポーツ施設の整備に関する事業及び社会体育施設の質的整備事業を加えた七事業について、国庫補助率を引き上げること。

なお、スポーツ施設の改修・改造については、平成２２年度から独立行政法人日本スポーツ振興センター所管の「スポーツ振興くじ助成金」による助成対象事業として措置されたところであるが、安定的な財源の確保のためには、引き続き国の交付金対象事業とされることを要望する。

- (３) スポーツ施設の整備については、地域の身近な生活圏を拠点とする施設と区市町村の行政区域を越えた広域的な地域を拠点とする施設を計画的に整備することで、都民はスポーツ施設をより効果的かつ効率的に利用することができる。

しかし、「学校施設環境改善交付金交付要綱」（令和４年４月１日付３文科施第４８０号）では、大規模なスポーツ大会開催や選手の競技力向上につながる規模・機能を有する施設整備に対する補助としては不十分である。

したがって、広域的な機能を有する都道府県が整備すべきスポーツ施設に対し、交付金要綱等に定める対象となる経費及び交付対象施設や交付対象面積などの配分基礎額の算定方法等の改善を図ること。

- (４) 世界陸上競技選手権大会など大規模な国際大会の開催にあたって、競技団体や開催自治体の負担を軽減し、大会準備・運営が滞りなく行われるよう、人的・財政的な支援を行うなど、積極的な取組を推進すること。

参 考

(1) 学校施設環境改善交付金交付要綱 (抄)

項	事業区分	対象となる経費	配分基礎額の算定方法	算定割合
23	地域スポーツセンター新改築、改造	地域スポーツクラブの活動拠点となる地域スポーツセンターの新築、改築又は改造に要する経費	ア 新築又は改築 文部科学大臣が必要と認める面積に1平方メートル当たりの建築の単価を乗じたものとする。 イ 改造 文部科学大臣が必要と認める額とする。	1/3
24	地域水泳プールの新改築	一般の利用に供するための地域スイミングセンター及び浄水型水泳プールの新築又は改築に要する費用	文部科学大臣が必要と認める面積に1平方メートル当たりの建築の単価を乗じたものとする。	ア 地域スイミングセンター 1/3 イ 浄水型水泳プール 1/2 (算定割合の特例) 地震特措法第4条の規定の適用のある浄水型の地域スイミングセンターにあつては1/2
25	地域屋外スポーツセンターの新改築	一般の利用に供するための地域屋外スポーツセンターの新築又は改築に要する経費	文部科学大臣が必要と認める面積に1平方メートル当たりの建築の単価を乗じたものとする。	1/3
26	地域武道センターの新改築	一般の利用に供するための地域武道センターの新築又は改築に要する経費(ただし、財政力指数が1.00を超える都道府県若しくは指定都市又は特別区(地方交付税法第21条の規定により東京都と特別区をあわせて1団体とみなして算定した財政力指数が1.00を超える場合に限る。)の設置するものを除く。)	ア 地域武道センター(柔・剣道場) 文部科学大臣が必要と認める面積に1平方メートル当たりの建築の単価を乗じたものとする。 イ 地域武道センター(柔・弓道場) 文部科学大臣が必要と認める額とする。	1/3
27	社会体育施設の耐震化	社会体育施設の耐震化に要する経費	ア 構造体の耐震化 補強を要する施設の面積に1平方メートル当たりの建築の単価を乗	1/3

			じたものとする。 イ 建築非構造部材の耐震対策等 文部科学大臣が必要と認める額とする。	
28	ラグビー競技を実施できるスポーツ施設の整備に関する事業	ラグビー競技を実施できるスポーツ施設の整備（令和元年度から令和4年度までの間に行われるものに限る）に要する経費	文部科学大臣が必要と認める額とする。	1/3
29	社会体育施設の質的整備事業	社会体育施設における次に掲げる質的整備に要する経費 ア 脱炭素社会実現に向けた整備工事 イ 空調整備工事	文部科学大臣が必要と認める面積に1平方メートル当たりの建築の単価を乗じたものとする。	1/3
36	太陽光発電等の整備に関する事業	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、高等学校及び中等教育学校の後期課程の産業教育のための実験実習施設、特別支援学校、共同調理場並びに社会体育施設における次に掲げる設備（エに掲げるものを単独で整備する場合には太陽光発電設置校に限り、オからキまでに掲げるものについては設計一次エネルギー消費量を基準一次エネルギー消費量から50%以上	文部科学大臣が必要と認める面積等に1平方メートル当たりの建築の単価等を乗じたものとする。	1/2

		削減できる建物に整備するものに限る。)の整備に要する経費 ア 太陽光発電 イ 風力発電 ウ 太陽熱利用 エ 蓄電池 オ 地中熱利用 カ 雪氷熱利用 キ 小水力発電		

(2) 独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金実施要領(抄)

(最近改正 令和3年11月5日令和3年度要領第4号)

<助成金名称>

スポーツ振興くじ助成金

<助成対象団体>

都道府県又は市町村(特別区含む)等

<交付対象事業・主な要件>

下表のとおり

助成区分	助成事業の内容		助成割合	助成限度額	
大規模スポーツ施設整備助成	Ｊリーグホームスタジアム整備事業	新設事業	３／４	３,０００,０００ 千円	
		改修・改造事業		９００,０００ 千円	
	Ｊリーグ拠点施設整備事業	新設事業		１,５００,０００ 千円	
	国民体育大会冬季大会競技会場整備事業	改修・改造事業	３／４	５２５,０００ 千円	
地域スポーツ施設整備助成	クラブハウス整備事業(※)		新設事業	４／５	６０,０００ 千円
			改造事業	３／４	１１,２５０ 千円
	グラウンド芝生化事業	芝生化新設事業		４／５	４８,０００ 千円
		芝生化改設事業		３／４	３０,０００ 千円
		天然芝維持活動事業		２／３	１,３３３ 千円
	スポーツ施設等整備事業	スポーツ競技施設の整備等		２／３	２０,０００ 千円
		学校開放事業によるスポーツ活動に供する諸室の新設等			
		スポーツ競技施設の大規模改修等			１００,０００ 千円

※ 都道府県は対象外

【参考】

「新設」・・・ 新たに施設を造る工事

- 「増設」・・・ 既存施設を補完する施設を当該施設に隣接して新たに造る工事
「改設」・・・ 既存施設の全部を取り壊し、更地にしてから同様の施設を造る工事
「改修」・・・ 既存施設の一部について、従前と同一の状態（構造、規模、機能が概ね同じ状態であることを指す。）に造りなおす工事
「改造」・・・ 既存施設の一部について、従前と異なる状態に造りかえる工事（施設機能の拡充のための設備等の設置を含む。）
「令和４年度スポーツ振興くじ助成金募集の手引」より

2 競技力向上事業の推進

(提案要求先 スポーツ庁)
(都所管局 生活文化スポーツ局)

- (1) 「ナショナルトレーニングセンター」や「国立スポーツ科学センター」の管理運営に当たっては、東京都の競技団体などが強化の対象としている選手についても、オリンピック・パラリンピック強化選手と同等に施設を利用できる仕組みを構築するよう、関係機関と調整を図ること。
- (2) パラリンピック等の国際大会で活躍を目指すアスリートの競技力向上のため、「ナショナルトレーニングセンター」や「国立スポーツ科学センター」の利用など、パラリンピック強化選手等が必要とする支援を継続的に受けられるように、一般スポーツとの一体的な推進を図ること。

<現状・課題>

- (1) 他の先進国では、国を挙げてアスリートの総合的な支援・育成に取り組むことで、国際大会で好成績を残すなど成果を上げている。こうした中で、都は、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会後も、東京からより多くの日本代表選手を輩出できるよう競技力向上策を進めているが、世界で活躍できる選手の育成においてはより高度なトレーニング環境や最先端のスポーツ医・科学に関する知見の提供が重要である。そのため、東京都の競技団体などが「ナショナルトレーニングセンター」や「国立スポーツ科学センター」を利用することができるよう国の支援が必要である。
- (2) 都は、「東京都スポーツ推進総合計画」に基づき、障害者スポーツ振興について、一般スポーツと一体的に取り組んでいるところである。具体的には、障害者スポーツの裾野の拡大を図るとともに、パラリンピック等の国際大会で活躍する東京の選手を一人でも多く輩出できるよう、アスリートの発掘や都競技団体の競技力強化のための取組支援等を進めている。国においても、平成 27 年 10 月にスポーツ庁が発足したことで東京 2020 大会に向けて選手強化に取り組む体制が整備され、オリンピック競技とパラリンピック競技の一体的な拠点構築が進められている。例えば、パラリンピック強化選手等の「ナショナルトレーニングセンター」や「国立スポーツ科学センター」のオリンピック強化選手等の共同利用が進むなど、パラアスリートを取り巻く環境は少しずつ改善されてきている。一方で、地域には障害者スポーツ特有の用具を備えた施設が少ないことや、施設のバリアフリー化が十分でないな

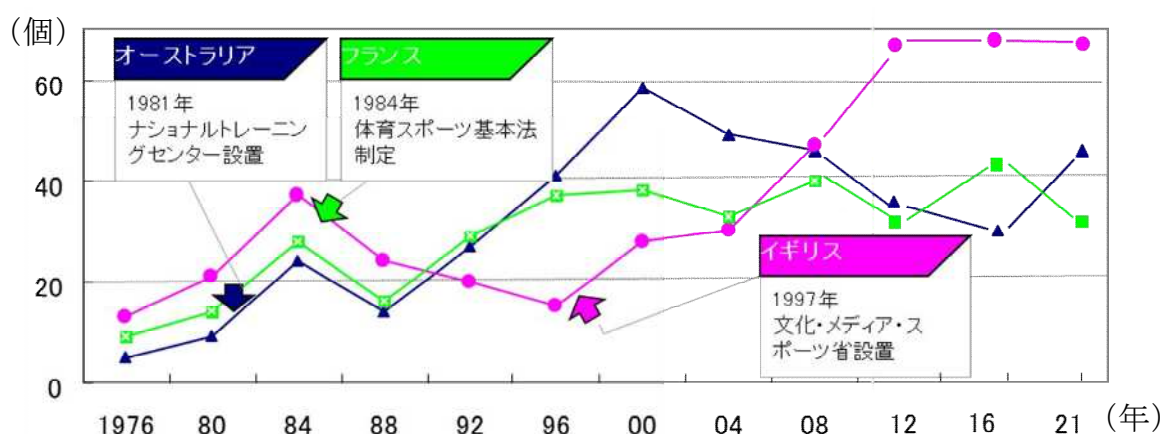
ど、依然としてパラアスリートが日常的に練習できる場所が不足している。こうした現状を踏まえ、パラアスリートが専門的なトレーニングを継続的に行えるよう、積極的な取組を進めていくことが必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 東京から日本代表選手を輩出する取組を強力に進めていくためには、選手の練習環境を整備することが不可欠である。このため、トップレベル競技者専用のトレーニング施設である「ナショナルトレーニングセンター」や、科学、医学情報面で競技者育成をサポートする機能を持つ「国立スポーツ科学センター」の管理運営に当たっては、東京都の競技団体などが強化の対象としている将来有望な選手についても、オリンピック・パラリンピック強化選手と同等に施設を利用できる仕組みを構築するよう、JOC（公益財団法人日本オリンピック委員会）その他の関係機関との調整を図ること。
- (2) パラリンピック等の国際大会で活躍を目指すアスリートの競技力向上のため、オリンピック強化選手との「ナショナルトレーニングセンター」や「国立スポーツ科学センター」の利用など、パラリンピック強化選手等が必要とする支援を継続的に受けられるように一般スポーツとの一体的な推進を図るとともに、身近な地域で競技力向上に資する専門的なトレーニングが実践できるよう、支援の検討に取り組むこと。

参 考

(1) 各国の夏季オリンピックメダル獲得数とスポーツ施策



(2) ナショナルトレーニングセンター (National Training Center)

利用対象 : JOCの強化指定選手、JPCの強化指定選手及び各中央競技団体の推薦を受けた強化選手

メリット : 各競技の専用トレーニング拠点を持つことで国際競技力の向上をより一層図りやすくなるとともに、複数競技のトレーニング場を1箇所に集約することで競技団体間の連携を積極的に推進できる。

(3) 国立スポーツ科学センター (Japan Institute of Sports Sciences)

利用対象 : JOC、JOCに加盟する競技団体、JPC、JPC強化指定選手、その他センターが認めた者

メリット : スポーツに関する科学、医学、情報面の総合的な研究支援の拠点を持つことで、科学的な分析に基づく効果的なトレーニング方法の開発やスポーツ障害などに対する医学的なサポート、スポーツに関する各種情報の収集・分析・蓄積・提供などを一体として実施できる。

3 パラスポーツの推進

(提案要求先 スポーツ庁)
(都所管局 生活文化スポーツ局)

- (1) パラスポーツの理解促進・普及啓発について、積極的に取り組むこと。
- (2) パラスポーツ競技団体の活動支援にあたり、各団体の体制や基盤強化に資する取組を行うこと。
- (3) パラリンピック等のメダリストへの報奨金の増額を行うこと。
- (4) 総合的で大規模なパラスポーツの国際大会の開催にあたって、国の有する知見の提供を行うとともに、大会実施にあたっての人的・財政的支援など、諸課題に対する積極的な取組を行うこと。

<現状・課題>

- (1) 東京 2020 パラリンピック競技大会の開催が決定されて以降、国、自治体、スポンサー企業等の各ステークホルダーによる様々なパラスポーツ振興の取組によって、日本国内におけるパラリンピック競技の認知度や選手の知名度は高まってきた。

しかし、依然として、認知度が低いパラリンピック競技もあるほか、大会後は、パラリンピック競技以外のパラスポーツについても、国民の理解が深まるような積極的な取組が望まれる。

このため、国においては、国民のパラスポーツに対する興味・関心を高め、パラリンピック競技をはじめとするパラスポーツが着実に社会に根付いていくよう、継続的な情報発信及び普及啓発が必要である。

- (2) パラスポーツの振興を競技面から支える存在である競技団体は、競技の普及から選手育成、大会運営など多岐にわたる役割を担い、多くの方にスポーツの機会を提供している。東京 2020 パラリンピック競技大会に向けては、平成 25 年からパラリンピックサポートセンター（現日本財団パラスポーツサポートセンター）が開設され、オフィスの提供などが行われたことで、競技団体を取り巻く環境は改善されてきたものの、パラリンピック競技以外の多くの競技団体は、依然として、人員、財政ともに厳しい状況にあり、国際大会出場を目指す選手発掘のための機会創出や、競技人口を増やすための広報活動などまで手が回らず、次世代の選手の育成・強化についても十分に行うことができていない。

こうした状況を踏まえ、各競技団体が本来の役割である競技力向上に注力できるためにも競技団体への支援については、国が積極的に取り組んでいく

必要がある。

- (3) パラリンピックメダリストへの報奨金については、2008年北京パラリンピックから始まり、2018年平昌大会から金額が引き上げられた。しかし銀メダル、銅メダルについてはオリンピックメダリストと同額となったものの金メダルについては、オリンピックメダリストへの報奨金とはまだ差がある状況である。

国は、東京2020パラリンピック競技大会後も、日本代表選手の士気を高め、競技をしていく上での励みとなるよう、パラリンピック全メダリストへの報奨金の増額に向けて取り組むとともに、聴覚障害者や知的障害者などを対象にした競技性の高い国際大会でのメダリストについても、同等の措置の検討が求められる。

- (4) 東京2020大会に向けて、数多くのパラリンピック競技の国際的な大会が東京で開催され、多くの都民・国民がパラスポーツの迫力・魅力を体感し、魅了された。都は、大会後、パラリンピック競技以外のパラスポーツも社会に根付かせるために様々な取組を重層的に展開することとしており、その一つとして今後も国際的なパラスポーツ大会が継続的に開催されていくことは重要である。

特に、デフリンピックなど複数の競技を同時に開催する総合的で大規模な国際大会の実施にあたっては、競技団体等の主催者の運営力等を踏まえ、国においても、ノウハウや人的・財政的支援を行うなど積極的な取組を推進することが不可欠である。

<具体的要求内容>

- (1) 東京2020パラリンピック競技大会のレガシーとして、パラスポーツが社会に定着するよう、パラリンピック競技に留まらず、聴覚障害者や知的障害者などによる様々なパラスポーツについても、その魅力を広く国民に発信し、効果的な普及啓発に取り組むこと。
- (2) パラリンピック競技大会をはじめ、国際大会における日本代表選手の競技力向上のため、パラスポーツ団体の活動拠点や財政面を含めた基盤強化を強力に推進すること。
- (3) 日本代表選手の士気を高め、競技をしていく上での励みとなるよう、パラリンピック等のメダリストへの報奨金の増額に向けて、積極的に取り組むこと。
- (4) 大規模な国際大会の開催にあたって、大会準備・運営が滞りなく行われるよう、国施設の無償提供、競技団体の体制構築、選手の発掘・育成・強化、人的・財政的な支援を行うなど、積極的な取組を推進すること。

2 若者の社会的自立を支援する施策の拡充

(提案要求先 内閣府・文部科学省・厚生労働省)
(都所管局 生活文化スポーツ局・福祉保健局・産業労働局・教育庁)

社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対する相談や支援の体制が、区市町村においても整備されるよう、財政上の措置その他の措置を講じること。

<現状・課題>

令和3年4月に定められた「子供・若者育成支援推進大綱」で提言されたとおり、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者の自立を促進するためには、教育、福祉、保健、医療、矯正・更生保護、雇用等の関係機関・団体が連携するとともに、行政、家庭、学校、地域が一体となって、年齢階層で切れ目のない支援を行える体制を整備する必要がある。こうした支援は、住民との接点を多く持つ区市町村が中心となって進めていくことが効果的だが、区市町村には支援を実施するためのノウハウやマンパワーが不足していることから、NPO法人等の活用などにより、区市町村の体制を整備するための財政措置が必要である。

また、若者が社会とのつながりを失うことを防ぐためには、高校中退の未然防止や高校中退者への就労支援等が重要であることから、関係省庁による連携体制の構築が不可欠である。

<具体的要求内容>

子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第5条に規定された財政上の措置その他の措置を講じること。具体的には、区市町村が実施主体となって、NPO法人の協働等により、子ども・若者総合相談センターの機能を有する機関として事業を実施する場合、補助金の交付を行うこと。

また、厚生労働省の「地域若者サポートステーション事業」は、高校中退者等、若者への就労に向けた支援により社会的自立につながることから、学校への当該事業の周知や、学校、サポートステーション、ハローワーク間で必要な情報の共有を推進する等、効果的な対策を実施できるよう、文部科学省等の関係機関との連携を強化すること。

3 子ども・子育て支援新制度施行後における幼児教育の質の確保

(提案要求先 内閣府・文部科学省)
(都所管局 生活文化スポーツ局)

- (1) 質の高い幼児教育のための財源を十分確保すること。
- (2) 教育標準時間認定子どもに係る施設型給付等については、幼児教育の質の確保・向上が図られることを第一義に捉え、国の責任を果たすとともに、十分な財政措置を行うこと。
- (3) 円滑な制度運用に向けた取組を行うこと。
- (4) 幼児教育の無償化について、大都市の保育料負担に配慮した上限額とするとともに、円滑な運営ができるよう、制度の改善や十分な財政措置を行うこと。
- (5) 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業の対象施設要件を幼稚園設置基準も勘案したものとする。

<現状・課題>

平成27年4月から、子ども・子育て支援新制度が施行されたところであるが、参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会の附帯決議の中で示された質・量の充実に必要な財源のうち消費税増税分以外の財源確保は依然として明らかになっていない。

施設型給付については、子ども・子育て支援法上、国が2分の1を負担する原則となっているが、教育標準時間認定子どもに係る施設型給付については、同法附則第9条において、当分の間、国が本来の負担を行わず、地方がその一部を負担する仕組みとされている。

また、認定こども園及び施設型給付を受ける幼稚園における教育標準時間認定子どもの預かり保育について、区市町村において一時預かり事業(幼稚園型)を委託しない場合や、本事業と私学助成による預かり保育補助との間に大きな差異がある場合など、本事業への円滑な移行が困難な場合には、引き続き都道府県による財政支援が前提となっている。

新制度は、消費税を主な財源として、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充や質の向上を進めるものであり、国の責任において、十分な財源確保を行うとともに、幼児教育の質の確保のためには、施設型給付を受けない幼

稚園を含む全ての幼児教育を行う事業者に対して、十分な財政支援を行う必要がある。

さらに、新制度については、制度が複雑であることに加え、請求・給付事務をはじめ制度に係る事務が膨大かつ煩雑となっており、区市町村・事業者にとって大きな負担となっている。

一方、国が令和元年10月から実施している幼児教育の無償化では、上限額が年額30万8,400円となっており、都内私立幼稚園の平均保育料を下回っている。

また、保護者、幼稚園等施設及び自治体にとって極めて複雑な制度となっていることに加え、制度の運用にかかる事務費の国庫負担は2020年度までとなっている。

令和3年度から現行の幼児教育・保育の無償化の給付を受けていない施設に通う保護者の負担軽減補助として「地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援」を新たに実施しているが、対象施設となる基準は認可外保育施設に近く、幼稚園類似の幼児施設が対象外となるケースもある。

<具体的要求内容>

- (1) 幼児教育を行う全ての事業者に対して、質の高い幼児教育を行うために必要な、恒久的、安定的な財源を十分確保すること。
- (2) 施設型給付等の財政措置については、質の高い幼児教育を確保する観点から、特に、以下の点に取り組むこと。
 - ① 教育標準時間認定子どもに係る施設型給付についても、国が責任を持って必要な経費の2分の1を負担するという本則に基づき算定されるよう、早期に見直すこと。
 - ② 各園及び区市町村において、一時預かり事業（幼稚園型）への円滑な移行が図られるよう、補助単価の引上げなど預かり保育の実態に則した十分な財政措置を行うこと。
- (3) 新制度の円滑な実施に向けて、以下の点に取り組むこと。
 - ① 制度の運用状況や課題を十分に把握するとともに、必要な情報を適時・適切に提供すること。
 - ② 事務手続の簡素化や事務手引の作成等、区市町村や事業者の負担軽減を図ること。
- (4) 幼児教育の無償化について、以下の点に取り組むこと。
 - ① 大都市の保育料負担に配慮した上限額への引上げなど、制度を拡充すること。
 - ② 自治体等の声を十分に聴き、円滑な運営ができるよう制度の改善を図ること。
 - ③ 事務費については国庫負担とすること。
 - ④ 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援の要件について幼稚園設置基準も勘案したものとする。

4 私立学校助成の拡充

(提案要求先 文部科学省)
(都所管局 生活文化スポーツ局)

私立高等学校等経常費助成費補助金を一層充実すること。

<現状・課題>

公教育に果たす私立学校の役割は大きく、その振興に当たっては、学校及び保護者に対して補助を多面的に行い、学校経営の健全化と保護者の経済的負担の軽減を図る必要がある。

このため、都は、保護者負担の軽減だけではなく、私立学校の経営の安定化を図ることも重要であると認識し、経常費補助の充実を都政の重要な施策の一つと位置付け、その充実を図ってきたところである。

都の経常費補助は、私立学校振興助成法及び東京都私立学校教育助成条例に基づき、教育条件の維持・向上、修学上の保護者負担の軽減、経営の健全性向上を目的として、都内に高等学校等を設置する学校法人に対して行っている。都道府県が行う経常費補助に対しては、私立学校振興助成法に基づき、国がその一部を補助する仕組みとなっている。

しかし、国庫補助の生徒一人当たり予算単価は、地方交付税の同単価の約5分の1にとどまり、不交付団体である都にとっては経常費補助に対する国庫補助は、15パーセント程度と低い水準にある。

<具体的要求内容>

私立学校振興助成法の趣旨にのっとり、私立高等学校等経常費助成費補助金を一層充実すること。

参 考

【都の経常費補助金の実績及び予算額】(R4.4.1現在)

学 種	令和3年度交付額	令和4年度予算額
高等学校	67,867,782 千円	67,070,608 千円
中学校	26,387,547 千円	27,725,281 千円
小学校	6,586,576 千円	7,305,001 千円
幼稚園	18,004,100 千円	17,511,870 千円
計	118,846,005 千円	119,612,760 千円

注) 千円の単位で四捨五入しているため、数字が一致しない場合がある。

【国庫補助及び地方交付税の生徒一人当たり予算単価（令和３年度）】

学 種	国庫補助 A	地方交付税 B	割合 A/B
高等学校	57,410 円	292,500 円	19.6%
中 学 校	50,249 円	291,900 円	17.2%
小 学 校	48,666 円	291,900 円	16.7%
幼 稚 園	24,698 円	170,100 円	14.5%

【国の予算額、都への交付額及び都の経常費補助に占める国庫補助割合の推移】

年度	国庫補助予算額		都への国庫補助金交付額		都の経常費補助に占める国庫補助の割合
	金 額	対前年度増(△)減	金 額	対前年度増(△)減	
30年度	103,364 百万円	1.1%	17,271,577 千円	0.8%	14.9%
元年度	103,100 百万円	△0.3%	17,683,573 千円	2.4%	15.1%
2年度	102,880 百万円	△0.2%	17,956,838 千円	1.5%	15.2%
3年度	101,915 百万円	△0.9%	17,629,027 千円	△1.8%	14.8%
4年度	102,601 百万円	0.7%	—	—	—

5 高等学校等就学支援金制度の必要経費の確保等

(提案要求先 文部科学省)
(都所管局 生活文化スポーツ局・総務局)

- (1) 高等学校等就学支援金制度に係る費用については、国の責任において全額を措置すること。
- (2) 就学支援金制度を拡充するとともに、都道府県が実施している授業料軽減補助に対する国の補助制度を創設すること。

<現状・課題>

国は、平成22年度から、公立高校に係る授業料の不徴収及び私立高校生等への就学支援金の支給制度を導入し、平成26年度から公立私立ともに所得制限を設け、私立高校生等に対しては、低所得世帯の生徒等への加算支給額を拡充した制度に改正した。

就学支援金については、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」において、都道府県が就学支援金を受給権者に支給することとなっており、その就学支援金の支給に要する費用については、国が都道府県に全額相当を交付するとしている。しかし、就学支援金の事務執行に要する費用については、予算の範囲内で交付するとしているにすぎず、毎年度、多額の超過負担が発生している。

また、就学支援金は公立高校の授業料を基準額として交付されており、私立高校では、令和2年度から年収約590万円未満世帯については支給上限額が拡充されたものの、それを超える年収世帯については就学支援金の基準額と授業料額とで差が大きく、都道府県独自の支援が必要となっている。さらに、都道府県において経済的理由による修学困難な高等学校等生徒の教育機会の確保に充てられていた高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金の活用期間が、平成26年度をもって終了したことも踏まえ、厳しい社会経済状況が続く中、公私格差を是正する観点から、より一層の保護者負担軽減を図る必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 国は、就学支援金の支給制度を国策として実施することから、その事務の執行に要する費用についても、都道府県及び学校に対し全額を措置すること。
- (2) 教育費負担に係る公私格差是正の観点から、就学支援金制度を拡充するとともに、都道府県が実施している私立高校生等への授業料軽減補助に対する国の補助制度を創設すること。

参 考

○ 都の現状
 <就学支援金>

単位：千円

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2年度	3年度
国からの高等学校 等就学支援金事務 費交付金	128,867	172,545	180,573	180,638	162,458	128,062	150,123	167,966
都の高等学校就学 支援金事務に係る 経費	292,701	296,293	458,640	444,786	470,317	559,043	525,594	520,090

6 公立学校の教職員定数の充実

(提案要求先 文部科学省)
(都所管局 教育庁)

- (1) 小学校における学級編制の標準の引下げに当たっては、習熟度別指導等の加配定数の振替によることなく、必要な教職員定数を確保すること。
- (2) 小学校における教科担任制を推進するため、専科指導のための加配定数を一層拡充すること。加配定数の拡充に当たっては、習熟度別指導等の加配定数を振り替えることなく、必要な教職員定数を確保すること。
- (3) 様々な教育課題に対応するため、基礎定数の改善や加配定数の拡充により、教職員定数の一層の充実を図ること。加配定数については、地域の実情に応じた配置が可能となるよう、各加配事項の枠内で柔軟に運用できるようにすること。
- (4) 後年度分を含め、具体的かつ実効性のある教職員定数改善計画を早期に国として決定すること。

<現状・課題>

(1) 小学校35人学級の実施に伴う加配定数の振替について

国は、令和3年に公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以下「義務標準法」という。）を改正し、小学校における学級編制の標準について、第2学年から5年かけて段階的に35人に引き下げることとした。実施に当たっては、習熟度別指導等の加配定数のうち35人学級の実施に活用されている分を基礎定数に順次振り替えていくこととしているが、都のようにそうした活用をしていない自治体についても、全国一律の対応として、加配定数の配分数を削減することを示唆している。

都においては、習熟度別指導等の加配定数を活用し、小学校の算数や中学校の英語・数学で少人数・習熟度別指導を推進している。全国的にも、少人数指導やティーム・ティーチングなど、地域の実情に応じた多様な実践が行われており、習熟度別指導等の加配定数は、こうした自治体の創意工夫を凝らした取組に不可欠なものである。

このため、小学校における学級編制の標準の引下げに当たっては、その財源と

して加配定数を削減することなく、必要な教職員定数を別途確保することが必要である。

（２）小学校における教科担任制の推進について

学習が高度化する小学校高学年において、専門性の高い教科指導を実現し、中学校教育への円滑な接続を図るためには、特定の教科を専門的に指導する体制を構築することが効果的である。

国は、小学校における教科担任制の推進のため、専科指導のための加配定数を令和４年度から４年程度をかけて段階的に拡充することとしているが、加配定数の改善総数は計３，８００人程度にとどまる。これは、全国の公立小学校約１万９，０００校の２割程度の規模であり、優先的に専科指導の対象とすべき教科が４教科あることも踏まえると、不十分である。

教科担任制は授業の質の向上に加え、児童の多面的な理解や教員の負担軽減にも資するものであり、導入した学校においてはそうした効果が現れているが、今後さらに推進を図るためには、専科指導のための加配定数を一層拡充することが必要である。

また、国は教科担任制のための加配定数を措置するため、習熟度別指導等の加配定数について、令和２年度及び令和３年度の２年間で計４，０００人を振り替え、令和４年度においても２３０人を振り替えている。加配定数は、専科指導のみならず、地域の実情に応じて少人数指導や習熟度別指導、ティーム・ティーチング等の多様な取組に活用されている現状を十分に踏まえ、今後の教科担任制のための加配定数の拡充に当たっては、習熟度別指導等の加配定数を振り替えることなく、必要な教職員定数を確保することが必要である。

（３）教職員定数の充実及び加配定数の柔軟な運用について

現在、学校現場では、いじめや暴力行為等の問題行動、不登校、特別な支援が必要な児童・生徒や、外国につながる子供等の特別な配慮を必要とする児童・生徒の増加など、様々な課題が複雑化かつ困難化している状況にある。また、コロナ禍において、各学校では徹底した感染症対策を行いながら創意工夫を凝らして教育活動を継続しており、子供たちの心のケアにも努めている。

学校における働き方改革を実現しつつ、児童・生徒一人一人に応じたきめ細かな指導や支援を行い、教育活動の質の向上を図るためには、学校規模に応じた義務標準法の「乗ずる数」の見直しや、指導方法の工夫改善や児童生徒支援等の加配定数の拡充により、教職員定数を一層充実することが必要である。

また、加配定数は法令上、その目的に応じて数種の事項に分類されるが、国への申請に当たっては、より細かく区分された項目ごとに申請する必要がある。特定の項目に措置された加配定数は、同一の事項であっても他の項目に原則振り替えることができず、自治体の方針や個々の学校の実態に応じて効果的に活用することが困難となっている。

自治体や学校で行われている工夫や取組は様々であり、地域の実情に応じた教員配置により教育の質をさらに向上させるためには、各加配事項の枠内で加配定数の振替を認め、柔軟に運用できるような仕組みにすることが必要である。

（４）定数改善計画について

今後の教職員定数の改善については、平成２９年度から令和８年度までの１０

年間で通級指導等の加配定数を基礎定数化することや、小学校における学級編制の標準を令和3年度から令和7年度までの5年間で段階的に引き下げること、小学校における教科担任制の推進のため令和4年度から4年程度をかけて段階的に加配定数を拡充することなどが個別に示されている。

一方で、包括的な教職員定数改善計画は策定されておらず、今後の各都道府県の教職員採用計画や予算編成、各区市町村における学校施設の整備計画等に影響が生じないよう、早期に具体的かつ実効性のある教職員定数改善計画が示されることが必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 小学校における学級編制の標準の引下げに当たっては、習熟度別指導等の加配定数の振替によることなく、必要な教職員定数を確保すること。
- (2) 小学校における教科担任制を推進するため、専科指導のための加配定数を一層拡充すること。加配定数の拡充に当たっては、習熟度別指導等の加配定数を振り替えることなく、必要な教職員定数を確保すること。
- (3) 様々な教育課題に対応するため、基礎定数の改善や加配定数の拡充により、教職員定数の一層の充実を図ること。加配定数については、地域の実情に応じた配置が可能となるよう、各加配事項の枠内で柔軟に運用できるようにすること。
- (4) 後年度分を含め、具体的かつ実効性のある教職員定数改善計画を早期に国として決定すること。

7 特別支援学校の養護教諭等の定数改善

(提案要求先 文部科学省)
(都所管局 教育庁)

特別支援学校の養護教諭等について、児童・生徒数等に応じ、より多くの配置を可能とする定数改善を速やかに行うこと。

<現状・課題>

近年の社会環境や生活環境の変化、いじめや不登校の増加、新型コロナウイルスの感染拡大などにより、児童・生徒の心身両面にわたる支援の必要性が高まっている。

特別支援学校の養護教諭には、障害の種類や程度に応じたきめ細かな支援が求められ、児童・生徒の健康面・安全面に関する指導、応急処置の対応、個人及び集団への保健指導、健康診断の実施など、保健や健康に関する重要な役割を担っていることから、児童・生徒数など学校の実態に応じた配置が極めて重要である。

一方、国の配置基準では、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律に基づき、原則1校1人の配置としつつ、児童・生徒数が61人以上の場合は2人を配置することとなっている。

平成19年の学校教育法の改正により、複数の障害種別に対応した特別支援学校の設置が可能となり、児童・生徒数が400人を超すような大規模な学校も存在する中、多くとも2人しか配置されない現行の配置基準は、学校の実態にそぐわないものとなっている。児童・生徒数等に応じて段階的に定数が算定されるよう、速やかに改善するべきである。

また、副校長や事務職員、学校栄養職員についても、国の配置基準では原則学校単位で算定することとなっており、併置校や大規模な特別支援学校等における学校運営の充実のためには、児童・生徒数等に応じた配置基準により教職員定数の充実を図ることが必要である。

さらに、寄宿舎指導員について、現行の配置基準では重度重複障害のある児童・生徒等への対応が考慮されておらず、実態を踏まえた定数改善を行うことが必要である。

<具体的要求内容>

特別支援学校の養護教諭について、その職務の重要性に鑑み、児童・生徒数等に応じ、3人以上の配置を可能とする定数改善を速やかに行うこと。

また、副校長、事務職員及び学校栄養職員についても、児童・生徒数等に応じて教職員定数の充実を図るとともに、寄宿舎指導員について、重度重複障害のある児童・生徒に応じた配置基準を設けるなど、定数改善を行うこと。

8 いじめ問題等に対する取組の充実

(提案要求先 文部科学省)
(都所管局 教育庁)

各公立学校等において、児童・生徒のいじめ問題等の未然防止、早期発見・早期対応を図る体制を充実するため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置に当たり、補助率の見直しなど必要な財政措置を図ること。

<現状・課題>

都においては、平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）」を踏まえ、平成26年6月に「東京都いじめ防止対策推進条例（平成26年東京都条例第103号）」を成立させるとともに、本条例に基づき、同年7月に「東京都いじめ防止対策推進基本方針」を策定し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する体制を整備した。

また、都教育委員会は、同基本方針と併せて、都内公立学校を対象として「いじめ総合対策」を策定し、いじめ問題の未然防止、早期発見及び早期対応のための具体的な取組を示すとともに、条例に基づき、附属機関として「東京都教育委員会いじめ問題対策委員会」を設置した。本委員会において、学校におけるいじめの防止等のための対策の推進についての調査審議を踏まえ、令和2年7月に答申がなされた。

この答申では、いじめ問題を解決するために、学校・家庭・地域の連携による「子供が安心して相談できる環境」の構築や、教員一人一人が児童・生徒のサインを確実に受け止め、全教員で情報を共有して解決を図る校内体制の整備をはじめ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の積極的な活用の必要性が示されたところである。

- (1) 「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」では、いじめの認知件数が、42,538件で、学校は把握した案件全てに対して、組織を挙げて対応しているところである。

都においては、平成25年度から、公立小中学校及び都立高等学校全校（令和4年度は、小学校1,274校、中学校622校、高等学校246課程）にスクールカウンセラーを配置し、いじめや不登校等について、児童・生徒や保護者からの様々な相談に応じ、いじめ問題等の未然防止や解消に効果を発揮している。平成28年度からは、高等学校定時制及び通信制課程の支援体制を充実させるため、通信制課程に新たにスクールカウンセラーを配置するほか、全日制課程と定時制課程の併置校は、課程別にそれぞれ配置、昼夜間定時制課程は、週2回配置している。

しかしながら、平成20年度からは国の補助率が従前の2分の1から3分の1へと減じられ、都道府県の負担が大きくなった。

また、公立高等学校へのスクールカウンセラーの配置については、配置校

の総数の10パーセント以内と国が定めていることから、これを上回る配置に係る経費については国の補助対象にならず、結果として都道府県の財政負担が大きくなる。

全公立学校において、児童・生徒のいじめ問題等に対応する体制を構築することが不可欠であることから、国は、スクールカウンセラーを全公立学校に配置するために必要な財政支援を行うべきである。

- (2) スクールソーシャルワーカーについては、区市町村との調整に基づき、平成28年度、平成29年度及び平成30年度は22区、25市、3町に、令和元年度は22区、25市、2町に、令和2年度及び令和3年度は23区、25市、2町に配置したところである。

スクールソーシャルワーカーは、教育分野に加え、社会福祉などの専門的な知識や技術を用いて、児童・生徒が置かれた様々な環境への働き掛けを行うとともに、関係機関等とのネットワークを活用して支援を行うものであり、児童虐待をはじめ、いじめや不登校など、児童・生徒の問題行動に対応するためには、スクールソーシャルワーカーの役割が大変重要である。

都においては、令和4年度、スクールソーシャルワーカーが学校や家庭を訪問するなどの活動時間を増やすとともに、専門的な資格を有する者の任用を推進する区市町村への補助を拡充していく。

事業開始当初は全額国費負担事業として実施してきたにもかかわらず、平成21年度から突然、国が補助率3分の1事業へ転換したことから、配置拡大に当たり、地方自治体の負担が大きくなっている。

そのため、スクールソーシャルワーカーの配置を一層推進することができるよう、国の補助率の引上げを行うべきである。

- (3) スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活用を更に進め、質の向上を図っていくためには、各校に配置された非常勤のスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー間の連携や、学校・関係機関との緊密な連携の確保を図る必要がある。

現在、国においては、常勤のスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを一定の地区内に配置し、困難な課題に関して活用できるようにする等、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査研究が進められているが、配置の在り方については地方自治体が活用しやすい体制を整えることが望ましい。

なお、常勤職員として配置を行うためには、国が、学校教育法等において必置の職として規定するとともに、県費負担教職員として位置付け、いわゆる標準法において教職員定数を算定することが必要である。

<具体的要求内容>

- (1) スクールカウンセラーの配置に当たり、国の補助率を従前の2分の1とするなど、必要な財政措置を図るとともに、規定の見直しを行うこと。

また、スクールカウンセラーの人材確保に当たり、学校等のニーズに的確に応じることができる専門性の高い人材を養成できるよう、大学等に強く働き掛けること。

- (2) スクールソーシャルワーカーの配置拡大のために、地方自治体の負担を軽

減するよう補助率を引き上げること。

- (3) 将来的に、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常勤化を推進するに当たっては、必要な法整備を行うこと。

9 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の運用等

(提案要求先 文部科学省)
(都所管局 教育庁)

- (1) 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の施行にあわせ、教育職員免許法第11条第3項(免許状の取上げ)が確実にできるよう、運用・解釈を示すこと。
- (2) 教育職員免許状再授与審査会の運用や審査・判断等に当たり、全国で統一的な運用が図られるよう、その運用方法や判断基準等を明確に示すこと。

<現状・課題>

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和3年法律第57号。以下「法」という。)が、一部の規定を除き令和4年4月1日から施行された。また、このたび法第12条に基づき、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針(以下「指針」という。)が示されたところである。

指針において、「公立学校以外の学校において、依願退職等により雇用関係が消滅した場合においても、免許管理者において教育職員であった時期の非行に基づき教育職員免許法(昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。)第11条第3項免許状の取上げ処分を行うことが可能」である旨が示されたが、同項は免許状を有する者(教育職員以外に限る。)に適用されるものであり、依願退職後、新たに別の学校において教育職員として勤務している場合、同項は適用できない。

また、公立学校以外の学校における懲戒解雇等に当たっての事実確認等が十分ではない場合、免許法第11条第1項の適用すらできないケースも散見される。

本法は教育職員等による児童生徒性暴力等を防止し、児童生徒等を教育職員等による性暴力等の犠牲者とさせないという断固たる決意で取組を進めることが目的であることから、免許状の取上げ処分を確実に実施できるよう、免許法の運用や解釈を改める必要がある。

このほか、特定免許状失効者への教育職員免許状の再授与に当たり、各都道府県教育委員会が設置する、教育職員免許状再授与審査会(以下「再授与審査会」という。)について組織及び運営に関する必要な事項は別途文部科学省令で定めるとされているが、国会における付帯決議にもあるとおり、全国で統一的な運用を図ることが求められている。指針には、再授与審査における主な考慮要素及び提出書類例が示されているが、再授与の審査及び判断に当たり、「児童生徒性暴力等を再び行わないことの高度の蓋然性」の詳細な基準等が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の施行に合わせ、免許法第11条第3項（免許状の取上げ）が確実にできるよう、運用・解釈を示すこと。
- (2) 再授与審査会の運用や審査・判断等に当たり、全国で統一的な運用が図れるよう、その運用方法や判断基準等を明確に示すこと。

10 教育支援センターの機能強化、不登校特例校の 拡充等

(提案要求先 文部科学省)
(都所管局 教育庁)

- (1) 教育支援センターの機能強化に必要な人員配置、指導内容の充実及び環境整備のための財政的な支援を継続して行うこと。
- (2) 不登校特例校の設置・運営に当たり、十分な指導を可能とする教員定数の充実及び必要な財政的支援を行うこと。
- (3) その他、不登校対策を推進するために必要な支援を継続的に
行っていくこと。

<現状・課題>

昨年度文部科学省が実施した、令和2年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(以下「問題行動等調査」という。)によると、小・中学校の不登校児童・生徒数は、全国公立学校では190,533人、都内公立小・中学校では17,688人であり、増加傾向にある。

不登校となった児童・生徒は、自信を失い、社会から孤立しがちになるとともに、生活の乱れを招いたり、学力の習得の機会を失い、将来の進路選択が困難になったりするなど、深刻な課題を抱える場合が多く、将来の社会的自立に向けた支援は喫緊の課題である。

現在、各自治体では、教育支援センターを設置し、不登校の児童・生徒の社会的自立に向け相談や学習指導等に対応している。これに加え、一部の自治体では、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間、学校を欠席している児童・生徒への教育の場として、不登校特例校を設置している。

国においては、「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」(令和元年10月25日)を各都道府県教育委員会教育長等に宛てて通知し、教育支援センターの充実及び不登校特例校の設置による多様な教育機会を確保する必要性や、その具体的な取組方策について示すなど、自治体の取組を支援している。

しかしながら、令和2年度問題行動等調査によると、全国に1,579施設ある教育支援センターで相談・指導等を受けた公立小・中学生の人数は21,194人で、不登校児童・生徒全体の約11.1パーセントに過ぎない。このうち都では、区市町により92施設が設置され、2,652人の小・中学生が教育支援センターで相談・指導等を受けたが、不登校児童・生徒全体の約15.0パーセントという状況である。また、不登校特例校については、令和3年4月現在、全国で17校しかなく、そのうち公立学校は8校という状況である。

このような状況に鑑み、各自治体では、地域の実情や特性等に応じ、様々な不

登校対策を講じている。都においては、教育支援センターの充実を図るため、特定の地区における重点的な取組を支援するモデル事業を平成29年度から実施し、令和2年度からはその成果を生かした補助事業を実施している。また、不登校特例校を早期に整備できるよう、将来的に学校への移行を見据えつつ、当分の間、分教室の形で不登校特例校を設置・運営する全国初のスキームを創設し、区市町村による設置促進を図っている。

一方、不登校児童・生徒の支援を充実していくためには、自治体だけの取組では限界があり、国による支援が必要である。

国による支援の必要性については、平成29年2月に施行された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（以下「法」という。）において、個々の不登校児童・生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすることなどという基本理念（第3条）の下、教育機会の確保等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有するものと示されている（第4条）。さらに、法では、国及び自治体は、教育支援センターや不登校特例校の整備及び充実のために必要な措置を講ずるよう努めることも示されている（第10条・第11条）。

なお、法第7条に基づく基本指針（義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針（平成29年3月31日））において、不登校児童・生徒等に対する教育機会の確保等の施策については、国や自治体等の相互の密接な連携の下で行うことが重要であるとされている。

こうしたことから、国及び自治体の協力の下、不登校に関する様々な背景や状況に応じて、具体的かつ実効性のある取組を推進していく必要がある。

<具体的要求内容>

- （1）教育支援センターの機能強化を図るための継続した人員配置、財政的支援
不登校となり、長期間ひきこもりの状態にある児童・生徒が、教育支援センターに通えるよう支援を行うとともに、教育支援センターに通っている児童・生徒の個々の状態に合わせ、適切な相談対応や学習支援等を十分に行うことのできる体制を構築するため、設置者に対し、人員の配置、指導内容の充実及び施設環境整備等を行うための財政的支援を継続して行うこと。
- （2）不登校特例校の設置・運営に対する教員定数の充実、財政支援
不登校となった児童・生徒が再チャレンジを図り、自ら選択した進路に向け、自分のペースで学ぶことができるような、新たな学びの場を広げるため、不登校特例校の設置者である区市町村に対し、個々の児童・生徒の状況に応じた少人数指導を可能とする教員定数の充実や、設置・運営に対する財政支援を行うこと。
- （3）不登校対策推進のための継続的支援
上記のほか、不登校対策全般において、施策を推進していくために必要な支援を継続的に行うこと。

1 1 学校における働き方改革の実現【最重点】

(提案要求先 文部科学省・スポーツ庁・文化庁)
(都所管局 教育庁)

学校における働き方改革を推進し、教員の長時間労働改善と教育の質の向上を図るため、業務負担の軽減や勤務時間の把握に係る人的措置・財政的支援を行うこと。

<現状・課題>

学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大する中、新学習指導要領の確実な実施など、学校教育の更なる充実が求められている。

一方で、教員の長時間労働の実態が明らかとなっており、このことは教員の心身の健康に少なからず影響を及ぼすとともに、日々の教育活動の質にも関わる重大な問題となっている。このため、都教育委員会は、平成30年2月に策定した「学校における働き方改革推進プラン」等に基づき、外部人材やICTの活用など、多様な取組を総合的に推進し、教員が本来業務に注力できる環境の整備に努めている。

国においては、令和元年12月にいわゆる給特法の一部を改正し、勤務時間の上限に関するガイドライン（時間外の在校等時間が原則月45時間、年間360時間）が法的根拠のある指針に格上げされた。指針では、服務監督権者である各教育委員会が講ずべき措置として、当該指針を参考にしながら、教員の在校等時間の上限等に関する方針を教育委員会規則等において定めることとしており、都教育委員会においても都立学校教員の在校等時間の上限等に関する方針を条例・規則に位置付けた。

現在、各学校では、コロナ禍においても子供たちの学びを止めないため、徹底した感染症対策を行いながら教育活動を実施している。引き続き、国の指針や都の上限方針等を踏まえながら、学校における働き方改革を一層推進していく必要がある。そのためには、国、教育委員会、学校が一体となり、具体的かつ実効性のある取組を講じていくことが重要である。

<具体的要求内容>

- (1) 教員の事務作業や校内の感染症対策等に係る負担を軽減するため、業務を補助するスクール・サポート・スタッフ（教員業務支援員）の国庫補助を拡充するとともに配置人員の拡大や通勤手当相当の経費の拡充など、財政的支援を充実すること。
- (2) 小学校において、教育内容を充実させるとともに教員の負担を軽減するため、専門性の高い外部人材を特別非常勤講師として任用する経費について、財政的支援を行うこと。
- (3) 校務の中核的役割を担う教員の負担軽減のため、主幹教諭に加え、学年主任や研究主任、司書教諭等を担う教諭についても授業時数の軽減が可能とな

るよう、財政的支援を行うこと。

- (4) 教員の中でもとりわけ多忙な副校長の事務作業等に係る負担を軽減するため、副校長の業務を補助する外部人材の導入等を促進・拡大するための財政的支援を行うこと。
- (5) 専門的な指導ができる部活動指導員等の導入を促進・拡大するための財政的支援を行うこと。
- (6) 部活動指導員や外部指導者等の円滑な運用や、「地域移行」に向けた環境整備を図ること。

1 2 児童ポルノの自画撮り被害をはじめSNSの利用に起因する性被害等から青少年を守る施策の充実

(提案要求先 内閣府・警察庁・総務省・法務省)
(都所管局 生活文化スポーツ局)

- (1) 青少年が児童ポルノの自画撮り被害をはじめ、SNSの不適切な利用に起因する性被害等に遭わないようにするため、SNS事業者に自主的な対策の徹底を要請するとともに、必要に応じ、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律の改正をはじめ、SNS事業者やSNSユーザーを想定した規制の在り方を検討すること。
- (2) 国が実施している児童の性的搾取等に係る対策の基本計画に基づく関係府省庁による取組や、SNSに起因する性被害等の実態、児童の性的搾取等の撲滅に向けた官民連携の会議等を通じた各種取組及び調査研究など、都道府県による被害防止に向けた普及啓発等の対策に資する情報提供を行うこと。

<現状・課題>

スマートフォンの普及やインターネット利用の低年齢化に伴い、青少年（18歳に満たない者）のインターネット上のトラブルが顕著となっており、都に寄せられる相談においても、児童ポルノ等の性的な画像等に関するトラブル相談が多く寄せられている。

一旦被害に遭い、画像がインターネット上に流出すると、回収は困難で、青少年の健全育成上深刻な事態を招くことから、被害の未然防止を図ることが喫緊の課題である。

都では、東京都青少年の健全な育成に関する条例（昭和39年東京都条例第181号）を改正し、青少年に「自画撮り画像」を不当に求める行為の禁止等を定めたところである。

また、近年急速に普及しているSNSにおいては、不適切な利用に起因した青少年の性被害等の増加が全国的な問題となっている。警察庁の統計によると、令和3年に全国でSNSを通じて性被害等に遭った児童は、1,812人であ

り、前年からは減少したものの、平成25年以降、増加傾向である。

都では、第32期青少年問題協議会の答申「SNSの不適切な利用に起因する青少年の性被害等が深刻化する中での健全育成について」（令和2年12月）を受け、SNSでの出会いに関する危険性についての普及啓発を強化した。

<具体的要求内容>

- (1) 青少年が児童ポルノの自画撮り被害をはじめSNSの不適切な利用に起因する性被害等に遭わないようにするためには、その判断能力が未成熟であることに鑑み、被害につながる青少年への働きかけ自体が行われないようにする必要がある。

そこで、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）の改正により、同法第7条第4項の児童に裸体等を撮影させ、送らせることにより児童ポルノを製造する罪に未遂処罰の規定を設けるなど、被害につながる青少年への働きかけ自体を抑止するための規制の在り方を検討するとともに、全国展開を行うSNS事業者への規制とSNSユーザーへの規制の全体像を俯瞰した上で、SNS事業者に対して被害防止対策の徹底を働きかけ、また、必要な場合には、SNS事業者又はSNSユーザーへの規制について、国において対策を講じること。

- (2) 児童の性的搾取等に係る対策の基本計画（平成29年4月18日犯罪対策閣僚会議）に基づく関係府省庁による取組や、SNSに起因する性被害等に係る発生状況の統計情報や被害類型等の実態、官民が一体となった「子供の性被害撲滅対策推進協議会」を通じた各種取組及び調査研究など、都道府県による被害防止に向けた普及啓発等に資する情報提供を行うこと。

参 考

■ SNSに起因する事犯の被害児童数の推移（全国）

事項	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3
被害児童数 (人)	1,076	1,293	1,421	1,652	1,736	1,813	1,811	2,082	1,819	1,812

■ 児童ネットトラブル相談件数に占める性的トラブルの割合（東京都）

事項	29年度	30年度	R1年度	R2年度	R3年度
総数（件）	924	1,757	1,746	2,822	2,136
相談割合（％）	7.0	5.4	3.9	5.7	7.5

1 3 学校施設の空調設備整備に対する支援【最重点】

(提案要求先 文部科学省)

(都所管局 教育庁)

区市町村立学校の空調設備整備が推進されるよう、財源を早急に確保し、財政支援を行うこと。

また、都立高等学校等についても、新たに空調設備整備の補助制度の対象に加え、財政支援を行うこと。

<現状・課題>

(1) 区市町村立学校の空調設備整備事業について

昨今の猛暑は災害に相当すると言われており、熱中症対策に対する保護者等の関心は高く、学校施設の空調設備整備についてはより一層の取組が求められている。

都は平成22年度から教室の冷房化（空調設備の新規導入）に取り組み、独自の補助制度を実施するなど、安心・安全な学校環境整備を推進している。

普通教室の冷房化は平成25年度末に完了し、平成26年度からは特別教室の冷房化に取り組んでいるところであるが、普通教室等の空調更新を図る自治体においては、引き続き建築計画に空調事業を計上している。

また、学校体育館は、被災時には避難所としての機能を有するため、避難所の熱中症対策のためにも、教室と同様に空調設備整備を推進する必要がある。

そのため、都においては、平成30年度から、学校体育館等への空調設置について補助制度を創設し、令和元年度からは、国が対象としていないリース方式の空調整備事業についても区市町村の取組を支援している。

国の空調設備整備事業においては、依然、採択がなされない場合があり、学校体育館等は令和2年度第3次補正予算からようやく断熱性の確保を条件として、採択され始めたところである。

(2) 都立高等学校等の状況について

都立高等学校等については、現在、施設老朽化に伴う改築や改修に加え、非構造部材の耐震化やゼロエミッション化の推進等の対応など、多くの施設整備案件を抱えている現状がある。

こうした中、近年における猛暑に伴い、暑さ対策として、学校体育館等への空調設備の整備や、特別教室への空調設備整備の推進に努めていくことも、強く求められている。

空調設備の整備は、緊急に実施することが求められており、かつ多額の費用を要することから、財源の確保が必要不可欠となっているものの、都立高等学校等については、学校施設環境改善交付金の対象外となっている。

＜具体的要求内容＞

- （１）区市町村立学校の空調設備整備事業について、区市町村が早期に設置・更新を完了できるよう、必要な財源を十分に確保し、当初予算により採択すること。
- （２）都立高等学校等についても、空調設備の整備には多額の費用が必要なことから、新たに補助制度の対象に加えること。

1 4 外国につながるのある子供に対する教育の充実

1 日本語指導が必要な児童・生徒のための教員配置の拡充

(提案要求先 文部科学省)

(都所管局 教育庁・子供政策連携室)

- (1) 外国人児童・生徒等の日本語指導が必要な児童・生徒への指導体制の充実を図るため、教員配置を拡充すること。
- (2) 日本語学級について、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の関係法令の整備を図るなど、必要な教員配置のための措置を行うこと。

<現状・課題>

文部科学省の調査によると、平成30年5月1日現在、公立学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童・生徒は40,755人で、13年前(平成17年度調査 20,692人)に比べ20,063人増加している。また、「1人」在籍校が全体の40.0パーセントを占める一方で、「30人以上」が在籍する学校は223校に上る。

このような状況にもかかわらず、外国につながる児童・生徒等に必要な日本語指導を行う「日本語学級」については、法令等に規定がなく、学級として認められていないため、国による定数措置が十分になされないなど、制度的に未整備となっている。

日本語指導が必要な児童・生徒に係る教職員定数については、平成29年度から令和8年度までの10年間で加配定数が段階的に基礎定数化されるなど、一定の改善が図られているが、令和元年に成立した日本語教育の推進に関する法律の基本理念を踏まえ、日本語教育の一層の充実を図るためには、教員配置の拡充と日本語学級に関する法令等の整備が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 日本語指導が必要な外国につながる児童・生徒等の増加や日本語教育の推進に関する法律を踏まえ、日本語指導等を行う教員の配置を拡充すること。
- (2) 日本語学級について、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の関係法令の整備を図るなど、必要な教員配置のための措置を行うこと。

2 教員以外の人材の活用への支援

(提案要求先 文部科学省)
(都所管局 教育庁・子供政策連携室)

公立学校において、日本語指導が必要な外国人児童・生徒を指導するに当たり、教員以外の外部人材を確保・活用することができるよう支援すること。

<現状・課題>

公立学校において、日本語指導が必要な外国人児童・生徒の母語の多様化が更に進むことが懸念されているため、公立学校における日本語指導が必要な外国人児童・生徒の指導において教員以外の外部人材を活用できるようにすることが必要となっている。

<具体的要求内容>

通訳者等の「専門家」による学校支援体制の整備により、公立学校において日本語指導が必要な外国人児童・生徒を指導するに当たって教員以外の外部人材を確保・活用することができるよう支援すること。

3 日本語指導が必要な児童・生徒に向けた指導用教材の開発・作成

(提案要求先 文部科学省)
(都所管局 教育庁・子供政策連携室)

日本語指導が必要な外国人児童・生徒の母語の多様化に対応した指導用教材等を開発・作成するなど、教員の日本語指導の充実に向けた支援を行うこと。

<現状・課題>

公立学校において、日本語指導が必要な外国人児童・生徒の母語の多様化が更に進むことが懸念されていることから、外国人児童・生徒の指導の充実に向け、多言語に対応した指導資料が求められている。

<具体的要求内容>

多言語に対応した指導用教材等を開発・作成し、日本語指導が必要な外国人児童・生徒に対する教員の日本語指導の充実に向けた支援を行うこと。

4 外国人の子供の就学促進に対する支援

(提案要求先 文部科学省)

(都所管局 教育庁・子供政策連携室)

外国人の子供の就学促進に関する自治体の取組が実効性のあるものとなるよう財政的措置など複合的な支援を行うこと。

<現状・課題>

文部科学省が令和2年度に策定した「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」において、外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等のために地方公共団体が講ずべき事項が示された。また、令和3年度に実施した「外国人の子供の就学状況等調査」では、約1万人の外国人の子供たちが就学していない可能性がある、又は就学状況が確認できていない状況にあるという結果が明らかになった。各自治体において、外国人の子供の就学機会の確保に向けた取組を推進しているところであるが、希望する子供たちを就学に着実に結び付けるためには、国の支援が不可欠である。

<具体的要求内容>

- (1) 各自治体が外国人の子供の就学機会の確保に向けた取組を更に推進していくため、帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業について、補助率を引き上げる等、十分な財政的支援を行うとともに本事業がより活用できるよう補助条件の緩和を行うこと。
- (2) 国が関係機関と連携し、外国人の子供に関する正確な状況把握を行い自治体への情報提供を行うなど、財政的措置にとどまらない複合的な支援を行うこと。

1 5 教育のデジタル化の推進に向けた支援【最重点】

(提案要求先 文部科学省)
(都所管局 教育庁)

- (1) 「G I G Aスクール構想」の補助制度について、端末整備完了後における端末更新時の費用等についても、継続的かつ十分な財政支援を行うとともに、クラウド利用を含めた学習支援サービス、指導者用端末、予備端末等補助の対象範囲を拡大し、補助単価の上限を増額すること。
- (2) 「G I G Aスクール構想」の補助制度について、学校の新設分や児童・生徒の増加分の校内通信ネットワーク整備や端末整備等についても補助対象とすること。
- (3) I C T支援員の配置費用等についても、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。
- (4) G I G Aスクール運営支援センターの補助制度について、実施方法によらず補助割合を同一にするとともに、補助単価を増額すること。
- (5) 校内通信ネットワークの円滑な運用確保のため、技術的な支援を行うとともに、端末の常時接続下におけるネットワーク環境改善に必要な経費についても継続的かつ十分な財政支援を行うこと。
- (6) モバイルW i — F i ルーター等の補助制度について、補助期間を延長するとともに、通信費についても補助の対象とすること。
- (7) 補助制度について、東京都や区市町村が担う事務の負担軽減を図るとともに、最大限の支援を行うこと。
- (8) 「学校のI C T環境整備に係る地方財政措置」について、地方交付税不交付団体に対しても財政支援を行うこと。

- (9) 高校段階における生徒端末整備支援制度について、高校段階の学びにふさわしい仕様の端末を整備できるよう、継続的かつ十分な財政支援を行うとともに、保護者負担で整備する場合にも活用可能な柔軟な制度とすること。
- (10) 高校段階における生徒端末整備に対する支援について、全ての生徒の学びを充実できるよう、低所得層のみを対象とするのではなく、全ての生徒を対象とすること。
- (11) デジタル教科書の今後の在り方と、そこに向かう行程など、全体像を早期に示すこと。

<現状・課題>

Society5.0時代の到来とともに社会の在り方が劇的に変わりつつあり、また新型コロナウイルス感染症の拡大などにより一層先行き不透明で予測困難な時代となっている。こうした中、これからの時代を生きる子供たちは、一人ひとりが自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を伸ばしていく必要がある。

そのためには、基礎学力の確実な習得を行うとともに、多様な子供たち一人ひとりの能力、適性等に応じた学びを提供していくことが重要であり、児童・生徒一人1台端末や高速大容量通信ネットワーク等、ICTを有効に活用していくことが求められる。

このような中、国は新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、義務教育段階における児童・生徒一人1台端末等を整備する「GIGAスクール構想」を前倒し、令和2年度中に整備を行うこととした。

しかし、「GIGAスクール構想」の補助制度について、端末、校内ネットワーク整備等は、令和3年度以降新設する学校は対象となっていない。

また、一人1台端末整備は、当初令和元年5月1日現在の児童・生徒数を基に算出されており、その後令和2年度に増加した人数に対応する分についても追加で措置されたが、令和3年度以降増加した分は自治体負担となる。一人1台端末の整備に関する補助制度の対象外である3人に1台の基準で配備される端末や指導者用の端末等は「学校のICT環境整備に係る地方財政措置」をされているが、都や一部の区市町村は地方交付税不交付団体であることから、財政措置がされていない。

さらに、端末を十分に活用するためには、クラウド利用を含めた学習支援サー

ビスやキーボード以外の周辺機器等、指導者用端末や予備端末などが必要となることと併せ、今後一人1台端末の更新も予定される。

校内通信ネットワークの整備が完了した区市町村においても、一人1台端末の常時接続環境下での通信ネットワークの円滑な運用に当たって、様々な課題が生じることが想定される。

また、国は、一人1台端末環境の安定的な運用を支援するため、令和3年度第一次補正予算から「GIGAスクール運営支援センター整備事業」として、ヘルプデスクの設置や校内ネットワークの点検・応急対応などを民間業者に委託する場合の経費に対する補助を行っているが、2以上の自治体が連携して実施する場合等と自治体が単独で実施する場合とで補助割合が異なっており、令和5年度に自治体が単独で実施する場合は補助対象としていない。

モバイルWi-Fiルーター等の補助制度について、ICTを活用した家庭学習の重要性が増す中で、LTE対応端末や可搬型通信機器の整備が求められており、継続した財政支援が必要である。また、通信料の負担が大きく、整備が進まないことが想定されるため、通信料に対する財政支援が必要となる。

一人1台端末整備の前倒しや新たな補助制度の創設等により、都道府県や区市町村の事務負担が増大している。

継続的にICTを利活用していくためには、教員をサポートするICT支援員の配置費用等についても、十分な財政支援が必要となる。

さらに、義務教育段階で一人1台環境で学んだ児童・生徒が進学後も切れ目なく同様の環境で学べるよう、国は高校段階における端末の整備について所要の補助を行う経費を令和2年度第三次補正予算として計上したが、補助対象は低所得世帯に限定され、補助上限額も義務教育段階と同額となっている。加えて、補助対象は学校設置者が整備する端末のみとされているが、一人ひとりの進路実現に資するためには、家庭への持ち帰りや必要なアプリのインストールなど、校内外で自在に活用していくことが必要であり、端末管理上一定の制約を設けざるを得ない設置者による整備手法では限界がある。

また、令和3年6月に「デジタル教科書の今後の在り方等に関する検討会議（第一次報告）」が公表されたが、主たる教材である教科書の今後の在り方については、児童・生徒の学びを効果的に支援するものとして、紙とデジタルのそれぞれの特性を生かし、デジタル教科書を使用することによる教育効果の検証を行うなど、更に検討を進める必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 児童・生徒一人1台端末整備の補助制度について、端末整備完了後における保守管理及び端末更新時の費用等について継続的かつ十分な財政支援を行うとともに、クラウド利用も含めた学習支援サービス、キーボード以外の周辺機器、指導者用端末、予備端末なども休業期間や日頃のICT利活用時に必要不可欠となることから、補助制度の対象範囲に含め、補助割合（定額4万5,000円）を増額すること。
- (2) 「GIGAスクール構想」の補助制度について、校内通信ネットワークや一人1台端末整備等を令和3年度以降新設する学校分や児童・生徒の増加分

についても補助対象とすること。

- (3) 各学校において、持続的にＩＣＴ機器が活用できるよう、ＩＣＴ支援員の配置に係る地方財政措置を延長するとともに、地方財政措置を超えるＩＣＴ支援員の配置費用等についても、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。
- (4) ＧＩＧＡスクール運営支援センターの補助制度について、都道府県や区市町村の状況に応じて実施方法を選択できるよう、実施方法によらず補助割合を同一にするとともに、補助単価を増額すること。
- (5) 校内通信ネットワークの円滑な運用のため、技術的な支援を行うとともに、一人１台端末の常時接続下におけるネットワーク環境の改善に必要な経費についても継続的かつ十分な財政支援を行うこと。
- (6) モバイルＷｉ－Ｆｉルーター等の補助制度について、補助期間を延長するとともに、通信費についても補助の対象とすること。また、通信費について、ＬＴＥ対応端末の通信費についても対象とすること。
- (7) 「ＧＩＧＡスクール構想」の補助制度について、東京都や区市町村が担う事務につき、負担軽減を図るとともに最大限の支援を行うこと。
- (8) 児童・生徒３人に１台の基準で配備される端末や指導者用端末等に対する「学校のＩＣＴ環境整備に係る地方財政措置」について、地方交付税不交付団体に対しても、交付団体同様に財政支援を行うこと。
- (9) 義務教育段階を一人１台端末環境で学んだ児童・生徒が、高校段階においても、引き続き端末等を活用しながら学べるようにする必要がある。高校段階の高度・複雑な学びにふさわしい仕様の端末を整備できるよう、継続的かつ十分な財政支援を行うとともに、設置者への補助だけでなく保護者負担で整備する場合にも活用可能な柔軟な制度とすること。
- (10) 高校段階においても全ての生徒の学びを充実できるよう、低所得層のみを対象とするのではなく、全ての生徒を対象とすること。
- (11) 当面、紙の教科書とデジタル教科書が併存されるが、デジタル教科書の今後の在り方と、そこに向かう行程など、全体像を早期に示すこと。

1 6 教科書事務における効率化

(提案要求先 文部科学省)
(都所管局 教育庁)

効率的に教科書事務を進める上で支障となっている文部科学省作成「教科書事務執行管理システム」を抜本的に改修すること。

<現状・課題>

教科書の需要数及び受領冊数については、文部科学省が運用している教科書事務執行管理システムにより、各学校、設置者及び都道府県が報告書を作成し、国へ提出することとなっており、令和3年12月の文部科学省の通知により、提出書類の電子媒体での送付・保存が可能となったところである。しかし、同システムについては、域内の学校等から「システムが煩雑である」、「動作が遅く操作に長時間を要する」、「ヘルプデスクへ質問した後、数週間返答が得られない」といった声が多数寄せられている。東京都としても再三の機能改修を求めているが、いまだ実行されていない。このため、とりわけ学校数の多い東京都においては、域内全学校が同システムのみを使用して期日までに報告を行うことは不可能であると判断し、東京都独自の様式を併用した上で、報告のための集計作業を行っている。これにより、東京都における事務が煩雑になっているほか、ペーパーレス化推進の支障となっている。

<具体的要求内容>

教科書事務執行管理システムを抜本的に改修し、「誰でも」、「分かりやすく」、「短時間で」事務処理が行えるようにすること。

また、現在のヘルプデスクに相当するサポート体制を整備する場合、少なくとも繁忙期には、質問を受けてから一両日中に回答できるような体制を整えること。

1 7 教育職員免許状の最新情報の入手可能な仕組みの構築

(提案要求先 文部科学省)
(都所管局 教育庁)

教育職員免許状の有効状態について、都道府県教育委員会及び学校教育法第1条に規定する学校が最新の情報を入手できる仕組みを構築すること。

<現状・課題>

令和元年6月4日のデジタル・ガバメント閣僚会議において、マイナンバーカードを基盤とした教育職員免許状（以下「免許状」という。）等との一体化等について明記されたところであるが、マイナンバーカードの所持は任意である。

免許状における本人確認は本籍地、氏名及び生年月日であるが、教育職員免許法（以下「免許法」という。）第15条では、免許状記載の氏名又は本籍地の変更は任意とされているため、必ずしも現氏名又は現本籍地と一致しているとは限らない。そのため、失効時の免許状に記載された氏名又は本籍地と、失効後に再度授与申請された際の氏名又は本籍地が異なると、同一人物と分からずに、免許状を授与してしまう例が想定される。

さらに、採用する国公立学校では、採用予定者の免許状が有効なものか否かを確認するすべが、文部科学省から年4回配布される官報情報検索ツールでしかなく、最新の情報を得ることが困難であり、採用予定者の免許状が有効でない場合でも採用してしまう懸念がある。

また、免許法では、第5条第1項第4号若しくは同項第5号により免許状失効後3年間、又は同項第3号により刑の執行が終わるまでの間、免許状の授与ができない規定となっているが、当該免許状所持者が学校に勤務していた時点で当該事由が発生した場合は、免許法第14条に基づき所轄庁が免許管理者である都道府県教育委員会に通知する義務がある一方で、学校に勤務していない免許状所持者の場合は免許法に所轄庁が明示されておらず、免許管理者に通知がなされないため、免許状の取上げや失効処分ができない。

<具体的要求内容>

- 1 国主導において、免許状の有効状態について、都道府県教育委員会及び学校教育法第1条に規定する学校が、最新の情報を入手できる仕組みを構築すること。
 - (1) マイナンバーカードを基盤とした免許状との一体化に当たり、教員免許所持者の全てがマイナンバーカードを持つよう、国において実効性の高い取組等を行うこと。
 - (2) 免許状の本籍地及び氏名を最新のものにすることを義務付けるよう、法整備を行うこと。

- 2 学校教育法第1条に規定する学校に勤務していない免許状所持者について、免許法に規定する所轄庁を明確にし、免許管理者に失効等が疑われる情報が確実に届くよう、法整備を行うこと。

1 8 著作権法改正に伴う図書館資料の公衆送信への支援

(提案要求先 文部科学省・文化庁)
(都所管局 教育庁)

図書館による図書館資料の公衆送信について、事業の実施に必要な財源の確保や環境整備を図ること。

<現状・課題>

令和3年6月2日に、著作権法の一部を改正する法律（令和3年法律第52号）が公布された。同法の改正内容の一つに、図書館による図書館資料の公衆送信がある。

法第31条第1項第1号では、図書館等は、調査研究を行う当該図書館等の利用者の求めに応じ、公表された著作物の一部分を一人につき一部提供する場合に限り、図書館資料を複製して紙媒体での提供が可能となっている。今回の改正により、図書館資料の複製物をメール等で送信（公衆送信）することも可能となった。

これにより、利用者は簡易かつ迅速に利便性の高い形で資料の複製物を入手・閲覧することができるようになる一方、複製物のデータが不正に拡散する等、権利者の利益を不当に害する事態が生じることが懸念される。このため、改正前の法と同等の権利者保護を図る観点から、本サービスを実施する図書館には、データの目的外利用を防止するための適切な人的・物的管理体制等の整備や、権利者への補償金支払等の措置を講ずることが求められている。

これらの措置を講ずるためには、図書館の人的・物的な負担が大きく、国による支援がなければ、都を含めた自治体での公衆送信サービスの実施は極めて困難である。このため、図書館のみに対応を求めるのではなく、国による財源措置やシステム等の環境整備といった支援が不可欠である。

<具体的要求内容>

図書館による図書館資料の公衆送信について、図書館に過度な負担がかからないよう、国は、本事業の実施に必要な財源の確保や、システム等の環境整備を図ること。

10. 治 安 对 策

1 首都東京を守るテロ等対応力の強化

1 テロをはじめとする諸外国からの脅威等への効果的対処【最重点】

(提案要求先 警察庁)
(都所管局 警視庁)

- (1) テロ対策資器材の充実強化を図ること。
- (2) 爆発物等テロの手段を封じ込める対策を強化すること。
- (3) テロ等重大事案への捜査能力の向上を図ること。
- (4) 諸外国への技術情報等の流出防止対策を強化すること。

<現状・課題>

近年、新型コロナウイルス感染拡大下においても I S I L 等は、刃物や車両等の身近な手段によるテロ事件を称賛するなど、更なるテロの実行を呼び掛けている。また、日本政府もテロの標的として名指しされ、今後も邦人をテロの標的とすることが示唆されるなど、我が国に対する国際テロの脅威が継続する中、I S I L 等の過激思想に影響を受けた者によるテロが日本国内で発生する可能性は否定できない。

また、国際情勢が急速に厳しさと複雑さを増し、地政学的緊張が高まる中、我が国の企業、研究機関等が保有する高度な技術情報等は、諸外国の情報収集活動の対象となっており、産学官連携による技術情報等の流出防止対策を推進するとともに、流出に対する取締りを強化することが求められている。

このような情勢の中、我が国の政治・経済・社会の機能が集中し、国際テロ組織等にとって格好の攻撃対象となり得る重要施設や大規模集客施設が多数所在し、かつ、高度な技術情報等を保有する企業、研究機関等が多数所在する首都東京において、テロ対策及び技術情報の流出防止対策を強化することは、国と東京都が連携して対処すべき喫緊の課題である。

<具体的要求内容>

- (1) テロの未然防止と事案発生時の事態対処に万全を期すため、最先端技術を駆使したテロ対策資器材の充実強化を図ること。
- (2) 国内外研究機関による研究成果等について情報収集するとともに、テロ防止啓発用物品等を作成し、民間事業者や地域住民に広く配布するほか、広報啓発動画を制作し、街頭ビジョン等の媒体を活用した情報発信により、官民が連携したテロ対策を強化すること。
- (3) C B R N 鑑識を実現する最新の N B C 検知資器材、テロ等重要事案発生時の捜査能力の向上に資する捜査用装備資器材、高度先端技術（8 K、5 G、A I 等）を取り入れた「次世代型採証システム」関連資器材及び高度映像解析システムの導入並びに捜査員の人材育成と能力向上のための必要な財源を確保すること。

- (4) 技術情報等の流出防止に向けて、最新情勢の把握、企業、研究機関等との情報共有、流出事案の実態解明に向けた資器材の充実強化、捜査員の能力向上に向けた必要な財源を確保すること。

2 テロに備える体制整備

(提案要求先 内閣官房・厚生労働省・原子力規制庁)
(都所管局 総務局・福祉保健局)

- (1) テロ対策を総合的に推進するための体制を整備すること。
- (2) 放射性物質、爆薬の原料となりうる薬品等の管理を強化すること。
- (3) N B C R テロ等の災害で必要とされる特殊医療に関する国立専門センターを設置すること。

<現状・課題>

世界の各地でテロが頻発しており、日本もテロリストから名指しされている状況にある。さらに、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催への危機管理の視点を踏まえ、テロへの対処を重視して、平成 27 年 3 月に東京都国民保護計画の変更を行っているが、首都東京を守る対応力の強化が一層必要となっている。大量殺傷物質（N：核物質、B：生物剤、C：化学剤、R：放射性物質）などが用いられることも考慮しなくてはならない。特に、N B C R テロが発生した場合は、住民にも甚大な被害が想定され、国が総合的に対応力を強化する必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）に基づく体制に加えて、N B C R テロ等の事案発生から緊急処理事態（大規模テロ）の認定に至るまで、国が総合的に対処する体制を整備し、自治体と国との情報連絡体制やテロ発生時の連携内容を明確化すること。
- (2) 研究所・病院等において、放射性物質の保管・管理を徹底するとともに、爆薬の原料となりうる薬品については、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）の対象とならないものでも、法令による規制の対象とするなど、改善策の推進を図ること。
- (3) 災害時において、災害現場に専門医師を派遣し、起因物質の特定や活動部隊への助言及び特異症状から診断を行うための国立の専門センターを首都圏に設置すること。また、治療に当たる医療機関への助言や、高度専門的処置が必要な患者を収容し専門治療を行うこと。平常時は、テロ災害に対する調査・研究・情報収集や医療機関に対する研修、訓練等の指導を行うこと。

参 考

(1) テロ対策を総合的に推進するための体制整備

- ・NBCR攻撃による災害が発生した場合、緊急対処事態認定後であれば、国が「国民の保護に関する基本指針」(※)に基づき、医療体制の確保等、NBCRに特有な各種の措置を講じる。
- ・しかし、事態認定に至らない場合には、災害対策基本法等の法令を適用し、各自治体が自然災害対策における仕組みにより対処することとなっており、この段階における国から自治体への支援及び連携の仕組みが不明確である。

※『国民の保護に関する基本指針』

第4章 NBC攻撃による災害への対処

○NBC攻撃による災害が発生した場合、内閣総理大臣は、対処基本方針に基づき、関係大臣を指揮して、NBC攻撃に関する迅速な情報収集、被災者の救助、医療体制の確保、迅速な原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定及び除染の実施等汚染の拡大の防止のために必要な措置を講じさせる・・・。

(2) 放射性物質、爆薬の原料となりうる薬品等の管理強化

爆発物原料の管理強化の動き

(平成21年11月25日 政府の国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部資料「主なテロの未然防止対策の現状」等より)

- ・平成17年3月、過酸化水素製剤等の化学物質について、購入目的に不審な点がある者等への販売自粛など、適切な管理と販売を行う旨の指導を、薬局・薬店や毒劇物の販売業者等に対して行うよう、厚生労働省が、都道府県等に通知及び関係業界団体に依頼
- ・平成19年5月、薬局等で購入した過酸化水素製剤等を使用した爆発物の製造を図った者を検挙。同年9月、都道府県等及び関係業界団体に対して、上記通知及び依頼の内容につき再周知
- ・平成20年10月、インターネットを介した過酸化水素製剤等の販売における本人確認の徹底及び警察への協力等について依頼
- ・平成21年12月、爆発物の原料となり得る化学物質の適切な保管管理の徹底等について、関係業界団体に依頼

(3) NBCRテロ災害発生の総合的に対処できる専門機関が存在しない。

①NBCRテロ災害発生の総合的に対処できる専門機関とは

- ・NBCRテロ災害すべてに対応
- ・災害現場での指導助言
- ・患者を収容し専門治療

②NBCRに関する既存の専門機関は個別対応のみ

N・R：独立行政法人 放射線医学総合研究所（千葉県稲毛区）

- ・国の三次被ばく医療の中心機関で高度専門的な除染及び治療を実施
- ・全国の地域被ばく医療機関に対し必要な支援及び助言を行う機関
- ・緊急被ばく用医療施設4床保有

B：国立感染症研究所（新宿区戸山）

- ・感染症を制圧し、国民の保健医療の向上を図る予防医学の立場から、広く感染症に関する研究を総合的に行う機関
- ・医療施設は有していない。

C：財団法人 日本中毒情報センター（つくば市）

- ・化学物質や動植物の成分によって起こる急性中毒について、治療に必要な情報の収集・問い合わせに対する情報提供を行う。
- ・医療施設は有していない。

2 重要インフラ等に対するサイバー攻撃対策の強化【最重点】

(提案要求先 警察庁)
(都所管局 警視庁)

- (1) サイバーテロ対策協議会を開催し、必要な情報を共有すること。
- (2) サイバー攻撃の発生を想定した官民共同訓練の実施による緊急対処能力の向上を図ること。
- (3) 情報セキュリティ事業者等の知見を活用すること。
- (4) サイバー攻撃対策に従事する捜査員の能力向上や情報収集を行うこと。
- (5) サイバー攻撃対策に関する装備資器材の充実強化を図ること。

<現状・課題>

近年、国内外において政府機関等に対するサイバー攻撃が発生しているところ、我が国の政治・経済・社会の機能が集中する首都東京でサイバーテロ等が発生した場合は、都民、国民の生活や社会経済活動だけでなく、国の治安、安全保障にも重大な支障を及ぼすおそれがある。

令和3年中は、国内の政府機関等が外部からの不正アクセスを受け、職員の個人情報等が窃取された可能性のある事案が相次いで確認されたほか、サイバー攻撃事案に関する各種捜査により、中国人民解放軍が我が国に対する各種情報収集を実行している可能性が高いことが判明するなど、極めて深刻な情勢が続いている。

これらの状況を踏まえると、国と東京都が緊密に連携して、①平素から官民が最新の情報を共有し防御力を高める、②官民が連携して事案対処能力を高め、被害の発生と拡大を防止する、③サイバー攻撃事案の捜査及び攻撃者・手口に係る実態解明を推進するといった総合的な取組を強化することが、喫緊の重要課題となっている。

<具体的要求内容>

- (1) 重要インフラ事業者等で構成されるサイバーテロ対策協議会を開催し、民間有識者による講演、参加事業者間の意見交換や情報共有等を行うこと。
- (2) サイバー攻撃の発生を想定した官民共同の訓練を実施（外部委託）し、実

機を使用した事案対処等を行うことで緊急対処能力を高めること。

- (3) 情報セキュリティ事業者等の優れた知見をサイバー攻撃の事案対処に活用すること。
- (4) サイバー攻撃対策に従事する捜査員に対する研修を実施して対処能力の向上を図るほか、海外のセキュリティ事業者等との連携による情報収集を行うこと。
- (5) サイバー攻撃の実態解明に必要な装備資器材の充実強化を図ること。

3 総合的な治安対策の充実・強化

1 治安対策の充実・強化【最重点】

(提案要求先 警察庁)
(都所管局 警視庁)

- (1) 首都警察特別補助金を増額すること。
- (2) 新たな I C T の活用を見据えた警察情報管理システムの基盤整備を図ること。
- (3) 国際海空港等における水際対策の推進を図ること。
- (4) 警察活動における人的基盤の強化を行うこと。

<現状・課題>

令和 3 年中の都内における刑法犯認知件数は、7 万 5, 2 8 8 件で、犯罪抑止総合対策を開始した平成 1 5 年以降から 1 9 年連続で減少し、戦後最小を記録した。これは、戦後最悪であった平成 1 4 年に比べて 7 5 % 減少したことになり、各種取組の成果が着実に現れていると言える。

しかしながら、本年 1 月に発表された「都民生活に関する世論調査」における「都政への要望」の中で、「治安対策」は、高齢者対策に次いで挙げられ、依然として高い割合を占めている。これは、極めて厳しい状況が続いている振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺、深刻な社会問題となっている児童虐待事案を含む人身安全関連事案、登下校中の児童が犠牲となった交通事故の発生等のほか新たに「コロナ禍」に乗じた犯罪も発生するなど、都民が治安の回復を十分に実感するに至っていないことを意味している。

また、こうした状況の下、深刻化するサイバー空間の脅威への対処等をはじめ、個々の犯罪一つ一つが悪質化、巧妙化、潜在化するなどして、治安対策に係る負担は、従前と比べてむしろ増大している。

加えて、警視庁は、国会等の重要施設が集中する首都の治安維持を担う警察としての特殊性を有していることから、潜在的に他の道府県とは比較できない膨大な警察事象を抱えているほか、近年、日本各地に甚大な被害をもたらす台風等の暴雨災害に際しては、警視庁管内はもとより、警察官を被災地に派遣し、救助活動や行方不明者の捜索を行うなど、日本警察の中核として、日本全体の治安維持に当たる責務も担っている。

- (1) 現行の警察法施行令(昭和 2 9 年政令第 1 5 1 号)第 3 条第 4 項の定めでは、首都警察の任務遂行に関する特殊事情を参酌し、国が所要額の一部を補助することとなっていることから、超過勤務手当の補助として昭和 4 4 年度から昭和 5 4 年度までは 1 0 億円、昭和 5 5 年度から 1 5 億円が交付されているところであるが、近年、我が国に対するテロ攻撃の脅威の高まりや東京を取り巻く社会情勢の変化等により首都警察としての業務負担が著しく増大しており、治安対策を一層強化する必要があることから、首都警察の財政需

要について適正な負担を求める。

- (2) 各種犯罪や交通事故の未然防止を図るため、各種防犯活動及びパトロール活動を行っているところ、これまでは、警察官個々の経験等に基づき、様々な方法で各種防犯活動及びパトロール活動を行っている状況にある。

より効果的に犯罪や交通事故を抑止していくためには、ビッグデータ・AIなどの新たなICTを活用し、より高度な分析を行い、防犯活動等に効果的な場所、方法等を考えていく必要がある。また、交通管制や雑踏警備・災害警備等の各種警察活動においても、新たなICTを活用して状況を予測することで、対応策の決定等を迅速かつ効率的に支援する必要がある。

そこで、新たなICTの活用を見据え、警察情報管理システムの基盤整備を図ることが必要である。

- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により、外国人入国者数は一時的に減少しているが、覚醒剤などの薬物密輸入形態が、旅行客等を装い身体に巻き付ける携帯型から、国際郵便や貨物を悪用する形態に変化するなどし、様々な手口により薬物が海外から流入している。また、若年層による大麻の乱用拡大が深刻化しているほか、盛り場を中心とした違法薬物の所持・施用事犯が後を絶たず、都内の薬物情勢は依然として厳しい状況である。

今後の国際的な人の往来再開により、更なる違法薬物の国内流入が懸念されるため、違法薬物密輸入事犯及び外国人が嗜好するコカイン等の違法薬物所持事犯等の取締りに資する装備資機材の充実強化を図る必要がある。

- (4) 警視庁には、平成27年度に71人、平成28年度に83人、平成29年度に60人の地方警察官の増員が行われるなど、人的基盤の強化を図っているところではあるが、治安情勢が一段と厳しくなる中においても、多岐にわたる警察活動を効果的に推進し、「世界一安全な都市、東京」を実現するため、可及的速やかに人的基盤の強化を実現する必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 現行の15億円から25億円に増額すること。
- (2) 各種警察活動の高度化・迅速化・効率化を図るため、新たなICTの活用を見据え、警察情報管理システムの基盤整備を図ること。
- (3) 違法薬物の流入による治安悪化を防ぐ対策の一環として、
- 携帯型薬物特定システム
 - 薬物予試験試薬
- 等の装備資機材の充実強化を図ること。
- (4) 「世界一安全な都市、東京」を実現するため、更なる人的基盤の強化を行うこと。

2 暴力団の対立抗争等への警戒、取締りの強化【最重点】

(提案要求先 警察庁)

(都所管局 警視庁)

暴力団の対立抗争等の警戒、取締り強化を推進するため、捜査活動に資する装備資機材の充実強化を図ること。

<現状・課題>

暴力団情勢については、六代目山口組と神戸山口組の対立抗争に起因するとみられる銃器を使用した襲撃事件が全国で相次ぎ、9府県の公安委員会が両団体を「特定抗争指定暴力団等」に指定しており、今後、対立抗争がエスカレートした場合、都内に所在する暴力団事務所等が対立抗争のターゲットとなり、都内においても、銃器を使用した対立抗争事件の発生が懸念される。

このような情勢を踏まえ、当庁では、各団体傘下組織事務所等の関連箇所に対する警戒、視察を強化し動向を注視しているところであるが、今後も、対立抗争の未然防止や発生時の早期対応、保護対策の徹底等により、都民、国民の安全確保に万全を期すため、捜査活動に資する装備資機材の充実強化が必要である。

<具体的要求内容>

暴力団の対立抗争事件等の警戒及び取締り、保護対象者の安全確保のため、装備資機材の充実強化を図ること。

3 大規模災害対策の推進【最重点】

(提案要求先 警察庁)
(都所管局 警視庁)

- (1) 災害対策資機材の充実強化を図ること。
- (2) 回転翼航空機の柔軟な調達について検討すること。
- (3) 大規模災害等発生時における緊急通報（110番通報）の受理機能及び無線指令機能を確保すること。

<現状・課題>

- (1) 警視庁では、時間と場所を選ばずに発生する災害等に素早く対応するため、高度な救助技能を有する部隊を編成し、災害等に迅速・的確に対応するための体制を構築している。

また、都内で発生する災害はもとより、東日本大震災をはじめとした、国内・海外を問わず発生する大規模災害等にもこれらの部隊を派遣し、救出・救助活動を行っている。

このように、大規模災害等が発生すれば即時に対応を求められているほか、首都直下地震はいつ発生してもおかしくないと指摘されている状況であることから、常に万全の資機材を備えておく必要がある。

- (2) 全国的な災害の激甚化・頻発化に伴い、警視庁航空隊を地域部から警備部へ移管するなど、回転翼航空機の広域的な運用を実施していくこととなり、その運用は、迅速・的確かつ、間隙を生じさせないことが必要とされている。

しかし、回転翼航空機は保有していない型式の機体が配備された場合、操縦士や整備士の教育訓練等のために予算と期間を必要としており、運用に間隙が生じるおそれがあることから、既に操縦が可能な現有機体と同型式の機体が配備されることが望ましい。

- (3) 警視庁における110番通報の受理は、23区内及び島しょ部からの通報を受理する本部指令センター（警視庁本部庁舎4階、千代田区霞が関）と多摩地区からの通報を受理する多摩指令センター（警視庁多摩総合庁舎4階、立川市緑町）の2箇所で行っており、管轄警察署、警ら用無線自動車及び地域警察官への無線指令も併せて行っている。

大規模災害等の発生により、警視庁本部庁舎又は警視庁多摩総合庁舎のどちらか一方が倒壊した場合は、もう一方の指令センターにおいて、警視庁全域からの110番通報の受理と無線指令を行うこととしているが、110番通報した際の接続先（警視庁の場合は、本部指令センターと多摩指令センター）や、これを変更するために要する時間については、110番通報者に回線を提供している電気通信事業者の設定、設備及び体制等に左右されることから、間隙のない切替えを実現させることが必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 首都直下地震、風水害等の大規模災害に係る危機管理体制を強化するため、最先端技術を駆使した災害対策資機材の充実強化を図ること。
- (2) 回転翼航空機の迅速・的確な運用に間隙を生じさせないため、回転翼航空機の柔軟な調達について検討すること。
- (3) 平時から大規模災害等に備え、新たな技術革新に基づく最先端の技術や装置を活用するため、可能な限りの方策を総合的に検討するほか、110番通報の接続先を変更させる必要が生じた際における間隙のない切替えを実現させるため、機器の整備を行うとともに、電気通信事業者に対し、大規模災害発生時等において切替えが確実に行える態勢の確保を求めること。

4 薬物乱用根絶等に向けた対策の強化【最重点】

(提案要求先 警察庁)

(都所管局 警視庁)

- (1) 薬物乱用根絶に向けた広報啓発活動を強化すること。
- (2) 薬物再乱用防止対策を推進するための財源を確保すること。

<現状・課題>

都内における薬物事犯被疑者の検挙人員は、平成17年をピークに漸減傾向にあったものの、平成26年から増加に転じ、令和3年中は、2,455人と前年比で増加しており、依然として根強い薬物の供給・需要実態が認められる。

特に、都内の大麻事犯における検挙人員は、コロナ禍の令和2年を除いて近年増加し続け、そのうち30歳未満の年齢層の占める割合が7割を超え、極めて深刻な事態となっている。

警視庁では、薬物乱用防止を目的とする視聴覚DVDを作成し、各警察署に配布するとともに、YouTube警視庁公式チャンネル内で公開している。また、昨今の大麻に係る誤った情報の氾濫に対し、警視庁ホームページ及びツイッターに大麻の危険性をまとめた「No More大麻」を掲載するなど、インターネットやSNSなどのメディアを通して青少年を含む都民に対し広く薬物乱用防止を訴えている。さらに、各学校や企業を対象に、リモートを活用したコロナ禍における薬物乱用防止講座を実施するなど、各種広報啓発活動を推進しているところである。

また、令和2年における全国統計では、覚醒剤事犯検挙被疑者の約7割が再犯者であるという現状を踏まえ、警視庁では、『NO DRUGS警視庁』と銘打ち、薬物再乱用防止に向けたセミナーを実施している。これは、「再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）」及び「再犯防止推進計画（平成29年閣議決定）」において、再犯の防止等に関し、地域の状況に応じた施策策定等が地方公共団体の責務と規定された上、平成31年3月には「東京都薬物乱用対策推進計画」が改定され、薬物問題を抱える人への相談・支援体制の充実等が規定されたことによるものである。よって、今後、国、都及び市区町村、さらには、相談機関、医療機関、自助活動を実施している民間機関等との連携を一層強化し、薬物再乱用防止対策を推進していく必要がある。

警視庁では、関係機関と連携した研修会等を積極的に開催していくとともに、若年層をターゲットとした広報啓発活動、関係機関の専門家等による薬物依存症に関する普及啓発講演、薬物再乱用防止対策に効果的な唾液による簡易薬物検査キットを導入したセミナー等の充実を図っていく必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) テレビ放送のみならず、インターネット・SNS等幅広い層が視聴するメディアを活用するなど、違法薬物の危険性・有害性を周知させる広報啓発活動の推進を図ること。
- (2) あらゆる薬物再乱用防止対策の充実に向けた財源を確保すること。

5 子供・女性等の被害防止に向けた対策の強化【最重点】

(提案要求先 警察庁)

(都所管局 警視庁)

子供・女性を犯罪から守るため、各種広報啓発活動を推進すること。

<現状・課題>

令和3年中は、児童虐待事案における児童相談所への通告数が過去最高になり、都内のストーカー事案や配偶者からの暴力事案（DV）等の相談件数が高水準で推移するなど、人身安全関連事案を取り巻く情勢は依然として厳しい状況にある。

また、子供がSNSを介して福祉犯罪等の被害に遭う事案や「JKビジネス」に関連して性的被害に遭う事案が依然として後を絶たないほか、女性の意に反してアダルトビデオへの出演を強要するなどの女性に対する人権侵害も問題となっている。

さらに、近年、登下校中の子供等が襲われる事件が発生するなど、子供や女性 が被害者となる犯罪の発生が社会に大きな不安を与えている情勢を踏まえ、子供や女性をはじめとする都民、国民の生命、身体及び財産の保護の観点から、警察として積極的に対策を講じる必要がある。

警視庁では、ストーカー・DV等の人身安全関連事案はもとより、子供・女性 に対する犯罪に対して、各種法令を適用した厳正な取締りを行っているほか、平成30年6月、「登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議」において決定された「登下校防犯プラン」に基づき、通学路における子供の安全確保のための対策を推進している。

また、令和4年4月1日から民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）が施行され、成年年齢が20歳から18歳に引下げとなる。これにより、アダルトビデオ出演強要及び「JKビジネス」問題等、若年層の性暴力被害の深刻化が懸念される。

これら諸問題に対しては、警察のみならず関係行政機関、民間団体、業界団体等と連携した広報啓発活動を推進する必要がある。

<具体的要求内容>

ストーカー・DV、児童虐待等の人身安全関連事案対策をはじめ、アダルトビデオ出演強要・「JKビジネス」に係る犯罪被害及びSNSの利用に起因した犯罪被害の防止対策のほか、通学路等における子供の安全確保対策や成年年齢引き下げに係る若年層の性暴力被害予防など、子供や女性を犯罪から守るための各種広報啓発活動を関係行政機関、民間団体及び業界団体等と連携して推進すること。

6 特殊詐欺の被害防止に向けた対策の強化【最重点】

(提案要求先 警察庁)

(都所管局 警視庁)

- (1) 特殊詐欺の被害防止に向けた広報啓発活動を強化すること。
- (2) 特殊詐欺の被害防止に資する機器を充実強化すること。

<現状・課題>

特殊詐欺は、主に高齢者を言葉巧みにだまして財産を奪う卑劣な犯罪であり、その被害は都内だけでなく全国的に発生し、都民、国民の体感治安を悪化させる大きな要因となっている。

被害を防止するためには、都民、国民に対して、「犯人からの電話に出ない」ことが被害防止につながることや、最新の手口や手段などを的確に把握して、分析した情報の効果的な広報啓発により、広く国民に周知することが不可欠であることから、全国放送のテレビ、ラジオなどの主要メディアを活用した大規模な実施が必要である。

また、それと並行して、高齢者の子・孫世代に対し、詐欺被害から親を守るための「AI型特殊詐欺対策アダプタ」をはじめとする「特殊詐欺被害防止機器」等の設置に向けた働きかけも、今後、必要不可欠と考える。

このことは、特殊詐欺やアポ電をきっかけとした強盗事件等の被害防止のためにも、国において、機器の充実強化を図ることが望まれる。

<具体的要求内容>

- (1) 高齢者をはじめ、特に子・孫世代に対して、テレビやラジオ放送等の広域かつ多数が視聴するメディアを活用するなど、特殊詐欺の最新の手口や手段等を、スピード感をもって、的確に周知するための広報啓発活動を推進すること。
- (2) 特殊詐欺の被害を防止するため、高齢者宅に設置する「特殊詐欺被害防止機器」等の充実強化を図ること。

参 考

【令和3年中の特殊詐欺被害状況(暫定値)】

都内	認知件数	3,319 件 (前年比+423 件、+14.6%)
	被害金額	約 66.2 億円 (前年比+約 2.8 億円、+4.4%)
全国	認知件数	14,461 件 (前年比+911 件、+6.7%)
	被害金額	約 278.1 億円 (前年比+約 7.1 億円、+2.5%)

7 サイバーセキュリティ対策の充実・強化【最重点】

(提案要求先 警察庁)

(都所管局 警視庁)

サイバーセキュリティ対策に関する広報啓発活動等を推進するために必要な財源を確保すること。

<現状・課題>

DX等に伴い、サイバー空間は公共化しており、社会経済活動の場として、広く国民に開かれ、利活用される公共施設の役割を担っている。

一方で、令和3年に警察庁が実施した治安に関するアンケートにおいて、サイバー犯罪の被害に遭う危険性について「不安を感じる」又は「ある程度不安を感じる」との回答が79.4%に上り、サイバー空間に国民が抱く不安感が高まっている。

また、警察庁公表の「令和3年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について(速報版)」(令和4年2月10日警察庁広報資料)によれば、

- 令和3年中の警察によるサイバー犯罪の検挙件数が過去最多を記録
- 警察庁が国内で検知した、サイバー空間における探索行為等とみられるアクセス件数が増加
- データの暗号化のみならず窃取を敢行し、「対価を支払わなければ当該データを公開する」などと更に金銭を要求する二重恐喝を行う等のランサムウェアによる被害が増加

等しており、さらには、実在のサービス等のかたって個人情報等を詐取するフィッシングについては、フィッシング対策協議会が受けた令和3年中の報告件数が、前年比2倍以上に急増しており、サイバー空間をめぐる脅威は、極めて深刻な情勢が続いている。

以上の情勢を踏まえ、サイバー犯罪による被害を防止し、サイバー空間の安全を確保するためには、警察による取組のみならず、インターネットを利用する国民一人一人のサイバーセキュリティ意識の向上と民間事業者等における自主的な被害防止対策の促進が不可欠となっている。

警視庁では、各警察署による管内住民への広報啓発、都内全ての区市町村及び商工会議所等と締結した協定に基づき中小企業支援を実施する等、広報啓発活動等を強力に推進している。

しかし、サイバー空間には都道府県の境がなく、社会全体のサイバーセキュリティ意識を向上させるためには、全国各地から国民が集まる首都・東京において、都民のみならず、国民への波及効果がある広報啓発活動等を積極的に推進していく必要がある。

<具体的要求内容>

国民のサイバーセキュリティ意識を更に醸成するため、

- (1) グッズやポスター等の視覚に訴える広報啓発用アイテムの制作
- (2) サイバー犯罪の手口や基本的対策などをわかりやすく解説した啓発用映像

を制作し、広く国民の目に触れるトレインチャンネルや街頭ビジョンで放映するなど、街にあふれる発信チャンネルを活用した大規模な広報啓発イベントの開催

(3) 実際にパソコンに触れながらマルウェア感染の体験・対処ができる中小企業者を対象とした実践型セミナーの実施

等、サイバーセキュリティ対策に関する広報啓発活動等を強化・推進するために必要な財源を確保すること。

8 特例施設占有者に対する権限行使の義務化

(提案要求先 警察庁)
(都所管局 警視庁)

特例施設占有者の権限行使を義務付けること。

<現状・課題>

令和元年まで、拾得物取扱量が急増し、令和元年中は都内において約415万件という過去最多の数字を記録するなど、拾得物取扱件数が増加し続けている状況にあった。

令和3年は、新型コロナウイルス感染症の影響で、約282万件、前年比約3割減であったが、影響が小さくなれば、令和元年中の拾得取扱件数に戻るものと思料される。

そこで、遺失物業務に係る事務の見直し等を実施することが当庁としての課題となっているが、とりわけ、施設占有者からの届出が全拾得物の約8割を占め、そのうち特例施設占有者（鉄道、バス及び航空等）が約4割を占める現状にある。

特例施設占有者は、拾得物を自ら保管し、返還等ができることとされているが、そのほとんどは、これによらず警察署に提出している状況であり、警察署の大きな負担となっている。

<具体的要求内容>

特例施設占有者に対し、遺失物法（平成18年法律第73号）において拾得物の保管、返還等の一連の手続を原則義務付けるなどの制度改正を行うこと。

9 外国人犯罪対策の推進

(1) 不法就労対策の強化

(提案要求先 出入国在留管理庁・厚生労働省)
(都所管局 生活文化スポーツ局・警視庁)

- (1) 不法就労などに係る偽装滞在者を発見、摘発するための入国審査、在留審査等を強化すること。
- (2) 外国人雇用状況の届出が適正になされるよう、関係機関が連携して実効性のある対策を行うこと。

<現状・課題>

- (1) 不法残留者は、令和4年1月1日現在、依然として約6万7千人おり、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、外国人の新規入国者が大幅に減少しているものの、制限が段階的に解除されており、今後、不法残留者が増加する可能性がある。

また、偽装結婚、偽装留学、偽装就労など、偽変造文書や虚偽文書を悪用するなどして身分や活動目的を偽って在留許可を受けた偽装滞在者による、不法就労の増加が懸念されている。

こうした偽装滞在者は、不法入国者、不法残留者などの不法滞在者と同様に、公正な労働市場を侵害し、偽装滞在に加担する雇用主やブローカーに不正な利益をもたらすばかりでなく、治安の悪化につながることから、不法滞在者対策と併せて偽装滞在者対策の強化が必要である。

- (2) 偽装滞在者や不法滞在者の多くが不法就労を行っていると言われており、現在、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、外国人の新規入国者が制限されているものの、現在、入国制限が段階的に緩和されており、不法就労を目的とする外国人入国者の増加も懸念される。こうした外国人を低廉な労働力として雇い入れ、不法就労を助長する悪質な雇用主が存在することから、不法就労を防止し、適正な雇用を推進する必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 不法に就労する偽装滞在者を発見、摘発するため、入国審査、在留審査、実態調査及び違反調査を強化すること。
- (2) 外国人雇用状況の届出を怠ることや虚偽の届出を防ぐため、関係機関が連携して届出制度の周知、徹底を図ること。

また、悪質な違反者に対しては、厳正に対応するとともに、罰則の引上げや行政処分の導入など実効性のある対策を行うこと。

(2) 留学生を受け入れる教育機関への指導強化

(提案要求先 出入国在留管理庁・外務省・文部科学省)
(都所管局 生活文化スポーツ局・警視庁)

留学希望者に対する厳正かつ的確な事前調査を行うとともに、留学生の所属する教育機関に対し、適正な受入れ及び在籍管理を義務付ける法律を整備すること。

<現状・課題>

留学生の中には、不法就労等、本来の入国目的から逸脱する者が依然として存在し、留学生の所属する教育機関の中には、不法就労を助長していると疑われかねないものも存在する。

現在、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、日本への留学生が減少しているものの、感染症の流行が収束した折には、今後も、国の外国人留学生の戦略的な受入れの推進に伴い、留学生が更に増加することや、所在不明者や所在不明を理由とした除籍者が多く発生していることなどが課題となっていることを踏まえ、今まで以上に留学生の適正な受入れ及び在籍管理を徹底する必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 留学生として、その本来の目的に合致した生活基盤を有しているか否かを確認するため、留学希望者に対する厳正かつ的確な事前調査を関係機関が連携して行うこと。
- (2) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に基づき、留学生の在留管理を確実に行うとともに、留学生の所属する学校教育法（昭和22年法律第26号）に定めのある教育機関に対し、適正な受入れ及び在籍管理を義務付ける実効性のある法律を整備すること。
- (3) 学校教育法に定められていない日本語教育機関に対し、適正な受入れ及び在籍管理を行うよう義務付け、国において指導監督できるよう法律を整備して、実態調査等を徹底すること。

4 鉄道におけるセキュリティ確保の取組の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局)

鉄道におけるセキュリティ確保の更なる徹底を図るための必要な措置を講じること。

<現状・課題>

国においては、昨年8月に小田急線車内において発生した、乗客が他の乗客を刃物で切り付ける傷害事件を受け、9月に「小田急線車内傷害事件の発生を受けた今後の対策について」を取りまとめるなど、鉄道事業者と連携して、鉄道におけるセキュリティ確保の取組を進めてきた。

しかし、昨年10月末、京王電鉄京王線の車内においても同様の痛ましい傷害事件が発生した。事件の再発を受け、昨年12月に国は「京王線車内傷害事件等の発生を受けた今後の対策について」を取りまとめ、乗客の安全な避難誘導の徹底や、非常通報装置の表示の共通化等を順次実施するとともに、車内の防犯カメラなどの設備の充実についても検討を進めていくこととした。

新型コロナウイルス感染症の拡大による旅客需要の減少などに伴い、各鉄道事業者は厳しい経営状況下に置かれているが、鉄道は都民の社会活動や日常生活を支える重要な公共交通であることから、鉄道事業者による鉄道のセキュリティ確保の更なる徹底を着実に推進し、速やかに利用者の安全・安心を確保していく必要がある。

<具体的要求内容>

鉄道事業者によるセキュリティ確保の更なる徹底を速やかに実現していくため、巡回や警戒添乗、車内などへの防犯カメラの増備による警戒監視の徹底等の対策の実施を引き続き指導するとともに、事業者の取組を促進するための必要な措置を講じること。

5 再犯防止施策の充実

(提案要求先 法務省)
(都所管局 生活文化スポーツ局)

(1) 国において、再犯防止施策に主体的に取り組むこと。

また、再犯防止施策の実施主体及び具体的内容を、新たに策定する再犯防止推進計画などにおいて明確にするとともに、地方公共団体の理解を得て施策を進めること。

(2) 区市町村における地方再犯防止推進計画策定など、地方公共団体が再犯防止施策を推進するに当たり、国において必要な支援を行うこと。

(3) 保護司をはじめとする民間協力者が活動しやすい環境を整備すること。

<現状・課題>

都内刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合は約半数であり、また刑法犯の犯罪少年に占める再犯者率は近年微増傾向にあり、11年連続で3割を超えているなど再犯の抑止への取組の重要性が増している。

こうした中、国においては、平成29年末に再犯防止推進計画（以下「推進計画」という。）を閣議決定した。推進計画では、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号。以下「推進法」という。）第2章に基づき、「就労・住居の確保等」や「保健医療・福祉サービスの利用の促進等」、「地方公共団体との連携強化等」など、7つの重点課題ごとに具体的施策が盛り込まれている。

推進法第2章第1節では、国の施策が規定されているが、これらの中には、従前から地方公共団体が実施主体となり、犯罪をした者か否かにかかわらず、住民に提供している各種サービスが含まれている。同章第2節では、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じ、施策を講ずるように努める旨、規定されている。しかし、推進計画では、各施策の実施主体やその具体的な内容が明確に示されていない事項が多く、特に、第1節に対応した課題に関する各施策については、国と地方公共団体との役割分担が明確でない。また、推進法第8条では、都道府県及び市町村に対する地方再犯防止推進計画策定の努力義務が規定されており、都は令和元年7月に「東京都再犯防止推進計画」を策定したところであるが、都内区市町村において計画を策定した地方公共団体はわずかにとどまっており、地域において継続的な支援を受けることが必要な者がいることから、区市町村での体制整備が必要である。

さらに、再犯防止を推進するためには、行政の取組に加え、民間協力者が活動しやすい環境を整備することが不可欠である。

< 具体的要求内容 >

(1) 再犯防止施策推進のため

- ① 国が主体的に再犯防止施策の充実・強化に取り組むこと。
- ② 国・都道府県・区市町村とが連携して再犯防止施策に取り組めるよう、施策の実施主体や具体的内容を、新たに策定する計画などにおいて明確にするとともに、都道府県及び区市町村の理解を得て施策を進めること。

(2) 区市町村における地方再犯防止推進計画の策定など、地方公共団体が再犯防止施策を推進するに当たり、国において必要な支援を行うこと。

(3) 各地域において更生保護の取組が促進されるよう、犯罪をした者等の立ち直りに取り組んでいる保護司をはじめとした民間協力者への活動支援を充実させること。

6 国民保護事案に関する対策の推進【最重点】

(提案要求先 内閣官房・消防庁・外務省・防衛省)
(都所管局 総務局)

- (1) 我が国の平和と安全を守り、核・ミサイル問題の解決を図るために、国際社会と緊密に連携し実効ある措置を講じること。
- (2) 北朝鮮のミサイル発射や核実験に関しての情報収集、地方公共団体や国民に対しての情報提供を的確かつ迅速に行うこと。
- (3) 国民に対して普及啓発を積極的に行い、国民保護の事態に応じた対応に関する理解を一層促進すること。
- (4) 国が推進している緊急一時避難施設の指定について、国の管理する施設を積極的に開放するとともに、都の指定が進むように取組を支援すること。
- (5) EMP（電磁パルス）攻撃、生物・化学攻撃について、被害予測や対策などを的確に実施するとともに、地方公共団体などに対しても情報提供を行うこと。
- (6) 武力行使に至らない武装工作員等による不法活動等に対して、その対処体制を万全にするとともに、国民保護活動が円滑に行われるよう、地方公共団体に必要な支援を行うこと。

<現状・課題>

北朝鮮は、平成28年から平成29年にかけて弾道ミサイル発射を繰り返し、日本の排他的経済水域や太平洋上に落下する事態もたびたび生じており、一部の地域においてはJアラートによるミサイル発射情報の伝達が行われた。

また、平成29年9月3日には6回目の核実験を強行するなど、こうした北朝鮮の挑発行動は北東アジア及び国際社会の平和と安全を著しく損なうものである。

北朝鮮は平成30年4月に核実験と大陸間弾道ミサイル発射実験中止、北部の核実験場廃棄を宣言し、その後、南北首脳会談、米朝首脳会談が実施された。これらの会談では、朝鮮半島の完全な非核化に向け取り組むこととしたものの、いまだ米朝間で合意に至っていない。このため、非核化や既存ミサイルの廃棄が実現されたわけではないことに加え、令和元年5月以降、北朝鮮は短距離弾道ミサイル等の発射を繰り返すなど、我が国は依然として北朝鮮の脅威に見舞われている。

さらに、今般のロシアによるウクライナ侵攻では、ミサイル攻撃に加えて、核兵器や生物・化学兵器の使用や武力行使に至らない不法行動など、様々な脅威が明らかになった。人口が密集し、通信・電力等のインフラが集中する首都東京においては、これらの脅威が都民の安心・安全はもとより、国家機能の維持に死活的な影響を及ぼす。

こうした状況を踏まえ、国民等が安心して住み、働き、訪れることができるよう、国民保護事案に関する対策の推進に万全を期することが必要である。

< 具体的要求内容 >

- (1) 我が国の平和と安全を守り、核・ミサイル問題の解決を図るために、国際社会と緊密に連携し実効ある措置を講じること。
- (2) ミサイルの発射時刻や種別、方向、着弾地点など、ミサイルに関する詳細な情報及び核実験に関する情報について、的確に情報収集を行うとともに、地方公共団体に対して迅速に情報提供を行うこと。あわせて、国民に対しても同様に迅速な情報提供を行うこと。
- (3) 国民に対して国民保護に関する措置の重要性について普及啓発を積極的に行い、弾道ミサイル発射など、具体的な事態に対する理解を促進すること。
- (4) 爆風等からの直接的な被害を軽減するための緊急一時避難施設の指定が進むよう、国有施設を積極的に開放すること。加えて、民間施設の協力が得られるよう、施設管理者との調整に必要な事項について一層の情報提供を図るなど、指定促進に向けた取組を支援すること。
- (5) EMP 攻撃や生物・化学攻撃については、国民の生命・財産や国民生活に不可欠な社会的インフラに対し、広範囲にわたり多大な影響を及ぼすことが懸念される事案であり、国として対応すべき課題である。そのため国は検討を加速化させ、被害や国民生活への影響を予測し、対策についての的確に実施するとともに、早急に地方公共団体や国民に対しても情報提供を行うこと。
- (6) 国は、武力行使に至らない武装工作員等による不法活動等を未然に防止し、発生時に迅速かつ有効に対処するための体制を万全にするとともに、地方公共団体が行う避難誘導などの国民保護活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行うこと。

参 考

○ 北朝鮮による核実験・弾道ミサイル発射の最近の状況

【核実験実施】

- 平成29年9月3日（6回目）
- 平成28年9月9日（5回目）
- 平成28年1月6日（4回目）

など

【弾道ミサイル等発射】

- 令和元年5月4日以降、令和4年5月12日まで（短距離弾道ミサイル等を合計32回、54発発射）
- 平成29年11月29日（排他的経済水域に着水）
- 平成29年9月15日（日本上空通過、北海道など一部地域で全国瞬時警報システムが鳴動）
- 平成29年8月29日（日本上空通過、北海道など一部地域で全国瞬時警報システムが鳴動）
など

○ 朝鮮半島の非核化に向けて実施された主な会談

- 平成30年4月27日
南北首脳会談（朝鮮半島の完全な非核化実現を目標とした「板門店宣言」署名）
- 平成30年6月12日
米朝首脳会談（シンガポール）（朝鮮半島の完全な非核化に取り組む「共同声明」署名）
- 平成31年2月27日、28日
米朝首脳会談（ベトナム・ハノイ）（非核化に向けた交渉決裂）
- 令和元年6月30日
米朝首脳会談（板門店）（非核化交渉の再開に合意）

参考 1

府省庁別提案要求事項一覽

府省庁別提案要求事項一覧

府省庁名	区分	事項名	頁
内閣官房	地方分権改革	1 真の分権型社会の実現	9
	国境離島の維持保全	1 海洋国家としての我が国の地位を堅持するための国境離島の維持・保全	18
	災害対策	1 首都直下地震等への備え	64
	都市整備	22 公共事業推進のための行政代執行法の改正	175
	都市整備	46 米軍基地対策の推進	257
	福祉・保健・医療	10 新興・再興感染症対策の充実	471
	治安対策	1 首都東京を守るテロ等対応力の強化	592
	治安対策	6 国民保護事案に関する対策の推進	615
デジタル庁	地方分権改革	1 真の分権型社会の実現	9
	行財政改革	8 社会保障・税番号制度の拡充等	34
	行財政改革	15 ベース・レジストリの整備・オープンデータの利活用の推進	46
	行財政改革	16 パブリッククラウドの利用ガイドラインの提示	47
	行財政改革	17 行政手続などのデジタル化に向けた財政措置等	48
	行財政改革	18 税務行政におけるデジタル化推進	51
	都市整備	30 宅地建物取引業法・住宅瑕疵担保履行法に基づく手続に係る電子申請システムの構築	190
	生活・産業	2 「スマート東京」実現に向けた高速モバイルインターネット網の早期構築等	487
内閣府	地方分権改革	1 真の分権型社会の実現	9
	国境離島の維持保全	1 海洋国家としての我が国の地位を堅持するための国境離島の維持・保全	18
	行財政改革	14 新型コロナウイルス感染症に伴う地方の財政運営に対する確実な支援	44
	災害対策	1 首都直下地震等への備え	64
	災害対策	2 帰宅困難者対策の推進	67
	災害対策	4 災害医療体制の充実	72
	災害対策	5 災害時における安定的な燃料供給体制の確立	74
	災害対策	6 大規模災害時における被災者の生活再建支援制度の在り方	77
	都市整備	5 大規模水害対策の推進	117
	都市整備	7 ライフライン施設の耐震化などの推進	131
	都市整備	14 国際競争力強化に資するまちづくりの推進	150
	都市整備	24 東京における一体的な都市づくり推進のための仕組みづくり	178
	都市整備	38 BRT整備推進のための制度の創設・拡充	234
	環境・エネルギー	4 再生可能エネルギーの本格的な普及拡大	299
	福祉・保健・医療	1 少子社会対策の推進	352
	福祉・保健・医療	3 新型コロナウイルス感染症に係る母子保健事業の充実	375
	福祉・保健・医療	6 障害者施策の推進	399
	福祉・保健・医療	10 新興・再興感染症対策の充実	471
	生活・産業	1 国際金融・経済都市の実現	485
	生活・産業	6 文化政策の推進	494
	生活・産業	13 ライフ・ワーク・バランスの推進	507
	生活・産業	14 就職氷河期世代等の非正規労働者に対する支援の強化	512
	生活・産業	23 中小企業の人材確保・定着への支援	528
	スポーツ・青少年・教育	2 若者の社会的自立を支援する施策の拡充	556
	スポーツ・青少年・教育	3 子ども・子育て支援新制度施行後における幼児教育の質の確保	557
	スポーツ・青少年・教育	12 児童ポルノの自撮り被害をはじめSNSの利用に起因する性被害等から青少年を守る施策の充実	576
	スポーツ・青少年・教育	12 児童ポルノの自撮り被害をはじめSNSの利用に起因する性被害等から青少年を守る施策の充実	576
警察庁	治安対策	1 首都東京を守るテロ等対応力の強化	592
	治安対策	2 重要インフラ等に対するサイバー攻撃対策の強化	597
	治安対策	3 総合的な治安対策の充実・強化	599
	環境・エネルギー	2 気候変動対策の推進	279
金融庁	生活・産業	1 国際金融・経済都市の実現	485
	生活・産業	28 感染症やウクライナ情勢等の影響を受ける中小企業者への資金繰り支援	535
	環境・エネルギー	17 食品ロス削減施策の推進	336
消費者庁	福祉・保健・医療	11 健康危機管理体制の充実	477
	生活・産業	3 地方消費生活行政の財源確保	490
	生活・産業	4 原油価格・物価高騰対策による都民生活の安定確保【新規】	491
	生活・産業	29 PIO-NETのモバイル化・クラウド化	537
	地方分権改革	1 真の分権型社会の実現	9
総務省	行財政改革	1 法人実効税率の引下げに係る国の責任による対応及び代替財源の確保	23
	行財政改革	2 都区財政調整の財源に係る過誤納還付金の取扱いの見直し	24
	行財政改革	3 社会保障の充実など制度創設及び見直しに伴う国の責任による確実な財源の確保等	26
	行財政改革	4 財政上の不合理な措置の是正	28
	行財政改革	5 地方税収納金整理資金制度の創設	30
	行財政改革	6 地方法人課税の分割基準の適正化	31
	行財政改革	7 新たな国際課税ルール策定に係る税収の適切な帰属【新規】	33
	行財政改革	9 「ふるさと納税」制度の見直し	36
	行財政改革	10 自治体情報セキュリティクラウドの推進	38
	行財政改革	11 公務員の働き方改革に向けた勤務条件の弾力化	39
	行財政改革	12 公務員の育児短時間勤務及び部分休業の対象となる子の年齢の拡大【新規】	41
	行財政改革	13 LGWAN(総合行政ネットワーク)環境のセキュリティ確保	43
	行財政改革	14 新型コロナウイルス感染症に伴う地方の財政運営に対する確実な支援	44
	行財政改革	16 パブリッククラウドの利用ガイドラインの提示	47
	行財政改革	17 行政手続などのデジタル化に向けた財政措置等	48
	行財政改革	18 税務行政におけるデジタル化推進	51
	災害対策	2 帰宅困難者対策の推進	67
	都市整備	7 ライフライン施設の耐震化などの推進	131
	都市整備	39 都市高速鉄道整備の充実・強化	236
	都市整備	42 無電柱化事業の推進	243
	環境・エネルギー	2 気候変動対策の推進	279
	環境・エネルギー	5 水素社会の実現に向けた取組の加速	305
	環境・エネルギー	6 緑の保全と創出に係る税財政措置の拡充	313
	生活・産業	2 「スマート東京」実現に向けた高速モバイルインターネット網の早期構築等	487

府省庁別提案要求事項一覧

府省庁名	区分	事項名	頁
総務省	生活・産業	10 多文化共生社会の実現に向けた外国人受入環境整備促進	501
	生活・産業	13 ライフ・ワーク・バランスの推進	507
	生活・産業	18 情報通信網の維持管理及び再整備に対する支援	520
	生活・産業	26 ソーシャルファームの普及	532
	生活・産業	30 家庭における高速インターネット回線の整備	538
	スポーツ・青少年・教育	12 児童ポルノの自撮り被害をはじめSNSの利用に起因する性被害等から青少年を守る施策の充実	576
消防庁	災害対策	8 消防関係講習のオンライン化等の推進	79
	環境・エネルギー	5 水素社会の実現に向けた取組の加速	305
	治安対策	6 国民保護事案に関する対策の推進	615
法務省	行財政改革	18 税務行政におけるデジタル化推進	51
	都市整備	17 マンションの適正な管理と円滑な再生による良質なストックの形成促進	159
	都市整備	21 公共用地取得に係る登記関連法の改正	172
	都市整備	44 羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進	249
	福祉・保健・医療	10 新興・再興感染症対策の充実	471
	生活・産業	1 国際金融・経済都市の実現	485
	スポーツ・青少年・教育	12 児童ポルノの自撮り被害をはじめSNSの利用に起因する性被害等から青少年を守る施策の充実	576
出入国在留管理庁	治安対策	5 再犯防止施策の充実	613
	都市整備	46 米軍基地対策の推進	257
	生活・産業	10 多文化共生社会の実現に向けた外国人受入環境整備促進	501
外務省	治安対策	3 総合的な治安対策の充実・強化	599
	国境離島の維持保全	1 海洋国家としての我が国の地位を堅持するための国境離島の維持・保全	18
	都市整備	46 米軍基地対策の推進	257
	治安対策	3 総合的な治安対策の充実・強化	599
財務省	治安対策	6 国民保護事案に関する対策の推進	615
	地方分権改革	1 真の分権型社会の実現	9
	行財政改革	1 法人実効税率の引下げに係る国の責任による対応及び代替財源の確保	23
	行財政改革	3 社会保障の充実など制度創設及び見直しに伴う国の責任による確実な財源の確保等	26
	行財政改革	4 財政上の不合理な措置の是正	28
	行財政改革	7 新たな国際課税ルールの策定に係る税収の適切な帰属【新規】	33
	行財政改革	9 「ふるさと納税」制度の見直し	36
	行財政改革	14 新型コロナウイルス感染症に伴う地方の財政運営に対する確実な支援	44
	災害対策	2 帰宅困難者対策の推進	67
	都市整備	23 公共事業と農地保全を両立するための制度改正	176
	都市整備	44 羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進	249
	都市整備	46 米軍基地対策の推進	257
	環境・エネルギー	6 緑の保全と創出に係る税財政措置の拡充	313
	環境・エネルギー	8 都市再生推進のための国有財産の活用	319
	福祉・保健・医療	1 少子社会対策の推進	352
	福祉・保健・医療	6 障害者施策の推進	399
	生活・産業	1 国際金融・経済都市の実現	485
	生活・産業	9 中小・小規模事業者のキャッシュレス化の推進	500
	生活・産業	11 ベンチャー企業の支援の拡充	504
	生活・産業	12 都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善	505
国税庁	行財政改革	18 税務行政におけるデジタル化推進	51
	地方分権改革	1 真の分権型社会の実現	9
文部科学省	国境離島の維持保全	1 海洋国家としての我が国の地位を堅持するための国境離島の維持・保全	18
	行財政改革	8 社会保障・税番号制度の拡充等	34
	都市整備	28 私立学校の耐震化対策に係る助成の拡充	183
	環境・エネルギー	2 気候変動対策の推進	279
	環境・エネルギー	6 緑の保全と創出に係る税財政措置の拡充	313
	環境・エネルギー	9 小笠原諸島世界自然遺産保全管理の推進	322
	環境・エネルギー	20 学校給食におけるプラスチック製品削減等の推進【新規】	342
	生活・産業	1 国際金融・経済都市の実現	485
	スポーツ・青少年・教育	2 若者の社会的自立を支援する施策の拡充	556
	スポーツ・青少年・教育	3 子ども・子育て支援新制度施行後における幼児教育の質の確保	557
	スポーツ・青少年・教育	4 私立学校助成の拡充	559
	スポーツ・青少年・教育	5 高等学校等就学支援金制度の必要経費の確保等	561
	スポーツ・青少年・教育	6 公立学校の教職員定数の充実	563
	スポーツ・青少年・教育	7 特別支援学校の養護教諭等の定数改善	566
	スポーツ・青少年・教育	8 いじめ問題等に対する取組の充実	567
	スポーツ・青少年・教育	9 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の運用等【新規】	570
	スポーツ・青少年・教育	10 教育支援センターの機能強化、不登校特例校の拡充等	572
	スポーツ・青少年・教育	11 学校における働き方改革の実現	574
	スポーツ・青少年・教育	13 学校施設の空調設備整備に対する支援	578
	スポーツ・青少年・教育	14 外国につながるのある子供に対する教育の充実	580
	スポーツ・青少年・教育	15 教育のデジタル化の推進に向けた支援	583
	スポーツ・青少年・教育	16 教科書事務における効率化	587
	スポーツ・青少年・教育	17 教育職員免許状の最新情報の入手可能な仕組みの構築	588
	スポーツ・青少年・教育	18 著作権法改正に伴う図書館資料の公衆送信への支援【新規】	590
	治安対策	3 総合的な治安対策の充実・強化	599
スポーツ庁	スポーツ・青少年・教育	1 東京2020大会レガシーを生かしたスポーツ振興事業の推進	545
	スポーツ・青少年・教育	11 学校における働き方改革の実現	574
文化庁	生活・産業	6 文化政策の推進	494
	生活・産業	10 多文化共生社会の実現に向けた外国人受入環境整備促進	501
	スポーツ・青少年・教育	11 学校における働き方改革の実現	574
	スポーツ・青少年・教育	18 著作権法改正に伴う図書館資料の公衆送信への支援【新規】	590
厚生労働省	行財政改革	14 新型コロナウイルス感染症に伴う地方の財政運営に対する確実な支援	44
	行財政改革	19 指定給水装置工事事業者の指定等に係るDXの推進	62
	災害対策	4 災害医療体制の充実	72

府省庁別提案要求事項一覧

府省庁名	区分	事項名	頁
厚生労働省	災害対策	5 災害時における安定的な燃料供給体制の確立	74
	都市整備	27 病院等の耐震化対策に係る補助制度の拡充	182
	都市整備	44 羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進	249
	都市整備	46 米軍基地対策の推進	257
	環境・エネルギー	2 気候変動対策の推進	279
	福祉・保健・医療	1 少子社会対策の推進	352
	福祉・保健・医療	2 特別な支援を要する子供と家庭に係る施策の充実	364
	福祉・保健・医療	4 高齢社会対策の推進	377
	福祉・保健・医療	5 医療保険制度の改革等	391
	福祉・保健・医療	6 障害者施策の推進	399
	福祉・保健・医療	7 生活・雇用に関するセーフティネットの強化	419
	福祉・保健・医療	8 保健医療施策の推進	426
	福祉・保健・医療	9 ウイルス肝炎対策の強化	469
	福祉・保健・医療	10 新興・再興感染症対策の充実	471
	福祉・保健・医療	11 健康危機管理体制の充実	477
	福祉・保健・医療	12 緊急被ばく医療体制の整備	483
	福祉・保健・医療	3 新型コロナウイルス感染症に係る母子保健事業の充実	375
	生活・産業	1 国際金融・経済都市の実現	485
	生活・産業	13 ライフ・ワーク・バランスの推進	507
	生活・産業	14 就職氷河期世代等の非正規労働者に対する支援の強化	512
	生活・産業	15 非正規労働者の待遇改善に向けた支援の強化	514
	生活・産業	16 障害者の就業支援策の一層の充実	516
	生活・産業	17 ウクライナ情勢に伴う避難民受入れを踏まえた外国人避難民等への就労支援の充実【新規】	519
	生活・産業	20 職場における女性の活躍を推進する雇用就業施策の充実	523
	生活・産業	23 中小企業の人材確保・定着への支援	528
	生活・産業	25 高齢者の就業を推進するための支援の充実	531
	生活・産業	26 ソーシャルファームの普及	532
	生活・産業	27 ハラスメント防止対策の総合的な推進	534
	生活・産業	33 公共職業訓練施設の入校申請に必要なハローワークにおける手続きの電子化	543
	スポーツ・青少年・教育	2 若者の社会的自立を支援する施策の拡充	556
	治安対策	1 首都東京を守るテロ等対応力の強化	592
	治安対策	3 総合的な治安対策の充実・強化	599
農林水産省	国境離島の維持保全	1 海洋国家としての我が国の地位を堅持するための国境離島の維持・保全	18
	都市整備	23 公共事業と農地保全を両立するための制度改正	176
	都市整備	44 羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進	249
	都市整備	46 米軍基地対策の推進	257
	環境・エネルギー	9 小笠原諸島世界自然遺産保全管理の推進	322
	環境・エネルギー	16 東京湾の水質改善対策の促進	335
	環境・エネルギー	17 食品ロス削減施策の推進	336
	環境・エネルギー	20 学校給食におけるプラスチック製品削減等の推進【新規】	342
	生活・産業	4 原油価格・物価高騰対策による都民生活の安定確保【新規】	491
	生活・産業	5 原油価格・物価高騰等の影響を受ける農林漁業者に対する支援の充実【新規】	493
	生活・産業	12 都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善	505
	生活・産業	19 伊豆・小笠原諸島周辺海域における中国漁船の領海侵犯及び違法操業への対応	522
	生活・産業	21 中小企業のビジネスチャンスの拡大を図る取組の推進	524
	生活・産業	31 豚熱及びアフリカ豚熱対策の強化	540
林野庁	環境・エネルギー	15 森林循環促進に向けた施策の拡充	333
	生活・産業	5 原油価格・物価高騰等の影響を受ける農林漁業者に対する支援の充実【新規】	493
水産庁	都市整備	51 島しょ港湾等の整備促進	272
	都市整備	53 島しょ港湾等の防災対策の推進	274
	生活・産業	5 原油価格・物価高騰等の影響を受ける農林漁業者に対する支援の充実【新規】	493
	生活・産業	32 漁業収入安定対策事業の拡充	542
経済産業省	地方分権改革	1 真の分権型社会の実現	9
	国境離島の維持保全	1 海洋国家としての我が国の地位を堅持するための国境離島の維持・保全	18
	都市整備	7 ライフライン施設の耐震化などの推進	131
	環境・エネルギー	1 電力需給ひっ迫への対応【新規】	276
	環境・エネルギー	2 気候変動対策の推進	279
	環境・エネルギー	3 自動車等のゼロエミッション化の推進	294
	環境・エネルギー	4 再生可能エネルギーの本格的な普及と拡大	299
	環境・エネルギー	5 水素社会の実現に向けた取組の加速	305
	環境・エネルギー	12 微小粒子状物質(PM2. 5)・光化学オキシダント(Ox)対策の推進	327
	環境・エネルギー	13 市街地土壌汚染対策の推進	330
	環境・エネルギー	14 PCB廃棄物処理の促進	332
	環境・エネルギー	17 食品ロス削減施策の推進	336
	環境・エネルギー	19 プラスチック対策の推進	340
	生活・産業	1 国際金融・経済都市の実現	485
	生活・産業	4 原油価格・物価高騰対策による都民生活の安定確保【新規】	491
	生活・産業	6 文化政策の推進	494
	生活・産業	9 中小・小規模事業者のキャッシュレス化の推進	500
	生活・産業	11 ベンチャー企業の支援の拡充	504
	生活・産業	13 ライフ・ワーク・バランスの推進	507
	生活・産業	21 中小企業のビジネスチャンスの拡大を図る取組の推進	524
	生活・産業	22 脱炭素社会の実現に向けた中小企業への支援強化【新規】	527
	生活・産業	23 中小企業の人材確保・定着への支援	528
	生活・産業	26 ソーシャルファームの普及	532
	生活・産業	28 感染症やウクライナ情勢等の影響を受ける中小企業者への資金繰り支援	535
資源エネルギー庁	災害対策	5 災害時における安定的な燃料供給体制の確立	74
	都市整備	42 無電柱化事業の推進	243
	環境・エネルギー	1 電力需給ひっ迫への対応【新規】	276

府省庁別提案要求事項一覧

府省庁名	区分	事項名	頁
資源エネルギー庁	環境・エネルギー	2 気候変動対策の推進	279
	環境・エネルギー	3 自動車等のゼロエミッション化の推進	294
	環境・エネルギー	4 再生可能エネルギーの本格的な普及拡大	299
	環境・エネルギー	5 水素社会の実現に向けた取組の加速	305
	環境・エネルギー	12 微小粒子状物質(PM2. 5)・光化学オキシダント(Ox)対策の推進	327
中小企業庁	生活・産業	13 ライフ・ワーク・バランスの推進	507
	生活・産業	21 中小企業のビジネスチャンスの拡大を図る取組の推進	524
	生活・産業	22 脱炭素社会の実現に向けた中小企業への支援強化【新規】	527
	生活・産業	24 中小企業のデジタル化の推進【新規】	530
	生活・産業	28 感染症やウクライナ情勢等の影響を受ける中小企業者への資金繰り支援	535
国土交通省	地方分権改革	1 真の分権型社会の実現	9
	国境離島の維持保全	1 海洋国家としての我が国の地位を堅持するための国境離島の維持・保全	18
	災害対策	1 首都直下地震等への備え	64
	災害対策	2 帰宅困難者対策の推進	67
	都市整備	1 建築物の耐震化の推進	81
	都市整備	2 木造住宅密集地域の整備促進	88
	都市整備	3 総合的な治水対策の推進	95
	都市整備	4 東京港の地震・津波・高潮対策の推進	116
	都市整備	5 大規模水害対策の推進	117
	都市整備	6 土砂災害防止に向けた盛土等の安全対策の推進	129
	都市整備	7 ライフライン施設の耐震化などの推進	131
	都市整備	8 羽田空港の液状化対策の推進	133
	都市整備	9 長周期地震動対策の推進	134
	都市整備	10 利水・治水対策の推進等	135
	都市整備	11 下水道事業に対する交付制度の拡充	137
	都市整備	12 水の有効利用の促進	146
	都市整備	13 不法係留船対策の推進	148
	都市整備	14 国際競争力強化に資するまちづくりの推進	150
	都市整備	15 市街地の開発に係る諸事業の推進	151
	都市整備	16 大都市圏における地籍調査の推進	158
	都市整備	17 マンションの適正な管理と円滑な再生による良質なストックの形成促進	159
	都市整備	18 空き家対策の促進と既存住宅ストックの活用	164
	都市整備	19 都営住宅ストックの有効活用	169
	都市整備	20 大都市補正の適用地区拡大	171
	都市整備	23 公共事業と農地保全を両立するための制度改革	176
	都市整備	24 東京における一体的な都市づくり推進のための仕組みづくり	178
	都市整備	25 首都移転の白紙撤回	180
	都市整備	26 鉄道施設の耐震化の推進	181
	都市整備	27 病院等の耐震化対策に係る補助制度の拡充	182
	都市整備	29 住宅セーフティネット制度の改善	186
	都市整備	30 宅地建物取引業法・住宅瑕疵担保履行法に基づく手続に係る電子申請システムの構築	190
	都市整備	31 建築行政等の手続のデジタル化の推進	192
	都市整備	32 東京外かく環状道路の整備促進	195
	都市整備	33 高速道路網の整備推進及び有効活用等	198
	都市整備	34 国道等の整備推進	205
	都市整備	35 道路・橋梁事業の推進	207
	都市整備	36 鉄道駅のバリアフリー化の推進	226
	都市整備	37 都市鉄道ネットワーク等の強化	230
	都市整備	38 BRT整備推進のための制度の創設・拡充	234
	都市整備	39 都市高速鉄道整備の充実・強化	236
	都市整備	40 連続立体交差事業の推進	240
	都市整備	41 踏切対策推進のための制度の創設・拡充	242
	都市整備	42 無電柱化事業の推進	243
	都市整備	43 バス事業の環境整備の促進	247
	都市整備	44 羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進	249
	都市整備	45 首都圏新空港の調査検討の推進	255
	都市整備	46 米軍基地対策の推進	257
	都市整備	47 小笠原航空路の整備促進	265
	都市整備	48 物流機能の強化に向けた東京港の整備推進	267
	都市整備	49 魅力的な水辺空間の創造に対する支援の拡大	270
	都市整備	50 民有港湾施設の適切な維持管理の推進	271
	都市整備	51 島しょ港湾等の整備促進	272
	都市整備	52 東京港の新海面処分場の財源確保	273
	都市整備	53 島しょ港湾等の防災対策の推進	274
	環境・エネルギー	2 気候変動対策の推進	279
	環境・エネルギー	3 自動車等のゼロエミッション化の推進	294
	環境・エネルギー	5 水素社会の実現に向けた取組の加速	305
	環境・エネルギー	6 緑の保全と創出に係る税財政措置の拡充	313
	環境・エネルギー	7 公園整備事業等の推進	315
	環境・エネルギー	8 都市再生推進のための国有財産の活用	319
	環境・エネルギー	9 小笠原諸島世界自然遺産保全管理の推進	322
	環境・エネルギー	11 道路環境対策の推進	325
	環境・エネルギー	12 微小粒子状物質(PM2. 5)・光化学オキシダント(Ox)対策の推進	327
	環境・エネルギー	16 東京湾の水質改善対策の促進	335
	環境・エネルギー	18 ヒアリ等の侵入、定着防止措置の実施	338
	生活・産業	2 都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善	505
	生活・産業	13 ライフ・ワーク・バランスの推進	507
	生活・産業	19 伊豆・小笠原諸島周辺海域における中国漁船の領海侵犯及び違法操業への対応	522
	治安対策	4 鉄道におけるセキュリティ確保の取組の推進【新規】	612

府省庁別提案要求事項一覧

府省庁名	区分	事項名	頁
観光庁	都市整備	36 鉄道駅のバリアフリー化の推進	226
	都市整備	42 無電柱化事業の推進	243
	生活・産業	6 文化政策の推進	494
	生活・産業	7 MICE推進施策の強化	496
	生活・産業	8 観光産業の早期回復に向けた取組の充実	498
気象庁	災害対策	3 緊急地震速報の改善	69
	災害対策	7 災害情報等の多言語発信	78
環境省	国境離島の維持保全	1 海洋国家としての我が国の地位を堅持するための国境離島の維持・保全	18
	都市整備	38 BRT整備推進のための制度の創設・拡充	234
	都市整備	47 小笠原航空路の整備促進	265
	環境・エネルギー	1 電力需給ひっ迫への対応【新規】	276
	環境・エネルギー	2 気候変動対策の推進	279
	環境・エネルギー	3 自動車等のゼロエミッション化の推進	294
	環境・エネルギー	4 再生可能エネルギーの本格的な普及拡大	299
	環境・エネルギー	5 水素社会の実現に向けた取組の加速	305
	環境・エネルギー	6 緑の保全と創出に係る税財政措置の拡充	313
	環境・エネルギー	9 小笠原諸島世界自然遺産保全管理の推進	322
	環境・エネルギー	10 自動車排出ガスに係る大気汚染対策の強化	323
	環境・エネルギー	12 微小粒子状物質(PM2. 5)・光化学オキシダント(Ox)対策の推進	327
	環境・エネルギー	13 市街地土壌汚染対策の推進	330
	環境・エネルギー	14 PCB廃棄物処理の促進	332
	環境・エネルギー	16 東京湾の水質改善対策の促進	335
	環境・エネルギー	17 食品ロス削減施策の推進	336
	環境・エネルギー	18 ヒアリ等の侵入、定着防止措置の実施	338
	環境・エネルギー	19 プラスチック対策の推進	340
	環境・エネルギー	21 国立公園の活用	344
	環境・エネルギー	22 廃棄物・リサイクル対策の拡充	346
	環境・エネルギー	23 産業廃棄物処理業の許可申請手続等の電子化	348
	環境・エネルギー	24 狩猟免許更新等における柔軟な対応	350
	生活・産業	12 都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善	505
原子力規制庁	治安対策	1 首都東京を守るテロ等対応力の強化	592
防衛省	都市整備	46 米軍基地対策の推進	257
	生活・産業	19 伊豆・小笠原諸島周辺海域における中国漁船の領海侵犯及び違法操業への対応	522
	治安対策	6 国民保護事案に関する対策の推進	615

参考 2

所管局別提案要求事項一覽

所管局別提案要求事項一覧

局名	区分	事項名	頁
政策企画局	地方分権改革	1 真の分権型社会の実現	9
	災害対策	1 首都直下地震等への備え	64
	都市整備	25 首都移転の白紙撤回	180
	環境・エネルギー	2 気候変動対策の推進	279
	環境・エネルギー	15 森林循環促進に向けた施策の拡充	333
	環境・エネルギー	16 東京湾の水質改善対策の促進	335
	生活・産業	1 国際金融・経済都市の実現	485
子供政策連携室	スポーツ・青少年・教育	14 外国につながるのある子供に対する教育の充実	580
総務局	地方分権改革	1 真の分権型社会の実現	9
	国境離島の維持保全	1 海洋国家としての我が国の地位を堅持するための国境離島の維持・保全	18
	行財政改革	1 法人実効税率の引下げに係る国の責任による対応及び代替財源の確保	23
	行財政改革	2 都区財政調整の財源に係る過誤納還付金の取扱いの見直し	24
	行財政改革	5 地方税収納金整理資金制度の創設	30
	行財政改革	9 「ふるさと納税」制度の見直し	36
	行財政改革	11 公務員の働き方改革に向けた勤務条件の弾力化	39
	行財政改革	12 公務員の育児短時間勤務及び部分休業の対象となる子の年齢の拡大【新規】	41
	行財政改革	14 新型コロナウイルス感染症に伴う地方の財政運営に対する確実な支援	44
	行財政改革	17 行政手続などのデジタル化に向けた財政措置等	48
	災害対策	1 首都直下地震等への備え	64
	災害対策	2 帰宅困難者対策の推進	67
	災害対策	3 緊急地震速報の改善	69
	災害対策	5 災害時における安定的な燃料供給体制の確立	74
	災害対策	7 災害情報等の多言語発信	78
	都市整備	5 大規模水害対策の推進	117
	都市整備	7 ライフライン施設の耐震化などの推進	131
	都市整備	8 羽田空港の液化化対策の推進	133
	都市整備	47 小笠原航空路の整備促進	265
	環境・エネルギー	1 電力需給ひっ迫への対応【新規】	276
	福祉・保健・医療	10 新興・再興感染症対策の充実	471
	生活・産業	1 国際金融・経済都市の実現	485
	生活・産業	19 伊豆・小笠原諸島周辺海域における中国漁船の領海侵犯及び違法操業への対応	522
	スポーツ・青少年・教育	5 高等学校等就学支援金制度の必要経費の確保等	561
	治安対策	1 首都東京を守るテロ等対応力の強化	592
	治安対策	6 国民保護事案に関する対策の推進	615
財務局	地方分権改革	1 真の分権型社会の実現	9
	行財政改革	1 法人実効税率の引下げに係る国の責任による対応及び代替財源の確保	23
	行財政改革	2 都区財政調整の財源に係る過誤納還付金の取扱いの見直し	24
	行財政改革	3 社会保障の充実など制度創設及び見直しに伴う国の責任による確実な財源の確保等	26
	行財政改革	4 財政上の不合理な措置の是正	28
	行財政改革	5 地方税収納金整理資金制度の創設	30
	行財政改革	7 新たな国際課税ルール策定に係る税収の適切な帰属【新規】	33
	行財政改革	9 「ふるさと納税」制度の見直し	36
	行財政改革	14 新型コロナウイルス感染症に伴う地方の財政運営に対する確実な支援	44
	行財政改革	17 行政手続などのデジタル化に向けた財政措置等	48
	都市整備	22 公共事業推進のための行政代執行法の改正	175
	生活・産業	1 国際金融・経済都市の実現	485
デジタルサービス局	行財政改革	8 社会保障・税番号制度の拡充等	34
	行財政改革	10 自治体情報セキュリティクラウドの推進	38
	行財政改革	13 LGWAN(総合行政ネットワーク)環境のセキュリティ確保	43
	行財政改革	15 ベース・レジストリの整備・オープンデータの利活用の推進	46
	行財政改革	16 パブリッククラウドの利用ガイドラインの提示	47
	行財政改革	17 行政手続などのデジタル化に向けた財政措置等	48
	生活・産業	2 「スマート東京」実現に向けた高速モバイルインターネット網の早期構築等	487
	生活・産業	18 情報通信網の維持管理及び再整備に対する支援	520
主税局	生活・産業	30 家庭における高速インターネット回線の整備	538
	地方分権改革	1 真の分権型社会の実現	9
	行財政改革	1 法人実効税率の引下げに係る国の責任による対応及び代替財源の確保	23
	行財政改革	4 財政上の不合理な措置の是正	28
	行財政改革	5 地方税収納金整理資金制度の創設	30
	行財政改革	6 地方法人課税の分割基準の適正化	31
	行財政改革	7 新たな国際課税ルール策定に係る税収の適切な帰属【新規】	33
	行財政改革	9 「ふるさと納税」制度の見直し	36
	行財政改革	17 行政手続などのデジタル化に向けた財政措置等	48
	行財政改革	18 税務行政におけるデジタル化推進	51
生活文化スポーツ局	行財政改革	8 社会保障・税番号制度の拡充等	34
	都市整備	28 私立学校の耐震化対策に係る助成の拡充	183
	生活・産業	3 地方消費生活行政の財源確保	490
	生活・産業	4 原油価格・物価高騰対策による都民生活の安定確保【新規】	491
	生活・産業	6 文化政策の推進	494
	生活・産業	10 多文化共生社会の実現に向けた外国人受入環境整備促進	501
	生活・産業	29 PIO-NETのモバイル化・クラウド化	537
	スポーツ・青少年・教育	1 東京2020大会レガシーを生かしたスポーツ振興事業の推進	545
	スポーツ・青少年・教育	2 若者の社会的自立を支援する施策の拡充	556
	スポーツ・青少年・教育	3 子ども・子育て支援新制度施行後における幼児教育の質の確保	557
	スポーツ・青少年・教育	4 私立学校助成の拡充	559
	スポーツ・青少年・教育	5 高等学校等就学支援金制度の必要経費の確保等	561
	スポーツ・青少年・教育	12 児童ボロボの自画撮り被害をはじめSNSの利用に起因する性被害等から青少年を守る施策の充実	576
	治安対策	3 総合的な治安対策の充実・強化	599
	治安対策	5 再犯防止施策の充実	613

所管局別提案要求事項一覧

局名	区分	事項名	頁
都市整備局	都市整備	1 建築物の耐震化の推進	81
	都市整備	2 木造住宅密集地域の整備促進	88
	都市整備	3 総合的な治水対策の推進	95
	都市整備	5 大規模水害対策の推進	117
	都市整備	6 土砂災害防止に向けた盛土等の安全対策の推進	129
	都市整備	8 羽田空港の液状化対策の推進	133
	都市整備	9 長周期地震動対策の推進	134
	都市整備	10 利水・治水対策の推進等	135
	都市整備	12 水の有効利用の促進	146
	都市整備	14 国際競争力強化に資するまちづくりの推進	150
	都市整備	15 市街地の開発に係る諸事業の推進	151
	都市整備	16 大都市圏における地籍調査の推進	158
	都市整備	21 公共用地取得に係る登記関連法の改正	172
	都市整備	23 公共事業と農地保全を両立するための制度改正	176
	都市整備	24 東京における一体的な都市づくり推進のための仕組みづくり	178
	都市整備	26 鉄道施設の耐震化の推進	181
	都市整備	31 建築行政等の手続のデジタル化の推進	192
	都市整備	32 東京外かく環状道路の整備促進	195
	都市整備	33 高速道路網の整備推進及び有効活用等	198
	都市整備	34 国道等の整備推進	205
	都市整備	35 道路・橋梁事業の推進	207
	都市整備	36 鉄道駅のバリアフリー化の推進	226
	都市整備	37 都市鉄道ネットワーク等の強化	230
	都市整備	38 BRT整備推進のための制度の創設・拡充	234
	都市整備	39 都市高速鉄道整備の充実・強化	236
	都市整備	40 連続立体交差事業の推進	240
	都市整備	41 踏切対策推進のための制度の創設・拡充	242
	都市整備	42 無電柱化事業の推進	243
	都市整備	44 羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進	249
	都市整備	45 首都圏新空港の調査検討の推進	255
	都市整備	46 米軍基地対策の推進	257
	環境・エネルギー	5 水素社会の実現に向けた取組の加速	305
	環境・エネルギー	6 緑の保全と創出に係る税財政措置の拡充	313
	環境・エネルギー	7 公園整備事業等の推進	315
	環境・エネルギー	8 都市再生推進のための国有財産の活用	319
	環境・エネルギー	16 東京湾の水質改善対策の促進	335
	生活・産業	12 都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善	505
	治安対策	4 鉄道におけるセキュリティ確保の取組の推進【新規】	612
住宅政策本部	都市整備	17 マンションの適正な管理と円滑な再生による良質なストックの形成促進	159
	都市整備	18 空き家対策の促進と既存住宅ストックの活用	164
	都市整備	19 都営住宅ストックの有効活用	169
	都市整備	29 住宅セーフティネット制度の改善	186
	都市整備	30 宅地建物取引業法・住宅瑕疵担保履行法に基づく手続に係る電子申請システムの構築	190
	環境・エネルギー	2 気候変動対策の推進	279
環境局	都市整備	6 土砂災害防止に向けた盛土等の安全対策の推進	129
	都市整備	47 小笠原航空路の整備促進	265
	環境・エネルギー	1 電力需給ひっ迫への対応【新規】	276
	環境・エネルギー	2 気候変動対策の推進	279
	環境・エネルギー	3 自動車等のゼロエミッション化の推進	294
	環境・エネルギー	4 再生可能エネルギーの本格的な普及拡大	299
	環境・エネルギー	5 水素社会の実現に向けた取組の加速	305
	環境・エネルギー	6 緑の保全と創出に係る税財政措置の拡充	313
	環境・エネルギー	8 都市再生推進のための国有財産の活用	319
	環境・エネルギー	9 小笠原諸島世界自然遺産保全管理の推進	322
	環境・エネルギー	10 自動車排出ガスに係る大気汚染対策の強化	323
	環境・エネルギー	12 微小粒子状物質(PM2.5)・光化学オキシダント(Ox)対策の推進	327
	環境・エネルギー	13 市街地土壌汚染対策の推進	330
	環境・エネルギー	14 PCB廃棄物処理の促進	332
	環境・エネルギー	16 東京湾の水質改善対策の促進	335
	環境・エネルギー	17 食品ロス削減施策の推進	336
	環境・エネルギー	18 ヒアリ等の侵入、定着防止措置の実施	338
	環境・エネルギー	19 プラスチック対策の推進	340
	環境・エネルギー	21 国立公園の活用	344
	環境・エネルギー	22 廃棄物・リサイクル対策の拡充	346
	環境・エネルギー	23 産業廃棄物処理業の許可申請手続等の電子化	348
	環境・エネルギー	24 狩猟免許更新等における柔軟な対応	350
	生活・産業	12 都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善	505
福祉保健局	行財政改革	14 新型コロナウイルス感染症に伴う地方の財政運営に対する確実な支援	44
	災害対策	4 災害医療体制の充実	72
	災害対策	5 災害時における安定的な燃料供給体制の確立	74
	災害対策	6 大規模災害時における被災者の生活再建支援制度の在り方	77
	都市整備	27 病院等の耐震化対策に係る補助制度の拡充	182
	都市整備	46 米軍基地対策の推進	257
	環境・エネルギー	10 自動車排出ガスに係る大気汚染対策の強化	323
	福祉・保健・医療	1 少子社会対策の推進	352
	福祉・保健・医療	2 特別な支援を要する子供と家庭に係る施策の充実	364
	福祉・保健・医療	4 高齢社会対策の推進	377
	福祉・保健・医療	5 医療保険制度の改革等	391
	福祉・保健・医療	6 障害者施策の推進	399
	福祉・保健・医療	7 生活・雇用に関するセーフティネットの強化	419

所管局別提案要求事項一覧

局名	区分	事項名	頁
福祉保健局	福祉・保健・医療	8 保健医療施策の推進	426
	福祉・保健・医療	9 ウイルス肝炎対策の強化	469
	福祉・保健・医療	10 新興・再興感染症対策の充実	471
	福祉・保健・医療	11 健康危機管理体制の充実	477
	福祉・保健・医療	12 緊急被ばく医療体制の整備	483
	福祉・保健・医療	3 新型コロナウイルス感染症に係る母子保健事業の充実	375
	スポーツ・青少年・教育	2 若者の社会的自立を支援する施策の拡充	556
病院経営本部	治安対策	1 首都東京を守るテロ等対応力の強化	592
	災害対策	4 災害医療体制の充実	72
	災害対策	5 災害時における安定的な燃料供給体制の確立	74
	福祉・保健・医療	4 高齢社会対策の推進	377
	福祉・保健・医療	6 障害者施策の推進	399
産業労働局	福祉・保健・医療	8 保健医療施策の推進	426
	都市整備	6 土砂災害防止に向けた盛土等の安全対策の推進	129
	都市整備	23 公共事業と農地保全を両立するための制度改正	176
	環境・エネルギー	15 森林循環促進に向けた施策の拡充	333
	福祉・保健・医療	1 少子社会対策の推進	352
	生活・産業	1 国際金融・経済都市の実現	485
	生活・産業	5 原油価格・物価高騰等の影響を受ける農林漁業者に対する支援の充実【新規】	493
	生活・産業	7 MICE推進施策の強化	496
	生活・産業	8 観光産業の早期回復に向けた取組の充実	498
	生活・産業	9 中小・小規模事業者のキャッシュレス化の推進	500
	生活・産業	11 ベンチャー企業の支援の拡充	504
	生活・産業	12 都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善	505
	生活・産業	13 ライフ・ワーク・バランスの推進	507
	生活・産業	14 就職氷河期世代等の非正規労働者に対する支援の強化	512
	生活・産業	15 非正規労働者の待遇改善に向けた支援の強化	514
	生活・産業	16 障害者の就業支援策の一層の充実	516
	生活・産業	17 ウクライナ情勢に伴う避難民受入れを踏まえた外国人避難民等への就労支援の充実【新規】	519
	生活・産業	19 伊豆・小笠原諸島周辺海域における中国漁船の領海侵犯及び違法操業への対応	522
	生活・産業	20 職場における女性の活躍を推進する雇用就業施策の充実	523
	生活・産業	21 中小企業のビジネスチャンスの拡大を図る取組の推進	524
	生活・産業	22 脱炭素社会の実現に向けた中小企業への支援強化【新規】	527
	生活・産業	23 中小企業の人材確保・定着への支援	528
	生活・産業	24 中小企業のデジタル化の推進【新規】	530
	生活・産業	25 高齢者の就業を推進するための支援の充実	531
	生活・産業	26 ソーシャルファームの普及	532
	生活・産業	27 ハラスメント防止対策の総合的な推進	534
	生活・産業	28 感染症やウクライナ情勢等の影響を受ける中小企業者への資金繰り支援	535
	生活・産業	31 豚熱及びアフリカ豚熱対策の強化	540
	生活・産業	32 漁業収入安定対策事業の拡充	542
	生活・産業	33 公共職業訓練施設の入校申請に必要なハローワークにおける手続の電子化	543
	スポーツ・青少年・教育	2 若者の社会的自立を支援する施策の拡充	556
建設局	地方分権改革	1 真の分権型社会の実現	9
	都市整備	2 木造住宅密集地域の整備促進	88
	都市整備	3 総合的な治水対策の推進	95
	都市整備	5 大規模水害対策の推進	117
	都市整備	6 土砂災害防止に向けた盛土等の安全対策の推進	129
	都市整備	7 ライフライン施設の耐震化などの推進	131
	都市整備	10 利水・治水対策の推進等	135
	都市整備	13 不法係留船対策の推進	148
	都市整備	15 市街地の開発に係る諸事業の推進	151
	都市整備	20 大都市補正の適用地区拡大	171
	都市整備	21 公共用地取得に係る登記関連法の改正	172
	都市整備	22 公共事業推進のための行政代執行法の改正	175
	都市整備	32 東京外かく環状道路の整備促進	195
	都市整備	33 高速道路網の整備推進及び有効活用等	198
	都市整備	34 国道等の整備推進	205
	都市整備	35 道路・橋梁事業の推進	207
	都市整備	40 連続立体交差事業の推進	240
	都市整備	41 踏切対策推進のための制度の創設・拡充	242
	都市整備	42 無電柱化事業の推進	243
	都市整備	44 羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進	249
港湾局	環境・エネルギー	7 公園整備事業等の推進	315
	環境・エネルギー	8 都市再生推進のための国有財産の活用	319
	環境・エネルギー	11 道路環境対策の推進	325
	環境・エネルギー	16 東京湾の水質改善対策の促進	335
	地方分権改革	1 真の分権型社会の実現	9
	都市整備	4 東京港の地震・津波・高潮対策の推進	116
	都市整備	5 大規模水害対策の推進	117
	都市整備	34 国道等の整備推進	205
	都市整備	35 道路・橋梁事業の推進	207
	都市整備	42 無電柱化事業の推進	243
	都市整備	44 羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進	249
	都市整備	47 小笠原航空路の整備促進	265
港湾局	都市整備	48 物流機能の強化に向けた東京港の整備推進	267
	都市整備	49 魅力的な水辺空間の創造に対する支援の拡大	270
	都市整備	50 民有港湾施設の適切な維持管理の推進	271
	都市整備	51 島しょ港湾等の整備促進	272

所管局別提案要求事項一覧

局名	区分	事項名	頁
港湾局	都市整備	52 東京港の新海面処分場の財源確保	273
	都市整備	53 島しょ港湾等の防災対策の推進	274
	環境・エネルギー	16 東京湾の水質改善対策の促進	335
	環境・エネルギー	18 ヒアリ等の侵入、定着防止措置の実施	338
東京消防庁	災害対策	8 消防関係講習のオンライン化等の推進	79
交通局	都市整備	36 鉄道駅のバリアフリー化の推進	226
	都市整備	39 都市高速鉄道整備の充実・強化	236
	都市整備	43 バス事業の環境整備の促進	247
	環境・エネルギー	3 自動車等のゼロエミッション化の推進	294
	環境・エネルギー	5 水素社会の実現に向けた取組の加速	305
水道局	行財政改革	19 指定給水装置工事事業者の指定等に係るDXの推進	62
	都市整備	10 利水・治水対策の推進等	135
下水道局	都市整備	3 総合的な治水対策の推進	95
	都市整備	5 大規模水害対策の推進	117
	都市整備	11 下水道事業に対する交付制度の拡充	137
	環境・エネルギー	16 東京湾の水質改善対策の促進	335
教育庁	環境・エネルギー	20 学校給食におけるプラスチック製品削減等の推進【新規】	342
	生活・産業	1 国際金融・経済都市の実現	485
	生活・産業	30 家庭における高速インターネット回線の整備	538
	スポーツ・青少年・教育	2 若者の社会的自立を支援する施策の拡充	556
	スポーツ・青少年・教育	6 公立学校の教職員定数の充実	563
	スポーツ・青少年・教育	7 特別支援学校の養護教諭等の定数改善	566
	スポーツ・青少年・教育	8 いじめ問題等に対する取組の充実	567
	スポーツ・青少年・教育	9 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の運用等【新規】	570
	スポーツ・青少年・教育	10 教育支援センターの機能強化、不登校特例校の拡充等	572
	スポーツ・青少年・教育	11 学校における働き方改革の実現	574
	スポーツ・青少年・教育	13 学校施設の空調設備整備に対する支援	578
	スポーツ・青少年・教育	14 外国につながるのある子供に対する教育の充実	580
	スポーツ・青少年・教育	15 教育のデジタル化の推進に向けた支援	583
	スポーツ・青少年・教育	16 教科書事務における効率化	587
	スポーツ・青少年・教育	17 教育職員免許状の最新情報の入手可能な仕組みの構築	588
	スポーツ・青少年・教育	18 著作権法改正に伴う図書館資料の公衆送信への支援【新規】	590
警視庁	治安対策	1 首都東京を守るテロ等対応力の強化	592
	治安対策	2 重要インフラ等に対するサイバー攻撃対策の強化	597
	治安対策	3 総合的な治安対策の充実・強化	599

参考 3

東京 2020 大会のレガシー に関する要望事項

東京2020大会のレガシーに関する要望事項について

1 東京2020大会のレガシーについて

安全・安心な大会の開催を実現するため、関係者が一体となって取り組んだ東京2020大会は、世界中からアスリートが参加し、熱戦を繰り広げ、コロナによって分断された世界を、スポーツの力で一つにし、世界中の人々に勇気と希望を届けた大会となった。今後は、大会を通じて生み出されたハード・ソフトの様々なレガシーを発展させ、多様性と包摂性に溢れた社会を創り上げるなど都市の成熟へと結び付けることが必要である。

こうした大会のレガシーを日本全体の持続的な発展につなげていくため、以下の事項について、引き続き国を挙げて取り組むことを要望する。

2 要望事項

項目番号	要望事項	対応頁
1	安全・安心	
	大会に向けたハード・ソフトの対策を発展させ、都民の安全・安心な暮らしを実現	
	首都東京を守るテロ等対応力の強化	592
	重要インフラ等に対するサイバー攻撃対策の強化	597
	総合的な治安対策の充実・強化(サイバーセキュリティ対策の充実・強化)	607
	新興・再興感染症対策の充実	471
	無電柱化事業の推進	243
	市街地の開発に係る諸事業の推進(市街地開発事業などにおける無電柱化の推進)	156
2	まちづくり	
	ベイエリアの交通ネットワークが充実し、便利で快適に移動できる都市に	
	羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進(羽田空港の機能発揮に資する交通アクセス等の強化)	252
	BRT整備推進のための制度の創設・拡充	234
	道路・橋梁事業の推進(交通安全施設事業の推進[自転車通行空間整備])	216
3	スポーツ・健康	
	スポーツを「する・みる・支える」が日常に定着し、都民の健康増進・QOL向上を実現	
	東京2020大会レガシーを生かしたスポーツ振興事業の推進(スポーツ施設の整備促進と国際大会の招致・開催)	545
	東京2020大会レガシーを生かしたスポーツ振興事業の推進(競技力向上事業の推進)	551
	パラリンピックに向けた多面的な取組を発展させ、パラスポーツを人気コンテンツに	
	東京2020大会レガシーを生かしたスポーツ振興事業の推進(パラスポーツの推進)	554
4	文化・観光	
	「文化の祭典」の経験を、新たな楽しみや喜びの創出に結実	
	文化政策の推進	494
	誰もが安心して観光を楽しめ、何度でも訪れたい国際観光都市へと飛躍	
	観光産業の早期回復に向けた取組の充実	498
	MICE推進施策の強化	496
5	教育・多様性	
	多様性と包摂性を高める様々な取組を通じて、真の共生社会を実現	
	多文化共生社会の実現に向けた外国人受入環境整備促進	501
	障害者の就業支援策の一層の充実	516
	ソーシャルファームの普及	532
	大会を契機に、東京全体でユニバーサルデザインのまちづくりを展開	
	鉄道駅のバリアフリー化の推進	226
	道路・橋梁事業の推進(交通安全施設事業の推進[道路のバリアフリー化])	216
6	環境・持続可能性	
	大会での再エネ・水素活用等を契機に、ゼロエミッション東京の実現に向けた取組を加速	
	気候変動対策の推進(実効性ある温室効果ガス削減対策の実施)	279
	気候変動対策の推進(建築物の脱炭素化の促進)	284
	気候変動対策の推進(分散型エネルギーの導入とエネルギーマネジメントの推進)	292
	自動車等のゼロエミッション化の推進	294
	再生可能エネルギーの本格的な普及拡大	299
	水素社会の実現に向けた取組の加速	305
	持続可能な大会を通じて、環境に配慮した快適な都市へ	
	食品ロス削減施策の推進	336
	プラスチック対策の推進	340
	道路環境対策の推進[ヒートアイランド対策]	325
7	経済・テクノロジー	
	スムーズビズの定着により、人々がいきいきと働き活躍できる社会を実現	
	ライフ・ワーク・バランスの推進	507
	都市鉄道ネットワーク等の強化[オブビーク通勤の取組の促進]	230
	5Gやロボットなどの最先端テクノロジーを活用し、「スマート東京」の実現を加速	
	「スマート東京」実現に向けた高速モバイルインターネット網の早期構築等	487
	大会を通じて生まれた経済効果を最大限に生かし、東京・日本経済の持続的発展に貢献	
	国際金融・経済都市の実現	485
	中小企業のビジネスチャンスの拡大を図る取組の推進	524

参考 4

D X推進に関する要望事項

DX(デジタルトランスフォーメーション)推進 に関する要望事項について

1 DXの推進について

ポストコロナを見据え、激化する国際競争の中で我が国が成長とさらなる成熟を成し遂げる上で大切なのはスピードであり、その鍵を握るのはDXの推進である。

地方公共団体のDX推進への道のりは、まだまだ半ばである。地域住民の生活の質や事業者活動の利便性を向上するためには、デジタル庁の取組等と軌を一にし、地域住民と行政との間や行政間の手続を電子化するなど、「不便・面倒・複雑」な行政から脱却していくことが重要である。

そのためには、法改正や各種規制の見直しのほか、ベース・レジストリの整備、積極的なオープンデータやオープンソースの取組など、国による環境整備が引き続き不可欠であり、地方公共団体の実情を踏まえた円滑なデジタル化やDX推進が行われるよう、以下の事項を要望する。

2 要望事項

項目 番号	要望事項	対応頁
1	自治体のクラウド利用推進	
	自治体情報セキュリティクラウドの推進	38
	L G W A N（総合行政ネットワーク）環境のセキュリティ確保	43
	パブリッククラウドの利用ガイドラインの提示	47
	P I O - N E T のモバイル化・クラウド化	537
2	ベース・レジストリの整備、オープンデータ・オープンソースの推進	
	ベース・レジストリの整備・オープンデータの利活用の推進	46
3	インターネット環境の更なる普及	
	「スマート東京」実現に向けた高速モバイルインターネット網の早期構築等	487
	情報通信網の維持管理及び再整備に対する支援	520
	家庭における高速インターネット回線の整備	538
4	自治体のデジタル化に向けた財政支援	
	行政手続などのデジタル化に向けた財政措置等	48
5	速やかなデジタル化と制度改正	
	国の責任において手続の電子化を速やかに進めるべきもの	
	宅地建物取引業法・住宅瑕疵担保履行法に基づく手続に係る電子申請システムの構築	190
	建築行政等の手続のデジタル化の推進	192
	産業廃棄物処理業の許可申請手続等の電子化	348
	高齢社会対策の推進（介護保険制度の円滑な運営）	377
	障害者施策の推進（障害者・障害児の支援に関する法制度）	399
	保健医療施策の推進（患者中心の医療・医療機関のデジタル環境の整備推進）	433
	保健医療施策の推進（被爆者援護法に基づく医療費の審査支払事務における紙申請の廃止）	459
	国の所管システムの改善を図るべきもの	
	P I O - N E T のモバイル化・クラウド化（再掲）	537
	教科書事務における効率化	587
	押印廃止や添付書類の見直しなど	
	税務行政におけるデジタル化推進（ICTを活用した国税・地方税間の情報連携の更なる推進）	51
	税務行政におけるデジタル化推進（評価額情報の活用による利便性向上）	56
	指定給水装置工事事業者の指定等に係るDXの推進	62
	消防関係講習のオンライン化等の推進	79
	狩猟免許更新等における柔軟な対応	350
	公共職業訓練施設の入校申請に必要なハローワークにおける手続の電子化	543
	教育職員免許状の最新情報の入手可能な仕組みの構築	588
	社会保障・税番号制度の拡充等	
	教育のデジタル化の推進に向けた支援	583
	その他	
	税務行政におけるデジタル化推進（地方税の電子申告・電子納税の利用拡大及び利便性向上）	53
	税務行政におけるデジタル化推進（住民基本台帳ネットワークシステムの情報提供機能の強化）	57
	税務行政におけるデジタル化推進（税務システムの庁舎外での活用の推進について）	60
6	現場の声を反映したデジタルサービス	
	行政手続などのデジタル化に向けた財政措置等（再掲）	48